令和 ８ 年 ９ 月

市川市議会定例会会議録

令和 8年　9月　4日　　開会
令和 8年 10月　2日　　閉会

市 川 市 議 会

目　　次

第１日　９月４日（金曜日）

○議事日程（第１号）……　1
○会議に付した事件（31件）……　2
○出席議員（41名）……　2
○欠席議員（なし）……　3
○説明のため出席した者の職氏名……　4
○職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名……　4
○開会・開議……　6
○議長報告
・執行機関に対する出席要求……　6
○会議録署名議員指名……　6
○日程第１　会期の件……　6
○日程第２　発議第９号　市川市議会会議規則の一部改正について
・可決……　6
○日程第３　議案第23号　市川市税条例の一部改正について
日程第４　議案第24号　市川市認可地縁団体印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正について
日程第５　議案第25号　市川市こども発達センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について
日程第６　議案第26号　市川市ベンチャービジネス等支援資金融資及び利子補給条例の一部改正について
日程第７　議案第27号　市川市景観条例の一部改正について
日程第８　議案第28号　市川市自転車等駐車場の設置及び管理に関する条例の一部改正について
日程第９　議案第29号　市川市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について
日程第10　議案第30号　令和８年度市川市一般会計補正予算（第３号）
日程第11　議案第31号　令和８年度市川市介護保険特別会計補正予算（第１号）
日程第12　議案第32号　令和８年度市川市下水道事業会計補正予算（第２号）
日程第13　議案第33号　護岸更新工事（その２）請負契約について
日程第14　議案第34号　はしご付消防自動車の製造請負契約について
日程第15　議案第35号　市川市消防局消防救急デジタル無線装置の購入について
日程第16　議案第36号　土地持分全部移転登記手続請求事件に関する訴えの提起について
日程第17　認定第１号　令和７年度市川市一般会計、特別会計及び公営企業会計決算の認定について
日程第18　報告第21号　専決処分の承認を求めることについて
日程第19　報告第22号　健全化判断比率について
日程第20　報告第23号　資金不足比率について
日程第21　報告第24号　継続費の継続年度終了による精算について
日程第22　報告第25号　下水道事業会計予算の継続費の継続年度終了による精算について
日程第23　報告第26号　市川市新型インフルエンザ等対策行動計画改定に関する報告について
日程第24　報告第27号　専決処分の報告について

日程第25　報告第28号　専決処分の報告について
日程第26　報告第29号　専決処分の報告について
日程第27　報告第30号　専決処分の報告について
日程第28　報告第31号　専決処分の報告について
日程第29　報告第32号　専決処分の報告について
日程第30　報告第33号　専決処分の報告について
日程第31　報告第34号　いちかわクリーンエネルギー株式会社の令和７年度決算及び令和８年度事業計画に関する報告について

（一括議題）

・提案説明
市　長　田　中　甲……7
○決算審査特別委員会の設置及び委員の選任……8
・代表質問
１．未　来　市　川　国　松　ひ　ろ　き……9
危機管理監　今　井　隆
下水道部長　仙　波　俊　郎
経済観光部長　高　橋　一　三
こども家庭部長　山　室　繁　央
環境部長　湯　本　明　男
道路交通部長　磯　部　高　志
○休　憩……31
○開　議……32
２．創生市川・自民党　稲　葉　健　二……32
市民部長　山　影　聡　香
保健部長　横　山　京　子
こども家庭部長　山　室　繁　央
学校教育部長　小　林　義　行
文化国際部長　日　暮　真　司
○休　憩……55
○開　議……55
○発言の訂正（危機管理監）……55
○発言の訂正（こども家庭部長）……55
稲　葉　健　二（再）……56
学校教育部長　小　林　義　行
文化国際部長　日　暮　真　司
３．日　本　共　産　党　清　水　み　な　子……63
環境部長　湯　本　明　男
経済観光部長　高　橋　一　三
福祉部長　寺　島　崇

道路交通部長　磯部高志
下水道部長　仙波俊郎
危機管理監　今井隆
街づくり部長　小林英樹
教育振興部長　根本泰雄
学校教育部長　小林義行
企画部長　西村直
○会議時間の延長……７４
清水みな子（再）……７４
企画部長　西村直
○散　会……７５

第２日　９月７日（月曜日）

○議事日程（第２号）……７７
○会議に付した事件（30件）……７７
○出席議員（41名）……７８
○欠席議員（なし）……７９
○説明のため出席した者の職氏名……７９
○職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名……８０
○開　議……８２
○議長報告
・決算審査特別委員会正副委員長互選結果……８２
○発言の訂正（文化国際部長）……８２
○日程第１　行政報告　令和８年９月６日から７日にかけての大雨に係る対応報告について……８２
危機管理監　今井隆……８２
教育長　高木秀人……８２
○日程第２　議案第23号　市川市税条例の一部改正について
日程第３　議案第24号　市川市認可地縁団体印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正について
日程第４　議案第25号　市川市こども発達センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について
日程第５　議案第26号　市川市ベンチャービジネス等支援資金融資及び利子補給条例の一部改正について
日程第６　議案第27号　市川市景観条例の一部改正について
日程第７　議案第28号　市川市自転車等駐車場の設置及び管理に関する条例の一部改正について
日程第８　議案第29号　市川市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について
日程第９　議案第30号　令和８年度市川市一般会計補正予算（第３号）
日程第10　議案第31号　令和８年度市川市介護保険特別会計補正予算（第１号）
日程第11　議案第32号　令和８年度市川市下水道事業会計補正予算（第２号）
日程第12　議案第33号　護岸更新工事（その２）請負契約について
日程第13　議案第34号　はしご付消防自動車の製造請負契約について

日程第14　議案第35号　市川市消防局消防救急デジタル無線装置の購入について
日程第15　議案第36号　土地持分全部移転登記手続請求事件に関する訴えの提起について
日程第16　認定第１号　令和７年度市川市一般会計、特別会計及び公営企業会計決算の認定について
日程第17　報告第21号　専決処分の承認を求めることについて
日程第18　報告第22号　健全化判断比率について
日程第19　報告第23号　資金不足比率について
日程第20　報告第24号　継続費の継続年度終了による精算について
日程第21　報告第25号　下水道事業会計予算の継続費の継続年度終了による精算について
日程第22　報告第26号　市川市新型インフルエンザ等対策行動計画改定に関する報告について
日程第23　報告第27号　専決処分の報告について
日程第24　報告第28号　専決処分の報告について
日程第25　報告第29号　専決処分の報告について
日程第26　報告第30号　専決処分の報告について
日程第27　報告第31号　専決処分の報告について
日程第28　報告第32号　専決処分の報告について
日程第29　報告第33号　専決処分の報告について
日程第30　報告第34号　いちかわクリーンエネルギー株式会社の令和７年度決算及び令和８年度事業計画に関する報告について

（一括議題）

・代表質問

４．公　明　党　宮　本　均……　８３
（補足質問者）　小　山　田　な　お　と
財　政　部　長　田　中　雅　之
こども家庭部長　山　室　繁　央
福　祉　部　長　寺　島　崇
管　財　部　長　松　丸　宏
教育振興部長　根　本　泰　雄
危機管理監　今　井　隆
道路交通部長　磯　部　高　志
環　境　部　長　湯　本　明　男
下　水　道　部　長　仙　波　俊　郎
街づくり部長　小　林　英　樹
小　山　田　な　お　と……　９４
こども家庭部長　山　室　繁　央
福　祉　部　長　寺　島　崇
教育振興部長　根　本　泰　雄
危機管理監　今　井　隆
道路交通部長　磯　部　高　志
街づくり部長　小　林　英　樹

○休　憩 …… １０４
○開　議 …… １０４
小　山　田　　な　お　と（再） …… １０４
危　機　管　理　監　　今　　井　　隆
環　　境　　部　　長　　湯　　本　　明　　男
経　済　観　光　部　長　　高　　橋　　一　　三
下　水　道　部　長　　仙　　波　　俊　　郎
道　路　交　通　部　長　　磯　　部　　高　　志
街　づ　く　り　部　長　　小　　林　　英　　樹
消　　防　　局　　長　　吉　　村　　和　　弘
５．新　し　い　流　れ　　門　　田　　直　　人 …… １１０
（補　足　質　問　者）　　沢　　田　　あきひと
危　機　管　理　監　　今　　井　　隆
下　水　道　部　長　　仙　　波　　俊　　郎
道　路　交　通　部　長　　磯　　部　　高　　志
経　済　観　光　部　長　　高　　橋　　一　　三
財　　政　　部　　長　　田　　中　　雅　　之
教　育　振　興　部　長　　根　　本　　泰　　雄
街　づ　く　り　部　長　　小　　林　　英　　樹
こ　ど　も　家　庭　部　長　　山　　室　　繁　　央
福　　祉　　部　　長　　寺　　島　　　　崇
副　　市　　長　　本　　間　　和　　義
・議事進行に関する発言
越　　川　　雅　　史 …… １２５
議　　長　　大　久　保　　た　か　し …… １２５
○発言取消し留保
議　　長　　大　久　保　　た　か　し …… １２５
○休　憩 …… １２６
○開　議 …… １２６
沢　　田　　あきひと …… １２６
こ　ど　も　家　庭　部　長　　山　　室　　繁　　央
福　　祉　　部　　長　　寺　　島　　　　崇
６．地域政党チームいちかわ　　野　　口　　じ　ゅ　ん …… １２９
街　づ　く　り　部　長　　小　　林　　英　　樹
福　　祉　　部　　長　　寺　　島　　　　崇
こ　ど　も　家　庭　部　長　　山　　室　　繁　　央
学　校　教　育　部　長　　小　　林　　義　　行
教　育　振　興　部　長　　根　　本　　泰　　雄
○会議時間の延長 …… １４１

野　　口　　じ　ゅ　ん（再）…… １４１
学 校 教 育 部 長　　小　　林　　義　　行
教 育 振 興 部 長　　根　　本　　泰　　雄
福　祉　部　長　　寺　　島　　　　崇
○散　会…… １４４

第３日　９月８日（火曜日）

○議事日程（第３号）…… １４５
○会議に付した事件（29件）…… １４５
○出席議員（41名）…… １４６
○欠席議員（なし）…… １４７
○説明のため出席した者の職氏名…… １４７
○職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名…… １４８
○開　議…… １５０
○日程第１　議案第23号　市川市税条例の一部改正について
日程第２　議案第24号　市川市認可地縁団体印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正について
日程第３　議案第25号　市川市こども発達センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について
日程第４　議案第26号　市川市ベンチャービジネス等支援資金融資及び利子補給条例の一部改正について
日程第５　議案第27号　市川市景観条例の一部改正について
日程第６　議案第28号　市川市自転車等駐車場の設置及び管理に関する条例の一部改正について
日程第７　議案第29号　市川市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について
日程第８　議案第30号　令和８年度市川市一般会計補正予算（第３号）
日程第９　議案第31号　令和８年度市川市介護保険特別会計補正予算（第１号）
日程第10　議案第32号　令和８年度市川市下水道事業会計補正予算（第２号）
日程第11　議案第33号　護岸更新工事（その２）請負契約について
日程第12　議案第34号　はしご付消防自動車の製造請負契約について
日程第13　議案第35号　市川市消防局消防救急デジタル無線装置の購入について
日程第14　議案第36号　土地持分全部移転登記手続請求事件に関する訴えの提起について
日程第15　認定第１号　令和７年度市川市一般会計、特別会計及び公営企業会計決算の認定について
日程第16　報告第21号　専決処分の承認を求めることについて
日程第17　報告第22号　健全化判断比率について
日程第18　報告第23号　資金不足比率について
日程第19　報告第24号　継続費の継続年度終了による精算について
日程第20　報告第25号　下水道事業会計予算の継続費の継続年度終了による精算について
日程第21　報告第26号　市川市新型インフルエンザ等対策行動計画改定に関する報告について
日程第22　報告第27号　専決処分の報告について
日程第23　報告第28号　専決処分の報告について
日程第24　報告第29号　専決処分の報告について

日程第25　報告第30号　専決処分の報告について
日程第26　報告第31号　専決処分の報告について
日程第27　報告第32号　専決処分の報告について
日程第28　報告第33号　専決処分の報告について
日程第29　報告第34号　いちかわクリーンエネルギー株式会社の令和７年度決算及び令和８年度事業計画に関する報告について
（一括議題）
・代表質問
７．いちかわ市民クラブ　中町　けい……１５０
下水道部長　仙波俊郎
危機管理監　今井　隆
道路交通部長　磯部高志
福祉部長　寺島　崇
環境部長　湯本明男
スポーツ部長　小島信也
街づくり部長　小林英樹
保健部長　横山京子
学校教育部長　小林義行
教育振興部長　根本泰雄
８．自由民主の会　加藤圭一……１６４
（補足質問者）　細田伸一
危機管理監　今井　隆
財政部長　田中雅之
経済観光部長　高橋一三
総務部長　吉田一弘
管財部長　松丸　宏
市長公室長　後藤貴志
福祉部長　寺島　崇
○休　憩……１７１
○開　議……１７１
加藤圭一（再）……１７２
市長公室長　後藤貴志
財政部長　田中雅之
福祉部長　寺島　崇
細田伸一……１７６
危機管理監　今井　隆
環境部長　湯本明男
財政部長　田中雅之
経済観光部長　高橋一三

学 校 教 育 部 長　　小　林　義　行
総　務　部　長　　吉　田　一　弘
○委員会付託（議案第23～36号）…… １８１
○決算審査特別委員会付託（認定第１号）…… １８１
○採決（報告第21号）
・承認…… １８２
○日程第30　議案第37号　令和８年度市川市一般会計補正予算（第４号）
・提案説明
市　長　田　中　甲…… １８２
・質疑
１．中　村　よ　し　お…… １８２
財　政　部　長　　田　中　雅　之
福　祉　部　長　　寺　島　　崇
こ ど も 家 庭 部 長　　山　室　繁　央
経 済 観 光 部 長　　高　橋　一　三
下　水　道　部　長　　仙　波　俊　郎
○委員会付託…… １８９
○請願の委員会付託…… １８９
○散　会…… １８９

第４日　９月 14 日（月曜日）

○議事日程（第４号）…… １９１
○会議に付した事件（18件）…… １９１
○出席議員（41名）…… １９２
○欠席議員（なし）…… １９３
○説明のため出席した者の職氏名…… １９３
○職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名…… １９４
○開　議…… １９５
○日程第１　門田直人議員に対する懲罰の件…… １９５
・提案説明
つ か こ し　　た か の り…… １９５
・質疑
１．中　村　よ　し　お…… １９５
つ か こ し　　た か の り
・一身上の弁明
門　田　直　人…… １９６
○懲罰特別委員会の設置、付託及び委員の選任…… １９７
○日程第２　議案第23号　市川市税条例の一部改正について

日程第３　議案第24号　市川市認可地縁団体印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正について
日程第４　議案第25号　市川市こども発達センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について
日程第５　議案第26号　市川市ベンチャービジネス等支援資金融資及び利子補給条例の一部改正について
日程第６　議案第27号　市川市景観条例の一部改正について
日程第７　議案第28号　市川市自転車等駐車場の設置及び管理に関する条例の一部改正について
日程第８　議案第29号　市川市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について
日程第９　議案第30号　令和８年度市川市一般会計補正予算（第３号）
日程第10　議案第31号　令和８年度市川市介護保険特別会計補正予算（第１号）
日程第11　議案第32号　令和８年度市川市下水道事業会計補正予算（第２号）
日程第12　議案第33号　護岸更新工事（その２）請負契約について
日程第13　議案第34号　はしご付消防自動車の製造請負契約について
日程第14　議案第35号　市川市消防局消防救急デジタル無線装置の購入について
日程第15　議案第36号　土地持分全部移転登記手続請求事件に関する訴えの提起について
日程第16　議案第37号　令和８年度市川市一般会計補正予算（第４号）

（一括議題）

・委員長報告
健康福祉委員長　つちや　正順……１９８
環境文教委員長　石原　よしのり……２００
建設経済委員長　中村　よしお……２０１
総務委員長　浅野　さち……２０３
・討論
越川　雅史（議案第30号に反対）……２０５
とくたけ　純平（議案第30号に反対）……２０６
・各可決……２０７
○日程第17　請願第８－２号　武器見本市「ＤＳＥＩ　Ｊａｐａｎ　２０２７」への幕張メッセ貸し出しの中止を求める市川市から千葉県への申し入れについての請願
日程第18　請願第８－３号　日本政府に核兵器禁止条約への署名・批准を求める意見書採択を求める請願

（一括議題）

・委員長報告
総務委員長　浅野　さち……２０９
・討論
とくたけ　純平（請願第８－２、８－３号に賛成）……２１０
・不採択（請願第８－２号）……２１１
・採択（請願第８－３号）……２１１
○散　会……２１２

第５日　９月 24 日（木曜日）

○議事日程（第５号）…… ２１３
○会議に付した事件（２件）…… ２１３
○出席議員（41名）…… ２１３
○欠席議員（なし）…… ２１４
○説明のため出席した者の職氏名…… ２１４
○職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名…… ２１５
○開　議…… ２１６
○議長報告
・懲罰特別委員会正副委員長互選結果…… ２１６
○日程第１　行政報告　　令和８年台風 25 号に係る被害状況の報告について…… ２１６
危　機　管　理　監　　今　　井　　隆…… ２１６
○日程第２　一般質問
１．つかこし　　たかのり…… ２１６
⑴地域防災及び被災者支援について
⑵人と動物の共存できる社会について
⑶市川市霊園合葬式墓地について
⑷第９期高齢者福祉計画・介護保険事業計画について
⑸自治会間の加入率等の差を踏まえた本市との連携について
⑹特別支援学校の増設について
危　機　管　理　監　　今　　井　　隆
環　　境　　部　　長　　湯　　本　　明　　男
保　　健　　部　　長　　横　　山　　京　　子
福　　祉　　部　　長　　寺　　島　　崇
市　　民　　部　　長　　山　　影　　聡　　香
学　校　教　育　部　長　　小　　林　　義　　行
２．廣　　田　　徳　　子…… ２２５
⑴物価高騰に対する市民への支援について
⑵防災対策（防災無線、避難所と非常食の確保）について
⑶公園環境（トイレ洋式化、樹木の剪定）について
⑷道路交通行政（自転車道及び自転車レーン、自転車の安全な乗り方講習）について
⑸国民健康保険（保険税を県で統一する計画、納税相談）について
企　　画　　部　　長　　西　　村　　直
福　　祉　　部　　長　　寺　　島　　崇
経　済　観　光　部　長　　高　　橋　　一　　三
危　機　管　理　監　　今　　井　　隆
街　づ　く　り　部　長　　小　　林　　英　　樹
道　路　交　通　部　長　　磯　　部　　高　　志

保　健　部　長　　横　山　京　子
財　政　部　長　　田　中　雅　之
○休　憩 …… ２３７
○開　議 …… ２３７
３．やなぎ　美智子 …… ２３７
⑴大規模商業施設の安全確保に係る市の取組について
⑵令和７年６月27日の生活保護基準引下げ処分取消請求訴訟に係る最高裁判決を踏まえた生活保護費減額分の追加給付について
⑶外国籍住民の社会保障制度利用について
⑷熱中症対応について
消　防　局　長　　吉　村　和　弘
福　祉　部　長　　寺　島　　崇
保　健　部　長　　横　山　京　子
○休　憩 …… ２４５
○開　議 …… ２４５
４．堀　内　しんご …… ２４５
⑴財政調整基金の管理及び活用について
⑵災害支援・受援体制について
財　政　部　長　　田　中　雅　之
危機管理監　　今　井　　隆
○休　憩 …… ２５４
○開　議 …… ２５４
５．石　崎　ひでゆき …… ２５４
⑴令和８年人事院勧告について
⑵行政サービスの質の向上と職員の勤務環境改善を両立する窓口受付時間の適正化について
⑶改正労働施策総合推進法の施行に伴うカスタマーハラスメント対策について
⑷事業性融資の推進等に関する法律の施行を踏まえた市内中小企業の資金調達支援について
⑸住宅等の浸水被害軽減に向けた耐水害化への支援について
総　務　部　長　　吉　田　一　弘
経済観光部長　　高　橋　一　三
街づくり部長　　小　林　英　樹
○散　会 …… ２６４

第６日　９月 25 日（金曜日）

○議事日程（第６号） …… ２６５
○会議に付した事件（１件） …… ２６５
○出席議員（41名） …… ２６５
○欠席議員（なし） …… ２６６
○説明のため出席した者の職氏名 …… ２６６

○職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名 …… ２６７
○開　議 …… ２６８
○日程第１　一般質問
６．冨　　家　　薫 …… ２６８
⑴防災行政（災害時相互応援協定、熊本地震で把握した避難所の課題と本市へのフィードバック）について
⑵行徳近郊緑地のカワウ被害への対応について
⑶塩浜地区のまちづくりについて
危機管理監　今井　隆
環境部長　湯本明男
街づくり部長　小林英樹
行徳支所長　小川広行
７．丸　　金　　ゆ　き　こ …… ２７７
⑴市立学校における避難訓練及び避難器具について
⑵自治会活動のデジタル化及び電子回覧板について
⑶子ども達がスポーツに親しむ機会の提供について
学校教育部長　小林義行
市民部長　山影聡香
スポーツ部長　小島信也
○休　憩 …… ２８９
○開　議 …… ２８９
８．浅　　野　　さ　　ち …… ２８９
⑴鬼高・信篤地域の豪雨対策について
⑵信篤地域のまちづくりについて
⑶認知症の早期診断・早期対応の取組について
下水道部長　仙波俊郎
道路交通部長　磯部高志
管財部長　松丸宏
福祉部長　寺島崇
保健部長　横山京子
○休　憩 …… ３０３
○開　議 …… ３０３
９．岩　　井　　清　　郎 …… ３０３
⑴交通反則通告制度の周知のために国・自治体等が行っている活動内容、市川市の取組状況及び成果について
⑵市長選挙における公約、６月定例会における所信表明で発言があった、Ｊリーグ参画基準を満たすスタジアムの整備について
⑶下水道普及率は、令和７年度末で81.2％に達した。さらに下水道普及率向上が求められる中で、市川市清掃公社が担う役割について
⑷昨年 10 月、第６回全国国府サミットｉｎ市川が盛大に開催され、市公式ウェブサイトにしっかりと記録されている。一方で、市民の記憶にどの程度残っていると考えているのか

道路交通部長　磯部高志
スポーツ部長　小島信也
環境部長　湯本明男
下水道部長　仙波俊郎
教育振興部長　根本泰雄
○休　憩 …… ３１１
○開　議 …… ３１１
10. つちや　正順 …… ３１１
⑴被災者支援システムの活用について
⑵市民に対する防災用品購入費用助成について
⑶市川市北東部スポーツタウン基本構想について
⑷子どものインフルエンザワクチン費用助成について
⑸本八幡駅北口再開発に伴う駐輪場の整備について
危機管理監　今井隆
スポーツ部長　小島信也
保健部長　横山京子
道路交通部長　磯部高志
○散　会 …… ３２３

第７日　９月28日（月曜日）

○議事日程（第７号） …… ３２５
○会議に付した事件（１件） …… ３２５
○出席議員（41名） …… ３２５
○欠席議員（なし） …… ３２６
○説明のため出席した者の職氏名 …… ３２６
○職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名 …… ３２７
○開　議 …… ３２８
○日程第１　一般質問
11. 石原みさ子 …… ３２８
⑴令和８年８月千葉豪雨について
⑵市川市霊園の整備について
⑶私立認可保育園の給食について
危機管理監　今井隆
下水道部長　仙波俊郎
福祉部長　寺島崇
経済観光部長　高橋一三
保健部長　横山京子
こども家庭部長　山室繁央

12. 久　保　川　　隆　　志 …… ３３７
⑴水害に関する防災対策について
⑵障がい者福祉（相談支援、グループホーム等入所施設、医療的ケア児支援法、18歳以降の支援体制）について
下　水　道　部　長　　仙　　波　　俊　　郎
福　　祉　　部　　長　　寺　　島　　　　崇
○休　憩 …… ３４６
○開　議 …… ３４６
13. 西　　村　　　　敦 …… ３４６
⑴防災行政（感震ブレーカーの設置拡大、防災井戸、避難所開設時の初動対応、災害廃棄物処理計画）について
⑵シェアサイクル事業について
⑶行徳支所における機能拡充について
危　機　管　理　監　　今　　井　　　　隆
環　　境　　部　　長　　湯　　本　　明　　男
道　路　交　通　部　長　　磯　　部　　高　　志
行　徳　支　所　長　　小　　川　　広　　行
○休　憩 …… ３５７
○開　議 …… ３５７
14. 太　　田　　丈　　之 …… ３５７
⑴農業行政及び学校給食を活用した食育、防災への取組について
⑵保健行政（インフルエンザワクチン、子どもの定期予防接種、予防接種後の健康）について
学　校　教　育　部　長　　小　　林　　義　　行
経　済　観　光　部　長　　高　　橋　　一　　三
危　機　管　理　監　　今　　井　　　　隆
保　　健　　部　　長　　横　　山　　京　　子
○休　憩 …… ３６８
○開　議 …… ３６８
15. 石　　原　　たかゆき …… ３６８
⑴学校運営支援事業について
⑵中学校ブロック学校運営協議会の設置について
⑶「（仮称）言語探究科」の新設について
教　育　振　興　部　長　　根　　本　　泰　　雄
学　校　教　育　部　長　　小　　林　　義　　行
○散　会 …… ３８０

第８日　９月29日（火曜日）

○議事日程（第８号） …… ３８１
○会議に付した事件（１件） …… ３８１

○出席議員（41名）……３８１
○欠席議員（なし）……３８２
○説明のため出席した者の職氏名……３８２
○職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名……３８３
○開　議……３８４
○日程第１　一般質問
16. 川　畑　い つ こ……３８４
⑴Ａｒｕｃｏの利用者拡大について
⑵不登校児童生徒について
⑶市管理施設のトイレについて
企　画　部　長　西　村　直
学 校 教 育 部 長　小　林　義　行
行　徳　支　所　長　小　川　広　行
教 育 振 興 部 長　根　本　泰　雄
17. とくたけ　純　平……３９５
⑴性的マイノリティの権利の保障について
⑵子どもの権利について
⑶教育行政（学校給食費無償化、香害対策、フリースクール）について
総　務　部　長　吉　田　一　弘
市　民　部　長　山　影　聡　香
こ ど も 家 庭 部 長　山　室　繁　央
学 校 教 育 部 長　小　林　義　行
教　育　長　高　木　秀　人
○休　憩……４１０
○開　議……４１０
18. 越　川　雅　史……４１０
⑴本市が職員に求める必要な知識、技能及び態度等の水準について
⑵医療的ケア児の通学支援の現状に関する本市の認識と、課題解消へ向けた今後の取組について
⑶冠水・浸水を防止するために、本市はポンプ場の整備や排水機場の機能強化、幹線管渠の更新などに努めてきたものと認識しているが、現状に関する認識と今後の対応について市長の見解を伺う
総　務　部　長　吉　田　一　弘
こ ど も 家 庭 部 長　山　室　繁　央
福　祉　部　長　寺　島　崇
下 水 道 部 長　仙　波　俊　郎
○休　憩……４２２
○開　議……４２２
19. 大　場　諭……４２２
⑴福祉政策における自治体ガバナンスの確立について

⑵「アートが人を耕し、文化がまちを育てる」市川市立美術館の実現について
⑶令和８年８月13日の豪雨を踏まえた、市民の生命を守る水害対策について
福祉部長　寺島　崇
文化国際部長　日暮　真司
危機管理監　今井　隆
下水道部長　仙波　俊郎
○休　憩 …… ４３４
○開　議 …… ４３４
20. 石原　よしのり …… ４３４
・環境行政（ごみ収集・処理、ペットボトル分別収集・処理、市川市地球温暖化対策推進協議会、次期クリーンセンター整備）について
環境部長　湯本　明男
副市長　本間　和義
○散　会 …… ４４４

第９日　９月30日（水曜日）

○議事日程（第９号） …… ４４５
○会議に付した事件（１件） …… ４４５
○出席議員（41名） …… ４４５
○欠席議員（なし） …… ４４６
○説明のため出席した者の職氏名 …… ４４６
○職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名 …… ４４７
○開　議 …… ４４８
○議事進行に関する発言
越川　雅史 …… ４４８
議長　大久保　たかし …… ４４８
○日程第１　一般質問
21. 中村　よしお …… ４４８
⑴南行徳地区における課題について
⑵地域公共交通の在り方について
⑶江戸川サイクリングロード整備について
道路交通部長　磯部　高志
行徳支所長　小川　広行
福祉部長　寺島　崇
22. にしむた　勲 …… ４６１
⑴マイナンバーカードの利活用について
⑵水害対策、防災について
⑶ＩＣＨＩＣＯについて
⑷市債発行をセキュリティ・トークン化することについて

⑸塩浜地域にてＭＩＣＥ・ＩＲ導入をめざす考えについて
市　民　部　長　山　影　聡　香
企　画　部　長　西　村　　直
下　水　道　部　長　仙　波　俊　郎
経　済　観　光　部　長　高　橋　一　三
財　政　部　長　田　中　雅　之
行　徳　支　所　長　小　川　広　行
○散　会 …… ４７４

第10日　10月２日（金曜日）

○議事日程（第 10 号） …… ４７５
○会議に付した事件（11件） …… ４７５
○出席議員（41名） …… ４７５
○欠席議員（なし） …… ４７６
○説明のため出席した者の職氏名 …… ４７６
○職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名 …… ４７７
○開　議 …… ４７９
○９月７日の越川雅史議員の議事進行に関する発言に対する答弁
議　長　大久保　たかし …… ４７９
門　田　直　人 …… ４８０
・地方自治法第 129 条第１項の規定による発言取消し命令
議　長　大久保　たかし …… ４８０
門　田　直　人 …… ４８０
・会議規則第 86 条の規定による会議録不掲載
議　長　大久保　たかし …… ４８０
越　川　雅　史 …… ４８０
○発言取消し留保
議　長　大久保　たかし …… ４８１
○９月30日の越川雅史議員の議事進行に関する発言に対する答弁
議　長　大久保　たかし …… ４８３
○発言の取消し（こども家庭部長） …… ４８３
○日程第１　門田直人議員に対する懲罰の件
・委員長報告
懲罰特別委員長　細　田　伸　一 …… ４８５
・懲罰を科すことを否決 …… ４８６
○日程第２　認定第１号　令和７年度市川市一般会計、特別会計及び公営企業会計決算の認定について
・委員長報告
決算審査特別委員長　加　藤　武　央 …… ４８６

・討論
やなぎ　美智子（反対）……４９１
川畑　いつこ（賛成）……４９４
とくたけ　純平（反対）……４９６
・認定……４９７

○日程第３　発議第10号　日本政府に核兵器禁止条約への署名・批准を求める意見書の提出について
日程第４　発議第11号　「防災庁」発足を見据えた地方自治体との連携強化及び防災体制の抜本的強化を求める意見書の提出について
日程第５　発議第12号　化学物質過敏症に関する対策強化を求める意見書の提出について
日程第６　発議第13号　ＯＴＣ類似薬の保険給付見直しに関し、必要な医療へのアクセス保障を求める意見書の提出について
日程第７　発議第14号　外国人に関する政策における人権保障の原則を堅持することを求める意見書の提出について
日程第８　発議第15号　保育所等保育施設の職員配置基準改善を求める意見書の提出について
（一括議題）
・可決（発議第10～12、15号）……４９８
・否決（発議第13、14号）……４９８
○日程第９　発議第16号　いわゆる国保逃れが発覚した太田丈之議員に対する問責決議について
・否決……４９９
○日程第10　委員会の閉会中継続審査の件……４９９
○日程第11　委員会の閉会中継続調査の件……４９９
○閉議・閉会……５００

――――――――――・――――――――――

○委員会審査報告書……５０１
○閉会中継続審査申出書……５０７
○閉会中継続調査申出書……５０８
○会議録署名議員……５０９
○令和６年９月市川市議会定例会会議録正誤表……５１０
○令和７年９月市川市議会定例会会議録正誤表……５１０
○令和８年２月市川市議会定例会会議録正誤表……５１０
○令和８年６月市川市議会定例会会議録正誤表……５１０

第　　１　　日

令和８年９月４日（金曜日）

令和８年９月市川市議会定例会議事日程（第１号）

令和８年９月４日（金曜日）午前10時開議

第１　会期の件
第２　発議第９号　市川市議会会議規則の一部改正について
第３　議案第23号　市川市税条例の一部改正について
第４　議案第24号　市川市認可地縁団体印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正について
第５　議案第25号　市川市こども発達センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について
第６　議案第26号　市川市ベンチャービジネス等支援資金融資及び利子補給条例の一部改正について
第７　議案第27号　市川市景観条例の一部改正について
第８　議案第28号　市川市自転車等駐車場の設置及び管理に関する条例の一部改正について
第９　議案第29号　市川市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について
第10　議案第30号　令和８年度市川市一般会計補正予算（第３号）
第11　議案第31号　令和８年度市川市介護保険特別会計補正予算（第１号）
第12　議案第32号　令和８年度市川市下水道事業会計補正予算（第２号）
第13　議案第33号　護岸更新工事（その２）請負契約について
第14　議案第34号　はしご付消防自動車の製造請負契約について
第15　議案第35号　市川市消防局消防救急デジタル無線装置の購入について
第16　議案第36号　土地持分全部移転登記手続請求事件に関する訴えの提起について
第17　認定第１号　令和７年度市川市一般会計、特別会計及び公営企業会計決算の認定について
第18　報告第21号　専決処分の承認を求めることについて
第19　報告第22号　健全化判断比率について
第20　報告第23号　資金不足比率について
第21　報告第24号　継続費の継続年度終了による精算について
第22　報告第25号　下水道事業会計予算の継続費の継続年度終了による精算について
第23　報告第26号　市川市新型インフルエンザ等対策行動計画改定に関する報告について
第24　報告第27号　専決処分の報告について
第25　報告第28号　専決処分の報告について
第26　報告第29号　専決処分の報告について
第27　報告第30号　専決処分の報告について
第28　報告第31号　専決処分の報告について
第29　報告第32号　専決処分の報告について
第30　報告第33号　専決処分の報告について
第31　報告第34号　いちかわクリーンエネルギー株式会社の令和７年度決算及び令和８年度事業計画に関する報告について

（代表質問）　未　来　市　川　　国松ひろき議員
　　創生市川・自民党　　稲葉健二議員
　　日　本　共　産　党　　清水みな子議員

本日の会議に付した事件

日程第１　会期の件
日程第２　発議第９号　市川市議会会議規則の一部改正について
日程第３　議案第23号　市川市税条例の一部改正について
日程第４　議案第24号　市川市認可地縁団体印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正について
日程第５　議案第25号　市川市こども発達センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について
日程第６　議案第26号　市川市ベンチャービジネス等支援資金融資及び利子補給条例の一部改正について
日程第７　議案第27号　市川市景観条例の一部改正について
日程第８　議案第28号　市川市自転車等駐車場の設置及び管理に関する条例の一部改正について
日程第９　議案第29号　市川市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について
日程第10　議案第30号　令和８年度市川市一般会計補正予算（第３号）
日程第11　議案第31号　令和８年度市川市介護保険特別会計補正予算（第１号）
日程第12　議案第32号　令和８年度市川市下水道事業会計補正予算（第２号）
日程第13　議案第33号　護岸更新工事（その２）請負契約について
日程第14　議案第34号　はしご付消防自動車の製造請負契約について
日程第15　議案第35号　市川市消防局消防救急デジタル無線装置の購入について
日程第16　議案第36号　土地持分全部移転登記手続請求事件に関する訴えの提起について
日程第17　認定第１号　令和７年度市川市一般会計、特別会計及び公営企業会計決算の認定について
日程第18　報告第21号　専決処分の承認を求めることについて
日程第19　報告第22号　健全化判断比率について
日程第20　報告第23号　資金不足比率について
日程第21　報告第24号　継続費の継続年度終了による精算について
日程第22　報告第25号　下水道事業会計予算の継続費の継続年度終了による精算について
日程第23　報告第26号　市川市新型インフルエンザ等対策行動計画改定に関する報告について
日程第24　報告第27号　専決処分の報告について
日程第25　報告第28号　専決処分の報告について
日程第26　報告第29号　専決処分の報告について
日程第27　報告第30号　専決処分の報告について
日程第28　報告第31号　専決処分の報告について
日程第29　報告第32号　専決処分の報告について
日程第30　報告第33号　専決処分の報告について
日程第31　報告第34号　いちかわクリーンエネルギー株式会社の令和７年度決算及び令和８年度事業計画に関する報告について

出　席　議　員　　41　名

門　　田　　直　　人
野　　口　　じ　ゅ　ん
丸　　金　　ゆ　き　こ
冨　　家　　　　薫

沢田	あきひと
太田	丈之
小山田	なおと
川畑	いつこ
国松	ひろき
やなぎ	美智子
とくたけ	純平
中町	けい
つちや	正順
つかこし	たかのり
加藤	圭一
浅野	さち
久保川	隆志
西村	敦
中村	よしお
大久保	たかし
石原	たかゆき
清水	みな子
廣田	徳子
にしむた	勲
石崎	ひでゆき
堀内	しんご
細田	伸一
青山	ひろかず
石原	みさ子
宮本	均
大場	諭
稲葉	健二
小泉	文人
石原	よしのり
増田	好秀
越川	雅史
中山	幸紀
松永	鉄兵
竹内	清海
加藤	武央
岩井	清郎

欠席議員　　なし

説明のため出席した者の職氏名

市長	田中	甲
副市長	松丸 多	一
副市長	本間 和	義
代表監査委員	植草 耕	一
教育長	高木 秀	人
危機管理監	今井	隆
市長公室長	後藤 貴	志
総務部長	吉田 一	弘
企画部長	西村	直
財政部長	田中 雅	之
管財部長	松丸	宏
情報管理部長	佐久間	剛
文化国際部長	日暮 真	司
スポーツ部長	小島 信	也
市民部長	山影 聡	香
経済観光部長	高橋 一	三
こども家庭部長	山室 繁	央
福祉部長	寺島	崇
保健部長	横山 京	子
環境部長	湯本 明	男
街づくり部長	小林 英	樹
道路交通部長	磯部 高	志
下水道部長	仙波 俊	郎
行徳支所長	小川 広	行
消防局長	吉村 和	弘
選挙管理委員会事務局長	荒井 義	光
農業委員会事務局長	岩佐 伸	幸
会計管理者	岩井	滴
教育振興部長	根本 泰	雄
学校教育部長	小林 義	行

職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

事務局長	宮内	徹
事務局次長	米津 孝	成
議事課長	野村 憲	一

（議事担当）

主		幹	金	子	貴　一
副	主	幹	神	谷	尊　正
主		査	大	場	辰　磨
主		任	北	川	陽　介
主		任	三	澤	啓　成

（調査担当）

主		幹	金	谷	健　史
主		査	青	木	聖　也
主		任	菅	野	裕　樹
主		任	荒	木	智　貴
主		任	伊	藤	祥　太
書		記	古	木	直　子

会　　議

午前10時４分開会・開議

○大久保たかし議長　ただいまから令和８年９月市川市議会定例会を開会いたします。

○大久保たかし議長　直ちに本日の会議を開きます。

今期定例会で説明のため、執行機関に対し、あらかじめ出席を求めておきましたから御報告いたします。

○大久保たかし議長　会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第87条の規定により、浅野さち議員及び廣田徳子議員を指名いたします。

○大久保たかし議長　日程第１会期の件を議題といたします。

お諮りいたします。今期定例会の会期は、本日から10月２日までの29日間といたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○大久保たかし議長　御異議なしと認めます。よって会期は29日間と決定いたしました。

○大久保たかし議長　日程第２発議第９号市川市議会会議規則の一部改正についてを議題といたします。

お諮りいたします。会議規則第37条第３項の規定により、提案理由の説明を省略することにいたしたいと思います。これに賛成の方の起立または挙手を求めます。

〔賛成者起立または挙手〕

○大久保たかし議長　賛成者多数であります。よって提案理由の説明を省略することは可決されました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。――質疑がありませんので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。会議規則第37条第３項の規定により、委員会の付託を省略することにいたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○大久保たかし議長　御異議なしと認めます。よって委員会の付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。――討論がありませんので、これをもって討論を終結いたします。

これより発議第９号市川市議会会議規則の一部改正についてを採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の方は賛成のボタンを押してください。――ボタンの押し忘れはありませんか。――ないものと認めます。

集計いたします。

賛成者全員であります。よって本案は原案のとおり可決されました。

○大久保たかし議長　日程第３議案第23号市川市税条例の一部改正についてから日程第31報告第34号いちかわクリーンエネルギー株式会社の令和７年度決算及び令和８年度事業計画に関する報告についてまでを一括議題といたします。

お諮りいたします。認定第１号については、会議規則第37条第３項の規定により、提案理由の説明を省略することにいたしたいと思います。これに賛成の方の起立または挙手を求めます。

〔賛成者起立または挙手〕

○大久保たかし議長　賛成者多数であります。よって認定第１号については、提案理由の説明を省略することは可決されました。

提出者から提案理由の説明を求めます。

田中市長。

〔田中　甲市長登壇〕

○田中　甲市長　議案第23号から議案第36号までにつきまして提案理由を御説明申し上げます。

議案第23号市川市税条例の一部改正については、個人の市民税における寄附金税額控除の対象に特定非営利活動法人みんなのサンタを加えるものであります。

議案第24号市川市認可地縁団体印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正については、地方自治法施行規則の改正に伴い、条文の整備を行うものであります。

議案第25号市川市こども発達センターの設置及び管理に関する条例の一部改正については、児童福祉法の改正による児童発達支援の類型の一元化を踏まえ、あおぞらキッズ及びおひさまキッズを統合し、１つの児童発達支援センターとするほか、通所給付決定保護者が納めるべき使用料に係る取扱いについての見直しをするものであります。

議案第26号市川市ベンチャービジネス等支援資金融資及び利子補給条例の一部改正については、産業競争力強化法の改正に伴い、条文の整備を行うものであります。

議案第27号市川市景観条例の一部改正については、景観法の改正に伴い、条文の整備を行うものであります。

議案第28号市川市自転車等駐車場の設置及び管理に関する条例の一部改正については、妙典第２駐輪場及び南行徳第２駐輪場の土地を地権者に返還することを踏まえ、これらの駐輪場を廃止するとともに、その代替として妙典第３駐輪場及び南行徳第６駐輪場を設置するものであります。

議案第29号市川市消防団員等公務災害補償条例の一部改正については、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の改正に伴い、葬祭補償の額を引き上げるものであります。

次に、議案第30号令和８年度市川市一般会計補正予算（第３号）について御説明いたします。

補正予算の総額は、歳入歳出それぞれ58億3,559万8,000円の増額を行い、予算総額を2,077億643万9,000円とするものであります。

歳出予算の増額に関する主な内容について申し上げますと、第２款総務費では、本補正予算の財源として財政調整基金の減額などについて、第３款民生費では、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用し、子どもや地域で暮らしている方への食の環境づくりを行うため、子ども食堂などを通じた食の支援の実施、いちカレ事業を拡大する経費などについて、第４款衛生費では、霊園内に新たな樹林型合葬式墓地を整備するための経費についてなど、第７款商工費では、市民生活の支援、市内経済の活性化を図るため財政調整基金を活用し、総額５億円還元ＩＣＨＩＣＯ秋・冬キャンペーンを実施するための経費について、第９款土木費では、財政調整基金を活用し、公園等のトイレ洋式化を進めるための経費について、第10款消防費では、消防艇等の航路をしゅんせつするための工事費などについて、第11款教育費では、特別支援学校を増設するため、和洋学園国分校舎の取得後、速やかに整備を進めることに必要となる改修設計経費などについて、それぞれ計上するものであります。

歳入予算につきましては、歳出予算の補正に伴い、国庫支出金から市債までの各歳入の補正を行うものです。

次に、継続費の補正では、樹林型合葬式墓地を整備するため、霊園再整備事業について追加を行うものです。

次に、繰越明許費の補正では、行徳支所維持管理事業ほか７事業について、いずれも年度内の完成が困難であることから補正をするものであります。

次に、債務負担行為の補正では、民間との連携により、信篤地区において複合施設を整備するため、信篤公共施設整備事業者選定支援委託費（令和８年度）及び信篤公共施設整備事業費について追加を行うものです。

最後に、地方債の補正では、衛生費、土木費、消防費及び教育費の限度額について、それぞれ変更するものであります。

議案第31号令和８年度市川市介護保険特別会計補正予算（第１号）の歳入歳出予算の補正は、それぞれ425万6,000円の増額を行い、予算総額を369億125万6,000円とするものであります。補正予算の内容は償還金の増額を行うもので、その財源として繰越金の増額により収支の均衡を図ったものです。

議案第32号令和８年度市川市下水道事業会計補正予算（第２号）については、業務の予定量の補正で、資本的支出における建設改良費の補正に伴い、業務予定量の補正を行うものであります。

次に、収益的支出の補正では、私設下水道管渠敷設費補助金について、補助対象件数の増加に伴い、１億円の増額補正を行います。

次に、資本的収入及び支出の補正では、資本的支出において、工事用資機材等の価格高騰などに伴い、高谷２号幹線の雨水管渠整備工事費について2,500万円の増額補正を行うとともに、資本的収入において、公共下水道事業債などについて2,495万円の増額補正を行うものであります。

次に、継続費の補正では、高谷２号幹線建設事業などについて、継続費の総額及び年割額を変更するものです。

最後に、企業債の補正では、公共下水道事業における起債の限度額を変更するものであります。

議案第33号護岸更新工事（その２）請負契約については、入札の結果、千葉建設株式会社との間に工事請負契約を締結するものであります。

議案第34号はしご付消防自動車の製造請負契約については、入札の結果、株式会社モリタ東京支店との間に製造請負契約を締結するものであります。

議案第35号市川市消防局消防救急デジタル無線装置の購入については、入札の結果、三峰無線株式会社東関東支店との間に物品の供給契約を締結するものであります。

議案第36号土地持分全部移転登記手続請求事件に関する訴えの提起については、市川市身体障害者福祉センター敷地の土地になされた共有持分に係る不実の登記を真正な土地所有者である本市に移転させるため、当該不実の登記の名義人の相続人に対し、土地持分全部移転登記手続を行うよう請求する旨の訴えを提起するものであります。

以上、よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○大久保たかし議長　お諮りいたします。認定第１号については、10人の委員をもって構成する決算審査特別委員会を設置し、審査することにいたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○大久保たかし議長　御異議なしと認めます。よって認定第１号については、10人の委員をもって構成する決算審査特別委員会を設置し、審査することに決定いたしました。

ただいま設置されました決算審査特別委員会の委員の選任については、委員会条例第８条第１項の規定により、冨家薫議員、沢田あきひと議員、川畑いつこ議員、とくたけ純平議員、中町けい議員、大場諭議員、石原よしのり議員、中山幸紀議員、加藤武央議員及び私、大久保たかしの以上の10名を議長において指名いたします。

これより代表質問を行います。

順次発言を許可いたします。

未来市川、国松ひろき議員。

〔国松ひろき議員登壇〕

○国松ひろき議員　会派未来市川の国松ひろきでございます。通告に従いまして、初回総括一問一答にて代表質問を行わせていただきます。

改めて７月28日に発生いたしました令和８年熊本地震、多くの被害者を出し、不安な気持ちも冷めぬまま、８月13日には令和８年８月千葉豪雨、私たちの住む市川市でも多くの被害をもたらしました。災害に遭い、御逝去の報に接し、深く哀悼の意を表しますとともに、被災された皆様へお見舞いを申し上げます。

この議会で何度も、いつ市川市が災害に遭ってもおかしくないと申し上げさせていただきましたが、本当に現実になってしまいました。職員の方々の迅速な対応に感謝を申し上げさせていただきます。

改めて様々な災害がある中で、熊本ではマグニチュード7.0という大きな地震の被害に見舞われました。

そこで大項目の１つ目、災害対応について伺ってまいります。

まずは(1)、この熊本の地震を受け、被災地支援として、本市は災害時相互応援協定を締結している熊本県宇土市に対し職員の派遣を行いました。この派遣期間や人数、業務内容等の概要をお伺いいたします。

続いて(2)、今回の令和８年熊本地震は真夏に発生しました。能登半島地震のときはとても寒く、毛布の支援等行われておりましたが、今回の熊本地震では真夏ということで、とても暑い中での地震でした。
夏だからこそ、水も多く使用しなければなりません。

そんな中、熊本県内各地では水道施設の破損により断水が長く続きましたが、本市で大規模な断水が発生した際のイメージトレーニングをしていかなければなりません。

そこで、万が一、本市で大規模な断水が発生したときにおける飲料水等の状況についてお伺いをいたします。

続いて(3)、熊本の地震では大規模なイオンモールでの爆発がありました。その中ですぐに突入してよいのか、中の状況が分からない中、ドローンでの撮影が行われていて、その動画が連日メディアで放送されておりました。災害時の情報収集などを行うためにドローンを活用する自治体がとても増えてきております。

そこで、市川市のドローンの活用に向けた現状についてお伺いいたします。

続いて大項目の２つ目、令和８年８月千葉豪雨について伺ってまいります。

今回の豪雨ではレベル５の大雨特別警報が発令され、多くの避難所が開設されました。よくこの議会でも取り上げられていた二俣や鬼高の地域では、メディアでも多く報道されるほどの冠水被害がございました。

そこで(1)、まずは先日の議案説明会でも被害内容の最新版が公表されましたが、改めての被害状況や本市の対応等をお聞かせください。

続いて(2)、市川南ポンプ場の完成が遅延したことがとても悔やまれる時期での豪雨でございました。その市川南地域では冠水被害が発生しており、もしポンプ場が完成していたら、もっと被害が少なく済んだのではないかと考えてしまいます。

そこでまず、現在整備中のポンプ場の整備状況や完成時期等を伺わせていただきます。

続いて大項目の３つ目、花火大会について伺ってまいります。

本年で第51回目を迎え、今年も多くの人が参加しました。とてもすばらしい花火だったと思います。地方では花火大会がなくなっていく中で、この江戸川の花火大会は永遠に続いてほしいと切に願うところでございます。これからも続けていくためには、時代に合ったブラッシュアップをしていかなければならないと思います。

そこで(1)、改めて当日の警備の仕様や現状、誰がどこにどのように等をお聞かせください。

続いて(2)、ごみの件で伺います。河川敷や大洲防災公園には大きなごみ捨て場が設置されておりました。改めて、どこにどんなごみ捨て場が設置されているのか、設置状況についてお伺いをいたします。

続いて大項目の４つ目、子育て環境について伺ってまいります。

まずは(1)の保育補助者雇上費加算について伺ってまいります。これは保育士の離職防止を目的として、園に対して保育士の補助を行う保育補助者の雇い上げに対し加算される制度で、重要な点は、保育の資格を有していない方を雇えるということ。本市においても、この事業を活用し、加算を実施しているものと認識しておりますが、保育補助者雇上費加算について、本市の現状及び課題についてお伺いをいたします。

続いて、(2)保育体制強化費加算について。清掃業務や遊具の消毒、給食の配膳など、保育に係る周辺業務を行う保育支援者を配置する場合の費用を加算するもので、保育士以外にも保育の補助者を雇うのに加算されるというのはとてもよい制度だと思っております。

そこで、保育体制強化費加算について、本市の現状と課題について伺います。

続いて(3)、お盆期間中ではありましたが、今回の令和８年８月千葉豪雨は例外なく、市川市の幼保施設も被害を受けております。親が迎えに行けない、園の外へ子どもを出すことが危険な状況、それほどひどい豪雨でございました。それだけでなく、園の先生方も帰宅困難になり、園の破損、冠水等、園の運営的にも難しい状況だったと聞いております。

そこで、令和８年８月千葉豪雨の際、本市は保育施設の臨時休園の対応など、どのように周知をしたのかお伺いいたします。

続いて、(4)こども誰でも通園制度について。保護者の就労の有無や利用目的にかかわらず、ゼロ歳から２歳の子どもが保育施設に通える誰でも通園制度ですが、2026年、本年から運用が開始されました。なかなかルールが難しいと私自身感じておりますが、こども誰でも通園制度の本市の現状及び課題をお聞かせください。

続いて、最後の大項目５つ目、害獣対策について伺ってまいります。

本当にここ数年、アライグマの被害がとてもひどい状況です。その前はハクビシン等、多かったと思いますが、今はアライグマが多い、そのように感じております。市川市の宝であります名産の梨においても被害が出ていると聞いております。

そこで、まずは(1)農地における害獣の被害がどのようになって、どのように市として対応しているのか、現状及び課題を伺います。

(2)は民地に係る被害の現状でございます。先日もカラスではなく、アライグマにごみ捨て場が荒らされているから、ネットではなく金網にしてほしいと市民から依頼がありました。ですが、敷地の問題で設置ができませんでした。それくらい市民の方も困っている現状がございます。

改めまして、住宅街における害獣の被害や現状、対応策、課題等をお聞かせください。

以上、初回総括の質問とさせていただき、答弁によって改めて再質問をさせていただきます。

○大久保たかし議長　危機管理監。

○今井　隆危機管理監　私からは大項目１つ目の災害対応についての各項目及び大項目２つ目の(1)被害状況及び本市の対応についてお答えします。

まず、大項目１つ目の(1)令和８年熊本地震に関する本市の対応についてお答えします。

職員の派遣期間は７月30日から８月11日の13日間で、危機管理室職員15名が３つの期間に分けて災害時相互応援協定を締結している熊本県宇土市に被災地支援を行ったものとなります。７月31日に現地に入り、宇土市と業務内容の調整を行い、市内に開設されている避難所において、避難者の受付や食糧などの物資を配布する避難所運営支援を主に担当しました。加えて、地震により屋根の瓦が落ちるなど、被害のあった住家に対する応急修理の申請の受付を行いました。

続いて、(2)の断水時の本市の対応についてです。避難生活におきまして、ライフラインの断絶により、飲料

水をはじめトイレ、洗濯、お風呂などの生活用水の確保が課題となります。飲料水は小中学校を中心とした避難所の備蓄や受水槽に加え、大洲及び広尾防災公園には耐震性貯水槽があり、そちらも使用してまいります。また、避難生活が長期化する場合には県水道事務所や自衛隊の給水車の派遣を要請してまいります。被災地支援を行った宇土市に対しても、県外の水道企業団や自衛隊の災害派遣による給水支援に加え、シャワー設備による入浴支援も実施しておりました。

続いて、(3)のドローンの活用についてです。市長部局においては、今年度予算にてドローンを１機、危機管理室に導入予定であり、ドローンを操縦するための国家資格については危機管理室１名、市長公室１名の計２名が保有しております。また、消防局においては既に２台配備しており、ドローン部隊を編成しております。市長部局が導入を予定しているドローンは、災害時に飛行するための要件として、具体的には高い防じん、防水性能を備えていること、動画撮影が可能なカメラを搭載していること、飛行可能風速が毎秒15ｍなどの悪条件でも安定して飛行が可能である機体を調達する予定であります。

続きまして大項目２つ目、令和８年８月千葉豪雨についての(1)被害状況及び本市の対応についてお答えします。

人的被害は死者１名、現在、災害弔慰金の支給について対応中でございます。住家被害につきましては、床上浸水が92戸。件数の多かった地区は曽谷、宮久保、二俣、東菅野で、床下浸水は106戸、床上浸水と同様の地区で被害が多かったものでございます。擁壁倒壊につきましては２件で、下貝塚と本北方で発生し、いずれも民地で発生し、崖地ではないことを確認しております。断水は原木３丁目の共同住宅３棟で、電気設備の浸水によるものでございます。店舗等の浸水は34か所、農業被害は３か所で、大野町４丁目の梨畑での被害、また、柏井町と北方町の２か所でビニールハウスの破損がありました。道路冠水による交通規制は市川南のゆうゆうロード、原木地下道など11か所で行い、浸水により動けなくなった路上の被災車両は27台で、現在は全て移動が完了しております。帰宅困難者対応につきましては、京成八幡駅からの要請を受け、午前１時45分から７時15分まで市役所第１庁舎２階ロビーを開放し、最大12名の受入れを行いました。現在、市では罹災証明書の発行、災害見舞金の支給、災害ごみの処分、家屋等の消毒、床下の排水作業、床上浸水被害のあった家屋の応急修理の受付などを行っています。そのほか、社会福祉協議会ボランティアセンターでは、自宅の片づけなどのボランティア支援を行っております。

以上でございます。

○大久保たかし議長　下水道部長。

○仙波俊郎下水道部長　私からは大項目の２つ目、令和８年８月千葉豪雨についての(2)ポンプ場の整備についてお答えします。

市川南ポンプ場は、機能別に分類しますと、雨水を江戸川に排水するポンプ場本体のほか、市街地の雨水をポンプ場へ流入させる幹線管渠と江戸川に放流する排水樋管で構成されております。このうち、流入幹線と排水樋管は既に完成しており、ポンプ場本体におきましては、ポンプ棟の建屋が本年８月に完成したところであります。現在、ポンプ場の心臓部となる４台のポンプ設備の設置工事に着手したところであり、その後、関連機器を操作する電気系統の整備や機器類の接続、試運転などを経て、令和９年３月末に供用を開始する見込みとなっております。

以上でございます。

○大久保たかし議長　経済観光部長。

○高橋一三経済観光部長　私からは大項目３つ目の市川市民納涼花火大会についてと、５つ目の害獣対策についての(1)についてお答えいたします。

まず、市川市民納涼花火大会についての(1)警備体制についてです。警備及び案内等の人員については、市職員約280名、消防局職員約110名、消防団員約80名、民間警備員約370名を動員しているほか、千葉県警察や市内の交通安全協会にも御協力をいただいているところです。配置につきましては、ＪＲ市川駅から花火大会会場に向かう大きな道路や、産業道路から江戸川河川敷につながる道路等に市職員及び警備員を配置し、雑踏事故の防止や会場案内等を行い、会場間のスムーズな移動や安全確保に備えております。

続いて、(2)ごみの対応についてです。ごみ捨て場の設置状況につきましては、仮設のごみ集積所の設置を事業者に業務委託しており、河川敷に40か所、市街地に27か所設置しております。仮設のごみ集積所については、オレンジのシートで囲ったり、黄色の籠を使用するなど目立つ形態としており、ごみの分別不要で、来場者が負担感なく捨てられるよう工夫しております。また、花火観覧後、市街地へ向かう際に捨てやすいよう、河川敷の市街地側にもごみ集積所を設けております。設置場所の選定については、基本的には人が多く通る場所を中心に設置しており、毎年、より効果的な設置場所を検討し、調整を行っております。

次に、大項目、害獣対策についての(1)農地における害獣被害の現状及び課題についてです。本市では、都市農業を支える優良な緑地が維持されている一方、ハクビシンやアライグマ、タヌキなどの小動物による農作物の被害が深刻化しております。特に北部地域では、果樹園や農地にこれら小動物が侵入し、ホウレンソウやトマト、トウモロコシ、梨などの農作物が被害を受けております。これらの小動物が生息しやすい環境であるため、捕獲数が年々増加していることが課題であると認識しております。

以上でございます。

○大久保たかし議長　こども家庭部長。

○山室繁央こども家庭部長　私からは大項目４つ目、子育て環境についてにお答えします。

初めに、(1)についてです。保育補助者雇上強化事業は、保育士の負担を軽減し、離職防止を図るとともに、保育補助者が保育士資格を取得することなどを通じて将来的な保育人材の確保につなげることを目的として費用の一部を補助する国の事業です。本市においても、当該事業を活用し、保育施設における保育補助者の雇用を支援するため、保育補助者雇上費加算として施設へ支給しているところです。本加算により保育補助者の雇用が進めば、保育士がより専門性を要する業務に注力できるなど、保育士の負担軽減に一定の効果があるものと認識しております。一方で保育補助者についても、保育士と同様に採用や定着が容易ではなく、安定的に必要な人材を確保することが課題となっております。また、保育補助者の保育士資格取得につなげていくためには、勤務と資格取得に向けた学習等を両立できる環境づくりも必要となります。

なお、令和８年度からは、国において保育補助者の経験年数に応じて補助基準額を設定するなど、制度の見直しも行われていることから、今後の制度の運用状況や効果を注視していく必要がございます。

次に、(2)についてお答えします。

保育体制強化事業は、保育士の業務負担を軽減し、保育士が子どもへの保育に専念できる環境を整えることを目的として、地域住民や子育て経験者など、多様な人材を保育支援者として保育施設に配置し、費用の一部を補助する国の事業です。本市においては、保育施設における体制強化を支援するため、当該事業を活用することに加え、本市独自に補助を一部上乗せして、保育体制強化費加算として施設へ支給しております。本加算の活用により、清掃や片づけ、給食の配膳、園外活動時の見守りといった保育に係る周辺業務を保育支援者が担うことで保育士の負担軽減につながり、保育士が子どもへの直接的な保育により注力できるものと認識しております。一方で保育支援者についても、保育現場の状況を理解し、継続して勤務してもらえる人材を確保することが課題となっております。

次に、(3)についてお答えします。

本市では、風水害の際に児童や保護者、保育従事者の安全を確保するため、市川市内の保育施設における風水害時の臨時休園等の基準を定めており、臨時休園等の措置を必要とする際は、この基準を原則として、市から各保育施設に対してメールで通知しております。令和８年８月千葉豪雨では、市からの避難指示の発令を受けて、大雨に伴う対応を周知するメールを各保育施設に対して送信したところです。

最後に、(4)についてお答えします。

国が推進する乳児等通園支援事業、通称こども誰でも通園制度は、保育所等を利用していないゼロ歳６か月から満３歳未満の子どもを対象に、保護者の就労要件にかかわらず、月10時間の範囲で子どもを預けることができる制度です。本市におきましては、現在、公立保育園３園で実施しており、本年７月末時点での月平均の延べ利用者数は122人、１人当たりの平均利用時間は3.6時間となっております。現時点における本市の課題としましては、本制度が今年度から本格実施となった中、実施している施設が市内の公立保育園３園のみであり、地域によっては身近な場所で利用しづらい状況が発生していることが挙げられます。そのため、市内における実施施設数を増やすため、７月31日から８月28日までの間において、本事業を実施する民間事業者の募集を行ったところです。

以上でございます。

○大久保たかし議長　環境部長。

○湯本明男環境部長　私からは大項目、害獣対策についての(2)市街地における害獣被害の現状及び課題についてお答えいたします。

アライグマやハクビシンなどの小動物に関する市民の皆様からの相談としては、年度によって増減はございますが、他の野生動物に比べて多い傾向にございます。主な相談内容としましては、家屋への侵入、庭の果樹や家庭菜園の野菜の食害、敷地への侵入防止対策、目撃した場合の対応などでございます。直近３年間の相談件数は、アライグマについては、令和６年度に51件、令和７年度に69件、令和８年度は８月末現在で54件、ハクビシンについては、令和６年度は98件、令和７年度は67件、令和８年度は８月末現在で34件となっております。アライグマは生態系、人の生命、身体、農林水産業へ被害を及ぼす特定外来生物であることから、市では千葉県アライグマ防除実施計画――以下、防除実施計画といいます――に基づき、千葉県知事の捕獲許可を得ている事業者への委託により駆除を行っております。これに対してハクビシンは、被害が生じている動物であるものの特定外来生物に指定されておらず、防除実施計画の対象ではないことから、市では駆除を行っておりません。そのため、捕獲や駆除を希望される方へは、駆除の許可を持つ事業者が加入している組合を御案内しております。同様の被害が生じている小動物であるにもかかわらず、対応に差異があり、市ではハクビシンの駆除に対応できていないことが課題であると認識しております。

以上でございます。

○大久保たかし議長　国松議員。

○国松ひろき議員　もろもろ御答弁ありがとうございました。

まずは、熊本地震の件について伺ってまいります。いつ余震が起きてもおかしくない状況の中、災害発生から２日後、30日には現地に行かれていたということ、とても頭が下がる思いでございます。食糧や物資の配布などを行ったということでございますが、市川市として職員の派遣は行いましたが、物資の支援は行ったのか、再質問させてください。

○大久保たかし議長　危機管理監。

○今井　隆危機管理監　お答えします。

宇土市に現地の被害状況などを確認したところ、水道管損傷に伴う断水による被害が大きく、避難者がトイレ

に困っているとの情報をいただいたので、田中市長の指示の下、本年３月に導入したトイレカー３台のうち２台を派遣することとしました。このトイレカー２台は、配慮を要する避難者が避難している福祉避難所に設置いたしました。トイレカー以外の物的支援につきましては、携帯トイレ5,000枚、段ボールトイレ５個、水の要らないシャンプー160個、給水袋50個、ブルーシート10枚、土のう袋100枚などを届けました。

以上でございます。

○大久保たかし議長　国松議員。

○国松ひろき議員　とてもすばらしい物資の支援だと思います。市長がＴＫＢと、災害時における必要なものをおっしゃっていて、トイレ、キッチン、ベッドという中、３月に導入したばかりのトイレカーが被災地で役に立ち、とてもうれしく思います。あくまで職員の派遣や物資の支援も行政間で行われた支援で、以前の能登半島の地震のときもそうでしたが、職員以外の各種団体や個人のボランティアについて、今回の熊本地震でも情報が錯綜しておりました。被災地を支援していたという団体さんからも相談を受けましたが、現地にボランティアセンターが立ち上がっているのか、いざ人が来たら指示を出さなければならないから職員も人手不足にならないか、また、個人が来た際にどこが一番困っていて、地理カンも分からない中、現地の職員や市民に迷惑をかけてしまうことはないのか、協力しに行きたくても情報が混乱している中では難しい状況にあるということが言われておりました。

そこで、万が一本市で震災が起こってしまったらボランティアの受入れ窓口はどのようになるのかお伺いいたします。

○大久保たかし議長　危機管理監。

○今井　隆危機管理監　お答えします。

ボランティアの受入れについては、市川市地域防災計画において、市川市社会福祉協議会を中心に市川市災害ボランティアセンターを開設して行うこととしております。

なお、市川市災害ボランティアセンターが開設されるまでは、市の業務継続班が災害ボランティア窓口を設置し、受付を行います。被災地支援を行った宇土市におきましても、社会福祉協議会において、住家の清掃などの支援に向けた災害ボランティアセンターを設立し、対応を行っておりました。

以上でございます。

○大久保たかし議長　国松議員。

○国松ひろき議員　社会福祉協議会さんということ、理解できました。団体で、個人で、今すぐに被災地へ応援、支援に行きたいという方は、どこの町も社会福祉協議会さんが窓口になるということを知っているのか、とても不安でございます。今回相談された団体さんに私からも、現地の社会福祉協議会さんが窓口になると思いますよとお話ししても、知らなかったようでございます。恐らく各団体や個人がいざ被災地にボランティアに伺ったら、徒歩で散策しながら最寄りの避難所等に訪れ、どこに行けばいいか聞くことだというふうに思います。

そこで、本市の場合、社会福祉協議会さんへ行ってくださいとお話ししても分からない方が多いというふうに思います。市役所に行ってくださいのほうがよっぽど分かりやすいと思うのですが、社会福祉協議会さんが対応してくださるのはとてもいいことだと思っておりますが、窓口は本市につくり、対応を社会福祉協議会さんにしていただくなど、様々なことを検討してほしいというふうに思います。

続いて、(2)断水時の本市の対応について。今回の熊本県での地震では、イオンモールの爆発もそうでしたが、断水が長く続き、水の荷運びが大変、そういった報道が多くされておりました。

そこで、避難所の備蓄や受水槽、各防災公園に貯水槽があるとのことでしたが、その水の貯留量は対応できるのはどの程度なのかお伺いいたします。

○大久保たかし議長　危機管理監。

○今井　隆危機管理監　お答えします。

避難所に設置している受水槽の合計水量は約1,730㎥であります。大人１人当たりが１日に必要な水の量は３ℓとされており、本市の地震被害想定における在宅避難者を含めた約10万人の避難者３日分以上の飲料水は確保できております。また、大洲及び広尾防災公園の耐震性貯水槽では、合計で220㎥の飲料水を確保しております。加えて県企業局の妙典給水場は、緊急時の給水拠点として使用する計画であります。そのほか、生活用水については防災井戸を市内13か所に設置しており、活用してまいります。

以上でございます。

○大久保たかし議長　国松議員。

○国松ひろき議員　各種保存されているということでございました。井戸もあるとのことですし、県水道や自衛隊の給水車もあるということですから、おおむね心配ないと思います。

先ほど申し上げましたが、熊本では水の荷運びがとても大変で、高齢者のために地域の若い人たちが何往復もして運んでいたとの報道もありました。ガソリンも不足する中、車の利用もできず、人力だったとのことでございます。そうすると、貯留量ももちろん大切ですけれども、避難所ではなく、在宅で避難されている方もいる中で水の受渡しの方法がとても重要になってまいります。

そこで、水の受渡しはどのように行うのかお伺いいたします。

○大久保たかし議長　危機管理監。

○今井　隆危機管理監　お答えします。

発災直後の被災者への水の供給は避難所となる学校の受水槽を活用します。２日目以降は国及び県のプッシュ型支援や協定事業者等を通じて水の確保を行います。避難者に対する水の配布は避難所で行うことを原則としており、自衛隊や水道事務所の給水車で行う場合は公共施設や公園など、状況に応じて臨時の給水所として開設することも想定されます。いずれにおきましても、水等の配布を行う場合は避難所での掲示や各種ＳＮＳ等でお知らせすることで被災者の皆様に行き渡るよう努めてまいります。

以上でございます。

○大久保たかし議長　国松議員。

○国松ひろき議員　被災者に行き渡るように努めているということ。ただ、今回問題なのは、取りに行きたくても行けない、取りに行けたとしても運べないという問題がその後に必ず訪れるんじゃないかなというふうに思います。そういったときにボランティアセンターと連携を行い、ボランティアさんに運んでもらうことや市内各種団体などにもお願いできるスキーム等を考えていってほしいと思います。(2)はこれで結構です。

続いて、(3)ドローンの活用について。消防のドローンについては令和８年２月定例会で伺いましたので、市長部局について掘り下げてまいりますが、今年度予算で１機導入予定とのこと、また高性能ということも理解しました。昨年９月に江戸川区のニュースが全国紙に掲載されました。災害時に速やかに被害状況などを把握するため、区内111か所の避難所のうち97か所にドローンを導入し、約200人の職員に資格取得をさせるというものでございました。本市では、危機管理に１機、消防に２機、使用できるのは消防と合わせて７名、すごく少なく感じてしまいます。

そこで、現在のドローンの機体数及び免許所有人数について、今後増やしていく考えはあるのかお伺いいたします。

○大久保たかし議長　危機管理監。

○今井　隆危機管理監　お答えします。

大規模な災害が発生した際にドローンを活用することで迅速で適切な情報収集ができることは、効果的な災害対応における１つの鍵になるものと考えております。災害時に活用する範囲の拡大、参集人数を確保するためには、ドローンの機体数及び操縦するための資格保有者を増やしていきたいと考えております。災害時には協定を締結している事業者によりドローンを使用しての情報収集も行うことから、適切な機体数、資格保有者数となるよう検討してまいります。

以上でございます。

○大久保たかし議長　国松議員。

○国松ひろき議員　今回の豪雨災害でもそうですが、危機管理室の職員や消防の職員だけでなく、多くの職員さんが避難所の運営に携わり、全庁一致団結して災害対応に当たりました。そういった意味では、危機管理室の職員だけでなく、誰でも免許を取得しておくべきだと考えます。さきの八潮市で起きた道路陥没では、下水道内部をドローンで撮影しておりましたので下水道部にも必要だと思いますし、街づくり部やスポーツ部、経済観光部などでもイベント等で利用ができることと思います。また、後に触れますが、環境部では害獣の様子を把握したりすることもできることと思います。教育委員会でも、教職員が避難所等で利用するためにも必要かもしれません。

そこで伺いますが、危機管理室だけでなく、全庁的に免許の取得を進めていくべきだと思いますが、本市の見解を伺います。

○大久保たかし議長　危機管理監。

○今井　隆危機管理監　お答えします。

ドローンの活用については、災害時だけでなく、平時にも広く活用できるものであると考えております。今年度、平時におけるドローンの活用について全庁的に調査を行い、市のＰＲ動画の撮影や下水道管渠内の損傷状況の確認、そのほか公共施設の老朽化調査などに活用したいとの要望がございました。要望等を踏まえ、他市でのドローンの活用実績等を研究して、全庁的な資格の取得について検討してまいります。

以上でございます。

○大久保たかし議長　国松議員。

○国松ひろき議員　ぜひ進めてほしいと思います。江戸川区で97機、200名です。隣接しているわけですから、江戸川区が被災すれば市川市も少なからず被災します。そういったときに江戸川区さんに市川市の様子を見てもらうということのないよう、機体の数や免許取得者を広げていかなければなりません。

問題となってくるのが免許の取得費用です。ドローンの国家免許の取得には約30万円ほどかかると聞いております。職員の取得の際の補助等を行うことは考えていないのかお伺いいたします。

○大久保たかし議長　危機管理監。

○今井　隆危機管理監　お答えします。

昨年度、国家資格を取得した職員については公費での取得となるため、人事異動後も災害対応事務局を支援する職員として指名し、資格を生かした情報収集などを行うこととします。災害時の効果的なドローン活用に向け、必要な資格取得者数が確保できるよう、国家資格の取得補助などについて関係部署と協議してまいります。

以上でございます。

○大久保たかし議長　国松議員。

○国松ひろき議員　ぜひ検討を進めてください。例えば茨城県石岡市では、部局横断で22名の職員にドローンの免許を取得させ、ドローンパイロットチームを結成しているそうです。他市には職員だけでなく、農業や商工業においてドローンの取得補助を行っている自治体もあれば、準職員とでもいいましょうか、被災時に最前線に立

つ消防団に取得補助を出そうとしている自治体もあります。今やドローンは、災害時においてとても重要な災害対策の一助を担っていると言っても過言ではありません。我々市議会議員も市民の代表として避難所に行った際は、指示役、何かを発信しなければならない役目を負うかもしれません。そんなとき、消防団や学校の先生、自治会長など、市役所以外の人員がリーダーシップを発揮し、最前線に立つ方にはドローンの免許の取得を考えてもいい時代になっているのかもしれません。いつどこでどのような災害が起きてもおかしくない昨今ですから、ぜひでき得る限り最大の想定をしてほしいと思います。

もう１点伺います。防災と防犯は切っても切り離せないという部分があります。それはやはり監視になると思いますが、防犯カメラやドローンからの映像を連携した情報収集はできないのか伺います。

○大久保たかし議長　危機管理監。

○今井　隆危機管理監　お答えします。

災害時におきまして防犯カメラなどを活用した情報収集は、迅速な初動対応や被害の可視化において重要な役割を果たすものであります。ドローンからの映像につきましては、災害対策本部で共有することで迅速な災害対応に活用していくことを想定しております。防犯カメラにつきましては、犯罪やトラブルの発生を抑止し、万一発生した場合には映像として証拠を残す目的で設置されているものであり、設置目的が違うため、リアルタイムでの活用はできないものであります。そのほか、本市では浸水常襲箇所や河川に監視カメラを設置し、道路冠水状況や河川の水位等をリアルタイムに把握する体制を整えており、道路冠水などに対して早期に対応するために活用しております。

以上でございます。

○大久保たかし議長　国松議員。

○国松ひろき議員　今回、江戸川区では97機の納入費用として約1.2億円、200人の資格補助として4,000万円、保守点検等で1,300万円の予算だとのことでございます。保守点検の中にシステムの導入もあるようで、市内のカメラと連携し、災害時のリアルタイム画像をドローンとともに共有、確認が取れるシステムを導入するそうでございます。防災において防犯カメラは役に立つでしょうし、防犯においても災害用ドローンというのは役に立つと思っております。このドローンを使った防災という面に関して深く注視し、引き続き継続して質問を続けてまいります。

また、初期投資が高いのも理解しておりますが、防災面、防犯面、ともに連携が深まることを要望して次に移ります。

続いて大項目の２つ目、令和８年８月千葉豪雨に関する件になります。この日は無理な外出を控え、テレビで流れる市川市の情報をずっと見ておりました。なれ親しんだ場所が冠水していたり、報道では崖崩れが起きたと不穏なことも言っており、とにかく不安で仕方がなかったというふうに覚えております。時折どうなっているのか、あそこは大丈夫かとか地域の方から電話が入り、今すぐに車で駆けつけたい気持ちを抑え、不安の中、報道を見守っておりました。実際に助けに行くとは大げさですが、見に行ったり手伝いに行って自身の車が止まってしまっては二次災害になるおそれもあり、どうすることもできませんでした。そんな中ではありますが、職員さんは多く動かれていたと思います。

そこで全庁的に動いていると思いますが、当日豪雨の中、危機管理室以外の他部署の職員さんの動きについて伺います。

○大久保たかし議長　危機管理監。

○今井　隆危機管理監　お答えします。

８月13日の14時頃から雨量が多くなり、16時７分に本市に対し気象庁よりレベル３大雨警報が発表されたこと

により、警戒本部体制である第１配備体制を敷きました。第１配備体制では、危機管理監以下、災害対応事務局である危機管理室、被災市街地対応本部である街づくり部、道路交通部、下水道部、環境部、管財部、行徳支所及び消防局が活動を始めました。具体的には、災害対応事務局では情報収集、被災市街地対応本部では道路、崖、河川、海岸等の被災状況のパトロール、消防局では管轄区域のパトロールを実施いたしました。その後、17時10分に市長を本部長とする災害対策本部体制に移行し、本部員である各部局室長が参集するとともに、全職員での災害対応のフェーズに移行しました。市内を６つに分けた災害班の職員は、各拠点での情報収集、土のう配布、排水作業等の現地対応や避難所の開設、運営を開始しました。さらに、市民からの通報が集中していたことから被災生活支援本部の市民要望受付班を増員し、対応するとともに、降雨量の増加に伴い、順次、追加の避難所開設を行いました。被災市街地対応本部では道路冠水箇所の道路規制、浸水箇所の排水活動、医療本部では避難所へ避難された要配慮者への対応など、全職員を挙げて今回の豪雨災害に対応したところでございます。

以上でございます。

○大久保たかし議長　国松議員。

○国松ひろき議員　職員さん自身もとても怖かったと思います。容易に活動できる状況ではなかったのかなというふうに思います。職員さんが懸命に市民のために動かれていたということは市民にとって誇りであり、市民の心の支えであったのではないでしょうか。本当に感謝申し上げる次第であります。

また、各部局ごとに年に１回訓練を行っているということも聞いております。市の職員さんが懸命に活動してくれているからこそ、市民の安全が守られているのだと思います。実際にその職員さんにも家族がおり、家に帰って家族の安否を確認したい、家の状況を確認したいという思いの中での活動です。心から感謝をいたします。

では、翌日14日には本市としてどのように対応したのか伺います。

○大久保たかし議長　危機管理監。

○今井　隆危機管理監　お答えします。

８月14日につきましては、豪雨から一夜明けて被害状況が明らかになった被災者からの被害通報が多く寄せられ、災害対策本部で受付を行いました。通報で得た被害状況などの情報につきましては、田中市長をトップとする災害対策本部会議で共有を図り、市長より迅速に対応するよう指示を受けまして、災害班や被災市街地対応本部である道路交通部、環境部、下水道部を中心に被害調査や消毒、排水作業などを実施いたしました。この対応は翌15日17時に第１配備体制が解除されるまで継続したところでございます。

以上でございます。

○大久保たかし議長　国松議員。

○国松ひろき議員　各部署が対応に当たってくれたとのこと。今回、水が引いた後、冠水していたエリアの方々に話を聞きに行きました。ここ数年ではありませんでしたが、過去に冠水したときには通行止めになっていたエリアが今回は通行可能で、車が通るたび波が起き、家に水が入ってきて困ったというお話をお聞きしました。

そこで、通行止めの重点エリア等決まっているのかお伺いいたします。

○大久保たかし議長　道路交通部長。

○磯部高志道路交通部長　お答えします。

大雨や台風時におきましては、これまでに道路冠水が確認された約20か所を重点的にパトロールを実施しております。また、特に冠水しやすい13か所につきましては、冠水センサーを設置し、冠水状況を確認しております。このようなパトロールや冠水センサーの情報から、現地状況に応じて通行規制等の措置を取ることとしております。

以上でございます。

○大久保たかし議長　国松議員。

○国松ひろき議員　冠水センサーの情報から通行規制を実施しているとのこと。14日に地震で被害状況を確認しに行きたかったところ、まだ冠水しており、通れなかったらどうしよう。そこに市の職員さんがおり、議員が来たことでの対応でほかの対応がおろそかになったら、そんな不安があり、身軽にすぐ動くことができませんでした。議会事務局から被害状況だけが淡々と送られてきており、市民が何を困っているのか、全く分からない状況でした。

また、ほかの議員さんもそうでしょうが、被害の少なかった地域の方や支援者、各種団体さんから、どこか手伝いに行きたいのだけれども、どうすればよいのかと連絡が来た議員が多かったというふうに思います。実際に翌日に私の所属する青年会議所の有志から何か手伝いたいと連絡があり、私も状況が分からなかったので、青年会議所と市川市が災害協定を結んでいるということもあり、市役所の危機管理室に電話で確認してみたほうがよいとお話ししました。担当者が市役所に電話したところ、今のところお手伝いは大丈夫ですと言われたとのことです。そのとき、とある地域では貯水池が氾濫し、陸に上げられた魚の死体や雨水と一緒に流されてきたごみが散乱している地域もありましたし、土のうの撤去をされている商店会もありました。そういった情報が我々議員に、ほかの地域の各種団体に届いていれば、ボランティアやお手伝いの輪が広がっていくのではないかと思います。

そこで、災害後の復旧・復興支援のための情報発信、周知はどのように行っているのか伺います。

○大久保たかし議長　危機管理監。

○今井　隆危機管理監　お答えします。

大災害時における災害ボランティアセンターは市川市社会福祉協議会により開設されます。今回の災害では、社会福祉協議会内で常時開設されているボランティアセンターでボランティアの受付を開始しております。ボランティアの募集は、市公式ウェブサイトやＳＮＳを活用して広く周知を行ったところでございます。また、ボランティアのニーズ把握については、社会福祉協議会が浸水被害の多かった地域の地区社会福祉協議会の皆様、自治会長及び民生委員の皆様にチラシを配布し、把握に努めているところでございます。

以上でございます。

○大久保たかし議長　国松議員。

○国松ひろき議員　もしこの青年会議所からの依頼があった際に社会福祉協議会さんに電話をしていれば、当日動ける人員でお手伝いに行けたかもしれません。議員個人だって、地域をよくしようと考え市議会議員になっているわけで、困っている地域があるならばお手伝いに行きたいです。でも、外に出ていいのか、被害のあった地域に行っていいのか分からない状況があります。社会福祉協議会さんは我々議員へ発信などしないと思います。ならば、危機管理から議会事務局、そして我々、○○で人が足りていない、○○で被害が甚大、○○で泥の掃除をしている等、投げていただければ、もっと市民に寄り添った対応ができたと思います。今後、二度とこのような災害が起きてほしくありませんが、ここで足りなかったこと、学んだことを次回に生かしてほしいというふうに思います。

続きまして、(2)ポンプ場の整備について、今年度末に完成するとのことでございました。今回、確かに大和田や稲荷木でも冠水をした場所があったそうですが、すぐに水は引いたとのこと。これは大和田ポンプ場の効果が絶大だったのかなというふうに思います。

そこで、市川南ポンプ場が完成したら、市川南地区付近の浸水や冠水は解消されるのかお伺いいたします。

○大久保たかし議長　下水道部長。

○仙波俊郎下水道部長　お答えします。

市川南ポンプ場を含む本市の浸水対策は１時間当たり50㎜の大雨を想定し、設計したものであります。ポンプ場の供用により地域の治水安全度は着実に向上しますが、ポンプ場の能力をさらに発揮させていくためには、地域の雨水を効率的に集めるための排水路の整備も必要となります。このため、地域全体の排水能力のさらなる向上に向けて、今後も排水路の整備を延伸させていく考えであります。しかしながら、ゲリラ豪雨や線状降水帯のように、１時間雨量が50㎜を大きく超える豪雨に対しましては、浸水や冠水の解消には至らないものの、被害の軽減には確実につながるものと考えております。

以上でございます。

○大久保たかし議長　国松議員。

○国松ひろき議員　50㎜対応でも被害が軽減するならば早期の完成を期待しております。

では、市川南ポンプ場が完成することによって、市川南地域だけでなく、隣接している新田や大洲など隣接地域はどうなるのか伺います。

○大久保たかし議長　下水道部長。

○仙波俊郎下水道部長　お答えします。

市川南ポンプ場は市川南排水区のうち、国道14号と市川駅から江戸川に向かう市道0216号、そして江戸川に囲まれた約70haの地域の雨水を排水する施設であります。市川南ポンプ場の供用に当たりましては、雨水をポンプ場へ流入させるための幹線と既存の排水路を接続する工事を並行して進めているところでございます。この既存の排水路につきましては、下水道計画に位置づけている排水区境を越えてつながっており、相互に排水機能を補い合っていることから、市川南ポンプ場が担う排水区に隣接する地域においても浸水、冠水の軽減効果が得られるものと考えております。

以上でございます。

○大久保たかし議長　国松議員。

○国松ひろき議員　冠水、浸水の軽減効果が得られるとのことでございました。もう少し広い視点で最後に１点だけ伺わせていただきます。

私の小学校の頃からショップスさん付近で冠水が発生しておりました。また、14号から産業道路まで南北に横断する新川通りもよく冠水していたイメージです。つまり30年以上、冠水・浸水対策ができていないということなのかなと思ってしまいます。冠水、浸水することが分かっているならば、なぜ早期に手を打たないのでしょうか。効果は大和田ポンプ場で分かっていることと思いますが、市川市域において新たなポンプ場を建設する計画等はないのかお伺いいたします。

○大久保たかし議長　下水道部長。

○仙波俊郎下水道部長　お答えします。

本市では、平成26年３月に策定した市川市下水道中期ビジョンにおいて、浸水被害が多発している市川南地区及び高谷・田尻地区を整備優先区域に位置づけ、集中的な浸水対策を進めているところであり、市川南ポンプ場に続く新たなポンプ場の計画については、現時点ではございません。今後は市川南ポンプ場の能力を十分に発揮させるため、排水路の整備を中心に事業を進めるとともに、既にあるポンプ場の老朽化対策も併せて実施していく予定であります。本市としましては、今回の千葉豪雨の被害を重く受け止めており、市長自ら現場に赴き、冠水の原因となっている箇所の確認や、被害を受けた方から直接お話を伺った上で早急な対応について指示を受けております。今後につきましても、より一層の治水安全度の向上を目指して効果的、効率的な浸水対策の強化に努めてまいります。

以上でございます。

○大久保たかし議長　国松議員。

○国松ひろき議員　計画はないとのことでございました。ポンプ場の建設ができないならば、できることから行っていきましょう。実際に田尻の工業地帯の方が、豪雨の際にどぶの落ち葉や泥を急いで清掃したら即座に水が引いたと言っておりました。これから台風シーズン、側溝の清掃なども大規模に行ってほしいと思いますし、あま水条例というすばらしい制度もあります。しっかり周知してもらい、豪雨があっても耐えられるまちづくりを期待して次に移ります。

続きまして、花火大会について伺ってまいりたいというふうに思います。聞いた人数だけでも約840名の方が警備に入っていたとのこと。ほかにも交通安全協会や千葉県警が警備していたとのことでございますから、1,000人を超す警備がいたということだと思います。

では、淡々と掘り下げさせていただきますが、50万都市の市川市に50万人のお客さんが一気に花火を見に動き始めます。果たして1,000名の警備で足りているのでしょうか。

改めて警備の人員が足りているのかお伺いいたします。

○大久保たかし議長　経済観光部長。

○高橋一三経済観光部長　お答えします。

警備を委託している事業者や警察とは関係者会議や合同での現地確認、大会直前の打合せなどを通して、配置場所や人員を調整した上で大会当日に臨んでおります。混雑状況によっては案内が十分に行えない場面も見受けられますが、来場者の安全性を確保することができる人員は配置できているものと考えております。

以上でございます。

○大久保たかし議長　国松議員。

○国松ひろき議員　安全性を確保する人員が配置できているとのことでございました。

市川南地域を例に出して質問を続けてまいりますが、市川駅南口を出て花火が見える河川敷に向かうには多くのルートがあり、特に市川南３、４丁目自治会付近は碁盤の目になっているため、警備の人材が何人いても足りないくらいの動線があります。１つの道路に人を集め過ぎたら、それはそれで危険ですし、振り分けて現地に向かわせなければなりません。

そこで、来場者の動線はどうなっているのか伺います。

○大久保たかし議長　経済観光部長。

○高橋一三経済観光部長　お答えします。

来場者の安全性を確保するため、３本の道路を主な動線道路として設定し、車両の通行を禁止する交通規制を行い、来場者がスムーズに移動できるようにしております。主な動線道路の１本目は、ＪＲ市川駅南口のロータリーから出て右に向かって進む道路、２本目は、ＪＲ市川駅南口から真っすぐ花火会場に向かう道路となっております。この２本目の道路につきましては、産業道路との交差点付近で歩行者の渋滞が発生するため、状況を見ながら、市川南２丁目９番の交差点から江戸川上流方面に進む道路を３本目の主な動線道路として設定し、迂回を促す通行整理を行っております。

以上でございます。

○大久保たかし議長　国松議員。

○国松ひろき議員　３路線を主動線としているとのこと。今回、市川南３、４丁目の多くの方から花火のお話をお伺いさせていただきました。皆、地元に住み、江戸川の花火を大いに楽しみにしているとのことでございます。ですが、実際に自分が住んでいるエリアが江戸川までの動線だと多くの問題があるとの御指摘をいただきました。道中にいた警備の方へ○○の角に警備は立たないのですかと問い合わせたり、○○のところは通れない道

路のはずですが、かなりの人数が往来しています、何とかしてくださいなど警備の方へお話をしたらしいのですが、警備の方も自分が受け持っているエリア以外のことは分からないのか、答えられなかったとのことでございます。例えば、そこで警備会社の方や安全協会の方など、分からないことがあれば、○○に市の職員が警備しておりますので聞いてみてくださいと言えれば、もっとスマートだったのかなというふうに思います。

そこで、誰がどこに配置されているかなど、各現場に配置されている職員が全体像を把握していなかったことが今回の問題なのかなというふうに思います。改めて警備、市職員及びボランティアについて、全体像の見える化を行っているのかお伺いいたします。

○大久保たかし議長　経済観光部長。

○高橋一三経済観光部長　お答えします。

従事職員に対しましては、来場者への案内など、よくある質問についてＱ＆Ａを従事者マニュアルに記載し、把握した上で従事するよう指導しております。各現場に配置されている職員が全体像を把握することは難しいことから、市、警備、警察、消防がそれぞれ本部を設置し、想定していない質問やトラブルがあった際は各機関が配置したリーダーに確認することとなっております。混雑の状況やトラブルが重なった場合などは対応に不備が出ることも少なからずあるものと認識しており、リーダーが判断できない場合や対応に苦慮する場合は各本部に確認し、適切に対応できる体制としております。また、併せて市、警備、警察、消防間の連携についても、相互に情報共有ができるよう連絡体制を整えております。

以上でございます。

○大久保たかし議長　国松議員。

○国松ひろき議員　できているということでございます。

次の項目にもつながってまいりますので、(2)に移ります。花火大会のごみの散乱は本当にすごいことになっております。河川敷に40か所、市街地に27か所とのことです。実際足りていないのが現状で、路上でのポイ捨て、通常の自治会のごみ捨て場へ捨ててしまっているものなど多くあります。そこでゆうゆうロードや宝神社の通り、南口の西側へ続く通りなど、多くの商店があります。そういったときに商店さんと協力して、商店さんにもごみ捨て場を設置してもらうことはできないのでしょうか。翌日回収しに行くから、市民のためにごみ捨て場を設けてくださいとお願いをするだけならばできるのかなというふうに思いますが、商店へのごみ箱設置の依頼はしていないのか伺います。

○大久保たかし議長　経済観光部長。

○高橋一三経済観光部長　お答えします。

花火大会当日に、商店主が商品の購入者用に独自でごみ箱を設置している店舗があることは認識しております。しかしながら、実行委員会として、商店主に商品の購入者以外の来場者に向けてのごみ箱の設置を依頼する場合、実行委員会の委託する業者の回収が前提となるため、事業活動に伴って発生するごみとの区別が難しいことから依頼していないのが現状でございます。

以上でございます。

○大久保たかし議長　国松議員。

○国松ひろき議員　江戸川の花火の日はしゃくし定規に事業ごみだからとか関係なく、地域一体で協力してごみを減らそうとして、それを市川市が回収してあげる、それでよいと思うのですが、現状はそういった課題から依頼していないとのこと。ぜひ来年は検討してみてほしいなというふうに思います。少しでもごみが減ってくれれば、持続可能な花火大会につながっていくと思います。

続いて、市が管轄している公園が市川南地域にも幾つかあります。防災公園に大きな集積所が設けられている

のは知っておりますが、小さな公園にはありません。そういったところにその日だけの新たなごみ箱の設置をするなど、ごみ箱の拡充はできないのか伺います。

○大久保たかし議長　経済観光部長。

○高橋一三経済観光部長　お答えします。

ごみにつきましては、なるべく会場内の仮設のごみ集積所に捨てていただけるよう来場者に注意喚起を行っており、ポイ捨てが多くされている箇所については、ごみ集積所の配置を見直し、より効果的な配置となるよう検証しております。

なお、ごみ集積所の設置数の拡充については新たな費用負担が発生することから、実行委員会にて慎重に検討してまいります。

以上でございます。

○大久保たかし議長　国松議員。

○国松ひろき議員　注意喚起をしているとのこと。注意喚起が正直足りていないのかなというふうに思います。市川南３、４丁目町会の碁盤の目のエリアにて路上へのポイ捨て、金網型の普通のごみ捨て場へのごみ捨て、中にはペットボトル用の網の中に中身が残ったまま捨ててあったということも聞きました。一つでも多く、ごみ捨て場は必要と感じてしまいます。ぜひ検討してほしいなというふうに思います。

続いて、花火の後の翌日、ごみ拾いとごみの回収はどのように行っているのかお伺いいたします。

○大久保たかし議長　経済観光部長。

○高橋一三経済観光部長　お答えします。

ごみ拾いにつきましては、職員用の従事者マニュアルにて、ごみが落ちていた場合は職員に配布しているごみ袋を使用し、ごみ集積所にまとめることとしております。また、実行委員会には、近隣自治会の会長が委員として参加してくださっていることから、大会前に開催する実行委員会において、大会後の清掃への協力を依頼しております。ごみの回収につきましては、衛生面を考慮し、大会翌日に委託業者がごみ集積所を回ってごみを回収し、分別した上で廃棄処分を行っております。

以上でございます。

○大久保たかし議長　国松議員。

○国松ひろき議員　委託業者が翌日に回収しているとのこと、また、実行委員会が大会後の清掃協力をしているとのことでした。正直、実際は近隣の方や地域の有志の方などがごみ捨て場までごみを集めているというのが現状です。その後、大規模清掃は、有志の方々が早朝から掃除をしてごみを集めてくれた後のお話でございます。だから、実際は早朝にごみがひどいことになっております。

(1)で1,000人以上の警備がいらっしゃったとのことでございますが、この警備の人たちはごみ捨てに関する声かけはしているのでしょうか伺います。

○大久保たかし議長　経済観光部長。

○高橋一三経済観光部長　お答えします。

従事職員は問合せの多いトイレやごみ集積所の該当場所を従事者マニュアルで確認し、ごみを放置させないよう声かけするよう指導をしているとともに、委託している警備員においても、ポイ捨てを見かけた場合は注意するなどの対応をしております。また、場内アナウンスでごみは持ち帰るか、河川敷内の仮設のごみ集積所に捨てるよう周知し、併せて路上にごみを捨てないよう注意喚起しております。加えて花火大会の開催前には「広報いちかわ」や市公式ＳＮＳを通じ、ごみ捨て等のマナーに関する周知を行っており、開催前から開催中にかけて様々な形で周知を行っております。

以上でございます。

○大久保たかし議長　国松議員。

○国松ひろき議員　しているとのこと。今回、開催地の方々にお話を聞くところ、外国の方などが理解していなかった、路上に捨てていたというお話を聞きました。毎年すばらしいものにする上で、花火大会をブラッシュアップしていくことがとても重要です。例えば動線にいる警備員が、次の○○のところにごみ捨て場がありますので、その場からお持ち帰りくださいと声をかけるだけで、あっ、捨て場があるなら持って帰ろうとなるかもしれません。現状、どこに捨て場があるのか。動線になかったらと言って、持って帰っていない人もいるかと思います。何よりもごみ捨て場を増やす、警備を増やす、そこで周知をする、そこに案内をするという行為が今よりもさらに必要になるわけです。警備の人には外国語表記のプラ板を首から提げてもらうとか、外国の方にもごみ捨て場があることをしっかり周知していかなければなりません。「広報いちかわ」、ＳＮＳは見ていない方が多いわけで、また市外の方が多い中、見ているわけがありません。ならば、その場にいる警備の方へごみの捨て方の注意喚起を行ってもらうことが一番効果的なのかなというふうに思います。もっと地域住民に寄り添った花火大会の運営を来年もお願いをして次の項目に移りたいと思います。

次に、大項目の４つ目、子育て環境について。

本市としても、保育補助者雇上費加算を行っているとのこと、また、国では制度の見直しが行われているとのことでした。すごい額が加算されており、定員が121名未満の園ならば310万4,000円、121名以上ならば620万8,000円も加算される大きな制度であります。いちかわ手当が職員個人に支給なのに対し、こちらは園に支給されるもので、約１名分の年収が丸々出ていると言っても過言ではない加算額になります。

そこで、どの程度の施設が利用しているのか。また、国、県、市の費用負担などの内訳をお伺いいたします。

○大久保たかし議長　こども家庭部長。

○山室繁央こども家庭部長　お答えします。

本加算の活用状況については、令和７年度において、対象となる私立保育所、認定こども園及び小規模保育事業所195施設のうち74施設が本加算を活用し、122人の雇用に係る補助を受けております。本加算の費用については、国が４分の３、県が８分の１、市が８分の１を負担することとなっております。令和７年度は約１億1,050万円を支出しており、そのうち市の負担は約1,385万円となっております。

以上でございます。

○大久保たかし議長　国松議員。

○国松ひろき議員　195施設中74施設というのは半分も利用していないということ。周知が足りているのか、甚だ疑問でございます。また、本市が８分の１、負担額は1,385万円ということ。負担額としては、そこまで大きくないのかなということは理解できました。

実はこの制度だと、保育園、こども園が対象で、幼稚園は対象ではありません。保育施設と同様に人材確保が課題となっている幼稚園についても対象とすることができないのかお伺いいたします。

○大久保たかし議長　こども家庭部長。

○山室繁央こども家庭部長　お答えします。

保育補助者雇上費加算は、保育士の業務負担軽減や離職防止を図るだけでなく、保育補助者の資格取得を促すことで、将来的な保育人材の確保に寄与することを目的としております。一方で人材確保という点においては、厚生労働省によると、令和７年度における全国平均の有効求人倍率1.20倍に対し幼稚園教諭は2.86倍であり、保育士の3.37倍と並び高い水準にあることから、幼稚園においても同様の取組を行うことは、幼稚園教諭の離職防止や質の高い教育の提供においても有用と考えられます。

一方で保育補助者雇上費事業は、国が定める保育人材確保事業の一環として、補助対象は保育施設のみに限定されており、幼稚園は対象外となっております。そのため幼稚園を対象とする場合は、国や県から補助を受けることができず、新たに市の単独事業として保育補助者雇上費加算と同様の趣旨の制度を創設する必要がございます。保育補助者雇上費加算と同様の趣旨の制度を創設することで、保育施設の場合と同様に、幼稚園教諭の負担軽減や将来の人材確保に寄与するものにできるのか、市内の幼稚園における幼稚園教諭の業務内容や配置状況などを踏まえて調査研究していきたいと考えております。

以上でございます。

○大久保たかし議長　国松議員。

○国松ひろき議員　本市としても有用と思っている、また、新たな制度を創設しなければならないからハードルが高いということ、理解いたしました。ですが、現状、保育補助者雇上費加算では1,385万円の支出でございます。そもそもの上限が310万4,000円。620万8,000円とまではいきませんが、市独自に幼稚園のための同様な制度が必要だというふうに思います。幼稚園にだけないというのはとても不思議ですし、調査研究ではなく、ぜひ検討してほしいと思います。導入されることを強く要望して次へ移ります。

続きまして、(2)の保育体制強化費加算について。とてもいい制度だということ、本市独自に上乗せしているということ、理解しました。こちらも聞くと、すごい額が加算されているということが分かりました。１施設当たり、賃金等の実績にもよりますが、月額10万円を上限、また、保育支援者が園外活動の見守り等に取り組む場合、月額14万5,000円も出ているとのこと。

では、こちらもどの程度の園が利用し、費用負担の内訳について伺います。

○大久保たかし議長　こども家庭部長。

○山室繁央こども家庭部長　お答えします。

本加算の活用状況については、令和７年度において、対象となる市内の私立保育所、認定こども園及び小規模保育事業所195施設のうち103施設が本加算を活用し、258人の雇用に係る補助を受けております。本加算について、国の事業を活用して実施する費用は、国、県及び市がそれぞれ一定の割合を負担する仕組みとなっており、国が２分の１、県が４分の１、市が４分の１を負担しております。令和７年度は約２億5,639万円を支出しておりますが、その内訳は、国の事業を活用した費用として約１億2,521万円であり、そのうち市の負担は約3,132万円となっております。また、市が独自に上乗せして実施した費用につきましては約3,118万円となっております。

以上でございます。

○大久保たかし議長　国松議員。

○国松ひろき議員　195施設中103施設とのこと。先ほどの雇用雇上費加算よりも市の負担が大きいということが少しだけ分かりました。でも、こちらも保育施設のみが対象となっており、幼稚園は対象外でございます。

そこで、この制度を幼稚園も対象とすることができないのか伺います。

○大久保たかし議長　こども家庭部長。

○山室繁央こども家庭部長　お答えします。

保育体制強化費加算は、保育士の業務負担を軽減し、保育士が子どもへの保育に専念できる環境を整えることを目的としております。幼稚園においても同様の取組を行うことで、幼稚園教諭が専門業務へ専念するための環境を整え、幼児教育の質の向上に寄与することは考えられます。保育体制強化費加算も、先ほどの保育補助者雇上費加算と同様に、国が定める保育人材確保事業の一環として、補助対象は保育施設のみに限定されており、幼稚園を対象とする場合は、市の単独事業として制度を創設する必要がございます。まずは、市内の幼稚園におけ

る周辺業務の現状や職員の人数、配置状況や業務分担などの実態について調査研究していきたいと考えております。

以上でございます。

○大久保たかし議長　国松議員。

○国松ひろき議員　こちらも市として、幼児教育の質の向上に寄与ができると分かっているということ。また、独自の制度の創出だから難しいとのこと。先ほどの雇上費加算と同様です。幼稚園だって、本市の待機児童対策に寄与してくれておりました。多くの選択肢を市民に創出する上で、幼稚園だって子育ての選択肢の一つです。なのに、幼稚園には保育園ほど補助が出ていない。この制度の要綱に書かれている施設、遊具の清掃、給食の配膳、片づけ、外国人の児童の保護者のやり取りのための通訳、園外活動など、記載されていることは幼稚園も同様に行っております。なのに、保育園だけというのはやはり不公平感が否めません。こちらも調査研究と言わずにぜひ検討してほしいと思いますし、制度の創設を強く要望させていただきます。

続いて、(3)に移ります。風水害時の幼保施設への対応について。保育従事者の安全を確保するため、基準にのっとり、保育施設へメールで周知したとのこと。恐ろしい単語が幾つかありましたが、まずは保育施設を臨時休園する場合の基準はどのようになっているのかお伺いいたします。

○大久保たかし議長　こども家庭部長。

○山室繁央こども家庭部長　お答えします。

本市では、市川市から警戒レベル３以上の避難情報が発令された場合、またはＪＲ等鉄道各社が市内の全線計画運休を発表した場合を臨時休園等の判断基準としております。一方、これはあくまでも判断基準であり、その後の気象予報や避難情報が発令された時間帯など、その時々の状況に応じて判断しており、一律に臨時休園とはしない対応を取ることもございます。

以上でございます。

○大久保たかし議長　国松議員。

○国松ひろき議員　警戒レベル３以上とのこと。これも不思議な制度で、(1)、(2)同様、市川市は幼稚園にはそういったメールを送っていないようですが、風水害時における市からの救援措置等の周知メールはなぜ幼稚園には送らず保育施設だけに送るのか、その理由を伺います。

○大久保たかし議長　こども家庭部長。

○山室繁央こども家庭部長　お答えします。

本市では、風水害時の救援措置等に係る周知メールは認可保育所や保育園型認定こども園、小規模保育事業所、家庭的保育事業所などの保育施設に対して送信しておりますが、幼稚園には送信しておりません。幼稚園は教育機関である一方で、保育施設は保育を必要とする子どもを預かる児童福祉施設という位置づけにあり、非常時も含めて可能な限り保育の提供が求められる場合もあることから、保育施設と幼稚園では災害時の対応に違いが生じているところです。

なお、幼稚園につきましては、公立幼稚園の場合は、教育委員会が市立学校と同じ周知メールを各園に送信しております。また、私立幼稚園の場合は、各施設の管理者に判断していただいております。

以上でございます。

○大久保たかし議長　国松議員。

○国松ひろき議員　いつものお決まり、保育は厚労省、幼稚園は文科省、教育だから、こども家庭部としては関係ないというふうに聞こえてしまいます。幼稚園と保育園が近隣に並んでおり、保育園は豪雨や台風で休園しているときに幼稚園はその情報ももらえず、なぜ幼稚園だけ開いているのかと、市民の方からクレームが入ること

もあるようです。私立幼稚園は各学校法人の判断ということも理解できますが、情報の共有として、判断材料の一つとして、幼稚園にも同様のメールを送ればよいのにと思ってしまいます。そんなにメールを送ることは手間ではないんじゃないかなというふうに思いますし、同様に送ってほしいなというふうに思います。保育園は臨時休園しますよと情報共有をするだけで幼稚園も判断できます。私立幼稚園だから学校法人が決めるからで、何かあった際にニュースになります。園も対応に追われるでしょうが、当該地区行政も指導をしていなかった、対応していなかったとたたかれることも想像できます。ぜひお金もかからない情報の共有だけでも、メールでお送りするだけでもお願いしたいというふうに思います。

もう少し聞いてまいります。今回の千葉豪雨の際に保育施設にお送りしたメールは、避難指示レベル４が発令された、施設内で安全を確保し、保育を継続してくださいとメールが来たそうでございます。基準としては、警戒レベル３以上で休園という基準があって、今回は警戒レベル４が出ていて保育を継続。結果として、自宅がどうなっているか分からない中、指示どおり保育を継続し、帰れなくなって国府台スポーツセンターで一夜を明かしたという職員さんもいたとのことです。もちろん、お預かりをしているお子さんの安全が最優先、それは理解できております。ですが、職員さんだって本市の大切な存在です。保育を継続してくださいというメールは間違っているというふうに私は思います。休園をさせるべきでした。

改めてこの指示について、市の見解をお伺いいたします。

○大久保たかし議長　こども家庭部長。

○山室繁央こども家庭部長　お答えします。

令和８年８月千葉豪雨では、午後４時27分にレベル４の避難指示が発令されましたが、市から各保育施設に対しましては午後５時６分に、気象情報では数時間後に避難レベルが下がることが予想されることから、施設内で安全を確保し、保育を継続してくださいという趣旨の内容のメールを送信いたしました。これは、メール送信時の予報では短時間で雨が弱くなる見込みであったこと、また、既に保護者のお迎えの時間帯となっていたこと、激しい雨の中でのお迎えや子どもを連れた帰宅には危険が伴うことが想定されたことなどから複合的に判断し、送信したものです。しかしながら、結果として、その後も強い雨が降り続き、様々な場所で道路冠水などの被害が出る状況となり、結果として帰宅困難となる保育従事者が出てしまったことは反省すべき点であったと考えております。

今回の千葉豪雨や今年度発生した複数の台風への対応の実情を踏まえ、児童や保護者、保育従事者の安全確保をより強化していくためにも、今後、判断根拠となる基準や保育施設への周知方法等について、改めて見直しを図ってまいります。

以上でございます。

○大久保たかし議長　国松議員。

○国松ひろき議員　反省すべき点はあるとのことでございました。ですが、後日の８月22日夕方、警戒レベル３相当が発表されるおそれがある。だが、保育を継続してくださいとのメールが届いたという話を聞きました。ぜひ保育従事者の安全確保もしっかりと考えてほしいなというふうに思います。市が判断し、閉園させると判断してくれないと、職員の安全確保を考えている園長さんは帰したくても帰せないという状況が生まれます。先ほども申し上げましたが、幼保合わせた基準がとても重要です。幼稚園にも同様に情報共有をしてください。保育士だけでなく、幼稚園教諭も市の子育て環境を担ってくれている大変大事な職員さんでございます。どうぞお願いしたいというふうに思います。

もう１点だけ伺います。実際に今回もそうでしたが、風水害等により保護者の帰宅や迎えが困難なときに、幼稚園や保育施設では飲料水などの備蓄を行っていると聞いております。今回の豪雨では、悪天候の中、保護者の

方が迎えに来たという話を聞きました。災害時の児童の安全確保や保育継続に必要な備品や備蓄品について補助制度がないのかお伺いいたします。

○大久保たかし議長　こども家庭部長。

○山室繁央こども家庭部長　お答えします。

災害発生時には、保護者の帰宅困難などにより、通常の教育・保育時間を超えて児童を施設で待機させる事態が想定されることから、施設が児童の安全を確保し、適切に保育を継続するための備えが必要であると認識しております。保育施設における防災対策については、国の公定価格において施設機能強化推進費加算が設けられており、令和８年度からは防災機能対策の強化を図るため、その対象範囲や金額が見直されております。この加算では、防災教育や訓練、避難体制の整備、避難具の整備など、施設の総合的な防災対策に必要となる経費が対象とされており、備品や消耗品費等の購入も対象経費として位置づけられております。また、幼稚園については、本市独自の取組として、市川市私立幼稚園幼児教育振興費補助金による非常用食糧の備蓄に対する補助を設けております。今回の豪雨を踏まえ、各施設に対しましては、この施設機能強化推進費加算や市川市私立幼稚園幼児教育振興費補助金の活用について改めて周知するとともに、非常食や飲料水、衛生用品、避難用具、非常用電源など、災害時に必要となる備品、物品について必要な備えを検討するよう促しつつ、より実効性のある補助の在り方についても検討してまいります。

以上でございます。

○大久保たかし議長　国松議員。

○国松ひろき議員　保育園には国の補助制度、幼稚園には本市独自の教育振興費補助金があるとのこと。今後の対応について伺いましたが、今回の本市独自の教育振興費補助金は非常食の備蓄に限られております。もちろん非常食も重要です。豪雨の中、お迎えに来られた保護者がいたとの話も聞いております。ですが、職員もお仕事とはいえ、豪雨の中、見送りのため施設の屋外に出なければなりません。何が必要だったかといえばレインコートだというふうに思います。でも、この補助金ではレインコートは買えません。また、懐中電灯も停電になったら使うでしょう。懐中電灯本体及び電池等を買うこともできません。より実効性のある補助の在り方について検討と申しておりました。そういった細かい部分かもしれませんが、ぜひ市川市の宝である子どもたちを預かり、教育し、日々たゆまぬ愛を注いでくれている方々がより仕事のしやすい環境等をつくり上げてほしいと思いますし、保育園だけでなく、幼稚園の教諭も安全、安心も検討させていただきたいなというふうに思います。

続いて、(4)こども誰でも通園制度について。本年４月から本格的実施となっているこども誰でも通園制度ですが、まだ本市では市民の方になじんでいないように感じております。現状として、まだ公立保育園３園しか利用することができず、せっかくのよい制度が宝の持ち腐れ状況なのかなというふうに思います。

そこで民間事業者にも幅を広げていくとのことですが、実際に新たな民間事業者の募集を行ったと聞いております。事業者に対してどのような周知を行ったのか伺います。

○大久保たかし議長　こども家庭部長。

○山室繁央こども家庭部長　お答えします。

今回の募集に当たっては、現時点で本市において運営している認可及び認可外保育施設221施設、私立幼稚園22施設、認定こども園等16施設の合計259施設に対して周知を行いました。周知の内容としては、事業の開始に当たって必要となる職員配置や設備の要件、運営費や事業開始までの手続などについて記した募集要項などを市公式ウェブサイトに掲載し、これを案内するメールを各施設に送ったところです。

以上でございます。

○大久保たかし議長　国松議員。

○国松ひろき議員　公式ウェブサイトとＳＮＳとのこと。また、今回の民間事業者の募集は、本年の７月31日から８月28日までの約１か月。事前協議が必要で、事前協議期間は８月21日までの約３週間。事業者にとって、事業を実施するかどうかの検討を行い、実施の準備をするための期間が十分取れていたのか疑問でございます。

そこで何件申込みがあり、今回の事業者募集について十分な期間が確保されていたのか、妥当性を伺います。

○大久保たかし議長　こども家庭部長。

○山室繁央こども家庭部長　お答えします。

民間事業者の申込み件数は、本年11月１日からの運営開始の募集に対して２施設より申請があり、現在、認可に向けて手続を進めております。民間事業者が本事業を実施するまでの流れとしましては、募集に対して申出があった事業者と認可に向けた協議を行うとともに、認可を行う際の要件となっている子ども・子育て会議での意見聴取を行った上で事業を開始することとなっております。今回の募集では、これらの手順を踏まえ、遅滞なく事業を開始するために本年11月から事業を開始することを目指したスケジュールの設定を行ったものの、一部の事業者からは検討の期間がもう少し必要だとのお声をいただいているところであり、この点につきましては、今後、事業者の募集をする際には改めて考慮しなければならないと考えております。

なお、今回は本年11月から事業を開始する事業者として募集を行いましたが、今後は事業者との協議及び子ども・子育て会議の意見聴取が整い次第、事業を順次開始できるよう、引き続き事業者に対して案内をしてまいります。

以上でございます。

○大久保たかし議長　国松議員。

○国松ひろき議員　実際に今回の件で検討の期間がもう少し必要と言われたのならば、本当にそうなんだなというふうに思います。また２施設のみ、すごく少なく感じます。ぜひすばらしい制度ですから、誰もがどこの事業所でも実施しやすいよう、様々な点を考慮してほしいなというふうに思います。

最後にもう１点伺います。こども誰でも通園制度の募集対象施設には幼稚園も含まれております。幼稚園にも、ゼロ、１、２歳に対し親子登園制度というプレ体験ができる制度があるわけですけれども、この親子登園制度を基本として、最終的には子どもだけを預かることを目標にすることはできないのか、親子登園を利用しながらこども誰でも通園制度を実施することはできないのか伺います。

○大久保たかし議長　こども家庭部長。

○山室繁央こども家庭部長　お答えします。

現在、市内の私立幼稚園において実施されている親子登園クラスは、幼稚園を体験することを目的として、ゼロ歳から２歳児までの未就園児が保護者と一緒に登園することを前提として実施しているものです。一方、こども誰でも通園制度におきましては、同じ年頃の子ども同士が触れ合いながら成長していくことなど、子どもの育ちの観点を重視するものであることが国から示されており、親子登園については禁止はされていないものの、利用当初のならし期間や子どもの特性等に応じて段階的に集団生活に慣れていくための手段の一つとして、必要に応じて行うこととされております。このため、本市におけるこども誰でも通園制度において、民間事業者の募集に当たっては、まずは国の指針に基づいた運用から開始したところです。今後、こども誰でも通園制度に親子登園を含めることにつきましては、事業の目的や趣旨を踏まえ、利用者のニーズや市内で幼稚園、保育園を運営する事業者の御意見なども伺いながら国の動向を注視するとともに、他自治体の取組を参考に調査研究してまいります。

以上でございます。

○大久保たかし議長　国松議員。

○国松ひろき議員　このこども誰でも通園制度は、保育園の需要がさらに高まる制度と感じております。もちろん、それが駄目だとは言っておりません。保育園の需要が高まれば幼稚園の需要は減ってまいります。幼稚園に対し、何らかの施策が必要になるのかなというふうに思います。この議場でも、何度もそのように要望させていただきました。調査研究をしている間に幼稚園等が危機的状況にならないよう、多くのことを検討していただきますよう要望させていただき、この項目を終えさせていただきます。

次に、最後の大項目、害獣対策について。

まずは(1)農地の件ですが、やはり年々増加しているとのこと。町を歩くとよく言われる御意見として、農家さんからアライグマの件は本当によく言われ、増えているなと感じております。

そこで、害獣における捕獲用のわなの貸出要望が多いと聞いておりますが、現在の貸出状況を伺います。

○大久保たかし議長　経済観光部長。

○高橋一三経済観光部長　お答えします。

本市では、農業者からの要望に応じてわなの貸出しを行っております。貸出状況は、令和８年８月末現在で市が13基、県からの借用が５基の計18基を全て貸し出しており、農業者からの要望に応えられない状況も発生しております。

以上でございます。

○大久保たかし議長　国松議員。

○国松ひろき議員　全て貸し出しているとのこと。私も市に貸してほしいという人がいると依頼をして、在庫がないからとお断りされたこともありますし、梨農家さんも役所に依頼しても、いつまでたってもお借りできないと聞いております。ということは在庫が足りていないというわけで、増やせば事足りると思ってしまいます。また、市が貸してくれないからという理由で自身で購入されたというお話も聞きました。

そこで、市の購入予定や個人購入に対する補助について伺います。

○大久保たかし議長　経済観光部長。

○高橋一三経済観光部長　お答えします。

捕獲用のわなの購入につきましては、破損したわなの買替えを今年度実施いたしました。さらに、千葉県に対して捕獲用わなの借用申請を行い、貸出保有数を増やせるよう取り組んでおります。

なお、現在、個人購入に対する補助制度はございませんが、他市等の状況確認を含め調査研究してまいります。

以上でございます。

○大久保たかし議長　国松議員。

○国松ひろき議員　買替えということでございました。正直、買い足せばよい気がします。実際に足りていないわけですから増やしてほしいということを要望させていただきます。本市の宝である梨にも被害が出ているわけですから、増やしましょう。そんなに高額な、しっかりとしていなくても、市販のそれほど高くないものでも実際に捕獲ができております。ぜひ補助制度も含め検討をお願いします。

もう１点伺います。捕獲用わなを設置するためには狩猟免許の取得が必須と考えておりますが、農家の方が狩猟免許を取得する際の補助制度はあるのか伺います。

○大久保たかし議長　経済観光部長。

○高橋一三経済観光部長　お答えします。

本市では、わな猟免許を取得する農業者に対して市川市狩猟免許取得促進事業補助金制度を設けております。内容といたしましては、本市に居住する市民が新たにわな猟免許を取得する際の講習会の受講料や免許申請の手

数料について補助するものでございます。

以上でございます。

○大久保たかし議長　国松議員。

○国松ひろき議員　あるということ、理解しました。ぜひしっかりと周知をしてもらい、農家さん自身がアライグマ対策ができるようお願いしたいなというふうに思います。

続いて(2)市街地における害獣対策ですが、アライグマについては、市により捕獲、駆除されている一方で、民地におけるハクビシンに対しては、市が捕獲、駆除できないということが分かりました。

そこで、農家の方以外の市民にも農政課のような箱わなの貸出しを行えないのか伺います。

○大久保たかし議長　環境部長。

○湯本明男環境部長　お答えいたします。

ハクビシンの被害対策として、市民の皆様に捕獲のための箱わなを貸し出すに当たっては幾つかの手続が必要でございます。具体的には、ハクビシンは野生動物であることから、捕獲駆除には千葉県へ捕獲殺処分の許可申請や狩猟免許の取得が求められ、捕獲し殺処分するには鳥獣の捕獲等の許可、箱わなの設置に際してはわな猟免許が必要でございます。また、箱わな設置には、捕獲に適した場所に設置することが重要であり、ハクビシンの習性など専門的な知識も必要となってまいります。箱わなを貸し出すに当たっては、これらの手続や知識が必要となりますことから、市民の皆様にとっては負担となるものと認識しております。

以上でございます。

○大久保たかし議長　国松議員。

○国松ひろき議員　市民の負担になるからできないとのこと。それこそ、現在、ハクビシンの被害がすごい方には業者を紹介し、その業者さんも現在はとても忙しい状況が続いていると聞き及んでおります。もっと行政として市民に寄り添うことができないのかなというふうに思います。

そこで、わなの設置に許認可が必要なのであれば、市の職員が狩猟免許を取得し、市民からの相談に対し、職員が直接対応できる体制を整えればよいと思ってしまいます。本市の認識について伺います。

○大久保たかし議長　環境部長。

○湯本明男環境部長　お答えいたします。

ハクビシンの対策といたしましては、令和７年度の相談件数67件を例として、職員が箱わなを設置すると仮定した場合、設置と回収、殺処分で130回以上の現場対応が必要になりますことから、現実的な対応は難しいものと考えております。ハクビシンの対策につきましては、捕獲、駆除の必要性を検討するとともに、市が捕獲駆除を行う場合には、より迅速に効率よく対応できる方法について調査研究を進めてまいります。

以上でございます。

○大久保たかし議長　国松議員。

○国松ひろき議員　調査研究を進めていくとのこと。本当にアライグマ、ハクビシン、タヌキ等は多くなったなと感じております。また、先日、田尻地域では鹿のようなものが目撃されたとＳＮＳで話題になりました。恐らく千葉県東部、南部に多く出ているキョンなのではないかなと推測されます。そうなったときも、市民から相談があっても業者を紹介することしかできないのは何か違うなと感じてしまいます。昔の松戸市のすぐやる課ではありませんが、市民に寄り添った対応を研究していただきますようお願いをして、私の質問を終えさせていただきます。各部署、多くの御答弁ありがとうございました。

○大久保たかし議長　この際、暫時休憩いたします。

午前11時50分休憩

午後１時開議

○にしむた　勲副議長　休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第３議案第23号から日程第31報告第34号までの議事を継続いたします。

創生市川・自民党、稲葉健二議員。

〔稲葉健二議員登壇〕

○稲葉健二議員　創生市川・自民党、稲葉健二です。代表質問を行います。

初めに、八幡市民交流館ニコットの休館日についてお聞きします。

現在の設置管理条例では、祝日が休館となっています。臨時的に祝日を開館していただいたりしていました。今回、試行的に11月から祝日の開館を予定しているようですが、その内容と今後の条例改正なども含めてお答えください。

次に、屋外広場とトイレについてです。以前は児童公園と、そこに設置されていたさわやかハウスと呼ばれた公衆トイレがありました。現在は公園ではなく、ニコットの附帯設備である屋外広場になっていますが、利用する市民の方から見れば公園ですし、小さい子も多く遊ぶ中、トイレも便利に使えるほうがありがたいと思います。

そこで、休館日であっても、屋外広場と屋外から利用できるトイレを使えるようにできないかお答えください。

次に、利用者の使い方についてお聞きします。この施設の名称は市民交流館です。多くの世代が交流できることを目的としています。設置管理条例で貸し出されたスペース、無料で利用できるスペースなどが混在しています。利用目的が違えば、世代も利用方法も違います。有料でスペースを借りている方も気持ちよく使ってもらえるように、また、フリースペースを使っている方も気持ちよく使ってもらえるように考えていく必要があると思います。

私のところで聞いている話では、小さな子どもが大きな声ではしゃいでいたら、勉強している学生の方からその都度にらまれた。テーブルを独占して使えるように荷物をテーブルの上に多く置いて、ほかの人に使わせないようにしている。部屋を借りている人の声が大きいと、フリースペースの利用者の方が部屋の利用者に文句を言いに行った人がいるなどがあります。また、音楽関係の部屋は、防音スタジオでないのに大音量で演奏している音でほかの利用している部屋の方が困っていました。全ての利用者が快適にとは難しいですが、フリースペースが特定の方の既得権のような使い方や、施設を借りて利用する方が不快にならないように調整する必要があると思います。市の考え方をお聞かせください。

次に、駐輪場とベビーカー置場です。この施設ができる前に、近隣の住民を集めて何回も説明会や意見交換をしてきました。その際に出た意見は、駐輪場が足りないこと、ベビーカー置場が少ないのではないかというものでしたが、設計どおりの数で完成しました。現状は、利用者が多いときには置き場所はあふれ、本来置場ではない場所に置かれています。市の捉えている現状と課題と今後の方向性をお聞かせください。

次に、安全、安心なまちづくりについてお聞きします。

以前にも質問させていただいていますが、市民マナー条例が設置されてから20年以上がたち、これからどうしていったらよいかを具体的に考える時期に来ていると思っています。この条例が議会に提案されたとき、私は議員の１期生でしたが、議会での議論内容を今でも覚えています。特に歩きたばこの規制に関しては、反対というより喫煙場所をどうするかという意見がありましたが、どこに何か所つくればいいのかということがまとまることなく、喫煙所の設置という意見はなくなりました。

それでは、市民マナー条例の現状及び課題についてお聞きします。現在の状況を時系列も含めてお願いします。その上で今後の方向性や考え方がありましたらお願いします。

次に、マナーサポーターの現状と今後についてです。マナーサポーターの方たちの活動状況や役割などと今後の方向性についてお聞かせください。

次に、加熱式たばこを含む路上喫煙対策についてお聞きします。現在、駅周辺を歩く中で、紙巻きたばこを吸って白煙を吐きながら歩いている人を見かけることは少なくなりましたが、加熱式のたばこを吸っている方は見かけます。厚生労働省が加熱式たばこによる健康被害のリスクについて、受動喫煙への影響が十分に説明できていないとして対策強化を見送りました。規制強化の世界的な流れにも反する判断であり、理解に苦しむと、読売新聞の８月９日朝刊の社説に書かれていました。受動喫煙は路上喫煙でも発生します。健康被害を第三者に与えるかもしれない路上での喫煙も紙巻きたばこと同じように考えるのが妥当であり、加熱式たばこも市民マナー条例の過料対象とすべきであると思いますが、市の考え方をお聞かせください。

次に、公共喫煙所の設置についてです。前段で市民マナー条例の制定の際の議論はお話ししましたが、少し前に公共喫煙所の設置について、路上禁煙・美化推進地域の方たちの意見を聞かれていたと思います。その際に示されたものには、設置費用が1,000万を超えるものや年間の維持費が数百万などもありました。私が住んでいる地域は路上禁煙・美化推進地区の過料の対象地域です。そこに喫煙所を設けることによって路上喫煙がなくなるという考えなのか分かりませんが、例えばＪＲ本八幡駅だけで東西南北の出口があり、同地域に都営地下鉄、京成電鉄の駅がある中、何か所設置すれば効果が出るのか分かりません。地域の方の意見は、設置すること自体に反対という意見ではなく、パーティションのオープン型でなく、煙が外に出ない密閉型施設であれば反対するものではないが、市の税金でつくり、運用も見ていくことは賛成できないという意見が圧倒的でした。他市の例を見ても、何か所も設置されておらず、松戸市、船橋市、千葉市などは１か所だけです。パーティション型は、煙は周辺に出ています。それならば受動喫煙防止や路上喫煙防止の観点から、民間が設置する喫煙所に補助金を出せばよいのではないでしょうか。もちろん、煙の漏れないタイプであることが前提ですが、市の考え方をお聞かせください。

次に、防犯まちづくり基本計画（第四次）についてお聞きします。この基本計画は多岐にわたってつくられており、内容に問題があるとは思いません。しかし、内容が広いため、この基本計画に載っていて、自分がどのような協力者であるのかが分かりづらいと感じます。例えば自治会で防犯パトロールを行って協力してくださっていることが、この基本計画のどの部分でどのような役割を担っているのか、市民の方が理解して、自分たちの活動がどのように市の役に立っているのかが分かるようにすべきだと思います。この基本計画を統括しているのは市であり、その基本計画の理解や成果を出すためには必要だと思います。市の考え方をお聞かせください。

次に、保健行政についてです。

年齢層別各種検診並びに健康診断受診率の現状及び課題についてです。医療が進歩して早期発見、早期治療の重要性は高まっています。先日、健康都市連合日本支部の大会に参加してきました。シンポジウムや加盟都市や開催都市の発表では、重症化を食い止める取組や健康づくりの新しい形が発表、提案されていました。予防医療や病気にならない生活習慣など、取り組む必要があります。現在、市が実施している各種検診はどのようなもので、その受診率などは年齢層別にどのような現状であり、課題はどのようなものなのかお聞かせください。

次に、健康増進法等に基づき実施される健康診査の現状についてです。健康増進法等に基づく健康診査は、市町村が実施主体となり、地域住民の健康増進や生活習慣病予防を目的として行われています。どのように健康診査が実施されているのか。人口構成や地域特性に合わせた形はどのように行われているのか、現状をお聞かせください。

次に、現在行われていないメニューについてお聞きします。先日、ＮＨＫで「すい臓がん　リスクを知って対策を『全国に広がる早期発見プロジェクト』」が放映されました。膵臓がんを初期のうちに発見する方法として注目されているのが広島県尾道市で始まった尾道方式。糖尿病などリスクを多く持った人を診療所やかかりつけ医が洗い出して腹部エコー検査などを行い、がんの疑いがあれば中核病院に紹介して精密な検査を行うことで早期発見につながるというものです。例えば膵臓がんは発見しづらいがんとして知られています。沈黙の臓器に発生するため、初期段階では症状がほとんどなく、画像検査や血液検査でも見つけにくいがんです。このような、現在検診の対象になっていないメニューに対して今後新しい検査方法などが出てきた場合に、市として検診の対象に加えていくことへの考え方をお聞かせください。

次に、検診者を増やすための考え方についてです。早期発見、早期治療につなげるには検診者を増やすことが大切です。職場での検診や加盟団体などで実施されている検診などがあれば検診を受ける機会があり、受けることにつながりますが、そのような直接的に関わる機会のない方は自身で判断をして時間をつくり、受診しなければなりません。現在、市としてどのような受診勧奨や具体的な取組を行っているのかお答えください。

次に、子どもたちを取り巻く環境についてお聞きします。

まず、市立幼稚園基幹園の今後についてお聞きします。以下、基幹園と呼ばさせていただきますが、基幹園とはどのような役割を持っていて、実際にどのような形で幼児教育をサポートするものなのかお聞かせください。

以前、幼児教育センター構想というものが市川市で検討され、その後に基幹園として、その役割を担ったように記憶しています。経緯部分も加えてお答えください。

未就学児を応援する事業はいろいろあることは理解しています。その中で園を応援するもの、保護者を応援するもの、子どもを応援するものなど、様々です。

まず、幼保施設等巡回支援事業についてからお聞きします。この事業は今年度から始まったと聞いています。業務の内容や目的、対象なども整理してお答えください。

次に、幼児教育推進事業です。同じように、業務の内容や目的、対象なども整理してお答えください。

次に、子どもの発達相談についてお聞きします。この定例会の議案で、あおぞらキッズとおひさまキッズを統合して一つの児童発達センターとするものがあります。統合することにより、支援が必要な子どもたちや保護者の環境がよくなることを期待しています。子どもの発達相談は、我が子の状況を理解して声を上げていただいている保護者の方には多くのスタッフや環境やアドバイスが動き出していかれます。しかし、その状況を受け入れ、日々悩んでいる方も多くいらっしゃいます。その一歩を踏み出すためにいろいろなアプローチをつくっていく必要があると思います。現在の発達相談の現状と課題などがあればお聞かせください。また、整理して御答弁いただけるのであれば、保育園、幼稚園などと状況やケースを分けていただきたいと思います。

次に、私立幼稚園の小学校との連携及び情報共有についてお聞きします。私立幼稚園は立地などもあり、就学先は多岐にわたります。連携や情報の共有も複数の学校となります。就学先や学校の様子も子どもや保護者の方から得ることもできますが、継続的な連携や情報共有は難しいと思います。

ここでお聞きしますが、学校運営協議会で議論されている内容の公開できる部分や学校便りなどを提供することはできないか。小学校に関わる幼稚園の関係者が集まって情報を共有する機会をつくることができないかお聞かせください。

次に、子どもたちの放課後の居場所についてです。

現在、市川市の子どもたちの放課後の居場所づくりは大きく２つの事業で行われています。その事業の大きな役割を果たしているのは放課後保育クラブ事業です。市川市全ての保育クラブを１団体の指定管理者で運営されています。この事業者との契約は令和９年３月31日で満了する契約ですが、満了後の方向性や具体的な内容が発

表されていないため、多くの保護者から今後の運営について問合せが来ています。また、支援員や補助員の方からも問合せが来ています。保護者や現場を任されている方の今後の不安は子どもたちの環境に直結します。44保育クラブに在籍している数千人の子どもたちに影響が出ることになります。

まず、放課後保育クラブの現状についてお聞かせください。

次に、今後の運営の方向性及び考え方についてお願いします。

続いて、放課後子ども教室の現状及び課題についてです。放課後に子どもを預かる事業として大切な役割を持っています。市川市は、この事業に先駆けてビーイングという独自の事業をかなり前から運営しています。直営で運営されていたビーイング事業は、現在、放課後子ども教室にも受け継がれています。現在でも９教室は直営のスタッフで運営されています。

放課後子ども教室の現状及び課題についてお聞かせください。

また、放課後子ども教室の今後の運営、方向性及び考え方についてお聞かせください。

次に、放課後における子どもたちのための事業間の連携及び災害時の対応についてお聞きします。両事業の運営時間は多くの時間を共有しています。教室間を移動したり、一緒に運動したり、工作を楽しんだりしていると聞いています。現状はどのようなものか。また、合同で活動しているときの事故を含め、責任の所在の考え方はどうなるのか。また、災害時にどのような連携をして対応していくのかお答えください。

次に、芸術文化についてです。

現在の文化施設の活用状況と課題についてお聞きします。市川市には様々な文化施設があります。使われ方や目的、そして規模や地域性もある中で単独での運営や活用も考えられますが、連携して回遊する形や新しい利用の仕方などを考えながら活性化も考える必要があると思います。高名な施設もありますが、知られていない施設もあり、収容人員も様々です。あまり使われてない施設もあるようです。文化振興ビジョンなどの方向性もあると思いますが、せっかくの施設をもう少し活用できるようにするべきだと思います。市の考え方と方向性をお聞かせください。

次に、市が保有する文化財産の活用方法についてです。市が保有している文化財産は種類も含め、かなりの数があると思います。現状、展示や活用されているものもあれば収蔵されたままのものもあると思います。以前の質問でもお聞きしましたが、活用方法を前段の施設を回遊させていったらどうか、小中学校にレンタルしてはどうかなどの提案をさせていただきました。特に小中学校へのレンタルは、学校側が管理に責任が持てないなどの意見も聞いておりますが、改めて出前ミュージアムとして、職員が運搬展示を行い、小中学校を回遊していくことはできないかお聞かせください。また、その他の活用方法を市がどのように考えているのかお聞かせください。

次に、美術館構想についてです。この構想が発表されてから数年がたっています。建設場所や費用面のこと、必要性なども多くの市民の方の中で議論されています。新しい形の美術館は、静かに作品鑑賞する場から、地域や市民が共に活動し、対話を生む開かれたプラットフォームへと変化をしています。展示を見るだけではなく、制作や学びのプロセスが可視化され、社会課題や解決のコミュニティーの交流拠点としての役割が重視されています。市民もそのプラットフォームに参画しながら芸術文化を楽しんでいかれるような拠点が必要だと思います。それは展示をメインにした建物ではなく、ハブとしての役割ができる施設ではないかと思います。建物の中には美術作品を展示する部分、ワークショップができる部分、市民が作品を展示できる部分など、多くのコラボができるスペースが複合される必要性があると思います。市の考え方をお聞かせください。

次に、駅前ミュージアムの活用についてです。現在はいろいろな催物などを試行していることは理解しております。ただ、それも単発型であり、一定の方向性があるとは感じません。駅前という立地。しかし、スペースが

芸術文化を常設するには難しい部分が多いと感じています。

そのような中、昨年も質問しましたが、前段の部分とつながりますが、市有文化財の回遊展示の会場として、ほかの文化施設と展示品や収蔵品の回遊会場などに使って、通常の文化施設に行かないでも見られるようにはできないでしょうか。また、一定期間を文化団体に委ねて自由な企画で運営してもらうなどはできないか、市の考え方をお聞かせください。

次に、市川市芸術祭・文化祭についてです。市川市では、芸術文化団体と協働して、市民の皆様の日頃の文化創造活動の成果を発表する場と質の高い展示や舞台芸術を鑑賞する機会を提供するため、市川市芸術祭・文化祭を実施しています。長い歴史の中、多くの実績を残してきた事業です。しかし、団体によっては参加者が固定化したり、高齢化のために運営が難しくなっているところもあります。また、団体の事業が団体の発表の場だけのようなところも見られ、入場者も会場に見合うものではないところもあります。また、同じジャンルであっても、その団体に加盟していなければ市川市芸術祭・文化祭の対象にならないため、会場の確保や費用も含め、全て自分たちで用意する必要があり、不公平だという声も聞いています。

この芸術祭・文化祭の当初の目的に、団体の育成と文化芸術活動の活性化を図るとあります。団体の定期的な発表の場だけのところもあり、今後の方向性や進め方なども考えなければいけないと思います。市として、現状をどのように捉えているのか、そして今後の方向性はどうあるべきかをお聞かせください。

次に、芸術文化振興の基本的な考え方についてです。先ほどの芸術祭・文化祭の在り方とも関わりますが、文化芸術というものを市民の中でつくり上げていく必要があると思います。それには一部のスペシャリストだけが進めることではなく、市民の目線で参加できる土台の中で、分け隔てなくスキルや気持ちを育てていくことが大切だと思います。個人や小さな団体であっても一緒に進めていけるものをつくり、行政と市民が１つになっていくものであると思います。第２次市川市文化振興ビジョンが作成されたことも踏まえて、今後の芸術文化振興の市の考え方をお聞かせください。

以上、１問目の質問といたします。

○にしむた　勲副議長　市民部長。

○山影聡香市民部長　私からは大項目１つ目の八幡市民交流館ニコットについてと２つ目の安全、安心なまちづくりについてにお答えいたします。

初めに、大項目１つ目の⑴休館日についてです。八幡市民交流館ニコット――以下、ニコットと申し上げます――の休館日につきましては、市川市八幡市民交流館の設置及び管理に関する条例に基づき、毎月の最終月曜日、祝日、年末年始としております。しかし、利用者の方から祝日も開館してほしいとの要望をいただき、必要と認めるときは休館日を変更することができるという規定により、まずは本年５月５日と９月22日の祝日を臨時的に開館することといたしました。そして５月５日につきましては、通常の開館日と同程度の約700名に御利用いただき、祝日においても一定の利用があることを確認したところでございます。このことから、本年11月から来年３月末までの祝日につきましても、試行的に開館することとし、代わりに第１、第３月曜日を休館日とすることといたしました。

なお、来年度以降の祝日開館につきましては、現在、祝日を開館日とする条例改正を本年12月定例会へ議案提出するため、必要な準備を進めているところでございます。

次に、⑵屋外広場と外部トイレについてです。屋外広場及び外部トイレにつきましては、近隣住民の方からの御意見や防犯上の観点などを踏まえ、ニコットの施設として一体的に管理することとし、原則、夜間及び休館日は閉鎖しております。しかしながら、市民の方から、休館日も屋外広場や外部トイレを使用できるようにしてほしいとの要望を多くいただきましたことから、一部の祝日について、試行的にニコットが休館の場合でも、日

中、午前９時から午後５時まで利用できるよう開放しております。休館日に開放する場合の管理体制や防犯、安全面などの課題を整理する必要はございますが、年末年始を除く休館日の日中について利用できるよう検討してまいります。

次に、(3)利用者の使い方についてです。ニコットは子ども連れの方、グループで交流する方、静かに学習したい方、貸室で活動する方など、幅広い世代の方が様々な目的を持って来館されることから、それぞれの利用目的に配慮しながら、できるだけ多くの方が快適に利用できる環境を整えることが重要であると考えております。しかしながら、来館者の増加もあり、利用者間でトラブルが生じることやフリースペースを長時間利用される方がいるため、後から来た方が利用できないなどの問題が発生しております。このためフリースペースにつきましては、本年５月から２時間程度での利用を促す案内を掲示しているほか、２階の多目的スペースを両隣の部屋が空いている場合には開放し、混雑緩和に努めているところです。また、音楽スタジオにつきましては、楽器の種類や音量などによっては演奏音を完全に遮断することが難しく、隣接する貸室などに音が漏れる場合があることを確認しており、現在は施設予約システムにその旨を掲載し、予約の際にあらかじめ確認いただけるよう案内をしております。しかしながら、不快に感じる程度は人それぞれであるため、対策に苦慮しているところでございます。

ニコットは様々な年代、様々な目的の方が利用する交流の場でありますことから、利用方法を過度に制限せず、利用者がお互いに配慮し、譲り合いながら利用できる環境を整えることが重要であると考えております。一方で、利用者間の行き違いやトラブルを防ぎ、誰もが気持ちよく利用できる環境を確保するためには一定のルールも必要であると考えております。このため、利用者から寄せられた御意見などを踏まえ、利用に当たっての基本的なルールを整理し、利用者に分かりやすく示すことができないか、現在検討しているところでございます。今後もより多くの方が快適に利用できる環境づくりに努めてまいります。

次に、(4)駐輪場及びベビーカー置場についてです。ニコットの駐輪場は現在２か所で合計23台分、ベビーカーにつきましても、施設内外に専用の置場を設けております。しかし、来館者が多い日には収容能力を超え、一部が所定の場所に置かれていない状況が見受けられます。また、初めて来館される方には置場が分かりにくいことも課題として認識しております。こうした状況への対策として、駐輪場スペースを拡充し新たに約50台分を確保するとともに、自転車やベビーカーの置き場所及び置き方が分かりやすくなるような案内表示の設置を予定しております。対策後も職員が定期的に巡回し、利用状況を確認するとともに、必要に応じて駐輪車両等の整理を行い、安全で利用しやすい環境の確保に努めてまいります。

続きまして、大項目２つ目、安全、安心なまちづくりについての(1)市民マナー条例の現状及び課題についてです。本市では、平成16年に市川市市民等の健康と安全で清潔な生活環境の保持に関する条例――以下、市民マナー条例と申し上げます――を施行いたしました。施行当初は、人通りが多い５か所の駅周辺を路上禁煙地区に指定し、地区内の歩きたばこを禁止するとともに、市民マナー条例推進指導員による指導や違反者に対する過料の徴収を行っておりました。その後、平成21年度には路上禁煙地区を路上禁煙・美化推進地区とし、新たに８地区を追加、さらに平成22年度には２地区を追加し、市内の全駅周辺を路上禁煙・美化推進地区に指定いたしました。市民マナー条例推進指導員による巡回や市民マナーサポーターによる啓発活動などを継続してきた結果、路上喫煙や吸い殻のポイ捨ては減少し、過料件数は平成17年度の約5,000件をピークに、平成21年度には約2,000件、令和７年度は456件まで減少しており、一定の成果があったものと認識しております。

一方、市民マナー条例の施行から20年以上が経過し、喫煙を取り巻く環境や社会環境に変化が生じているほか、路上喫煙や吸い殻のポイ捨てなどについて減少傾向にはあるものの、現在も市民の方から御意見や要望などが寄せられている状況にございます。引き続き市民マナー条例に基づく規制や過料の徴収などにより、路上の美

化や安全な生活環境の保持を図るとともに、違反が多く見られる場所への重点的な巡回や巡回時間の見直しなど、違反抑止につながる取組について検討してまいります。

次に、(2)マナーサポーターの現状と今後についてです。市民マナーサポーターは、市民マナー条例の推進と健康都市いちかわの実現を図るため、市から委嘱を受け、市民のマナー向上の啓発活動、道路などの清掃活動、たばこの吸い殻の定点観測などに取り組んでおります。また、活動により生じた問題を市に報告していただくなど、地域と行政をつなぐ役割も担っていただいております。令和７年度は延べ1,921名が参加し、497回の活動が行われましたが、近年、高齢化などによりマナーサポーターが減少傾向にありますことから、活動内容や任務の在り方などを検証する時期に来ているものと認識しております。

次に、(3)加熱式たばこを含む路上喫煙対策についてです。国の受動喫煙対策専門委員会では、加熱式たばこの使用により、周囲の空気中に有害物質が発生することが報告されております。一方、加熱式たばこの受動喫煙による具体的な健康への影響については、現時点では科学的知見が十分に蓄積されているとは言えず、なお不確実性が残されているとの見解が示されております。加熱式たばこの路上喫煙に対する規制については、千葉県内では規制対象としている自治体は少ないものの、東京都内では規制対象としている自治体が多くあるものと認識しております。加熱式たばこの普及をはじめたばこを取り巻く環境は、市民マナー条例の施行当時から大きく変化しております。また、市民マナー条例では、路上禁煙・美化推進地区を指定する目的の一つとして、受動喫煙による健康への影響の軽減も掲げているところであります。引き続き国における科学的知見の蓄積や受動喫煙対策の動向、他自治体における規制の状況などを把握するとともに、市内における喫煙実態なども考慮し、加熱式たばこの取扱いについて、引き続き調査研究してまいります。

次に、(4)公共喫煙所の設置についてです。現在、近隣自治体における喫煙所の設置状況や整備費などについて調査しているところでありますが、東京都内では葛飾区や足立区など、複数の自治体が民間事業者による喫煙所の設置に対し、設置費や維持管理費などの補助制度を設けていることを確認しております。一方で、自治体が自ら喫煙所を設置及び管理している事例や、日本たばこ産業株式会社が自治体に対して無償で喫煙所の設置を支援している事例も把握しております。公共喫煙所につきましては、設置主体や設置場所、整備費及び維持管理費、受動喫煙対策、近隣住民等の理解など、様々な課題を整理する必要があると考えておりますことから、引き続き調査研究、検討を進めてまいります。

最後に、(5)防犯まちづくり基本計画（第四次）についてです。本計画は、防犯まちづくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進するために策定したもので、市、市民、自治会等事業者、警察などがそれぞれの役割を担い、連携、協力しながら、自助、共助、公助の観点から防犯まちづくりを進めることとしております。例えば自治会などによる防犯パトロールは共助の取組であり、地域における犯罪の抑止や防犯意識の向上など、本市の防犯まちづくりを支える重要な役割を担っていただいております。一方で、計画には幅広い施策が掲載されていることから、地域で活動する方にとって、自分たちの活動が計画の中でどのように位置づけられ、防犯まちづくりにどのようにつながっているのか分かりにくい面もあるものと考えております。自らの活動が本市の防犯まちづくりにどのようにつながっているのかを実感していただくことは防犯活動への理解を深めるとともに、活動の継続や新たな参加にもつながるものと認識しております。このため、今後、計画の周知や自治会などへ情報提供を行う際には、地域における推進体制や市民、自治会などの役割などを整理した概要を作成するなど、より分かりやすく伝えられるよう取り組んでまいります。

以上でございます。

○にしむた　勲副議長　保健部長。

○横山京子保健部長　私からは保健行政についてお答えいたします。

初めに、(1)年齢層別の各種検診並びに健康診断の受診率の現状及び課題についてです。本市では、肺、子宮、大腸、胃、乳房などのがん検診や、歯周疾患検診や口腔がんなどの歯科検診、生活習慣病を予防、早期発見するための特定健康診査等を実施しています。主な検診の令和７年度の受診率は、肺がん検診11%、子宮がん検診24%、大腸がん検診10%、乳がん検診20%、胃がん検診４%、特定健康診査42%となっています。年齢層別の傾向については、全般的に年齢層が低くなるにつれ、受診率が下がる傾向が見られるものの、女性を対象とした乳がんや子宮がんなどでは年齢層別の差異が少なくなっています。市の受診率については、乳がんや胃がんなどは県内の比較でも低いため、引き続き受診者数の増加に向けた周知が必要と考えておりますが、本市では、お勤めの方が市の検診ではなく、職場の人間ドックや健康診断で受診されることも多く、実態把握が難しいことも課題となっています。

次に、(2)健康増進法等に基づき実施される健康診査の現状についてです。本市では、健康増進法で実施が求められているがん検診などのほか、高齢者の医療の確保に関する法律により、後期高齢者に対する健康診査や40歳から74歳までの国民健康保険加入者を対象とした特定健康診査、保健指導が必要な方に対する特定保健指導を実施しています。これらの健康診査の対象や内容については、国が基準を定めていますが、本市では多くの方に受診いただけるよう、電話による勧奨やオンライン申請の導入、あるいは、初めて特定保健指導を受けた方に対するＩＣＨＩＣＯポイントの付与等を行っています。

次に、(3)現在行われていない検診メニューについてです。国は、検査方法の安全性や精度、死亡率の減少等の社会的利益などからがん検診の有効性を判断し、市町村が実施することが推奨される対策型検診を採用しており、各市町村は国の定める指針に基づき実施要領を定め、各種検診を実施しています。がんには様々な種類がありますが、例えば膵臓がんについては検査方法が確立されていないなどの理由により、国が推奨するがん検診に含まれておらず、本市でも実施していません。一方で、対策型検診以外の検診についても、罹患率の高い疾病などについて、市町村が検診として実施する例もあり、前立腺がんや胃がんに対する血液によるスクリーニング検査は、本市も含め、多くの自治体で採用されています。本市において、新たな検査方法を検診として採用するに当たっては、国が定める精度管理等に関する検診マニュアルがないため、本市独自の検査体制を確立する必要があり、他の自治体の事例把握や医師会との連携が必要になると考えています。

次に、(4)検診の受診率を上げることについてです。受診勧奨については、対象となった検診対象者に対し個別に受診券を郵送するとともに、広報やＳＮＳも活用し、周知を行っています。また、市公式ウェブサイトの医療機関情報から検診を行っている医療機関の検索ができるようページの更新を行うなど、情報発信を工夫し、周知を図っています。また、今年４月からがん検診についてのウェブアンケートを実施しており、受診していない理由についても質問項目として設定し、その対策が図れるよう検討を進めているところです。

以上でございます。

○にしむた　勲副議長　こども家庭部長。

○山室繁央こども家庭部長　私からは大項目４つ目、子どもたちを取り巻く環境についての(1)、(2)及び(4)にお答えします。

初めに、(1)市立幼稚園基幹園の今後についてです。本市の市立幼稚園につきましては、今後担うべき役割や適正規模を定めるものとして、平成22年に「公立幼稚園に関する今後のあり方」という基本方針を定め、平成29年に一部見直しを行っております。その中で市立幼稚園が担うべき役割として、１、特別支援教育、２、教育機会の確保、３、幼児教育の研究、４、相談等に関する子育て支援施策、５、人材育成機能の５つを掲げるとともに、これらの役割を担う園を基幹園として位置づけ、北部、中部、南部にそれぞれ１園ずつ配置することとしております。基幹園につきましては、市内の幼児教育を先導するとともに、各幼稚園における幼児教育を支える役

割を担うこととされております。例えば特別支援教育に関しましては、基幹園は発達に不安があるお子さんが通園するひまわり学級を設置しており、他の子どもたちと同じ幼稚園で一緒に過ごしながら、一人一人にきめ細かい支援を行っております。その他にも、基幹園は本市の幼児教育に関する研究や実践の場となるなど、本市の幼児教育の質を安定的に向上させる役割を果たすという位置づけになっております。

次に、幼児教育センター構想とは、発達に課題のある子どもに対する支援のニーズの高まりを受け、本市の幼児教育を総合的に支援するための機関として平成20年頃に検討されたものであります。当初は幼児教育センター専用の施設を設置することを目指していましたが、市立幼稚園の今後の方針を検討する中で、幼児教育センターにつきましては、単独の施設として設置するのではなく、基幹園の機能の一つとして落とし込んでいくという方針になったものです。

次に、(2)幼保施設等巡回支援事業です。本事業は、障がいのある子どもや発達が気になる子ども、また、その子どもを含む集団が安定して日常を過ごせるよう、教育・保育施設の職員に対して専門的な助言を行い、保育の質の向上を図ることを目的として実施しております。そのための職員として保育士３名、心理士２名を配置しており、２人が１組のチームとなって各施設を巡回しております。具体的な内容としては、ふだんの子どもの行動や保育の様子を詳細に観察した上で、担任保育士や園長等との間で観察した様子を丁寧に振り返りながら、具体的な対応についての助言や意見交換を行っております。巡回の対象施設につきましては、これまでは公立保育園に対しては公立保育園を管理する部署が、それ以外の民間保育施設に対しては発達支援の担当部署が、それぞれ個別に巡回事業を行っておりました。しかしながら、配慮の必要な子どもが増加している現状などを総合的に鑑み、担当職員の配置を一本化した上で、今年度からは新たに公立及び私立の幼稚園も加えることとし、新たな巡回支援事業として実施することといたしました。

なお、昨年度の実績といたしましては、計114回の巡回を行い、延べ334人の子どもの観察や職員への助言などを実施したところです。

最後に、(4)子どもの発達に関する相談についてです。本市では、子どもの発達や子育てについての相談を、こども発達センター内のこども発達相談室で受け付けております。こども発達相談室では、電話相談を平日９時から17時まで受け付けているほか、時間外には市公式ウェブサイトの問合せフォームを使用し、メールによる相談も可能となっております。令和７年度におけるこども発達相談室への電話相談の延べ人数は1,857人で、メールによる相談は７件でした。発達相談の課題としましては、保護者が子どもの発達に不安を感じていても相談につながりにくいこともあり、親子が身近な場所で気軽に相談する機会や幼稚園、保育園との連携などが重要となっております。親子が身近な場所で気軽に相談できる機会としては、親子つどいの広場や地域子育て支援センター、こども館などの子育て支援施設がございます。子育ての知識と経験を有するＮＰＯ法人に委託している親子つどいの広場や、保育園、幼稚園などの運営者に委託している地域子育て支援センターでは、それぞれ職員に相談しやすい環境づくりに努めております。また、こども館では児童厚生員や保育士、幼稚園教諭などの資格を持つ職員が日頃から発達に課題のある子どもに対する理解を深める研修を受講しているほか、１歳までの子どもとその保護者を対象としたあつまれ赤ちゃんには、市の保健師や理学療法士も同席する会を設けるなど、より専門的な相談にも対応できるようにしております。こうした取組の成果として、令和７年度はこども館から13件、地域子育て支援センターから２件、合計15件がこども発達相談室での相談につながっております。

一方、幼稚園や保育園では、子どもと保護者が離れた状況で継続的に職員が関わることから、子どもの視線や応答の反応、言語の遅れ、強度のこだわりやかんしゃく、活動の切替えの難しさなど、子どもの気になる姿や行動から発達に課題がある可能性に気づくことがあります。こうした場合には、保護者の認識がまだ十分でない場合も多く、こども発達相談室へつないだ際にも、園から言われたから取りあえず連絡したといった相談になって

しまうなど、継続的な支援につながりにくいケースもあります。このため各園では、保護者が状況を受容するペースに合わせて、子どもに対する支援を保護者と共有しながら進めるよう努めているところです。

以上でございます。

○にしむた　勲副議長　学校教育部長。

○小林義行学校教育部長　私からは大項目４つ目、子どもたちを取り巻く環境についての(3)、(5)及び大項目５つ目、子どもたちの放課後の居場所についての(1)から(5)についてお答えいたします。

初めに、大項目４つ目の(3)幼児教育推進事業についてです。教育委員会では、幼児教育推進事業として、主に次の３つを実施しております。１つ目は、市内公立・私立幼稚園や保育園等と小学校との円滑な接続を図るための幼保小の架け橋プログラムの推進です。２つ目は、幼稚園子育て相談です。幼児教育相談員がゼロ歳から５歳児の保護者の相談を市内２か所の幼稚園において受け、子育てや発達等に関する助言を行っております。３つ目は、市内公立・私立幼稚園への幼児教育相談員の派遣です。教員や在園児、保護者からの特別支援教育に関する相談に対して指導助言を行い、教員の専門性と指導力の向上を図るとともに保護者を支援することを目的としております。

次に、(5)私立幼稚園の小学校との連携及び情報共有についてです。教育委員会は市立、私立問わず、５歳児のいる市内全ての幼児教育施設と市立小学校を対象とした架け橋プログラム研修会を年２回実施し、幼児教育施設と小学校とが集まって互いの教育方針や教育活動について情報共有する場を設けています。教育委員会は、本研修会を通じて小学校と幼児教育施設が電子メールやホームページ等を利用して、学校運営協議会の内容や学校便りなども含めた情報共有をするように促していきます。

次に、大項目５つ目、子どもたちの放課後の居場所についての(1)から(5)についてお答えします。

初めに、(1)放課後保育クラブの現状についてです。本市の放課後保育クラブは――以下、保育クラブといいます――保護者等が就労等により昼間家庭にいない小学校の放課後等において、家庭に代わる適切な遊び及び生活の場を提供し、その健全な育成を図ることを目的として開設しており、放課後児童健全育成事業として実施しています。現在、全ての小学校及び義務教育学校の合計39校で実施しており、令和８年９月１日現在で、学校外の施設も含め46クラブ137室が開設されています。入所児童数は、令和８年５月１日現在5,829人が利用しており、新型コロナウイルスの感染拡大後、令和３年度以降は毎年度増加しています。

次に、(2)放課後保育クラブの今後の運営の方向性及び考え方についてです。保育クラブの今後の運営の方向性については、現在検討しているところです。方向性の検討に当たっては、子どもたちの放課後活動が充実し、安全、安心に過ごせることを最優先に考え、保護者の利便性向上や従事する職員の環境の向上についても考慮してまいります。

次に、(3)放課後子ども教室の現状及び課題についてです。放課後子ども教室は――以下、子ども教室といいます――授業の終了後等に子どもたちへの安心、安全な居場所を確保し、遊びや体験学習等を実施することにより、社会性、自主性、創造性等の豊かな人間性を育むことを目的とした事業です。現在、市立小学校、義務教育学校の全39校で実施しており、運営方法は、市直営が９教室、委託事業者による運営が30教室となっております。また、利用状況につきましては、令和７年度末での登録児童数は１万3,477人で、令和７年度の延べ利用者数は約25万人となっています。子ども教室の課題といたしましては、体験活動の充実及び教育に携わった経験のある人材の確保、長期休業中の活動場所の確保等が課題であると認識しております。

次に、(4)放課後子ども教室の今後の運営の方向性及び考え方についてです。子ども教室の今後の運営の方向性としましては、家庭の状況を問わず、全ての児童が体験学習などにより充実した放課後を過ごせるよう取り組んでまいりたいと考えています。また、子ども教室と保育クラブを一体的に実施するモデル校について、一部の

学校から設置できるよう検討してまいります。

最後に、(5)事業間の連携及び災害時の対応についてです。放課後における２つの事業の連携については、校内交流型として保育クラブを利用している児童も子ども教室に参加できるものとしております。参加に当たっては、子ども教室へ参加することを親子で共有するため、保護者から保育クラブへ連絡帳にて子ども教室に参加することを伝えることや、児童の所在を確実に把握するため、保育クラブから子ども教室に参加する際に、最初に保育クラブで受付を行ってから子ども教室へ参加することなど、児童が安全、安心な放課後を過ごせるようルールを定めています。また、外遊びや共有部分の管理などについて、両事業者のスタッフでコミュニケーションを図りながら連携しています。事故が発生した際には、原則として事故が起きた場所の事業者が責任を持って対応することとしており、保育クラブ、子ども教室、ともにそれぞれ事故対応できるよう保険に加入しています。

災害時の対応について、保育クラブにおいては、指定管理者である社会福祉協議会が災害への対応として、災害用備蓄品や持ち出し用品のリスト化による確認を行っています。また、各種訓練では、消防訓練２回以上、不審者、地震による避難訓練を各１回以上、合計年４回以上の訓練を実施しております。子ども教室においても、全ての職員に対し防災、避難、救命救急、不審者対策などの訓練を定期的に行うこととし、緊急対応マニュアルの策定や避難訓練の報告書の提出を義務づけています。訓練については、学校や保育クラブ、子ども教室と合同で計画して実施することが望ましく、保育クラブと子ども教室が合同で実施している学校もございます。

以上でございます。

○にしむた　勲副議長　文化国際部長。

○日暮真司文化国際部長　私からは大項目６つ目、芸術文化についてお答えいたします。

初めに、(1)現在の文化施設の活用状況と課題についてです。本市では、これまで平成15年に策定した市川市文化振興ビジョンの方針の下、街かどミュージアム都市づくりを実現するため、文化施設の整備に重点を置くとともに、点在する文化資源をつなぐ回遊ルートの整備に努めてまいりました。具体的には、寄贈された民家等を地域の文化活動の拠点として整備し、主に作品の展示や発表の場として活用するとともに、各施設の周遊性を高めるため文化の街かど回遊マップを作成したほか、町歩きを通じた地域文化や町の魅力の再発見につなげる街回遊展を開催するなど、文化資源をつなぐ事業を展開してまいりました。また、今年度は４月から７月にかけて中山忠彦メモリアルギャラリー、芳澤ガーデンギャラリー、市川駅前ミュージアムの３つの会場において収蔵美術作品を展示しました。この収蔵作品展では３会場を周遊し、全てスタンプを集めた場合は東山魁夷記念館の通常展の観覧料を無料とするスタンプラリーも実施し、収蔵美術作品や文化施設の周知に努めているところです。

昨年度、市川市文化振興ビジョンが目標年次を迎えたことから、第２次市川市文化振興ビジョンを作成するに当たり、本市の文化施策に対する市民の意識や意見を把握するため、市の文化芸術についてのアンケートを行ったところ、文化施設に関するものとしては、整備した施設を知らない、行ったことがないと回答された人が多く、文化の街かど回遊マップの認知度については34%にとどまるという結果となりました。この結果を受け、施設の整備といったハード面だけでなく、効果的な情報発信や施設の活用にも重点を置き、取り組んでいるところです。

次に、(2)市が保有する文化財産の活用方法についてです。本市では、名誉市民や本市ゆかりの作家を中心に美術作品を収蔵しており、文化施設等で芸術に親しみ、触れる機会の創出に努めているところです。例えば全日警ホールにある中山忠彦メモリアルギャラリーで定期的に開催する収蔵作品展や芳澤ガーデンギャラリーでの市川の文化人展など、展示設備や温湿度管理が整っている会場において、収蔵する美術作品を展示、活用しております。また、第１庁舎におきましても定期的に収蔵美術作品を展示するなど、市民が身近に美術作品に触れられる機会の創出を図っているところです。小中学校への収蔵美術作品の展示につきましては、学校側に過度な管理

や作品の紛失、損壊のリスクが生じないよう、取扱いが比較的容易な作品やレプリカ等を中心に貸し出しすることは可能であると考えております。実施については、今後、教育委員会や学校の意見も聞きながら検討してまいります。また、実施する際は、単に展示するだけでなく、児童生徒が美術作品に興味を持ち、深く知ることができるような手法を取り入れることも検討してまいります。

次に、(3)美術館構想についてです。現在、本市では市立美術館の開設を目指し検討を進めております。国では、近年、博物館法を改正し、博物館や美術館の在り方について、これまでの資料の収集、保存、展示、調査、研究といった基本的な機能と役割に加え、文化の継承や情報発信、多世代への学びの提供、社会や地域における課題対応など、新たな役割や機能を盛り込んでおります。そうした点も踏まえ、これまで本市が展開してきた街かどミュージアム都市づくりを継承するとともに、既存の文化施設で不足している人材、体制、設備等を補完するために中核となる美術館が必要であると考えております。市立美術館の位置づけや機能等の具体的な内容については、芸術家や美術関係の有識者などで構成する市川市立美術館整備検討委員会の皆様から御意見をいただき、検討を進めてまいります。

次に、(4)駅前ミュージアムの活用についてです。令和６年に市川駅北口に開設した市川駅前ミュージアムは、課題となっている若い世代のアーティストなど、文化芸術における次世代の担い手の育成を目的とし、試行的に若手芸術家や芸術家を目指す若者の作品や活動を発表する場として運用を開始しました。現在は次世代育成の場としてだけではなく、本市の収蔵作品の展示や、市民団体をはじめとする多様な主体との連携によりトークイベントやギャラリーコンサート、本の読み聞かせなど、枠にとらわれない企画を実施しております。また、昨年度までは年に二、三回程度、企画展を開催しておりますが、今年度は隔月で実施し、市民が日常的に文化芸術を楽しめる機会の拡充を図っているところです。市川駅前ミュージアムは、かつて市民課窓口や観光・物産案内所などとして使用してきた施設を改装したもので、展示設備や温湿度管理など、美術作品の展示に適した機能が備わっておりません。このことから、本市が所蔵する美術作品のうち、展示可能な小型作品などについて、期間を限定して展示をしております。今後は参加体験型のワークショップや交流事業などを実施していく方針です。また、現段階では試行的段階であるため、一定期間を文化団体に委ねて自由な企画で運営することは行っておりませんが、関連イベントなど企画内容によっては、文化芸術団体等に御協力をいただいております。引き続き文化芸術団体の持つ専門的な見地や豊富な経験から、駅前という施設の立地特性や限られたスペースを有効活用することについて御意見を伺いながら、運用について検討してまいります。

次に、(5)市川市芸術祭・文化祭についてです。市川市芸術祭・文化祭は、団体の育成と文化芸術活動の活性化を図ることを目的とし、本市が様々なジャンルの活動を行う団体やサークルなどを統括する協会等とそれぞれの行事を共催するという形で行っております。50年以上の歴史があり、毎年の恒例行事として定着している一方、近年では参加団体が固定化しており、若い世代の参加者や来場者が少ない、また行事内容が形骸化し、単なる団体の発表の場にとどまり、当初の目的が薄れているといったことなどが課題となっております。より多くの市民や団体が文化芸術を身近に感じて親しみ、参加できる事業になるよう、見直しが必要であると認識しております。今後につきましては、歴史ある伝統的事業を継承しつつ、若い世代も参加しやすい魅力あるプログラムの企画や情報発信の強化を図っていく方針ですが、これまで本事業に長年携わってきた市川市芸術文化団体協議会などとも意見交換を重ねながら、まずは新しい団体も参加できる中核となる行事を設けることで活性化を図るなど、実現可能なことから着実に進めてまいります。

最後に、(6)芸術文化振興の基本的な考え方についてです。文化芸術基本法では、全ての国民が文化芸術を鑑賞し、これに参加し、またはこれを創造すると規定されており、これらの権利や機会の確保を図ることとされております。これは芸術家だけでなく、日常の趣味としての活動者、障がいのある人、高齢者、子どもなど、あら

ゆる人がひとしく文化芸術の担い手となるものです。このことを踏まえて第２次市川市文化振興ビジョンでは、リーディングプログラム方針として、誰もが日常の中で文化芸術に出会い、参加し、つくり出すことができる共創型ミュージアム都市を掲げております。共創型ミュージアム都市は、既存の文化施設を生かしながら、多様な主体とともに新たな価値や魅力をつくることを目指すものです。誰もが文化芸術を楽しみ、ひとしく文化芸術の担い手となるよう、多様な主体との連携や参加型プロジェクトを通じて、市民と行政が一体となって文化芸術を創造し、次世代の担い手を育成する施策を推進してまいります。

以上でございます。

○にしむた　勲副議長　稲葉議員。

○稲葉健二議員　それぞれ答弁ありがとうございました。それでは、ニコットのほうから再質問させていただきます。

１番目の休館日については、今後、条例制定に向けて考えていただけるということで、これについては再質問はありません。

２番目の屋外広場と外部トイレ、これは休館日でも広場とトイレは使えるようにしていく方向で考えている。ただし、その場合に一番気をつけなきゃいけないのは、今現在行われている開いている時間、休館日の場合の開き時間が変わると思います。その場合の周知方法などはどのように考えているかお聞かせください。

○にしむた　勲副議長　市民部長。

○山影聡香市民部長　お答えいたします。

休館日における開館時間は開館日より短い時間を設定することとなりますので、開放に当たりましては、市公式ウェブページやインスタグラムなどにより、あらかじめ市民の方へ周知していくことを考えております。

以上でございます。

○にしむた　勲副議長　稲葉議員。

○稲葉健二議員　みんながＳＮＳを見ているわけではないので、ぜひそのように、日頃から休館日の前にはニコットの辺りにそういうような掲示をしたり、やはり目視できるようなところにそのものをやるようにお願いしたいのと、あと年末年始は対象外になることも含めてちゃんと周知をしてください。以上で、この分はいいです。

３番の利用者の使い方についてなんです。ここはいろんな苦情が来たり、いろんな状況があって、この施設をつくるときに市が一番目的として考えていたのが世代間の交流ができるようにする形があって、例えば高校生の子が学校が終わって、その時間、そこで過ごすときに小学生の子たちと一緒にコミュニケーションが取れるとか、そういう想定を、私たちは地域の住民として説明を受けたりしていました。ところが、今、中学生、高校生の子が学業の勉強の場に追われてしまって、それだけに集中することによって、周りの音がうるさいみたいな形になってしまう。ここら辺がやっぱり、それを求めるのであれば、ここじゃなくて図書館を選んでもらうとか、そういう形じゃなければいけないんじゃないかというような事例が結構多く発生しているのと、先着じゃないんですけども、一度この場所を取って、そうすると電気の充電器もあり、そこにヘッドホンつけてずっと何時間もという方がいて、後から来た方が使えずに今度は違う場所を探したり、あとは帰っていくようなケースも見られます。それは、先ほどやったように時間を切るとか、何時間ごとにチェンジするとか、そういう形で進めるべきだと思いますが、改めまして、今後、例えば席に札を置いておくとか、そういうことではなくて、受け付ける人間とか、例えば館の人間がそういうことをしていく考えはあるんでしょうか。

○にしむた　勲副議長　市民部長。

○山影聡香市民部長　お答えいたします。

ニコットにつきましては、様々な方が利用される施設でございます。貸出施設とフリースペースにも分かれて

おりますが、利用方法は異なるものの、いずれもニコットの開館目的に沿って設けておるものでありまして、どちらか一方の利用を優先するものではないと考えております。また、交流を生むことができるよう、今後、工夫、仕掛けについても考えていきたいというふうに思っております。できるだけ利用に当たっての規制を設けないで運用できればなというふうに思っておりますので、引き続き職員と検討しながら、よりよい館の運営の在り方について検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○にしむた　勲副議長　稲葉議員。

○稲葉健二議員　ぜひお願いしたいと思います。どちらが正しいとか、どっちの肩を持つとかということではなくて、やはりお互いが気持ちよく使えるような形で、あれだけ大勢の方が使っていただいている施設であるので、トラブルを仲裁する役目が職員であるような、そういう施設であってはならないと思うので、そこら辺は気をつけてもらいたいなと思っています。今後、このようなことが起きたときに、ケース・バイ・ケースでいろいろ対応のほうをしっかりとしていただきたいと思います。以上で結構です。

４番目の駐輪場とベビーカーなんですけども、もちろん日によって、すごい量が来ているときと割とすいているときもあるんですけども、現況、やはり職員の方が見回りというか、駐輪を整理したり、そういう形が割と少ないように感じています。ですから、まめにここの位置を駐輪場だと植えつけるとともに、職員の方が定期的な巡回をしながら、目に余ったら、どんどん整理していくような形を継続的にやるべきだと思いますが、これに対してはいかがでしょうか。

○にしむた　勲副議長　市民部長。

○山影聡香市民部長　お答えいたします。

駐輪スペースにつきましては、確かに整理整頓されておらず乱れている状況も見受けられます。今後につきましても、引き続き定期的に巡回を職員が行いまして、無駄なスペースが出ないよう、また、きちんと整理整頓して止めていただけるよう対応してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○にしむた　勲副議長　稲葉議員。

○稲葉健二議員　ぜひそのようにお願いします。特に歩道部に自転車とかが出たりすると、やはり歩いている人たちにも迷惑がかかる。そういうような部分も含めて今後考えていただければありがたいです。この項目は結構です。

次に、マナー条例に移ります。まず、マナー条例の今後という形で、いろんなエリア、いろんな形で指導したり、過料を取る件数は減ってきているのも事実だと思います。ただし、巡回の指導員が回ってない時間帯、夜遅い時間とかは、いまだにやはり散見することがあります。ですから、そういうところは、そこで捕まえに行ってほしいということではなくて、私は最終的にマナー条例がなくなるようなまちづくりであればすばらしいものだと思っているので、今後、指導員の方たちが捕まえるためではなくて、もう少し有効にこの辺を回ったらどうかとか、こういうところを回ったらいいという声はやっぱり反映させるべきだと思いますけども、市の考え方をお願いします。

○にしむた　勲副議長　市民部長。

○山影聡香市民部長　市民マナー条例推進指導員の活動につきましては、今後も違反の状況や市民の方から寄せられる苦情、要望などを踏まえながら、より効果的な指導、啓発につながるよう、活動する場所や時間帯について適宜検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○にしむた　勲副議長　稲葉議員。

○稲葉健二議員　ぜひお願いします。美化推進地域にいると、こういうところも回ってほしいとか、そういう意見がやっぱり市民の方からもらうことがあります。ですから、現況、その方たちが回っているコースではなくて、こういうところで結構隠れてこういうことが行われているとか、そういう情報が来ることがあります。そうすると、こういうところに回ってもらいたいということを応えるには、じゃあ、こっちもあっちも当然なるんですけども、そういうところも含めて今後検討してもらいたいと思います。

次に、マナーサポーターに移ります。マナーサポーターが現況やっている役割というのは理解しています。ただ、これだけ何年かたっている中で、今後、この方たちに求めているのは、例えばティッシュ配りとか、地域の清掃活動をやっていただいているところもあるかと思いますけれども、それではなくて、逆に言うと、この地域でどういうふうにしたら地域がよくなるか、そういうことを調査研究する役割、一緒に考えてもらう役割をマナーサポーターの方にお願いをしながら、例えば役所では感じられない、こういうところを見て回ったりとか、こういうところに課題があるんじゃないかとかという情報共有を持ってこれる、そういうマナーサポーターをつくればいいのかなと思いますけども、市の考え方をお聞かせください。

○にしむた　勲副議長　市民部長。

○山影聡香市民部長　お答えいたします。

マナーサポーターはボランティアとは異なり、市と情報を共有していただくなど、行政と地域をつなぐ役割を担っていただいており、その有効性を認識しております。しかし、初回答弁でも申し上げましたように、近年、サポーターが減少していることもあり、活動内容や任務の在り方など検証する時期に来ているものと認識しております。

以上でございます。

○にしむた　勲副議長　稲葉議員。

○稲葉健二議員　そのとおりだと思います。昔は手を挙げてくれる人、受けてくれる人も結構いたんですけども、そういう人が現況なかなか集まらず、特定の人たちが気持ちでやっていただいたり、逆に役割として、そこに入っていないけれども、地域の清掃も一緒にやっていただいたり、こういういろんな方がいらっしゃると思います。例えば有償で今手当を出している中、じゃあ、今後ボランティアとして無償でやれるものなのかとか、そういうものも含めてちょうど曲がり角に来ているんじゃないかなと思っていますので、今後、それは市のほうで検討していただきたいと思います。この項目も結構です。

次に、加熱式たばこです。これは私たちもよく苦情を聞きます。路上で吸っていて何で捕まえないのかとか、何で過料の対象にならないかという意見が多く来ます。当然、対象になってない。臭いがすごく来て、あの臭いを吸っているということは煙の臭いを吸っている状態になっている中で、やはりこれはおかしいんじゃないかという意見は多く聞きます。この加熱式のたばこを過料対象にしているのは、近隣で言うと千代田区とか、大阪とか、あとは東京都内で何市かあると思うんですけども、千葉県では過料対象にはしていない市がほとんどだという形で、それは資料として得ています。

今後、市川市が受動喫煙の意味を――今までのマナー条例は、意見の一つとして、たばこの火が子どもの目線のところに危ないんじゃないかということでスタートした部分もありました。ただ、今回は煙がそういう形だからいいんじゃないかという議論になっている部分において、やはりそれは受動喫煙につながるという形も当然なります。ということは、今後市川市が考えていくときに、受動喫煙も含めて加熱式たばこの路上での喫煙とか、いろんな場所での喫煙はどう考えていくのかお聞かせください。

○にしむた　勲副議長　市民部長。

○山影聡香市民部長　お答えいたします。

加熱式たばこの取扱いについては、議員もおっしゃいましたとおり、自治体において、その取扱いの判断が分かれているところでございます。また、紙巻きたばこと同様、路上での加熱式たばこの喫煙に対して不快感や受動喫煙の懸念を感じる方がいることは認識しております。初回答弁で述べましたように、加熱式たばこの受動喫煙に対しましては、国は知見の蓄積が不十分で、健康への影響は評価できないことから引き続き研究を進めるとしており、現時点におきましては、引き続き国の動向を注視していきたいと考えております。

以上でございます。

○にしむた　勲副議長　稲葉議員。

○稲葉健二議員　ぜひ検討していただきたいと思います。たばこを吸うなという議論をしているのではなくて、吸える場所で吸ってほしいということであって、それが吸う側の方たちから見たら、いろんなところで吸いたい。でも、ここでは遠慮してもらえれば、先ほどのニコットの利用の仕方じゃないんですけども、お互いがそれを理解し合える状態であれば、それは社会構成としては全く問題ないと思いますけども、それが一方の、これは要するに規制されてないから吸っていいんだという形でいくのがちょっと考え方が違うんじゃないかなというふうに思っています。今後、過料を取るべきだとかというよりも、やはりそういう公共地では吸わないように、市川市のウェブサイトの中で加熱式たばこに関して、要するに吸う場所とかを考えてほしいというようなメッセージは多分出ていたと思います。吸うなと書いてもいないですけども、やはりお互いのために気を使いながら社会を構築していくべきだと思っていますので、加熱式たばこについては今後ぜひ検討してください。

続いて、公共喫煙所の設置についてです。これは欲しい方にとってと、要らないほうと、意見が分離してしまうと思います。市川市は15の駅と禁煙・美化推進地域があるわけであって、これを、例えば船橋もそうですけど、船橋は１か所だけです。市川市より人口が10万人以上多い中で喫煙所を１か所設けている。これが必要かどうかと。千葉市ももっと多い人口で１か所だけ。こういう中で、じゃあ、市川市も１か所だけつくれば、それで満足ですかという議論になってしまうし、逆に15駅つくったとしても、15か所で済むのではなくて、じゃ、北口をつくれば南口も何でつくらないんだという議論が出てくる。これが、だから、二十何年前の喫煙所をつくるときの議論だったんです。じゃあ、どこに何か所つくれば満足なんですかということが、結果が出ないまま、それが終わったのが公共喫煙所の考え方でした。

ですから、今後も、どちらかというと、本八幡を例に取ると、公共喫煙所という設定ではないんでしょうけども、今、吸えるような場所が何か所か見受けられます。でも、そこのところはパーティションという形がないです。そこでの煙は外に出て、通る人に対しては、当然ながら受動喫煙を強いられている状態である。ですから、このところを防ぐために喫煙所をつくればなくなるんですかという議論も、これもやっぱり必要だと思います。

そうすると、東京で一部やっているように、民間の喫煙所をつくりたい人がいたときに、市川市がそれを設置する補助金を一部提案する。その代わり運営費と清掃を含めて、そこは自分たちで考えていかなきゃいけない。それをやる分には私たちの地域も、ただし、パーティションで、要するに塀をつくるだけではなく、外に煙の出ないタイプのそういうものをやっていただけるのであれば反対意見としては感じられない。だけど、市が設置して、市の税金で維持管理して、市の土地にそこまでやるのかという議論に関しては、地域の中では当然多くの方たちが反対の意見でした。つくることの反対ではなくて、どういうつくり方をすることによっての賛否が出たということです。市の考え方を改めてお聞かせください。

○にしむた　勲副議長　市民部長。

○山影聡香市民部長　お答えいたします。

今、議員がおっしゃられました民間事業者等による喫煙所の整備を支援する方法につきましては、公共喫煙所

を整備する際の選択肢の一つになり得るものと認識しております。

以上でございます。

○にしむた　勲副議長　稲葉議員。

○稲葉健二議員　つくるつくらないの議論の前に、こういうケースだったらつくれるんじゃないか、これだったら可能なんじゃないかという議論はぜひしていただきたいと思います。つくらせないとか、つくってはいけないということを議論しているのではなくて、こういうものだったら受け入れられるんじゃないかと。

それと、よくたばこを吸われている方が、いっぱいたばこを吸って納税しているという意見を言いますけれども、これは目的税ではないので、そのお金をたばこに使ってくださいという意味ではないので、この辺も含めてやはり周知をしてほしいなと思います。この項目もこれで結構です。

次、まちづくり基本計画の部分に移ります。これは膨大な計画表を見ると、もちろん自分の興味のあるところは確かにそのとおりだなと思って見たりしますけど、一般の方がそれを見る機会とか、それを感じる機会って、ほとんどないというふうに感じています。ですから、例えば防犯パトロールをこういうふうにやっていることによって、市の防犯まちづくり計画にこういうふうに関わっていて、どういう役割を私はやっているんだと。やっている方たちが、何でこんなことやっているんだというふうに思わないような、そういうアナウンスなり伝え方が必要だと思っています。これについて市の考え方をお聞かせください。

○にしむた　勲副議長　市民部長。

○山影聡香市民部長　お答えいたします。

この点につきましても初回答弁で申し上げましたように、市民の皆さんにより分かりやすく伝えていけるよう工夫してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○にしむた　勲副議長　稲葉議員。

○稲葉健二議員　ぜひそのようにお願いしたいと思います。

それと、第何次という何年間の計画をしていく途中で、こういう部分はもっとこうしていったらいいとかという部分において検証しながら、新しい形にシフトチェンジをするような見直しすることはぜひやっていただきたいと思います。それは以上で結構です。

続いて、市川市の検診事業についてお聞きします。答弁を聞きましたけれども、個人的な意見としては、やはり検診率が低い、受診率が低いというふうには感じています。もちろん、市が何もやってないとも言っているわけではないです。でも、それをこれからどうしていこうかということによって、例えば医療費の負担が減る。要するに使う方の分は減った。メリットは当然あるわけであって、本人も早期治療、早期対応ができれば体のほうも楽だろうしということになっていくためには、今、年齢層があって、市川市だけの部分ではなくて、他市の受診率と比べた場合、市川市はどのような状態でしょうか。

○にしむた　勲副議長　保健部長。

○横山京子保健部長　お答えいたします。

近隣市との状況でございますが、肺がん検診、大腸がん検診、子宮がん検診、特定健康診査について、本市の受診率は近隣の船橋市や松戸市と比べ高くなっています。

以上でございます。

○にしむた　勲副議長　稲葉議員。

○稲葉健二議員　高くなっているということが非常にいいことなのか分からないですけど、皆さんが低いところにいて、その中で高くなっているという形かなというふうには想定しますけども、ということは、どこの自治体

も課題は一緒という形だと思っています。

それには、じゃあ、どうしたらいいかとか、現況、例えば職場で受診するとか、団体の受診環境で毎年定期的な検診を受けた方たちは、それをやることによって自分のことができているわけなんですけど、そういうところに関わってない人たちが、どういうふうに取り込んでいこうか。もちろん書類とかは市川市が送って、その方たちに受診してくださいと。でも、封筒が来て、自分が受診したいところを病院の中から探して、そこに予約をして、そこから受診を自らするという、このシステムに理由があると思いますけども、どのような意見を聞いていますでしょうか。

○にしむた　勲副議長　保健部長。

○横山京子保健部長　現在、市川市ではアンケート調査を行っておりまして、受診していない理由などを聞いております。その中で予約に対する意見も伺っておりますので、今後、そういった意見を反映してまいりたいと思っています。また、現在、そういった調査も進めているところでございます。

以上でございます。

○にしむた　勲副議長　稲葉議員。

○稲葉健二議員　現実、多分若い層が受診率が低いのかなというふうに勝手に想像していますけども、そういう中で、逆に若い層だから、例えばデジタル化とか、そういうことによって申し込みやすかったり、そういうところにたけていたりすることによって、今、医師会と協議をしながらいろいろ進めているでしょうけども、その中でデジタル化を入れたり、ＬＩＮＥ予約ができたり、いろいろなデジタルでの例えば検診の受診とか、こういう申込みのシステムがもう少し簡単になったりすることはできないかお聞かせください。

○にしむた　勲副議長　保健部長。

○横山京子保健部長　国では、自治体検診事務のデジタル化を進める方針を示しています。これに合わせ、本市においても受診率向上に向けたデジタル技術の活用について調査しております。また、医療機関側でもデジタルのほうが進まないとなかなかうまくいかない部分もありますので、引き続き医療機関と連携を図ってまいります。

以上でございます。

○にしむた　勲副議長　稲葉議員。

○稲葉健二議員　デジタル化が全ていいとは思わないんですけども、そういう呼び込む１つの呼び水としては、やっぱり大切なものであり、まとめやすくなったりすると思うんです。

それとあと、検診で土曜日という日程が取れるお医者さんもあるんですけれども、やはり見ると、日曜日に受診ができるところがちょっと見つからないとか、ほとんど見つからない状態であったと感じています。だから、そういうところを、例えばお休みの日に受診しようとか、そういう特化した形とか、また例としては、現在、団体が行っている検診事業、例えば市川商工会議所でやっている検診事業があったとして、それは、もちろん社員の人はこういう金額、社員じゃない人は、家族だけだと金額が上乗せして家族も受けられるとか、そういう形でシステムはあります。ですから、自らがそういう形を取らなくても、ほかの団体がやっている、そういうものに参加させていただいて、それに対して入り口を広くするとかという形は考えられないかお聞かせください。

○にしむた　勲副議長　保健部長。

○横山京子保健部長　まず、土日の検診につきましては、現在、医師会に委託しておりますが、実施していただいているところはあります。日曜日も少ないながらもございます。ですので、土日受けたいと思っている方が受けやすいように、ウェブ等での周知の方法の工夫が必要であると考えております。

また、民間団体との協力についてですけれども、本市でも民間団体との連携によって受診率の向上につながる

可能性があると考えておりまして、現在、民間団体と意見交換を進めているところです。一人でも多くの方に検診を受けていただけるよう、引き続きそういった様々な団体との連携についても取組を続けてまいります。

以上でございます。

○にしむた　勲副議長　稲葉議員。

○稲葉健二議員　ぜひお願いします。民間団体も自分のところで設定して、受診日を、すごく満杯で困っているという設定ではなくて、やはり受診に多少なりとも枠があったり、あと地域で、そこだと受けやすいとかいう形もあったりするので、ぜひ検討はしていただきたいと思うのと、プラス、自己負担をもう少し補助してあげるとか、そういう形で市川市が受けやすい環境に向けてのフォローアップをお願いしたいと思います。この部分は結構です。

続いて、健康増進法等に基づき健康診査の現状。現状は分かったんですけども、今後、例えば市川市として考える受診率の目標値、このぐらいまでいけばいいのでないかと。現在はこうだけど、このぐらいまで目指すべきなんじゃないかという数字があるものなんでしょうか。

○にしむた　勲副議長　保健部長。

○横山京子保健部長　本市の受診率の目標値についてでございますが、健康増進計画では、がん検診の受診率、特定健康診査の受診率、ともに目標値を60％と設定しております。

以上でございます。

○にしむた　勲副議長　稲葉議員。

○稲葉健二議員　60％に設定をして、現状が何％というところをお願いします。

○にしむた　勲副議長　保健部長。

○横山京子保健部長　現状では、がん検診の種類にもよりますが、大体10％から20％、特定健康診査は40％台になっております。

以上でございます。

○にしむた　勲副議長　稲葉議員。

○稲葉健二議員　目標はちょっとハードルが高い部分と、特定健診だと、もう少しかなというところだと思いますから、現況、先ほど来ずっと言っているように、受けたくなるような状況とか、受けてもいいかなという、幅を広げて、そういうところに取っかかりをつくれるような形をぜひ進めていただきたいと思います。これも結構です。

続いて、現在行われていない検診メニュー。先ほど言っている膵臓がんメニューとかは、広島とか大阪、甲府など、全国50以上の地域に広がっているようだと聞いています。市川市自体は、この情報をどのように聞いていて、今後、それに対しての市川市独自の考え方はどのようなものでしょうか。

○にしむた　勲副議長　保健部長。

○横山京子保健部長　国は、膵臓がん検診については検査方法が確立されていないことから、市町村でのがん検診を推奨していないため、現在、市としては、先進事例の研究状況や実施状況を注視しながら、医師会との情報共有を図っているところです。今後も実施者となる医師会や地域医療機関との意見交換を続けていく予定でございます。

以上でございます。

○にしむた　勲副議長　稲葉議員。

○稲葉健二議員　ぜひお願いします。この項目も結構です。

４番に行きます。結局、検診者を増やすということは、先ほど言ったハードルを下げて、いろんな形で興味を

持つ。じゃ、膵臓がんのあれだったら受けてみたいとか、そういうものも含めて、ふだん、例えばなかなか見つけられないがんだから、こういうところをやってみたいとか、そういう形で興味があったり、市川市も新しい形で進めていくべきだと思っています。ですから、国がこうだとか、何がこうだというよりも、やはり今後も市川市独自で検診率の向上に進むべきだと思っていますので、それはよろしくお願いします。以上で結構です。

続いて、子どもたちを取り巻く環境についてお聞きします。

まず、基幹園についての考え方です。基幹園の説明は非常によく分かるんですけれども、もちろん基幹園でやっていることの内容も十分理解しています。基幹園を、今、北部、中部、南部に１園ずつ設置している。このような中で、この基幹園が、例えば園の中の考え方と、じゃ、地域で私立幼稚園や保育園が、どういう形でここが核となって、そういう形でメリットがあるとつながっていくか。前段で言うと、幼児教育センター構想の中では、そういうものを特別支援とか特化した形で理解していくみたいな形を進めていました。基幹園になることによって、その項目はもちろん入っています。でも、ここにあることによって、周辺にどのような影響が出るものなのか教えてください。

○にしむた　勲副議長　こども家庭部長。

○山室繁央こども家庭部長　お答えします。

当時、幼児教育センター構想で求められていた機能は、保護者からの相談に対応する機能、幼稚園教諭、保育士への支援機能、幼児教育の課題や研究を関係機関と共有する機能とされており、現在は基幹園が担うこととされております。これらの機能を含め、こういった役割については今後も継続していくべきものであって、市内全域で機能を果たすべきものと考えております。

一方で、当時の状況と比べますと、保育需要が高まって保育園の利用者が増えていたりですとか、民間の児童発達支援事業者が市内各所に増えていることですとか、当時とは大きく環境が異なっておりますので、必要な役割をどこがどのように担うのかといったところについては、関係者の様々な意見を伺いながら研究する必要があると考えております。

以上でございます。

○にしむた　勲副議長　稲葉議員。

○稲葉健二議員　そうすると、この基幹園が設置されている、例えば北部だと百合台幼稚園があって、中部だと大洲幼稚園があってと、そういう中で現在の園児数というのが極端に少ない状態である。もちろん、その中にひまわり学級があって、大切な子どもたちのアシストをしている。それは十分に理解した上で、この幼稚園自体がここに存在する在り方と、先ほど言ったように、幼児教育を推進したり、教員たちのグレードアップ、質をアップするための目的と、この園が存在することと、またちょっと切り離して考えなきゃいけないかなと思っていますけど、これに対して市の考え方はどうでしょうか。

○にしむた　勲副議長　こども家庭部長。

○山室繁央こども家庭部長　現在においては、基幹園は先ほどの担うべき役割を果たしているものと認識しております。一方で市立幼稚園を取り巻く環境としては、少子化と合わせて共働き世帯の増加によって保育需要の高まりを受けて入園児童数は減少傾向となっておりますことから、これまでと同じように基幹園の役割を維持していくことは、いずれ困難になっていく可能性があると想定しております。特にひまわり学級の人数が横ばいであるのに対して通常学級の児童が減っている状況なども、今後、園によっては、ふさわしい環境の維持が困難な状況が生じる可能性も考えられます。幼児教育の研究などにつきましても、実践的な取組が困難になることも考えられます。基幹園の在り方につきましては、平成29年の見直しから一定の期間が経過しておりますので、また取り巻く環境が変化していることも踏まえれば、見直すことも必要な時期に来ているものと認識しております。

以上でございます。

○にしむた　勲副議長　稲葉議員。

○稲葉健二議員　今の答弁、本当にそのとおりだと思います。というのは、少ないから駄目とかではなくて、やはり子どもたちがある程度の数字があって、その人間たちで運営をされていく中で友達といろいろコミュニケーションを取ったり、例えばひまわり学級はひまわり学級の役割があって、通常学級があって、その現況、通常学級がそこに数人でしか存在していない中では、ここで一緒に幼稚園をやっていくという形の部分と、ここの基幹園が担う役割とはやっぱり切り離して考えていかないと、どうしても幼稚園を残すから基幹園を残すのではなくて、基幹園は基幹園の役割というのは重要なことだと思います。でも、それは幼稚園を持たない考え方も当然あっていいのかなと思っています。そこら辺を今後いろいろ検討していただきたいと思います。ここの分は結構です。

続いて、幼保施設等巡回支援事業です。これはどちらかというとこども家庭部さんの事業で、今年度からという形ですよね。ただ、幼児教育推進事業と並べたときに対象施設がかぶっていたり、対象者も同じような形があったときに、絶対的に同じ園と同じ内容を違う人が見に行って、それでなおかつ情報共有をするのかしないのかによっても違うと思います。

これは、まずこども家庭部さんのほうの意見として、情報共有に対する考え方をお願いします。

○にしむた　勲副議長　こども家庭部長。

○山室繁央こども家庭部長　お答えします。

昨年度においては、幼児教育推進事業の幼児教育相談員と幼保施設等巡回支援事業の巡回職員がお互いの事業に対する理解をより一層深めるため、それぞれの事業へ相互に同行したところです。異なる立場や専門性を持つ職員同士が現場を共にすることにより、双方の事業に対する理解が深まったことはもとより、客観的かつ多角的な視点からの振り返りにもつながったものと認識しております。視点の異なる職員が情報を共有することは、施設の職員や対象となる子どもに対し多角的な視点で支援できるようになり、より高い事業効果が期待できるものと認識しております。幼稚園に対する巡回支援は今年度から始まったところですので、今後は両事業の担当者間において、事例の情報共有、両事業において効果的に活用できるような仕組みづくりについて検討を進めたいと考えているところです。

以上でございます。

○にしむた　勲副議長　稲葉議員。

○稲葉健二議員　その中で、今、共にかぶっている施設があるわけですね。同じところを違う事業が回っていると。その中でやったときに、こちらの巡回員がこういうふうな意見があった。でも、こっち側がその意見を知らないで、こっちがこっち側の意見を言って、こういう事業に今現況なってしまっていると思っています。ですから、それを共有する仕組みとかシステムづくりを、もちろん教育委員会さん等を含めて、今後、お互いが情報を共有し合いながら、例えば違う人の見方でその子を見たり、園を見たり、教員を見たりすることによって、より正しいとか、いろんな意見を使うことができたりする可能性があると。でも、一方だけの意見でそれを求めてしまうと、結局、うちはそのデータは知らないというだけであっては全く片方だけの意見になってしまう。これは、やはりどちらかが本来リーダーになるのではなくて、どこかで共有する会議体や情報交換の会議体を設けるべきだと思います。これに対してはどうでしょうか。

○にしむた　勲副議長　こども家庭部長。

○山室繁央こども家庭部長　先ほど御答弁しましたとおり、情報の共有ですとか、重要なことだと考えておりますので、今後お互いで検討していきたいと考えております。

以上でございます。

○にしむた　勲副議長　稲葉議員。

○稲葉健二議員　ぜひお願いします。

それでは、幼児教育推進事業のほうでお聞きします。今の形と同じように、そちらにお聞きしますけども、やはり同じような――同じような事業と言うと、ちょっと言い方が失礼かと思いますけども、やはり同じようなものを目指していっているという部分においては近いものだと思います。逆に言うと、そちらは公立幼稚園とか、幼稚園系を見て回りますよね。逆に言うと、こども家庭部のほうはそこに保育園とか、小規模事業とか、認可外とか、そこも含めての蓄積のものがあります。ですから、うちは幼稚園だから関係ないというんじゃなく、同じような子どもたちでケースが似たりしたら、やっぱりそのデータというのはすごく大事だったり、そういう見方というのは共有したら、すごく生きてくるものだと思います。これについての考え方をお聞かせください。

○にしむた　勲副議長　学校教育部長。

○小林義行学校教育部長　お答えします。

こども家庭部のほうからもございましたとおり、幼保施設等巡回職員と幼児教育相談員は互いの事業内容を理解するために、それぞれの巡回、訪問相談に同行しました。幼保施設等巡回職員と幼児教育相談員は役割は異なりますが、共に幼児の健やかな成長を願って幼児教育施設職員及び保護者への指導助言を行っていく立場であることから、データを含めた情報共有などの連携方法を検討しながら事業を推進してまいります。

以上でございます。

○にしむた　勲副議長　稲葉議員。

○稲葉健二議員　ぜひその答弁のように、情報を外に出すわけではないので、必要な部署同士がやはり共有して、別に固有名詞でどうこうするわけではなくて、その中でこういうケースを、こういう対応が必要なんじゃないかという意見をやはり出し合ったりすることによって、例えば今回っている頻度からしたら、すごくいっぱいとは感じていない、ちょっとまだ足らないんじゃないかなと思うし、１園での滞在時間もやっぱり少ないかなと思ってしまいます。そういう部分を今後やっていくには、補完するためには、やはりほかの意見もあったり、逆に言うと、こういう部分どう思うだろうかとか聞き合ったり、そういう形でやっぱり補完し合って進めていく基本的な概念が必要だと思います。

特に公立幼稚園、私立幼稚園は、委員会さんはほとんど全部回っているわけなので、幼稚園に関しての情報は一応取れている。もちろん、ただ回るんじゃなくて、希望があればプラスアルファで、それに対して受けていくでしょうけども、やはりその不足分も含めて、いろんな情報をこども家庭部さんと今後しっかりやっていってほしいと思います。それは要望します。お願いします。

続いて、子どもの発達に関する相談についてです。これはかなりいろいろな形でやっていただいていること、また新しい参画が生まれていることとか、うれしく思っています。ただし、私たちが不安に思っていたり、いろいろ意見を聞く部分というのは、やはり役所が開いている時間じゃなくて、自分が思い立ったときにアクセスができたり、それが反応できるようなシステムがないかとか、どういうときに話合いというか、自分の思いを伝える機会が欲しいなという意見があります。こういうことに関してはどういうような事例があるとか、今後こうしたほうがいいという考えがありますでしょうか。

○にしむた　勲副議長　こども家庭部長。

○山室繁央こども家庭部長　お答えします。

現在実施している事例としては、窓口で相談を待つだけではなく、３歳児健診などの親子が集まる場所において言語聴覚士などの専門職員が出向き、保健師などとともに相談を受けること、電話や対面での相談よりも心理

的な抵抗が低く、相談窓口を広げられているものと考えております。

また、窓口が開いていない時間をフォローする方法等につきましては、例えば24時間無休で利用できるあんしんホットダイヤルなどは健康や子育ての相談にも応じることとなっております。また、千葉県が設置している親子のためのＳＮＳ相談＠ちばでは、千葉県内の在住の子どもと保護者を対象に、子育てに関する不安についてＬＩＮＥなどのＳＮＳによる相談を行っており、平日は午前９時から午後９時まで、土日、祝日は午前９時から午後５時まで利用できます。保護者の方にとっては、よりよいタイミングで相談できることや場所、時間に制約がないことが求められると思いますので、こういった既存のサービスも活用しながら、より相談しやすい体制を整えていきたいと考えております。

以上でございます。

○にしむた　勲副議長　稲葉議員。

○稲葉健二議員　あんしんホットダイヤルは24時間365日、人が対応できるシステムなので、ただ、そこに、今言ったように子どもの悩み相談とか、こういうふうな形での相談ができるというアナウンスが欲しいなと。要するに、そこは医療相談とか、今、病院がとか、子どもの救急の状態と割と思い込んでいる部分もあるので、そういうところにもこういう相談ができるんですよという形、そういう子どもたちに関わるところに市としていろいろアナウンスができてくれたらありがたいなと思います。特に京都に視察に行ったときに、ここはＤＶとか、そういうところの対応だったんですけども、24時間というのは、いつでもとか、どこでもとか、そういう気持ちの安心さが一声に始まったりするので、なるべく間口は広く、いろんな時間帯も対応ができるような中身をぜひお願いしたいと思います。これは要望で結構です。

続いて、私立幼稚園と小学校の連携及び情報共有についてお聞きします。もちろん、現在何もやってないとか、架け橋プログラムのことも理解して、それで当然聞いています。ただ、やはり学校便りをホームページに載せているところもあれば載せてないところもある。そういう情報の発信がすごくぐいぐい出ているところと、割と知らないというか、取れないというところがあったりします。でも、やはり私立幼稚園からしたら、行く小学校が４園も５園もある幼稚園もあるわけです。そういうような中で、Ａとはすごく仲よしだけど、Ｂとはあんまりないんですよというのも現状なんですね。そうすると、いっぱい付き合ってくださいというのは学校側も負担になってくるけども、やはり情報の提供で、例えば学校便りがいつも送られてきたり、就学時健診でいろんな相談をしたいときには、こういう形で相談する機会を設けられる。それは学校と相対でできたり、その中で自分のところの、連携園とは言わないですけども、関わる園の中でやっていくには、やはり小学校が頑張ってくれないと、幼稚園からのアクセスではなかなか難しいと思っています。これについての考え方をお聞かせください。

○にしむた　勲副議長　学校教育部長。

○小林義行学校教育部長　お答えします。

多くの市立小学校では学校便りなど、学校ホームページに掲載していますが、掲載するだけではなく、そのように情報を発信していることについて、学校が幼児教育施設等に知らせていくことも必要であると考えます。教育委員会は学校に対して幼児教育施設への情報発信を促すとともに、情報を提供しやすい仕組みづくりについて検討していきます。

以上でございます。

○にしむた　勲副議長　稲葉議員。

○稲葉健二議員　もちろん幼稚園と小学校が全くしてないと思っているわけではなくて、やはりより密にしていただきたいことと、逆に言うと、ちょっとこういう相談事、小学校と相談ができるような仕組みづくりが欲しいと思っています。それは、例えば就学時健診にどうしようかとか、やっぱり子どもも悩むし保護者も悩んでいま

すけど、園も応援してあげたい気持ちがあったときに、それをいきなりどかんとぶつけることではなくて、その前段の段階でいろんな相談をしたりアドバイスをしたりすることも含めて、それによって小学校側も決してマイナスではなくて、いきなり就学時健診を受けなかったり、突然どかんと起きてしまうことの対応よりは、やはり事前にそういう形でコミュニケーションを取るというほうが大切だなと思っています。

それには具体的に、そういう会議体もそうだけども、架け橋プログラムという名称の下だけではなくて、例えば個別に、うちはこの園とこの園から。その園の人を一堂に集めて情報共有の会を１時間でも２時間でもつくっていただければ、そこでいろんな意見が出たり、いろんな希望が出たり、そういう形でお互いに取りやすくなるというふうに考えます。現実的にそういう機会をつくることは可能でしょうか。

○にしむた　勲副議長　学校教育部長。

○小林義行学校教育部長　お答えします。

教育委員会は、市立学校と市内幼児教育施設とが日頃から情報交換を行えるような関係を構築できるよう関係部署と連携しながら、架け橋プログラムの推進や情報共有の仕組みづくりを検討してまいります。

以上でございます。

○にしむた　勲副議長　稲葉議員。

○稲葉健二議員　分かりました。やはり小さい声でも聞けることによって幼稚園側も安心する。小学校も情報を知ったことによって安心するというような形だと思うので、現実的なそういう会議体をつくることとか、会議と言うと大げさなのかも分かりませんが、コミュニケーションをつくれる場をぜひ検討してください。よろしくお願いします。この項目は以上で結構です。

続けていいですか。

○にしむた　勲副議長　残余の再質問は休憩後に。

○稲葉健二議員　分かりました。

○にしむた　勲副議長　この際、暫時休憩します。

午後２時55分休憩

午後３時25分開議

○大久保たかし議長　休憩前に引き続き会議を開きます。

この際、危機管理監より発言の申出がありますので、これを許可いたします。

危機管理監。

○今井　隆危機管理監　貴重なお時間をいただき、大変恐れ入ります。発言の訂正をお願いいたします。

午前中の未来市川、国松ひろき議員の代表質問中、令和８年８月千葉豪雨について、被害状況及び本市の対応についての質問に対する答弁におきまして、農業被害の内容において、「柏井町と北方町の２か所でビニールハウスの破損」と申し上げましたが、正しくは「北国分と北方町の農業者が所有する２か所のビニールハウスにおいて破損など」でありますので、訂正をお願いいたします。

議長におかれましては、お取り計らいのほど、よろしくお願いいたします。

○大久保たかし議長　ただいまの申出のとおり発言の訂正を許可いたします。

次に、こども家庭部長より発言の申出がありますので、これを許可いたします。

こども家庭部長。

○山室繁央こども家庭部長　貴重なお時間をお借りして申し訳ありません。発言の訂正をお願いいたします。

午前中の未来市川、国松ひろき議員の代表質問中、大項目、子育て環境についての(2)保育体制強化費加算の

現状及び課題についての質問に対する答弁におきまして、市が独自に上乗せして実施した費用を「約3,118万円」と申し上げましたが、正しくは「約１億3,118万円」でありますので、訂正をお願いいたします。

議長におかれましては、お取り計らいのほど、よろしくお願いいたします。

○大久保たかし議長　ただいまの申出のとおり発言の訂正を許可いたします。

日程第３議案第23号から日程第31報告第34号までの議事を継続いたします。

稲葉健二議員。

○稲葉健二議員　それでは、続いて子どもたちの放課後の居場所についてお聞きします。先ほど答弁をいただいた中で、放課後クラブの現状として、これからこういう方向がいいんじゃないか、こういうところにも変わっていかなければいけないんじゃないかという現状についてお聞きします。

まず、ＩＣＴ化、現況、一部試行的に行っているところがあるかと思いますけれども、今、連絡帳とかもそうですし、入退室管理なども、やはりＩＣＴ化を使って、いろんな形で保護者の安心、安全に直結できるようなシステムが今後は必要じゃないかと思いますが、市の考え方をお聞かせください。

○大久保たかし議長　学校教育部長。

○小林義行学校教育部長　お答えします。

毎年実施している保育クラブの保護者アンケートにより、入退室や保育クラブへの連絡についてＩＣＴ化のニーズが高いことは認識しております。指定管理者である社会福祉協議会では、今年５月より一部の保育クラブで入退室管理及び保護者との連絡について、システムの試験的な運用を始めたところです。指定管理者と協議の上でＩＣＴ化の検討を進めてまいります。

以上でございます。

○大久保たかし議長　稲葉議員。

○稲葉健二議員　ぜひできる部分というか、直結できる部分で、連絡も、もちろん対応できる部分というのは、例えば電話があったりはしますけれども、もし災害なんかがあったときには電話がなかなか使えない部分において、ＳＮＳとか、そういう電子媒体であったら連絡がつくとかという可能性もあるので、ＩＣＴ化、そして入退室管理も含めて、あと連絡帳とか、子どもの様子なんかがいち早く分かったり、そのお返しが帰れるようなシステム。そうすれば、仕事先でも保護者の方がそれを対応できる可能性は増えてくると思っています。それはぜひ進める方向で考えてください。

加えて、現在、全体が大きく一元管理されていますけども、その中でやはり必要なのは、ブロックを分ける必要性か、その辺はまだ確定でない、勝手な言い分ですけども、その地域の中でコーディネーターやマネジャーみたいな性質の方を置いて、幾つかの放課後保育クラブを管理して、そこでの急な対応や、例えば相談事や子どもたちの環境に関して即時対応ができたり、著しく動けるような、そういう存在の人間をつくったらどうかと思いますが、これについて市の考え方をお聞かせください。

○大久保たかし議長　学校教育部長。

○小林義行学校教育部長　お答えします。

現在、指定管理者である社会福祉協議会におきましては、放課後保育クラブ担当室を設置し、市内の保育クラブ全体の管理や支援を行っております。小学校の教員経験者や支援員資格保有者を配置することで学校との調整を円滑に実施することや、支援員の病気などによる突発的な欠員が出た際の応援を行うことなど、各保育クラブのサポートを随時行っております。各保育クラブが子どもにとって安全、安心な居場所となるよう、支援体制について指定管理者と協議してまいります。

以上でございます。

○大久保たかし議長　稲葉議員。

○稲葉健二議員　今の答弁ですと、今現在、そこの一元管理――全体の中での、要するに本部があってという形だと思っています。私が提案しているのは、それを分割型にして担当エリアを分けることによって、もう少し細かく見てあげたり、例えば一部、本部は社協の中にあるんでしょうけども、そこの中だけで全体を見るのではなくて、担当者がいて、そこの部分をもう少し細かく見れるような人材を別配置して、その方たちが現状に対して対応できる能力を高める必要があるのではないかというのが質問なので、それに対しての考え方をお聞かせください。

○大久保たかし議長　学校教育部長。

○小林義行学校教育部長　お答えします。

各保育クラブを管理、支援する放課後保育クラブ担当室が、現在、各保育クラブの様々な対応を行っております。現状、今の状況の中である程度の手厚い対応はできていると認識しておりますが、議員からもありましたようなことも踏まえまして今後検討してまいりたいと思います。

以上でございます。

○大久保たかし議長　稲葉議員。

○稲葉健二議員　その場合に委託している人件費などの割合費の中に支援員さんとか補助員さん、そしてコーディネーターとかマネジャーという役目づけの人材を配置して、そういう形の役割と、プラス細かい対応とか、要するに、今、もちろん担当室でできているのはあったとしても、より細かくできるように今後考えていただきたいと思います。それについて、以上で結構です。

続きまして、今後の運営の方向性についてお聞きします。先ほど１問目で、まだ検討中という話がありました。ただし、一般的に言うと、令和９年の３月31日が契約満了で、ここから先の委託先をどうしたらいいかというのであれば、通常ですと、９月定例会では十分に決まった状態で動かなければ、当然ながら、もし例えば大きな変更があったりしたときに、現場はいろんな形で対応がし切れないようなことも考えられる部分があります。

現在、１団体選定をされている保育クラブに対して、令和６年度のアンケートが手元にあります。運営することに対しての満足度に関しては、満足というのが78.8、普通で20.1、合計すると99％ぐらいが満足ということになっています。支援員、補助支援員の児童に対する指導方法、保育等に関してのアンケートは、満足であるのが76.8、普通が21.2、97、98ぐらいですかね。あとはクラブ内外活動での事故、けがの取扱いについては、満足が65.1、普通が34、合計で98％ぐらい。現況で、この指定管理者に対して満足度は高いというふうに判断します。ただし、今現況、次の状態が見えていない部分はもちろん理解していますが、今後、来年の３月31日までにもし間に合わない場合は現況をどういうふうに考えたらいいかお聞かせください。

○大久保たかし議長　学校教育部長。

○小林義行学校教育部長　お答えします。

子どもたちの放課後活動が充実し、安全、安心に過ごせることを最優先に考えており、現時点で令和９年度から新たな指定管理期間となる公募を行うことは困難な状況であることから、延長を含めた様々な検討を行っております。

以上でございます。

○大久保たかし議長　稲葉議員。

○稲葉健二議員　いろいろ検討していただくことは本当にありがたい話ですが、性急に事を進めないで、いきなりぼんということはないというふうに信じておりますので、その旨、ぜひ慎重によろしくお願いいたします。

そうすると、現況は１団体選定である。それは分割でどこか受託するかもしれない。そういうことも含めて、

今後、例えば北部、中部、南部と３分割で委託するか分かりませんし、逆にもっと細かくするかもしれないし、今までどおり１団体選定という考え方ももちろんあります。でも、それはやはりじっくりいろいろなメリットやデメリットも検討しながら新しい形を模索していただきたい。これだけは本当に性急に物を進めることではなくて、今後の考え方。現況の満足度も考えた上でやはり慎重に判断をしてもらいたいと思います。これについては要望します。ぜひよろしくお願いいたします。

続いて、放課後子ども教室の現状及び課題について。これは私はビーイングからよく見ている部分があるので、現況の直営の部分、そして今、委託をしている部分が、今後、引き続きそのように考えていくのか、例えばそれを統合したりとか、その辺の考え方、市が持っている考えがあればお聞かせください。

○大久保たかし議長　学校教育部長。

○小林義行学校教育部長　お答えします。

現状における子ども教室の委託業者の選定に当たっては、同一仕様による一般競争入札方式で実施しております。

以上でございます。

○大久保たかし議長　稲葉議員。

○稲葉健二議員　今、質問でちょっとすり合わないところがある。現状の直営している、もともとビーイングから来ている９校を今請け負っている人たち。その直営に関しての考え方はどうなんでしょうか。

○大久保たかし議長　学校教育部長。

○小林義行学校教育部長　お答えします。

現在、民間委託、それから直営のほう、２つの方式で実施しておりますが、子どもたちの放課後によりよい体験活動、それから学習活動を提供する、そういった総合的な検討を今後も行ってまいりたいというふうに思っております。

以上でございます。

○大久保たかし議長　稲葉議員。

○稲葉健二議員　ビーイングからそこの教室を請け負っている方たちはすごい気持ちもあって、そういう形で引き継いで、そのまま子ども教室を運営しているところが多いと私は感じています。ですから、それを一概的に全部委託でばさっと切るとか、どこかの会社にその人たちを就職させるとか、そういう強引なやり方ではなくて、やっぱりいいものはいい形で残せるような仕組みづくりはぜひお願いしたい。検討の中にぜひそのように加えていただきたい。その中で、例えば新しいやり方でこういう形でやりたいと。現実的に、今、例えば募集の時給単価とかを見ると、市が直営でやっている方たちより外注委託先のほうが高い単価で運営されているところがあります。ですから、お金でやっているのではなくて、逆にそういう人たちは、今までやっぱり子どもたちへの気持ちとかプライドでやっている部分があるので、そういうところをぜひ感じてあげて、新しい仕組みがもし必要であれば、そういうところも考えてほしいと思います。ぜひよろしくお願いします。

それは４番にも含むんですけれども、今後、委託者に望むもの、市として、こういう運営でお願いしたいという部分があれば、市の考え方をお聞かせください。

○大久保たかし議長　学校教育部長。

○小林義行学校教育部長　お答えします。

子どもたちの放課後のよりよい体験活動や学習活動を提供するため、総合に検討を行ってまいります。

以上でございます。

○大久保たかし議長　稲葉議員。

○稲葉健二議員　今後、運営とか方向性とか、業者を考える上で、いろいろなこともあったようですけれども、ただ、どういう形で運営してもらう、どういうことに気をつけなきゃいけない、市はどういう管理をしなきゃいけないも含めて、やはり丁寧に考えないと、ただプレゼンテーションがいいから、ここがいいねというだけではなくて、その運営母体の今までの流れも含めたり、そういうところも丁寧に見ながら、新しい形の放課後子ども教室を運営するのであれば、そういうところも気をつけていただきたい、これも要望します。

続いて、放課後における子どもたちの事業間の連携及び災害時の対応について。今回の豪雨災害のときに、１団体選定のところは、やはり一括で上からきっちりこういう対応してください、そして、支援員はこういう対応をする、一斉に同じ対応の指示が下りました。これは確認したんですけども、やはりそういうケースもそうだし、逆に個別に言うと、その学校で子ども教室と保育クラブがどういうふうに連携しなきゃいけない、例えば災害時に同じような歩み――歩みというか、どういう形の対応がお互いそろわなきゃいけないと思います。それは災害時に急に起こってどうじゃなくて、今回のように、帰りに雨が降って帰れなくなるというようなケースが発生したところもありました。ですから、今後、そういうケースにおいて、マニュアルも含めて、委員会としてどのような形でこれを対応できるように考えるんでしょうか。

○大久保たかし議長　学校教育部長。

○小林義行学校教育部長　お答えします。

令和８年８月13日に起きた千葉豪雨におきまして、保育クラブ及び子ども教室から児童の保護者に連絡し、お迎えに来ていただくなど安全の確保を行いました。一方で、一部の保育クラブ支援員や子ども教室スタッフが帰宅困難になったとの報告を受けております。警報発令時の対応は、学校開校時は学校に合わせた対応としており、夏休みなどの長期休業時は学校運営支援課で判断しております。集中豪雨の発生頻度は増加傾向にあることから、安全の確保について改めて各事業者と調整してまいります。

以上でございます。

○大久保たかし議長　稲葉議員。

○稲葉健二議員　ぜひお願いしたいと思います。

それで、先ほどの最初の１の項目で聞いたように、ＩＣＴを活用して一斉メールが送れるとか、一斉にこういう形で配信できるとか、そういうシステムを早めに構築して、それは子ども教室のほうも含めて、いかに保護者たちに安心、安全とか、今後の対応ができるように送るべきだという形を試行していただきたいというふうにお願いします。これはそれを要望させていただきます。

あとは１問目の答弁で十分に理解しましたけれども、合同で活動するとき、保育クラブの人間は子ども教室に遊びに行くことができますけども、子ども教室の子は保育クラブの部屋には入れないわけですから、そういう形の中で、あとは校庭で合同で活動しているとき、こういうケース、こういう場合はどちらの保険を使うのとか、責任の所在も含めてちゃんとマニュアルとか、日頃より共有をするということはぜひお願いします。この項目は以上で結構です。

続いて、芸術文化についてに移ります。文化施設の活用状況については理解をいたしました。現実的には分かりましたけども、どうしても単体で考えて、先ほどの答弁の中には、回遊していると、そういうものは十分に理解しました。でも、現実的には、ふだんあまり使われていない、利用者が少ない施設も当然あると。そういうところも同じように生かしていくには、そこだけにお客さんを呼ぶというのはなかなか難しいとしたら、やっぱり回遊性を持たせたり、そこで一緒になった形で芸術文化を生かせるような仕組みが要ると思っています。それには、もちろんイベントみたいな形もあるし、あとは単発ではなくて、やっぱり定期的なイベントが絶対要るものだと思います。その定期的なものの中でメニューをいろいろ変えたり、対象となるものを変えたりしてアピール

して、日頃、Ａという施設には行かないけど、これをやったことによってＡにも行くことができた、初めて知ったということが生まれるような形が必要だと思います。これについてはどのように考えますか。

○大久保たかし議長　文化国際部長。

○日暮真司文化国際部長　お答えいたします。

今、議員から話があったように、施設それぞれ個別で考えるのではなく、周遊するということがまず１つなんですけど、やはり定期的にイベントをやることでさらに施設が有効に活用できると思いますので、そういったことも検討してまいりたいと思います。

以上です。

○大久保たかし議長　稲葉議員。

○稲葉健二議員　特に地域が近いとか、木内ギャラリーがあって、芳澤ガーデンギャラリーがあって、郭沫若があったりしたら、そんなに遠くないとか、ある程度歩ける距離があったら、同じときにやったときにその地域の人が３つ全部をラリーで回ったりとか、そういう仕組みづくりというのは考え方で、いろいろやり方次第ではまた新しくそういうところに行く機会が生まれるということもあるので、ぜひ検討してください。

続いて、市が保有する文化財産の活用について。これは小中学校への貸出しではなくて、出前ミュージアムみたいな形。船橋では何か行われているそうなので、やはり小中学校の所管をしている教育委員会においても、新しい、そういういろんな財産。もちろん物は限られたとしても、学芸員の方が来て、そこで説明をしてもらったりして新しいものに触れる機会が生まれることに対して、教育委員会はどのように考えますでしょうか。

○大久保たかし議長　学校教育部長。

○小林義行学校教育部長　お答えします。

児童生徒がそのようなすばらしい芸術作品に触れることは大変意味のあることだと思います。学校側の授業等の時間的な状況等、各学校の状況に合わせながら今後調査をしてまいりたいと思います。

以上でございます。

○大久保たかし議長　稲葉議員。

○稲葉健二議員　ぜひお願いしたいと思います。向こうが出前で来てくれれば、学校が例えば１つのスペースをあげて、そこに子どもたちが入れ替わり鑑賞して、説明、その日１日で終わることによって補完するとか、そういうことがなく、それが進めていただければ、そういう鑑賞機会になかなか行くことができなくても、向こうから来て見ることができるという形で活用ができればありがたいなと思っています。

そのときに、逆に言うと、民間のそこの近所の施設、例えば南口で言うと、京葉ガスのあそこのところに例えば展示をしている。そこに大和田小の子が行ってもらうとか、例えば近隣の幼稚園の子が行くとか、そういうことも１つ考え方なので、いろいろ検討としては、学校だけに来るということだけでもなく、プラスアルファでそういうところを逆に経済観光部が提供してあげたりとか、そういう場所を含めて検討したらいいかなと思っているので、そういう考え方はぜひ今後の検討の中にお願いしたいと思います。保有財産を活用してほしいなというふうに思っています。

それでは、美術館構想に移ります。これはいろんな資料も見させていただいて、近隣の美術館の現状も含めて、美術館単独だと、近隣だと千葉県は千葉市と佐倉しかない感じですかね。美術館単独型がそれです。あと複合型という形が、川口市の市立美術館なんかは「市民が集い交流し、創造力や文化、歴史、産業を育む　全く新しい文化芸術の創造・発信拠点」という形でうたっています。ということは、今のこの時代の中で、単独でそこに収蔵品を展示してお客さんを迎え入れる、これだけでいくという形は、先ほどの答弁も含めて、それは考えてないように思っています。そうすると、美術館構想というのが、どうしても人のイメージは、美術館を単独でつ

くって展示室をつくるというイメージに取られてしまいます。こういうところの整理とか、市が考えているのは、そういう部分だけではないんだということをアピールする必要性があると思います。それについてはどのように考えますか。

○大久保たかし議長　文化国際部長。

○日暮真司文化国際部長　お答えいたします。

美術館構想という、美術館という名称が出ているということで、今、議員からは、展示をするスペースという印象が強いというような話もありましたけど、美術館については、それ以外の機能や役割がございますので、構想を策定していく中で、美術館にはこういう役割や機能があるということを周知していきたいと思っております。

以上でございます。

○大久保たかし議長　稲葉議員。

○稲葉健二議員　例えば美術館という名称は別として、そういう部分があって、そこにこういう１つのステーションがある。そこがハブになって、いろんな形の芸術文化とか市民の方の交流が生まれたり、そういう芸術文化活動が盛んになっている。それであれば、決して否定するとか、肯定するとか、そういう議論ではなくて、必要であるからという形になると思うんですけど、ただ単独でどこかに美術館つくっちゃいました、そこに収蔵するというだけであったときに、なかなかそこが、ハブとしての機能とか総合的な考え方が進まないように感じています。今後、そこら辺も含めて検討を進めてほしいと思いますし、１つの形にこだわる方向性は進めないようにお願いしたいと思っています。

続いて駅前ミュージアムの活用なんですけども、あそこは答弁でもあったように、美術品を飾る場所としては適さない部分があったり、でも、駅前という最大の立地を持っている部分において、あと天井高はすごく高いけども、面積は狭いという、持ちつ持たれつのようなものがあるんですけども、今後、活用次第では、例えばあそこを、リアルもそうだし、リアルとデジタルを融合させたような新しい形の市民へのアピールの場所とか、あとは言っているように、あの場所でいろんな団体にお願いしていろんな形をあそこでやっていただくとか、そういう考え方をより進めるべきだと思いますが、市の考え方をお聞かせください。

○大久保たかし議長　文化国際部長。

○日暮真司文化国際部長　お答えいたします。

駅前ミュージアムにつきましては、先ほども御答弁いたしましたが、現時点では試行的段階ですので、市が企画を検討する中で文化芸術団体などから御意見をいただいたり、運営に御協力をいただいておりますが、これからも施設が有効に活用できるように検討をしていきます。

また、デジタルとリアルというような話がございます。当然、文化芸術において、実物の作品に触れること、見てもらうもの、そういったことが、やっぱり作品が持つ特有の質感であったり、実際のサイズ、そういうものを体験できるような大切なものであるというふうに思っております。一方で、デジタルは物理的にその作品を鑑賞に行けない方であったり、また鑑賞の機会、関心を持つきっかけにはなりますので、そういった形を駅前ミュージアムを使うか、どこを使うかということも検討していかなければいけませんが、いろいろ検討してまいりたいと思います。

以上です。

○大久保たかし議長　稲葉議員。

○稲葉健二議員　分かりました。ぜひそのようにお願いします。

そして、５番の市川市芸術祭・文化祭についてに移ります。今、文化芸術をやっている団体がやはり高齢化し

たり、団体が小さくなったりして、なかなか苦労しているところは多くなっています。そういう人たちも頑張って、でも、単独では難しい。それをやっぱり融合させたり、一緒にやろうよという形をつくる。その輪を広げるのがやっぱり基礎となる大きな団体であって、それには一個人の団体であるのではなくて、同じジャンルであれば一緒にやろうよと。例えば文化部があったり、これは創作部とか、舞台公演部とか、ジャンルによって分けて、その傘下に団体をまとめて、小さな団体もそこの中の輪に広げるような形で取り組んでいけば、今後、芸術祭・文化祭が、小さなものが大きく広がっていくように思いますが、その考え方はどうでしょうか。

○大久保たかし議長　文化国際部長。

○日暮真司文化国際部長　お答えいたします。

同じジャンルの方々が合同で行事を行っていくということ、有効であるというふうに考えておりますので、団体の御意見も伺いながら、また検討していきたいと思っております。

以上です。

○大久保たかし議長　稲葉議員。

○稲葉健二議員　ぜひお願いします。数年前にカルチャー＆アーツという、いろんな形で大勢のジャンルの方が文化会館に一堂に集まって展示及び舞台公演をしました。加えて、今度、芸文協が50周年のときに、同じように幅広く市民の団体を入れてやりました。だから、１つの団体だけで抱えることではなくて、一緒にやろうという仕組みづくりがやっぱり要ると思うんですね。それには、単体で入るにはちょっと難しいけど、でも、一緒にやるにはこういう仕組みだったら入れそうとか、こういう仕組みで一緒にやろうとか、そういうふうな形でしていかないと、単独で芸術祭・文化祭を、例えば小ホール、大ホールを借りてやっている方たちが、要するにそこに見合うだけの集客とか効果が見られないのも現実的だと思っています。それには、やはりそういう方たちを取りまとめていく団体、そして、それを運営するのを市とタイアップしてやるべきだと思います。その辺が、例えば芸文協であったり、そういうジャンルの団体と交渉しながらそれを進めていって、そこが市と一緒に目線をそろえて進めるのがいいことかなと思っています。それを市が応援できる仕組みだと思っていますが、これについて市の考え方をお聞かせください。

○大久保たかし議長　文化国際部長。

○日暮真司文化国際部長　お答えいたします。

議員からお話があったＩｃｈｉｋａｗａカルチャー＆アーツフェア、そういったもの、当時、様々なジャンルの公演や美術作品の展示を行いまして、多くの市民に御参加いただきました。また、活動ジャンルの異なる団体間の交流も図られたと思っております。このような行事を中核行事として企画することで、現在、芸術祭・文化祭に参加いただいている団体の総合的な発表の場に加え、新たな団体が参加することで行事全体の活性化を図ることが期待できると考えておりますので、市川市芸術文化団体協議会や市川市文化振興財団、そういったいろいろな団体と協議しながら実施に向けて検討していきたいと思っております。

以上です。

○大久保たかし議長　稲葉議員。

○稲葉健二議員　ぜひそのようにお願いします。やはり単体では難しかったり、そこだけでは難しいというのも、集まることによってお互いが助け合える状態にもなったり、そこに対して市がサポートしたり、将来的には減免も含めて、いろんな形で文化芸術のほうのイベントごとの減免はあったとしても、なかなか組織的な減免体制がない中では、そういうところも今後検討していってほしいなと思っています。この部分は結構です。

最後、芸術文化振興の基本的な考え方です。これはやはり市民が同じ目線でやらないと、一部だけスキルの高い方たちがレベルが届かない人たちを離してしまうのではなく、一緒にやれる仕組みをつくるべきだと思ってい

ます。ですから、例えば大きな芸術の中でやっている方と、個人で楽しんでいる方たちも同じような形で文化振興に協力したり、一緒にやれるような仕組みづくりというのはやはり必要だと思います。その受皿になったり、いろんな形で、基本的なベースにはやっぱり公が入らないと、民だけでは、そこはなかなか整わないと思います。それについて、市はどのように応援していったらいいでしょうか。

○大久保たかし議長　文化国際部長。

○日暮真司文化国際部長　お答えいたします。

誰もが分け隔てなく文化芸術を楽しみ、振興していくためには、庁内の部署だけではなくて、多様な主体の連携を通して、また市民と行政が一体となって芸術文化を創造、育成する施策を進めていくことが大事だと思いますので、そういった形で進めてまいりたいと思います。

以上です。

○大久保たかし議長　稲葉議員。

○稲葉健二議員　ありがとうございます。ぜひそのように進めていただきたいと思います。個人であっても50万分の１であって、それが例えば10人であっても、そういう形でみんなが、全体がもともとあるものを、お互いが提供し合ったり、力を合わせていけば広がり方が変わることと、やはりそこのパイプ役になるのは市であって、それを応援していただかないと、民だけの団体でそれを協議しても、そのスキルアップはなかなか難しいので、今後もそういうところに気を使っていただいて、文化芸術の振興発展にぜひ市の協力をお願いしたいと思います。

以上をもって私の代表質問を終了いたします。ありがとうございました。

○大久保たかし議長　日本共産党、清水みな子議員。

〔清水みな子議員登壇〕

○清水みな子議員　日本共産党の清水みな子です。通告に従いまして代表質問を行います。

今、日本列島だけではなくて、世界各地で気候変動による災害が相次いでいます。千葉県は大きな災害がないと思っていましたけれども、８月13日から14日にかけて線状降水帯が３度、千葉県を襲い、死者13人、各地で冠水、浸水被害、また家屋の倒壊、帰宅困難者も出ましたし、避難所も開設されました。市川市も同様に１名の方が亡くなり、床上・床下浸水、内水氾濫、被災車両などもありました。お悔やみ、お見舞いを申し上げます。

千葉県の後で石川県、富山県、福井県と北陸地方大雨災害がありました。今、東北、そして九州でと、本当に広範囲に大雨災害となっています。また、中国とネパールの国境では土石流が発生し、死者は1,000人以上、行方不明者も4,000人以上となっています。本当に戦争している場合ではありません。武器を購入している場合でもありません。軍事費が10兆円を超えるなど、本当にもってのほかです。その前にやることがたくさんあると首相に言いたいです。全世界的規模で気候危機打開に向かわないと本当に大変なことになります。今回の千葉豪雨被害は都市型災害としてきちんと教訓化しなければいけない、このように思います。

質問に入ります。大項目１番目、令和８年８月千葉豪雨及び今後の豪雨対策について、６項目について質問いたします。

⑴床上・床下浸水の消毒についてです。今回の千葉豪雨は、本市においても甚大な被害をもたらしました。多くの住宅が床上・床下浸水の被害を受けましたが、市が行っている床上、床下の消毒対応はどうなっているのか伺います。

次に、⑵事務所、店舗の浸水に対する補償についてです。一般の住宅と同じように、事務所、店舗も浸水被害に遭っています。道路際に建っている事務所、店舗は多くありますので、自動車が通るたびに冠水した水が流れ込んでくるだろうと想像します。このまま営業を続けることができるだろうかという不安もあるのではないで

しょうか。

そこで、まず、本市の被害状況と支援策について伺います。

(3)市営住宅、県営住宅の提供についてです。千葉豪雨で浸水被害に遭われた住宅もあり、被災された方から、リフォームには数か月間の期間を要するため、一時的に住める住宅、例えば市営住宅のような無料で借りられる住宅はないですか、このような相談の声が届いています。そこで、熊本地震の被災者用に提供する３戸の市営住宅、これを今回の被災者に提供できないでしょうか。また、本市にある県営住宅が１戸、県から提供されたようですが、もう少し増やすように県に要望できないかどうか伺います。

次に、(4)災害ごみの回収についてです。床上浸水したお宅では、家財道具はほとんど災害ごみとして処分しなければならない状況になっています。曽谷の浸水被害の家の前には、災害ごみが山のように積んでありました。それらの収集体制や実績について伺います。

次に、(5)放置車両、つまり被災車両についてです。今回の豪雨では、道路冠水で県内の多くの車両が水没して放置されてしまった、そういう映像が流れました。本市での状況とその対処について伺います。

次に、(6)自動雨水排水ポンプの稼働についてです。本市が設置している排水ポンプは、大雨のときに雨水排水する大事な役割があると思います。本市には何台設置されているのか伺います。

大項目２番目です。熊本地震に係る被災地支援と課題について伺います。

７月28日夕方に発生した熊本地震では、すぐに市川市から災害協定を結んでいる宇土市へトイレカー２台と物資を積んだワゴン車１台が出発しています。トイレカーを導入しておいて本当に役に立ったなというふうに思います。トイレカーは軽自動車で、リクライニングでもなく、２日近くかかって本当にお疲れだったと思います。危機管理室の職員の皆さん、また現地に派遣された皆さん、本当にお疲れさまでした。その後も延べ15名の職員が宇土市に行き、主に避難所の運営支援に当たったということです。今回の派遣を通じて見えてきた課題と教訓について伺います。

次に、大項目３、公園のトイレ整備についてです。

(1)洋式化について。これまで私は住民の皆さんと署名を集め、トイレの洋式化を要望してきました。要望した３か所は全て洋式化となり、大変喜ばれています。その際に八十数か所の公園のトイレの洋式化は年間２つか３つだと聞いていました。今回、令和９年度末までに公共施設のトイレを全て洋式化するという補正予算が組まれました。なぜ一度に多くのトイレを洋式化することにしたのか。また、１か所の平均改修費用、改修に対するスケジュール等について伺います。

(2)として、菅野駅北口公園のトイレ設置についてです。これまでも何度も菅野駅北口公園のトイレ設置については議会で取り上げてきました。また、外環の特別委員会でも要望してきました。今回の日本共産党が行っています市民アンケートにも市民の要望が大変多く、なぜ設置できないのかという声があります。

そこで、この場所は国が管理する外環道路の上部利用であり、市がトイレを設置する場合に国の許可等が必要なのかどうか伺います。また、どういう条件がそろえばトイレを設置することができるのか。これについても伺います。

次の項目は、和洋学園国分校舎を活用した特別支援学校の増設についてです。

(1)取得の経緯について。７月31日に学校法人和洋学園と市川市が国分校舎の活用に関する合意書を締結いたしました。和洋学園国分校舎を活用して特別支援学校を増設するに至った背景及び経緯について伺います。

次に、(2)今後の見通し、スケジュールについてです。国分校舎は女子中学校でしたので、女子トイレが多いだろうなというふうに思います。国分校舎の供用開始の時期、また、供用開始までにどのような作業を行い、どの程度のスケジュールを予定しているのか。これについて伺います。

次に、市立学校における修学旅行費用などの保護者負担についてです。

学校給食費の無償化は大変ありがたいと保護者の皆さんも喜んでいます。しかし、いまだに残る保護者負担には指定用品代、教材費、行事費と、隠れ教育費と呼ばれていますが、負担になっています。保護者負担の現状と就学援助制度について伺います。

最後の項目です。政策決定プロセスにおける住民意見の反映について伺います。

市長がタウンミーティングや現場主義を通じて市民の声を直接聞く姿勢は分かります。しかし、それらがそのまま市の施策に直結するのは適切とは言えないのではないでしょうか。施策の策定に際しては、その事業が本当に多くの市民が必要なものか。議会での十分な議論や予算措置が不可欠であると思いますが、現状では、それらを経ずに次々と決定されている印象があります。６月定例会でも同僚のやなぎ議員が質問をいたしました。

そこで、政策決定プロセスにおいて住民意見をどのように捉えているのかについて伺います。

以上、１回目の質問といたします。答弁によりまして再質問をさせていただきます。

○大久保たかし議長　環境部長。

○湯本明男環境部長　私からは大項目、令和８年８月千葉豪雨及び今後の豪雨対策についての(1)床上・床下浸水の消毒についてと(4)災害ごみの回収についてお答えいたします。

初めに、(1)床上・床下浸水の消毒についてですが、令和８年８月の千葉豪雨における被害としましては、床上浸水は92件、床下浸水は106件となっております。被害を受けた市民の皆様から浸水した家屋等の消毒の依頼が寄せられておりますが、今回の豪雨で床下のみの消毒を行っており、床上の消毒は行っておりません。床下消毒の内容としましては、点検口から床下への散布や庭、外壁などを中心に、被災者の要望を確認しながら実施しております。

次に、(4)災害ごみの回収についてです。今回の豪雨に係る家庭の災害ごみにつきましては、クリーンセンターへの持込みの受入れ、また、持込みが困難な方には順次回収を行うことを市公式ウェブサイト、ＳＮＳで御案内したところでございます。災害ごみの処理手数料につきましては、住家に豪雨の被害があったことを証明する罹災証明書が提出された場合には減免としておりますが、今回は被害が多く、罹災証明書の発行に時間を要している状況や、市民の皆様の衛生面を最優先に災害ごみを処理することとし、後日、罹災証明書を御提出いただくことをお願いしております。災害ごみの収集件数は、市の直接収集が96件。市民の皆様が直接クリーンセンターへ５件持ち込んだ結果、収集したごみと持ち込まれたごみを合わせて約20ｔのごみがクリーンセンターへ搬入されております。

なお、今回の豪雨による災害ごみは収集の依頼数が多いことや緊急性が高いことを考慮し、災害協定を締結している市内団体へ協力依頼し、収集を行ったところでございます。

以上でございます。

○大久保たかし議長　経済観光部長。

○高橋一三経済観光部長　私からは大項目１つ目、令和８年８月千葉豪雨及び今後の豪雨対策についての(2)事務所、店舗の浸水に対する補償についてお答えいたします。

令和８年８月千葉豪雨による市内の事務所、店舗の被害状況を把握するために、道路冠水が発生した地域等に職員が出向き聞き取りを行うなど、実態の把握を行いました。さらに千葉県からの要請の下、市川商工会議所が実施した市内の商店会、工業団体等の被害状況調査の結果について情報を提供していただきました。これらの情報を基に現在把握している市内の事務所、店舗の被害状況は34か所となっており、店内が浸水し、カーペットや商品の一部に被害が発生したものや、事業用車両の浸水による損害などの被害を確認しております。これら事務所、店舗を対象とした支援につきましては、国や県による融資等の金融支援措置や市川商工会議所による特別相

談窓口の設置などが行われており、これらの情報は「市川市災害ポータルサイト」に掲載をしております。

また、本市の取組として、５万円の災害見舞金の支給や、被害の復旧や事業継続に必要な中小企業融資が実質無利子で受けられる利子補給金の支給など、田中市長の指示により、追加の補正予算案として提出させていただいたところでございます。

以上でございます。

○大久保たかし議長　福祉部長。

○寺島　崇福祉部長　私からは大項目、令和８年８月千葉豪雨及び今後の豪雨対策についての(3)市営住宅、県営住宅の提供についてお答えいたします。

市営住宅は、住宅に困窮する低額所得者に対して低廉な家賃で住宅を提供することを目的としておりますが、地方自治法の規定に基づく目的外使用許可により、災害により住宅に困窮された方に対しても一時的に提供することが可能となっております。そのため令和８年熊本地震においては、国からの要請に基づき一時避難所として３戸を提供することとし、本年８月10日から受付を開始しておりますが、入居に関する相談は寄せられておりません。一方で、千葉豪雨において被災された方からは、市営住宅への一時的な入居についての相談が寄せられており、当該住戸の利用も含めて相談に応じております。

千葉県への要望につきましては、本市においても入居に向けた調整を進めていることから、現時点においては予定しておりませんが、今後も多くの相談が寄せられるなど、対応できない状況が見込まれる際には千葉県への要望も含め検証してまいります。

以上でございます。

○大久保たかし議長　道路交通部長。

○磯部高志道路交通部長　私からは大項目、令和８年８月千葉豪雨及び今後の豪雨対策についての(5)放置車両についてにお答えします。

本年８月の千葉豪雨に伴う道路冠水により走行不能となり、市が管理する道路上に取り残された車両につきましては、職員のパトロールや市民からの通報により確認された被災車両は27台でありました。市では、これらの車両により通行の支障となる路線では接触事故等を防ぐため、市内３か所において通行規制を実施いたしました。また、通行の支障とならない路肩部分等に止められていた車両につきましては、注意喚起のため車両の前後に三角コーンを設置し、安全確保の措置を講じるとともに、所有者に対しましては、車両の移動及び本市への連絡をお願いする連絡票を車両のフロント部に掲示し、通行の安全確保に努めたところであります。その後、通行規制につきましては、車両のレッカー移動が速やかに行われ、８月15日には規制を解除いたしました。また、その他の被災車両につきましては、市としましての全ての移動が８月24日に完了いたしました。

以上でございます。

○大久保たかし議長　下水道部長。

○仙波俊郎下水道部長　私からは大項目、令和８年８月千葉豪雨及び今後の豪雨対策についてのうち、(6)自動雨水排水ポンプの稼働についてお答えします。

本市では、雨水が自然に流れにくい場所や河川の水位が高いときにおいて、ポンプで強制的に雨水を排水する排水機場及びポンプ場を設置しているほか、その排水能力を補うための仮設ポンプを設置しております。本市が設置した排水機場及びポンプ場は22か所あり、ポンプを65台設置しております。また、仮設ポンプにつきましては82か所あり、ポンプは130台設置しております。

以上でございます。

○大久保たかし議長　危機管理監。

○今井　隆危機管理監　私からは大項目、熊本地震に係る被災地支援と課題についてにお答えします。

今回の宇土市への派遣におきましては、本市は主に避難所の運営支援に当たり、避難者の受付や食糧、物資の配布のほか、トイレカーの運用を行いました。活動の中では、避難者の受付管理や避難所環境の面で苦慮した点もあったことから、これらは本市の災害対応においても同様の課題になると考えております。まず、避難者の受付管理では、避難所の名簿において在宅避難者や車中泊者などが混在するとともに、日中は外出する避難者が多かったこともあり、避難者の把握が困難でした。また、避難所環境の面では、居住スペースが土足の床にマットを敷いた床敷きの就寝であり、衛生面で課題があったほか、一般の避難所にはプライベートテントや段ボールベッドが届くまでに10日近くを要したことなど、物資の供給にも課題がありました。さらに季節的な問題として、40度近い酷暑の中、避難所内では空調が効いていたものの、屋外での片づけ等の作業には厳しい環境であり、猛暑対策も課題と言えます。これら熊本派遣で得た教訓を改めて検証し、今後の災害対応に生かしてまいります。

以上でございます。

○大久保たかし議長　街づくり部長。

○小林英樹街づくり部長　私からは大項目、公園のトイレ整備についてお答えします。

初めに、(1)洋式化についてです。トイレの洋式化に関しましては、市民の皆様からの御要望も多かったことから、このたび市長のリーダーシップの下、公共施設全般のトイレの洋式化を強く推し進め、利用者の利便性や公共施設のバリアフリー水準を向上させることとしたものです。公園のトイレ改修につきましては、便器の交換だけではなく、壁や屋根の塗装、床の張り替え、照明のＬＥＤ化、換気扇の設置などの改修も併せて行ってまいります。小規模な公園トイレの改修費は１棟当たり約400万円を想定しており、さわやかハウス等の大規模なトイレや標準的な改修以外に補修等が必要なトイレにつきましては、これよりも高額となります。改修スケジュールにつきましては、今年度内に入札等の手続を行い、来年度中に全ての改修を完成させる予定です。

次に、(2)菅野駅北口公園のトイレ設置についてです。菅野駅北口公園は外環道路の上部にあり、国道の道路占用許可を得て市が整備したものです。トイレ等の新たな施設を整備する場合は、改めて占用許可が必要となります。また、公園における新たなトイレの設置に関しましては、一般的に公園利用者から設置の要望がある一方で、近隣にお住まいの方の中には治安や環境の悪化、住宅の資産価値がマイナスになるなどの不安から設置に反対される方が多く、近年は住宅に近い公園に設置できていない状況であります。このため、当該公園へのトイレ設置につきましても、地元からの御要望や近隣にお住まいの方々の御理解が必要になるものと考えております。

以上でございます。

○大久保たかし議長　教育振興部長。

○根本泰雄教育振興部長　私からは大項目、和洋学園国分校舎を活用した特別支援学校の増設についてお答えをいたします。

まず、(1)取得の経緯についてです。須和田の丘支援学校は児童生徒数が年々増加傾向にあり、10年前の平成28年度には155人でありましたが、令和８年度には247人と約1.6倍に増え、今後も増加し続けることが予想されていることから、これに伴う教室不足が喫緊の課題となっております。この課題に対応するとともに、教育環境の改善を図るため和洋学園国分校舎を取得し、必要な整備を行った上で新たな特別支援学校として活用することとしたものでございます。

次に、(2)今後の見通し、スケジュールについてであります。和洋学園国分校舎の活用に当たりましては、本定例会において御審議いただいております補正予算の中でお示ししている購入価格の決定に必要な測量や不動産鑑定評価及び校舎の改修設計を実施してまいります。その後、和洋学園と売買契約を締結し、教室の間仕切りやトイレの改修など必要な工事を行い、令和11年４月の供用開始を予定しております。

以上でございます。

○大久保たかし議長　学校教育部長。

○小林義行学校教育部長　私からは大項目５つ目、市立学校における修学旅行費用などの保護者負担についてお答えします。

修学旅行費につきましては、経済的理由により就学困難と認められる方に対して就学援助制度を利用いただき、実費での支給を行っているところであります。本市の就学援助制度は、市川市就学援助実施規則に基づき、経済的理由により就学困難と認められる児童生徒または就学予定者の保護者に対し、就学に必要な援助を行っているものです。経済的理由である収入要件については、例えば４人世帯であれば給与収入で約530万円であり、近隣市と比較しても高い上限を設定しており、就学援助を必要とする児童生徒またはその保護者を広く援助できるようにしています。

以上でございます。

○大久保たかし議長　企画部長。

○西村　直企画部長　私からは大項目、政策決定プロセスにおける住民意見の反映についてお答えいたします。

各事業の検討に当たりましては、市長が掲げられております市民目線、現場主義の考え方に基づき、テーマ別のタウンミーティングをはじめ自治会や各種団体との意見交換、地域行事などを通じ、多様なお声を広く収集しております。さらに、それぞれの事業参加者や施設利用者を対象としたアンケート調査や、市民の意見箱による直接的な御提言に加え、いわゆる声なき声も的確に把握するため、ＬＩＮＥアプリを活用したいちモニアンケートやパブリックコメントを実施するなど、多様なチャンネルを活用して、市民の皆様の御意見を市政へ反映させるべく努めております。

一方で事業の具体化に際しましては、こうした市民の皆様のお声のみならず、社会経済情勢の推移や国、県の制度改正、他自治体の先進事例、市議会からの貴重な御提案、御意見を踏まえ、総合的かつ多角的な検討を重ねております。その上で必要な予算案として市議会に提案させていただき、十分な御審議、そして議決をいただいた上で事業を推進しております。今後も多様なチャンネルを通じて市民の皆様の思いを真摯に受け止めるとともに、議会における慎重な御審議を経ながら、適切な政策決定プロセスにのっとった市政運営に努めてまいります。

以上でございます。

○大久保たかし議長　清水議員。

○清水みな子議員　それぞれ御答弁ありがとうございました。再質問をさせていただきます。

まず、(1)の床上・床下浸水の問題です。私は15日の朝、曽谷の２丁目、４丁目で床下浸水、床上浸水したお宅を訪ねて、それぞれ要望をお聞きいたしました。床上浸水のお宅では、消毒は床下しかしないで床上はやらないというふうに、そういう決まりになっているからと、市から消毒に来た方が帰ってしまったということでした。希望する人にはぜひやってもらいたいんだということでした。私たち、自分たちでなかなか消毒するのは難しいし、床上もやってもらいたいという要望がありました。本市が床下しか消毒しないという理由について、また、今後も床上の消毒は実施しないのかどうか。これについて伺います。

○大久保たかし議長　環境部長。

○湯本明男環境部長　お答えいたします。

浸水家屋の床上消毒は部屋の中に消毒薬剤を噴霧するため、家具や家電、じゅうたん、畳などに消毒薬剤がかかると損傷するリスク要因が想定されるため、実施しておりませんでした。しかし、今回の豪雨で職員が実際に現場に出向き、消毒を行った際に家屋の床上浸水した多くの市民の皆様から、床上消毒で困っているとの声をい

ただいております。また、近隣２市で床上消毒を実施していることを調査、確認することができたことから、かねてより課題である床上消毒実施については、他市の状況や専門業者などからのノウハウを参考にすることで本市でも実施が可能と判断し、田中市長に現状を相談し御了承いただいたこともあり、既に今後は床上消毒についても対象としております。

以上でございます。

○大久保たかし議長　清水議員。

○清水みな子議員　次回からといっても、次回ないほうがいいんですけれども、本当にこういう大きな災害があり、床上浸水した場合には今後もやっていただけるということです。これらの方々への経済的負担、消毒液を買ったりとか、家族総出で物を外に出したり、大変な思いをしてやっておりましたけれども、何か対策みたいなものは考えていないんでしょうか、伺います。

○大久保たかし議長　福祉部長。

○寺島　崇福祉部長　お答えします。

このたびの千葉豪雨において、多くの方々が床上浸水等の被害に遭ったことを受け、家屋の消毒を含む被害への対応の負担を考慮し、見舞金の上乗せ支給を予定しております。

以上でございます。

○大久保たかし議長　清水議員。

○清水みな子議員　今回、お見舞金という形で、追加の補正予算で２万円支給するという案が出されました。少しでも助かると思います。あるお宅では、床下浸水で給湯器が壊れて見積りをしたら二十数万かかると言われて、罹災証明書があるから少しまけてくれと相談をして17万円にまけてくれたというふうに言っておりましたが、仕方なくお支払いするということです。本当に浸水被害は予想以上にお金がかかるというふうに思います。また、もう住めないと引っ越しを考えている方もおりますし、まだ家を買って３年目という方もおりました。その方は車が水没して、その車の移動待ち。1,000台、移動待ちをしているということも言われたそうです。ですから、道路でなくても水没する車はあるということです。本当に知れば知るほど、水害の恐ろしさというのも感じました。

民間の気象会社は1,000年に１度、１万年に１度級の災害だというふうに言っております。レベル５の災害が次々と発出されると、私たちは本当にどうすればいいのか分からなくなります。レベルに応じた、しっかりと分かりやすい対応、行動を示していただきたいというふうに思いますので、よろしくお願いいたします。

次に、事務所、店舗の浸水に関する補償についてです。先ほど答弁として、支援策として５万円の災害見舞金を支給するという、これも補正予算で提案がありました。どのような被害を受けた事業者、店舗を対象とするのか。これについて伺います。

○大久保たかし議長　経済観光部長。

○高橋一三経済観光部長　お答えします。

今回の災害見舞金は事務所、店舗の床上浸水、事業用車両、設備、商品等の浸水被害を対象としております。被害の事実と内容を確認するため、罹災証明書または被災家屋等証明書を申請の際に提出いただきます。

以上でございます。

○大久保たかし議長　清水議員。

○清水みな子議員　分かりました。

それでは、災害見舞金の支給方法、そしてスケジュールについて伺います。

○大久保たかし議長　経済観光部長。

○高橋一三経済観光部長　お答えします。

災害見舞金の支給に当たっては、銀行口座へ振り込むこととしております。また、９月下旬からの受付開始を予定しております。

以上でございます。

○大久保たかし議長　清水議員。

○清水みな子議員　今、カーシェアリング会社がそれぞれの地域で、今度、柏市でも車の貸出しを行うということが報道されていました。事務所、店舗では車は本当に必需品だと思いますけれども、車の貸出しなどもぜひ考えていただきたいと思います。そして、見舞金の支給は一日も早くお願いしたいと思います。

次に、(3)の市営住宅、県営住宅の提供について伺います。千葉豪雨の被災者に対しては、熊本地震の被災者に提供する市営住宅の利用も含めて対応していることが分かりました。

そこで、千葉豪雨で被災された方が市営住宅を一時避難所として使用する場合、どのぐらいの期間使用できるのか。これについて伺います。

○大久保たかし議長　福祉部長。

○寺島　崇福祉部長　お答えします。

一時避難所としての市営住宅の使用期間につきましては、熊本地震と同様、原則６か月、最長１年としております。

以上でございます。

○大久保たかし議長　清水議員。

○清水みな子議員　敷金もなく、賃料も無料ということです。利用希望者、これをしっかりと把握していただいて、希望された方は全員が入れるようにぜひ対応していただきたいと思います。

市営住宅３戸ですけれども、それ以上になった場合に、先ほど言いました県営住宅などもぜひ要望して、全てが入れるようにお願いをしたいというふうに思います。

次に、(4)の災害ごみの回収についてです。再質問いたします。今後の課題ですが、車がなければクリーンセンターへの持ち込みはできませんし、車が水没したら使えません。ほとんどのお宅でクリーンセンターへの持込みが困難と思われます。今回も90件近く対応していただいて、収集車が行ってごみを持ってきたということですけれども、規模が大きくなると本当に収集車が足りなくなってしまうのではないかというふうに思いますけれども、今後の課題について伺います。

○大久保たかし議長　環境部長。

○湯本明男環境部長　お答えいたします。

今回の災害ごみ収集の御要望につきましては、市職員の収集車、延べ32台と委託事業者の収集車、延べ14台の体制で対応いたしました。こうしたことからも、災害ごみの処理に関しては、より大規模な災害の発生に備えて適切な体制を整えることを検討していく必要があると認識しております。

以上でございます。

○大久保たかし議長　清水議員。

○清水みな子議員　ぜひ考えていただきたいと思います。よくテレビで見かけるのが、災害ごみの集積所があふれている状況です。もし人口の多いこの市川市で災害級の大雨の被害などあったら、本当にどうなってしまうのか心配になります。これらの対策についてもしっかりと整えていただきたいというふうに思います。要望します。

次に、(5)については再質問はありません。まとめます。この間、何回かの台風や大雨によって、内水氾濫で

水かさが増す道路というのを市は把握していると思います。それで、水かさが増す道路にあらかじめ突っ込まないように事前にお知らせできる、そういうシステムや注意喚起ができるものがあれば助かるんじゃないかというふうに思いますので、ぜひ検討していただきたいと思います。よろしくお願いします。

次に、(6)です。ポンプの件ですけれども、先ほど200台近いポンプがあるということでした。私の近所の須和田郵便局の付近、いつも冠水をするんですけれども、13、14日のとき、ポンプが動いてなかったのではないかと、そういう話が地元の方からありました。ポンプの稼働状況について伺います。また、どのように稼働状況を確認しているのか。これについても伺います。

○大久保たかし議長　下水道部長。

○仙波俊郎下水道部長　お答えします。

須和田郵便局を含む周辺地域の雨水は、須和田１丁目にある須和田排水機場から真間川に排水しております。須和田排水機場には２台のポンプが設置されており、８月13日の豪雨の際には２台のポンプとも稼働しておりました。また、稼働状況につきましては遠隔監視システムで確認するとともに、職員がパトロールを行い、浸水常襲箇所の状況や河川の水位、ポンプ設備について直接確認をしております。

以上でございます。

○大久保たかし議長　清水議員。

○清水みな子議員　須和田の排水機場は２台稼働していたということですが、50㎜対応を超えるほどの雨が降ったということでしょうか。常にその排水ポンプというのは稼働しているのでしょうか。今回の豪雨を受けて、雨水排水ポンプの今後の対応について伺います。

○大久保たかし議長　下水道部長。

○仙波俊郎下水道部長　お答えします。

今回の豪雨を受け、市内全域の雨水排水ポンプの緊急点検を実施しており、不具合については、本日、追加議案を提出させていただいておりますが、早急に対応してまいります。

以上でございます。

○大久保たかし議長　清水議員。

○清水みな子議員　いつ大雨が降るか、予測不可能な状態になっています。点検によって修繕が必要な排水機場ポンプが３台、そして仮設ポンプが26台、早急に修繕をするという補正予算が追加で提案されました。一日も早く修繕をしていただいて、大雨に対する備えをしていただきたいと思います。よろしくお願いします。

次に、大項目２番目の熊本地震に関する問題です。再質問いたします。避難所の受付管理、環境面、衛生面、教訓を検証していただきたいというふうに思います。

また、避難所の食事の提供、これについては課題はなかったのかどうか伺います。

○大久保たかし議長　危機管理監。

○今井　隆危機管理監　お答えします。

支援に入った避難所では、食事は１日３食提供されていたものの、食中毒のリスクなども踏まえ、当初はほぼ菓子パンのみの提供となっていました。一方で、民間団体による炊き出しやキッチンカーなどの支援があり、避難者からは好評でしたが、事前の調整がつかず、曜日によって数にばらつきもあるため、食事の献立としての見通しを立てることが難しい状況でした。本市としましても、避難者の心身の健康を保つため、避難所における栄養面に配慮した食事の提供やメニューの多様化に向けた体制づくりに取り組んでまいります。

以上でございます。

○大久保たかし議長　清水議員。

○清水みな子議員　テレビでも山崎パンがたくさん現地に入っているような、そういう映像がありました。毎食パンだけだとやっぱり飽きてしまうし、なかなか食べられないという人も出てくるんじゃないかなというふうに思います。

この間、市議団の市民アンケートで、今回、発災後３日間分の水や食糧品の備蓄をしてありますかという、そういう質問項目を設けました。その際、全く備蓄をしてないという方が３割ありました。中には、足腰が悪くて避難所まで行けない。足が悪いので、行ったら迷惑をかけるのではないか、そういう方もいらっしゃいました。在宅避難に備えた家庭での防災備蓄の実施率向上が急務だと思いますが、その周知啓発について、市はどのように取り組んでいるのか伺います。

○大久保たかし議長　危機管理監。

○今井　隆危機管理監　お答えします。

家庭の防災備蓄に関する周知啓発としましては、「広報いちかわ」や市公式ウェブサイトでの啓発に加え、自治会等を対象にした防災講話を実施し、地域に出向いて市民の方に直接最低３日分、できれば７日分の備蓄の必要性をお伝えしております。また、毎年、自治会連合協議会と市の共催で実施している防災講演会につきまして、今年度は先月28日に、本市と家庭での防災備蓄の啓発に関する協定を締結している株式会社日清食品も含めた３者の共催で開催いたしました。当日はお天気キャスターで防災士でもある木原実さんを講師に招き、ふだん食べている食品を多めに買い置きし、少しずつ消費しながら買い足していくローリングストックの重要性やコツについて、分かりやすく楽しく説明していただいたところです。今後も様々な機会、媒体を活用して、家庭での防災備蓄に関する周知啓発に取り組んでまいります。

以上でございます。

○大久保たかし議長　清水議員。

○清水みな子議員　様々な機会に周知啓発をお願いいたします。

私ごとですが、私も携帯トイレを１箱買ってあるんですけれども、まだ一度も開けていません。まだ使ってもいません。ですから、本当にいざというときに使えないのではないかなというふうに心配をいたしました。地域で自治会が行う防災訓練などでしっかり覚えておかなければいけないなというふうに思いました。そんな方がいるのではないでしょうか。

それから、先ほどのアンケートでは、やっぱりトイレが心配という声が多くありました。ちなみに、もう１台のトイレカーは多機能型のトイレということで、県の要請で佐倉市の老人ホームに貸し出しているということを聞きました。トイレカーの導入は大変よかったというふうに思います。人口50万人の市川市ですから、トイレカーやマンホールトイレなど、さらに増やしていっていただきたい、これを要望いたします。

次に、公園のトイレ整備についてです。再質問をいたします。これまでに市民から公園のトイレの洋式化の要望を多く受けております。各公園の改修時期を市民にお知らせすることはできないでしょうか。これについて伺います。

○大久保たかし議長　街づくり部長。

○小林英樹街づくり部長　お答えします。

各公園の改修時期につきましては、発注作業と併せて市民への分かりやすい周知方法を検討いたします。

以上でございます。

○大久保たかし議長　清水議員。

○清水みな子議員　よろしくお願いします。堀之内公園など、洋式化を望まれている地域がありますので、いつ頃に工事が入るのか、住民の皆さんは大変知りたいと思いますので、分かりやすいお知らせをぜひお願いいたし

ます。

次に、(2)の菅野駅の北口公園のトイレの設置ですけれども、再質問ではなく、あそこの公園は朝、昼、夕方と、遊んでいる子どもたちやお年寄りや犬を連れた皆さん、幅広い方がたくさん利用しています。近くに公衆トイレはありません。公園の御近所の方々に御理解をいただかないとトイレの設置ができないということですので、地域の皆さんと相談してトイレの設置のために頑張りたいというふうに思います。

次に、和洋学園国分校舎を活用した特別支援学校の増設についてです。

(1)については再質問はありません。確かに10年間で1.6倍の児童生徒が増えると教室も足りませんし、先生も足りない状況になってくるというふうに思います。今年の小学１年生は５クラス分の人数でしたが、先生がいないので４クラスにして１クラスの人数が増えて、担任の先生が本当に大変だというお話を聞きました。先生が足りないのは市教委が悪いわけではありません。しっかりと県に要望して、先生を配置してもらうようにしていただきたいと思います。やっぱりよりよい環境を整えることが必要だというふうに思います。

次に、(2)の今後の見通し、スケジュールについてですが、須和田の丘支援学校は、もともと小学部、中学部、高等部と一緒の学校でした。児童生徒が増えたことによって、稲越小内に小学部を移動しました。本来の形、やっぱり３部一緒がよいというふうに思いますけれども、国分校舎に設置する学部はどのような形態が望ましいとお考えでしょうか。また、設置する学部はいつ頃までに決定をするのか。それについて伺います。

○大久保たかし議長　教育振興部長。

○根本泰雄教育振興部長　お答えします。

学びの連続性を確保するためには、小学部、中学部、高等部を一体で設置することが望ましいものと考えております。設置する学部につきましては、設計までの間に必要教室の確保など要件整理を行い、決定をしてまいります。

以上でございます。

○大久保たかし議長　清水議員。

○清水みな子議員　地元自治会にも御説明へ行ったんでしょうけれども、保護者の皆さんも含めてやっぱりきちんと話をしていってもらいたいし、これからの児童生徒数も勘案して教室の数、また、トイレの数なども決めて整備をしていただきたいというふうに思います。よろしくお願いします。

次に、市立学校における修学旅行費用の保護者負担についてです。再質問です。今、東京23区のうち12の区、そして島の４つが修学旅行費用が無償となっています。ちなみに、お隣の江戸川区では無償化となっています。本市における修学旅行費の無償化の検討状況について伺います。

○大久保たかし議長　学校教育部長。

○小林義行学校教育部長　お答えします。

令和７年度の修学旅行費に係る就学援助の実績につきましては、支給人数が小学生211人、中学生281人、支給額の平均としては、小学生は約３万円、中学生は約６万7,000円となっております。本市としては、経済的にお困りの方に就学援助として修学旅行費の実費での支給を行っており、基本的に目的を達成していると考えております。

現状においては、東京都の一部の特別区等で修学旅行費の無償化を実施していることは把握しているところです。無償化については、経済的にお困りの方を対象としている就学援助の制度外の対応となってしまうことから、その他の制度も含めて、費用面の課題や近隣市の状況等を踏まえて今後も調査研究を続けてまいります。

以上でございます。

○大久保たかし議長　清水議員。

○清水みな子議員　先ほど隠れ教育費のお話をしましたけれども、制服、体操服、上履き、部活のユニフォーム、道具類、遠征費、修学旅行、遠足、補助教材、裁縫セット、習字セットなどなど、やっぱりあるわけです。給食費も無償の自治体が増えたことによって、現在、小学生の部分は国が負担するということになりました。次は中学生の分まで運動を進めればよいというふうに思っています。このように一つ一つ無償化を増やしていくこと、そして国の制度としていくことが必要ではないでしょうか。

ですから、本市も先駆けとして学校給食費の無償化もありましたし、今後、教育費の無償化、隠れ教育費の解消に向けて取組を進めてほしいというふうに要望します。例えば教材費だけでも無償とする。６年間、また、その後の中学校でも裁縫セット、習字セットって、なかなか使わないというところでは、自分で持つんじゃなくて次の子に渡すような、そういうのを工夫するとか、もう少し考えられられないかなというふうに思いました。

ちなみに修学旅行の費用でいきますと、小学校、中学校とも約７億円というふうになっております。隠れ教育費って、なかなか表には出ませんけれども、それぞれの保護者負担というところではやっぱり大きいだろうなというふうに思いますので、その点、ぜひ考えていただきたいというふうに思います。

次に、政策決定の……。

○大久保たかし議長　清水議員、少々お待ちください。

○清水みな子議員　はい。

○大久保たかし議長　この際、お諮りいたします。本日の会議時間は議事の都合により延長いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○大久保たかし議長　御異議なしと認めます。よって本日の会議時間は延長することに決定いたしました。

清水議員。

○清水みな子議員　政策決定のプロセスにおける住民意見の反映についてです。先ほど御答弁いただきましたが、例えば杉並区では、住民投票によって次年度の事業の優先順位が決定される、そういう仕組みが導入されておりますが、このような方法を市でも採用することについてどのように考えるのかについて伺います。

○大久保たかし議長　企画部長。

○西村　直企画部長　お答えします。

杉並区が導入しております区民参加型予算事業は、行政があらかじめ設定した特定のテーマに基づき、区民からの提案事業を広く募集する制度でございます。提案いただいた内容については実現可能性や経費の妥当性など、行政側で審査した上で10件程度に絞り込み、区民投票を実施し、その結果を踏まえて３件程度の事業を翌年度の予算案へ反映させる仕組みとなっております。こうした参加型予算の枠組みは東京都や豊島区などにおいても導入されており、事業の実施に至る一連のプロセスが公開、共有されることで行政運営の透明性の向上や区民の参画意識の醸成にも資する大変意義深い取組であると受け止めております。

一方で本制度の導入に際しましては、幾つかの現実的な課題が指摘されているところでございます。例えば実際の投票者数が杉並区の全人口の１％未満にとどまるなど、広範な区民の意向反映という点で課題を残していること、また、寄せられた多数の提案のうち法令上の制約や既存事業との重複、費用対効果、さらには特定団体への利益誘導につながる懸念などから審査段階で不採択とせざるを得ない案件が多数を占めていることなど、制度の実効性と運用コストに関して課題があるとの分析を杉並区自らがなされております。そのほかにも、特定の年齢層や関心領域を持つグループの投票動向が結果に影響を与えることで認知度が高く、話題性に富むイベントやソフト事業などが選定されやすく、対照的に道路や下水道などのインフラ整備といった、着実に継続実施が求められる行政課題に対し、十分な予算配分が行き届かなくなるおそれも懸念されるところでございます。

事業決定の手法につきましては、各自治体において地域の実情や行政課題に応じて最適な方法を選択すべきものと考えております。そのためタウンミーティングや各種アンケート、パブリックコメントなど、現在行っております多様な市民対話手法を継続しつつ、他の自治体の先進事例や制度運用を注視しながら、市民参画と政策決定の在り方について引き続き調査研究してまいります。

以上でございます。

○大久保たかし議長　清水議員。

○清水みな子議員　杉並区の区民投票についてはメリット、デメリット、様々に報告されました。この前、２期目の区長選挙では圧倒的に勝利をいたしました。様々な区の取組、区民投票もそうですが、多くの区民に受け入れられているのではないでしょうか。これまでの田中市長の方針がよい悪いということではなく、税金の考え方、税金の使い方、全ての市民のために使われているのかというのを、他市の先進事例もぜひ研究、検討していただきたいというふうに思います。

以上で私の代表質問を終わります。ありがとうございました。

○大久保たかし議長　以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれをもって散会いたします。

午後５時散会

第　　２　　日

令和８年９月７日（月曜日）

令和８年９月市川市議会定例会議事日程（第２号）

令和８年９月７日（月曜日）午前10時開議

第１　行政報告　　令和８年９月６日から７日にかけての大雨に係る対応報告について
第２　議案第23号　市川市税条例の一部改正について
第３　議案第24号　市川市認可地縁団体印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正について
第４　議案第25号　市川市こども発達センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について
第５　議案第26号　市川市ベンチャービジネス等支援資金融資及び利子補給条例の一部改正について
第６　議案第27号　市川市景観条例の一部改正について
第７　議案第28号　市川市自転車等駐車場の設置及び管理に関する条例の一部改正について
第８　議案第29号　市川市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について
第９　議案第30号　令和８年度市川市一般会計補正予算（第３号）
第10　議案第31号　令和８年度市川市介護保険特別会計補正予算（第１号）
第11　議案第32号　令和８年度市川市下水道事業会計補正予算（第２号）
第12　議案第33号　護岸更新工事（その２）請負契約について
第13　議案第34号　はしご付消防自動車の製造請負契約について
第14　議案第35号　市川市消防局消防救急デジタル無線装置の購入について
第15　議案第36号　土地持分全部移転登記手続請求事件に関する訴えの提起について
第16　認定第１号　令和７年度市川市一般会計、特別会計及び公営企業会計決算の認定について
第17　報告第21号　専決処分の承認を求めることについて
第18　報告第22号　健全化判断比率について
第19　報告第23号　資金不足比率について
第20　報告第24号　継続費の継続年度終了による精算について
第21　報告第25号　下水道事業会計予算の継続費の継続年度終了による精算について
第22　報告第26号　市川市新型インフルエンザ等対策行動計画改定に関する報告について
第23　報告第27号　専決処分の報告について
第24　報告第28号　専決処分の報告について
第25　報告第29号　専決処分の報告について
第26　報告第30号　専決処分の報告について
第27　報告第31号　専決処分の報告について
第28　報告第32号　専決処分の報告について
第29　報告第33号　専決処分の報告について
第30　報告第34号　いちかわクリーンエネルギー株式会社の令和７年度決算及び令和８年度事業計画に関する報告について

（代表質問）　公　　明　　党　　宮本　均議員、小山田なおと議員
　　創 生 市 川 ・ 自 民 党　　門田直人議員、沢田あきひと議員
　　地域政党チームいちかわ　　野口じゅん議員

本日の会議に付した事件

日程第１　行政報告　　令和８年９月６日から７日にかけての大雨に係る対応報告について
日程第２　議案第23号　市川市税条例の一部改正について
日程第３　議案第24号　市川市認可地縁団体印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正について
日程第４　議案第25号　市川市こども発達センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について
日程第５　議案第26号　市川市ベンチャービジネス等支援資金融資及び利子補給条例の一部改正について
日程第６　議案第27号　市川市景観条例の一部改正について
日程第７　議案第28号　市川市自転車等駐車場の設置及び管理に関する条例の一部改正について
日程第８　議案第29号　市川市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について
日程第９　議案第30号　令和８年度市川市一般会計補正予算（第３号）
日程第10　議案第31号　令和８年度市川市介護保険特別会計補正予算（第１号）
日程第11　議案第32号　令和８年度市川市下水道事業会計補正予算（第２号）
日程第12　議案第33号　護岸更新工事（その２）請負契約について
日程第13　議案第34号　はしご付消防自動車の製造請負契約について
日程第14　議案第35号　市川市消防局消防救急デジタル無線装置の購入について
日程第15　議案第36号　土地持分全部移転登記手続請求事件に関する訴えの提起について
日程第16　認定第１号　令和７年度市川市一般会計、特別会計及び公営企業会計決算の認定について
日程第17　報告第21号　専決処分の承認を求めることについて
日程第18　報告第22号　健全化判断比率について
日程第19　報告第23号　資金不足比率について
日程第20　報告第24号　継続費の継続年度終了による精算について
日程第21　報告第25号　下水道事業会計予算の継続費の継続年度終了による精算について
日程第22　報告第26号　市川市新型インフルエンザ等対策行動計画改定に関する報告について
日程第23　報告第27号　専決処分の報告について
日程第24　報告第28号　専決処分の報告について
日程第25　報告第29号　専決処分の報告について
日程第26　報告第30号　専決処分の報告について
日程第27　報告第31号　専決処分の報告について
日程第28　報告第32号　専決処分の報告について
日程第29　報告第33号　専決処分の報告について
日程第30　報告第34号　いちかわクリーンエネルギー株式会社の令和７年度決算及び令和８年度事業計画に関する報告について

出　席　議　員　　41　名

門　田　直　人
野　口　じ　ゅ　ん
丸　金　ゆ　き　こ
冨　家　　薫
沢　田　あ　き　ひ　と
太　田　丈　之

小山田	なおと
川畑	いつこ
国松	ひろき
やなぎ	美智子
とくたけ	純平
中町	けい
つちや	正順
つかこし	たかのり
加藤	圭一
浅野	さち
久保川	隆志
西村	敦
中村	よしお
大久保	たかし
石原	たかゆき
清水	みな子
廣田	徳子
にしむた	勲
石崎	ひでゆき
堀内	しんご
細田	伸一
青山	ひろかず
石原	みさ子
宮本	均
大場	諭
稲葉	健二
小泉	文人
石原	よしのり
増田	好秀
越川	雅史
中山	幸紀
松永	鉄兵
竹内	清海
加藤	武央
岩井	清郎

欠席議員　　なし

説明のため出席した者の職氏名

市長	田中　甲
副市長	松丸多一
副市長	本間和義
代表監査委員	植草耕一
教育長	高木秀人
危機管理監	今井　隆
市長公室長	後藤貴志
総務部長	吉田一弘
企画部長	西村　直
財政部長	田中雅之
管財部長	松丸　宏
情報管理部長	佐久間　剛
文化国際部長	日暮真司
スポーツ部長	小島信也
市民部長	山影聡香
経済観光部長	高橋一三
こども家庭部長	山室繁央
福祉部長	寺島　崇
保健部長	横山京子
環境部長	湯本明男
街づくり部長	小林英樹
道路交通部長	磯部高志
下水道部長	仙波俊郎
行徳支所長	小川広行
消防局長	吉村和弘
選挙管理委員会事務局長	荒井義光
農業委員会事務局長	岩佐伸幸
会計管理者	岩井　滴
教育振興部長	根本泰雄
学校教育部長	小林義行

職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

事務局長	宮内　徹
事務局次長	米津孝成
議事課長	野村憲一
（議事担当）	
主幹	金子貴一
副主幹	神谷尊正

主　　査　　大　　場　　辰　　磨
主　　任　　北　　川　　陽　　介
主　　任　　三　　澤　　啓　　成
（調査担当）
主　　幹　　金　　谷　　健　　史
主　　査　　青　　木　　聖　　也
主　　任　　菅　　野　　裕　　樹
主　　任　　荒　　木　　智　　貴
主　　任　　伊　　藤　　祥　　太
書　　記　　古　　木　　直　　子

会　　議

午前10時開議

○大久保たかし議長　ただいまから本日の会議を開きます。

○大久保たかし議長　この際、御報告申し上げます。

決算審査特別委員会において、正副委員長の互選の結果、委員長に加藤武央議員が、副委員長に中町けい議員がそれぞれ選任されましたので、御報告申し上げます。

○大久保たかし議長　次に、この際、文化国際部長より発言の申出がありますので、これを許可いたします。

文化国際部長。

○日暮真司文化国際部長　貴重なお時間をお借りして申し訳ございませんが、発言の訂正をお願いいたします。

９月４日の会派創生市川・自民党の稲葉健二議員の代表質問中、大項目、芸術文化についての中項目（４）駅前ミュージアムの活用についての質問に対する答弁において、市川駅前ミュージアムを市川駅北口に開設した年を「令和４年」と発言いたしましたが、正しくは「令和６年」でありますので、訂正をお願いいたします。

議長におかれましては、お取り計らいのほど、よろしくお願いいたします。

○大久保たかし議長　ただいまの申出のとおり、発言の訂正を許可いたします。

○大久保たかし議長　日程第１行政報告令和８年９月６日から７日にかけての大雨に係る対応報告についてを議題といたします。

この際、危機管理監より行政報告したいとの申出がありますので、これを許可いたします。

危機管理監。

○今井　隆危機管理監　私からは、昨日９月６日からの大雨に係る対応について御報告いたします。

台風24号及び秋雨前線の影響により、関東地方、特に千葉県において長時間にわたる大雨のリスクがあることから職員を配備して対応いたしました。

まず、降雨量です。最大雨量は、７日の２時から３時の１時間に31㎜、24時間雨量は６日６時から７日６時の24時間で135㎜、どちらも南消防署での測定数値となります。

次に、活動体制です。６日21時に第２配備体制を敷き、避難所16か所を開設し、避難者は３名で、勤労福祉センターに２名、行徳公民館に１名でした。避難所は７日５時に閉鎖いたしました。

続いて被害状況です。人的被害はございません。物的被害は、民地の倒木が柏井町１丁目で発生し、既に管理者により処置済みであります。また、鬼高３丁目ショップス前など３か所で20㎝ほどの道路冠水がありましたが、交通規制には至りませんでした。

続いて、土のうの配布です。６日10時から16時の間で、大洲防災公園など３か所において125件、1,359袋を配布いたしました。そのほか、街づくり部、道路交通部、下水道部、行徳支所及び消防局により、崖地、浸水常襲箇所などのパトロールを実施いたしました。本日午後にも再び激しい雨が予想されておりますことから、現在も監視体制を継続しております。

以上でございます。

○大久保たかし議長　続いて、高木教育長。

○高木秀人教育長　私からは市立学校の臨時休業、いわゆる休校措置について御報告いたします。

昨日の予報では、本日の明け方はかなり雨量が増え、警報の発令や線状降水帯発生の予報がされておりまし

た。それに伴い、子どもの安全を第一に考えまして、保護者への配慮から、昨晩のうちに早急に判断いたしまして、本日９月７日を臨時休業とさせていただきました。また、臨時休業に伴いまして、放課後保育クラブ、放課後子ども教室も閉所といたしました。なお、市内保育園につきましては、朝６時の時点でレベル３の警報が発令されていないことから、本日は原則として開園をしているといった状況でございます。

今後も子どもたちの安全、安心を第一に考えまして対応してまいります。

以上でございます。

○大久保たかし議長　以上で報告を終了いたします。

○大久保たかし議長　日程第２議案第23号市川市税条例の一部改正についてから日程第30報告第34号いちかわクリーンエネルギー株式会社の令和７年度決算及び令和８年度事業計画に関する報告についてまでを一括議題といたします。

これより代表質問を行います。

順次発言を許可いたします。

公明党、宮本均議員。

〔宮本　均議員登壇〕

○宮本　均議員　おはようございます。公明党、宮本均です。初回総括、２回目以降一問一答で代表質問を行います。

まず初めに、議案第30号令和８年度市川市一般会計補正予算（第３号）についてお伺いをいたします。

今回の一般会計の補正予算では、歳出予算の財源として、歳入予算の財政調整基金繰入金が計上されておりますが、財政調整基金については災害対応など条例で使い道が定められており、これまでも限られた場面で活用されてきたものと認識をしております。このたびの補正予算における財政調整基金の活用先としては、市独自の物価高騰対策として実施するデジタル地域通貨ＩＣＨＩＣＯによる５億円のポイント還元キャンペーンのほか、公共施設のトイレ洋式化事業を対象としているとのことでありますが、これらの事業の実施に当たり、財政調整基金を財源として計上することとした経緯及び金額の内訳についてお伺いいたします。

また、同時に、歳出予算の財源として歳入予算の市債が計上されておりますが、このたびの補正予算ではどのような事業に活用されているのか。市債を財源として計上することとした経緯及び金額の内訳についてもお伺いをいたします。

次に、児童発達支援センターあおぞらキッズ、おひさまキッズの一元化についてです。

(1)児童福祉法を一部改正する法律が施行されてから、これまでの間にあおぞらキッズ、おひさまキッズの間で具体的にどのような交流、連携強化を図ってきたのかお伺いいたします。

(2)一元化による職員数の増減はあるのか。一般的に、一元化に伴う業務効率化で人件費の削減、職員数が見直されることがございますが、今回の一元化に際して職員の増減があるのかないのかお伺いをいたします。

(3)一元化によって、従来の医療型児童発達支援センターが持っていた専門性、理学療法、作業療法、医師、看護師による医療的ケアの体制の低下につながることはないのか伺います。

(4)全ての障がい種別を１つの基準で受け入れることにより、障がいの特性に応じたノウハウの蓄積が薄まり、一般的な支援にとどまってしまうようなおそれはないのかお伺いをいたします。

次に、子どもたちや地域で暮らしている方への物価高騰に対する食の支援についてです。

(1)こどもの居場所づくり支援事業については、現在実施しています子ども食堂実施団体への支援について、現状と評価、課題についてお伺いをいたします。補足質疑は小山田なおと議員が行います。

(2)いちカレ事業について。地域で暮らしている方への食の環境づくりとして、いちカレ事業の現状をお伺いします。また、いちカレ事業の対象者である生活困窮者はどのような方を対象としているのか、これまでの事業の評価についてお伺いをいたします。補足質疑は小山田なおと議員が行います。

次に、公共施設トイレ洋式化事業についてです。

公共施設トイレ洋式化事業を補正予算で事業化した経緯、また事業の内容についてお伺いをいたします。また、本事業の実施により洋式化がどの程度進むのか、併せてお伺いをいたします。

５番目、特別支援学校増設事業についてです。

和洋学園国分校舎を活用した特別支援学校増設について、その背景及び購入範囲をお伺いいたします。

信篤公共施設整備事業についてです。

この事業は、敷地の一部を事業者に貸し付け、事業者の負担で民間施設を整備する計画とのことでありますが、民間施設はどのような施設を想定しているのかお伺いをいたします。

次に、災害対応についてです。

(1)災害時の対応については、地震、津波、台風、豪雨、洪水、土砂災害等、災害全般の対応についてお伺いをいたします。また、(1)及び(2)の質問では補足質疑を、イとウ、(2)に関しましてはアからクまでを小山田なおと議員が補足質疑を行います。

まず、(1)のア、災害時には情報をいかに取得するかが重要ですが、災害時の通信途絶は突然に起きるものではなく、多くの場合、最初は音声通話、次にメール送受信など段階的に失われていくものであります。その中で力を発揮するのが、地上インフラに依存しない衛星通信があります。衛星通信での情報の取得が今後の災害時において重要と考えますが、市の見解をお伺いいたします。

イ、断水時における対応及び水の確保ですが、こちらは先順位者の答弁で確認をしましたが、課題についてお伺いをいたします。

ウ、車中泊により避難生活をしている避難者への支援の現状についてです。大きな地震の際、避難生活の一つとして車中泊を選択する方も多くいらっしゃいますが、車中泊により避難をされている避難者への支援の現状についてお伺いいたします。

(2)千葉豪雨における被害の対応についてです。先月13日から14日にかけて発生しました千葉豪雨では、内水氾濫による家屋、自動車の浸水被害が多発するなど、都市型水害の脅威が浮き彫りにされました。その後も各地で豪雨による被害が相次いでおります。短時間の猛烈な雨によって河川が増水し浸水が起こる外水氾濫だけでなく、市街地では、排水が追いつかず水があふれ出す内水氾濫が多発、都市部はアスファルトやコンクリートで覆われている範囲が広いため、雨水がたまりやすい特徴がございます。これにより、線路や道路の下を通るアンダーパスをはじめ、市街地の多くの道路が冠水、浸水による故障で移動できず、道路上に車が放置される事態となりました。

まず質問しますのは、市川市での被害の状況、その対応についてお伺いをいたします。

ア、道路冠水センサーの活用と現状について。道路冠水に伴う交通規制の現状についてお伺いをいたします。

イ、レベル４土砂災害危険警報及びレベル５大雨特別警報発出による避難指示の発令状況についてお伺いをいたします。

ウ、雨量計の現状についてですが、市で設置している雨量計は何か所あるのか。また、その利用はどうされているのかお伺いをいたします。

エ、道路上の被災車両の対応についてです。先順位者の質問で状況は理解しましたが、千葉県では、県自ら撤去したとの報道もございます。本市においてそのような状況はあったのか、対応状況の詳細をお伺いいたしま

す。

オ、家屋等の消毒の現状についてです。多くの家屋が床上・床下浸水被害を受けましたが、市で実施している消毒の対応の現状についてお伺いをいたします。

カ、被災された飲食店、商店街等への支援の現状についてでは、こちらは具体的にどの辺りの被害が多かったのかお伺いをいたします。

キ、市内主要河川における豪雨対策の市の認識についてです。本年度は豪雨に見舞われることが多く、６月３日の台風６号、７月17日の豪雨、そして８月13日から14日にかけて発生した令和８年８月千葉豪雨など、市内の至るところで道路冠水が発生しました。道路冠水による雨水管、水路、道路側溝などの排水施設でさらに降る雨を処理し切れず、内水氾濫が発生したことから、これらの排水は最終的には河川へ放流することとなります。排水施設を強化することも大事でございますが、河川氾濫を念頭に置けば、放流先である河川の整備がより重要だと考えております。そこで、真間川流域の河川整備の状況についてお伺いをいたします。

ク、国道298号、東京外郭環状道路における豪雨対策の現状についてです。いつもであれば、外環道は排水がきっちりできていたのですが、今回は側道を超えて雨水が道路からあふれている状況もございました。道路冠水状況とその対応についてお伺いいたします。

次に、ケ、国道14号、県道283号若宮西船市川線における豪雨対策の現状についてです。国道14号菅野駅では、14号の道路冠水の雨水が住宅地に流れ込み、沿線の住宅が一部被害を受けております。また、県道283号、通称産業道路でございますが、道路冠水時に車両の走行により水をかぶる被害もございます。鬼高地域では、御存じのように車両の故障が相次いでおりました。道路冠水状況と、その対応についてお伺いをいたします。

コ、見舞金等の対象とならない世帯に対する今後必要な支援措置を講じることについて、市の考えをお伺いいたします。市川市の見舞金は、他市に比べて速やかに実施していただきました。当時、見舞金に関しましては検討中ということが多かった市町村ですが、災害発生後、直ちに行ったことは評価をいたします。現状、床上浸水家屋への見舞金はございますが、床上浸水に至らないまでも一部被害を受けた方、車両や家電の被害は確認をしております。こういった方々への支援について、市の考えをお伺いいたします。

最後に、戸建て住宅を利用した共同居住型賃貸住宅、シェアハウスの現状と課題についてお伺いをいたします。

シェアハウスが近年増えております。建築時は戸建て住宅であったものが、シェアハウスに変更されている建物が散見されます。このような変更を行う場合、建築基準法上どのような手続があるのかお伺いをいたします。

以上、初回の質問とします。

○大久保たかし議長　財政部長。

○田中雅之財政部長　私からは大項目１番目の議案第30号令和８年度一般会計補正予算（第３号）についてお答えいたします。

初めに、このたびの補正予算に計上いたしました市独自の物価高騰対策及びトイレの洋式化に要する経費に対し財政調整基金を活用することとした経緯につきましては、まず、この財政調整基金は、財政の健全な運営に資するため、地方財政法の規定に基づき条例を定め設置している基金であり、その処分につきましては、経済事情の著しい変動等により財源が著しく不足する場合や、災害により生じた経費、または災害により生じた減収を埋めるため処分ができると規定されておりますが、そのほか、緊急に実施することが必要となった大規模な建設事業の経費、その他必要やむを得ない理由により生じた経費の財源に充てる場合などに処分することができると規定されております。

本市では、これまでも景気悪化による減収や災害対応などの財源として財政調整基金からの繰入れを行ってま

いりましたが、現在の長引く物価高騰が市民生活に与える状況を重く受け止め、市長から市税等を原資として積み立てしている財政調整基金について、市民生活に配慮した活用をするべきとの指示もあり、まずは負担が増えている家計を支援するとともに、市内経済を活性化し、市内事業者を支援するため、財政調整基金を活用して物価高騰対策を実施することとしました。

また、財源の内訳につきましては、今回の補正予算において財政調整基金を充てることとしたデジタル地域通貨ＩＣＨＩＣＯによるポイント還元に関わる経費に要する一般財源額約６億円のうち、１億4,000万円は当初予算で留保しておりました歳出の財政調整基金積立金の減額により賄えたことから、歳入の財政調整基金繰入額としては４億6,000万円を活用したものであります。

次に、公共施設のトイレの洋式化事業につきましては、これまで施設を所管する担当部署においてそれぞれ計画的に順次整備を進めてまいりましたが、各施設の老朽化が進む中、全体的に修繕が必要となる箇所が増えている状況であったため、全てのトイレを洋式化するには時間を要する状況となっておりました。こうした中、市長が地域を回る中で、市民の皆さんよりトイレの洋式化に関する多くの要望を受けていたこともあり、早急に公園のトイレを含めた公共施設のトイレの洋式化を進めるため、財政調整基金約５億6,000万円を財源として実施するものであり、デジタル地域通貨ＩＣＨＩＣＯを活用した物価高騰対策と併せて10億2,000万円の財政調整基金繰入金を計上したものであります。

次に、市債を財源として計上することとした経緯及び金額の内訳につきましては、世代間の負担の公平性の観点や一般財源の負担の軽減を図るため、それぞれ実施が必要となった建設事業の財源として活用するため計上したものであり、金額の内訳といたしましては、新たに霊園内に樹林型合葬式墓地を整備するための財源として4,560万円を、大野町２丁目の道路拡幅工事を実施するに当たり隣接する崖地の補強工事を実施するための財源として4,050万円を、市川漁港前の道路改良工事を実施するための財源として１億5,300万円を、消防艇の航路におけるしゅんせつ工事を実施するための財源として１億1,160万円を、特別支援学校の改修工事を進めるための設計委託費の財源として5,550万円を、中学校の受変電設備改修工事を行うための財源として1,050万円をそれぞれ計上しており、合わせて４億1,670万円の市債を計上したところでございます。

以上でございます。

○大久保たかし議長　こども家庭部長。

○山室繁央こども家庭部長　私からは大項目２つ目、児童発達支援センターあおぞらキッズ、おひさまキッズの一元化についての(1)から(4)と、大項目３つ目、子どもたちや地域で暮らしている方への物価高騰に対する食の支援についての(1)についてお答えします。

初めに、児童発達支援センターあおぞらキッズ、おひさまキッズの一元化についての(1)についてです。児童発達支援センターの一元化は、児童福祉法の一部を改正する法律が令和６年４月に施行されたことに伴い、知的障がいのある児童及び精神に障がいのある児童など、全ての障がい児を対象とした福祉型の児童発達支援センターあおぞらキッズと、肢体不自由のある児童が通う医療型の児童発達支援センターおひさまキッズを統合し、１つの児童発達支援センターとして、全ての障がい児を対象に福祉的支援と肢体不自由児のリハビリの両方を行うものです。

法律の改正からこれまでの間、一元化を見据えた準備として、あおぞらキッズとおひさまキッズそれぞれに通う児童と保護者が一元化後も安心して通所できるよう、それぞれの児童の特性や支援内容を踏まえながら、行事や日常の療育において、両センターの間で児童が触れ合う機会を設けてまいりました。具体的には、これまで別々に実施してきたお楽しみ会や親子遠足などを合同で開催するとともに、日々の療育では、お互いの療育室を行き来し、環境に慣れることから始め、両センターの児童が一緒に楽しめる遊びや給食などを通じて同じ空間で

過ごす時間を少しずつ増やしてまいりました。さらに、職員が日頃からセンター間の垣根を越えて児童の情報を共有し、意見交換を行うなど、連携強化に取り組んできたところです。

次に、(2)についてです。現在の職員数は、一元化後の定員に対して基準を満たす人数が確保されていることに加え、障がいや疾患が重い児童の利用に対応するため、国が定める基準を上回る職員を配置しております。このため、一元化に伴う職員の増減は現在のところ予定しておりません。

次に、(3)についてお答えします。これまで医療型で行ってきた肢体不自由児に対するリハビリテーションは、児童福祉法において一元化後も引き続き実施が可能とされていることから、必要な理学療法士や作業療法士、看護師や嘱託医といった専門職員についても現在の配置や体制を維持し、理学療法や作業療法などの必要なリハビリテーションを引き続き実施してまいります。また、酸素管理や経管栄養などといった医療的ケアが必要な児童についても、これまでと同様に看護師が対応してまいります。このため、一元化後も現在の医療型で提供している専門職による療育や支援の質は維持されるものと考えております。

次に、(4)についてお答えします。あおぞらキッズとおひさまキッズでは、毎年外部の専門家によるコンサルテーションを職員向けに実施し、発達障がいや知的障がいがある児童への一般的な支援方法だけでなく、通所している児童一人一人の特性に合わせた関わり方について指導を受け、療育現場で実践するとともに、その結果を次のコンサルテーションで振り返るなど、より具体的かつ実際的な研修を行っております。また、こども発達相談室の理学療法士や作業療法士を講師として開催する保護者勉強会に職員も参加し、立つ、歩く、座るなどといった身体の動かし方や、着替え、排せつ、スプーンやフォークの使い方など、児童が日常生活を送る上で必要な練習や環境調整についても学んでおります。

今後も、児童の特性に合わせた療育が提供できるよう、引き続き職員の質の向上に努めるとともに、両事業所がこれまで培ってきた専門性を共有しながら、児童一人一人のよりよい成長につながるよう支援してまいります。

最後に大項目、子どもたちや地域で暮らしている方への物価高騰に対する食の支援についての(1)にお答えします。

本市では、地域における子どもの居場所づくりの推進を図るため、市内で子ども食堂を開設している団体に対して補助金を交付しております。補助の内容としては、食材をはじめとした運営費に対する補助、調理用品や食器など備品に対する補助、食品衛生責任者の講習会の受講料に対する補助となっております。令和４年度にこの補助制度を開始して以来、子ども食堂の実施箇所数は増加しており、現在は市内27か所で実施されていることから、本市における子どもの居場所づくりとして一定の成果を上げてきたものと考えております。

次に、課題としましては、子ども食堂は、子どもたちが歩いて行ける距離にあることが望ましいことから、本市としては、その数をいかに増やしていくか、また、地域的な偏りをいかに少なくしていくかが課題と考えております。また、多くの子ども食堂は食材などの寄附を基に運営されていますが、子ども食堂の実施団体からは、近年の物価高騰の影響などにより寄附が減っていること、食材等の運営コストが増加していることなどから運営が厳しいという声も聞いております。このような課題も踏まえ、今定例会では、国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用し、子ども食堂の新規開設と拡充、物価高騰対策のための補助制度を新たに提案させていただいたところでございます。

以上でございます。

○大久保たかし議長　福祉部長。

○寺島　崇福祉部長　私からは大項目３つ目の(2)と、大項目７つ目の(2)のコについてお答えいたします。

初めに、大項目、子どもたちや地域で暮らしている方への物価高騰に対する食の支援についての(2)いちカレ

事業についてです。いちカレ事業は、日々の生活に困窮されている方や、生きづらさを抱えている方などに温かいカレーを提供し、明日への活力につなげていただくことを目的として、令和６年１月から実施をしております。いちカレ事業の対象としている生活困窮者は、経済的な困窮だけでなく、孤独や孤立に悩み、生きづらさなど複雑、複合的な課題を抱えている方です。このような方にいちカレ事業を利用していただけるよう、経済状況や生活状況などの確認は行っておりません。本事業は、食の支援にとどまらず、利用者が気兼ねなく立ち寄ることのできる居場所となり、孤立や孤食の防止にもつながるなど、利用者の心の支えになる事業であると評価しております。

次に、大項目、災害対応についての(2)コ、見舞金等の対象とならない世帯への今後の支援措置についてです。今回の豪雨では、床上浸水による被害のほか、生活に必要な設備や自家用自動車などに大きな被害を受け、日常生活に支障が生じていることを確認しております。こうした被害の実情を踏まえ、災害見舞金の支給対象とならない世帯については新たに要綱を策定し、自家用自動車やエアコンの室外機などに対して災害見舞金を支給するための補正予算案を提出したところでございます。

以上でございます。

○大久保たかし議長　管財部長。

○松丸　宏管財部長　私からは大項目４番目、公共施設トイレ洋式化事業についてと、大項目６番目、信篤公共施設整備事業についてにお答えいたします。

初めに、公共施設トイレ洋式化事業についてです。トイレの洋式化につきましては、市民の皆様からの要望が多い中、利用者の利便性や公共施設のバリアフリー水準を高めるために実施するものでございます。事業内容といたしましては、洋式化するトイレの数は合計313基で、施設ごとの主な内訳は、公園で149基、中学校で25基、小学校で23基、生涯学習センターで19基、行徳支所で14基となっております。実施時期につきましては、公園以外の施設は令和８年度末までに、公園は９年度末までに順次交換していく予定です。本事業の実施による洋式化の進捗につきましては、公共施設全体のトイレの洋式化率が現在の79％から５ポイント上昇して約84％となります。建て替え予定の施設やスペース不足等の理由により対象外となるものを除きますと、行徳支所、南行徳市民センター、生涯学習センター、公民館、公園など多くの施設が100％となります。

次に、大項目、信篤公共施設整備事業についてです。本事業においては、公民連携手法の導入の検討に当たって、事業を実施する敷地の市場性の有無や、民間事業者の意向、また民間施設としてどのようなものが考えられるのかなどを調べるため、令和６年10月にサウンディング型市場調査を実施しました。調査に御協力いただいた民間事業者からは、この敷地周辺は都心へのアクセス性に優れ、原木中山駅前に食品スーパー、コンビニ、飲食店などの生活利便施設があることから住環境として魅力的なエリアであり、共同住宅に対する需要が高まっているとの意見がありました。また、駅周辺は小型店舗が多く、中型以上の店舗が不足しており、スーパーマーケット、ドラッグストア、飲食店等の様々な需要があるとの意見もありました。この調査結果から、この敷地は住居系、商業系の市場ニーズが高く、民間施設として共同住宅や店舗を中心とする事業者提案があるものと想定をしております。

以上でございます。

○大久保たかし議長　教育振興部長。

○根本泰雄教育振興部長　私からは大項目、特別支援学校の整備についてお答えをいたします。

須和田の丘支援学校の児童生徒数は、平成13年度から増加し始め、平成20年度にはそのことに対応するために小学部を稲越校舎に移転をし、現在の稲越校舎と須和田校舎、２校舎での学校運営を行うこととなった経緯がございます。その後も現在に至るまで増加傾向は続いており、今後も児童生徒数が増え続けると予想をしておりま

す。これにより、令和11年度には小学部、中学部、高等部の全ての学部で教室不足が見込まれているところであります。このような児童生徒の増加によって喫緊の課題となった教室不足に対応するとともに、校舎の狭隘化の改善や、小中高の連携強化など、須和田の丘支援学校の教育環境を改善するため、稲越校舎や須和田校舎の敷地、そのほか市有地に限らず活用が見込める民間の土地や施設についても特別支援学校の増設の可能性について検討を行ってまいりました。その中で、和洋学園国分校舎の活用について、学校法人和洋学園と協議を行い、協力が得られる方向となったところであります。

次に、和洋学園国分校舎の購入範囲についてです。今回活用を検討しております和洋学園国分校舎の購入範囲につきましては、建物は普通教室のある普通教室棟、家庭科室や音楽室などのある特別教室棟、職員室などのある管理棟の３棟の校舎と、渡り廊下でつながる体育館、プールとなります。また、土地につきましては、校舎のございます敷地及び校舎北側にございますバス停留所として使用されていた敷地となります。これらの和洋学園国分校舎の土地建物を、令和９年６月に議会の承認をいただいた後に取得し、必要な整備を行った上で、新たな特別支援学校として令和11年４月の供用開始を目指しております。

以上でございます。

○大久保たかし議長　危機管理監。

○今井　隆危機管理監　私からは大項目７つ目の災害対応についての(1)災害時の対応についてと、(2)千葉豪雨における被害等への対応についてのうち、イ、ウ及びカについてお答えします。

まず、災害時の対応についてのアの通信手段の確保のための支援についてです。災害時における通信は、家族の安否確認、自治体や医療機関との連絡、救助活動の調整など、単なる手段ではなく、命と社会を支える基盤になるものです。大規模災害では、地上の通信インフラや電源設備が損なわれる可能性があり、地上の回線に依存しない、地震や津波の影響を受けにくく、広域災害でも通信を確保できる利点がある衛星通信は有効であります。本市の災害対策本部では、衛星通信を活用して国及び県との情報連絡などを行える状況となっております。また、スマートフォンの普及率が高い中で、お手元のスマートフォンがそのまま衛星とつながる衛星直接通信が普及してきております。対応機種であれば、追加料金なし、申込み不要でテキストメッセージや一部アプリが利用できるサービスを大手キャリアが提供しております。今後、情報取得の１つの手段として、衛星通信サービスの拡大に合わせて、市公式ウェブサイトなどを通じて市民の皆様に周知してまいります。

次に、イの断水時における対応及び水の確保につきましては、避難所となる小中学校等については受水槽により水の確保ができておりますが、公民館など全ての避難所において水利が確保されていないのが現状でございます。避難所で備蓄しているペットボトルの水には限りがあり、そのほか、水利がない場合においてはトイレが流せなくなるなどの課題があります。その代替水源として災害用防災井戸の活用も有効であると考えておりますが、災害時は電源が喪失することでくみ上げることができなくなるリスクもあると考えております。

次に、ウの車中泊により避難生活をしている避難者への支援の現状についてお答えします。過去に起きた地震では、本震後の余震に対する不安等を理由に、車中泊を選択した事例が多く見られました。車中泊避難の課題として、対象者の範囲が難しいこと、車を駐車しておくスペースの確保があります。車中泊は、プライバシーが確保され、周囲の目を気にせずプライベート空間を保てるため、ストレスや精神的負担が軽減されることや、不特定多数が密集する避難所を避けることで感染症リスクが回避されるなどのメリットがあります。デメリットとして、車内の狭い空間で同じ姿勢を続けることで、エコノミークラス症候群のリスクや、夏場においては熱中症のリスクなど健康面での危険が生じてまいります。そのような健康面での懸念に対し、本市では保健福祉活動チームが巡回し健康状態の確認などが行えるよう、国が示している車中泊避難者等の支援の手引きに基づき、在宅避難者とともに、車中泊避難者についても支援してまいります。

次に、(2)のイ、土砂災害警戒レベル４及び５の避難指示発令状況についてお答えします。レベル４土砂災害危険警報が発表される基準としては、60分雨量及び土壌中の水分量である土壌雨量指数が基準値に到達される見込みである場合であります。８月13日17時46分に気象庁より発表され、18時29分に危険崖地がある北東部及び北西部に対し、本市が避難指示を発令しました。この際に、崖地の近くにお住まいの市民の避難先として、市内10か所の避難所を開設したところでございます。また、新しい気象情報が５月末から運用されて、全国でも初めて最も危険度が高いレベル５大雨特別警報が千葉県で発表されました。その発表基準は、降った雨が地表面にどれだけたまっているかを数値化した表面雨量指数と、河川の流域雨量指数を基に、さらに激しい雨が降り続くと予想される場合に発表されるものです。レベル５大雨特別警報が19時30分に発表され、市では気象庁が提供する危険度分布図であるキキクルにより、大柏川の河川水位の上昇及び大柏地区で災害の危険性があることを確認したため、大野町、大町、南大野、柏井町、奉免町に対し、命を守る最善の行動を促すレベル５緊急安全確保の発令を行ったものでございます。

次に、(2)のウ、雨量計の現状につきまして、現在市が公式ウェブサイトで公表している雨量の観測点は２か所で、春木川排水機場及び本北方排水機場に設置しております。そのほか、公表はしておりませんが、市内４か所の消防署にも雨量計を設置しており、災害対応の参考としております。また、国土交通省が提供している川の防災情報のサイトでも河川の水位や雨量を公表しており、大野町と須和田に、また、千葉県においても同じく大野町に設置して雨量の情報を公開しております。

次に、(2)のカ、被災された飲食店、商店街等への支援の現状につきまして、浸水被害のあった主な箇所は、市川南のゆうゆうロード周辺、須和田郵便局周辺、大野中央商店会周辺であります。これらの地域は道路冠水や浸水被害の通報が多く寄せられたことから、商工会議所にも協力していただき、現地において被害状況を聞き取った結果、34か所の商店等において被害が確認されたものでございます。

以上でございます。

○大久保たかし議長　道路交通部長。

○磯部高志道路交通部長　私からは大項目、災害対応についての(2)千葉豪雨における被害等への対応についてのうち、アとエ及びクとケについてお答えします。

初めに、ア、道路冠水センサーの活用と現状についてです。降雨時における道路冠水が発生した際には、迅速に対応するため、市内の冠水しやすい13か所に冠水センサーを設置し状況を確認しております。冠水センサーは、冠水深の情報をあらかじめ登録された職員へ自動でメール送信される仕組みとなっております。この通知により現地確認を行い、その状況に応じ通行規制等の措置を実施することで、通行車両などの安全確保や被害の軽減に努めております。

次に、エ、道路上の被災車両への対応についてです。本年８月の千葉豪雨に伴う道路冠水により走行不能となり、市が管理する道路上に停められた被災車両は27台であります。そのうち25台は、車両所有者がレッカー車を手配し車両を移動しましたが、残りの２台につきましては、豪雨から約１週間を経過した時点においてもレッカー車による移動のめどが立たない状況でありました。そこで、本市といたしましては、災害時に市が指定する道路区間において車両の移動措置が可能となる災害対策基本法第76条の６第１項の規定を適用するとともに、千葉県が県内の被災車両に関するプロジェクトを立ち上げ、その中で本市も県によるレッカー車の手配により、８月24日には市としましての被災車両の移動を完了させております。

次に、ク、国道298号における豪雨対策の現状についてです。今回の千葉豪雨による国道298号、東京外郭環状道路の本市内における冠水状況について、道路管理者である国土交通省首都国道事務所に確認しましたところ、京成本線及び国道14号下を通る菅野駅トンネルと国分１丁目交差点から市川北インターチェンジ南交差点間にお

いて、道路冠水による一時通行止めを行い、道路利用者の安全確保を図ったとのことであります。

最後に、ケ、国道14号、県道283号若宮西船市川線における豪雨対策の現状についてです。国道14号及び県道283号若宮西船市川線の道路管理者である千葉県葛南土木事務所に確認しましたところ、国道14号については、通行止め等を伴うような道路冠水は確認されておらず、県道若宮西船市川線については、鬼高地先と市川南地先の２か所において通行の支障となるような冠水が発生し、鬼高地先については通行止めの規制をかけ、道路利用者の安全確保を図ったとのことであります。

以上でございます。

○大久保たかし議長　環境部長。

○湯本明男環境部長　私からは大項目災害対応についての(2)千葉豪雨における災害等への対応についてのオ、家屋等の消毒の現状についてお答えいたします。

家屋等の消毒の問合せについては、８月14日をはじめとし、９月４日までに126件の消毒依頼がございました。市では、８月14日から消毒を開始し、９月４日までに職員で75件を実施しておりましたが、依頼件数が多いことや緊急性が高いことを踏まえ、災害協定を締結している市内業者、市内団体へ協力を依頼し、９月４日現在で40件、合計で115件の家屋等の消毒を実施しております。家屋等の消毒内容としましては、点検口から床下への散布や、庭、外壁などを中心に、被災者の要望を確認しながら行っております。

以上でございます。

○大久保たかし議長　下水道部長。

○仙波俊郎下水道部長　私からは大項目の７つ目、災害対応についてのうち、(2)千葉豪雨における被害等への対応についてのキ、市内主要河川における豪雨対策の市の認識についてお答えいたします。真間川流域は、市川市、松戸市、船橋市、鎌ケ谷市の４市にまたがっており、流域には真間川、国分川、春木川、大柏川、派川大柏川の５つの一級河川と、国分川調節池、大柏川第一調節池と第二調節池の３つの調節池があります。いずれも千葉県において時間雨量１時間当たり50㎜対応の整備が進められております。このうち、現在も事業が継続しているのは春木川及び派川大柏川の河川改修と、大柏川第二調節池の建設となっております。その整備状況といたしましては、春木川では、延長約2.2㎞に対し約1.7㎞が改修済みで、改修率は約７割となっております。また、派川大柏川におきましては河道拡幅のための用地買収が進められており、用地買収率は約６割となっております。大柏川第二調節池につきましては約９割の用地取得が完了しており、用地がまとまった箇所から順次掘削工事を進めていると伺っております。

以上でございます。

○大久保たかし議長　街づくり部長。

○小林英樹街づくり部長　私からは大項目、戸建て住宅を利用したシェアハウスの現状と課題についてお答えいたします。

シェアハウスにつきましては、建築基準法上、寄宿舎として取り扱われております。この寄宿舎は、不特定または多数の者の利用が想定されることから特殊建築物に位置づけられております。戸建て住宅を寄宿舎へ用途変更する場合は、変更する部分の延べ面積が200㎡を超える規模のものは建築基準法に基づく建築確認などの手続が必要となります。この手続は、用途変更後の建物が避難や防火など建築基準法の規定に適合しているかどうかを審査するものであり、行政または民間の指定確認検査機関において行われております。

なお、これら法に基づく手続がなされた物件につきましては、届出により用途変更が行われたことを本市では把握しております。

以上でございます。

○大久保たかし議長　宮本議員。

○宮本　均議員　まず、初回答弁ありがとうございました。それでは、順番に一問一答で質問を続けます。

まず、一般会計補正予算の分ですが、物価高騰対策であると、そのような答弁でございましたが、主にこちら物価高騰対策というのは国が実施するものであり、これまで全額国の交付金を活用して実施していたものであります。また、トイレの洋式化についても、今までも要望があったものの、毎年の予算の範囲内で市税、市債等を使って修繕を行ってきたものと認識をしております。先ほどの答弁によりますと、財政調整基金については条例により使い道が限定されているとのことでございました。今回の物価高騰対策、トイレ改修について財政調整基金を活用することは、この規定に照らして妥当なのでしょうか。まず、これが１点。

そして、トイレ改修については基金ではなく市債の活用ということは、考えはなかったのか、改めてお伺いをいたします。

○大久保たかし議長　財政部長。

○田中雅之財政部長　お答えいたします。

これまで本市が実施してきました物価高騰対策につきましては、御指摘のとおり、原則として一般財源は使わず国の交付金を活用して実施してまいりました。例えば、本年１月の臨時会では、国から約26億円の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金が示されたことを受け、全市民に対して4,500円相当のＩＣＨＩＣＯポイントを還元することができましたが、本年６月に国から示されました臨時交付金につきましては約１億500万円であったことから、今回は子どもや生活困窮者といった絞った対象としたものであります。そこで、今回は物価高騰の影響を受け、厳しい生活状況に置かれている市民の方々に対して、自主財源を投じてでも幅広く支援を広げる必要があると考え、財政調整基金を活用することとしたものであります。近年における財政調整基金の活用例といたしましては、令和２年度のコロナ禍における感染症や緊急経済対策の初動対応として、年間を通して複数回にわたり予算措置をしており、総額で約82億円の財政調整基金の取り崩しの予算を計上いたしましたが、最終的には決算の段階で収支の状況を見極め、５億円の取り崩しを行ったところでございます。こうした感染症対応や緊急経済対策、そして今回のような物価高騰への対応のため、一時的に多額の支出が必要となる場合において、他の市民サービスに影響が生じないよう、財政調整基金を活用することは目的に沿ったものと考えております。

また、公共施設のトイレ洋式化につきましても、御指摘のとおり、毎年行っている修繕の費用などは毎年の市税収入の中で賄うという考えに基づき、これまで予算全体のバランスを考慮しながら順次進めてきたところでございますが、市民からの要望も多いトイレの洋式化のための一時的な支出につきましては、市民の皆様の利便性や快適性の向上につながるものであり、これを一度に進めることは、本市として必要な行政水準を確保するために必要な整備であると考え、財政調整基金を活用したものであります。

なお、条例の処分規定では、使途の一つに、主として必要やむを得ない一時的な支出が生じた場合としておりますが、この必要やむを得ない経費とは、各地方公共団体が必要な行政水準を確保するために必要と考える経費であるとされておりますことからも、今回の活用は適切なものであると考えております。

次に、市債の活用につきましては、このたび予算計上いたしました公園のトイレのように、洋式化と併せて屋根や内外壁の塗装、床の張り替えなどを行うような、機能向上を図るようなものであれば市債を発行することは可能とされておりますが、昨今の借入れ金利が上昇している状況や、市債残高を適正に管理する観点も踏まえ、今回の補正予算に計上しているトイレの洋式化につきましては、財政調整基金を財源として活用し、市債の予算計上はしなかったものでございます。

以上でございます。

○大久保たかし議長　宮本議員。

○宮本　均議員　ありがとうございました。

今いただきました答弁ですが、国の交付金が26億あったものが今年１億円、これは大幅減少で、かなりこれはひどいですね。そのために、自主財源を投じてでも物価高騰対策と支援を広げる必要があったとのお話でございました。また、条例に沿って使うことも理解をいたしました。基金を活用する、これは私も賛成なんですが、目的に合ったものであると考えております。また、市債の活用についても、今金利上昇ですから極力控えるのがよろしいかと思います。その点も十分理解をいたしました。

それでは、次の質問に移ります。児童発達支援センターあおぞらキッズ、おひさまキッズの一元化ですが、まず、(1)に関しましては、職員の方が垣根を越えて児童の情報、これも共有、意見交換を行っているとのことでした。現場の職員の方の日頃からの努力はよく存じております。この点、よく理解をさせていただきました。

(2)の職員数の増減ですが、こちらは増減がなしということですので、こちらは了承いたします。

(3)についても低下にはならないということ、また、(4)についても一般的な支援にとどまることはないとのことでしたので、今まで以上の質の高い児童発達支援センターに期待をしております。質問はございません。

次の子どもたちや地域で暮らしている家庭への物価高騰に対する食の支援ですが、まず(1)、こちらに関しては、一定の成果は上げてきた、このことは私も実感をしております。また、新たな補助制度を提案したこともよく理解をいたしました。

(2)のいちカレ事業ですが、こちらのほうは利用者の居場所づくり、また心の支えになるとの評価がございました。精神的支柱も含めたいちカレ事業ということをよく理解をいたしました。なお、こちらは小山田なおと議員が引き続き補足質疑を行います。

公共トイレの洋式化事業について、こちらでは新設、こちらがないのは確認ができました。今までの洋式化事業よりも少し水準が上がったのかなと思っております。先に洋式化が終わった地域からすると、ちょっと羨ましい話ですが、特に公園のほうがこれで一気に洋式化が進むということで、これはぜひ推進をしていただきたいと思います。

特別支援学校増設事業につきましては、教室不足等、今までもいろいろ説明を受けてきておりましたので、答弁の内容を了解はいたしました。補足質疑、小山田なおと議員が引き続き行います。

信篤公共施設整備事業についてですが、答弁で住宅、中型店舗の需要があるとのことでしたが、再度お伺いをいたします。敷地の一部に定期借地権を設定しております。事業者にこれで貸し付けるとのことですが、これは市川市では初めてのことでございます。貸付期間はどのような期間を想定しているのか、お伺いをいたします。

○大久保たかし議長　管財部長。

○松丸　宏管財部長　お答えいたします。

敷地の貸付期間につきましては、サウンディング型市場調査の結果から、民間施設の用途が商業施設の場合は30年から50年程度、共同住宅の場合はおおむね70年程度になるものと想定をしております。

以上でございます。

○大久保たかし議長　宮本議員。

○宮本　均議員　ありがとうございました。この信篤の公共施設整備というのは、今後の市川市の公共施設整備の１つのモデルケースになるかとも思います。質問ではないんですが、１点心配するところは、今後の市川市の住宅事情がございます。特に、金利上昇による影響が大きくなっていく時期でもありますので、サウンディング調査の時期と住宅の完成時、これには大きな開きが生じてくるのではないかと心配をするところであります。市川市でもしっかりとした将来予測を行っていただきたいと思います。

次に、災害対応についてです。(1)アについては、既に市のほうでは衛星通信を使ったものをしっかりと持っ

ているということですが、こちらを受信する、例えば市川市民においてもぜひこれを進めていただきたいと思いますので、その周知を今後お願いしたいと思います。

断水における対応及びウの車中泊については、こちらは現状がよく理解できました。ありがとうございます。

(2)の千葉豪雨における被害等の対応についてですが、まず、アにつきましては13か所の冠水センサーは全て作動していたということでちょっと安心をいたしました。ありがとうございます。

次のイについては、状況がよく分かりました。

ウの雨量計の現状については、こちらも了解でございます。

エの道路上の被災車両の対応については、レッカー車の手配、県によるものである、これも分かりました、ありがとうございます。

また、家屋等の消毒の現状につきましても、現状を理解いたします。

次に、被災された飲食店、商店等への支援の現状でありますが、こちらも了解をいたします。

キの河川における豪雨対策でございますが、13日の降雨量は、報告を見ますと、市川市の場合67.5㎜との報告がございます。やはり１時間の50㎜対応では今後の豪雨に対応できない、新たな対応が必要かと思います。

クの国道298号線、こちらは状況を承知いたしました。

ケの国道14号、県道283号につきましては、まず、14号線においては通行止めに至らないものの、これはほかと比べて明らかに排水が遅い場所であると思います。菅野駅トンネルもございますが、こちらも今回被害を受けたということですから、できましたら一度、この菅野周辺の調査をお願いできればと思います。

次のコ、見舞金等の対象とならない世帯の今後の支援措置ですが、こちらに関しましては補正予算案が既に出ておりますが、さらに被害の確認の方法及び被害件数の見込み、こちらについてお伺いをいたします。

○大久保たかし議長　福祉部長。

○寺島　崇福祉部長　お答えします。

被害の認定に当たりましては、市民からの申請に基づき市が調査、判定を行い、発行する被災家屋等証明書により確認することを予定しております。この証明書には、自家用自動車や住宅設備などの被害状況が記載されていることから、その内容を審査する予定でおります。現在のところ、床上浸水の被害件数を100件と見込んでおり、生活に必要な設備等の被害につきましても同程度の100件を見込んでおります。

以上でございます。

○大久保たかし議長　宮本議員。

○宮本　均議員　ありがとうございました。こちらのほう、調査といいますか確認は風水害ということで財政部ですか、そちらが調査を行って受付、申請、また支給に関しては福祉部ということでありますので、細かいことは申しません、可能な限りの対応をお願いしたいと思います。被害に遭ってからかなり時間がございますので、もう既に復旧が終わっているという場合もございますので、そちらの対応もしっかりとお願いをしたいと思います。

私からの質問は以上です。ありがとうございました。

○大久保たかし議長　補足質問者、小山田なおと議員。

○小山田なおと議員　公明党の小山田なおとでございます。通告に従いまして、一問一答にて補足質疑をさせていただきます。

まず初めに、大項目、子どもたちや地域で暮らしている方への物価高騰に対する食の支援についてでございます。

(1)こどもの居場所づくり支援事業についてであります。

本市におけるこどもの居場所づくり支援事業の現状と評価について答弁をいただきました。子ども食堂は現在市内27か所まで増えており、一定の成果が上がっているということでありました。一方で、地域偏在が課題となっていること、また、近年の物価高騰により運営コストが厳しいという声が本市に寄せられているということであります。子どもの居場所づくりは、単に食事を提供する場所を増やすということではありません。子どもたちが安心して過ごし、地域の大人とつながり、必要なときに必要な支援につながることができる場を増やすという意味でも重要な取組だと考えます。特に、昨今の物価高騰が続く中では、これまで何とか家庭の中でやりくりしていた世帯が、今後支援を必要とする側になる可能性もございます。だからこそ、困ってから支援を探すのではなく、必要なときに身近な場所で無理なく利用できる仕組みをあらかじめ整えておくことが重要かと思います。

また、この地域偏在につきましても、先ほど単純に27か所あるという数字だけで評価をするのではなく、子どもの数、地域の人口、交通手段などを踏まえて、支援が必要な地域に本当に届いているのかという視点も必要と考えます。

そこで、今回、本市といたしましては、国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用して新たな事業に取り組まれるということでありますけれども、どのような事業をどのような考え方で実施されるのか、その概要についてお伺いをいたします。

○大久保たかし議長　こども家庭部長。

○山室繁央こども家庭部長　お答えします。

今回、国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用して行う子どもの食の環境づくりですが、子どもへの食料支援の実施、子ども食堂等に対する補助金及びフードリボンによる食の支援の拡大という３つの分野で合計６つの事業を実施したいと考えております。初めに、子どもへの食料支援の実施としては、移動フードパントリー及びフードパントリー@子ども食堂を11月から来年２月までの間で実施する予定としております。移動フードパントリーは、おおむね中学校区ごとに拠点を設け、地域の子ども食堂実施団体などと連携して、子どもや保護者等に対して食料品を配布するものです。また、フードパントリー@子ども食堂は、市内の各子ども食堂の実施日に合わせて食料品を現地に配達し、子ども食堂を利用する子どもや保護者等に配布するものです。

次に、子ども食堂等に対する補助金としては、２つの補助を実施することを予定しております。１つ目は、新たに子ども食堂を開始する団体の新規開設費用や、既存の子ども食堂実施団体が調理器具や食器、備品の買換えなどを行う場合に要する費用を補助するもので、上限額は１団体当たり30万円、その団体が同時にフードリボン参加店を新規開設する場合は50万円といたします。

２つ目は、既存の子ども食堂実施団体に対し、現行の１開催当たり１万円の補助制度とは別に、物価高騰分として１開催当たり7,000円の補助金を交付するものです。

次に、フードリボンによる食の支援の拡大としては、フードリボン体験会及び小中学生のフードリボン体験チケットの配付を行う予定としています。フードリボン体験会は、市内の会場にキッチンカーを集め、来場した小中学生や保護者等が配付されたフードリボンチケットを使って実際に食事の提供を受ける体験をしてもらうもので、市内２か所での開催を予定しております。また、小中学生へのフードリボン体験チケットの配付は、市立の小学校４年生から中学校３年生までを対象に、フードリボン参加店で実際に使用できる体験チケットを配付し、実際に小中学生に店舗まで足を運んでもらうきっかけをつくるものです。なお、体験チケットは、市内フードリボン店を案内するチラシに印刷し、切り取って使用する形とし、各学校を通じて配布する予定ですが、参加店舗への集中を防ぐため、対象者を２学年ずつの３グループに分け、本年11月から来年２月までの間に、配付時期や体験チケットの使用期間をずらしながら段階的に実施する予定としております。

以上でございます。

○大久保たかし議長　小山田議員。

○小山田なおと議員　ありがとうございました。フードパントリー、子ども食堂、フードリボン、この３点について事業として取り組まれていくということでありました。この子ども食堂につきましては、今回新規の開設費用が補助されるということでありましたので、先ほどの少しでも地域偏在の是正につながることを期待していきたい、このように思います。

また、既存の団体につきましても、備品等の買換え費用の補助や運営費用の増額が行われるということでありましたので、これまで築いてきた地域とのつながりを守りながら、より多くの子どもたちに食を提供できるものと思います。

ここで大切なことは、新しく始める団体を増やすことと、現在活動している団体が活動を続けられることの両方が大事だと思います。既存の子ども食堂には、地域の中でこれまで培ってきた信頼関係があります。その活動を継続していただくこと自体が大きな価値となります。また、新たに始める団体についても一時的な補助で終わるのではなく、地域に根づき継続して活動できる環境をつくることが重要かと思います。今回の支援を一過性の対策にするのではなく、新しく始めることと、長く続けられることの両方につながる制度としていっていただければと、このように思います。

それでは、ここからフードパントリーとフードリボンについて再質問をしていきたいと思います。

まず、フードパントリーについてお伺いをいたします。子どもたちや保護者等に配布される食料品はどのようなものを、どのような考え方で選び、どのように調達されるのでしょうか、お伺いをいたします。

○大久保たかし議長　こども家庭部長。

○山室繁央こども家庭部長　お答えします。

移動フードパントリーは委託により実施することとし、食料品の調達は委託事業者が行うことを想定しております。配布する食料品は、子ども１人当たり2,000円相当で、缶詰、レトルト食品、パック御飯など、常温保存が可能で、調理せずに子どもが手軽に食べられる食品を中心に考えており、配布のしやすさなどを勘案しつつ、仕様書の中で定めていく予定です。

次に、フードパントリー＠子ども食堂は、各子ども食堂を通じて１世帯当たり2,000円相当、各子ども食堂の開催規模にもよりますが、開催１回当たりおおむね50世帯分の配布を想定しております。配布する食料品は、移動フードパントリーと同様に、缶詰、レトルト食品、パック御飯などを中心に、各子ども食堂の実情も踏まえながら選定し、市がスーパーや小売店などに直接発注し、各子ども食堂の開催日に合わせて配送することを考えております。

以上でございます。

○大久保たかし議長　小山田議員。

○小山田なおと議員　食料品の調達だったり配送については、受託事業者にて行っていかれるということでありました。また、常温保存ができ、子どもたちが手軽に食べられる食品を中心に検討がなされていくということでもありました。このフードパントリーを利用する子どもたちや保護者等に人気のある品物について調べましたところ、やはり保護者からはお米が一番人気ということでありました。一方で、子どもたちの視点から見ますと、実はお菓子であったりフルーツが人気だということであります。また、食料品ではないんですけれども、文具などの学用品も人気だと伺っております。せっかくの機会でございますので、行政が配りやすいものではなくて、利用する家庭が本当に必要としているものという視点で、バラエティーに富んだ品物を選定していただければと思います。

家庭によって必要なものは異なります。同じ家庭でも、その時々で必要なものは変わってくると思います。固

定的に同じ品目を配るのではなく、利用者の声や利用状況を把握しながら、内容を柔軟に見直していく仕組みにしていただければと思います。

続いて、フードリボンについてお伺いをいたします。小中学生へのフードリボン体験チケットは、各学校を通じて配付されるということでありますけれども、不登校の子どもたちや学校との接点が少ない子どもたち、そして支援が必要な子どもたちにも確実に届く仕組みになっているのでしょうか。また、参加店舗を増やすことも非常に重要と考えますけれども、本市として現在どのように働きかけを行っているのでしょうか、お伺いをいたします。

○大久保たかし議長　こども家庭部長。

○山室繁央こども家庭部長　お答えします。

体験チケットは、子どもが通っている学校を通じて配付する予定ですが、配付が難しい子どもがいる場合は、各学校とも情報を共有した上で、市から直接郵送するなど、確実に子どもたちの手元に届けるための方法を検討したいと考えております。

次に、参加店舗を増やす取組についてですが、現時点でフードリボンプロジェクトに参加登録している店舗数は20店舗となっております。小中学生がより身近な地域で利用できるようにするためにも、今後はＩＣＨＩＣＯ加盟店舗や、いちランチ参加店舗などをはじめ、様々な店舗に幅広く声をかけるなど、参加店舗をさらに増やせるよう取り組んでまいります。

以上でございます。

○大久保たかし議長　小山田議員。

○小山田なおと議員　体験チケットにつきましては、全ての子どもたちに確実に届くように対応をお願いしたいと、このように思います。

特に、また小学生は、身近に利用できる店舗がなければ制度があってもなかなか利用ができません。したがって、参加店舗の拡大は制度を実際に使える制度にするための重要な条件になるかと思います。2026年１月23日の読売新聞の記事では、コンビニエンスストアを経営する方が、常連客などが１つ300円で購入したリボンを毎日午後２時から５時まで、店内にリボンを貼ったボードを置いている事例が紹介をされておりました。本部の了承を得た上で、消費期限が迫った店内調理のおにぎりや弁当を渡し、毎日15食程度を用意しており、このリボンがなくなる日もあるということであります。こうした事例を見ますと、フードリボンは子どもへの食の支援と、地域の方々の善意をつなぐ仕組みとして大きな可能性があると感じます。特に、コンビニエンスストアは子どもたちにとっても身近で、営業時間も長く、利用しやすい場所ではないかとも思います。ぜひこうした店舗も含め、協力店舗を増やすための具体的な働きかけを進めていっていただきたい、このように思います。

また、こういった制度をつくるだけではなく、この制度を知ってもらうことも大変重要ではないかと思います。例えば、11月の市民まつりにてブースを設けてＰＲするなど、子ども、保護者、地域の皆さん、店舗の皆さんに、このフードリボンの仕組みを知っていただく機会をつくっていただければとも思います。特に不登校の子どもたちや学校との接点が少ない子どもたちには、学校経由の周知だけでは届かない可能性があります。学校以外の相談窓口、地域の居場所、福祉関係機関など、複数のルートから情報が届く仕組みを検討していただきたい、このように思います。

続きまして、(2)いちカレ事業について伺ってまいりたいと思います。このいちカレ事業の現状と評価についてお伺いをいたしました。さらに伺ってまいります。

まず、どのように周知が行われ、これまで何人が利用されたのでしょうか。また、利用者に対してアンケートが実施されていると思いますけれども、その結果から見えてきた課題についてお伺いをいたします。

○大久保たかし議長　福祉部長。

○寺島　崇福祉部長　お答えします。

令和６年１月の事業開始以降、いちカレのチラシを作成し、市内の各公共施設や関係機関などに配布するとともに、市公式ウェブサイトやデジタルサイネージ、「広報いちかわ」などで広く周知を行っております。利用実績につきましては、令和５年度は延べ約400人、令和６年度は延べ約3,400人、昨年度は延べ約4,900人の方に御利用をいただいております。いちカレを利用の際に協力いただいている昨年度の利用者アンケートからは、困っていることがあり相談したいことがあると回答された方は約30％いるものの、昨年11月から店舗内に設置した相談ブースにおける相談は多くなかったことから、支援を必要とする方をいかに相談支援へつなげていくかが課題であると認識しております。また、利用回数からは、初回利用者は10.3％、２回目が8.7％、３回以上利用されている方は75.2％となっております。このように、継続して利用される割合が高いことから、より多くの生活に困窮する方などの支えとなるよう、さらなる周知が必要であると考えております。

以上でございます。

○大久保たかし議長　小山田議員。

○小山田なおと議員　ありがとうございました。チラシの作成だったり、ウェブサイト、「広報いちかわ」などで周知を行われて、年々利用実績が増えてきているということでありました。昨年度は約4,900人が延べで利用されているということでもあります。

また、利用された方へのアンケート結果から、３回以上利用している方が約75％いる一方で、約30％の方が相談したいと回答しているものの、実際の相談にはつながっていないことが課題ということでもありました。非常にこれは重要な数字ではないかなというように思います。約30％の方が相談したいと答えているということは、この事業が食事を提供するだけの場ではなく、困っているけれどもどこに相談すればいいのか分からないという方の入口になっている可能性もあるのではないかと思います。一方で、約30％が実際の相談につながっていないということであれば、そこには相談したくても相談できない理由があるのかもしれません。例えば、何を相談してよいのか分からない、相談したことで大ごとになってしまうのではないかといった不安も考えられます。だからこそ、相談窓口を案内するだけではなく、利用者の様子や日常の会話から困り事をいかに把握して、必要な支援につなげる工夫が求められているというようにも思います。

そこで、今後のいちカレ事業の展開について再度お伺いをいたします。

○大久保たかし議長　福祉部長。

○寺島　崇福祉部長　お答えします。

今後の事業展開につきましては、アンケート結果や利用状況を踏まえ、これまでいちカレを利用する機会のなかった方にも食の支援を届けるとともに、支援を必要とする方を適切な相談支援につなげていくことが重要であると考えております。このため、国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用し、本年10月から令和９年２月まで、キッチンカーによる提供台数及び提供場所の拡大と、既存のいちカレ提供店４か所における実施回数を増やすことを予定しております。実施場所につきましては、市内の公園や公民館等の公共施設を検討しており、１日当たり約５か所で提供する予定としております。支援エリアを拡大することで、これまでの提供場所から離れた地域にも食の支援を届けられるものと考えております。また、既存のいちカレ提供店４か所につきましても、営業日を週１回から２回程度に増やし、１か月当たりの実施回数を約20回から40回に拡大することで利用機会の充実を図ってまいります。

今後も、いちカレ提供事業者と連携して、困り事を抱えている利用者の状況把握を行い、利用者の意向に配慮しながら必要な相談支援につなげられるよう努めるとともに、より多くの市民の皆様に事業を知っていただける

よう、市公式ウェブサイトに加え、「広報いちかわ」、公式ＳＮＳなど様々な媒体を活用し、周知をしてまいります。

以上でございます。

○大久保たかし議長　小山田議員。

○小山田なおと議員　今後のいちカレ事業についてなんですけれども、新しく、既存４か所については週１回から週２回に増やしていくということでありました。また、新たに移動可能なキッチンカーを活用して、市内公共施設等で１日当たり約５か所程度実施していくということでもありました。また、相談体制も充実を図っていくというような答弁であったかと思います。実施場所が増えることによって、また開催回数が増えることで、これまで利用することができなかった方にも新しい接点が生まれることを期待したいなと、このようにも思います。

しかし、ここでやはり忘れてはいけないのは、いちカレの目的はカレーを提供することだけではないということであります。支援につながることが難しい方との接点をつくり、その先にある必要な支援へつなげることまで含めて、この事業の価値が高まっていくのではないか、このように思います。自分から支援につながることが難しい方に対しては、やはりこちらから声をかけることも必要になってくるかもしれません。

温かいカレーを食べることで、もう少し今日頑張ってみようと思う方もいらっしゃるかとも思います。一方で、何度も来られている方は、食事をしようとしているというだけではなくて、誰かに話を聞いてほしい、支援が必要だというサインを出しているのかもしれません。そのサインを見逃すことなく、必要な支援につなげていくことが重要かと思います。そのためにも、利用者の情報を適切に共有できる仕組みや、相談先をすぐに案内できる体制、そして何より利用者が安心して相談できる関係づくりが必要になってくると思います。必要な支援を押しつけるのではなく、まずは安心して何度でも足を運べる場所をつくる。その上で、本人の気持ちやペースを尊重しながら、必要なときに自然に相談へつながる体制としていっていただければと思いますので、どうぞよろしくお願いを申し上げます。

以上で終わりたいと思います。

続いて、大項目、特別支援学校の整備についてお伺いをしてまいります。

経緯と概要についてお伺いをいたしました。須和田の丘支援学校の在学者数は年々増加しており、令和11年度には、小中高の全てで教室が不足する見込みということでありました。校舎の狭隘化への対応や、小中高の連携強化など、須和田の丘支援学校の教育環境を充実させるため、和洋学園国分校舎を活用した特別支援学校の増設が予定されているとのことです。

そこで、和洋学園と締結した合意書の趣旨と整備の詳細についてお伺いをいたします。

○大久保たかし議長　教育振興部長。

○根本泰雄教育振興部長　お答えします。

本年７月31日、市と学校法人和洋学園において合意書を締結し、和洋学園国分校舎を売り渡し、市が教育目的で使用することについて合意をしたところであります。合意書締結式では、学校法人和洋学園からは、これまで和洋国府台女子中学校の校舎として使用してきた校舎が、特別支援学校の校舎として再生され、子どもたちの未来を育む拠点となることに喜びを感じているという発言があり、本事業への賛同の意を示していただいたところです。今後、令和11年４月の供用開始に向け、学校法人和洋学園と連携協力し、本事業を進めてまいります。

次に、整備計画についてです。和洋学園国分校舎については、既存校舎を有効活用し、特別支援学校設置基準で校舎に備えるべき施設と示されている普通教室、特別教室、自立活動室、図書室、保健室、職員室のほか、体育館について整備を行ってまいります。このうち、児童生徒が日常的に利用する普通教室の確保が喫緊の課題であり、現状の見込みでは、令和17年度までの推計値を踏まえますと、今後必要となるクラス数は60教室を超える

と見込んでおり、普通教室棟の一部を改修することで確保できるように検討を進めているところであります。そのほか、須和田の丘支援学校の教育活動に必要な施設として、高等部において、職業訓練のために必要となる陶芸や木工、織物などの指導のための特別教室の設置についても検討をしております。

また、特別支援学校においては日々安心して学ぶことができる教育環境に加え、障がいを持った児童生徒が自立できるような指導を行うことが重要となります。このため、医療的ケア室、児童生徒がパニックや強い不安、かんしゃくを起こした際に心を落ち着かせるためのクールダウンルームなどの設置についても検討しており、きめ細やかな支援が行える施設となるよう整備を行ってまいります。このような整備を行うことで、よりよい教育環境を提供していきたいと考えております。

以上でございます。

○大久保たかし議長　小山田議員。

○小山田なおと議員　まず、合意書の趣旨につきましては、本市が教育目的で使用することで和洋学園さんと合意がなされたということでありました。また、整備の詳細につきましては、60教室を超える普通教室を確保するほか、高等部における職業訓練に必要な特別教室、また医療的ケア室、心を落ち着かせるためのクールダウンルームなども設置される予定ということでありました。きめ細やかな支援が行えるすばらしい教育環境としていっていただきたいと、このように思います。

今回の整備は、単に足りない教室を増やすという事業ではないのではないかと思います。子どもたちが安心して学び、成長し、それぞれの将来につながる力を身につけるための環境を整える事業ではないかとも思います。そのために、教室数の確保というのはもちろんでありますけれども、子どもたち一人一人の特性や、教育的ニーズに応じて落ち着いて学べる環境をどうつくるかという視点が重要ではないかとも思います。特に、高等部では卒業後の進路を見据えた職業訓練や実習などが重要になってまいります。また、今回予定されている特別教室、医療的ケア室、クールダウンルームについても、設備を整えること自体を目的とするのではなく、実際の教育活動の中で十分に機能する施設としていっていただければと、このように思います。こうした環境整備は、子どもたちだけではなく教職員や保護者にとっても安心して教育活動を行える環境につながるものであります。ぜひ整備後の運用まで見据えた学校としていただくことを重ねてお願いを申し上げます。

さて、今回の特別支援学校増設については、周辺自治会に対しても説明会が行われたと認識をしております。その際、どのような意見があったのかについて再度お伺いをいたします。

○大久保たかし議長　教育振興部長。

○根本泰雄教育振興部長　和洋学園国分校舎が立地をしております国分４丁目が属しております六反田自治会をはじめ、国分地区自治会連合協議会に所属している10の周辺自治会の会長の皆さんに対し、本年７月に事業概要やスケジュールなどを説明させていただいたところであります。周辺自治会長からは、和洋学園国分校舎を防災拠点として活用してほしい、地域の集会等が行えるようにしてほしいといった御要望もいただいております。いただいた要望につきましては、関係部署と調整しながら今後検討をしてまいります。

以上でございます。

○大久保たかし議長　小山田議員。

○小山田なおと議員　説明会では、防災拠点としての活用であったり、また、地域の集会等が行えるようにしてほしいという要望があったとのことでした。体育館や広い校庭があり、また風水害に比較的強い場所であることから、防災拠点としての活用や、休日における地域活動の場としての活用も可能ではないかとも考えます。今後ぜひ検討していただければと思います。

地域から防災拠点や集会の場としての活用を望む声があったということは、この施設が学校だけではなく、地

域にとっても重要な場所になるということだと思います。もちろん教育活動を最優先とすることは当然であるかと思います。その上で、学校運営に支障のない範囲で、地域とのつながりを生かした活用についても検討いただければと思います。

また、特別支援学校だからこそ、地域の方に学校の役割や子どもたちのことを知っていただくよい機会になるとも思います。学校を地域から遠い存在にするのではなく、地域に理解され、地域に支えられる学校づくりにつなげていただくことを期待しております。ありがとうございました。

続いて、災害対応についてに進んでまいります。

イ、断水時における水の確保についてであります。断水時における水利確保の課題につきましては答弁をいただきました。現状では、全ての避難所で水利が確保されておらず、災害用の井戸についても電動ポンプが停電等により作動しないリスクがあるということでありました。さきの熊本地震においても、断水が長く続き、トイレや洗濯などの生活用水が不足する事態が発生をしておりました。さらに、井戸の破損や井戸枯れによる被害も、言わば隠れた断水被害とされておりました。避難生活で必要なのは、飲むための水だけではありません。トイレを流す、手を洗う、洗濯するなど、生活を維持するために大量の水が必要です。そこで、現在では電力等を使用せずに雨水をろ過することで純水をつくって大容量のタンクに貯蔵できるシステムが開発されており、水利が確保されていない施設への導入は有効な手段の一つと考えますが、本市の見解を伺います。

○大久保たかし議長　危機管理監。

○今井　隆危機管理監　お答えします。

井戸は、掘削すれば必ず水が出る地層に届くとも限らないこともあり、雨水を活用することは、低コストで水利の確保が可能となる利点があると考えております。例えば、雨水を貯水するタンクを活用し、掃除や花壇の水やりなどにも使用することで水道料金の節約にもつながります。これまでそのまま排水していた雨水を無償の資源として有効活用するため、上水道の使用量を抑え、ランニングコストを圧縮することができることから、導入に向け関係部署と調整していきたいと考えております。

以上でございます。

○大久保たかし議長　小山田議員。

○小山田なおと議員　御答弁ありがとうございました。災害時には、水がないということがそのまま避難生活の継続が難しくなることにつながってまいります。飲料水については備蓄や給水支援がありますけれども、いわゆるトイレや洗濯などに使う生活用水は、必要量も多く、別の備えが必要であります。だからこそ、１つの方法に頼るのではなく、電力が使えない場合も想定しながら複数の手段で水を確保するという考え方が重要であると思います。

雨水活用設備についても、災害時だけの設備だけではなく、平時からやはり活用し、日常の設備として維持しておくことが、いざというときに強みになるとも思います。平時から利用することで、災害時に設備を使いこなせるという面も期待ができます。避難所の防災機能向上のため、早期導入について前向きに検討いただきますよう、どうぞよろしくお願いをいたします。

続いて、ウ、車中泊により避難生活をしている避難者への支援の現状についてであります。避難所におけるプライバシーの確保や、生活環境、暑さ対策などを理由に車中泊を選択される方も多くいらっしゃると思います。さきの熊本地震でもたくさんの方が車中泊をされております。障がいのあるお子さんにとって、避難所での生活が難しく、やむを得ず車中泊を選択されているケースも熊本地震ではあったと聞いております。

そこで、車中泊を選択せざるを得なかった世帯をどのように把握し、どのような支援につなげていくのかについてお伺いをいたします。

○大久保たかし議長　危機管理監。

○今井　隆危機管理監　お答えします。

災害時に避難所に入らず車中泊をせざるを得ない避難者の把握と支援は重要な課題であります。車中避難者は見えない避難者になりやすく、支援物資や医療情報から孤立して健康状態も把握しにくいリスクを抱えております。車中泊避難者を把握する方法として、自治体によっては専用の避難場所を設けて効率的に把握した事例もあります。避難所で配給される食料や水、給水車や入浴支援などの情報が車中泊避難者にも行き届くよう、ＳＮＳ等を活用するほか、駐車スペースへの掲示などでお知らせするとともに、車中泊による生活が長期に渡らないよう、避難所環境の整備、運営に努めてまいります。

以上でございます。

○大久保たかし議長　小山田議員。

○小山田なおと議員　車中泊を選択された方というのは、一般的な避難所の名簿だけで把握していくことが非常に難しいというような課題があるかと思います。これは、車中泊していること自体、支援を受けなくても大丈夫と受け取ってしまうと、本当に困っている方が支援からこぼれてしまいます。先ほどの答弁では、専用の場所を設けている自治体もありますということでありましたけれども、それも１つのよい手かなと思いますけれども、実は、特に障がいのあるお子さんがいる家庭では、避難所での生活そのものが大きな負担となっているということであります。一度日常の生活リズムが崩れると、元に戻すことが難しくなってしまうということであります。だからこそ、避難所に来ていないから支援が必要ないということよりも、どこで避難生活をしているかにかかわらず、必要な支援を届けるためにどうしたらいいかというふうに考えていかざるを得ない現状もあるのかなと、このように思います。ＳＮＳであったり、様々な方法を活用しながら必要な支援につながれる仕組みを再度検討いただくようにお願いをしたいと、このように思います。

続いて、(2)千葉豪雨における被害等への対応についてであります。

ア、道路冠水センサーの活用と現状について伺ってまいります。答弁では、道路冠水センサーは現在13か所に設置され、迅速な通行規制等の措置につながっているということでありました。

そこで、さらに伺っていきたいと思います。今回の千葉豪雨では、冠水センサーが設置されていない箇所でも冠水が発生したと思われます。そのような箇所について、どのような情報を基に、誰が対応したのかについてお伺いをいたします。

○大久保たかし議長　道路交通部長。

○磯部高志道路交通部長　お答えします。

冠水センサーを設置していない箇所につきましては、職員のパトロール等により現地確認を行い、状況に応じて通行規制をしております。しかしながら、今回の豪雨では大雨が長時間続いたことから、市内の多くの箇所で同時に道路冠水が発生したことや、幹線道路の渋滞により、一部で迅速な通行規制を取る体制が整わなかった箇所がございました。

以上でございます。

○大久保たかし議長　小山田議員。

○小山田なおと議員　冠水センサーが設置されていない箇所については、職員によるパトロールで対応したということでありました。しかしながら、今回のような集中豪雨では、職員のパトロールだけで市内全てを確認し、迅速に対応することに限界があったということでもありました。そこで、冠水センサーについては、被害が繰り返し発生している場所や、過去の冠水状況などを踏まえて優先順位をつけて増設していくことも検討いただければと思います。

そして、重要なのは、このセンサーを増やすこと自体ではなくて、検知したらどのくらいの時間で通行規制につなげていけるかということではないかと思います。７月にも豪雨が発生しましたけれども、このときに冠水した地域では、実は今回の８月13日の大雨でも通行規制が間に合わず、車が立ち往生したり、無理に走行した車によって床上浸水が発生をしたり、ひどいケースでは店舗のガラスが割れたりする被害も発生をいたしました。行政が直ちに対応できない場合には、実は地域の皆さんが協力したいという声も上がっております。

そこで、他市の事例を調べたところ、埼玉県久喜市では、住民による自主防災組織と市が覚書を締結し、道路が冠水してセンサーが反応した場合に、住民が冠水箇所の手前へ道路コーンやポールを設置し通行規制を行うことができる、こういったことを取り組んでおります。豪雨水害発生時の被害を最小限に抑えるためにも、このような住民協力型の対応を本市でもぜひ検討していただきたいと思いますので、どうぞよろしくお願いをいたします。

続いて、イ、土砂災害警戒レベル４及び５の避難指示発令状況について伺ってまいります。

レベル４の土砂災害危険警報及びレベル５の大雨特別警報の発表基準について答弁をいただきました。気象庁からの発表後、さらに地域を細分化したキキクルの情報を基に、対象地域に対して市川市が避難指示を発令しているということでもあります。ここで市民にとって重要なのは、自分の地域が対象地域なのかということが一目で分かるかということであります。残念ながら、ニュース等では市川市全体に発令がなされているように受け取られることもありますが、実際には対象地域を限定しての発令となっております。そのため、市川市から発信する情報について、対象地域が明確に伝わり、自分は避難するべきなのかを市民が判断できるようにしていっていただきたいと、このように思います。

さて、18時29分に危険な崖地のある北東部及び北西部に対して避難指示が発令をされました。北東部及び北西部には、崖崩れを検知するセンサーが設置されているかと思いますけれども、設置場所とセンサーの状況について再度お伺いをいたします。

○大久保たかし議長　街づくり部長。

○小林英樹街づくり部長　お答えします。

本市では、近年の大雨や大型の台風等に起因する崖崩れ等の被害から市民の命を守るため、市内北部にある一部の崖地に斜面の変動を感知するセンサーを設置しております。センサーの設置箇所は、里見公園分園西側、曽谷の山王緑地、大野町の梨風東緑地、宮久保６丁目の斜面緑地等の４か所で、日頃から崩壊の危険性を監視しております。センサーは、斜面の僅かな変位を検知すると、データがインターネット上のクラウドサーバーに送信され、安全、注意、警戒、避難の４つの段階で、あらかじめ登録されたメールアドレスに通知されます。今回の千葉豪雨時では、宮久保６丁目のセンサーから４段階のうち一番上の避難の通知があった後、レベル４の避難指示の警報が発令されたことから、職員が直ちに現場に向かい、その後、崖地の安全を確認しております。

以上でございます。

○大久保たかし議長　小山田議員。

○小山田なおと議員　ありがとうございました。本市が設置しているセンサーのうち、宮久保６丁目に設置されていた崖センサーがレベル４の発令前に検知をしたということでありました。この崖センサーの一番の特徴は、やはり現場の実測値であるということではないかと思います。一方で、キキクルの情報というのは予測値による計算で出されたものであります。この２つを組み合わせることで、現場の実測と広域的な予測の双方から、崖崩れの危険度をよりきめ細かく判断できる可能性があるのではないかと思います。ぜひ今回得られたデータについては、企業側としっかり共有していただいて、実測データを今後の精度向上につなげていっていただきたいと、このように思います。

また、今回のようにセンサーが発令前に異常を検知していたのであれば、これは今後の防災対策を考える上で非常に貴重なデータになるかとも思いますので、今後の運用にぜひ生かしていただきたいと、このようにも思います。

今回、奉免地域においては地滑りと思われる倒木も発生したという情報もあったことから、危険な崖地へのセンサー設置拡大についても、優先順位を明確にしながら順次検討を進めていっていただきたいと思いますので、よろしくお願いをいたします。

○大久保たかし議長　残余の質問と答弁に関しましては、休憩後でお願いいたします。

○小山田なおと議員　はい、分かりました。

○大久保たかし議長　この際、暫時休憩いたします。

午前11時57分休憩

午後１時開議

○大久保たかし議長　休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第２議案第23号から日程第30報告第34号までの議事を継続いたします。

小山田なおと議員。

○小山田なおと議員　それでは、午前中に引き続きまして再質疑を進めさせていただきたいと思います。

続いて、雨量計の現状についてからでございます。現在、市が公表されている雨量計は、春木川の排水機場と本北方排水機場の２か所でございまして、これに加えて市内４か所の消防署にも設置がされているということでございました。また、国交省の川の防災サイト上では、大野町と須和田に雨量計があるということでございました。１つは、市が管理している本北方排水機場の雨量計については現在調整中のままとなっていますので、まずは早急に対応をしていただきたいなと、このように思います。

現在公開されている雨量計なんですけれども、先ほど申し上げたところになりますけれども、北部地域に偏っているような状況となっております。近年の雨の降り方を見ると、局地的に強い雨が降る場面がありますし、また、御存じのとおり市川市は南北に約13kmと細長い地形でありますから、北部、中部、南部では雨の降り方が異なってまいります。そのため、各地域の雨量を把握することが大変重要になってくると思います。市民が自分の地域の状況を確認し、早めに避難行動を判断できるよう、市内全ての雨量計の数値を公開していくべきだと考えますが、本市の見解を伺います。

○大久保たかし議長　危機管理監。

○今井　隆危機管理監　お答えします。

市内４か所の消防署に設置されている雨量計の数値を公表するためにはシステム改修が必要となるため、関係部署と調整してまいります。また、国や県で公表している雨量計が市公式ウェブサイトで確認できるよう対応してまいります。多くの地点の雨量を公表することで、市民の皆様が適切な避難行動につながるよう努めてまいります。

以上でございます。

○大久保たかし議長　小山田議員。

○小山田なおと議員　ありがとうございます。市内４か所の消防署にも設置されているということでありますから、市のウェブサイトでしっかり確認ができるようにしていただきたいと思いますし、昨晩もキキクルを見たり、川の防災情報を見たり、市の公式サイトを見たりと、いろいろ情報をあちこち見ながら雨量を確認していたところですので、ぜひ統一して見れるようにしていただければと、このように思います。

この雨量の情報は、単に数字を公表するためのものではありません。今、自分の地域でどの程度の雨が降っているのかを知り、避難するかどうかを判断するための重要な情報ともなってきます。ぜひ、この情報を、北部、中部、南部の各地域の観測情報ができるだけリアルタイムで確認できる仕組みを整えていただきたいなというように思います。また、公開に併せては、当然ながらスマートフォンなどから市民が見つけやすく、理解しやすい形で発信していただくことも含めて、情報公開の充実をよろしくお願いをいたします。

続いて、エ、道路上の被災車両への対応についてであります。市内では27台の被災車両が発生し、そのうち２台は１週間経過しても移動できなかったということでありました。その後、千葉県のプロジェクトにより移動が完了したということでありますけれども、本市においてはレッカー移動など被災車両を動かすことができる車両を所有しているのでしょうか。また、そのような事業者と協定は締結していないかについてお伺いをいたします。

○大久保たかし議長　危機管理監。

○今井　隆危機管理監　お答えします。

本市では、レッカー移動などができる車両は所有しておらず、車両や機材のレンタル事業者や建設事業者などの協定締結事業者に依頼するほか、令和６年度に車両の移動に関する災害協定を自動車関連組織と締結しております。今回の豪雨のように広範囲の浸水により動けなくなった車両が多数出た場合には、移動作業に時間を要することから、市内の自動車修理工場などレッカー車両を所有する事業者とも協定を新たに締結するなど、道路の安全を確保する体制を強化してまいります。

以上でございます。

○大久保たかし議長　小山田議員。

○小山田なおと議員　今後、本市がそういったレッカー車等を所有するかどうかについては、別途議論が必要になってくると思います。

しかし、災害時に被災車両が道路上に残ることで、消防や救急などの緊急車両の通行に影響する可能性は考えられます。また、所有者が自ら移動できない場合には長時間そのままになってしまうこと、こういったことが今回の千葉県豪雨でも発生をしておりました。そのためには、まずは修理工場などの関係団体と災害時の協定を締結し、誰かが窓口となり、どの事業者に連絡し、どのような優先順位で対応するのかを平時から明確にしておくべきだと思います。実は、８月13日の千葉県豪雨の後、次の週に公明党千葉県本部において各事業団体からの要望を、懇談会がございました。その中でも、自動車修理工場などを持っている団体から、私たち、実はこういう車両を持っているんですと、すぐ動きたい、こういったような要望が寄せられました。ただ、その際には、行政から指示がなければ残念ながら私たちは動くことができないんですと、このようなこともおっしゃられておりました。レッカー車であったり、車載できる車、こういった車両を持っている団体はたくさんありますので、しっかりこういう団体と協定を結んでいっていただければなと、このように思います。どうぞよろしくお願いをいたします。

続いてオ、家屋等の消毒の現状についてであります。答弁では、120件を超えるような依頼がありまして、市内業者や団体の皆様に協力いただいて消毒を実施されているということでございました。

そこで、再質問をさせていただきます。市が行っているこの消毒なんですけれども、結構臭いのきついクレゾール石けんが使用されております。ある飲食店では、消毒をお願いしたものの、この臭いが非常に強く、すぐに営業を再開できないため、残念ながら消毒を断りましたということでありました。衛生面の確保は当然大変重要なんですけれども、被災した事業者にとっては一日でも早く営業を再開することも大変重要なこととなってまいります。

そこで、より臭いの少ない消毒液への変更など、被災者の負担を軽減する方法について検討できないでしょうか、お伺いをいたします。

○大久保たかし議長　環境部長。

○湯本明男環境部長　お答えいたします。

今回の千葉豪雨で浸水被害を受けた家屋が多く、また、地区によっては10戸以上を一斉に消毒する必要がございました。このため、これまで消毒に使ってきたクレゾール石けんを広範囲に散布すると周囲への臭いの影響が大きいと判断し、消毒開始早々に臭いの少ない薬剤を検討いたしました。そこで、クレゾール石けんに代わるものとして、コロナ禍の時期に手指の消毒に多く使用され、カビ類や菌類だけではなく、ウイルスにも効果がある塩化ベンザルコニウム水溶液、いわゆる逆性石けんへ変更し消毒を実施いたしました。散布を行った家屋の皆様に、消毒薬の臭いについて感想を伺ったところ、総じて臭いは気にならないとの御意見をいただいております。こうしたことから、今後も逆性石けんを使用していきたいと考えております。

以上でございます。

○大久保たかし議長　小山田議員。

○小山田なおと議員　ありがとうございました。既に途中から臭いの少ないものに変更していただいていたということでありました。今後、この臭いの少ない塩化ベンザルコニウム水溶液が主流になるということでありましたので、飲食店の皆さんでも安心して消毒していただけるのではないかなと思います。

飲食店は、衛生管理と営業再開の両立が求められます。被災した店舗にとって一日でも早く営業を再開することは生活の再建にもつながってまいります。消毒の安全性だけでなく、実際に営業再開までどのような影響があるのかという現場の視点も踏まえて対応していただきたいと思いますので、今後ともよろしくお願いをいたします。

続いて、カ、被災された飲食店、商店街等への支援の現状についてであります。34か所の飲食店等で被害が確認されたということであります。そして、被災された事業者を対象とした見舞金については、先順位者の答弁で理解をいたしました。いち早く事業者の皆様に届けていただければなと、このようにも思います。

そこで、飲食店や商店街等に対する支援のうち、災害への備えに対する支援の現状についてお伺いをいたします。

○大久保たかし議長　経済観光部長。

○高橋一三経済観光部長　お答えします。

近年の豪雨災害を踏まえ、日頃からの備えの重要性や災害の具体的なイメージを持っていただけるよう、関係機関と連携し、周知啓発に努めてまいります。

以上でございます。

○大久保たかし議長　小山田議員。

○小山田なおと議員　ありがとうございました。日頃からの備えの重要性、災害の具体的なイメージを持っていただけるようにというような答弁でありましたけれども、経済観光部として、やはりこの災害の備え、どういったことをやっていくべきなのかななんて考えたときに、今回、商店街の皆さんがやっぱり皆さん協力してこの災害対応に当たられておりました。そういったところを考えたときに、やはり災害に強い商店街、こういったものを経済観光部としても目指していかれるべきではないのかなというふうに思います。そのためには、商店街版のＢＣＰの作成、こういったところをしっかり推進していってみてはいかがかなと、このように思います。

このＢＣＰをつくる目的というのは、書類をつくることではありません。災害が起きたら、誰が何をし、どのように店舗を再開するのかを事前に決めていくことであります。事前の備えはもちろん、災害が発生した後、い

かに早く事業を再開できるのか、そのためにどのような準備や行政支援が必要なのかを、これまた平時からしっかり整理しておくことが重要であると思います。商店街が被災すると、個々の店舗だけではなく、周辺の店舗や地域全体のにぎわいにも影響があります。被災後の支援だけではなく、被災前の備えに対しても支援することで地域全体の回復力を高めていっていただきたい、このように思います。

続いて、キ、市内主要河川における豪雨対策であります。真間川流域における河川整備状況については答弁をいただきました。１時間雨量50㎜に対応した計画で整備が進められているものの、まだまだ整備途中ということであったかと思います。まずは、現在進められている整備を一日も早く完了させるように、県に対ししっかり働きかけをしていっていただきたいなと、このように思います。

また、こうした整備状況の中で千葉豪雨が発生しましたが、真間川流域における河川水位の状況、溢水の有無、そしてこれまでの整備によってどのような効果があったのかについて再度お伺いをいたします。

○大久保たかし議長　下水道部長。

○仙波俊郎下水道部長　お答えします。

本市では、台風や豪雨の際に迅速な情報収集などを目的として、パトロールのほか、真間川水系の５地点で水位監視を行っております。８月13日の各地点での最高水位は、護岸の高さに対し、真間川では68％、国分川では81％、大柏川については、大柏川第一調節池の上流側で92％、下流側で74％、また、真間川との合流地点では79％を計測しております。この遠隔監視の水位データと現地のパトロールにおいて、河川で明確な溢水は確認されておりません。

次に、河川整備の効果ですが、河川の水位について、大柏川第一調節池の上流地点に対して下流地点の水位が下がっていることから、川から池に流入したことで下流への負担が軽減されるなど貯留機能が有効に発揮されたものと推察しております。

以上でございます。

○大久保たかし議長　小山田議員。

○小山田なおと議員　各河川における護岸までの高さについて細かく答弁をいただきましたけれども、明確な溢水があったということは確認されていないということでありました。また、大柏川につきましては、上流地点が92％、下流で74％であったということで、この大柏川第一調節池が非常に効果的に動いた、発揮したのではないかというようなことでありました。一方で、実は国分川調節池におきまして、国分川からの流入がうまくできていなかったのではないかという声を河川付近にお住まいの方からいただいております。

そこでお伺いをいたします。国分川調節池において、今回の豪雨時に調節機能が十分に発揮されていたのでしょうか。また、発揮されなかった部分があるとすれば、その原因は何だったのか、本市としてどのように認識されているのでしょうか。

○大久保たかし議長　下水道部長。

○仙波俊郎下水道部長　お答えします。

国分川調節池は、上池、中池、下池の３つの池で構成されており、上池と中池は国分川、下池は春木川の流量を調節する施設でございます。豪雨時に国分川の水位が上昇し、上池に設置されている越流堤の高さを超えると上池に水が流れ込み、中池とともに一時的に貯留し河川の流量を調節することで、国分川の溢水や下流に位置する真間川への負担軽減を図る役割を担っております。

御質問の国分川調節池へ流入していなかったという点につきましては、本市においては確認できなかったことから、河川管理者である千葉県に確認したところ、県においてもそのような状況は確認できていないと伺っております。近年、河川の整備計画を超える豪雨が頻発しており、いまだ完成に至っていない河川改修や調整池の建

設などの完成がますます急務となっておりますので、流域全体の治水安全度が向上されるよう、引き続き県に要望してまいります。

以上でございます。

○大久保たかし議長　小山田議員。

○小山田なおと議員　ありがとうございました。国分川調節池への流入については問題がなかったというような答弁であったかと思います。ちょっとこれは私の聞き方が悪かったのかなというふうにも思うんですけれども、国分川調節池への流入は、確かにちゃんとされていたんだと思います。その一方で、実は国分７丁目付近では、国分川に設置されているいわゆる堤防というか、高さ、胸壁と言ったらいいんでしょうか、天端と言ったらいいんでしょうか、その高さが調節池側よりも受住宅街のほうが低かったんです。そのため、住宅街へ大量の水が流れていってしまったという相談が地元の自治会からございました。県の葛南土木にも現地調査をしていただいて、早急な対応を今、県に要望しているところでもありますけれども、本市としても、今回どのような現象が起きたのかを改めてもう１回把握をしていただきたいなと、このように思います。

今回の豪雨を教訓に、どこに課題があったのかをしっかり検証することが大事です。重要でありますけれども、少なくとも、現在の各調節池、また河川整備の効果が最大限発揮できるように、出水期における河川の草刈りであったりごみの撤去、こういったところについてはしっかり回数を増やすなど、維持管理の強化を県に対してこれも強く要望していっていただきたいなと、このように思います。

続いて、ク、国道298号における豪雨対策でございます。国道298号につきましては、今回も多くの箇所で冠水をしておりました。７月に起こったゲリラ豪雨時にも、道の駅周辺であったり、国分１丁目付近で冠水が発生をしておりました。周辺にお住まいの皆さんの中には、外環道路ができれば排水がよくなると期待されていた方も大変多くいらっしゃいます。にもかかわらず、同じ地域で冠水が繰り返されており、市民の皆さんからすれば、なぜ改善されないのかと感じるのが当然なことではないかなと思います。

そこで、このように頻繁に冠水する状況について、国はどのように原因を分析し、今後どのような対策を考えているのでしょうか、お伺いをいたします。

○大久保たかし議長　道路交通部長。

○磯部高志道路交通部長　お答えします。

国では、道の駅周辺も含め、今回の豪雨は短時間に記録的な雨量に至り、内水氾濫による道路冠水が発生したものと認識しているとの見解であります。市といたしましては、道の駅周辺の冠水状況は確認していることから、国と情報を共有するとともに、必要な対策については要望していきたいと考えております。

以上でございます。

○大久保たかし議長　小山田議員。

○小山田なおと議員　残念ながら、国も今回の状況についてはまだ分析ができていないということであるかと思います。一体何が起きているのか、これについては国のレポートを待ちたいと思います。

その上で、やはり道の駅に入る交差点で２回も冠水をしてしまっているということは、大変重大なことだというように思います。実は、何かあったときに道の駅に避難することもできない、車を退避させることもできないような状況になっていることに対しては、しっかり対策をしていっていただきたいなと、このようにも思います。本市としても、この７月の豪雨と今回の８月13日の豪雨を比較して、同じ場所で冠水が繰り返されていないか、また、その原因は何なのか、こちらについても検証していただきたいなと、このように思います。

今回の豪雨関連につきまして様々質問をさせていただきましたけれども、これらをしっかり教訓として、やはり現在の時間雨量50㎜という想定そのものが、この50㎜は、実は昭和40年に都市計画インフラの基盤として設定

された大変古い設定であります。これが今の降雨実態に合っているのか――合っていないと思うんですけれども、しっかりとこの新たな基準や対策について、国にしっかりと見直しを求めていっていただきたい、このようにも思います。市民の皆さんが安心して暮らせるよう、本市としても国に対してさらなる働きかけを行っていただきますようお願い申し上げまして、本質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

それでは、最後となります。戸建て住宅を利用したシェアハウスの現状と課題についてでございます。建築基準法上の手続につきまして答弁をいただきました。さらに伺ってまいりたいと思います。

先ほどの答弁では、いわゆる200㎡以上ということなんですけれども、この一般的な200㎡以下の戸建て住宅がシェアハウスに変更された場合、どのように取り扱われるのでしょうか。また、本市ではその状況を把握されているのでしょうか、お伺いをいたします。

○大久保たかし議長　街づくり部長。

○小林英樹街づくり部長　お答えします。

延べ面積200㎡以下の戸建て住宅をシェアハウスへ用途変更する場合においては、建築基準法に基づく建築確認などの法的な手続の定めはございません。しかしながら、手続が不要であっても建築基準法の規定を遵守する必要があることから、建築指導課の窓口に相談があった場合は、法に適合した建物へと適切に改修、整備を行っていただくようお伝えしております。なお、法的手続を伴わない用途変更につきましては、行政への報告や届出義務がないことから、市としてその実態を把握することは困難な状況となっております。

以上でございます。

○大久保たかし議長　小山田議員。

○小山田なおと議員　ありがとうございました。いわゆる建築基準法上、延べ面積200㎡以下については、用途変更されたとしても届出する必要がないため、本市としても把握するすべがないということでありました。ただしですけれども、事前に相談があった場合には適切な改修、整備について御案内をするということでありました。

さらに伺ってまいりますけれども、残念ながら、建築基準法上では把握が難しいということですけれども、このシェアハウスは寄宿舎の扱いということに用途変更されるわけですけれども、消防法上の扱いと届出についてお伺いをしたい、このように思います。

○大久保たかし議長　消防局長。

○吉村和弘消防局長　お答えします。

消防法令上、シェアハウスは建築基準法と同様に寄宿舎として取り扱っております。寄宿舎につきましては、消防法令上に基づき、建物の規模等に応じて消火器などの必要な消防用設備等を設置し、管轄する消防署へ届出をする必要があります。しかしながら、戸建て住宅からの用途変更時に届出がなされず把握ができないこともありますが、市民から相談を受けた場合は、消防法令に適合するよう適切に指導をしております。消防局といたしましては、市民の皆様の安全、安心を確保するため、市長部局と連携を図りながら、防火指導に努めてまいります。

以上でございます。

○大久保たかし議長　小山田議員。

○小山田なおと議員　ありがとうございました。消防法上の取扱いについて今お伺いしたところですけれども、寄宿舎として扱われますということと、また、法令に基づいて建物の規模に応じて消火器などの消防設備等の設置、また届ける必要があるということでありました。でも、これも残念ながら、消防のほうからその状況を把握することはやっぱり難しいということで、用途変更があったときに把握するのは難しいということであります。

シェアハウスについて、私は否定する立場ではありませんけれども、戸建て住宅が、もともとお１人とか２人で住んでいらっしゃったところに、実質的に多人数が共同で生活する施設へと変わることによって、近隣住民の皆様にとって生活環境が大きく変わるということでございます。特に、ごみ出しであったり、火事、火災であったり、また騒音、こういったことについて問題が起きやすいような状況もあるわけですけれども、事前にしっかりと適切な管理をしていくことが大変重要ではないかというように思います。こうした行政的に把握が難しいという現状をどうしたら市が把握できるようになっていくのか、どのような情報だったら取得することができるのかということを、一旦ちょっと整理を今後していく必要もあるのじゃないかなと。現実的な仕組みを検討していく必要があるのではないのかなというふうに思います。

最近ちょっとインターネットで、市川市内のシェアハウスと検索をかけますと、特に総武線の沿線で、戸建て住宅を改良したシェアハウスが多数ヒットしてくる状況でございます。今回、実は私のところにも菅野にお住まいの方から相談がありまして、戸建て住宅に突然８人程度が住み始めて、先ほどのごみ出しのルールが守られていない、また火事も心配だという相談がございました。それで調べたところ、その住宅は、ネット上にも出ていましたけれどもシェアハウスとして貸出しをされておりました。この際、環境部であったり、また消防局の方に御協力いただいて、管理会社に対してはごみ出しのルールの徹底を求めるとともに、消防局の皆様に対しては設備の立会いを行っていただいて、地域の皆さんにはひとまず安心をしていただくことができました。この事例からも分かることは、問題が起きた後には、環境部だったり、建築指導課だったり、消防局だったり、複数の部署が連携して対応ができるということであります。

一方で、問題が起きる前にどう把握をしていくのか。必要な確認を行う仕組みがあったほうがよりよくなっていくのではないのかなというふうにも思います。そのため、戸建て住宅からシェアハウスへ用途変更をしていく場合には、何らかしらの市への届出を求める制度を創設、こういったことも考えていく必要があるのではないかとも思います。ただ、この制度創設については法令等の整理、また事業者、所有者の負担など検討すべき点があることも承知をしております。ですので、例えば関係部署との情報共有、今回あったような市民からの情報提供によってすぐに動ける体制、また、定期的にインターネットによる情報収集から始める、こういったことが実現可能な方法として検討できるのではないかなとも思います。

これは国土交通省でもやはり少し問題になっていまして、令和７年、昨年10月発表の違法貸しルームの調査においても、調査済みが1,953件ありまして、そのうち1,569件、約80％が建築基準法違反であったというような調査結果も出しております。シェアハウス全てが違反であるということではないんですけれども、中にはこのように紛れている可能性が非常に高いということであります。市民の安全、安心を守る観点から、どうすれば把握ができるのか、何なら今からできるのかを関係部署にて連携いただき、ぜひ前向きに検討をいただければと思います。

以上で公明党の代表質問を終わらせていただきます。大変ありがとうございました。

○大久保たかし議長　新しい流れ、門田直人議員。

〔門田直人議員登壇〕

○門田直人議員　皆さん、こんにちは。会派新しい流れの門田直人でございます。通告に従いまして、初回総括２回目以降一問一答にて質問いたします。なお、補足質問は沢田あきひと議員が行います。

７つの項目について代表質問を行ってまいります。

８月の千葉豪雨は、13日から翌14日にかけて、千葉県を中心に関東地方で発生した集中豪雨でした。気象庁がこの豪雨を令和８年８月千葉豪雨と命名するのは、令和２年７月豪雨以来６年ぶりでした。気象庁が防災気象情報の運用を見直してから初めて、警戒レベル５の大雨と土砂災害の特別警報が発表されました。

そこで、大項目１つ目、豪雨対策について。私は、８月13日から14日の千葉豪雨の直後、市内で床上浸水が多発した地区や、のり面崩れ、崖部分ですかね、コンクリートを張った。のり面崩れのあった地区などの被害状況を見て回りました。具体的には、曽谷２丁目にある民家では、玄関外壁に地面から約１ｍのところに水が上がってきた痕跡が残っておりました。独り暮らしの高齢女性は、夜中にどんどん水が上がってきて、不安で不安でと話していました。また、近所の高齢男性は、自宅玄関先の駐車スペースにあった車の大部分が水に浸かり、自宅は床下浸水になりましたと話していました。

そこで、(1)曽谷、宮久保などの床上・床下浸水の被害状況についてです。先順位者への答弁で、特に被害が多かった地区は分かりましたが、それぞれの地区の床上・床下浸水の件数をお聞かせください。

次に、(2)床上浸水被害に遭われた住民への対応についてです。先順位者の答弁で、これまでの対応については理解いたしました。ただ、床上浸水被害に遭われた住民への見舞金が３万円というのは、少な過ぎる感があります。補正予算で２万円加算されますが、市は今後どのような支援を考えているのか伺います。

次に、(3)水害ハザードマップにおける内水氾濫の想定についてです。今回の浸水被害は、内水氾濫、これは集中豪雨などの際、下水道や側溝、用水路といった排水施設の処理能力を超えて雨水があふれ出し、道路や宅地が浸水する現象のことです。この内水氾濫によるものが今回は多かったと思います。

そこで、今年４月に改定されました市川市水害ハザードマップというのがありますが、これについてお伺いします。内水浸水想定区域という内水氾濫リスクはどのように表示されているのか。また、今回の豪雨で浸水した箇所は想定内であったのか、お伺いいたします。

次に、(4)下水道管のキャパシティー不足への対応など、豪雨対策の充実についてでございます。８月豪雨では、排水が間に合わない内水による冠水が多く見られました。豪雨の際には下水道管や側溝、管の太さ、ポンプなどハード面のキャパシティー不足が感じられました。冠水やマンホールから水が噴き出す現象などの要因になっていると思われます。本市で進めている下水道管の太さはどのような考えに基づいているのかお伺いいたします。また、下水道管のキャパシティーを超えるような豪雨時に生じる内水による冠水などに対する市の対応についてお聞かせください。

次に、(5)アンダーパスの冠水注意箇所の被害と対策についてでございます。今回の豪雨では、本市においても多くの道路が冠水しましたが、本市におけるアンダーパスの冠水被害と対策についてお聞かせください。

この大項目の最後は、(6)千葉豪雨の被害を踏まえた課題についてです。千葉豪雨では、本市の中部から北部にかけての被害が多かったですが、今後の水害への教訓として、市民はどんなことに気をつけていけばよいか、市のお考えをお聞かせください。

次の大項目は、デジタル地域通貨ＩＣＨＩＣＯについてでございます。

(1)秋冬キャンペーンの狙いについてです。昨今の物価高騰への対応及び地域経済の活性化をするため、総額５億円還元ＩＣＨＩＣＯ秋・冬キャンペーンを実施する狙いについてお聞かせください。

次に、(2)還元総額５億円の費用対効果についてです。還元総額５億円に対してどのような効果を見込んでいるのか、お伺いいたします。

次に、(3)は、財政調整基金を活用する意味についてでございます。先順位者への御答弁で理解いたしました。今回、本市独自の物価高騰対策として、財政調整基金を活用してＩＣＨＩＣＯの５億円のポイント還元キャンペーンを行うとのことですが、物価高騰対策とはいえ、財政調整基金を取り崩してまで実施する意味があるのか疑問があります。財政調整基金を財源とした経緯や根拠については先順位者への答弁でおおむね理解しましたが、財政調整基金は景気の大幅な悪化や災害が発生した場合の対応のために活用するのが本来の使い方であると認識しており、今回の使い方は優先順位としてはおかしいのではないかと思いますが、その点について市のお考

えを伺います。

第３の大項目は、公共施設トイレ洋式化事業についてです。

５億6,000万円という財政調整基金を活用する意味についてです。公共施設トイレ洋式化事業につきましては、313基の和式トイレを、令和９年度末までに順次洋式化、特に公園につきましては、トイレ洋式化に加えて内外壁の塗装や照明のＬＥＤ化などの改修も行うようですが、ＩＣＨＩＣＯによる物価高騰対策と同様、約５億6,000万円の財政調整基金を財源として活用しますが、毎年の市税収入の中で計画的に洋式化を進めるべきであり、唐突に財政調整基金を取り崩して行う意味があるのか疑問があります。貴重な財源の使い方として問題ないのか、市の考えを伺います。

次に、第４番目の大項目は、和洋学園国分校舎を活用した特別支援学校の増設(案)についてです。

本市は、特別支援学校の拡充に乗り出します。知的障がいがある児童生徒が通う市立須和田の丘支援学校の子どもの数の増加に伴い着手します。学校法人和洋学園の国分校舎、これは国分４丁目にございますが、その建物と敷地を学園から買い取り、教室を増設する考えです。新校舎の使用開始は2029年４月を目指すとされております。

そこで、(1)特別支援学校を増設するに至った背景と、その要因についてです。これに関しましては先順位者への答弁で理解いたしました。

次に、国分校舎の利用の考え方についてお伺いします。特別支援学校の増設について、現在は２つの校舎に小学部、中学部、高等部が分かれています。国分校舎を増設した後もこの学部が分かれるのか、どの校舎をどの学部が利用することになるのか、考えをお聞かせください。

次に、(3)校舎等の整備計画についてです。先順位者への答弁で理解いたしました。和洋学園国分校舎を特別支援学校として使用するためには、相応の改修が必要と思われます。そこで、どのような整備を行い、どの程度の費用が必要になるかをお聞かせください。

次に、(4)土地建物の売買に関する合意書についてです。本年７月、土地建物の売買に関する合意書を和洋学園と締結したと伺っていますが、その目的と概要について伺います。

次に、(5)運用開始までのスケジュールについてです。国分校舎の供用開始は令和11年４月とのことですが、供用開始までにどのような作業を行い、どの程度のスケジュールを予定しているのかお聞かせください。

次に、５番目の大項目、違法建築疑惑についてでございます。

(1)市内既存建築物に係る建築計画概要書及び建築済証の状況並びに現況との整合性についてです。６月定例会で私が一般質問いたしました市議会議員の違法建築疑惑について、９月定例会の代表質問で再び取り上げますのは、新たな疑念が発生したためです。この市議の店舗兼居宅は、平成期当初の建築申請で４階建てでしたが、その後増築され、現在は５階建てになっております。なっておりましたと言ったらいいんでしょうか。その５階内部の構造物が、外壁を残して取り壊されたとの情報が、最近私に市民から寄せられました。これは、事実とすれば証拠隠滅の疑いがあります。

そこで、市民等が既存建物の確認及び完了検査の状況を確認する方法及び現況と相違があるとの情報提供があった場合の本市の対応について伺います。

次に、(2)固定資産税の課税についてです。固定資産税につきましては、毎年１月１日現在の状況で課税されることになっており、課税漏れがあった場合でも法律上５年間しか遡って課税することはできないとは承知しておりますが、当該建物が取壊しされた場合の対応についてお伺いいたします。

６番目以降、ここからは補足質問者、沢田議員の質問です。６番目の大項目です。ドナーミルク制度に係る本市の認識について。

ドナーミルクという言葉を皆さん、耳にしたことはありますでしょうか。子ども中心の社会をつくっていく上で推進されている制度の一つでございます。ドナーミルクとは、健康な母乳提供者――母乳提供者をドナーと言いますね――から寄附された母乳を、専門施設でウイルスや細菌の検査、低温殺菌処理などの安全管理を経た上で、早産などで母乳を飲めない、小さく生まれた赤ちゃんに提供するものです。未熟児のお子様や、出産という大きな仕事をした後に体調が優れず思うように授乳ができない母親にとっては、大切な我が子を守るための大きな心の支えとなる仕組みだと考えます。

現在、医学的に期待されている役割としては、以下の点が挙げられます。一般財団法人日本財団母乳バンクによりますと、その特徴として、まず第１に、早産児や極低出生体重児――体重が1,500ｇ未満の子どもを指すそうです――の命や健康を守るために使われています。２つ目に、母乳が出ない、または母親の体調によって直接母乳をあげられない場合、初期段階の栄養を支えます。３つ目に、免疫力が未熟な赤ちゃんの感染症や重篤な腸の病気、壊死性腸炎などを予防する効果があります。母乳が出るという極めて限られた時期にしかできないことだからこそ、かけがえのない大切な命を守ることにつながります。

初回質問は、医療機関でのドナーミルクの活用について、本市は医療機関と情報を共有しているのでしょうか。また、本市において、出生数のうち、どれだけの人がドナーミルクを使っているのかお伺いいたします。

最後の７番目の大項目は、高齢者の補聴器の購入費助成制度についてです。

聴力というものは、誰しも加齢とともに一般的に低下してまいります。聴力の低下は認知症のリスクを高めることになります。軽度の難聴でも、リスクは約２倍になると言われています。声の音情報が脳に届きにくくなることや、会話が減って孤立することもあるそうです。こうした事実は本市でも認識されているはずですが、現在、市川市の補聴器購入費助成は、一度受給すると再度申請ができない、生涯に一度限りの制度となっております。これは大変厳しい条件としか言いようがありません。補聴器の値段を御存じでしょうか。上限３万円という助成額で、この物価高騰の中、本当に十分と言えるのでしょうか。また、対象は住民税非課税世帯に限られており、非課税ぎりぎりの方は対象外となってしまいます。私は、現在の市川市の補聴器助成条件は、極めて実効性の低いものであると考えます。

健康寿命日本一を目指す市川市として、認知症の患者が増えることは、医療費の増大のみならず、年金制度における大きな問題にもつながると考えます。聴力が弱くなれば、外出時に車の音や踏切の警報を聞くことが難しくなり、交通事故のリスクを高め、ＡＤＬ、これは日本語で言いますと生きていくために最低限必要な基本的な動作のことですが、この動作の低下を引き起こすことになります。

(1)助成制度の活用状況について伺います。加齢による聴力低下は認知症のリスクを高めます。しかし、本市の補聴器購入費助成は、先ほど言いましたように生涯に一度限りで、補聴器の値段から見て物価高騰の中、上限３万円で十分と言えるのか疑問であります。住民税非課税世帯限定となっているのが、実効性は極めて低いと考えます。本市の補聴器購入助成制度は、65歳以上の住民税非課税世帯に属する人を対象としていますが、このうち実際に助成を活用している割合はどの程度かお伺いいたします。

(2)助成制度の対象者を非課税世帯に限定していることについて。昨今の物価高騰は非課税世帯のみならず、いわゆる非課税ぎりぎりの課税世帯や、中間所得層の高齢者世帯の家計をも直撃しています。本市の助成制度が非課税世帯に属する人を対象にしていることについて、どのようにお考えなのか伺います。

次に、(3)助成制度の利用に係る周知及び支援についてです。独り暮らしの方など高齢者が助成を受けるには、高齢者自身が助成要件を把握した上で、医療機関を受診し、販売店に行き、その後申請をする必要があるため、手続が困難な方もいるのではないかと考えます。助成制度についてはどのように周知を行い、手続が困難な場合にはどこで支援が受けられるのか。また、店舗に行くことが困難な方からの相談の件数や対応についてお伺

いいたします。

以上、初回の質問とさせていただき、御答弁により再質問させていただきます。よろしくお願いいたします。

○大久保たかし議長　危機管理監。

○今井　隆危機管理監　私からは大項目、豪雨対策についての(1)から(3)及び(6)についてお答えします。

初めに、(1)曽谷、宮久保などの床上・床下浸水の被害状況についてです。先般の千葉豪雨による浸水被害としましては、市内全域では床上浸水は92戸、床下浸水は106戸を確認しております。特に被害が多かった地区の件数を申し上げますと、床上浸水は二俣地区が17戸で最も多く、次いで原木地区が14戸、曽谷地区が13戸で、宮久保地区は９戸でした。また、床下浸水は宮久保地区が17戸で最も多く、次いで二俣地区が14戸、曽谷地区が11戸となっております。

次に、(2)床上浸水被害に遭われた住民への対応についてです。今後につきましては、現在も相談や受付に対応しているところではありますが、罹災証明書で認定した被害の程度に応じて、災害見舞金の支給や国民健康保険税の納入が困難な場合の猶予、市民税や固定資産税の減免、災害援護資金の貸付け等の支援を行ってまいります。

次に、(3)水害ハザードマップにおける内水氾濫の想定についてです。本市の水害ハザードマップは、崖崩れ、江戸川や真間川などの河川氾濫、内水氾濫、高潮の４つの水害を対象としており、災害対策に役立つ様々な情報をまとめた冊子と、想定される浸水の範囲や深さ、避難所、避難場所の位置などを表示した地図がセットになっています。ハザードマップにおける内水氾濫の浸水想定は、１時間で153㎜という想定最大規模の雨量を前提条件として、想定される浸水の深さを４段階に色分けしたもので、地図上では同時に発生すると考えられる中小河川の洪水の浸水想定区域図と重ね合わせて表示しております。内水氾濫のみの浸水想定につきましては、マップに掲載した２次元バーコードから市公式ウェブサイトで確認することができます。また、今回浸水被害があった箇所はおおむね浸水想定区域内であり、ハザードマップの想定の範囲内であったと認識しております。

最後に、(6)千葉豪雨の被害を踏まえた課題についてです。今回の豪雨では、南大野や柏井町など市北東部に大柏川の氾濫に関するレベル５緊急安全確保を発令したほか、江戸川放水路より北側の広い範囲で内水氾濫や土砂災害に関するレベル４避難指示を発令しました。市では、可能な限り早めに避難情報を発令するようにしておりますが、今回のような雨雲の停滞による豪雨は、台風と違い予測が難しく、避難情報の発令から災害発生まで時間的な余裕がない場合もあります。特に、レベル５の緊急安全確保が発令された場合は、災害が既に発生している可能性が極めて高い状況であり、自宅や強固な建物の上階への垂直避難や、崖から離れた部屋に移動するなど、状況に応じて直ちに身の安全を確保する最善の行動を取ることが大切です。市民の皆様には、避難情報などの緊急情報を確実に受信できるよう、事前に情報の入手方法を確認するとともに、避難の判断に迷わないよう、あらかじめハザードマップで自宅等の災害のリスクを把握していただきたいと考えております。また、逃げ遅れを防ぎ、いざというときに落ち着いて行動するためには、ハザードマップに掲載しているマイ・タイムラインの作成も有効ですので、市としても引き続き周知啓発に努めてまいります。

以上でございます。

○大久保たかし議長　下水道部長。

○仙波俊郎下水道部長　私からは大項目の１つ目、豪雨対策についてのうち、(4)下水道管のキャパシティー不足への対応など豪雨対策の充実についてお答えいたします。

本市の雨水排水計画は、１時間雨量50㎜の大雨を想定してポンプ場や雨水管を設計しております。この計画雨量は、計画策定時の全国の自治体の標準的な値であり、また、排水先である河川計画と整合を図ったものであります。しかし、先日の千葉豪雨における本市の最大時間雨量が67.5㎜に及んだように、近年のゲリラ豪雨や線状

降水帯など、１時間雨量50㎜を大きく超える豪雨の際は、全てを雨水排水施設で対応することは困難であると考えております。

そこで、大雨が予想された場合には、速やかに警戒態勢を敷くとともに、河川水位や冠水多発箇所の遠隔監視、パトロールなどを行っており、収集した情報につきましては関係部署や関係機関と情報共有を図り、必要な対応につなげているところでございます。

以上でございます。

○大久保たかし議長　道路交通部長。

○磯部高志道路交通部長　私からは大項目豪雨対策についての(5)アンダーパスなど市内の冠水注意箇所の被害と対策についてにお答えします。

本市の幹線道路におけるアンダーパス構造は４か所ございます。そのうち国道298号、外環道路の京成本線菅野駅付近と、県道市川松戸線、通称松戸街道の京成本線国府台駅付近の２か所につきましては、国及び県が管理しております。本市は、市道0131号ニッケコルトンプラザ通りの京成本線付近及び市道7002号京葉道路付近にある原木地下道の２か所を管理しております。今回の豪雨では、市道0131号の京成本線下につきましては、若干の冠水は見られたものの、車両等の通行には支障のない状況でありました。一方の市道7002号原木地下道につきましては冠水がひどく、車両通行止めといたしました。

本市が管理する２か所のアンダーパスにおける対策といたしましては、冠水状況により自動的に通行止めの表示を掲出する電光掲示板を進入部の両方向に設置しております。なお、原木地下道におきましては、この電光掲示板により通行止めを表示し、通行規制をいたしました。

以上でございます。

○大久保たかし議長　経済観光部長。

○高橋一三経済観光部長　私からは大項目２つ目、デジタル地域通貨ＩＣＨＩＣＯについての(1)、(2)についてお答えいたします。

初めに、(1)秋冬キャンペーンの狙いについてです。総額５億円還元ＩＣＨＩＣＯ秋・冬キャンペーンは、長引く物価高騰が市民生活や市内事業者の経営を圧迫しているため、市民への生活支援や地域経済の活性化を目的として財政調整基金を財源として実施するものです。また、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用したＩＣＨＩＣＯ定額カードの配付により、ＩＣＨＩＣＯのアプリ登録者が23万人を超え大幅に増加しており、本キャンペーンがＩＣＨＩＣＯ定額カードの使用後も継続的にＩＣＨＩＣＯを利用していただくきっかけとなるものと考えております。

キャンペーンは10月と12月の２回の実施とし、どちらも支払い額に対して、大企業に相当する店舗においては10％、より物価高騰の影響を受けやすく手厚い支援を必要とすることが想定される市内の小規模個人店舗においては30％をＩＣＨＩＣＯのポイントとして還元いたします。キャンペーンを10月と12月に分けて実施する理由といたしましては、物価高騰への対応として、できる限り早く実施する必要があることから、まずは10月に第１弾を実施、さらに、最も消費需要のある年末の対応として第２弾を12月から開始するものです。10月の第１弾は実施期間を１か月間とし、予算総額２億円で、１人当たりの還元上限は4,000円相当、12月の第２弾は実施期間を２か月間とし、予算総額３億円で、１人当たりの還元上限は6,000円相当としております。なお、いずれも期間の途中で還元総額が予算上限額に達した場合は終了することとしております。第１弾と第２弾を合わせると、還元総額５億円、１人当たりの還元上限は１万円相当と、これまでと比較しても大規模なキャンペーンとなっており、本キャンペーンの目的である市民への生活支援や地域経済の活性化に資することができるものと考えております。

なお、このようなデジタル技術を用いた事業においては、丁寧なサポート環境づくりも重要であると認識しております。現在、市役所第１庁舎、行徳支所、大柏出張所、市川駅行政サービスセンターにおいて実施しているＩＣＨＩＣＯ定額カードのためのサポートコーナーをそのまま活用し、スマートフォンの扱いに不慣れな方や、高齢の方などにもＩＣＨＩＣＯがお使いいただけるよう、対面で御説明させていただき、できる限り多くの方が還元を受けることができるよう努めてまいりたいと考えております。

続きまして、(2)還元総額５億円の費用対効果についてお答えいたします。本市には、地域特性として都心に近接し交通利便性が高いため、市外への通勤通学者が多く、市民の消費が市外や都内へ流出しやすいという課題がございます。そのような中で、長引く物価高騰から市民生活を守るとともに、地域経済を活性化させるため、ＩＣＨＩＣＯによる還元キャンペーンを実施することが効果的であると考えております。ＩＣＨＩＣＯは市内の加盟店のみで使用可能であることから、確実に市内で消費されるものであり、消費を喚起するだけではなく、市外への資金流出を防ぐことができるということがメリットの一つであります。

本キャンペーンの還元総額を５億円としておりますが、この５億円が全て還元されると想定すると、過去の実績などから、市民の方々が新たに約37億円をチャージするものと推計しており、本キャンペーンによる総額40億円以上が秋から年末にかけて市内の加盟店で消費されると見込んでおります。このように、数十億円規模の消費が市内で確実に行われることは、市内事業者の売上げ向上や経営安定につながり、結果的に市全体に経済的な好循環を生むことができるものと考えております。実際、昨年度は春や冬のキャンペーン、お米キャンペーン、その他スマートポイントなどを含め、総額約27億円のＩＣＨＩＣＯが利用され、その経済効果は約20.8億円と推計されております。本キャンペーンを実施することにより、昨年度を大きく上回る流通量となることが予想されることから、さらなる経済効果が期待できるものと考えております。

また、直接的な経済効果だけでなく、本キャンペーンの実施により、今年度大幅に増加したＩＣＨＩＣＯの利用者の定着が図られ、健康づくりやボランティア、エコ活動の推進、自治会への加入促進など、ＩＣＨＩＣＯの行政ポイントを活用した様々な事業がより効果的に実施できることで、地域課題の解決へとつながり、施策の推進に貢献するものと考えております。

以上でございます。

○大久保たかし議長　財政部長。

○田中雅之財政部長　私からは大きく３点の御質問にお答えいたします。

初めに、大項目２番目のデジタル地域通貨ＩＣＨＩＣＯについての(3)財政調整基金を活用する意味についてです。財政調整基金につきましては、市川市財政調整基金の設置、管理及び処分に関する条例第７条に処分規定を設けており、経済事情の著しい変動による財源不足の解消や、災害により生じた経費または災害による減収の補塡をする場合に処分ができるものと規定されておりますが、このほかにも、緊急に実施することが必要となった大規模な建設事業の経費や、その他必要やむを得ない理由が生じた場合などにおいて処分することができると規定されております。今回の市独自の物価高騰対策に要する経費に対し財政調整基金を活用することは、長引く物価高騰の影響により、厳しい生活状況に置かれている市民の方に対して幅広く支援を広げる必要があると判断したことによるものであり、条例に定める処分規定に沿った適正な活用であると考えております。

次に、大項目３番目の公共施設トイレ洋式化事業についてお答えいたします。

このたび補正予算に計上しました公共施設のトイレ洋式化に要する経費の財源として財政調整基金を活用した理由といたしましては、これまで公共施設のトイレ洋式化については、毎年の市税収入の中で賄うという考えに基づき、予算全体のバランスを考慮しながら順次進めてきたところでありますが、トイレの定期的な清掃等も実施してきたものの、特に公園のトイレにつきましては、施設自体の老朽化によって床や内壁の修繕など衛生面で

の全体的な対策を要する状況であることに加えて、トイレの洋式化に関する市民からの要望も多いことから、公園のトイレを含めた公共施設のトイレの洋式化を早急に進めることで、利用者の利便性と衛生面の水準の向上を目指したものであります。

こうした今回のトイレ洋式化事業のように、市民生活を支え、必要な行政サービスの水準を維持するための財源として財政調整基金を活用することも処分規定に沿ったものであると捉え、補正予算として予算計上したところでございます。

最後に、大項目５番目の(2)固定資産税の課税についてお答えいたします。建物が取壊しされた場合における対応につきましては、当該建物が登記されている物件で、滅失の登記がなされた場合には、その情報が法務局から市に対して通知されるため、その通知を受け、固定資産税及び都市計画税の課税の見直しを行うこととなります。また、登記はされているものの建物の一部のみを取り壊した場合などで、取壊しに係る登記がなされなかった場合や、当該物件が未登記であった場合につきましては、職員が現地調査などを実施することにより課税の見直しを行うこととなります。

なお、固定資産税及び都市計画税の賦課期日は１月１日となっていることから、取壊しがなされた翌年度から課税を見直すこととなるため、過去に遡って固定資産税の賦課決定を行った家屋がその後取壊しされた場合でも、その賦課決定が取り消されることはなく、納付していただくこととなります。

以上でございます。

○大久保たかし議長　教育振興部長。

○根本泰雄教育振興部長　私からは大項目、和洋学園国分校舎を活用した特別支援学校の増設案についてお答えをいたします。

まず、(2)国分校舎の利用の考え方について、国分校舎を増設した後の利用学部についてになります。須和田の丘支援学校は、当初須和田校舎に小学部、中学部、高等部が配置されておりましたが、児童生徒数の増加により平成20年度に小学部が稲越校舎へ移転した経緯がございます。利用学部につきましては、このような経緯を踏まえるとともに、教職員の連携、児童生徒の交流のしやすさなどを考えますと、全ての学部を１つの校舎に配置し、連続性を持って一体的に学校運営や教育活動を行うことが望ましいと考えております。現在、和洋学園国分校舎の改修設計の実施に向け、必要教室や教室配置、設備などをまとめた整備計画書を作成しており、この中で利用学部について決定してまいりたいと考えております。

次に、(3)校舎等の整備計画についてです。和洋学園国分校舎の築年数は44年であるものの、耐震性には問題がなく、躯体はそのまま活用できる一方で、当該校舎を利用するためには改修等を行う必要があると考えております。具体的には、建物外装については、経年劣化が見られる屋上防水、外壁改修工事を行うことを考えております。次に、設備については、躯体よりも耐用年数の短い電気設備や給排水設備の更新のほか、耐用年数を超えて使用している冷暖房設備の更新、照明のＬＥＤ化やトイレの洋式化、多機能トイレの設置など、時代に即した改修も必要になると考えております。加えて、特別支援学校として必要な教室を確保するため、間仕切りの設置や、段差のない床材に更新するなどの内装工事なども予定しているところです。

改修工事費用につきましては、今後の設計により積算するため正確にお答えできる段階にはございません。また、本市においてこのような学校施設の大規模改修の事例もないことから、概算額の把握も難しい状況でありますが、規模から考えますと、改修工事には少なくとも10億円を超える費用が必要になるものと見込んでおります。

次に、(4)土地建物の売買に関する合意書についてです。和洋学園国分校舎については、令和９年６月定例会において財産取得に関わる議案を御審議いただくことを想定しておりますが、一方、特別支援学校の教室不足に

ついては、令和11年度には児童生徒の受入れが困難となることが見込まれ、早急に整備を進めなければならない状況にございます。このため、11年度の供用開始に間に合うよう、財産取得に先立ち、測量や不動産鑑定のほか、改修設計などの必要な予算について、本定例会において御審議いただいているところであります。このような予算案の提案に当たり、事業実施の前提となる和洋学園国分校舎の取得を確実に進めていくため、本年７月31日付で、市と学校法人和洋学園において、市では議会の議決、学校法人和洋学園では理事会の承認を前提として、双方で土地、建物の売渡しについて合意書の締結を行ったものであります。

合意書については、その趣旨として、和洋学園国分校舎を教育財産として使用するため、学校法人和洋学園が市川市に売り渡すこと、売買契約締結時までの実施事項として、測量や不動産鑑定を本市の費用負担で行うこと、売買代金として市が行う不動産鑑定評価に係る鑑定評価額を基準額として協議の上決めることなどを定めております。

次に、(5)運用開始までのスケジュールについてです。供用開始までの作業とスケジュールにつきましては、本定例会において御審議いただいております補正予算案が議決された場合には、学校法人和洋学園から国分校舎の土地建物を購入する上で必要となる測量と不動産鑑定評価を令和９年３月までに行う予定としております。その後、この不動産鑑定額を基準とし、学校法人和洋学園と土地建物の購入価格を協議した上で、財産購入に係る議案及び関連する予算案について、令和９年６月定例会において御審議いただくことを想定しております。議会で議決いただいた場合には、令和９年７月に学校法人和洋学園と売買契約を締結し、特別支援学校として使用するために必要な改修工事を令和９年度から10年度にかけて行い、令和11年４月の供用開始を予定しております。

以上でございます。

○大久保たかし議長　街づくり部長。

○小林英樹街づくり部長　大項目違法建築疑惑についての(1)建築概要書及び検査済証の状況並びに現況との整合性についてでございますが、個別の建物に関する内容につきましては、個人情報保護の観点並びに地方公務員法第34条に規定される守秘義務の観点から、お答えすることはできません。

以上でございます。

○大久保たかし議長　こども家庭部長。

○山室繁央こども家庭部長　私からは大項目、ドナーミルク制度に係る本市の認識についてにお答えします。

まず、医療機関におけるドナーミルクの活用に関する情報共有についてです。現在、本市内には新生児にドナーミルクを提供するドナーミルク使用施設はなく、近隣では新生児集中治療室を有する順天堂大学医学部附属浦安病院や、船橋中央病院などがドナーミルク使用施設として登録されております。これらの医療機関におけるドナーミルクの利用状況につきましては、医療機関から市へ報告を行う仕組みとはなっていないことから、本市では活用した状況は把握しておりません。

次に、ドナーミルクの利用者数についてです。令和７年度の本市における出生数3,399人のうち、ドナーミルクの主な利用対象とされる出生体重1,500ｇ未満の極低出生体重児で、かつドナーミルク使用施設に入院していた乳児は20人となっております。なお、これらの乳児が退院後も継続して経過観察を必要とする場合には、医療機関から市へ継続支援のための引継ぎがなされますが、その際に提供される情報の中にはドナーミルクの利用の有無に関する情報は含まれていないことから、本市の方で実際にドナーミルクを利用した人数につきましても、本市としては把握しておりません。

以上でございます。

○大久保たかし議長　福祉部長。

○寺島　崇福祉部長　私からは大項目、高齢者の補聴器の購入費助成制度についてお答えいたします。

初めに、(1)制度の活用状況についてです。住民税非課税世帯で本助成制度を利用された方は、対象者約３万5,000人のうち、制度を開始した令和６年４月から本年７月末までに297名となっており、割合としましては約0.9％となっております。

次に、(2)制度の対象者を非課税世帯に限定していることについてです。本助成制度は、聴力機能の低下のため日常生活に支障が出ている高齢者の経済的な負担を軽減するとともに、積極的な社会参加を支援することを目的としております。そのため、対象者は補聴器を使用しないことで認知機能の低下や社会参加の妨げとならないように、経済的な支援の必要性の高い非課税世帯の方としております。

次に、(3)制度の利用に係る周知及び支援についてです。補聴器助成に関する周知は、令和６年度の助成制度の開始に当たり、市内の耳鼻咽喉科の医療機関にチラシの配架を行ったほか、「広報いちかわ」、市公式ウェブサイト、「いちかわ便利帳」などにより行っております。手続が困難な場合には、高齢者の総合相談窓口である高齢者サポートセンターや、担当のケアマネジャーに相談することで、相談者の心身の状況に応じた支援を受けることができます。昨年度、高齢者サポートセンターに寄せられた相談のうち、店舗に出向くことが困難であるという相談は１件あり、店舗従業員に訪問してもらえるように調整を行いました。

以上でございます。

○大久保たかし議長　門田議員。

○門田直人議員　ありがとうございました。御答弁ありがとうございました。再質問いたしたいと思います。

まず、豪雨対策についてでございます。

(1)曽谷、宮久保などの床上・床下浸水の被害状況について、これに関して再質問はございません。

次の床上浸水被害に遭われた住民への対応について、これについても再質問はしませんが、具体的に言いますと、私も曽谷２丁目とか宮久保１丁目とかを回りまして、思ったのは、何と言いましょうか、独り暮らしの老人が多いんですよね、結構。そういう人たちが非常に困っていたという状況がございました。そういうところを何とか、先ほども申し上げましたけれども、３万円プラス、床上浸水だと３万円プラス２万円のお見舞金をお渡しになるということですけれども、お金だけではなくて、畳が水没したときには、それをいち早く回収してあげるとか、そういう対応もぜひお願いしたいと思っております。

あと、３つ目の水害ハザードマップにおける内水氾濫の想定についてなんですが、これはまず、私は市のハザードマップをいただいて見たんですが、内水氾濫、後で申し上げるんですが、内水氾濫が分かりにくくなっているんですよね。それはちょっと改善の余地があるんじゃないかと思いました。

４番目の下水道管のキャパシティー不足の対応など豪雨対策の充実について、これに関しては再質問いたします。

計画に基づき整備された雨水排水施設では、被害を防ぐことが困難なケースが発生するということでありましたら、市街地からの雨水、雨水の流出量を減らすために、市民の方々に雨水の浸透施設や貯留施設を設置するなど協力してもらうべきではないでしょうか。私も、もう20年ぐらい前ですかね、自宅の周りがまだコンクリートで固めていないものですから、土が見える庭もあったものですから、そこに市からの雨ますを３つぐらい、掘りまして設置したんですけれども、ああいうのは今、コンクリートの庭が多い、家が多いですから、なかなか現在にはあまりふさわしくないのかもしれませんけれども、極力そういうことも尽力していただきたいと思います。市の御見解をお伺いしたいと思います。

○大久保たかし議長　下水道部長。

○仙波俊郎下水道部長　お答えします。

浸透施設による雨水の地下への浸透や貯留施設による雨水の一時的な貯留は、降雨時に排水路や河川へ流れ込

む水量を抑える効果が期待できることから、有効な取組の一つと認識しております。本市では、これまで雨水の流出抑制のため、調整池や校庭を活用した貯留施設を整備するとともに、平成10年度に浸透施設、13年度には小型貯留施設について、市民自ら設置する費用の一部を助成する制度を設けております。さらに、平成17年度には通称市民あま水条例を全国に先駆けて制定するなど、順次雨水流出抑制の強化を図ってきたところでございます。近年、局地的な集中豪雨が増加している中、浸水被害を軽減するためには、ポンプ場や排水路の整備を着実に進めることに加えて、雨水が河川や水路へ短時間に大量に流出することを抑える取組と併せて進めることがますます重要となってまいります。このことから、これまでにも増して市民の皆様の御協力をいただきながら、総合的な治水対策を推進してまいります。

以上でございます。

○大久保たかし議長　門田議員。

○門田直人議員　御答弁ありがとうございます。

(5)です。アンダーパスなど市内の冠水注意箇所の被害と対策について、これに関しまして再質問はございませんが、やはり市川総合病院の近くの外環のアンダーパスとか、あと国府台駅近くのアンダーパスがございますよね、京成電車のアンダーパスが。あの辺りも国や県の県道や国道ですので、なかなか市とは直接関係はありませんが、市内にありますので、そういうことも含めてアンダーパスの冠水を注意していただきたいと思います。

(6)千葉豪雨の被害を踏まえた課題についてですが、これもいろいろ御答弁いただきましたので再質問はございません。

この大項目の最後に、本市の水害ハザードマップの内容について要望を申し上げたいと思います。もう先ほども少し申し上げましたが、今回の千葉豪雨では、内水氾濫が大きな被害を出しました。本市のハザードマップは、内水氾濫想定区域（内水浸水想定区域）と中小河川洪水想定区域が重なって印刷されているために、内水氾濫想定区域の表示が分かりにくくなっております。市のウェブサイトでは区分されていると聞いていますが、印刷してハザードマップを配布する際にも、ぜひとも内水氾濫部分のはっきりした図面を印刷の中に入れていただくように、分かりやすいように改善をお願いしたいと思っております。

次に、大項目のデジタル地域通貨ＩＣＨＩＣＯについてですが、(1)秋冬キャンペーン、あと(2)還元総額５億円の費用対効果については、いろいろ御答弁いただいて理解いたしました。

(3)財政調整基金を活用する意味について、ちょっと私の考えを述べさせていただきたいと思います。財政調整基金の本来の目的との乖離を感じております。それは質問でも言いましたが、財政調整基金は、本来災害などの予期せぬ緊急事態や、大幅な税収減少の補塡に備えるための貯金です。市の貯金です。そのため、特定ポイント事業や一時的な消費喚起に切り崩すべきではないという意見もあります。私もそう思います。また、利用者の限定、不公平感を感じます。スマホやカードの操作に慣れていない高齢者やＩＣＨＩＣＯの加盟店が近くにない地域の住民にとっては恩恵を受けにくいという、いわゆるデジタル格差や不公平感が指摘されてもおかしくないと思います。

次の大項目、公共施設トイレ洋式化事業についてですが、５億6,000万円という財政調整基金を活用する意味について、再質問はございませんが、さきのＩＣＨＩＣＯと同様に、財源確保の欠如を感じています。トイレの老朽化や洋式化の必要性は以前から分かっていたことであり、毎年の通常予算、一般財源の中で計画的に積み立て執行するか、あるいは国からの補助金などを優先して充てるべきだったという指摘を、私も賛成だと考えております。また、将来の財源リスクの可能性があります。基金を一度、数億円規模で切り崩すと、近い将来に本当の緊急事態、例えば大規模災害などが発生した場合に使えるお金が不足するというリスクが高まると思います。

次の大項目、和洋学園国分校舎を活用した特別支援学級の増設案についてです。

(1)特別支援学校を増設することとした背景、要因については、先順位者に対する御答弁で理解いたしました。

(2)、これには再質問があります。(2)国分校舎の利用の考え方について再質問いたします。特別支援学校の増設に当たり、通学区域が変わることがあるのでしょうか。また、スクールバスの送迎ルートはどのようになるのでしょうか、お伺いいたします。

○大久保たかし議長　教育振興部長。

○根本泰雄教育振興部長　お答えします。

知的障がいを持つ児童生徒が通う市内の特別支援学校の通学区域につきましては、京葉道路より北部が市立の須和田の丘支援学校、南部が県立の市川特別支援学校となっており、増設後も通学区域の変更はございません。

スクールバスの送迎ルートにつきましては、児童生徒やその家庭の負担とならないよう、在籍する児童生徒の居住地等を踏まえたルートを毎年度設定しております。増設後も同様に、児童生徒の通学に支障がなく負担とならないルートの設定を行ってまいります。

以上でございます。

○大久保たかし議長　門田議員。

○門田直人議員　ありがとうございます。

(3)校舎等の整備計画についてはおおむね理解いたしました。

ここで(4)の土地建物の売買に関する合意書について、これについて再質問いたします。和洋学園国分校舎の土地、建物の取得に当たり、どの程度の費用を要するのかお伺いいたします。

○大久保たかし議長　教育振興部長。

○根本泰雄教育振興部長　土地、建物の取得費用につきましては、市が行う不動産鑑定評価に基づく鑑定評価額を基準額として、学校法人和洋学園と協議の上決定するものであり、現時点ではお答えできる状況にはございません。

以上でございます。

○大久保たかし議長　門田議員。

○門田直人議員　ここで(5)運用開始までのスケジュールについて再質問いたします。特別支援学校の増設に関し、先ほどのスケジュールに係る御答弁では、国分地域の住民などへの説明の予定がありませんでした。住民に説明がありませんでしたが、自治会には説明されたとおっしゃいましたが、地域住民への説明はどのように行っていくのかお聞かせください。

○大久保たかし議長　教育振興部長。

○根本泰雄教育振興部長　和洋学園国分校舎周辺自治会へは、先ほどもお答えしたとおり、７月に事業概要やスケジュールなどの説明を行っており、広く地域住民への説明に関しては、事業の進捗に合わせ、必要に応じて説明会の実施等を検討していく考えであります。地域の方々の御理解を得た上で、地域にとってもよりよい施設となるよう、本事業を進めていきたいと考えております。

以上でございます。

○大久保たかし議長　門田議員。

○門田直人議員　この地区は私も40年以上住んでおりまして、非常に詳しい場所でありますので非常に関心が高いところでございます。自治会や、先ほど申し上げました国分地区自治連合会からも、確かに防犯拠点にしてほしいというお話でしたけれども、私もそれは非常にすばらしいことだと思います。スペースもいっぱいありますので、テニスコートもあるし体育館もあるし、非常に適切な場所ではないかと思いますので、今後も自治会とも

協議されて、そういう方向に進んでいっていただきたいと私は思っております。中国分小学校という拠点もありますけれども、もう一つあると須和田の人たちも利用できる可能性もありますのでいいと思います。

この大項目の最後に、ちょっとお話ししたいと思います。須和田の丘支援学校は、先ほど言われましたように昭和32年に開校した千葉県初の知的障がい養護学校です。芳賀竜二校長に先日学校に伺いまして、今回の特別支援学校の増設案について１時間程度お話をお聞きしました。そのときに芳賀校長がおっしゃっていたのは、増設するのを非常に歓迎すると。それはなぜかというと、学校までの、学校の周りが須和田地区ですね、現在、道が非常に複雑で、狭隘というか狭いんです。だから、スクールバスが通るときに引っかかったりとか、私も経験があります。軽自動車でも引っかけるときがあるんだよね、六所神社を下りる辺りですね。だから、そういう意味で非常に国分地区に支援学校ができるのは喜ばしいことだとおっしゃっていましたね。また、ちゃんとした体育館もなかったので、今は体育館代わりに広い教室を使っていますけれども、新たに和洋学園の体育館は大きいですから、体育館ができるのが非常にすばらしいことだとおっしゃっていました。

本市への要望としては、１つ目に、県立の支援学校と同じような基準の学校を整備してほしい、そう表現をしておりました。この校長御自身が県からいらした人らしいので、そういう視点があるのではないかと思いますが、そうおっしゃっていましたけれども。そのためにも、市議会議員とか担当の市の職員を県の支援学校に派遣して視察していただきたいと、そういうことを要望されておりました。

２つ目には、本市の教育政策課にいろいろと要望は出しておりますが、国分校舎は古い校舎なので、和洋ですね。国分校舎は40年ぐらいですか、44年とおっしゃっていましたけれども、古い校舎なので、建築基準法の限界があると。ですから、いろいろ問題があるのでバリアフリーですね。目の見えない人とか、聾唖の人とか、身体的に不自由な人の対策をしっかりやってほしいと、そういうふうにおっしゃっていました。

３つ目におっしゃったのが、私と同じ意見なんですが、新しい支援学校周辺の住民に極力早めに説明会を開いて、支援学校を十分に理解していただきたいと言っていましたね。というのは、稲越に小学部を設立するときにちょっとトラブルがあったというふうに聞いております。だから、そういうことを経験したくないので、説明会を極力早めにやってほしいとおっしゃっていました。ありがとうございます。

次の大項目、違法建築疑惑についてでございます。

(1)市内既存建築物に係る建築計画概要書及び建築済証の状況並びに現況との整合性について再質問いたします。６月定例会で一般質問しました■■■

保護の観点並びに地方公務員法第34条に規定される守秘義務の観点から、お答えすることはできません。

以上でございます。

○大久保たかし議長　門田議員。

○門田直人議員　ただいまの御答弁は、個人情報の観点及び地方公務員法34条の守秘義務を理由として、建築基準法違反の増築及び固定資産税の申告漏れに関する一切の回答を拒否、拒絶するものと言えます。私は、この答弁自体に法的に重大な誤りと論理的な矛盾が内在していると考えます。以下、３つの観点から、その矛盾を具体的に指摘したいと思います。

第１の矛盾です。■■■

■■■

最後の結びに、答えないことへの責任をちょっと、についてお話ししたいと思います。■■■

沢田議員に申し上げますが、残余の質問につきましては休憩後でお願いいたします。

この際、暫時休憩いたします。

午後３時２分休憩

午後３時35分開議

○大久保たかし議長　休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第２議案第23号から日程第30報告第34号までの議事を継続いたします。

沢田あきひと議員。

○沢田あきひと議員　新しい流れの沢田あきひとでございます。それでは、ドナーミルクについて補足の質問をしてまいります。

現在、先進自治体では、ドナーミルク制度の普及や利用環境の整備についての事業に取り組んでいるようです。ここで２つの自治体について、支援体制を御紹介させていただきます。

まず１つ目は、何といっても東京都です。東京都の出生数は10年ぶりに増加しました。ドナーミルクという小さな制度の積み重ねも、出生数の上昇に寄与しているものと考えております。東京都のドナーミルク制度は次のようなものです。赤ちゃんの命と健康を守るため、全国に先駆けて令和７年度からドナーミルク利用支援事業を実施しています。医療機関や母乳バンクと連携し、ドナー登録の促進やＮＩＣＵ、新生児特定集中治療室等でのドナーミルクの使用環境の整備に対する補助等を行っています。

財政が豊かな東京都だけではありません。例えば、西に転じてみましょう。兵庫県でも大きな関心が寄せられているようです。2026年６月11日、兵庫県議会は、極低出生体重児の命を守るため、国に対して法的位置づけの明確化や、財政支援を求めるドナーミルクの利用拡大を求める意見書を原案どおり可決しました。近隣自治体の病院で本市在住の市民の方がお世話になった際に、医療機関への補助金なども考えられるのではないでしょうか。

質問します。補助金に対してどのように考えているのか伺います。

○大久保たかし議長　こども家庭部長。

○山室繁央こども家庭部長　お答えします。

ドナーミルクに係る費用につきましては、基本的に利用される御家族の自己負担はなく、ドナーミルク使用施設が提供された母乳の検査、殺菌、保管などを行う母乳バンクに対して年間利用料を支払う仕組みとなっております。このように市民の費用負担が生じていないこと、また、市内にドナーミルク使用施設がないことから、本市が独自で補助金の制度を設けることは現時点では難しいものと考えております。

以上でございます。

○大久保たかし議長　沢田議員。

○沢田あきひと議員　理解いたしました。私は、医療従事者として、お産というものは母親の命と子どもの命をかけた戦いであると考えております。全ての女性が同じ経過の下でお産をすることは不可能です。生まれてくる赤ちゃんの成長もそれぞれ違います。ドナーミルク制度は命を救う重要なシステムであるという認識が各自治体で持たれている現状下、私たち市川市もその重要性を市民に周知していただき、多くの命が助かることを切に望んでおります。

質問いたします。今後、本市においてドナーミルク制度の普及について市民に啓発し、また協力していく体制づくりを進めるお考えはありますか、伺います。

○大久保たかし議長　こども家庭部長。

○山室繁央こども家庭部長　お答えします。

現在、国においてドナーミルクを安全かつ持続的に共有する体制を整備するための調査研究が行われている段階なことから、現在は本市としてドナーミルク制度に関する周知や啓発は行っておりません。今後は、国の調査研究の進捗を踏まえ、必要な方に正しい情報を適切なタイミングで届ける周知方法や、医療機関から求めがあった場合にどのような協力が可能かについて、他の自治体の取組状況なども参考にしながら調査研究していきたいと考えております。

以上でございます。

○大久保たかし議長　沢田議員。

○沢田あきひと議員　理解いたしました。

このような状況を踏まえた上で、私たち市川のある千葉県の動態を見ていきましょう。自治体レベルでの動きは非常に弱いと考えられます。これは財政の豊かさの問題ではなく、ドナーミルク制度自体の認識が薄いことによると思われます。大切な命を守るために、市川市からドナーミルクの拡充に努めるべきではないでしょうか。現在、東京都新宿区でもドナーミルクの利用拡大を求める意見書なども出されています。神戸市でも、早産や極低出生体重児の命を守るドナーミルクの仕組みや、それを支える日本財団母乳バンクの活動について、認知の拡大と普及などに向けた広報活動や、議会内での議論もあるようです。本市でドナーミルク制度を知っていて、自分がドナーとしてミルクを提供したいと考えていらっしゃる方がいらした場合に、そのありがたいお気持ちを実現できるような仕組みは非常に重要であると考えます。

質問いたします。ドナーミルク制度の拡充に向けて、県への働きかけをしていくことについてどのように考えているのか伺います。

○大久保たかし議長　こども家庭部長。

○山室繁央こども家庭部長　お答えします。

国の調査研究が継続している現段階におきましては、まずは調査研究の結果や、それを踏まえた国の方針を見極めながら、県の動向を注視してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○大久保たかし議長　沢田議員。

○沢田あきひと議員　御答弁理解いたしました。さきにも述べたとおり、令和７年度４月から東京都で始まっており、近隣の神奈川県でも令和８年度４月から始まっております。私たちの千葉県でも、市川市から制度の導入を働きかけていただきたいと思います。

私が今回ドナーミルク制度を御紹介したのは、市民の方からお話を伺いましたことがきっかけです。お話によれば、妊娠当初から体調を崩した結果、食事も取れない状態で、母体に限界を迎え、予定日よりも１か月早く赤ちゃんを取り出したときは低体重児であり、そのときにドナーミルク制度がなく苦労なさった方のお話がきっかけです。本市で安心してお産を迎えられる体制をつくることが大切ではないでしょうか。働きかけをよろしくお願いいたします。

次に、高齢者の補聴器の購入費用助成について。

まず、１、制度活用状況について入っていきます。本市非課税高齢者の割合に対して、この制度を活用している市民が少ないことに非常に驚きました。昼間、テレビのコマーシャルなどで、私は価格にして１万円から２万円程度の集音器のＣＭをよく見かけます。多くの市民の皆様の声を伺ったところ、やはり補聴器ほどの効果は集音器にはないようです。補聴器は大きな出費になるので集音器で我慢している方も多いのではないでしょうか。生活の中できちっと音を捉えることは必要最低限のことだと思います。それにより、社会との交流のみならず、

日常生活の会話すら軽減してしまいます。だから、市民の皆様の本当の声を伺うために、本制度の充実度について、市民の皆様のアンケート調査を行うことも必要ではないでしょうか。

質問いたします。アンケート調査を行う考えはないか伺います。

○大久保たかし議長　福祉部長。

○寺島　崇福祉部長　お答えします。

昨年度、要介護認定を受けていない高齢者を対象として、耳の聞こえの状況や補聴器の所持状況などについて調査を行っており、今後、制度のさらなる充実に向けてニーズの把握にも努めてまいります。

以上でございます。

○大久保たかし議長　沢田議員。

○沢田あきひと議員　大変心強い御回答ありがとうございます。

次に、２、制度対象者を非課税世帯に限定していることについて伺ってまいります。私が院長を務める整骨院がございますので、新宿区の補聴器助成の条件を御紹介させていただきますと、65歳以上で聴力が低下した方を対象に、補聴器の支給または補聴器購入費の一部助成、上限７万2,450円のいずれかを選択して利用できます。対象者は、１つ目に、65歳以上で聴力の低下した方、２つ目に、聴覚障がいによる身体障害者手帳をお持ちでない方、３つ目に、過去５年以内に同一の耳への同事業の支給、助成を受けていない方です。繰り返しますが、ここに非課税世帯という条件はございません。５年に１回、自己負担2,000円でもらえますし、非課税世帯等は免除になり、さらに新しいものが欲しければもらえます。これは、新宿区の財政が豊かであることも一因ですが、それ以上に、新宿区の行政が認知症予防や難聴からくる認知症を重要な課題として捉え、これからの施策としてしっかり取り組んでいるからだと思います。

高齢者向けに、新宿区では補聴器購入費の一部助成の場合は、区が個別の店舗を指定するのではなく、認定補聴器の技能者が在籍する店舗であれば、利用者が自由に選んで購入できる制度となっています。なお、補聴器の現物支給を受ける場合には、指定の事業所で補聴器を受け取ります。品質とか価格について、行政の側である程度チェックを行って一定基準をクリアしたものを支給することは、専門知識を持たない高齢者の方本人にとって安心な取組と言えます。

私は、本制度の目的に鑑みた場合、特に非課税世帯については、新宿区のように補聴器の現物支給を認めることこそ重要であると考えます。生活の中で音を聞くということは、普通の日常生活を送る上で非常に重要で、優先順位が高いものであると考えます。財政に限りがあることは分かりますが、特に非課税世帯には補聴器の現物支給は望ましいと考えております。

質問いたします。将来的に非課税世帯の皆様についてだけでも、補聴器の現物支給を実現するお考えを伺います。

○大久保たかし議長　福祉部長。

○寺島　崇福祉部長　お答えします。

購入費を補助する制度は、試聴や調整を受けながら自分に合った補聴器を選ぶことのできるメリットがあります。一方で、現物を支給する制度は、高額の購入費を支払う必要がないなどのメリットが考えられることから、より多くの補聴器を必要としている高齢者に御利用いただけるよう、先行自治体の事例などを参考に調査研究してまいります。

以上でございます。

○大久保たかし議長　沢田議員。

○沢田あきひと議員　お伺いいたしました。支給対象者の枠の拡大については今後の課題とすることとして、非

課税者に対する支給の充実をさせることは、ぜひ検討していただきたいと思います。

要介護認定を受ける御家族の方が、介護や介護離職をする要因で多いのは認知症でございますので、聴覚を正常に保つための補聴器の助成を切に考えていただきたいと思います。例えば、一定の自己負担額を課しながら現物支給、この可能性はどうでしょうか。私が実際にとある店舗にお話をお伺いに行ったところ、補聴器の最低額は片耳約10万円、両耳で約20万円、最高額は片耳約62万円、両耳で約120万円でした。日々の生活の中から、高齢者の方が補聴器を必要としても悩まなければならない金額であると思います。しかし、一般的な補聴器の耐用年数は約５年と言われています。生活は飲食優先ですので、補聴器が買えなくても仕方ないと思う方も多いのではないでしょうか。

次に、制度の利用に係る周知及び支援について伺ってまいります。本市福祉部、本市行政は、高齢者の方によく周知をしていると思います。私としては、さらに充実させるためには、本人の近くにいる介護従事者の皆様や、耳鼻科に限らず、内科など医療従事者の皆様の御協力をいただくことも大切と考えております。加えて言うならば、かかりつけの薬剤師さんから必要と思われる方に補聴器助成の情報をお伝えいただければ、より一層周知が進むと思います。

質問いたします。さらに充実させていくための方策を伺います。

○大久保たかし議長　福祉部長。

○寺島　崇福祉部長　お答えします。

今後につきましては、医師、薬剤師などの専門職が出席する会議や研修会などにおいて、制度の周知に協力していただくことを検討しております。

以上でございます。

○大久保たかし議長　沢田議員。

○沢田あきひと議員　お伺いいたしました。医療、介護に従事する皆様のお力をお借りしつつも、行政もその普及に努めていくことを切に切望いたします。

私は常々、ケアマネジャーさんや介護従事者の皆様の負担について質問してまいりました。本当に残念でございますが、介護従事者の負担は大きいわけですが、難聴になればさらに負担は大きくなります。ここで、皆さんに大きな視点に立って見ていただきたいのですが、さきにも述べましたが、健康寿命の延伸や、医療費並びに介護費の削減、介護従事者の皆様の負担軽減にもつながると考えます。もちろん、補聴器の取扱いについては、保管ケース内の乾燥剤の交換や、３か月に１度の定期清掃などの手間もかかります。しかし、難聴になれば、繰り返しになってしまいますが、御本人や介護者の方の負担は大きくなります。これから高齢者の方が増えていく中で、必要な方に補聴器が行き渡る体制づくりをよろしくお願いいたします。

以上、会派新しい流れ、代表質問を終わります。

○大久保たかし議長　地域政党チームいちかわ、野口じゅん議員。

〔野口じゅん議員登壇〕

○野口じゅん議員　地域政党チームいちかわの野口じゅんでございます。代表質問を行います。

まず、まちづくり行政について伺います。

本年３月に都市計画マスタープランが改定され、今後のまちづくりの方向性が新たに示されました。私は、これまで議会において、地域や民間の力を生かしたまちづくりと、その１つの手法であるエリアマネジメントについて議論をしてきました。そこで、新たな都市計画マスタープランを踏まえ、本市が官民連携によるまちづくりを今後どのように進めていくのか伺ってまいります。

まず、(1)都市計画マスタープランが目指すまちづくりについてです。前計画からの主な変更点と、今回の改

定において官民連携をどのように位置づけているのか伺います。

次に、(2)地域資源を生かした官民連携のまちづくりについてです。本市には、歴史、文化、自然、町並みなど、地域ごとに様々な資源があります。そして、そこで活動する人や、町をよりよくしたいという思いを持つ人も大切な地域資源です。こうした資源を生かし、行政、民間、地域がそれぞれの強みを持ち寄ることが、町の魅力を高める上で重要だと考えます。

そこで、アとして、地域資源を生かした官民連携のまちづくりについて、現在どのような取組を行っているのか、その現状と課題を伺います。

また、イとして、都市計画マスタープランの改定を踏まえた今後の方向性について伺います。

続いて、(3)公共空間を活用したまちづくりについてです。道路、公園、河川などの公共空間についても、単に行政が整備、管理するだけではなく、地域の交流やにぎわいを生み出す場所として活用する取組が全国各地で進められています。本市における公共空間活用の現状と課題、そして都市計画マスタープランの改定を踏まえた今後の方向性について伺います。

次の大項目、食を通じた支援についてです。

物価高騰が続く中、食料品をはじめとした生活必需品の価格上昇は、市民生活に大きな影響を与えています。一方、食料を必要とする方の中には、経済的な困窮だけでなく、社会的な孤立や子育て、介護などの生活上の困り事を複合的に抱えている方もいます。そのため、食料を提供するだけでなく、食をきっかけに人とつながり、必要に応じて相談、支援につなげていくという視点が重要だと考えます。

そこでまず、(1)食を通じた重層的支援の考え方についてです。

アとして、食の支援が求められている社会的背景を本市がどのように認識しているのか。

そして、イとして、重層的支援体制整備事業の中で、食の支援をどのように位置づけ、相談支援への接続をどのように考えているのか伺います。

次に、(2)本市の食を通じた支援についてです。

まず、アの生活困窮者等を対象とした食の支援についてですが、これは午前中の先順位者への答弁で、いちカレ事業の概要や、国の交付金を活用した事業の拡大についておおむね理解いたしましたので、質問はしません。

また、いちカレ事業の利用者の中には、支援が必要な方がいるにもかかわらず、十分な相談支援につながっていない現状について課題であるとの認識も示されました。食事を提供するだけで終わらせず、相談支援への接続をどのようにしていくのか。これから(3)で質問していく官民連携の事例も参考にしながら、取組を進めていっていただきたいと思います。

そして、イとして、子ども食堂等を行う団体への支援の現状や課題については、これも先順位者への答弁でおおむね理解いたしました。そこで、補助金の交付以外に、市は子ども食堂等に対してどのような支援や連携を行っているのか伺います。

続いて、(3)官民連携による持続可能な食を通じた支援についてです。

まず、アについて、今定例会では一般会計補正予算において、国の交付金を活用し、地域の子ども食堂等と連携したフードパントリーが新たに実施されることになっています。この事業によってどのような効果を期待しているのか伺います。

次に、イとして、食を通じた重層的支援における官民連携についてです。市内では、市民団体などによって食の支援をはじめ、居場所づくりや人とのつながりを通じて、相談支援や社会参加につなげていく取組が行われています。本市はこうした民間の取組を、重層的支援の観点からどのように評価しているのか伺います。

また、こうした取組を持続可能なものにし、必要な人を支援につなげていくためには、それぞれの団体だけに

任せるのではなく、行政や社会福祉協議会、相談支援機関などがそれぞれの役割や強みを生かしながら連携していくことが重要です。

そこで、最後にウとして、持続可能な官民連携における市の役割について、本市は多様な主体が連携する支援体制をどのように構築していく考えなのか伺います。

次に、最後の大項目、障がいのある子どもの学びと卒業後の地域生活について伺ってまいります。

全国的に特別支援教育を必要とする児童生徒は増加しており、本市においても特別な支援を受けながら学ぶ児童生徒が増えています。障がいの状態や必要とする支援は一人一人異なります。重要なのは、それぞれの子どもにとって必要な教育や支援を保障するとともに、学校卒業後の地域生活まで見据えて切れ目のない支援を考えていくことです。

そこでまず、(1)特別支援教育の現状と方向性について。

アとして、特別支援学校や特別支援学級で学ぶ児童生徒が増加している現状と、その要因についてどのように認識しているのか伺います。

イとして、児童生徒数が増加している中、本人や保護者の意向を踏まえながら、就学先をどのような考え方で決定しているのか伺います。

そして、ウとして、児童生徒一人一人に適した学びの場を選択できるようにするためには、それぞれの学びの場で必要な支援が受けられることが重要です。そこで、現在の支援体制と課題について伺います。また、特別支援学校のセンター的機能について伺います。

次に、(2)市立須和田の丘支援学校の教育環境についてです。須和田の丘支援学校では、児童生徒数の増加や施設上の課題などを踏まえ、校舎再編が進められています。

アとして、校舎再編の内容と施設上の課題については先順位者への答弁でおおむね理解しました。そこで、今後の設計に保護者の意見をどのように取り入れていくのか伺います。

イとして、学部配置についても先順位者への答弁で概要は理解いたしました。御答弁の中で、学びの連続性を確保するためには、小学部、中学部、高等部を一体で設置することが望ましいとのことでしたが、ここで言う学びの連続性とは具体的にどのようなことを指すのか伺います。

そして、ウとして、高等部の通学支援についてです。高等部では原則として自力通学とされていますが、スクールバスの利用をどのように扱っているのか。また、なぜ自力通学を原則としているのか、自立に向けた教育的な意義も含め、市の考えを伺います。

最後に、卒業後を見据えた支援についてです。特別支援学校を卒業すると、それまで学校を中心につくられていた生活や、人とのつながりは大きく変化します。その中で、保護者の皆さんは大きな不安を持っていると思います。就労や福祉サービスだけでなく、卒業後も地域の中で学び、人とつながり、様々な活動に参加できる環境が重要です。

そこで、アとして、在学中から卒業後まで、本人や家族を支える相談支援体制の現状について伺います。また、相談支援専門員が不足し相談先に困っているとの声も伺っていますが、こうした現状について市の認識を伺います。

続いて、イとして、障がいのある方が学校卒業後も学び、地域とのつながりを持ち続けるために、本市ではどのような取組を行っているのか伺います。

最後にウとして、創作活動等を通じた社会参加についてです。第５次いちかわハートフルプランでは、障がいのある方が生涯にわたって学び、地域や社会に参加していくことを掲げています。私は、これまで議会においてイチカワフォントについて質問してきましたが、創作活動やスポーツ、学びなど、本人の得意なことや好きなこ

とを生かしながら、地域との関わりや社会参加の機会を広げていくことが重要だと考えます。

そこで、学校卒業後のこうした社会参加について、本市ではどのような取組を行っているのか伺います。

以上、初回の質問になります。必要に応じて再質問してまいります。

○大久保たかし議長　街づくり部長。

○小林英樹街づくり部長　私からは大項目まちづくり行政に関する御質問にお答えします。

初めに、(1)都市計画マスタープランが目指すまちづくりについてです。本市では、平成16年３月に市川市都市計画マスタープランを策定し、これに即したまちづくりを進めてまいりました。この間、本市においては外環道路、都市計画道路3･4･18号の開通や、市街地再開発事業が進められたほか、人口減少や少子・高齢化の進展、災害の頻発化、激甚化、環境問題の深刻化など、都市を取り巻く社会環境にも様々な変化が見られるようになりました。このような変化に対応したまちづくりを着実に進めるとともに、市川市総合計画2050で掲げる将来都市像の実現に向けたまちづくりの方向性を示すため、令和８年３月に市川市都市計画マスタープランを改定いたしました。改定に当たりましては、官民連携の推進や、老朽化の進む社会インフラへの対応、グリーンインフラの活用など、新たな視点も取り入れております。今後のまちづくりにおいては、このような社会環境の変化を的確に捉えることが重要であり、新たな都市計画マスタープランでも、これらの動向を踏まえたまちづくりを進めることとしております。また、官民連携については、人口減少や少子・高齢化など社会経済情勢が大きく変化する状況下や、限られた財源の中で、本市の魅力や価値を高めていく上で重要なものと認識しております。このような考えの下、新たな都市計画マスタープランでは、市民、事業者、行政がそれぞれの役割を踏まえ、共に考え、共に選び、共に行動する協働、共創によるまちづくりを進めることとしております。

次に、(2)地域資源を生かした官民連携のまちづくりについてお答えします。

まず、ア、現状と課題についてです。市内には、北部の豊かな都市農地、歴史や文化を物語る寺社、クロマツ、斜面緑地等の自然環境、江戸川、三番瀬等の水辺空間といった地域資源が存在しています。これらの地域資源や特色を生かした官民連携のまちづくりとしては、行徳まちづくり協議会や中山まちづくり協議会と連携を図り取り組んでおります。

行徳まちづくり協議会は、行徳地区の歴史、文化等の地域資源を生かしたまちづくりの検討ミーティングを契機として、平成29年から旧浅子神輿店及びその周辺の歴史的資源を生かした景観まちづくりとにぎわいの創出、国内外への魅力発信により、町の活性化に寄与することを目的とした活動を行っています。主な活動内容としては、行徳ふれあい伝承館の案内業務、地域の歴史、文化、伝統等を周知するための活動、行徳郷土文化懇話会等の団体と連携したイベントの開催などがあります。

中山まちづくり協議会は、平成15年に中山地区の商店会、自治会が中心となり、中山らしいまちづくりや地域の活性化を図るために設立したものです。主な活動といたしましては、中山のおひな祭りの開催、参道沿道へのアジサイなどの植栽、中山法華経寺の行事等の支援などがあります。このほか、当協議会の下にまち並み景観部会を立ち上げ、中山の寺町としての景観を守っていくための具体的な検討を開始し、中山参道景観重点地区の指定に至っています。このような地域資源を生かした官民連携のまちづくりは継続して運営していくことが重要であり、活動資金や人材の確保が課題であると認識しています。

次に、イ、都市計画マスタープランの改定を踏まえた今後の方向性については、各地域が有する地域資源を生かした中で、市民、事業者、行政が適切な役割分担の下に地域の魅力をさらに高めるためのエリアマネジメント等により、協働、共創によるまちづくりを進めていくこととしております。

次に、(3)公共空間を活用したまちづくりについてであります。

初めに、ア、現状と課題についてです。道路や公園、河川といった公共空間については、従来の公共施設とし

ての利用にとどまらず、地域の魅力向上や、にぎわいの創出を図る取組が進められています。本市では、市内に多くの河川が流れる地域特性を生かし、大柏川においてゴムボート体験などを行ういちかわ水辺クルーズをはじめとした水辺のまちづくりに取り組んでいます。また、江戸川では、水に親しみながら自然愛護の心を育み、地域交流の輪を広げる江戸川・水フェスタｉｎいちかわを市内の団体などとの共催により行っております。今後、官民連携などによる公共空間のさらなる活用について検討を進めていく必要があるものと考えています。

次に、イ、都市計画マスタープランの改定を踏まえた今後の方向性については、河川空間のオープン化やパークＰＦＩ等を例示していることから、今後、各所管が行う整備、維持管理において、これら制度の活用可否も含めて検討していくことが必要であると考えております。

以上でございます。

○大久保たかし議長　福祉部長。

○寺島　崇福祉部長　私からは大項目２つ目のうち(1)及び(3)イ、ウのうち官民連携による食を通じた支援を継続していくための行政の役割についてと、大項目３つ目のうち(3)のア及びウについてお答えいたします。

初めに、大項目、食を通じた支援についての(1)食を通じた重層的支援の考え方についてのア、食の支援が求められる社会的背景についてです。近年、単身世帯の増加や地域とのつながりの希薄化などを背景として、支援を必要とする方の中には、生活困窮に加え、孤独や孤立に悩み、また8050問題やダブルケアなど複雑、複合的な課題を抱えながらも、自ら相談窓口へ足を運ぶことが難しい方もいらっしゃいます。このような方々に対しては、相談を待つだけではなく、支援につながるきっかけとなる場所が地域の中にあることが重要であります。食の支援は、誰もが訪れやすい場所で食の受渡しを行うことで、人とのつながりを生み、孤立を防ぐきっかけとなるとともに、必要な支援につながる入口としての役割を果たすものと認識しております。

次に、イ、重層的支援体制整備事業における食の役割と相談支援への接続についてです。

初めに、食を通じた地域づくりにつきましては、単に食料を提供するだけではなく、地域住民やボランティア、民間団体との交流を通じて人とのつながりを育み、孤立を防ぐことにつながるものと認識しております。

次に、食を通じたアウトリーチにつきましては、自ら相談窓口へ足を運ぶことが難しく、支援の届きにくい方と接点を持つことで、深刻な問題の早期発見や信頼関係の構築につながることができると認識しております。

次に、食を通じた参加支援につきましては、人との交流を生み、孤立を防ぎ、地域社会とのつながりや生きがいを生み出すことにつながるものと認識しております。

このように、食の支援は食料の提供にとどまらず、生活困窮や孤立を早期に発見するための重要なセーフティーネットとして機能しているものと考えております。

次に、(3)官民連携による持続可能な食を通じた支援についてのうち、イ、食を通じた重層的支援における官民連携についてです。食の支援を充実させるために、地域団体の食の支援を通じた相談支援や、参加支援につなげる取組は重要な役割を担っていただいているものと認識しております。これは本市の目指す重層的支援体制整備事業の理念である、地域において人と人が互いに支え合う地域共生社会の実現に資するものと認識しております。こうした取組の一例として、昨年度から第１庁舎２階の市民活動支援センター内にあるミーティングスペースにおいて、毎月１回民間団体と市の委託事業である市川市生活サポートセンターそら――以下、そらと申し上げます――や、多機関協働等事業者がじゅまる＋、コミュニティーソーシャルワーカーが連携をして、様々な理由で日々の生活に困窮している方などに直接食料などを配布するとともに、生活にお困りの方からの相談に応じております。今後も、食を通じた重層的な支援を継続するためには、ＮＰＯ、ボランティア団体、自治会、企業など、多様な地域の主体がそれぞれの特性や強みを生かして活動することが重要であると認識しております。

本市としましては、高齢、障がい、子ども、生活困窮など、各分野の支援機関と地域の活動団体を結びつける

とともに、活動情報の共有や周知を図ることにより、支援を必要とする方を地域全体で支える体制づくりをさらに推進してまいります。

次に、ウ、持続可能な官民連携における市の役割についてのうち、官民連携による食を通じた支援を継続していくための行政の役割についてです。食を通じた支援を継続していくためには、行政が全てを担うのではなく、地域で活動する様々な団体がそれぞれの特色を生かした活動を主体的に展開し、市はこうした活動に関する情報発信や関係機関との連携を図るとともに、支援を必要とする方が適切な相談支援につながる仕組みを整えるなど、それぞれの役割や強みを生かしながら地域全体で支える体制を構築していくことが重要であると考えております。

次に、大項目、障がいのある子どもの学びと卒業後の地域生活についての(3)のア、相談支援体制についてです。特別支援学校では、在学中は学校が相談に応じるとともに、卒業後３年間は進路先の障がい福祉サービス事業所や就職先を訪問し、適応状況の確認や、必要に応じた個人面談などを行っております。また、就職される方については、卒業時に市川市障がい者就労支援センターアクセスに登録していただき、学校による支援を引き継ぐ体制としております。生活介護事業所や就労継続支援Ｂ型事業所等へ通所される方については、事業所において相談支援専門員がついていない方からの日頃のお困り事などの相談に応じております。このほか、基幹相談支援センターえくるでは、学校や生活介護事業所等との連携を図っており、在学中から卒業後にかけて必要な支援を行っております。

次に、相談支援を希望しても相談支援専門員につながることのできない方につきましては、障がい福祉サービス等の利用相談の際に、利用者からの聞き取りにより一定数いることを把握しております。こうした状況は課題と認識しており、相談支援専門員の充実に向けて、新たな補助制度の創設も視野に入れつつ、先行する他の自治体の施策やその効果などを検証し、本市にとって効果的な施策について検討を進めているところでございます。

次に、ウ、創作活動等を通じた社会参加についてです。本市では、令和６年４月に策定した第５次いちかわハートフルプランにおいて、特別支援学校卒業後の障がい者が社会で自立して生きるための必要となる力を生涯にわたりさらに伸ばしていくため、障がい者の各ライフステージにおける学びを支援し、地域や社会への参加を促進することにより、地域共生社会の実現を目指しております。障がいのある方への支援は、生活介護や就労継続支援といった障がい福祉サービスだけでなく、卒業後も地域で学び、文化やスポーツを楽しみ、社会参加を図ることが重要であると認識しております。

具体的な取組としましては、まず、障がいのある方が文化やスポーツに親しめるよう、公民館で合唱や俳句などの障がい者文化講座を実施するとともに、市民体育館において障がい者軽スポーツ教室を年６回開催するなど、健康増進に資する事業に取り組んでおります。また、生涯を通じた多様な学習活動の充実を図るため、図書館において、文字を読むことが困難な方が音声を聞きながら文字や画像を確認できるデイジー図書や、易しい言葉や絵、写真などを用いて内容を分かりやすくしたＬＬブックなどにより読書環境を整えております。

公民館では、障がいのある方を中心としたサークルの活動の場としても御利用いただいております。さらに、働く障がい者の職場以外の場所での交流の場が少ないことから、主に働く障がい者を対象としたイベントを開催し居場所づくりを行っているほか、市川市南行徳地域共生センターにおいて、障がいも個性であることを啓発する講座を行っております。

以上でございます。

○大久保たかし議長　こども家庭部長。

○山室繁央こども家庭部長　私からは大項目２つ目、食を通じた支援についての(2)のイ、(3)のア及び(3)ウのうち、子ども食堂との連携に係る部分についてお答えします。

初めに、(2)イ、子ども食堂等への支援についてです。本市が支援している子ども食堂は、単なる食事の提供だけでなく、学習支援や遊び場など子どもの居場所としての機能も有しており、子どもの見守りや支援が必要な家庭を関係機関につなぐ役割を担っています。そのため、市では市川子ども食堂マップを制作し配布することによる周知や、子ども食堂を始めたい方向けの冊子「いちかわこども食堂開設ハンドブック」による開設支援などを行っております。また、市内の子ども食堂の取りまとめ役を行う市川こども食堂ネットワークが定期的に開催している会議に市職員が出席することで、各子ども食堂への情報提供を行うとともに、各子ども食堂から開催状況や参加者に関する報告を聞き、必要に応じて関係機関につなぐなどの連携体制を組んでおります。

次に、(3)のア、地域の子ども食堂等と連携したフードパントリーについてです。物価高騰の影響を受けている子どもや保護者に対する食料品の配布として、移動フードパントリー及びフードパントリー@子ども食堂の２つの事業を実施いたします。移動フードパントリーは、おおむね市内中学校区ごとに実施するもので、配布業務は子ども食堂を運営するＮＰＯ法人など、地域とのつながりを持つ団体に委託するとともに、実際の配布現場では、各地域の子ども食堂の協力も得ながら実施したいと考えております。また、フードパントリー@子ども食堂につきましては、地域の子ども食堂を通じて食料品を配布することを計画しております。

どちらの事業も配布の拠点を中学校区や子ども食堂とすることで、市内全域を広く網羅し、子どもや保護者にとって身近な場所で支援を受けやすくする効果を見込んでおります。さらに、地域の子ども食堂が配布に関わることにより、支援を必要としながらも孤立しがちな家族が子ども食堂の存在を知り、つながりを持つきっかけになる効果も期待しているところです。子どもや保護者を対象として市内全域で広く食料品配布を行う事業は、これまでの本市として例のない取組となりますが、実施に当たりましてはこうした効果も意識し、地域の子ども食堂とも丁寧に連携しながら進めてまいります。

最後に、(3)ウ、持続可能な官民連携における市の役割についてのうち、子ども食堂との連携に係る部分についてです。子ども食堂は、地域に根差した多様な方々が日常生活に近い場所で主体的に活動しているため、子どもの見守りや支援へつなぐといった役割を果たす際にきめ細やかな対応をすることができます。こうした活動に対して、市は補助金の交付や情報発信などにより後方支援としての役割を担っております。

また一方、今回実施するフードパントリー@子ども食堂などは、児童扶養手当受給世帯など特に支援が必要な世帯に対して市から直接お知らせすることも検討しております。市が担っている業務などを通じて、本当に支援を必要とする家庭に必要な情報を伝えていくことは、行政だからこそできる役割と考えております。このように、官民それぞれが互いの強みを生かして、それぞれの役割を担いながら、地域全体で子どもと家庭を支援することが重要であると認識しております。

以上でございます。

○大久保たかし議長　学校教育部長。

○小林義行学校教育部長　私からは大項目の３つ目、障がいのある子どもの学びと卒業後の地域生活についての(1)と(2)のイ、ウ、(3)のイについてお答えいたします。

初めに、(1)ア、特別支援学校及び特別支援学級の児童生徒数が増加している現状についてです。須和田の丘支援学校及び市立小中学校の特別支援学級に在籍する児童生徒数は近年増加傾向にございます。その増加の背景を特定することは困難ではありますが、要因の一つとして、療育施設や発達検査の普及、就学前における療育の拡大に伴い、特別支援学校や特別支援学級を選択される保護者が増えてきていることも考えられます。今後の課題といたしましては、児童生徒一人一人の教育的ニーズに的確に応えるため、特別支援学校の増設や特別支援学級設置校の拡充及びそれに伴う人材の確保など、教育環境の整備を図っていくことが重要であると認識しております。

次に、(1)イ、就学先の決定における考え方についてです。特別支援学級や特別支援学校は、学校教育法等の法令により基準や障がいの程度が規定されています。教育支援委員会では、これを踏まえ判断しておりますが、幼児、児童生徒の個々の力を十分に伸ばすために必要な支援や最適な学びの場を鑑み、審査を行っております。そのため、発達検査の数値等のみで判断はしておりません。また、審議に当たっては、保護者との面談内容や現在の学習状況、在籍園や在籍校の職員や調査員からの調査内容等を資料として、適切な学びの場を判断しております。このように、教育支援委員会では、専門的見地から審議した結果を答申として保護者や在籍園及び在籍校に伝えております。就学先については、教育委員会が答申を受け、本人や保護者の意向を最大限に尊重し、学校ができる配慮や可能性を踏まえながら、保護者と合意形成を図った上で最終的に決定しております。

次に、ウ、各学びの場における支援体制についてです。教育委員会では、特別支援教育に関する教員の研修を実施しています。特別支援学級担当及び特別支援学校教員の研修は、多くが障がい種別に実施されています。その他、市立小学校・中学校、義務教育学校の特別支援教育コーディネーターを対象とした研修会を実施しております。特別支援学級だけでなく、通常学級における特別支援教育についての指導や対応に関する教員の資質向上を図っています。人的支援について、教育委員会は、全校の特別支援学級に教員の補助をする市費の特別支援学級支援員を障がい種別に配置しています。また、教育委員会は、学校からの要請に応じて、特別支援スーパーバイザーや巡回指導職員を派遣し、児童生徒への対応について教員に指導助言を行っています。特別支援学校のセンター的機能については、特別支援学校は、学校や幼児教育施設に対して特別支援教育コーディネーターを派遣し、教員に対して、児童生徒への支援や対応について指導助言を行っています。派遣対象は、公立、私立及び校種を問わず、市内の全ての学校と幼児教育施設です。

教育委員会では、これらの取組を通して教職員の専門性の向上を図るとともに、各学校への支援を行い、市立学校の特別支援教育の充実に引き続き努めてまいります。

次に、(2)のイ、校舎再編後の学部配置についてです。小学部、中学部、高等部が同じ校舎であることについては、12年間の継続した学びとして捉えやすくなることが考えられます。また、小学部の児童にとっては、中学部、高等部に進学した生徒と交流を通して、将来の自分の姿を想像しやすくなることなどが期待できます。

次に、ウ、高等部の通学支援についてです。高等部において原則自力通学としているのは、将来の社会自立や地域生活を見据え、公共交通機関の利用などを通して生徒の自立心を育むことを目的としております。自力通学の定義といたしましては、生徒自身が１人で完全に登下校することとしております。しかしながら、生徒の実態と家庭の状況に応じた対応を段階的に実施できるよう、１人で通学が著しく困難であり、スクールバスを利用できないことで欠席日数が増えてしまうような事情のある御家庭に対しては、スクールバスの御利用を認めております。今後につきましても、こうした段階的な対応を継続してまいります。

最後に、(3)卒業後を見据えた支援についてのイ、卒業後の学びと地域とのつながりについてです。須和田の丘支援学校高等部では、卒業後の進路選択を見据え、２年生及び３年生において事業所での現場実習を行っています。また、高等部の生徒が卒業生の就労する企業や事業所を訪問して先輩が働く姿を見学し、進路について考える学習活動も行っています。秋に行われる須和田の丘フェスティバルには、地域の福祉事業所が出店し物販などを行う取組は、生徒と事業所をつなぐきっかけの一つになっています。また、高等部の生徒が自分たちのつくった製品を頒布する須和田マルシェを年２回コルトンプラザで実施しており、たくさんの方に来ていただいています。

教育委員会は、保護者、医療、福祉、就労などの関係者と関係部署が参加する市川市特別支援連携協議会を年２回開催し、情報交換や支援体制の整備促進のための協議を行っています。

以上の取組を含め、生徒が在学中から地域とのつながりを持つことができるよう、今後も学校と関係部署とが

連携をしてまいります。

以上でございます。

○大久保たかし議長　教育振興部長。

○根本泰雄教育振興部長　私からは大項目、障がいのある子どもの学びと卒業後の地域生活についての(2)市立須和田の丘支援学校の教育環境についてのうち、アについてお答えします。特別支援学校の増設に当たりましては、喫緊の課題である教室不足などの課題を早期に解消するため、令和11年度からの供用開始を最優先に考え、学校として使用していた和洋学園国分校舎について、既存の施設機能を生かしながら、特別支援学校として活用するために必要な改修を行うこととしております。このような構造的、時間的な制約がある中で、教職員や保護者から御意見を伺い、可能な限り設計に反映する考えであります。具体的には、本年５月に須和田の丘支援学校の教職員を対象とした説明会を実施し、６月には保護者を対象とした説明会を実施いたしました。その後、和洋学園国分校舎において、教職員を対象とした現地視察及び説明会を実施、教職員からは、学校運営や教育活動に関わる立場から、教室のトイレ近くへのシャワー室の設置や、広い多目的室の設置など、教育環境の充実に向けた御意見をいただきました。

また、保護者説明会後に実施した保護者アンケートでは、子どもたちが遊べる遊具を設置してほしい、落ち着いて集中できる場所と伸び伸び活動できる場所を整備し、子どもたちが安心して学び、活動できる環境を整えてほしいなどの御意見をいただきました。このような御意見をできる限り設計に反映し、よりよい教育環境を提供してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○大久保たかし議長　野口議員。

○野口じゅん議員　それぞれに御答弁ありがとうございました。それでは、順番に再質問してまいります。

まず、まちづくり行政についてですが、(1)、御答弁では、今回の改定で官民連携などの新たな視点を取り入れ、市民、事業者、行政による協働、共創のまちづくりを進めていくとのことでした。私もこれまで議会でエリアマネジメントやパークＰＦＩなど、官民連携の手法の重要性を何度も取り上げ、都市計画マスタープランへの位置づけを求めてきましたので、今回明確に盛り込まれたことは評価したいと思います。一方で、重要なのは、これを計画に位置づけるだけでなく、具体的なまちづくりにつなげていくことです。(1)の再質問はありません。具体的な取組について、(2)で伺ってまいります。

(2)のア、地域資源を生かした官民連携のまちづくりについてです。御答弁では、行徳や中山のまちづくり協議会と連携した取組を進めているとのことでした。中でも、昨年度から始まった中山参道活性化事業では、中山まちづくり協議会を中心に、地域住民や商店、民間事業者、行政など様々な主体が関わっています。こうした取組は、まさにエリアマネジメントの一つだと考えます。

また、この取組は市が事業としてスタートさせ、官民連携のきっかけをつくったことにも大きな意味があります。こうした取組に踏み出した市長の御判断についても評価したいと思います。そして重要なのは、ここから地域主体の取組として育て、継続していくことだと思います。

そこで、中山参道活性化事業をはじめとした地域主体のまちづくりを継続、発展させていくために、街づくり部として今後どのような役割を担っていく考えなのか伺います。

○大久保たかし議長　街づくり部長。

○小林英樹街づくり部長　お答えします。

現在の中山参道活性化事業は、市が民間事業者に業務を委託し、それを起点に官民連携のまちづくりが進んでいます。本市においても、まちづくり協議会の定例会や各種イベント等を通じて地域の方々と連携を図ってまい

りました。今後も、まちづくり協議会などの場を生かして多様な関係者と積極的にコミュニケーションを図りながら、必要な情報の提供や学習の場づくり、各種活動への支援等により、地域主体による自立的なまちづくりをしっかりと支えてまいります。

以上でございます。

○大久保たかし議長　野口議員。

○野口じゅん議員　ありがとうございます。今回の都市計画マスタープランにエリアマネジメントが位置づけられたことを１つの契機として、中山での取組をさらに発展させるとともに、こうしたまちづくりを真間や行徳など市内各地に広げていただきたいと思います。

続いて、(3)公共空間を活用したまちづくりについてです。御答弁では、新たな都市計画マスタープランでも、河川空間のオープン化など官民連携による公共空間の活用が示されているとのことでした。私たち会派地域政党チームいちかわでは、今年４月に新潟市を視察し、信濃川やすらぎ堤で、民間の力を生かして水辺ににぎわいをつくるミズベリングの取組を実際に見てきました。新潟市では、都市・地域再生等利用区域の制度を活用し、アウトドア用品メーカーのスノーピークが民間のマネジメント事業者となって、飲食やアウトドア体験などを組み合わせた水辺アウトドアラウンジを展開しています。ここで重要なのは、行政が河川管理者と調整し、制度やルールを整えることで、民間が継続的に水辺を活用できる環境をつくっていくことです。

市川市においても、江戸川などの水辺空間について都市・地域再生等利用区域をはじめとした制度の活用を具体的に検討していく考えはないのか伺います。

○大久保たかし議長　街づくり部長。

○小林英樹街づくり部長　お答えします。

都市・地域再生等利用区域は、都市及び地域の再生等の観点から、水辺空間を生かしたにぎわいの創出や、地域の活性化を図ることを目的として、民間事業者らによる河川敷地での飲食店やオープンカフェなどの営業を可能とする制度です。この制度を活用するためには、河川の適正な管理に影響を及ぼさないこと、他の利用者の利用を著しく妨げないこと、周辺環境への影響、事業の継続性などについて本市、河川管理者等で構成する協議会の活用等により協議を行い、地域の合意を得た上で、河川管理者から区域の指定を受ける必要があります。そのため、今後制度を導入している都市の事例を調査するとともに、本市での制度活用に対する研究を行ってまいります。

以上でございます。

○大久保たかし議長　野口議員。

○野口じゅん議員　ありがとうございます。様々な課題があることは理解しました。

市川市には、江戸川をはじめ、町なかを流れる真間川、そして三番瀬があり、川から海まで多様な水辺を持っていること自体が市川市の大きな魅力であり、大切な地域資源だと思います。今回の都市計画マスタープランに河川空間のオープン化が位置づけられたことを契機として、他市の事例を研究するだけでなく、それぞれの水辺の特性を生かして、どのような活用ができるのか、ぜひ具体的な可能性を探っていただきたいと思います。

これからのまちづくりでは、行政だけでなく、地域や民間の力を生かしながら、行政がその活動を支える環境を整えていくことが重要です。新たな都市計画マスタープランに掲げた協働・協創によるまちづくりが、地域それぞれの資源を生かした具体的な取組として市内各地に広がっていくことを期待して、この質問を終わります。

続いて、大項目、食を通じた支援についてです。

(1)について、市としても同様の認識を持っていることが確認できましたので、再質問はありません。

(2)のイについて質問してまいります。子ども食堂等への支援について。御答弁では、子ども食堂は食事の提

供だけでなく、子どもの居場所や見守り、支援が必要な家庭を関係機関につなぐ役割も担っており、市も市川こども食堂ネットワークを通じて情報共有などを行っているということでした。

そこで、もう少し具体的に伺ってまいりますが、福祉部の所管するいちカレ事業では、必要な支援への接続が課題とのことでしたが、子ども食堂では、子どもや家庭と接する中で、何らかの困り事や支援の必要性に気づくこともあると思います。そのような場合、どのように市や関係機関と連携し、必要な支援につなげているのか伺います。

○大久保たかし議長　こども家庭部長。

○山室繁央こども家庭部長　お答えします。

市と子ども食堂との情報共有につきましては、支援が必要な子どもや保護者の様子について子ども食堂から市へ連絡いただくとともに、市からは、相談窓口や子育て支援サービスなどの情報を提供しております。また、各子ども食堂が支援の必要性に気づいた際に円滑に対応できるよう、市川こども食堂ネットワークの会議への参加や、市が作成する冊子などを通じて、市川市こども家庭センター、児童相談所、市川市生活サポートセンターそらなどの連絡先を案内しているほか、児童相談所への相談、通告の流れや、虐待の可能性を判断するためのチェックリストを各子ども食堂に配付しております。

次に、支援につなぐ体制についてです。子ども食堂から市に連絡が入った際には、こども家庭センターが受理し、子どもの様子や保護者の養育状況などの調査や、児童相談所などの支援機関との連携、職員による子どもや保護者への直接支援の調整を行うこととしております。状況によっては、子ども食堂に対し、子どもや保護者への声かけや見守りなどの協力を依頼することもございます。令和７年度の具体例としては、補助金を交付している子ども食堂から虐待の可能性がある子どもについて、市川児童相談所に情報提供を行った事例が１件報告されております。また、子ども食堂がこども家庭センターに子どもの対応方法を相談する事例も１件ありましたが、この件では、子ども食堂が子どもへの追加の聞き取りを行い、子どもの安全が確認されたところです。

以上でございます。

○大久保たかし議長　野口議員。

○野口じゅん議員　ありがとうございます。実際に支援につながった事例が２件ほどあったということでした。子ども食堂は、食事を提供するだけでなく、日頃から子どもや家庭と接する中で、行政では把握しにくい困り事に気づくことのできる大切な地域の場所だと思います。こうした地域での気づきを必要な支援につなげられるよう、子ども食堂と行政との連携をさらに深めていただければと思います。

それでは、(3)アに移ります。御答弁では、新たに移動フードパントリーとフードパントリー@子ども食堂を実施し、地域の子ども食堂とも連携しながら進めていくとのことでした。子ども食堂は、地域の皆さんがそれぞれ工夫しながら、限られた人員の中で活動を続けていただいています。そうした皆さんのお力をお借りすることは重要だと思いますが、市の新たな事業への協力が現場の負担となり、本来の子ども食堂の活動に影響を及ぼすことがあってはなりません。事業を進める際には、子ども食堂の皆さんの声を十分に聞き、それぞれの活動や運営状況を尊重しながら、無理のない形で進めていただければと思います。再質問はありません。

次のイについてですが、御答弁では、第１庁舎２階の市民活動センター内にあるミーティングスペースで民間団体によるフードパントリーが実施されており、市川市生活サポートセンターそらも関わりながら、必要に応じて相談支援につなげているとのことでした。この取組は、市役所の住所が八幡１の１の１であることから、いちいちいちパントリーという名称で実施されています。

そこで、このいちいちいちパントリーにそらが関わる中で、実際に相談支援につながったケースを市はどの程度把握しているのか、件数も含めて伺います。

○大久保たかし議長　福祉部長。

○寺島　崇福祉部長　お答えします。

いちいちいちパントリーにおける活動の中で、そらが受けた相談は、昨年度から今年の８月までで４件の相談がございました。経済的な困窮を抱える相談者に対し、専門の支援員が丁寧な聞き取りによる状況整理を行い、相談者とともに課題を整理し、その意向を踏まえながら課題解決に向けた支援を行いました。関係機関との緊密な連携による伴走型支援を行っており、そのうち１件は支援員が同行して生活保護の受給につなげるなど、相談者に寄り添った対応を行っております。

以上でございます。

○大久保たかし議長　野口議員。

○野口じゅん議員　分かりました。実際にそらが相談を受け、生活保護を含む支援につながった事例があったとのことでした。食の支援の場が必要な相談支援の入口になっていることが具体的に表れていると思います。

最後に、(3)のウ、持続可能な官民連携における市の役割についてです。こども家庭部からは、子ども食堂の活動を支えるとともに、支援が必要な世帯を地域につないでいくとの答弁がありました。また、福祉部からも、地域の活動や居場所と相談支援を結びつけ、地域全体で支える体制づくりを進めていくとの御答弁がありました。私は、こうした支援を２階建てで考えていくことが重要だと思います。１階には、子ども食堂やフードパントリーなど、誰もが入りやすく、人とつながることのできる地域の場がある。そして、そこで困り事に気づいたときに、２階にある行政や専門機関による支援につないでいく。いちいちいちパントリーは、その２つをつないでいる一つの形だと思います。こうした取組を地域の善意だけに頼るのではなく、市も共催という形を取るなど一歩踏み込んだ関わりを持つことで、地域の場と専門的な支援をつなぐ官民連携の仕組みをさらに広げていっていただくことを要望して、この質問を終わります。

続いて最後の大項目ですが、(1)のア、児童生徒数の増加を踏まえ、一人一人の教育的ニーズに応じた学びの場が確保されるよう、引き続き環境整備を進めていただきたいと思います。再質問はありません。

それでは、イについて伺います。御答弁では、就学先については、障がいの程度や診断名だけで判断するのではなく、本人や保護者の意向を最大限に尊重しながら決定しているとのことでした。一方、保護者から伺った事例として、教育支援委員会では特別支援学校が適しているとされたものの、保護者としては特別支援学級を希望していた。しかし、自宅の近くに特別支援学級がなく毎日の通学が難しいため、希望する就学先を選択できなかったというお話を伺っています。

そこで、本人や保護者が希望する学びの場があっても、通学条件などによって実際には選択することが難しいケースについて、市はどのように認識し、その場合どのような調整や支援を行っているのか伺います。

○大久保たかし議長　学校教育部長。

○小林義行学校教育部長　お答えします。

現在、市内の知的障がいの支援学級は、小学校25校、中学校11校に配置されておりますが、全市立学校には設置されていないため、学区の支援学級に通学することができず、本人や保護者が学区外の就学先を選択することを迷われる場合があることは認識しております。

教育委員会では、教育環境や家庭の状況を踏まえながら、本人や保護者にとっての最適な学びの場として就学先を選択することができるよう、保護者と合意形成を図った上で就学先を決定しております。

以上でございます。

○大久保たかし議長　野口議員。

○野口じゅん議員　繰り返しになりますが、今回保護者の皆さんから実際に話を伺うと、必ずしも希望する就学

先を選べていないという現実もあります。例えば、先ほど話したとおり、特別支援学級がない、毎日の通学が難しい、学校の受入れ体制が十分ではないなどの理由から、希望していても実際には通うことができなかったという声もあります。本人や保護者の意向を尊重するのであれば、それぞれの地域に必要な特別支援学級を配置し、学校の施設や受入れ体制を整えるなど、実際に希望する就学先を選べる環境をつくることも重要だと思います。こうした現実にも目を向けていただき、今後の特別支援学級の配置や受入れ体制、就学相談の在り方に生かしていただきたいと思います。

次に、ウの支援体制についてです。御答弁では、教員や特別支援教育コーディネーターへの研修など、様々な取組を行っているということでした。ここで御紹介したいんですが、特別支援学校の教員でＳＮＳや著書などで発信をされている平熱先生という方がいらっしゃるんですが、その方は、特別支援教育は全人類に有効だというふうなことをおっしゃっています。私も、一人一人の特性を理解し、その子に合った方法で学びを支えるという特別支援教育の考え方は、通常学級の教育にも生かせるものだと思います。特別支援教育を一部の児童生徒のためのものと捉えるのではなく、学校全体の教育に生かしていくという視点で全ての教員の方の理解と対応力を高めていただきたいと思います。

次に移ります。続いて、(2)市立須和田の丘支援学校の教育環境についてです。

アについては、教職員や保護者の意見を可能な限り設計に反映していくとのことですので、引き続きそのように進めていただきたいと思います。再質問はありません。

イについてですが、小学部、中学部、高等部が同じ校舎で学ぶことで、12年間の継続した学びとして捉えやすくなり、学部を超えた交流によって、児童が将来の自分の姿をイメージすることにもつながるとのことでした。もし、仮に令和11年度に小学部と中学部のみが国分へ移転し、高等部が須和田に残ることになった場合、様々なことが危惧されます。現在の小学部の５年生、６年生は、稲越校舎から中学部進学時に須和田校舎へ移り、その後、国分の新しい校舎に移り、高等部進学時には再び須和田校舎へ戻る、そういうようなことが起きます。つまり、短い期間で稲越、須和田、国分、そして再び須和田と何度も教育環境が変わることになります。障がいの特性によっては、環境の変化そのものが大きな負担となる児童生徒もいます。12年間の学びの連続性を考えるのであれば、できる限り３つの学部を同じ校舎で学べる環境を整えていただくことを強く要望いたします。

次に移ります。

○大久保たかし議長　少々お待ちください。

お諮りいたします。本日の会議時間は議事の都合により延長いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○大久保たかし議長　御異議なしと認めます。よって本日の会議時間は延長することに決定いたしました。

野口議員。

○野口じゅん議員　それでは、次の高等部の通学支援について伺ってまいります。

御答弁では、高等部では、将来の社会自立や地域生活を見据え、生徒自身が１人で安全に登下校する自力通学を原則とし、それが難しく一定の条件を満たした場合にはスクールバスの利用を認めているとのことでした。一方で、実際にはそのどちらにも当てはまらない生徒がいます。本人１人では通学が難しく、スクールバスも利用せず、保護者が日常的に付き添うことで通学が成り立っている生徒がいます。こうした生徒についても自力通学を目指すことができるのか、また、そのためにどのような支援が必要なのかを学校と家庭が一緒に考えていく必要があると思います。

須和田の丘支援学校には、自力通学に向けた自力通学支援計画という仕組みがあります。しかし、保護者の皆

さんに伺うと、この仕組み自体を知らなかったという方が複数いました。そこで、全ての保護者の皆さんにこの仕組みを周知するとともに、一人一人の生徒の状況に応じた通学方法を保護者と一緒に考えていくべきと考えますが、市の見解を伺います。

○大久保たかし議長　学校教育部長。

○小林義行学校教育部長　お答えします。

学校といたしましては、原則として自力通学を求めつつも、生徒の実態に応じた通学方法を判断しております。そのため、自力通学支援計画につきましては、現状として全ての保護者に十分に周知できていなかったものと認識しております。今後は、全ての保護者に対して自力通学支援計画の周知を図るとともに、生徒の実態に応じた通学方法について保護者とともに考えてまいります。

以上でございます。

○大久保たかし議長　野口議員。

○野口じゅん議員　分かりました。大切なのは、計画を周知すること自体ではなく、実際に一人一人の通学の実態を把握し、学校と家庭が通学について話し合うことだと思います。なので、ぜひそこまで取り組んでいただきたいと思います。

その上で、最後にスクールバスの利用について伺います。本人の障がいの程度や特性から、自力通学を目指すことが現実的に難しい生徒もいます。その場合、保護者の付き添いを前提とせず、スクールバスの利用も含め、本人が教育を受ける機会を確保するために必要な合理的配慮を検討すべきと考えますが、市の見解を伺います。

○大久保たかし議長　学校教育部長。

○小林義行学校教育部長　お答えします。

小学部及び中学部につきましては義務教育であることから、児童生徒や保護者のニーズに応じたスクールバスの運用を行っております。一方で、高等部生徒の通学支援につきましては、生徒の卒業後の生活を見据え、自力通学を原則としております。今後につきましても、障がいの特性や保護者の就労等の家庭事情に十分配慮しながら、一定の条件を満たす場合にスクールバスの乗車を許可するなど、現在段階的に実施している対応を継続してまいります。

以上でございます。

○大久保たかし議長　野口議員。

○野口じゅん議員　私は、自力通学が本人の成長や将来の自立につながるのであれば、それを目指すことは非常に大切なことだと思います。ただ、障がいの程度や特性は一人一人異なります。先ほどから自力通学を原則とすると繰り返されていますが、そうではなく、一人一人の状況に応じて自立通学を目指すことを基本とするという考え方のほうが実態に合っているのではないでしょうか。自力通学を目指すことができる生徒には必要な支援を行い、それが現実的に難しい生徒には、保護者の付き添いを前提とせず、その生徒に必要な通学支援を行う、そうした仕組みにしていただきたいと思います。

現在、須和田校舎ではスクールバスの駐車スペースが確保できないことや、増車に伴う費用など現実的な課題があることも承知しています。しかし、そうした課題があるからといって、自力通学が難しい生徒のスクールバス利用を制限し、結果として、保護者の日常的な付き添いの負担を強いることがあってはならないと思います。今回移転が検討されている国分の校舎には、現在よりも広い駐車スペースがあります。ぜひ今回の校舎再編を機に、スクールバスの運用も含め、高等部の通学支援の在り方を改めて考えていただきたいと思います。保護者の負担によって成り立つ通学を当たり前にしないでほしい、そうした保護者の皆さんの思いをここでお伝えしておきます。

次に移ります。続いて、(3)アですけれども、在学中から卒業後にかけて、学校や福祉サービス事業所、基幹相談支援センターえくるなどが連携して相談支援を行っていることは理解いたしました。新たな補助制度の創設も視野に入れて検討しているということですので、相談支援を必要とする方が実際に相談支援専門員につながることのできる体制の充実をぜひ進めていただきたいと思います。再質問はありません。

次に、イについてです。御答弁では、現場実習や卒業生の就労先への訪問、須和田の丘フェスティバル、須和田マルシェなどを通じて、在学中から学校以外の事業者や関係機関とのつながりをつくっているとのことでした。こうしたつながりは非常に大切だと思います。

一方で、もう一つ、地理的な意味での地域とのつながりも重要だと思います。須和田の丘支援学校では、コミュニティスクールや地域学校協働活動などを通じて、学校がある須和田という地域の人や活動とのつながりを現在どのようにつくっているのか伺います。

○大久保たかし議長　教育振興部長。

○根本泰雄教育振興部長　お答えします。

須和田の丘支援学校の学校運営協議会は、テーマ型コミュニティーの観点から、市内全域の障がいを持つ児童生徒と関係がある方に参画いただいており、障害者就業・生活支援センターや基幹相談支援センターの代表者などを委員として構成をしております。また、地域学校協働活動の一つとして、就労に向けた作業学習に地域ボランティア人材を活用した取組も行っております。生徒の社会的自立や就労支援に向けて、引き続き学校運営協議会委員と連携を図ってまいります。

以上でございます。

○大久保たかし議長　野口議員。

○野口じゅん議員　はい、分かりました。ぜひコミュニティスクールだからこそできる取組を進めていっていただきたいと思います。

ここでもう一つ、考えたい地域があります。須和田の丘支援学校には、市内各地から児童生徒が通っています。学校の周りの地域だけでなく、児童生徒一人一人が実際に暮らしている地域とのつながりも大切です。以前、私は居住地校交流について議会で質問をしました。本人や保護者の希望に基づいて、自分が暮らす地域の学校と交流する取組ですが、その質問に対して、市からは送迎や受入れ環境などに課題があるとの答弁がありました。ぜひこうした課題を改善し、居住地校交流に参加しやすい環境を整えるなど、学校がある地域だけでなく、本人が暮らす地域とのつながりを卒業後まで見据えてつくっていくという視点で取り組んでいただきたいと思います。

次に、ウについてです。御答弁では、文化、スポーツに参加する機会を設けていることは理解しました。一方、学校を卒業すると体を動かす機会が減り、特に障がいの重い方が参加できる活動は少ないという話も伺っています。市川市の障がい者軽スポーツ教室は年間６回ということですが、近隣の江戸川区では、体操や水泳をはじめ、障がいのある方が継続して参加できる様々なスポーツ教室が行われています。また、パラスポーツ体験会では、理学療法士や看護師を配置するなど、障がいのある方が参加しやすい環境づくりをしています。こうした事例も参考にして、障がいの程度にかかわらず、学校卒業後も文化やスポーツに継続して参加できる機会をさらに充実していただきたいと思います。

一方で、こうした機会を全て行政がつくっていくことには限界があります。そこで重要になるのが、地域で既に行われている民間の活動とつながり、それを生かしていくことだと思います。その１つが、先ほども触れたイチカワフォントの取組です。イチカワフォントは、障がいのある方が描いた文字や絵をデザインとして活用し、社会とのつながりや仕事につなげていく取組です。私は、昨年９月定例会でこの取組について質問しました。そ

の際、市からは、障がいのある方の社会参加の促進や、多様な就労機会の提供、様々な主体との共創による地域活性化につながる意義のある取組であると答弁がありました。

そこで伺います。昨年９月定例会で答弁以降、市としてイチカワフォントとの連携や活用について、具体的にどのような検討や取組を進めてきたのか伺います。

○大久保たかし議長　福祉部長。

○寺島　崇福祉部長　お答えします。

イチカワフォントとの連携や活用としましては、昨年は、いちかわ市民まつりの開催50回目を記念して、市長の提案により、記念誌のタイトルにイチカワフォントを使用いたしました。今後につきましては、いちかわ市民まつりのポスターや、障がい者週間の周知チラシにイチカワフォントを使用することについて検討をしております。

以上でございます。

○大久保たかし議長　野口議員。

○野口じゅん議員　ありがとうございます。昨年の質問以降、市長のリーダーシップの下、市として積極的に取組を進めていただいていることをうれしく思います。

先日、イチカワフォントのイベントがありました。そこにも企画部長や文化国際部長をはじめ多くの職員の皆さんが参加されていました。ぜひ、こうした庁内の広がりを今後の取組にも生かしていただきたいと思います。

そのイベントの中で、福祉掛けるアートという話がありました。この掛けるというのが大切だと思います。障がいのある方の社会参加は、福祉部だけで取り組むものではありません。文化や教育、まちづくりなど様々な分野と掛け合わせることで、それまで埋もれていた一人一人の才能に光が当たり、その人が輝くことができる、そのように考えます。一人一人が輝きを持った星であり、その星が集まって市川という１つの町をつくっていく、そんな一人一人を大切にする町でありたいと思います。

以上で地域政党チームいちかわの代表質問を終わります。ありがとうございました。

○大久保たかし議長　以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれをもって散会いたします。

午後５時９分散会

第　　３　　日

令和８年９月８日（火曜日）

令和８年９月市川市議会定例会議事日程（第３号）

令和８年９月８日（火曜日）午前10時開議

第１　議案第23号　市川市税条例の一部改正について
第２　議案第24号　市川市認可地縁団体印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正について
第３　議案第25号　市川市こども発達センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について
第４　議案第26号　市川市ベンチャービジネス等支援資金融資及び利子補給条例の一部改正について
第５　議案第27号　市川市景観条例の一部改正について
第６　議案第28号　市川市自転車等駐車場の設置及び管理に関する条例の一部改正について
第７　議案第29号　市川市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について
第８　議案第30号　令和８年度市川市一般会計補正予算（第３号）
第９　議案第31号　令和８年度市川市介護保険特別会計補正予算（第１号）
第10　議案第32号　令和８年度市川市下水道事業会計補正予算（第２号）
第11　議案第33号　護岸更新工事（その２）請負契約について
第12　議案第34号　はしご付消防自動車の製造請負契約について
第13　議案第35号　市川市消防局消防救急デジタル無線装置の購入について
第14　議案第36号　土地持分全部移転登記手続請求事件に関する訴えの提起について
第15　認定第１号　令和７年度市川市一般会計、特別会計及び公営企業会計決算の認定について
第16　報告第21号　専決処分の承認を求めることについて
第17　報告第22号　健全化判断比率について
第18　報告第23号　資金不足比率について
第19　報告第24号　継続費の継続年度終了による精算について
第20　報告第25号　下水道事業会計予算の継続費の継続年度終了による精算について
第21　報告第26号　市川市新型インフルエンザ等対策行動計画改定に関する報告について
第22　報告第27号　専決処分の報告について
第23　報告第28号　専決処分の報告について
第24　報告第29号　専決処分の報告について
第25　報告第30号　専決処分の報告について
第26　報告第31号　専決処分の報告について
第27　報告第32号　専決処分の報告について
第28　報告第33号　専決処分の報告について
第29　報告第34号　いちかわクリーンエネルギー株式会社の令和７年度決算及び令和８年度事業計画に関する報告について
第30　議案第37号　令和８年度市川市一般会計補正予算（第４号）

（代表質問）　いちかわ市民クラブ　　中町けい議員
　　自 由 民 主 の 会　　加藤圭一議員、細田伸一議員

本日の会議に付した事件

日程第１　議案第23号　市川市税条例の一部改正について

日程第２　議案第24号　市川市認可地縁団体印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正について
日程第３　議案第25号　市川市こども発達センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について
日程第４　議案第26号　市川市ベンチャービジネス等支援資金融資及び利子補給条例の一部改正について
日程第５　議案第27号　市川市景観条例の一部改正について
日程第６　議案第28号　市川市自転車等駐車場の設置及び管理に関する条例の一部改正について
日程第７　議案第29号　市川市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について
日程第８　議案第30号　令和８年度市川市一般会計補正予算（第３号）
日程第９　議案第31号　令和８年度市川市介護保険特別会計補正予算（第１号）
日程第10　議案第32号　令和８年度市川市下水道事業会計補正予算（第２号）
日程第11　議案第33号　護岸更新工事（その２）請負契約について
日程第12　議案第34号　はしご付消防自動車の製造請負契約について
日程第13　議案第35号　市川市消防局消防救急デジタル無線装置の購入について
日程第14　議案第36号　土地持分全部移転登記手続請求事件に関する訴えの提起について
日程第15　認定第１号　令和７年度市川市一般会計、特別会計及び公営企業会計決算の認定について
日程第16　報告第21号　専決処分の承認を求めることについて
日程第17　報告第22号　健全化判断比率について
日程第18　報告第23号　資金不足比率について
日程第19　報告第24号　継続費の継続年度終了による精算について
日程第20　報告第25号　下水道事業会計予算の継続費の継続年度終了による精算について
日程第21　報告第26号　市川市新型インフルエンザ等対策行動計画改定に関する報告について
日程第22　報告第27号　専決処分の報告について
日程第23　報告第28号　専決処分の報告について
日程第24　報告第29号　専決処分の報告について
日程第25　報告第30号　専決処分の報告について
日程第26　報告第31号　専決処分の報告について
日程第27　報告第32号　専決処分の報告について
日程第28　報告第33号　専決処分の報告について
日程第29　報告第34号　いちかわクリーンエネルギー株式会社の令和７年度決算及び令和８年度事業計画に関する報告について
日程第30　議案第37号　令和８年度市川市一般会計補正予算（第４号）

出　席　議　員　　41　名

門	田	直	人
野	口	じ　ゅ	ん
丸	金	ゆ　き	こ
冨	家		薫
沢	田	あ き ひ	と
太	田	丈	之
小　山	田	な　お	と

川畑	いつこ
国松	ひろき
やなぎ	美智子
とくたけ	純平
中町	けい
つちや	正順
つかこし	たかのり
加藤	圭一
浅野	さち
久保川	隆志
西村	敦
中村	よしお
大久保	たかし
石原	たかゆき
清水	みな子
廣田	徳子
にしむた	勲
石崎	ひでゆき
堀内	しんご
細田	伸一
青山	ひろかず
石原	みさ子
宮本	均
大場	諭
稲葉	健二
小泉	文人
石原	よしのり
増田	好秀
越川	雅史
中山	幸紀
松永	鉄兵
竹内	清海
加藤	武央
岩井	清郎

欠席議員　　なし

説明のため出席した者の職氏名

市長　田中甲

副市長	松丸多一
副市長	本間和義
代表監査委員	植草耕一
教育長	高木秀人
危機管理監	今井隆
市長公室長	後藤貴志
総務部長	吉田一弘
企画部長	西村直
財政部長	田中雅之
管財部長	松丸宏
情報管理部長	佐久間剛
文化国際部長	日暮真司
スポーツ部長	小島信也
市民部長	山影聡香
経済観光部長	高橋一三
こども家庭部長	山室繁央
福祉部長	寺島崇
保健部長	横山京子
環境部長	湯本明男
街づくり部長	小林英樹
道路交通部長	磯部高志
下水道部長	仙波俊郎
行徳支所長	小川広行
消防局長	吉村和弘
選挙管理委員会事務局長	荒井義光
農業委員会事務局長	岩佐伸幸
会計管理者	岩井滴
教育振興部長	根本泰雄
学校教育部長	小林義行

職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

事務局長	宮内徹
事務局次長	米津孝成
議事課長	野村憲一
（議事担当）	
主幹	金子貴一
副主幹	神谷尊正
主査	大場辰磨

主　　任　　北　　川　　陽　　介

主　　任　　三　　澤　　啓　　成

（調査担当）

主　　幹　　金　　谷　　健　　史

主　　査　　青　　木　　聖　　也

主　　任　　菅　　野　　裕　　樹

主　　任　　荒　　木　　智　　貴

主　　任　　伊　　藤　　祥　　太

書　　記　　古　　木　　直　　子

会　　議

午前10時開議

○大久保たかし議長　ただいまから本日の会議を開きます。

○大久保たかし議長　日程第１議案第23号市川市税条例の一部改正についてから日程第29報告第34号いちかわクリーンエネルギー株式会社の令和７年度決算及び令和８年度事業計画に関する報告についてまでを一括議題といたします。

これより代表質問を行います。

順次発言を許可いたします。

いちかわ市民クラブ、中町けい議員。

〔中町けい議員登壇〕

○中町けい議員　おはようございます。会派いちかわ市民クラブの中町けいです。

まずは、千葉県を襲った豪雨により被災された方々に対し、心よりお見舞い申し上げます。また、皆様の安全と一日も早い復旧、復興に向けて、私も取り組んでいきたいと思います。

そして、今回の豪雨対応や熊本地震の災害支援に御尽力をいただいた全ての職員の皆様に感謝と敬意を表します。ありがとうございます。

それでは、通告に従いまして初回総括質問に入らせていただきますが、各項目が多いために、答弁は極力簡潔にお願いいたします。

それでは、まずは大項目１つ目、大雨被害時における対応と諸課題についてになります。

(1)インフラ施設におけるボトルネックについてです。ア、冠水の主な要因について伺います。

イ、鬼高及び二俣地域における冠水について。冠水の要因としては、いわゆるボトルネックも要因の一つとなっているのではないかと考えます。今回の冠水被害を受けた鬼高及び二俣地域のボトルネックに関して市の認識を伺います。

ウ、調整池における課題についてです。地域の雨水や河川の水位を抑えるために、市内には調整池が幾つかあります。今回、私は柏井調整池の周辺の方から床上浸水についてお話を伺いましたが、被害状況と調整池における課題についてを伺います。

次に、２番目として、車の避難先についてです。今回の冠水被害を受けて、周囲に商業施設がない地域について、市はどう考えているのか。また、早い段階での周知や公共施設などを一時的に車の避難先に指定することについての考えを伺います。

次に、３として、冠水時の交通規制についてになります。先日の豪雨では、本市内においても多くの道路が冠水し、通行規制が実施されました。先順位者への答弁で概要は分かりましたが、本市の道路冠水時における事前準備と通行規制の対応状況及び課題の詳細についてを伺います。

次に、４として、排水ポンプ車の運用についてです。豪雨当日の稼働状況と課題についてを伺います。

次に、５として、地域型小規模土のうステーションについて伺います。まず、１として、豪雨前後の利用状況と課題について、次に２として、今回の豪雨を受けて、現在設置している21か所のステーション数は適切なのか、中部や北部では少ないと感じますが、今後の増設についてを伺います。

次に、６として、災害見舞金の改定及び臨時見舞金の支給についてになります。現行の災害見舞金制度では、床上浸水からが対象となっております。

そこで、今後もこのような被害の可能性がある中で、都度臨時で対応するよりは、今回を契機に、床下浸水も

含めた対象範囲や金額面の見直しについて規則を今後改正する考えはあるのかを伺います。

次に大項目２つ目、公共施設における屋上の使い方についてになります。

１つ目、太陽光発電や蓄電池設置の取組状況についてになります。公共施設の屋上は、ふだん目にすることは少なく、利用状況が分かりません。

そこで、公共施設屋上における太陽光発電設備や蓄電池の設置状況についてを伺います。

次に、２として、災害時の有効性についてです。特に避難所となる場所の電気などのライフラインが途絶えた際に、どこまで有効なのか、また、検証を実施したことがあるのかを伺います。

次に、大項目３つ目、市民プール閉鎖後の諸課題についてです。

１として、市民プール閉鎖後の代替措置についてです。本年８月25日の田中市長の定例記者会見でも大型の簡易プールについて言及があり、その後報道でも取り上げておりましたが、現時点ではっきりしたことは、９月６日をもって市民プールが閉鎖されたということです。

そこで、まずは来年度に向けて市民プール閉鎖後の代替措置について伺います。

次に、２として、クリーンスパ市川の活用についてです。現時点で通年利用できる公共施設の屋内プールはクリーンスパ市川であり、私自身も日頃から利用しており、大変すばらしい施設の一つだと感じております。そのため、今後の受皿としてはクリーンスパ市川についての有効活用は重要であると考えます。市民プールの跡地となる市川市北東部スポーツタウン基本構想は、今後、パブリックコメントを受けて最終的にどのような方向性になるかは、まだ流動的ではありますが、過去２回目の改正の令和５年８月の基本構想には屋内プールが入っていた経緯もあり、市民アンケートによるニーズでも、屋内プールを希望する意見は39.1％としております。

そこで、クリーンスパ市川のさらなる活用について、スポーツ部としてどのように考えているのかを伺います。

次に、３つ目として、簡易型の公園プールの増設についてです。公園プールは、おむつが外れた乳幼児から小学３年生までが無料で利用ができ、子どもたちにとって地域における夏場の限られた遊び場であります。これは近くに市民プールがあるかないかの問題ではなく、これまで北東部や原木地域をはじめ、地域差があることは過去の議会でも指摘をしております。

そこで、夏場だけでも簡易型のミニプールを来年に向けて導入できないか、課題も併せて伺います。

次に、大項目４つ目として、保健行政について伺います。

１として、骨粗鬆症における現在の簡易測定の取組についてです。現在実施している簡易測定の中で、どのような傾向や割合が見えてきているのか、また、リスクが高い方に対してどのようなアプローチをしているのかを伺います。

次に、２として、膵臓がんプロジェクトについてになります。先順位者の質問でも膵臓がんについて言及がありましたが、別の視点で伺います。国立がん研究センターの統計によると、男女合計のがん死亡数の順位のうち、１位が肺がん、２位が大腸がん、３位が膵臓がん、４位が胃がん、５位が肝臓がんとなっています。この上位５位のうち肝臓がんへの対策としては、肝炎ウイルス検査を実施しておりますが、事実上の検診外となっているのが膵臓がんであり、早期発見が非常に難しいとされております。そうした傾向の中で、先進事例として膵臓がん早期診断プロジェクトという自治体、医師会、中核病院が連携し、膵臓がんの危険因子を持つ住民をスクリーニングして、早期発見につながる地域医療モデルが実在しております。

そこで、本市として、同プロジェクトの取組について、医療機関や医師会との調整もあり、本市での実現に時間がかかるかもしれない中で、罹患する方や死亡する方が多いという現状もあり、本市として対応できることはないのかを伺います。

次に、大項目５つ目として、教育行政について伺います。

１として、放課後子ども教室における諸課題についてです。特に夏場における放課後子ども教室において、児童のニーズが多く、学校によっては教室が足りていない状況だということを伺っております。割り当てられている教室が足りない場合の対応として、一時的に他の教室を開放することや、体育館の予約が入っていない時間を開放することを含めて、特に長期休みの放課後子ども教室における諸課題についてを伺います。

次に、２として、ミニみどり号の教育活用についてです。本年６月定例会の補正予算で承認をされましたミニみどり号の今後の運用として、幼稚園や保育園などへ出張し、子どもたちの読み聞かせを含めた今後の活用や運用についてを伺います。

次に、最後に３として、和洋学園国分校舎を活用した特別支援学校の増設案についてです。これまで各会派の先順位者の質問で概要は理解しましたが、別の視点から質問させていただきます。今後、和洋学園の校舎を契約できるとした場合に、教室の使い方によって小中高がどのような配置になるかはまだ未定ですが、小中高の市立特別支援学校の教育を通じて、成長過程やその後の就労について、私は注目をしております。毎年、文化祭等で県立特別支援学校に行く機会がありますが、高等部では、将来の就労を視野に、栽培や木工など様々な専門的な教育を実施しています。

そこで、県立特別支援学校と市立特別支援学校を比較した場合に、現在の市立須和田の丘支援学校の高等部では、就労を見据えてどのような授業を行い、そのための設備は充足しているのかを伺います。

以上を初回総括質問とさせていただきます。

○大久保たかし議長　下水道部長。

○仙波俊郎下水道部長　大雨被害時における対応と諸問題についてのうち(1)インフラ施設におけるボトルネックについてと(4)排水ポンプ車の運用についてお答えいたします。

初めに、(1)ア、冠水の主な要因についてです。令和８年８月千葉豪雨において市内各所で冠水が発生した要因といたしましては、本市の排水施設が１時間雨量50㎜に対応する整備を進めているのに対して、今回の豪雨は計画雨量を上回る時間最大67.5㎜の猛烈な雨量であったこと、また、満潮時刻に重なり、潮位の影響等を受けて河川の水位が上昇したため、河川へ雨水が流れにくい状態となっていたことなどにより、排水し切れない雨水が低い地盤に集まり、冠水が生じたものと認識しております。

続きまして、イ、鬼高及び二俣地域における冠水についてお答えします。今回、冠水が発生しました鬼高及び二俣地域に共通する課題といたしましては、それぞれの排水区の最上流に位置していることや、下流へ雨水を流下させるためには京葉道路をくぐること、また、既存の排水路の流下能力が不足していることなどが挙げられます。鬼高地区の冠水の軽減に向けましては、現在、下流域となる高谷２丁目において高谷２号幹線の整備を進めているところであり、順次上流に向かって整備を延伸させる計画でございます。しかしながら、県道若宮西船市川線、通称産業道路までは距離があることから、整備完了には相当の年数が必要となります。

そこで、今年度から新たに市川インターチェンジから市川市場東側の排水路に向かって市川南11号幹線を３か年で整備する予定であり、これにより産業道路の排水先が分散されることで、冠水の軽減につながるものと見込んでおります。また、二俣地区においても排水路の一部の能力が不足しているため、現在、京葉道路を横断する排水管の清掃や、その先の排水路の整備など、冠水の軽減に向けて取り組んでいるところでございます。

続きまして、ウ、調整池における課題についてお答えします。調整池は河川へ向かう排水路の途中に設置し、大雨の際に雨水を一時的に貯留することで河川の氾濫や市街地の冠水を防止することを目的とした施設です。御質問の柏井調整池は、柏井土地区画整理事業に伴い整備したもので、面積約1.8ha、貯留量約４万2,000㎥の施設として、平成12年度に完成したものです。この調整池は、柏井地区から大柏川へ向かう排水路沿いにもともとの

地盤を掘り下げて造っており、大雨により排水路の水位が高くなると、池に流入する構造となっております。今回の豪雨では、大柏川の水位が高くなったため、排水路の水が川に排水し切れずに水位が上昇して池に流入し、池が満水になると排水路から流入しなくなるため、周囲の土地と同様に冠水状態となったものと推察しております。

柏井調整池は天気の回復とともに、池にたまっている雨水を下流の排水路や河川への負担に配慮しながら、ポンプにより一定時間かけて排水する仕組みとなっております。しかし、これまでの台風への対応と異なり、今回のように、いつ、どこで発生するか分からない豪雨も想定した上で、適時適切に対応していくことが課題であると認識しております。

最後に、(4)排水ポンプ車の運用についてお答えします。現在、本市では災害対策用排水ポンプ車を２台保有しており、それぞれ２ｔトラックに１分当たり５㎥の雨水を排水する能力のポンプを２台積載しております。ふだんは市北部と南部の２か所に保管しており、道路冠水などが発生した際に備えております。また、下水道部では年に２回程度の訓練を行っており、操作技術の継承と災害対応への意識の醸成を図っているところでございます。

また、８月13日の豪雨への対応といたしましては、大きな冠水が発生した宮久保地区及び二俣地区において排水活動を行っております。排水ポンプ車による作業に当たりましては、強制排水によって下流域で新たな冠水が生じないよう、排水先である河川や水路の水位状況を確認する必要があります。また、冠水現場におきましても、ポンプや排水ホースの設置の際には、付近の通行車両や歩行者の安全に十分配慮する必要があります。このように、排水ポンプ車の運用に当たっては、周辺への配慮を踏まえ、二次被害の防止、安全対策を講じることが課題だと考えております。

以上でございます。

○大久保たかし議長　危機管理監。

○今井　隆危機管理監　私からは大項目１つ目、大雨被害時における対応と諸課題についてのうち(2)車の避難先についてと(5)地域型小規模土のうステーションについて及び大項目２つ目、公共施設における屋上の使い方についての(2)災害時の有効性についてお答えします。

まず、大雨被害時における車両の避難先につきましては、冠水により水位が上昇する前の安全な段階での退避が重要であり、内部まで浸水すると電気系統や内装、エンジン、モーター、バッテリーなどに大きな影響を及ぼす可能性があります。今回、冠水被害の大きかった北部は、高層の立体駐車場や屋上駐車場を併設した商業施設は少ない地域であります。本市では、人命最優先で避難場所を設定しており、車両の冠水対策は自助の備えとして、ハザードマップの浸水想定区域外の駐車場を事前に探していただくことが重要となります。早い段階での周知としましては、レベル３大雨警報が気象庁から発出された段階で、市では高齢者等避難情報を発令して注意喚起を行うことから、気象情報と併せて参考にしてもらいたいと思います。

また、一時的な車両の退避場所につきましては、公共施設は多くの方が徒歩で集まれる避難場所であり、人と車の整理で混乱を招くおそれがあると考えております。浸水想定のない商業施設の駐車場などは車両の退避場所にもなり得ることから、協定を結ぶなどして対策を進めてまいります。

次に、(5)地域型小規模土のうステーションについてです。市内には21か所に合計1,150袋の土のうを用意しており、今回の豪雨において、およそ３割の370袋が使用されました。特に浸水箇所の多かった須和田、市川南、下貝塚、鬼高地区に設置している土のうステーションからの持ち出しが多く見られました。課題としましては、公園や公共施設に設置せざるを得ないことから、取りに行くまで時間がかかるという御意見があります。また、使用後の土のうの処分方法について問合せが多く寄せられております。さらに、土のうは１袋約20kgあり大変重

いため、車で運ぶことが想定され、高齢者が運ぶことができないなどの課題もあります。今回の豪雨被害を受けまして、市内北部へも設置の必要性が高いと考えており、浸水被害のあった場所を考慮し、効果的な場所に設置できるように増設を検討してまいります。

次に、大項目２つ目の(2)の災害時の有効性についてお答えいたします。各施設の屋上に設置されている太陽光発電設備や蓄電池は、施設全ての電力を賄えるものではなく、被災直後にライフラインが途絶えた状況で施設を避難所として利用する場合においても、携帯電話の充電や事務用パソコンなどの稼働に限られる電力であります。また、避難所には発電機やポータブル蓄電池を備蓄していることから、それらも併用することで電力の確保を行ってまいります。公共施設の屋上に設置しております太陽光発電について、本年度、小学校区防災拠点に参集する市職員の説明会で使用方法について説明を行っており、今後も訓練等を通じて災害時の有効性を確認してまいります。

以上でございます。

○大久保たかし議長　道路交通部長。

○磯部高志道路交通部長　私からは大項目、大雨被害時における対応と諸課題についての(3)冠水時の交通規制についてにお答えします。

道路冠水に伴う事前準備といたしましては、気象情報等で台風や大雨を予測した場合、これまでの降雨時における道路冠水が発生した事例から、そのような箇所については、集水ますの点検、清掃などをあらかじめ実施しておくことで排水能力を十分に確保できるよう努めております。また、降雨時においては随時パトロールを実施し、道路の状況を確認するとともに、道路冠水が発生しやすい市内13か所の地点には冠水センサーを設置し、道路状況が確認できるようにしています。具体的には、センサーにより冠水の深さが10cmに達すると冠水注意、20cmに達すると冠水警戒の通知がそれぞれ職員へ自動メールで送信されます。これにより職員は現地の冠水状況を確認し、必要に応じて通行規制等の措置を取ることとしております。

一方、今回の豪雨における課題といたしましては、台風のように気象情報の事前予測が困難な状況の中、本市では、これまでに経験したことのない長い時間大雨となり、市内の多くの箇所で同時に道路冠水が発生いたしました。そのため、通行規制は市内11か所で実施したものの、初動体制に時間を要したことや、道路冠水の影響により市内の幹線道路で渋滞が発生し、現地確認及び通行規制が一部で迅速に行えていないことが挙げられます。

このようなことから、今後は今回のような豪雨も想定し、豊水期には適宜、集水ます等の点検、清掃を行い、排水能力の確保に努めるとともに、降雨時に現場へ向かう職員が迅速に到着できるよう、あらかじめ最適なルートを複数決めておくことなど、初動対応力の向上をさせるための体制構築が必要と考えております。

以上でございます。

○大久保たかし議長　福祉部長。

○寺島　崇福祉部長　私からは大項目、大雨被害時における対応と諸課題についての(6)災害見舞金の改定及び臨時見舞金の支給についてお答えいたします。

このたびの千葉豪雨においては、災害救助法の適用を受ける大規模な災害であり、また、市内各地で多くの被害を確認したことから、特例措置として、現行の災害見舞金の対象とならない住宅設備等についても支給することといたしました。なお、現行の規則を改正することは検討しておりませんが、今後、同様の災害が発生した場合には、その都度被害の規模や被害状況などを総合的に勘案し、必要に応じて災害見舞金の対象についても柔軟に検討するなど、適時適切に対応してまいります。

以上でございます。

○大久保たかし議長　環境部長。

○湯本明男環境部長　私からは大項目、公共施設における屋上の使い方について(1)太陽光発電や蓄電池設置の取組状況についてお答えいたします。

本市では、公共施設における地球温暖化対策及び災害対策を目的とし、ＰＰＡ――電力購入契約モデルにより、令和５年度から７年度にかけて、小中学校、公民館の26施設の屋上に太陽光発電設備及び蓄電池を設置しております。ＰＰＡモデルとは、事業者の負担によって公共施設に太陽光発電設備を設置し、発電された電力を事業者から市が購入することで、初期費用をかけずに当該設備を設置するというものになります。設置対象となる施設は、指定避難所等であること、今後20年間建て替え予定がないこと、設備設置に適合した屋根強度があることなどを条件としているため、現状では設置可能な公共施設には全て設置が完了しております。設置した全26施設における太陽光発電設備設置容量は約1,600kW、年間発電量は160万kWhを見込んでおり、これは平均的な一般家庭の年間電力消費量約260世帯分に相当いたします。全26施設には蓄電池も併せて設置しているため、災害発生時には夜間も含めて電源供給が可能となりますが、空調設備などを稼働するほどの電力量は備えていないため、パソコン等事務用機器の電源、スマートフォンへの充電などを想定しております。

なお、ＰＰＡモデルによる設置とは別に、市役所第１庁舎及び第２庁舎等では、施設の建設時等に市の負担により施設の屋上に太陽光発電設備を設置しており、発電した電力はそれぞれの施設において自家消費しております。

以上でございます。

○大久保たかし議長　スポーツ部長。

○小島信也スポーツ部長　私からは大項目３つ目、市民プール閉鎖後の諸課題についての(1)と(2)についてお答えいたします。

初めに、(1)市民プール閉鎖後の代替措置についてです。市民プールは昭和57年に営業を開始した後、45年間にわたり多くの市民に愛されてまいりましたが、本年９月６日の営業をもって終了いたしました。今年も多くの方に御利用いただき、利用者からは市民プールが終了することを惜しむ声などをいただいております。また、田中市長自ら市民プールに足を運び、利用者からの声を直接聞くなど、現地の状況を確認しております。

そこで、次年度以降も引き続き現市民プール周辺地で市民が気軽に水に親しむ場となるよう、仮称東市川ウォーターパークとして、夏の季節限定でのプールの設置を検討しております。なお、並行して現市民プール跡地には、現在改定を進めている市川市北東部スポーツタウン基本構想を踏まえて、新しいスポーツ施設を整備する計画としております。

次に、(2)クリーンスパ市川の活用についてです。プール環境の充実を図るには、通年利用の可能なクリーンスパ市川を活用することは大変有効と考えております。現在、クリーンスパ市川の機能充実などについて関係部署と協議を進めているところでございます。

以上でございます。

○大久保たかし議長　街づくり部長。

○小林英樹街づくり部長　私からは大項目、市民プール閉鎖後の諸課題についての(3)簡易型公園プールの増設についてお答えします。

夏季限定の簡易型ミニプールとしては、空気を注入するものや金属のパイプを骨組みとしたものが考えられます。空気を注入するプールは設営が手軽であるものの、破損による空気漏れなどの懸念があります。一方、金属パイプを骨組みにするプールは、空気を注入するものより耐久性はあるものの、設営などに手間を要するなど、それぞれ課題を有しております。また、設置に関しては、傾斜がなく凹凸のないスペースを確保する必要があるほか、必要な設備として給排水設備や水質を維持するための浄化装置、また、監視員のいない夜間の防犯対策と

して、新たな管理柵の整備等が考えられます。このため、夏季限定で簡易型のミニプールを導入するに当たりましては、これら諸課題を整理する必要があると考えております。

以上でございます。

○大久保たかし議長　保健部長。

○横山京子保健部長　私からは保健行政についてお答えします。

まず、(1)骨粗鬆症に係る簡易測定の取組についてです。本市では、骨粗鬆症の予防や生活習慣の改善を目的とした健康教育として、本市の保健師が超音波でかかとの骨量を測定する簡易的な測定を実施しています。具体的には、保健センターと南行徳市民センターにおいて、10月を除き毎月開催している骨の健康測定会のほか、自治会など地域からの依頼に応じて保健師が出向き、測定を実施しています。参加者は、女性を中心に20代から90代までと幅広く、令和７年度の参加者は952名となっており、参加者のうち約２割の方は骨量が少なく、リスクが高いとされる測定結果となっています。測定後には、保健師や栄養士が測定結果の説明に加え、骨粗鬆症の予防につながる食事や運動など生活習慣についての助言も行っており、必要に応じ個別相談を実施しています。リスクが高い方に対しては、個人の生活状況に合わせた助言や医療機関への受診勧奨を行っています。参加した方からは、生活習慣を改善したいなど前向きな感想をいただいており、引き続き予防や早期発見につながる取組を進めてまいります。

次に、(2)膵臓がん早期診断プロジェクトに対する見解についてです。膵臓がんの発生原因については、不明な点が多いとされていますが、遺伝的背景のほか、喫煙や飲酒、肥満などの生活習慣や糖尿病などの持病がリスクを高める危険因子とされています。そのため、各地域で取り組まれている膵臓がん早期診断プロジェクトにおいても、これらの危険因子は精密検査につなげる方を選定する際のチェックリストなどの項目に取り入れられています。プロジェクトについては、実施者である地域医療機関などとともに先行事例等を注視してまいりますが、膵臓がんの発症については、ほかの多くの疾病と同様に、食生活や運動、禁煙など生活習慣の改善がリスクの低下につながるとされています。このため、本市としては、引き続き特定健康診査、特定保健指導など生活習慣病を予防する取組を進めるとともに、市民の行動変容を促すよう、健康や疾病に関する正しい知識の普及啓発に努めてまいります。

以上でございます。

○大久保たかし議長　学校教育部長。

○小林義行学校教育部長　私からは大項目、教育行政についての(1)と(3)についてお答えします。

初めに、(1)放課後子ども教室における諸課題についてです。放課後子ども教室は――以下子ども教室といいます――令和５年度まで市立小学校及び義務教育学校の全校に設置し、全ての児童が利用可能となっています。昨今の利用状況としては、令和５年度は延べ約17万人、令和６年度は延べ約19万人、令和７年度は延べ約25万人と、学校によって状況は異なるものの、全体として利用者は増加しています。夏季休業期間の利用者数は、６月と比較すると、夏季休業前の短縮日課となる７月の利用者は多い傾向、８月のお盆の時期には利用者が少ない傾向となっています。子ども教室における夏季休業期間の課題としては、参加児童が増加する学校において、教室以外の活動場所の確保が挙げられます。夏季休業期間中の子ども教室では、熱中症アラートや暑さ指数を考慮の上、子どもたちの安全に配慮した活動を行っており、体育館については学校と調整しながら利用しております。また、利用児童数が多い子ども教室においては、会議室などの利用についても各学校と調整しています。体育館の利用を促進することについては、教育委員会より通知するなどして調整を図ってまいります。

次に、(3)和洋学園国分校舎を活用した特別支援学校の増設案についてです。市内にある県立特別支援学校は、特別支援学校市川大野高等学園と市川特別支援学校の２校で、市川大野高等学園は専門学科、市川特別支援

学校は普通科の特別支援学校です。市川大野高等学園は、専門学科として園芸技術科や流通サービス科などの学科があり、職業人として必要な資質、能力の育成を図っています。一方、市川特別支援学校は生活単元学習や作業学習などの各教科等を合わせた指導の形態を取り入れ、教育課程を編成しています。なお、須和田の丘支援学校は普通科の学校に相当します。須和田の丘支援学校高等部では、職業・家庭及び作業学習において就労に向けた学習を行っています。具体的には、職業・家庭では、作業所等への就労を目指し、就労先で取り組むのと同様の作業を行ったり、自立して生活することを見据えて身の回りのことなど、自活するために必要なことを学んだりしています。また、作業学習では、陶芸班、木工班、農園芸班などの６つの班に分かれて学習しています。職業・家庭及び作業学習に必要な設備には、家庭科室、陶芸室や木工室、畑などがあり、現在それらの設備は整っています。

以上でございます。

○大久保たかし議長　教育振興部長。

○根本泰雄教育振興部長　私からは大項目、教育行政についての(2)ミニみどり号の教育活用についてお答えをします。

本市の自動車図書館事業におきまして、狭隘な場所への巡回サービスも行えるよう、令和７年度に軽自動車をベースとしたミニみどり号を導入しました。それまでは普通自動車をベースとしたみどり号１台での巡回でしたが、令和８年７月よりミニみどり号の運用開始に合わせ巡回ステーションの見直しを行い、この２台の車両を使い分けて業務を行っております。また、図書館では、令和８年４月から大型絵本貸出定期便として、私立を含む市内の幼稚園、保育園へ大型絵本の貸出しを行っておりますが、令和８年６月からは、自動車図書館としての運行がない第１・第３火曜日にミニみどり号を使用して、14の幼稚園、保育園に大型絵本の配本を行っております。このミニみどり号の車体には、いっちとかっちをはじめ動物たちが本を楽しむイラストが描かれており、園児たちも喜んでいると伺っております。

現在は大型絵本配本の希望が大変多く、ミニみどり号の運行スケジュールが埋まってしまい、相当数の申込みから、抽選により施設を絞った上で配本のみを行っている状況です。今後は、ミニみどり号での配本に合わせ、図書館職員による出張おはなし会を行うなど、園児がより読書に親しめるよう検討するとともに、９月から英語圏出身の英語司書補助員１名を採用したことから、出張による英語絵本の読み聞かせについても検討したいと考えております。

以上でございます。

○大久保たかし議長　中町議員。

○中町けい議員　それぞれに御答弁ありがとうございました。それでは、必要に応じて再質問させていただきます。

まず大項目、大雨被害時における対応と諸課題についての(1)インフラ施設におけるボトルネックについてのア、こちらについては、要因については分かりましたので、再質問はありませんので、次に進みます。

次にイ、鬼高及び二俣地域における冠水についてであります。こちらについて、私も豪雨翌日に鬼高・二俣地域を回り、地域の方から、スマートフォンで当日の状況や防犯カメラに映った動画等も拝見させていただきました。ちょうどお盆だった時期に二俣川からお寺の墓地に向けて大雨が流れてしまった映像だったり、１ｍ近く浸水の跡が壁に残った光景に、ただただやりきれず、言葉が見つかりませんでした。また、鬼高、ショップス前は冠水のたびにメディアが集まってしまうので、鬼高地域の資産価値への影響も懸念します。市川南11号幹線に接続する排水路の整備は今年から着工ということでありますが、３年間というのは、やはり長く感じてしまい、そもそも京葉道路がネックになってしまっていますので、国や県とも連携して、少しでも工期を短縮できる方法が

ないか、ぜひ模索していただきたいと思います。こちらについても再質問はありません。

次にウ、調整池における課題についてです。柏井調整池については、大雨後もしばらく私も様子を見ていたんですけれども、水位が高い状況になっておりました。調整池は周囲の地形が高い地域だと、翌日以降も恐らく連続して雨水が流れてたまりやすいという側面もありますので、なぜなかなか水位が下がらないのか、接続している水路がもっと排水を早く処理できる方法がないか、こちらについてもぜひ検討していただきたいと思います。今後も立て続けに大雨が続いた場合に、水路の影響によっては同じ被害が、また発生してしまう可能性もあるために、今後も注視をお願いしまして、次に進みます。

次に２番、車の避難先についてです。こちらについても再質問はありませんが、豪雨時だと車で移動させるリスク等もあるので、判断が非常に難しいところだと思いますけれども、平時からできるだけ中部や北部の民間の施設との駐車場の協定であったりですとか、ＳＮＳや防災無線で早い段階から呼びかけをしてもいいのかなというふうに思います。車などの動産も含めて、市民の財産をどうやって守っていくのか。ぜひ今後も課題を整理しながらお願いしまして、次に進みます。

次に３番目、冠水時の交通規制についてです。こちらについては１点再質問します。冠水が起こりやすい場所について、日頃から市民に認識してもらうことも重要だと考えます。そこで、市としてはどのような対応が考えられるのか伺います。

○大久保たかし議長　道路交通部長。

○磯部高志道路交通部長　お答えします。

市民の皆様に対しましては、道路冠水に伴う通行規制等の情報について、速やかにＳＮＳ等により情報を発信しております。また、もともとの地形から冠水しやすく退避しづらい大町動植物園前の市道0238号や、アンダーパス構造となっている京葉道路下を通る市道7002号の通称原木地下道及び京成本線下を通る市道0131号のニッケコルトンプラザ通りにつきましては、道路冠水をセンサーが感知すると自動で通行止めを表示する電光掲示板を設置し、車両等にお知らせしています。また、道路冠水しやすい箇所における今後の対応といたしましては、市民の皆様に冠水のおそれがあることをあらかじめ認識していただくことは、早めの対策や避難にもつながり、少しでも被害を抑える効果が期待できることから、その周辺に看板や電柱幕など表示物の設置について検討してまいります。

以上でございます。

○大久保たかし議長　中町議員。

○中町けい議員　ぜひ対応のほう、お願いしたいと思います。日頃から、やはりこういった道路には、豪雨時には近づかない、車で入らせないように、周知ということをしていく必要があると思います。今回、幹線道路や住宅地でも水没した放置車両を見かけましたけれども、車が水没してしまうと、後続車の対応であったりとか、翌日以降も道路が通行できずに二次災害につながるおそれがあります。また、先順位者でも言及されておりましたけれども、職員や警察のマンパワーというものにも限界があると思いますので、日頃からの対策として、先ほどの掲示物をはじめ、あとは、緊急時には、現在、本市の災害ポータルに掲載しているリアルタイムに共有できる洪水リスク状況だったりとか浸水リスク情報というのがありますが、同様に、何かしら地図上にリアルタイムの危険度合いというものを示して、通行止め道路を素早く市民と共有できる共有型の対応であったりとかＳＮＳからも、さらにそうすれば市民も協力していただけると思うので、近づける車を少しでも減らせることができるように、ぜひ今後の対策をお願いいたしまして、次に進みます。

次に、４つ目として排水ポンプ車の運用についてになります。こちらについても再質問させていただきます。今後の排水ポンプ車の運用として、現在の２台で足りているのかどうか。仮に現在よりももっと小型で生活道路

向けであったりとか、逆にもっと現在より大きなポンプ車が調達だったり災害協定などがあれば変わってくるのか、今後の運用面における課題について伺います。

○大久保たかし議長　下水道部長。

○仙波俊郎下水道部長　お答えします。

これまでの排水活動の実績などを踏まえ、機動力や排水能力、二次被害の防止や安全確保といった課題などを総合的に勘案しますと、現時点におきましては、現行の規模が最適であると考えております。一方で、本市では、大規模災害に備えて千葉県や市町村などと災害協定を締結しております。また、国土交通省には、被災地の早期復旧などを目的とした緊急災害対策派遣隊――ＴＥＣ－ＦＯＲＣＥが組織されており、大型の排水ポンプ車など地方自治体への支援体制が整備されております。

このようなことを踏まえ、万が一本市で大規模な水害が発生した際には、速やかに国や協定機関から支援を受けられるよう関係部局と調整し、被害の軽減や早期解消に向けた体制の構築に努めてまいります。

以上でございます。

○大久保たかし議長　中町議員。

○中町けい議員　ありがとうございます。先日、私も県立昴高校のお隣の春木川排水機場に行って、実際の排水ポンプ車と対応に当たった職員さんからお話を伺わせていただきましたが、取扱いが非常に難しいということ、また、水を吸った後のポンプが相当重くなってしまって、数人体制でないとポンプ自体を持ち上げられなくて、周囲の通行止めも含め、１台の運用でも相当の体制が必要になるということを伺いました。その前提を含めて、日頃からの運用方法であったり、体制であったり、対応であったり、今後の最適な在り方について、ぜひ今回の教訓を生かして前に進めていただきますようお願いしまして、次に進みます。

次に５番目、地域型小規模土のうステーションについてです。こちらについても現地を幾つか回りましたが、現在の21か所では全体的にまだ足りていないんではないかなというふうに思います。特に市内中部や北部で見直しが必要だというふうに感じました。また、先ほど答弁でもおっしゃっていました土のう、１袋20kgぐらいということで、私も先日、この土のうを持ってみましたけれども、大変重たいので、やはり車で横づけしやすいような施設の選定とかも含めて、今後の課題として検討していただきますようお願いしまして、次に進みます。

次に６番目、災害見舞金の改定及び臨時見舞金の支給についてになります。今回の追加議案の臨時見舞金についても、床下浸水は対象外となっております。そこで、床下浸水が現行も含めて対象外となっているのはどういった理由があるのかをお伺いします。

○大久保たかし議長　福祉部長。

○寺島　崇福祉部長　お答えします。

床上浸水は住宅の主要な居住部分に被害が及び、生活への影響が大きいものと考えられます。一方、床下浸水については、床上浸水と比べて一般的には居住空間や家財への直接的な被害の程度が限定的であると考えております。また、床下浸水は建物の構造、基礎の高さ、床下設備の設置状況などにより、被害の程度に大きな差があり、浸水の事実のみをもって一律に支給することは、被害の程度に応じた公平な制度運用の観点から課題があるため、支給対象としないものでございます。

以上でございます。

○大久保たかし議長　中町議員。

○中町けい議員　今回、臨時見舞金、非常に素早く対応していただいたこと、こちらについては大変評価をしたいと思います。ただ、市民の中の御意見としては、やはり床下浸水は災害見舞金の対象となっていないので、罹災証明書を出してもあまり意味がないというふうにおっしゃっていた方もいました。市民の税金が原資になりま

すので、もちろん慎重に判断するということは大切ですし、その点についても理解しておりますが、やはり同じ浸水被害を受けていても対象外というのは、正直、心苦しいというところであります。また、床上浸水の災害見舞金についても、事前に確認をさせていただきましたが、昭和58年８月18日に改正した以降、43年間、金額的には改正をされていないということでした。今後の対策という視点で考えた場合に、もし床下浸水を対象にすることで被害状況を把握することにもつながりますし、答弁にもあった都度対応という形ですと、やはりどうしても遅くなってしまったりですとか、後に罹災証明書に画像や資料を添付するための記録も残っていないような方々が出てくる懸念もあります。

最後に、他市でも床下浸水への災害見舞金の支給をしている事例を御紹介させていただきます。栃木県宇都宮市では、以下の条件に当てはまるケースは災害見舞金１万円の支給基準としております。大雨による河川の氾濫や道路の冠水等で生活の拠点となる住家への基礎の内側に浸水したもの、基礎内部への浸水により排水作業や消毒作業などが必要になったもの、基礎の外側への浸水跡が確認できても基礎内側への浸水被害がない場合は見舞金の支給対象外としております。ぜひ時代に合った災害見舞金の在り方であったり、今後の検討課題として、床下浸水の条件を少し整理していただいて、対象範囲になることを要望させていただきまして、次に進みます。

次に、大項目２つ目、公共施設の屋上の使い方についてです。１つ目、太陽光発電や蓄電池設置の取組状況についてです。こちらについては、先日、第１庁舎屋上の状況を拝見させていただきました。現在、第１庁舎の太陽光発電による電力量は総消費電力量に占める割合が2.49％とのことでしたので、再質問はありませんので、次に進みます。

次に、２として災害時の有効性についてです。こちらについては再質問させていただきます。福祉避難所の中でも特に電源が必要な要支援者に対する設備や拠点は、どのように考えているのか伺います。

○大久保たかし議長　危機管理監。

○今井　隆危機管理監　お答えします。

生命や身体の維持に電気が欠かせない要支援者、具体的には、人工呼吸器を使用している方やたんの吸引器などを使用している方の電源確保は極めて重要な課題であると認識しております。そのような方々が安心して避難生活を送るためには、非常用自家発電機など、災害時や停電時でも途切れない電力供給システムが求められており、機能を有する施設を優先して福祉避難所を開設していくこととなります。電源の確保は配慮を要する方たちの命を守り、災害関連死を防ぐためにも、適切に対応してまいります。

以上でございます。

○大久保たかし議長　中町議員。

○中町けい議員　続けて再質問させていただきたいと思います。管財部に質問しますが、第１庁舎は電気のライフラインが途絶えた際に、業務継続はどこまでできるのか伺います。

○大久保たかし議長　管財部長。

○松丸　宏管財部長　お答えいたします。

第１庁舎では、停電時の電源確保のため非常用発電機を設置し、運転に必要な燃料を備蓄しています。停電時においても、災害対策本部が置かれる委員会室や主要な執務室では、一部の照明やコンセント等を除き非常用発電機による電気が供給されるため、災害時に必要な業務を約１週間継続することが可能です。

以上でございます。

○大久保たかし議長　中町議員。

○中町けい議員　ライフラインが止まったときの避難所や業務継続の目安は分かりました。やはり電気が止まってしまうと、医療的ケアの方をはじめ命に直結する市民がいるということを再認識していただきたいと思いま

す。したがいまして、福祉避難所の中でも特に拠点となるような場所の電源の確保については大変重要になりますので、対応のほうお願いしまして、次に進みます。

次に、市民プール閉鎖後の諸課題についてになります。１番、市民プール閉鎖後の代替措置についてであります。こちらについても再質問させていただきます。今後のスケジュールについて伺いますが、来年に間に合うかどうなのか、そこも含めてお伺いします。

○大久保たかし議長　スポーツ部長。

○小島信也スポーツ部長　お答えいたします。

今後、現地調査などを実施し、令和９年の夏に開設することを目指しております。

以上でございます。

○大久保たかし議長　中町議員。

○中町けい議員　来年に向けてということでありましたので、市民にとっても大変これは喜ばしいことだというふうに思います。ただ、今後の継続、その後の継続というのは、今後の状況次第ということもあるかと思いますので、ほかにも市川市北東部スポーツタウン基本構想での当初の構想にあった屋内プールであったり、公園プールとの兼ね合いもありますので、この後、切り分けながら質問させていただきたいと思います。

次に２つ目、クリーンスパ市川の活用についてです。こちらについても再質問で伺いますが、今後について、まだ正式確定ではありませんが、屋内プール案がなくなった場合に考えられる受皿の一つがクリーンスパ市川であります。しかし、そこで課題となるのが無料送迎バスのルートであり、現在、北東部地域からの利用は西船橋からの無料送迎バス停まで行かなければなりません。そこで、クリーンスパの活用に当たり、北東部への無料バスルートを新設するとどのような課題があるのかを環境部にお伺いします。

○大久保たかし議長　環境部長。

○湯本明男環境部長　お答えいたします。

クリーンスパ市川の無料送迎バスルートを新設するに当たっての課題といたしましては、１つ目として、ルート設定は管理運営する指定管理者に委ねられており、運行経費として１ルート当たり約900万円がかかることから、採算性等を指定管理者が考慮されること、２つ目として、現状のバスルートは１周回を１時間程度のダイヤで運行しておりますが、北東部ルートを新設した場合には、距離のほか交通渋滞の影響も考えられ、１周回で２時間程度となります。１日当たりの運行便数が限られること、３つ目として、クリーンスパ市川には温浴施設もあるため、民業圧迫にならないよう、公衆浴場組合との話合いによるルートの決定をする必要があることなどが考えられます。

以上でございます。

○大久保たかし議長　中町議員。

○中町けい議員　これは１つの例になりますけれども、例えば現市民プールの付近のビジターセンターなどを停留所とすれば、市民のさらなる利用の機会の増加であったりとか、子どもたちも通年で無料で送迎バスでプールを活用できます。したがいまして、ぜひこのあたりをスポーツ部と環境部が連携して、一度検討していただきたいと思います。

次に、３つ目として簡易型の公園プールの増設についてです。こちらについては再質問はありませんが、現在20か所ある公園プール、北東部や原木地域などを抜かして、残り二、三か所でおおむねバランスよく配置となるかと思います。ですので、本当にあと少しだけなんですね。もともと今年の６月定例会前後に所管部署に、このような簡易型のプールができないかという相談をさせていただきましたが、実際に調べてみるといろんな課題が見えてきました。来年は現市民プールに大型の簡易型プールを予定していくとのことで、ぜひ併せて公園プール

が足りない箇所についても同様の手法ということを検討していただきたいと思います。

また、行徳駅前公園であったり南行徳公園については、25mプールの公園プールがありますけれども、こちらも小学生の高学年も利用できないか、また、全体的に公園プールの日陰が少ないので、付き添う保護者から日陰の要望等も届いておりますので、こちらも利用者の意見をお伝えしまして、このテーマの質問を終了します。

次に大項目、保健行政についてです。１つ目の骨粗鬆症についてであります。こちらについても再質問させていただきます。こちらは出張でも対応されているとのことですので、どれぐらいのニーズがあるのか、また、どういった要件があるのか、今後、高齢化率が高い北部でも実施する考えがないのか伺います。

○大久保たかし議長　保健部長。

○横山京子保健部長　お答えします。

自治会や婦人会などの地域団体から要望があり、10人以上の参加者が見込まれる場合には出張による対応を行っており、令和７年度は延べ23団体からの依頼に応じています。これまでも北部を含む市内各所で行っており、今後も引き続き地域からの御要望に応じて、可能な限り実施してまいります。

以上でございます。

○大久保たかし議長　中町議員。

○中町けい議員　ありがとうございます。実は身近に骨粗鬆症で骨折した方がいまして、自覚症状がなくて、骨折して初めて気づくことも多いそうです。特に高齢者にとっては１年以内に、さらに違う箇所に骨折へと発展し、寝たきりであったり要介護の動機につながり、改めて怖いなというふうに感じたところです。骨密度は要介護申請であったり、介護保険適用への影響もあると思いますので、ぜひ全市的に簡易測定を広げて、健康寿命を高めていただきますようお願いしまして、次に進みます。

次に、膵臓がんプロジェクトについてです。こちらも再質問はありませんが、膵臓がんプロジェクトとして確立していくことは、地方自治体だけではなくて医師会の協力も必要不可欠だとは思います。繰り返しになりますが、膵臓がんの怖いところが、早期発見が難しく、がんによる死亡数が高いことが挙げられます。身近な例ですと、船橋市立医療センターが早期診断プロジェクトとして立ち上がったそうです。危険因子のチェックとして、高危険群と低危険群に分けて、それぞれ５つのチェックボックスに該当する方に自治体でも呼びかけて、かかりつけ医でエコー検査やＣＴで確認をして、中核病院で精密検査を実施する流れだそうです。本市としても、広域連携の可能性とかも含めて、市民の命を守っていくために、ぜひ引き続き注視していただきますようお願いしまして、次に進みます。

次に、教育行政についてになります。１つ目、放課後子ども教室における諸課題についてになります。こちらについて再質問させていただきます。学童にしても、放課後子ども教室にしても、共通の課題として、児童生徒の教室が足りないことと併せて指導員スタッフの休憩場所のスペースがないという課題があります。これはそもそも教室不足が要因だと思いますが、休憩室として活用できるように、教育委員会としての見解を伺います。

○大久保たかし議長　学校教育部長。

○小林義行学校教育部長　お答えします。

長期休業期間中は、子ども教室、放課後保育クラブ、いずれにおいても職員の勤務時間が６時間を超えることから、休憩が必要であることを認識しています。休憩場所の確保については、今年度より、夏季休業前の校長会にて事務連絡を発出し、各学校に確保を依頼いたしました。今後も教育委員会として、各学校との調整を図ってまいります。

以上でございます。

○大久保たかし議長　中町議員。

○中町けい議員　まず１つお願いしたいことが、これは依頼をされたということでありますけれども、その後ちゃんとこの休憩室がまずしっかり確保されたのかどうか、こちらのほうを、まず確認をお願いしたいと思います。この放課後子ども教室に携わっている方からいろいろお話も聞いておりますけれども、当日の利用状況が読めないことであったり、学童からの合流も含めて、学校によっては、ピーク時に１クラス相当の人数で対応されたり、これまで一時的に体育館の開放や空きクラスの利用は学校によっては柔軟に対応してくれるところもあったり、逆に、教育委員会からの指示がないとできないという対応であったりとか伺っております。やはり事業者の立場としても、なかなか言いづらい部分もあると思いますので、ぜひ教育委員会から各学校に統一見解を示して、放課後子ども教室を利用している子どもたちがより快適に、そして、そこで働く方が働きやすい環境整備というものをぜひお願いしまして、次に進みます。

次に２つ目、ミニみどり号の教育活用についてです。こちらについては再質問はありませんけれども、配本に合わせてコンパクトで子どもたちが喜びそうな外観だと思いますので、子どもたちがお話を聞く機会や読書に興味を持って親しみ、また、英語絵本による読み聞かせについても、ぜひ今後に期待をしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

次に、３番目の和洋学園国分校舎を活用した特別支援学校の増設案についてになります。こちらについては再質問させていただきます。今回、増設に当たり須和田の丘支援学校では、どのような特色を持ったコースや教科を検討しているのか、その予定はあるのか伺います。

○大久保たかし議長　学校教育部長。

○小林義行学校教育部長　お答えします。

現在、須和田の丘支援学校では、職業・家庭や作業学習など、日々の授業や行事において高等部の卒業生から中学部の生徒が仕事の話を聞いたり、実際に仕事を体験したりする学習を計画するなど、特色ある学習活動が展開されています。今後も児童生徒の実態や時代の変化に合わせて改善を図りながら、現在の教科や作業学習の班編成で学習活動を継続してまいります。

以上でございます。

○大久保たかし議長　中町議員。

○中町けい議員　答弁については分かりました。ぜひ市立特別支援学校での教育の成果として、18歳になったときに一人でも多くの生徒が就労であったり、その後、進学につながるような支援をお願いしたいと思います。

最後に、私の意見であり、思いでありますが、少しお話しさせていただきたいと思います。仮に今後、和洋学園国分校舎で小中高が収まった場合に、現須和田の丘支援学校の使い道についての議論が予想されます。現須和田の丘支援学校校舎は、御存じのように千葉県の中でも古くからの特別支援学校としての経緯があり、周辺地域の方々にも御理解をいただいて運営してきていると認識しております。したがって、容易に違う公共施設にすることはもったいないと思いますし、もし将来的に和洋学園国分校舎で小中高が収まるようになれば、現須和田の丘支援学校校舎に千葉県と連携して、ぜひ肢体不自由児も通える学校とならないかも視野に入れていただきたいと思います。肢体不自由児の学校の設置者は、千葉県にしかできないかもしれませんが、県と連携も含めて、市川市内に肢体不自由児が通える特別支援学校が設置できれば、わざわざ市川の児童生徒を船橋まで通わせる必要もなくなり、もし実現すれば、すごくすばらしいことだというふうに思います。それはなぜなら、肢体不自由児であっても同じ市川の子どもたちだからであります。これまで肢体不自由児の児童生徒は、どんなに市立学校の近くに住んでいても、県立船橋特別支援学校にしか選択肢がなく、保護者は、なぜこんな遠い船橋の学校に通わせなければならないのか、ずっと思い続けてきた現実や歴史があり、私も医療的ケア児の県立特別支援学校に通う通学バス問題にしても、常に心の中に引っかかっております。かなり無理な意見、しかも、ハードルの高い話

ということは、私自身も承知しておりますけれども、今後開設までの残りの時間で、将来的なあらゆる選択肢というものをテーブルの上に置いて、ぜひ検討していただくことを強く要望しまして、会派いちかわ市民クラブの代表質問を終了します。関係各所の皆様の御答弁、ありがとうございました。

○大久保たかし議長　自由民主の会、加藤圭一議員。

〔加藤圭一議員登壇〕

○加藤圭一議員　皆さん、こんにちは。会派自由民主の会の加藤圭一でございます。通告に従い代表質問いたします。どうぞよろしくお願いいたします。

初めに、大項目１つ目、災害対応について。

(1)被害状況や避難情報を周知する際の雨量や震度等の数値について。被害を想定し、避難情報の発令を判断する上で、雨量や震度などの観測情報は重要でございます。雨量計については先順位者への答弁でおおむね理解いたしましたが、震度計は市内に何か所あるのか伺います。

(2)令和８年８月千葉豪雨の対応について。ア、床上・床下浸水被害への対応について。発災当日の８月13、翌14日などは、市民の皆さんから市の災害対策本部に多数の通報や問合せがあったと承知しています。どのような通報が何件ほどあったのでしょうか。また、通報等により得られた情報はどのように処理されたのか伺います。

イ、罹災証明の発行について。住宅が浸水被害を受けた際、全壊や半壊といった被害を調査し、罹災証明書を発行するものと承知しています。どのような基準で被害の程度を認定しているのでしょうか。また、罹災証明書はどのような用途で用いられるのか伺います。

(3)令和８年８月千葉豪雨の被害対応に必要な経費の財源について。今回の豪雨災害への対応に必要な経費について、今定例会において追加で議案第37号令和８年度市川市一般会計補正予算（第４号）が提出されております。予算措置の考え方に加え、財調を活用した事業の概要、さらに今後の基金残高への影響を伺います。

次に、大項目２つ目、ＩＣＨＩＣＯについて。

秋・冬キャンペーンにおいて財源となる、財政調整基金の使用基準について。財政調整基金は条例により使い方が限定されており、物価高騰対策に活用することは妥当との答弁が先順位者に対してなされましたけれども、ＩＣＨＩＣＯキャンペーンに対して活用することについては疑問が生じます。ＩＣＨＩＣＯキャンペーンについては、条例のどの規定に照らし合わせて取り崩しを行うのでしょうか、使用基準について伺います。

(2)ＩＣＨＩＣＯを使用しない（できない）方々への配慮について。昨今の物価高騰の状況から、キャンペーンを実施するものと理解しておりますけれども、ＩＣＨＩＣＯを利用しない方々も多数おり、そういった方々への支援も並行して行う必要があります。本市の見解を伺います。

(3)ＩＣＨＩＣＯの政策的目標について。今回のキャンペーンのように多額の税金を投入して実施を続けるのは、持続可能性の点からも現実的ではないと考えますけれども、今後ＩＣＨＩＣＯをどのようにしていくのか、政策的目標を伺います。

次に、大項目３つ目、市川市平和啓発事業について。

平和学習青少年派遣事業について。昨年度に続き、今年度も平和学習青少年派遣事業が実施されましたけれども、これまでの本事業の経緯について、また、広島への派遣を終え、８月24日に帰市報告が実施されたことから、その概要について、それぞれ伺います。

次に、大項目４つ目、公共施設マネジメントについて。

(1)公共施設の管理の適正化について。少子・高齢化に伴う今後の人口減少を見据え、公共施設の統廃合が必要だと考えております。どのような手法で公共施設を適正化していくのか伺います。

(2)市川市公共施設整備基金について。同基金は、これまで積立てを行っているものの、活用実績がございません。この基金の用途や今後どのような活用をしていく予定なのか伺います。

次に、大項目５つ目、いちかわクリーンエネルギー株式会社の設立経緯と報告第34号の内容について。同社は令和７年１月23日にカーボンニュートラルの核の施策としてクリーンな電力を市内に供給するとともに、地域経済の域内循環を高めるため、京葉瓦斯株式会社、株式会社千葉銀行と共同で本市が設立した地域新電力会社です。会社設立に至る経緯と令和７年度事業の実施状況について伺います。

次に、大項目６つ目、基金の運用について。

本市の公式ウェブサイトに掲載されている市川市公金管理運用方針と基金の管理運用基準に基づき、本市の基金が運用されているものと認識しています。その内容と基金運用の状況について伺います。

最後、大項目７つ目、市営住宅について。

市内には24の市営住宅がございます。入居希望者が多くいるので、必ずしも希望どおりに入居できない状況があろうかと思いますけれども、こういった市民の皆様の声につきまして、どのように認識されているのか、条件、状況、手続について伺います。

以上、初回質問といたします。大項目１つ目の(1)、(2)のア及び大項目２つ目と３つ目については、細田伸一議員が補足質問いたします。御答弁よろしくお願いいたします。

○大久保たかし議長　危機管理監。

○今井　隆危機管理監　私からは大項目、災害対応についての(1)と(2)のアについてお答えします。

初めに、(1)被害状況や避難情報を周知する際の雨量や震度等の数値についてです。震度計につきましては、千葉県が市川市役所第１庁舎横に設置しているほか、国立研究開発法人防災科学技術研究所が北部の少年自然の家と南部の本行徳公民館に設置しており、合計３か所となっております。地震が発生した場合、３か所の震度計で観測した震度情報が、気象庁に自動的に送信され、最も大きい震度が市川市の震度として発表されます。なお、本市では震度表示器を第１庁舎４階の危機管理室に加え独自に消防局指令課にも設置しており、３か所で計測した震度を24時間監視し、迅速な初動対応の確立に努めております。

次に、(2)令和８年８月千葉豪雨の対応状況についてのア、床上・床下浸水被害への対応についてです。大雨警報の発表を受け、配備体制を取った13日の16時９分から、全ての体制を解除した15日の17時までの間、災害対策本部の電話要望受付班や危機管理室で受け付けした市民などからの通報は約300件ございました。主な内訳としては、家屋の床上・床下浸水等の建物被害に関するものが約90件、道路冠水や車両の水没等の道路に関するものが約70件、消毒要請が約40件、ごみの回収要請が約30件、床下の排水要請が約20件などとなっております。入電した情報は、内容に応じ災害対策本部に参集した各部局の連絡員を通じて、河川や道路の対応に当たる被災市街地対応本部や消防本部、市内６か所の現地対策本部である災害班と共有し、交通規制や排水作業などの応急対応を実施したところでございます。

以上でございます。

○大久保たかし議長　財政部長。

○田中雅之財政部長　私からは大きく４点の御質問にお答えいたします。

初めに、大項目１番目の災害対応についての(2)のイ、罹災証明の発行についてです。罹災証明書を発行するに当たっての被害程度を認定する基準につきましては、内閣府が定めた住家の経済的被害の標準的な調査方法である災害に係る住家の被害認定基準に基づき、固定資産評価を参考に、基礎や柱など部位別の損害割合を算出した上で、それらを合計して住宅全体の損害割合を算出し、被害の程度を判定しております。

次に、罹災証明書の使途についてですが、この罹災証明書は地震や水害等の災害により住宅に被害を受けたこ

と、及びその被害の程度を市が公的に証明する書面であるため、被災者が各種の公的支援や税、保険料等の減免措置を受ける際に使用されるほか、保険金の請求などの手続においても被害の程度を証明する書類として提出を求められる場合がございます。

続きまして、(3)の令和８年８月千葉豪雨の被害対応に必要な経費の財源についてお答えいたします。

初めに、予算措置の考え方につきましては、本年８月に発生いたしました千葉豪雨に対する対応といたしまして、まず、浸水被害のあった家屋の消毒作業や被災された方への災害見舞金など緊急に対応する必要があるものや、既存の制度に基づく経費のうち既定の予算に不足が見込まれるものにつきましては、予備費を充用して対応したところでございます。また、今回、追加議案で御提案いたしました補正予算につきましては、市内の被害状況が明らかになる中で、新たな支援や早急に修繕を行う必要となったものなど、新たに予算措置が必要となった経費につきまして、財政調整基金を主な財源として編成したものでございます。これらの事業の概要につきましては、床上浸水以上の被害を受けた世帯に対し、災害見舞金を上乗せして支給するとともに、既存の見舞金の支給対象とならない世帯であっても、住宅設備に損害を受けた場合には、当該世帯に対しても見舞金を支給することに加えまして、被災した事業者や農業者に対しても、事業継続の一助となるよう災害見舞金を支給することや、市内各所の雨水排水ポンプの修繕などを実施するものとなっております。今後の財政調整基金の残高への影響につきましては、本定例会に御提案しております第３号の補正予算の財源とした10億2,000万円に加え、このたびの災害対応のために追加で御提案いたしました第４号補正予算の財源としております１億7,200万円の合わせて11億9,200万円について、財政調整基金繰入金として予算計上しておりますが、令和７年度決算の剰余金を踏まえて基金に編入いたしました22億6,500万円の範囲内となっているため、今後新たな災害や急激な歳入減などの不測の事態が生じた場合におきましても、必要な対応ができるよう、一定の残高は引き続き確保できているものと考えております。このため、今後も中期的な財政見通しを踏まえながら基金残高の確保に努めるとともに、その時々の財政状況や行政としての緊急性、必要性を総合的に勘案し、財政調整基金を適切に活用していきたいと考えております。

続きまして、大項目２番目のＩＣＨＩＣＯについての(1)財政調整基金の使用基準についてお答えいたします。

財政調整基金を活用する際の基準につきましては、市川市財政調整基金の設置、管理及び処分に関する条例第７条において基金を処分する際の規定が定められており、その第１号では、「経済事情の著しい変動等により財源が著しく不足する場合において当該不足額を埋めるための財源に充てるとき。」、また、第２号では、「災害により生じた経費又は災害により生じた減収を埋めるための財源に充てるとき。」に処分することができると規定されているほか、第３号において、「緊急に実施することが必要となった大規模な」「建設事業の経費その他必要やむを得ない理由により生じた経費の財源に充てるとき。」などに処分することができると定められております。このうち今回の物価高騰への支援につきましては、この第３号の規定における「その他必要やむを得ない理由により生じた経費」に該当するものとして、その財源への活用を図ったものでございます。

最後に、大項目６番目の基金の運用についてお答えいたします。

基金の運用につきましては、公金の安全性及び流動性を確保しつつ、運用益を確保するための効率性も考慮した公正かつ適正な管理運用を図るため、市川市公金管理運用方針及び基金の管理運用基準を定め、これに基づき運用を実施しております。本市におきましては、基金の運用に際しまして、安全性や流動性の確保を第一として、原則として年度内の期間で区切った金融機関等への定期預金による運用を基本としており、この定期預金による運用につきましては、指定金融機関に加えて、自己資本比率など一定の条件を満たす市内及び県内に本店を有する地元金融機関や市内収納代理金融機関、その他本市との取引状況等を勘案し適切と判断される金融機関を

対象に運用しております。運用先の選定につきましては、対象となる金融機関に対し、運用金額や運用期間などを明確に示した上で利率等の照会を行い、全体の運用状況を考慮し、特定の金融機関に偏ることがないよう配慮した上で、最も高い利率を提示した金融機関において運用を行っております。

次に、基金の運用状況につきましては、令和７年度の運用は、安全性の観点から、運用の単位をおおむね100億円程度で複数に分割するとともに、昨今の金利上昇の局面を考慮して、運用期間をこれまでの１年程度から半年程度と見直したこともあり、年間の運用益は約３億6,900万円となりました。また、本市では、令和６年度から一部債券による運用を開始しておりますが、これは年々基金残高が増えてきている中で、定期預金のみに頼った運用を続けてきたことで各金融機関への運用額が多額となり、リスク管理の強化が必要な状況にあったことから、定期預金に一極集中している資金を分散し、資金管理上のリスクヘッジを図るとともに、運用益の確保を目指すことを目的とし、財政調整基金の一部につきまして債券による運用を開始したものでございます。具体的な債券の運用に当たりましては、市川市公金管理運用方針における債券運用の指針に基づき、信用リスクへの対応として、国債、政府保証債、地方債、地方公共団体金融機構債など、実質的に国等による一定の保証が担保されている債券を対象に運用しているところでございます。

以上でございます。

○大久保たかし議長　経済観光部長。

○高橋一三経済観光部長　私からは大項目ＩＣＨＩＣＯについての(2)、(3)についてお答えします。

初めに、(2)ＩＣＨＩＣＯを使用しない（できない）方への配慮についてです。現在、ＩＣＨＩＣＯ定額カードの配布に当たり、ＩＣＨＩＣＯをお使いになるのが難しい方々を対象に、アプリのインストールや操作方法など、ＩＣＨＩＣＯについて相談することができるサポートコーナーを市役所第１庁舎、行徳支所、大柏出張所、市川駅行政サービスセンターの４か所に設置しております。このサポートコーナーは年末まで設置をしており、本キャンペーンを御利用いただくに当たってのチャージ方法なども御説明してまいります。今後も利用を希望される方々への丁寧なサポートを行っていきたいと考えております。

次に、(3)ＩＣＨＩＣＯの政策的目標についてです。ＩＣＨＩＣＯは運用開始当初から地域経済の活性化と市民活動の活性化を目的としております。そのような中で、これまではポイント還元等のキャンペーンを実施するに当たり、国からの交付金を主な原資として活用してまいりました。また、今年度４月から実施したＩＣＨＩＣＯ定額カードの配布においても、国からの交付金を活用し物価高騰への支援を行うとともに、ＩＣＨＩＣＯ利用者の拡大を図ってまいりました。今回提出させていただきました補正予算案のとおり、財政調整基金を原資とした還元キャンペーンを行うことにより、物価高騰への対応を必要としている市民や事業者の皆様を支援することができるとともに、大幅に増えたＩＣＨＩＣＯ利用者の定着が図れるものと考えております。今後もＩＣＨＩＣＯの目的である地域経済の活性化と市民活動の活性化を図るため、大規模なキャンペーンだけに頼るのではなく、さらなる利便性の向上や、現在も実施しております行政ポイント事業の拡充などを行ってまいります。

以上でございます。

○大久保たかし議長　総務部長。

○吉田一弘総務部長　私からは大項目３つ目の市川市平和啓発事業についてお答えいたします。

本市は、生命の尊厳を深く認識し、非核三原則が完全に実施されることを願い、いかなる国のいかなる核兵器に対してもその廃絶と軍縮を訴え、恒久平和の確立のため、昭和59年に核兵器廃絶平和都市を宣言いたしました。この宣言に基づき平和意識の啓発と高揚を図るため、様々な平和啓発事業を実施しているところでございます。

その一環として、市立の中学校及び義務教育学校の生徒を対象として、戦争の悲惨さや核兵器の恐ろしさ、平

和の尊さについて学ぶ機会を提供するため、終戦の年である昭和20年を起点とした周年事業として、平成17年度から５年ごとに平和学習青少年派遣事業を実施してまいりました。戦後80周年であった令和７年度には、コロナ禍による中止を経て、10年ぶりに中学生を被爆地へ派遣いたしましたが、被爆者や戦争体験者の高齢化が進む中で、戦争や被爆の体験を直接聞くことのできる時間が長くは残されていないことを痛感いたしました。そして、派遣した中学生が広島で実際に見聞きしたことをしっかりと受け止め、それぞれが自分の考えを持ち、言葉にして発表する姿を見て、この学びを次の世代につないでいくことの大切さを改めて実感したところでございます。その広島への派遣を踏まえ、より継続的に平和について学ぶ機会を提供していくことが重要であるとの田中市長からの指示により、本事業を毎年実施することとしたものでございます。

今年度の平和学習青少年派遣事業は、８月６日の平和記念式典を含む同月５日から２泊３日の日程で、中学生16名を広島市に派遣いたしました。派遣に先立つ７月31日には出発式を、派遣終了後の８月24日には帰市報告会を開催し、いずれも市長と教育長に御出席いただきました。帰市報告会では、現地広島での学習の様子をスライドショーで紹介した後に、派遣した中学生全員が保護者や市民の方の前で、広島で学んだことや感じたことについて発表いたしました。発表では、平和記念式典に参加し広島市長の平和宣言の言葉に感動した、今回の派遣で学んだことを家族や友人など様々な人たちに伝えていきたいといった感想が聞かれました。また、広島について学んだことを歴史の出来事で終わらせるのではなく、現在の生活の尊さや未来について考える重要な機会となった、今後も広島で起きたことを忘れずに平和について考えていきたいとの発表もあり、参加した中学生それぞれが現地での学びを通じて、平和について考えを深めたことがうかがえました。さらに、現地に立って心に強く残ったのは、広島の復興の力だったという感想もあり、実際に広島を訪れたからこそ得られた学びがあったものと考えております。

以上でございます。

○大久保たかし議長　管財部長。

○松丸　宏管財部長　私からは大項目４つ目、公共施設マネジメントについてお答えいたします。

初めに、(1)公共施設管理の適正化についてです。公共施設の将来の在り方について、市川市公共施設等総合管理計画の基本方針では、人口構成や市民ニーズ等の変化を踏まえ、公共施設の保有量や配置の適正化を進める、また、保有量とそれにかかる経費のスリム化を進め、削減に当たっては、単純に施設を廃止するだけではなく、民営化や複合化などの手法を選定するとしています。これを踏まえて、実行計画である市川市公共施設個別計画においては、施設の分類ごとに再編・整備方針を定めており、例えば、学校は建て替えに合わせて将来的な児童生徒数を踏まえ規模の適正化を図る、保育園は民間の創意工夫を生かすため民営化等を検討する、公営住宅は建て替え時期に合わせて民間施設の活用を検討するとしています。また、個別施設の考え方として、信篤地域の図書館や公民館などについては、近接する他の施設との再編、複合化の検討を進めることとしているため、新たに建設予定の複合施設は必要な公共機能を充足しつつ、複合化による各機能の効率的な配置や、廊下、階段、トイレなどの共用スペースの縮減により床面積の削減を図る計画でございます。今後の公共施設管理の適正化につきましては、現在、公共施設個別計画の見直し作業を進めているところであり、保有量の抑制に向け、複合化や統廃合、民営化などの手法の活用について、引き続き検討してまいります。

次に、(2)市川市公共施設整備基金についてです。公共施設整備基金は、今後、多くの公共施設、いわゆる箱物の老朽化が進み、大規模改修や建て替え時期を迎える中、社会情勢の変化などに影響されない安定した財源の確保と財政負担の平準化を図るため、公共施設の保全、更新その他の計画的な整備に必要な経費の財源として積立てを行っているものです。今後の基金の活用につきましては、公共施設個別計画の対象施設に係る整備費用の財源として、各年度における市債等を除いた一般財源負担額が平準化されるよう、財政状況を勘案しながら、必

要な額を取り崩して充てていくことを想定しております。

以上でございます。

○大久保たかし議長　市長公室長。

○後藤貴志市長公室長　私からは大項目５つ目、いちかわクリーンエネルギー株式会社の設立経緯と報告第34号の内容についてお答えします。

初めに、会社の設立経緯についてです。本市では、令和５年をカーボンニュートラル元年と位置づけ、2050年カーボンニュートラルの実現を目指すこととしており、その実現に向けた重要な施策として、地域新電力会社の設立に向けて着手することとなりました。この地域新電力会社は、環境面として、エネルギーの地産地消を通じて市内のCO_2排出量を削減すること、社会面として、利益を地域に還元すること、経済面として、電気料金の支出を市内にとどめることで地域経済の活性化につなげることを掲げ、単に電気を安く提供するのではなく、クリーンで環境価値の高いエネルギーを市内で循環させることでカーボンニュートラルを実現させることを目的とするものです。地域新電力会社の設立に当たり、電力の調達や供給に係る需給管理を行うためには、専門的な知識や技術が必要となることから、令和６年８月に本市に本社を置き、小売電気事業に関するノウハウを有する京葉瓦斯株式会社と本市の間で地域新電力会社の共同設立に関する協定を締結いたしました。その後、地域新電力会社の設立に関する実績を持つ株式会社千葉銀行も参画することとなり、令和７年１月23日にいちかわクリーンエネルギー株式会社の設立に至ったものです。

次に、令和７年度事業の実施状況につきましては、市川市クリーンセンターで発電された電力を主な電源として、市内116か所の公共施設を対象に、取次供給事業を実施いたしました。

以上でございます。

○大久保たかし議長　福祉部長。

○寺島　崇福祉部長　私からは大項目、市営住宅についてお答えいたします。

市営住宅の入居要件につきましては、公営住宅法などにおいて、本市に居住し、住民基本台帳法に基づく記録をされてから６か月以上経過していること、市税を滞納していないこと、世帯の収入が一定の金額を超えないこと、現に住宅に困窮していることが明らかなことなどが定められております。本市では、毎年入居者の募集を行っており、入居要件を満たしている方を住宅困窮度の高い順に空き家を紹介し、入居につなげております。昨年度の登録件数は296件で、そのうち９割以上の方は、駅から近いなど特定の団地に入居の希望が集中しており、これらの団地への入居は難しい状況であります。一方で、入居希望の少ない団地におきましては空き家が生じております。

以上でございます。

○大久保たかし議長　加藤圭一議員。

○加藤圭一議員　それぞれ御答弁ありがとうございました。大項目１つ目、災害対応についての(2)イ、罹災証明の発行について。内閣府が定めた災害に係る住家の被害認定基準に基づき被害の程度を判定しているとのことであります。また、罹災証明書は見舞金の受け取り等の公的支援を受ける際、税、社会保険料の減免を受ける、そういった際に保険会社に保険金の請求をする際などに用いられるということを理解いたしました。では、その発行を受けるには、どのような手続が必要なんでしょうか、伺います。

○大久保たかし議長　財政部長。

○田中雅之財政部長　お答えいたします。

罹災証明書の発行を受けるためには、被災された方から市へ申請をしていただく必要がございます。この申請方法につきましては、マイナポータルによるオンライン申請のほか、郵送または窓口による申請があり、オンラ

イン申請の場合は所定の入力フォームに必要事項を入力していただくとともに、被害状況が確認できる写真データなどを添付することで申請が可能となっており、郵送または窓口で申請する場合には、申請書に加え、被害状況が確認できる写真や本人確認書類を提出し、申請をしていただいております。また、電話などにより被害の状況を直接御連絡いただいた場合につきましては、職員が現地に出向いて被害状況を確認するほか、調査対象となった住宅の周辺についても、きめ細かな聞き取りを行い、被害が確認された場合には、必要に応じて罹災証明書の交付申請を御案内するなど、丁寧な調査対応に努めているところでございます。

以上でございます。

○大久保たかし議長　加藤圭一議員。

○加藤圭一議員　ありがとうございます。マイナポータルによるオンライン申請、郵送、窓口での申請が可能である。また、電話で連絡いただいても大丈夫だということでございます。理解いたしました。

続いて、(3)令和８年８月千葉豪雨の被害対応に必要な経費の財源について。予備費を充当するほか、議案第37号では財調の繰入金を歳入として予算編成されております。地方財政法第４条の４、積立金の処分についての２です。「災害により生じた経費の財源又は災害により生じた減収をうめるための財源に充てるとき。」と記載がございますので、同法の趣旨に合致しているものと考えております。その内容について、床上浸水以上の被害を受けた世帯に対し既存の災害見舞金に加算して支給するということ、既存の見舞金の対象にならない世帯におかれましても、住宅設備が損害を受けた場合に当該世帯に見舞金を支給すること、雨水排水ポンプの修繕を行うことということで理解いたしました。

そして財調の残高への影響についてであります。第３号補正予算が10億2,000万円、追加の第４号補正予算が１億7,200万円で合わせて11億9,200万円、財調から繰り入れるわけでございます。一方、令和７年度の決算剰余金約22億6,500万円を、これは地方財政法第７条の規定に基づきまして財調に編入するわけですね。今の御答弁ですと、影響はないどころか、むしろプラスであるということでございますね。ということで理解いたしました。今後は、中期財政見通しを注視してまいりまして、引き続き基金残高の適正化に努めていただきたいと思います。この(3)については再質問はございません。

続いて、大項目４つ目、公共施設マネジメントについて。(1)公共施設管理の適正化について。市川市公共施設等総合管理計画では、単純に施設を廃止するだけではなくて、民営化、複合化の手法を選定する。そして市川市公共施設個別計画では再編・整備計画を定めており、学校の規模を適正化する等の御答弁がございました。学校の統廃合については、なかなか議論する議員が少ないように思いますけれども、１学年１クラスで学級運営されておるような児童数が少ない学校、具体的には大町、稲越、二俣の各小学校については、これは様々な議論があろうかと思いますけれども、将来的に市外への越境入学も含めまして、統廃合の方向性というものは、これは検討するべき段階にあるんだろうと思います。そして管財部長の御答弁にありました信篤地域の公共施設の複合化について、共用スペースを縮減し、床面積の削減を図るとのことであります。先順位者公明党の代表質問への答弁で、民間からの参入ということがございましたけれども、では、公民連携手法の事業内容について伺います。

○大久保たかし議長　管財部長。

○松丸　宏管財部長　お答えいたします。

信篤地域の公共施設の複合化による再編、整備に当たっては、民間事業者のノウハウや創意工夫を生かすため、既存施設の解体から新たな複合施設の建設まで、設計施工を一括して民間事業者に発注する計画です。あわせて、複合化等により生じる土地の残りの部分の活用方法についても、民間事業者に提案を求め、定期借地権方式により、その土地を事業者へ貸し付け、事業者の負担で民間施設を整備する計画としております。このような

公民連携手法により、公共施設と民間施設を一体的に計画し、整備することで、にぎわいの創出や交流促進等の相乗効果が発揮されることを期待しています。

また、民間施設部分の定期借地に伴う地代収入や建物完成後の税収といった継続的な収入を得ることで、公共施設に係る財政負担の軽減を図ってまいります。

以上でございます。

○大久保たかし議長　加藤圭一議員。

○加藤圭一議員　ありがとうございます。事業効果として、にぎわいの創出、民間施設部分の定借の地代収入、建物完成後の税収が見込めるという御答弁でございました。こういう民間の力を借りていくということを、ぜひ推進していただきたいと思います。

さらに、市川市公共施設等総合管理計画では、基本方針の一つとして災害、防災の拠点として安全、安心な施設を提供することが掲げられております。これは他会派におきましてもいろいろ議論があろうかと思いますけれども、公共施設の建て替えに当たりまして、防災機能の強化をどのように進めていくのかについて伺いたいと思います。

○大久保たかし議長　危機管理監。

○今井　隆危機管理監　お答えします。

防災機能の強化のため、公共施設の建て替えに当たっては、まず十分な耐震性を確保するとともに、ガラスの飛散防止や天井の落下防止など非構造部材の耐震対策も行うことが重要になります。防災拠点に必要な対策としましては、最低72時間稼働可能な自家発電設備や、太陽光発電設備等の停電対策、受水槽の非常用給水栓や、防災用井戸等の断水対策、貯留型のマンホールトイレ等のトイレ対策などがございます。浸水想定区域内に立地する場合は、止水板の設置や電気設備を浸水のおそれがない上階に置くなどの浸水対策も必要となります。また、指定避難所となる公共施設は、避難者にとってできるだけ快適でストレスの少ない環境となるよう、災害時も使用可能な空調設備やユニバーサルデザインの導入に配慮するとともに、備蓄倉庫などのスペースも確保する必要があります。なお、建て替えに伴う諸条件は各施設で異なることから、関係部署と協議の上、可能な限り防災機能の充実強化に努めてまいります。

以上でございます。

○大久保たかし議長　加藤圭一議員。

○加藤圭一議員　ありがとうございます。様々列挙していただきました。いずれも重要な項目なんだろうと思います。危機管理監がおっしゃったように、関係部署と連携し、防災機能の強化に努めていただきたいと思います。

続いて、(2)市川市公共施設整備基金について。基金の使途は理解いたしました。現在、基金の積立ては約103億円と承知しています。現時点で現在に至るまで取り崩したこともなければ、今後取り崩す予定も近々ではないということで理解いたしました。必要に応じて取り崩すことが想定され得ると思いますけれども、その際、柔軟に対応していただきたいと思います。(2)は再質問はございません。

○大久保たかし議長　加藤圭一議員に申し上げますが、残余の質問と答弁に関しましては休憩後でお願いいたします。

この際、暫時休憩いたします。

午前11時56分休憩

午後１時開議

○大久保たかし議長　休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第１議案第23号から日程第29報告第34号までの議事を継続いたします。

加藤圭一議員。

○加藤圭一議員　午後も引き続き、よろしくお願いいたします。

では、続いて大項目５つ目、いちかわクリーンエネルギー株式会社の設立経緯と報告第34号の内容について。会社設立の経緯として、カーボンニュートラル元年と位置づけ、その実現に向けた重要施策として地域新電力会社を設立したとのことであります。電気の供給や調達には、やはり小売電気事業のライセンス、ノウハウが必要で、それを京葉瓦斯株式会社に依存しているという状況でございます。令和７年度事業として、市内116か所の公共施設を対象に、取次事業を行ったとの御答弁でございました。その令和７年度の決算のうち貸借対照表について、この書類には会社が持つ資産、それから返済義務のある負債、そして返済不要の自己資本であります純資産の３つが記載されておりまして、資産イコール負債プラス純資産の式で、必ず左右が釣り合う。これがバランスシートと言われるゆえんであります。このバランスを見ることで、会社の資金繰りの安定性、それから支払い能力を読み取ることができます。資産の部において未収入金、負債の部においては未払い金の額が大変大きいと思いますけれども、その具体的な内容と、また、当期の最終利益を伺います。また、株主への配当を行ったのかどうかも併せて伺います。

○大久保たかし議長　市長公室長。

○後藤貴志市長公室長　お答えします。

初めに、いちかわクリーンエネルギー株式会社の令和７年度決算における貸借対照表の内容について御説明いたします。まず、資産の部におきましては、決算日時点で会社が保有する資産が計上されており、現金及び預金、未収入金などの流動資産のほか、固定資産が計上されております。このうち大きな割合を占める未収入金の具体的な内容としましては、市内の公共施設への取次供給を行った２月及び３月分の電力料金のうち、決算日である令和８年３月31日時点で回収が終わっていない代金となります。次に、負債の部では、決算日時点で支払い期日を迎えていない未払い金などの流動負債が計上されております。未払い金の内容といたしましては、小売電気事業者に支払わなければならない２月及び３月分の電力調達料金が主なものとなります。これらは未収入金の回収後、速やかに支払いを終える予定のものです。

最後に、純資産の部には、資本金に加え、これまでの事業活動による利益剰余金などが計上されており、令和７年度の成果といたしまして当期純利益131万4,800円が計上されております。また、株主への剰余金の配当につきましては、株主である本市、京葉瓦斯株式会社、株式会社千葉銀行の３者間の申合せにより、当面は行わないこととなっております。

以上でございます。

○大久保たかし議長　加藤圭一議員。

○加藤圭一議員　ありがとうございます。当期純利益は約131万円であると。取次業務だけですので、そのくらいの金額なんだろうと思います。

続いて、同年度決算の損益計算書について。損益計算書とは１年間の収益と費用がまとめて記載された財務諸表で、会社の利益構造を確認することができる書類でございます。売上高に対し販売費及び一般管理費の割合が高いことがうかがえます。一般に管理費が高いと販売と管理の販管費率が高くなりまして、経営効率が低下すると言われておりますけれども、この販売費及び一般管理費で計上されている科目の具体的な内容を伺います。

○大久保たかし議長　市長公室長。

○後藤貴志市長公室長　お答えします。

令和７年度決算における損益計算書の各項目のうち、販売費及び一般管理費の内容といたしましては、取次供給事業及び地域新電力会社の運営業務を委託する包括業務委託料が主なもので、そのほかに通信料や消耗品費等が含まれております。

以上でございます。

○大久保たかし議長　加藤圭一議員。

○加藤圭一議員　ありがとうございます。取次供給事業及び地域新電力会社の運営業務を委託する包括業務委託料とその他が含まれておる。結局これらの委託料が経営を圧迫することになるんじゃないかと危惧しております。

次に、令和８年度の事業計画について。同年度の事業計画の、これも損益計算書でありますが、収入の部、電気料金、それからクリーンセンター電源余剰売電の項目につきまして、最後に、キャッシュフロー計算書における財務活動によるキャッシュフローの内容について、これはそれぞれどういうものなのか伺います。

○大久保たかし議長　市長公室長。

○後藤貴志市長公室長　お答えします。

初めに、令和８年度の事業計画につきましては、市川市クリーンセンターで発電された電力を主な電源として、本市の121の公共施設に対し、年間約３万2,000MWhの小売供給を行う予定となっております。

次に、令和８年度事業計画の損益計算書の内容といたしまして、収入の部の電気料金には、本市の公共施設への小売供給に伴う電気の販売収入の見込額が計上されております。また、クリーンセンター電源余剰売電につきましては、クリーンセンターから買い取った電力のうち、公共施設に供給し切れなかった余剰電力を販売した際の売電収入の見込額が計上されております。

最後に、キャッシュフロー計算書の財務活動によるキャッシュフローにつきましては、令和８年度末における外部からの借入金の見込額が計上されております。これは小売供給の開始に伴って生じる電力調達費用の支払いなどに備え、運転資金として借入れを行うものでございます。

以上でございます。

○大久保たかし議長　加藤圭一議員。

○加藤圭一議員　ありがとうございます。今後、本市の121の公共施設に小売供給するという予定であることを理解いたしました。損益計算書の収入の部、この電気料金は本市の公共施設への小売供給による本市からの電気の販売収入と。クリーンセンター電源余剰売電は、クリーンセンターから買い取った電力のうち公共施設に供給し切れなかった余剰電力、これを京葉瓦斯に提供するわけですね。ということで、それぞれの売電収入であると。それぞれ買手が異なるということですね。御説明ありがとうございます。

さらに、キャッシュフロー計算書の財務活動によるキャッシュフローは借入金であるということも理解いたしました。こういういちかわクリーンエネルギー株式会社の経営状況というのは、会計というのもなかなか難しいところでありますけど、今後もしっかり追ってまいりたいと思います。

地域新電力会社、本市が乗り出しましたが、電力業界は専門性が高い。そしてルールや慣例等が大変複雑怪奇だと私は理解しております。例えば損益計算書に出てくるインバランス費用ですとか、それから非化石証書追加購入費用でありますとか、これは一般的にはなかなかぴんとこない項目等々でありまして、こういったものを見ましても、素人ではなかなか手に負えないわけであります。民間の通信事業者のホームページにも掲載されておりましたけれども、やはり新電力会社の倒産、また撤退の件数というのもそれなりにございまして、その経営が立ち行かなくなる理由としては、世界的な燃料費の高騰による電力単価の上昇ということが挙げられると思います。地域新電力会社の経営は決して平易ではないということであります。慎重かつ緻密な経営計画を立てません

と行き詰まります。そして本市が出資者ですから、その負債等のツケは市民が負うことになるわけであります。厳しいことを申し上げますけれど、その点きちんと御認識いただきたいと思います。

この項目は以上でございます。

続いて、大項目６つ目、基金の運用について。原則年度内の期間で区切った金融機関等への定期預金で運用されているということを理解しました。金利の上昇もありまして、年間の運用益は約３億6,900万円だったということです。そして、定期預金だけでなく、一部は債券による運用も行っており、リスクヘッジしているわけですね。その債券も財政部長が言われたように様々ございまして、一定の政府保証が担保されている債券を対象としているということも理解いたしました。ただ、債券による運用で注意せねばならぬのは、含み損が生じるという事態であります。これは令和７年12月定例会において宮本均議員も公金管理運用について質問されていらっしゃいました。その際のやり取りは、定期預金を中心に運用しているので含み損のリスクは少ない、そういうやり取りだったと承知していまして、その点私も同様の認識であります。

昨年、日銀は金融政策決定会合におきましてマイナス金利政策の解除を決定いたしました。これにより金利が上昇した。そうしますと債券価格が下がりますね。確かに債券運用には含み損のリスクを伴います。他市におきましてもそういったことが紹介されておりまして、これは昨年６月13日付の朝日新聞電子版の記事によりますと、愛知県愛西市におきまして、財政調整基金から支出した129億円で購入した債券におきまして、26億円の含み損が生じたという内容の記事がございます。満期まで保有すれば購入額どおり元本は保証されるわけですけれども、それまでに売却すれば損失が生じる可能性があり、同市議会で紛糾したと。様々批判的な意見も出たと聞いております。債券を購入し過ぎて柔軟に財調が切り崩せなくなるということでは、本市とは事情が異なるんだろうとは思います。今申し上げましたように、債券に含み損のリスクが内包されている。その一方で、昨今、株価の上昇も言われております。

ここで伺いますけれども、この財調の基金におきましては、株式による運用も検討に値するんではないかと思いますが、御見解を伺います。

○大久保たかし議長　財政部長。

○田中雅之財政部長　お答えいたします。

現在、運用を行っております債券の銘柄は、地方公共団体金融機構債、首都高速道路株式会社の社債、東日本高速道路株式会社の社債を保有しており、いずれも国債と同等の格付でありながら、購入当時、国債よりも利率が高い状況にあったものでございます。この地方公共団体金融機構につきましては、地方公共団体が共同で出資した団体であり、債務不履行となった場合におきましても、この債務の弁済は地方公共団体が負うことになっており、また、首都高速道路株式会社及び東日本高速道路株式会社は国土交通省が所管する独立行政法人に債務が引き渡され、それぞれの株式会社との連帯債務となるため、債券の安全性が高いと判断し、購入したものでございます。債券の運用に当たりましては、地方自治法第241条において、基金は、確実かつ効率的に運用しなければならないと定められておりますことから、満期まで保有することで実質的に元本が保証されているものを対象としているため、民間会社の株式のような元本の償還が確実でない金融商品での運用は適切ではないと考えております。今後もこの方針を基本としつつ、現行の運用の中でも購入の余地がある債券につきまして研究を進め、安全かつ、より有利な債券による運用に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○大久保たかし議長　加藤圭一議員。

○加藤圭一議員　ありがとうございます。地方自治法第241条の規定もありますので、やはり株式による基金の運用は難しいと。そして先述したように、債券におきましては含み損を抱える事態もあり得ますけれども、基金

全体に占める債券の割合を、別にいたずらに高める必要はございません。とはいえ、多種多様な債券を財調で運用することで、それこそ地方自治法第241条で規定されているような効率性も図っていただきたいと思います。例えば政府系金融機関ですとか、あるいは中央省庁が所管している株、いわゆる特殊会社の社債につきましては、ぜひ検討していただきたいと思います。もちろん債券の運用を拡充させるに当たっては、専門職員の配置も必要になってこようかと思います。本市の基金の運用を効率化させ、その運用益を市民に還元できれば、公益に資するではありませんか。ね、市長。そうなりますと、含み損のリスクを考慮し、緩和しつつ、より有利な債券運用に努めていただきたいということを申し上げまして、本項目を終わります。

続いて、大項目７つ目、市営住宅について。まずもって市税を滞納していない、世帯収入が一定基準以下などの入居要件を満たしている方が対象であるということを理解いたしました。市民の方から、応募はしているが、なかなか入居できないという声をよくいただいています。駅から近い団地に希望者が集中するために、希望どおりの入居が難しい状況は理解いたしました。一方で、空室が目立つなど、新規入居者が見込めない団地につきましては、これは新規の募集を停止した上で整理縮小していくということも検討するべきだろうと思います。

続いて、市営住宅の申込みの際に、国会議員、県議会議員、市議会議員等公職者、その他が申請の際、立ち会うなど、仲介、あっせんしているケースはあるんでしょうか。また、実際にそのことで入居した方はいらっしゃるのか伺いたいと思います。

○大久保たかし議長　福祉部長。

○寺島　崇福祉部長　お答えします。

議員からの問合せや、議員が申込者と窓口に来られることはございますが、市営住宅への入居は公営住宅法などに定める客観的な基準に基づき、入居要件を満たしているかを判定した上で入居を決定していることから、議員の紹介により入居を決定しているものではございません。

以上でございます。

○大久保たかし議長　加藤圭一議員。

○加藤圭一議員　ありがとうございます。先述したような公職者等が申込者と一緒に窓口に来るということはあるわけですね。ただ、それをもって入居が決定されるわけではないということも御答弁で確認いたしました。これは、いわゆる口利き行為ではないかと、倫理観が問われる事態であります。今年９月３日付読売新聞さんの記事によりますと、福岡県は、議員らから県職員への優位な地位、影響力を利用した不当な要求の防止に関する条例案の概要を発表いたしました。９日に開会する福岡県議会９月定例会に提出するとの内容の記事でございます。市営住宅の入居は公平性が担保されるべきでありまして、議員による影響力があってはなりません。一入居希望者を実際に入居につなげるようなことがあったとしても、公益性は認められないわけであります。議員の側も、仮に入居をあっせんしてほしいと相談を受けたとしましても、窓口に一緒に来るなどの行為は自制されるべきなんだろうと思います。

続いて、市営住宅の入居者のうち外国人の割合を伺います。また、保証人は日本在住者なんでしょうか。家賃の滞納やその督促についても伺います。

○大久保たかし議長　福祉部長。

○寺島　崇福祉部長　お答えします。

本年８月１日時点における市営住宅の入居世帯に占める外国人世帯の割合は、約1,700世帯に対し約80世帯であることから、割合としましては約4.7％でございます。

連帯保証人につきましては、連帯保証人がいないことで市営住宅への入居の機会を失うことのないよう、令和２年度より求めてはおりません。外国人につきましても同様としております。

次に、昨年度の住宅使用料の滞納者につきましては102名で、そのうち外国人は７名でございます。督促につきましては、納付期限を過ぎても納付の確認が取れない場合には督促状を送付するとともに、納付指導を行っております。

以上でございます。

○大久保たかし議長　加藤圭一議員。

○加藤圭一議員　ありがとうございます。外国人の入居者割合は約4.7％であると。おおむね本市の人口に占める外国人の割合と同程度と言えるかと思います。そして国籍は問わないと。国籍は問いませんけれども、そもそも連帯保証人は不要であるということ。さらに、住宅使用料の未納件数は102件であり、そのうちの７件が外国人であるということ、一定数外国人居住者の滞納している方がいるという実態を理解いたしました。

そもそも公営住宅の歴史をたどりますと、外国人を入居させる目的で整備しているわけではないと認識しております。市民の方からもその点、疑問の声が出ております。令和６年10月７日、当時の浜田聡参議院議員が参議院議長に、外国人の公営住宅への入居に関する質問主意書を提出し、答弁を得ております。質問主意書とは、国会法第74条に根拠づけられたものであります。その内容について言及します。平成30年12月25日、国住備第134号、国土交通省住宅局住宅総合整備課長から各都道府県、政令市の住宅主務部長宛てに公営住宅への外国人の入居に関する取扱いについてという通知が発出されております。出入国管理法の関係に規定する中長期在留者についても、地域の事情を勘案の上、可能な限り地域住民と同様の入居申込資格を認める取扱いをしていただきたいとの記載がございます。それに対して質問主意書におきましては、当該国交省からの通知を地方自治体は遵守する義務があるのかとの質問に対し、法律上これに従う義務を負うものではないとの回答がなされております。平たく申し上げますと、国交省から、外国人も公営住宅の申込みの申請はできますよと通知は出ているものの、自治体はそれに従わなくてもよく、自治体には裁量があるわけですね。本市におきましては、市営住宅の入居につきましては日本人を優先するべきだと考えます。また、市営住宅建屋内におきまして、外国人が特定宗教の礼拝行為を行っていると居住者から苦情の声も出ておりまして、外国人住民との共生は困難を伴う実態もございます。差し当たっては、建物内に外国人居住者に向けたマナー注意喚起の掲示をお願いいたしたいと思います。

今年２月13日付産経新聞さんの記事によりますと、政府の外国人政策の新たな基本方針、総合的対応策を受け、国土交通省は全国の自治体に対し、外国人が公営住宅へ入居する際に国籍や在留資格を把握するよう通知したとございます。当然の措置です。本市でも、外国人が公営住宅に入居する際、国籍、在留資格を住民基本台帳等で確認しているものと認識しております。また、既に入居している外国人居住者の方に対しても、定期的にこれらを確認していただくように要望いたします。不法滞在者を市営住宅に入居させていたとするならば重大な問題になります。入居に当たっては公平性を期していただく。既に入居していらっしゃる方が安心してお住まいになっていただけるように、市営住宅の管理運営をしっかりお願いをいたします。

以上で私の再質問を終わります。続いて細田伸一議員が補足質問いたします。理事者の皆さん、どうもありがとうございました。

○大久保たかし議長　補足質問者、細田伸一議員。

○細田伸一議員　では、引き続き補足質問、よろしくお願いいたします。

まず、災害は、これまでの先順位者への答弁により、おおむねその概要、そして個々の対応においては理解することができました。ありがとうございます。ただ一、二点、私のほうから、市民からの問合せとかあったものも含め再質問、補足質問させていただきます。

あの大雨のとき、私は市川のシャポーの１階にいまして、ちょっと小腹がすいたので、サンジェルマンというパン屋さんで座って食事をしていたんですけど、上からボタボタ水が垂れてきて、あっという間にもう下は水が

出てきちゃって、隣にあった大きな喫茶店、カフェなんかも、もうお客さんはみんな避難。配電盤、ちゃんと見てこいとか、工事関係者のような方が飛び回っていましたね。停電も２回ぐらいありました。10秒ぐらいが２回ぐらいかな。これはちょっとただごとじゃないなというような実感を、当時感じました。今回の豪雨災害では、市内に警戒レベル５、ファイブの大雨特別警報や緊急安全確保が出されたわけです。南部の行徳地域は、私の友人などに聞いたところ、実は私が感じているほど、そんな大雨はなかったと。避難もしていなかったし、時折強い雨が降ったようだが、もう普通に家の中で過ごしていたというような声も多く聞いております。我々が思っているレベルファイブと、そういう南部というんですかね、にいた方たちとは実感において少し乖離があったのではないか。また、８月23日の地震では、防災行政無線で震度５弱という放送がされました。しかし、実際には、テレビなどでの実際の報道では、震度は４であったと認識しています。このように、市民に聞こえてくる数値にばらつきがあるのはなぜでしょうか伺います。

○大久保たかし議長　危機管理監。

○今井　隆危機管理監　お答えします。

レベル５大雨特別警報など、気象庁が発表する防災気象情報は、市区町村ごとに発表されるため、より詳細に市内のどこで災害の危険が高まっているかは、気象庁のウェブサイトから危険度分布「キキクル」などの情報を確認し、判断いたします。市が発令する避難情報は、そのような気象庁の情報に加え、川の水位や崖の状態等の現地の状況、契約している気象情報会社の分析情報などを参考に、対象地区を把握して出すこととしており、原則として防災行政無線も対象地区に放送しております。また、市の防災行政無線には、緊急地震速報や大津波警報など、全国瞬時警報システム、Ｊアラートで国から送られてくる緊急情報を自動放送する機能があります。そのうち震度情報については速やかに注意喚起を行う観点から、市区町村ごとの震度の発表を待つことなく、本市を含む千葉県北西部の中で震度５弱以上を感知した場合に放送する設定となっております。８月23日の地震では、緊急地震速報の後、震度速報として気象庁が千葉県北西部で震度５弱と発表したことから、設定どおり防災行政無線は震度５弱をお知らせする内容が放送されました。結果として、今回は北西部の中で浦安市と印西市で強い震度となりましたが、市民の皆様が判断に迷わないよう、今後は正確な情報発信に努めてまいります。

以上でございます。

○大久保たかし議長　細田議員。

○細田伸一議員　ありがとうございます。市民が判断に迷わないよう正確な情報を発信ということですが、それは今、震度の話でも、また大雨についても、レベル３のところをレベル４という、あるいはレベル５というような、地域によって多少の差があって、それは別にいいと思うんですよ。注意喚起ということで、こちらも市民も、受ける側も、これはちょっと何とかしないといけないというのが芽生えますからね。しかし、逆になると怖いですね。いや、何でもないですよ、レベル３ですよ。にもかかわらず実際にはもうレベル４だった、５だったというようなことになったら、これはもう大変ですから、その辺に関しては正確な発信をしているんでしょうけど、先順位者への答弁にもあったように、今後、より細かい発信が必要かもしれませんね。

実は私も防災意識や認識について、ちょっとお恥ずかしいのですが、レベルフォー、レベルファイブ、この違いは雨の強さ、その災害の強さのことだと思っていたら、避難の在り方にも大きな差があるようです。レベルフォーでは速やかに避難することを要請される。ところが、レベルファイブになると、既に安全な避難が困難な状況であるため、むやみに外に出ず、命を守るための最善の行動を取ることが求められる。つまり、もう家に避難してくださいよというのが、このレベルファイブの注意喚起の内容というふうに理解しました。具体的には、２階以上に上がる垂直避難などが挙げられます。また、車での避難、移動は行わない。河川や用水路の様子を見に行くような行動はもってのほかだと。千葉県豪雨では、犠牲者の多くは水没した車内や屋外の路上などで発見さ

れた。レベルファイブが発表されたら屋内のできるだけ安全な場所にとどまることを徹底する。避難所などへの移動は、雨脚が弱まり、屋外の水が引くのを待ってから慎重に行う必要がある。このように、レベル４、レベル５の避難の在り方について、今後は周知が必要かもしれないですね。実際に大雨によって命を落とすということが、この市川の中でも起きたわけですから、この辺は引き続き警戒のほう、よろしくお願いしたいと思います。

次に、(2)のところですね。床上・床下浸水被害への対応について。これは市民から私のところに通報がありました。市川市は床上、床下、先ほども数値がいろいろ上がっていましたね。市民から床上の消毒作業の要請が40件に上っていたと。これは、市川市では床上の消毒は行っておらず、床下を優先して行っており、その対応において優劣をつけているのではないかといった声が聞こえております。消毒作業に対する市の対応を伺います。

○大久保たかし議長　環境部長。

○湯本明男環境部長　お答えいたします。

今回の千葉豪雨における消毒につきましては、家屋等の床上・床下浸水にかかわらず御要望を伺っておりますが、床上の消毒に関しては、部屋の中に消毒薬剤を噴霧するため、家財に消毒薬剤がかかると損傷するリスク要因があることを床上浸水した市民の皆様に説明し、床下や外壁、駐車場などの範囲で御了承いただいた上で、全ての家屋等について消毒を実施しております。こうしたことから、床上の消毒を行わないことを十分に理解していただいた上で床下等の消毒を実施しており、床上・床下浸水に対する消毒作業に優劣をつけているということはございません。なお、今回、床上浸水件数が多かったこと、また、市民の皆様から御要望が多かったことから、今後は床上消毒についても実施してまいります。

以上でございます。

○大久保たかし議長　細田議員。

○細田伸一議員　ただいまの答弁から、床上、床下などの対応について優劣をつけていないということが分かりました。なぜそのような誤解を生んでしまったのか。それは分かりませんが、市川市としてその対応に差別、区別、優劣をつけていないということが分かったので、それはそれで結構です。

この災害に関して、災害対応に関しての項目はこれで結構です。

次、ＩＣＨＩＣＯ。この点も先順位者の方で触れているところがあり、また、答弁においても、その概要、中身ということがある程度分かりました。この条例第７条３号についてなんですが、「その他必要やむを得ない理由により生じた経費の財源」として今回活用するわけですね。そのようなわけですが、このたびのその他やむを得ない理由とは具体的にどのような理由なのか伺います。

○大久保たかし議長　財政部長。

○田中雅之財政部長　お答えいたします。

本市における物価高騰対策につきましては、これまで国からの新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金や物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用し、子育て世帯への支援や事業者エネルギー支援などの事業を実施してきたところでございます。今般の長引く物価高騰に対する市民への支援につきましては、市長再選後の６月補正予算の編成において、庁内で物価高騰対策を講じる検討をしておりましたが、国が補正予算を編成し地方創生臨時交付金を交付するとの情報を得たことから、本市の物価高騰への支援につきましては６月補正予算への計上を見送り、国の動向を注視しておりました。その後、国から本年６月に示された臨時交付金の交付額は約１億500万円と、前回の交付額から大幅に縮小され、全市民を対象とした物価高騰への支援の財源として活用するには難しい状況でございました。このため、本市におきまして、これまでは国の交付金の範囲内で物価高騰対策を行ってまいりましたが、長期化する物価高騰の生活への負担は全市民に及ぶものであり、自主財源を活用してでも幅広い支援が必要であると判断し、全市民への物価高騰支援となる事業を実施するため、市川市財

政調整基金の設置、管理及び処分に関する条例第７条第３号の「その他必要やむを得ない理由により生じた経費の財源」に当たるものと判断して財政調整基金を取り崩したものでございます。今後につきましても、財政調整基金の取崩しに当たり、活用する事業につきましては十分に検討を行うとともに、条例に規定する要件に従い、財政状況や緊急性、必要性を踏まえて適切に対応してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○大久保たかし議長　細田議員。

○細田伸一議員　ありがとうございます。全市民を対象にしているという答弁を今なさいましたね。実際には財政調整基金を活用し、そのような今答弁してくださった解釈も成り立つのかなというふうに思いますが、実際にはこれはＩＣＨＩＣＯを使える人のみを対象に、結果的にそうなってしまっているわけですから、全市民を対象にはできていないわけでしょう。ただ、間接的には今回の還元キャンペーンも含め、また前回も含めて非常に大きなお金の流通というか、そのようなことがあるのは私も分かります。ただ、実際にＩＣＨＩＣＯを使っていない人、使えていない人がいることも、これは事実なんですね。したがって、全市民を対象にするのであれば、やっぱり全市民が使わないと駄目です。過去に財政調整基金を使った事例がありますね。そんな大昔ではありませんが、令和２年度でも事業者緊急支援事業臨時給付金を含め51億円使っていますね。また、これはコロナのとき、認可外保育園の感染拡大防止支援補助金とか、また事業者緊急支援事業臨時給付金など、令和２年度で結構な額を使っていますが、最終的には年度決算においては、これは５億円のみを切り崩したというようなものだと私は認識しております。それはそれでいいんです。何も財政調整基金を使っては駄目だと言うつもりはないんですね。しかし、繰り返しになりますが、全市民を対象にということであれば、やはりそのように全市民に利益が行くような、還元できるような、そういう取組をしないといけないんじゃないかなと思いますね。令和３年度では、やはりコロナが続いておりますから、いちかわ生活よりそい臨時特別給付金、これは10億円使っていますね。また、令和５年度においてはクリーンセンター事故対応費用、ちょっと稼働が止まっただけでごみがいっぱいになるわけですから、これも確かに全市民に関係あることですね。いずれにしても、令和３年度、令和５年度は、これは決算額においては切り崩し額はゼロです。だからといって何でもかんでも財政調整基金をすぐ使えばいいやというわけにはならないと思います。

そこで、この(2)のところ、ＩＣＨＩＣＯを使用しない、使用できない方への配慮についてどう考えるんでしょうか。

○大久保たかし議長　経済観光部長。

○高橋一三経済観光部長　お答えいたします。

現在ＩＣＨＩＣＯを使えない方に対しましては、使っていただけるように丁寧に説明をしていきたいと考えております。

以上でございます。

○大久保たかし議長　細田議員。

○細田伸一議員　前回のカードを配布したのは、これはもう全市民でしたからね。使える場所は限定的だったかもしれませんが、それはそれで意味があったのではないかな。それによってＩＣＨＩＣＯの利用者数というのは大幅に増えましたからね。実際、私の周りで飲食店を経営している事業者は非常に多いですが、皆さんほとんど喜んでいますよ。なので、その政策を継続していってもらいたいと思いますが、一方で、それを継続していくためには、やはりそれなりの自主財源というものが必要かと思います。

そこで、(3)デジタル地域通貨ＩＣＨＩＣＯの政策的目標について。民間の電子決済サービスなどは収益を基に利用者への還元を行っております。ＩＣＨＩＣＯは今後、あるいは現状どのような収益があるのか教えてくだ

さい。

○大久保たかし議長　経済観光部長。

○高橋一三経済観光部長　お答えいたします。

　ＩＣＨＩＣＯに関する収益としては、加盟店が本市に支払う手数料がございます。この手数料は、加盟店でＩＣＨＩＣＯにより支払いが行われた場合、加盟店から本市に決済額の１％が支払われるものです。対象は中小企業基本法に定められた中小企業に該当しない大企業に相当する企業が経営する加盟店としており、ＩＣＨＩＣＯ加盟店の約１割が該当。今回のＩＣＨＩＣＯ秋・冬キャンペーンの実施におきましても、約1,000万円程度の手数料収入を見込んでおります。なお、令和５年度の実証実験におきましては、全ての店舗で一律0.5％の手数料としておりましたが、中小規模の加盟店の経営負担の軽減を図り、より多くの店舗に参加していただけるよう、令和６年度から大企業以外の手数料をなくしたことが、加盟店の増加につながっていると考えております。

　以上でございます。

○大久保たかし議長　細田議員。

○細田伸一議員　ありがとうございます。ＩＣＨＩＣＯについては、今後やはり、もしかしたら10億、あるいは20億の切り崩しなども想定できなくもないです。その都度、財調を切り崩していくというよりは、やはり難しいかもしれませんが、なるべく持続可能な状態に持っていくような政策取組をしていただきたいなと思います。ありがとうございます。

　次に、平和啓発事業ですね。毎年、平和啓発事業、青少年の生徒さんが広島に行くというようなことになったと思いますが、以前、私は修学旅行で広島に行く提案をしたと思います。その後、その状況を伺います。

○大久保たかし議長　学校教育部長。

○小林義行学校教育部長　お答えします。

　令和８年度は中学校１校が広島への修学旅行を実施しました。令和９年度は別の１校が広島方面への修学旅行を計画していることを把握しております。

　以上でございます。

○大久保たかし議長　細田議員。

○細田伸一議員　中学校１校が広島へ修学旅行をしたというのは、私が提案したせいなのか、あるいは学校側で決めたことなのか、これは分かりませんけども、しかし、修学旅行予算も多少増えていく中で、このような修学旅行を実施したということは、私はそれなりに意味があるのではないかなと思います。広島というのは、やはり何かと話題に上るようなところです。しかし、一方での80年前の悲惨なことだとか、悲しいことだとかだけに引きずられるのではなく、今後そのような広島へ修学旅行を実施していく学校が増えていっていただければいいなと思いますが、広島の別の部分、例えば広島から電車で30分、40分行けば大和ミュージアムというのがありますよ。ここには悲惨なだけではない、過去の日本を守ろうとした日本人の誇りがあるんですね。そのようなものもしっかりと見せてあげる。また、江田島、昔の江田島海軍兵学校です。今は自衛隊の第１術科学校になっています。非常に高度な教育をする限られた、選ばれた人たちが来る学校です。ここにも、古きよきというわけではありませんが、昔の人たちがしっかりと日本を守るために築いたものがありますから、そういうものを同時に見せてあげる、そのような工夫をしていただきたいと思います。

　平和啓発事業、最後の質問になりますが、この平和学習青少年派遣事業については今後も継続して実施してほしいと思います。一方で、御存じのように現在の国際情勢を踏まえると、80年前の戦争や被爆の実相を学ぶだけでは平和の実現には十分ではないのかと考えております。時代に即した平和啓発事業を実施していく必要があると考えますが、市の見解を伺います。

○大久保たかし議長　総務部長。

○吉田一弘総務部長　お答えいたします。

本市の平和啓発事業は、核兵器廃絶平和都市宣言に基づき実施しているところでございます。平和啓発事業の実施に当たりましては、戦争や被爆の実相を次世代に伝えていくことを基本としつつ、近年、世界各地で起きている紛争についても伝える機会を設けるなど、時代の変化に合った取組としていくことが重要であると考えております。本市といたしましては、核兵器廃絶や恒久平和の確立について、市民一人一人に考えていただく機会となるよう、市民や関係団体から幅広く意見をお聞きしながら、時代に即した平和啓発事業の在り方について調査研究してまいります。

以上でございます。

○大久保たかし議長　細田議員。

○細田伸一議員　千葉県柏市の高校で、沖縄県に対してのクイズが出ました。クイズは丸バツ形式で19問あって、そのうちの１つに、民間機が沖縄県上空を低空飛行するのは、美しい海や島の景色を楽しんでもらうサービスである、丸かバツかという問いに対し、正解はバツなんですね。理由は、沖縄の空は米軍機が優先され、民間の飛行機は低空飛行を求められているから、これが正解らしいんです。正解というか、こういうことを言っているんですね。実際にはそうじゃないんですね。米軍のために日本の民間機は犠牲を強いられているという誤った方向に生徒を誘導する可能性があり、これは極めてよろしくないクイズだと。これは、新聞には出ていますからね。沼南高柳高校というところらしいんですが、その校長先生は、公的な資料として米軍機優先を裏づけるものはなく適切ではないとの見解を示してクイズを削除したということです。このような偏向教育が今でも普通に行われているんですね。これはごく一部の話ですよ。

現在、世界では核軍縮に逆行する動きが目立っています。冷戦時からの流れで締結されていた米国とロシアの新戦略兵器削減条約、これは失効しましたね。また、核拡散防止条約検討会議、イランの核問題をめぐって米とロシアが対立し、３回連続で決裂しています。これが今、現実ですよ。また、ロシアは択捉諸島の島の一部にゾルゲという名前を島に命名しました。ゾルゲというのは、知っている方もいらっしゃると思いますが、この方は日本の情報をソ連に売り渡して、スパイで処刑された方ですよ。その人の名前を択捉の名前につけている。もうとんでもない。これはもう挑発、挑戦ですよ。日本の周りというのは、そういうような状態だということですね。戦後の日本では多くの場合、どうしても戦没者が気の毒な被害者という文脈で語られてきました。でも、これからはそうではいけません。やはりこれまで何度か申し上げてきたかもしれませんが、これからの日本を背負っていく若者らが、生まれ故郷の市川、育った市川、さらには日本に誇りを持てるような国家観を培える、そのような平和事業を今後も展開しいただきたいと切に願い、質問を終わります。ありがとうございました。

○大久保たかし議長　これをもって代表質問を終結いたします。

以上で報告第22号から報告第34号までを終わります。

○大久保たかし議長　この際、議案第23号市川市税条例の一部改正についてから議案第36号土地持分全部移転登記手続請求事件に関する訴えの提起についてまでは、お手元に配付いたしてあります議案付託表のとおり、それぞれ所管の委員会に付託いたします。

お諮りいたします。認定第１号令和７年度市川市一般会計、特別会計及び公営企業会計決算の認定については、決算審査特別委員会に付託いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○大久保たかし議長　御異議なしと認めます。よって認定第１号については決算審査特別委員会に付託すること

に決定いたしました。

○大久保たかし議長　お諮りいたします。報告第21号については、会議規則第37条第３項の規定により、委員会の付託を省略することにいたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○大久保たかし議長　御異議なしと認めます。よって委員会の付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入りますが、ただいまのところ通告がありませんので、討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより報告第21号専決処分の承認を求めることについてを採決いたします。

本報告を承認することに賛成の方は賛成のボタンを押してください。――ボタンの押し忘れはありませんか。――ないものと認めます。

集計いたします。

賛成者全員であります。よって本報告は承認することに決定いたしました。

○大久保たかし議長　日程第30議案第37号令和８年度市川市一般会計補正予算（第４号）を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

田中市長。

〔田中　甲市長登壇〕

○田中　甲市長　議案第37号令和８年度市川市一般会計補正予算（第４号）につきまして提案理由を御説明申し上げます。

補正予算の総額は、歳入歳出それぞれ１億7,400万円の増額を行い、予算総額を2,078億8,043万9,000円とするものです。

今回、追加で提案する補正予算は、本年８月に発生した千葉県豪雨により住宅等への被害があった方へ災害見舞金を上乗せ支給するなど、必要となる経費について新たに計上するものです。

歳出予算の主な内容を申し上げますと、第３款民生費では、千葉豪雨により住宅内外の施設に損害を受けた方へ災害見舞金を支給する経費に加え、私立保育園等への災害見舞金を支給する経費について、第６款農林水産業費では、農作物や農業用施設などに損害を受けた農業者へ災害見舞金を支給する経費について、第７款商工費では、事業用施設等に損害を受けた事業者へ災害見舞金を支給する経費及び被災した中小企業者が融資を受ける場合に、実質無利子となるように利子補給金を支給する経費について、第９款土木費では、不具合が生じた雨水排水ポンプを修繕するための経費について、それぞれ計上するものです。

歳入予算につきましては、寄附金及び財政調整基金繰入金を充て、収支の均衡を図ったものです。

次に、債務負担行為の補正では、被災中小企業融資特例利子補給金について追加を行うものであります。

以上、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○大久保たかし議長　これより質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、発言を許可いたします。

公明党、中村よしお議員。

○中村よしお議員　公明党の中村よしおです。議案第37号について通告に沿って質疑を行ってまいります。よろしくお願いいたします。

(1)千葉豪雨災害支援指定寄附金、内容及び当該寄附金の使途について質疑を行います。千葉豪雨災害支援指

定寄附金210万円が歳入に計上されています。当該寄附の内容、使途について、そして寄附者へのフィードバックをどのように行うのか。さらに、市民に対してこのような寄附があったことの周知や寄附金の使途についての報告等、積極的に行っていくのか、お答えください。

○大久保たかし議長　財政部長。

○田中雅之財政部長　お答えいたします。

このたび追加議案として提案いたしました補正予算（第４号）に計上しております寄附金につきましては、本年８月に発生した千葉豪雨被害における復旧や復興に加え、被災者支援などに活用してほしいとの意向により、日本中央競馬会のほか市内の一般社団法人及び市外の株式会社から、それぞれ寄附を受けたものであります。その使途といたしましては、今回、追加議案で提案しております千葉豪雨に関わる補正予算の財源として活用させていただいたものであり、そのうち特に予算額も大きく、今後の市民の安全、安心の確保に直結する市内各所の雨水排水ポンプの修繕経費に充当することとしたものであります。

また、寄附者へのフィードバックにつきましては、まず、日本中央競馬会に対しましては、今月19日に市長が直接中山競馬場まで出向き、感謝状を贈呈する予定としており、他の寄附者に対しましては、寄附者の意向を踏まえた上で、市公式ウェブサイトを通じて寄附の内容や金額などを掲載し、感謝の意を伝える予定としております。このほか、市民の皆様に対しましても、このような寄附を受けた事実につきまして、同様に市公式ウェブサイトや「広報いちかわ」で広くお知らせしていく予定としております。

以上でございます。

○大久保たかし議長　中村議員。

○中村よしお議員　日本中央競馬会のほか市内の一般社団法人及び市外の株式会社、３者からの寄附であることや、使途は市内各所の雨水排水ポンプの修繕経費に充当することや、フィードバックについて、田中市長が中山競馬場に直接出向き、日本中央競馬会に感謝状を贈呈する、他の寄附者についても顕彰していくということで理解をいたしました。これはこれで結構であります。

次に移ります。(2)財政調整基金繰入金、計上した理由及び金額の妥当性について質疑を行います。追加補正予算に１億7,190万円が財政調整基金から歳入に繰り入れられております。令和８年８月千葉豪雨によって、市川市は過去例を見ないような突発的かつ大きな被害を受けており、災害救助法の適用や激甚災害の激災の指定を受けることになっていると認識をしております。災害見舞金や雨水排水ポンプの修繕等、臨時的な財政需要に対する措置として妥当であると考えます。一方、財源を指定寄附金のほかは全て財政調整基金としていることについて、我が国において頻発する災害を鑑みるに、国からの財政補填を受けられるのか等、他の財源が見込まれる場合には、それらを活用する必要があります。

そこで、今回の追加補正予算の財源として国庫支出金等の予算が計上されていませんが、国庫支出金等の交付は見込まれないのか。寄附金を除き全額を財政調整基金で予算計上した理由及び計上した金額の妥当性についてお答えください。

○大久保たかし議長　財政部長。

○田中雅之財政部長　お答えいたします。

このたび提案いたしました補正予算の財源として国庫支出金等の予算計上をしていない理由につきましては、国庫支出金等は、災害を受けた道路等のインフラや公共施設を復旧する場合に対象となり、さらに激甚災害に指定された場合には、国の負担率のかさ上げもなされるものであります。しかしながら、今回の排水設備の修繕につきましては、豪雨災害により直接被災したものではなく、不具合への対応や老朽化による故障を未然に防ぐための保全的な修繕として設備を更新するものであることから、財源として国庫支出金等を見込むことはできなか

ったものであります。また、災害見舞金の拡大部分など、排水設備の修繕以外におきましても、市の単独事業で行うものであるため、国庫支出金等の対象とならないものでございます。

次に、財政調整基金の繰入れを行った理由といたしましては、このたびの千葉豪雨災害への対応を実施することで、他の市民サービスに影響を及ぼすことのないよう、「災害により生じた経費又は災害により生じた減収を埋めるための財源に充てるとき。」に処分することができるという条例の規定に基づき、財政調整基金からの繰入れにより対応したこととしたものであります。

最後に、財政調整基金繰入金の計上額につきましては、本補正予算では、災害見舞金の上乗せ支給や事業者への災害見舞金のほか、雨水排水設備の修繕経費等、本市が必要と考える経費を精査した上で計上しておりますが、国庫支出金等の他の財源が見込めないため、寄附金を除き全額財政調整基金で対応したものであります。このため、財政調整基金繰入金の予算計上額については妥当なものであると考えております。

以上でございます。

○大久保たかし議長　中村議員。

○中村よしお議員　伺いました。今回の排水設備の修繕については、豪雨災害により直接被災したものではなくて、不具合への対応や老朽化による故障を未然に防ぐための保全的な修繕として設備を更新するものであることから、国庫支出金等が見込めない。また、当該修繕以外についても、災害見舞金の拡大部分等、既存の見舞金と同様に市の単独事業となっているということでありました。妥当性につきましては、条例の規定に基づいて、財政調整基金からの繰入れにより対応することとしたものであることから、当該事業に対する財政調整基金繰入金は妥当な額であるということについては理解をいたしました。

次に移ります。(3)災害見舞金、内容及び金額の妥当性について質疑を行います。災害見舞金400万円について伺ってまいります。説明資料では、対象が個人１件当たり２万円で件数が200件、補正額は400万円ということになっております。まずは当該災害見舞金の内容及び金額の妥当性について伺います。あわせて、積算金額の妥当性についてもお答えください。

○大久保たかし議長　福祉部長。

○寺島　崇福祉部長　お答えします。

今回の豪雨では、床上浸水世帯において、家屋の清掃や消毒、家財の片づけなど、日常生活の回復に向けた広範な負担が生じていることから、市として改めてお見舞いの意を表するとともに、生活再建の一助となるよう、既存の災害見舞金３万円に加え、臨時的に２万円を支給するものです。支給件数につきましては、既に発生している床上浸水の発生件数がおおむね100件であることから100件と見込んでおります。

床上浸水の有無の確認につきましては、罹災証明書により行っており、罹災証明書には、住宅の生活空間の床面よりも上に水が入り込み浸水した場合に床上浸水と記載されます。実際の判定に当たりましては、現場調査や写真等による罹災時の状況を職員が確認して実施しております。また、今回の豪雨では、床上浸水にとどまらず、自家用自動車やエアコンの室外機をはじめとする生活上欠かすことのできない設備等が被害を受け、日常生活に影響が生じていることから、床上浸水を対象とした現行の災害見舞金の対象とならない世帯に対しても特例措置として見舞金を支給するものです。支給件数につきましては、床上浸水の被害件数が約100件であることを踏まえ、設備等の被害についても同程度の被害件数が生じているものと考え、100件程度と見込んでおります。被害対象となる設備等の被害の確認は、被災家屋等証明書に基づき、その被害の程度は、申請者の申告により設備等の修繕、交換、または再取得に要した費用、または要すると見込まれる費用の合計額が２万円以上であることを確認してまいります。

なお、申告内容のみで被害の程度を確認することが困難な場合には、見積書や請求書、領収書、被害状況を撮

影した写真などにより確認をしてまいります。

このたびの見舞金は、個々の損害額の補塡を目的とするものではなく、今回の被害状況を踏まえ、一律に支給する特例的な見舞金であるという趣旨及び本市や近隣市の既存の見舞金における支給水準に照らしても、今回の臨時の見舞金の金額は妥当であると考えております。

以上でございます。

○大久保たかし議長　中村議員。

○中村よしお議員　当該見舞金については、支給対象が大きく分けて２種類あります。１つは床上浸水世帯が対象で、生活再建の一助とする観点から、既存の災害見舞金３万円に加え臨時的に２万円を支給する。合わせて５万円になるというものであると認識をいたしました。２つ目は、床上浸水を対象とした現行の災害見舞金の対象とならない世帯が対象である。自家用自動車やエアコンの室外機をはじめとする生活上欠かすことのできない設備等が被害を受け、日常生活に影響が生じていることから、特例措置として見舞金２万円を支給するというものでありました。当該見舞金の制度は、今般の豪雨災害の被害を受けた方々により広く見舞金を支給するものとなっている点を高く評価いたします。それゆえ、周知について広く適切に行っていくことが重要であることを指摘して、次に移ります。

(4)幼児教育・保育施設災害見舞金、内容及び金額の妥当性について質疑を行ってまいります。対象者、想定件数とその把握方法及び対象事案について、被害の状況、想定を超えた申請があった場合はどのように対応するのか。そして、今後の手続、支給方法と周知方法について伺います。

○大久保たかし議長　こども家庭部長。

○山室繁央こども家庭部長　お答えします。

幼児教育・保育施設災害見舞金は、令和８年８月13日時点で市内において幼児教育・保育施設を運営している事業者を対象とし、床上浸水や設備の損壊などの被害があることのほか、市税を完納していることなどを要件としております。なお、床上浸水につきましては、施設の床面を超える浸水があったことを被災家屋等証明書などでも確認いたします。

想定している件数は３件であり、内訳といたしましては、５万円の見舞金を支給する施設を２件、甚大被害により20万円を支給する施設を１件と見込んでおります。件数の把握方法につきましては、令和８年８月千葉豪雨の翌日以降に幼児教育・保育施設など全ての施設にメールや電話で確認を行い、状況に応じて現地を確認するなどして被害状況や件数を調査したものです。現在把握している被害状況は、市川南地区の小規模保育事業所１園で保育室の一部床上浸水、大町地区の私立幼稚園１園で給食室の床上浸水、また、特に被害が甚大であった二俣地区にある認可保育園では、外壁で50cm、室内で床上30cmもの浸水があり、清掃や消毒のため３日間の臨時休園の措置を取ったものでございました。なお、こちらの二俣の施設につきましては、田中市長にも直接現地を御確認いただいております。

こうした発災直後の調査により把握した数を基に本見舞金の補正予算を計上しておりますが、今後新たに支給要件に該当する施設が判明した場合についても、支援から漏れることがないよう、予備費での対応を見込んでおります。

また、今後の手続の流れといたしましては、原則として郵送による申請とし、対象施設からは申請書兼請求書に加え、罹災証明書または被災家屋等証明書など、被害状況が確認できる書類を提出していただきます。市では、提出された書類の審査や必要に応じた現地調査を行い、支給可否を決定いたしますが、可能な限り速やかに見舞金を指定の金融機関口座へ振り込めるよう努めてまいります。

最後に、周知といたしましては、補正予算の御承認をいただいた後、速やかに市内の全対象施設に対し、メー

ルにより本見舞金制度の概要及び申請手続に関する案内をいたします。あわせて、既に被災の報告を受けている施設に対しましては、電話や訪問により個別に案内を行い、確実に情報が行き届くようサポートしてまいります。

以上でございます。

○大久保たかし議長　中村議員。

○中村よしお議員　答弁ありがとうございました。

周知方法については、補正予算承認後速やかに市内の全対象施設に対し、メールにより本見舞金制度の概要及び申請手続に関する案内をするということで、これは全く妥当であると思います。あわせて、既に被災の報告を受けている施設に対しては、電話や訪問により個別に案内を行い、確実に情報が行き届くようサポートしていくということで理解いたしました。これはこれで結構であります。

次に移ります。(5)農業者災害見舞金、内容及び金額の妥当性について質疑を行います。対象者、手続及び支給方法、想定件数と予算額の妥当性を伺います。

○大久保たかし議長　経済観光部長。

○高橋一三経済観光部長　お答えします。

農業者災害見舞金の対象者は、市内の農地で農業用施設や農業用機械及び農作物の浸水被害を受けた農業者及び市内に事業所がある法人を予定しております。農業者の要件として、市内に住所を有し、令和７年度中に農業収入が50万円以上の販売農家とし、市外での被災や市税を滞納している農業者は対象外とするほか、事業者災害見舞金の支給を受けた農業者は対象といたします。見舞金の額は、農業用施設150㎡以上に被害を受けた者を甚大被害として20万円、その他は５万円といたします。

手続、支給方法に関しては、まず、市から販売農家全戸に調査票を送付し、被害確認を実施、販売農家に対して職員が調査を行い、申請書や被災家屋等証明書などの必要書類を提出していただいた後、内容を確認し、可能な限り速やかに見舞金を指定の金融機関口座へ振り込めるよう努めてまいります。

予算の積算に当たりまして、現在、本市が把握している農業用施設の被害２件と販売農家数約300件の２％に当たる６件を想定し、予算額を70万円としたところです。

以上でございます。

○大久保たかし議長　中村議員。

○中村よしお議員　再質疑です。対象者、手続及び支給方法、想定件数と予算額の妥当性については理解をいたしました。さらに伺いますが、対象者である農業者の被害地域及び被害状況はどのようになっているのか伺います。

○大久保たかし議長　経済観光部長。

○高橋一三経済観光部長　お答えします。

現在把握している見舞金の対象となる被害は２件となります。１件目が、大野町４丁目において農地に隣接する斜面が一部崩れ、梨畑に土砂が70㎥ほど流入し、梨棚の支柱などの損壊を受け、豊水の木１本の収穫が見込めなくなったものです。２件目は、北方町４丁目において、豪雨による周辺からの水圧によりビニールハウスが破損したものです。

以上でございます。

○大久保たかし議長　中村議員。

○中村よしお議員　現在把握している見舞金の対象となる農業者の被害２件について理解いたしました。被災された農業者の方々へ一刻も早く見舞金が届いてほしいと考えます。この項はこれで終わります。

次に、(6)被災中小企業融資特例利子補給金、被災中小企業融資特例利子補給金に係る債務負担行為補正900万円と、今定例会における歳出予算200万円の内容及び金額の妥当性について質疑を進めてまいります。当該制度の概要、対象者、周知方法、手続及び支給方法、想定件数と予算額の妥当性をお答えください。

○大久保たかし議長　経済観光部長。

○高橋一三経済観光部長　お答えします。

本市の中小企業融資制度では、融資を受けた中小企業者に最長５年間、一定率の利子補給金を支給し、返済の負担軽減を図っております。今回の特例措置では、千葉豪雨で被害を受けた事業者に利子補給金を上乗せし、実質無利子とするものです。また、特例措置は、支給期間を最長５年間とするため、令和13年度までの債務負担行為の設定を提案させていただいております。

対象の事業者は、床上浸水、または事業用車両・設備に浸水被害を受け、復旧や事業の継続のために本市の中小企業融資制度で新たに融資を受ける中小事業者と、既に融資を受けており被災により資金を必要とする中小事業者となります。

周知につきましては、「広報いちかわ」、市公式ウェブサイトやＳＮＳと、既に融資を受けている全ての中小事業者とともに、本市の融資制度を取り扱う金融機関に文書を送付し、案内を行います。これらの周知を行い、対象となる中小事業者から、申請書、罹災証明書または被災家屋等証明書を御提出いただいた際は、支給の決定後、融資の取扱金融機関を通じて銀行口座に振り込みます。

予算額の積算に当たっては、借入金額等から支給金額を計算し、令和８年度歳出予算では１事業当たり平均３万円、債務負担行為の補正では５年間で平均14万円と見込み、新規の融資件数を５件、既存の融資件数を60件と想定し、令和８年度では200万円、債務負担行為の補正では900万円を計上したものでございます。

以上でございます。

○大久保たかし議長　中村議員。

○中村よしお議員　再質疑を行います。当該制度の概要、対象者、周知方法、手続及び支給方法、想定件数と予算額の妥当性については理解をいたしました。そこで、再質疑でありますけれども、想定件数について、被災した中小事業者を65件と見込んだ根拠は何か、及び特例利子補給金の支払い時期はいつになるのか伺います。

○大久保たかし議長　経済観光部長。

○高橋一三経済観光部長　お答えします。

既に融資を受けている中小事業者の60件については、床上浸水が発生した地区から融資件数を抽出し、２階以上に事務所のある中小事業者を除き想定いたしました。また、新規の融資については、現時点では想定が困難であるため、５件と想定したところです。通常の利子補給は、取扱金融機関を通じて９月末と３月末に支払いが行われます。特定利子補給金もこれに上乗せすることになるため、次回は令和９年３月末となります。

以上でございます。

○大久保たかし議長　中村議員。

○中村よしお議員　件数の根拠について、既に融資を受けている中小事業者の60件については、床上浸水が発生した地区の融資件数を抽出して、１階部分に事務所のある中小事業者が全て被災したと想定したものであるということでありました。また、新規の融資については、現時点では想定が困難であるため、５件と想定したということで、考え方については理解をいたしました。支払い時期については、通常の利子補給金は、取扱金融機関を通じて９月末と３月末に支払うという答弁でありました。この項はこれで終わります。

(7)に移ります。(7)事業者災害見舞金、内容及び金額の妥当性について質疑を行います。事業者災害見舞金の対象者、周知方法、手続及び支給方法、想定件数と予算額の根拠を伺います。そして、制度の内容及び対象事案

について、被害の状況について、補正額の妥当性について伺います。

○大久保たかし議長　経済観光部長。

○高橋一三経済観光部長　お答えします。

事業者災害見舞金は、千葉豪雨で被害を受けた事業者の復旧と事業の継続の支援を図るため、一律で５万円を支給するものです。対象としている事業者につきましては、市内に事業所を有する中小企業のほか、病院、診療所、福祉作業所等を運営する事業者、ＮＰＯ団体等で、対象となる被害は、店舗や事務所等の床上浸水と事業用車両や設備などが浸水して５万円以上の被害を受けた場合とする予定でございます。現在、本市が把握をしている被害を受けた事業者は70件となっておりますが、把握をできていない被災者からも申請をいただくことを想定し、申請件数を70件の２倍の140件と見込み、総額700万円の補正予算案を提出させていただきました。申請書をいただく際は、罹災証明書または被災家屋等証明書などの必要書類を添付していただき、内容を確認後、可能な限り速やかに見舞金を銀行口座へ振り込む予定としております。

周知につきましては、「広報いちかわ」、市公式ウェブサイト、ＳＮＳ等、被害を受けた事業者を把握した際は、個別に情報提供を行ってまいります。

以上でございます。

○大久保たかし議長　中村議員。

○中村よしお議員　答弁いただきました。このところ、結局５万円以上の被害が該当するということでありますけれども、事業者側からすると、実際どのようなケースが該当するのかということで申請の判断にちゅうちょすることが懸念されると思います。そこで、事業者にはどのような説明をするのか、お答えください

○大久保たかし議長　経済観光部長。

○高橋一三経済観光部長　お答えします。

見舞金という性質上、広く対象とする考えでありますが、被災した事業者が判断に迷うことのないよう、市公式ウェブサイトに事例などを掲載するとともに、申請時点で聞き取りや相談を実施してまいります。

以上でございます。

○大久保たかし議長　中村議員。

○中村よしお議員　今の御答弁で、見舞金という性質上、広く対象とする考えでありますが、被災した事業者が判断に迷うことのないよう、市公式ウェブサイトに事例などを掲載するとともに、申請時点での聞き取りや相談も実施していくということであります。このことで事業者が判断に迷わないように取り組んでいただくことが分かりましたので、その点は安心いたしました。この項目についてはこれで終わります。

最後に、最後の項目(8)施設修繕料の内容について質疑をしてまいります。施設修繕料として１億6,000万円を計上していますが、29台の雨水排水ポンプの修繕はどのような内容なのか伺います。

○大久保たかし議長　下水道部長。

○仙波俊郎下水道部長　お答えします。

今回の補正予算は、排水機場のポンプ３台と仮設ポンプ26台の合計29台について修繕を行うものでございます。具体的な内容につきましては、ポンプの状態別に申し上げますと、８月13日の千葉豪雨の際、また、その後の緊急点検において稼働しなかったものや、自動運転しなかったため手動で対応したもの、また、正常に稼働していたものの故障警報が出ていたものなど、何らかの不具合があったポンプ10台と、加えて設置から40年以上経過しているなど、今後不具合が生じる可能性の高い老朽化ポンプ19台となっております。

以上でございます。

○大久保たかし議長　中村議員。

○中村よしお議員　再質疑を行います。ポンプの修繕については、これまで計画的に修繕を行っていたということで認識をしておりますが、今回の修繕については、修繕というよりは抜本的なポンプの入替え、更新と言えるのではないかというふうに考えます。そこで、これまでの計画的修繕との違いについて伺います。

○大久保たかし議長　下水道部長。

○仙波俊郎下水道部長　お答えします。

排水機場のポンプや仮設ポンプについては、これまでも通常の予算により計画的に修繕を行ってまいりました。今回の修繕との違いといたしましては、千葉豪雨の被害を重く受け止め、田中市長の指示の下、不具合のあるポンプや、いつ壊れるか分からないような古いポンプについて緊急的、かつ大規模に仮設ポンプ本体の更新や排水機場のポンプ関連機器の修繕を行うものでございます。

以上でございます。

○大久保たかし議長　中村議員。

○中村よしお議員　今の答弁では、田中市長の指示の下、不具合のあるポンプや、いつ壊れるか分からない古いポンプについて緊急的、かつ大規模に仮設ポンプ本体の更新や排水機場の関連機器の修繕を行うものであるということでありました。このことについては、古くなっているポンプについて大規模に入れ替えてしまうということについて、そのことについては私は高く評価できるというふうに考えております。これを機に、事後保全型から予防保全に転換し、排水機能をしっかりと機能させる、稼働させるポンプの維持管理体制整備を図ることが補正予算の妥当性を担保することになるということを申し上げ、質疑を終わります。様々御答弁ありがとうございました。

○大久保たかし議長　以上で通告による質疑を終わります。

これをもって質疑を終結いたします。

○大久保たかし議長　この際、議案第37号令和８年度市川市一般会計補正予算（第４号）は、お手元に配付いたしてあります議案付託表のとおり、それぞれ所管の委員会に付託いたします。

○大久保たかし議長　今期定例会において、８月27日までに受理した請願はお手元に配付の請願文書表のとおり、所管の委員会に付託しましたから、御報告いたします。

○大久保たかし議長　お諮りいたします。常任委員会審査のため、明９月９日から９月13日まで５日間休会することにいたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○大久保たかし議長　御異議なしと認めます。よって明９月９日から９月13日まで５日間休会することに決定いたしました。

以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれをもって散会いたします。

午後２時28分散会

第　　４　　日

令和８年９月 14 日（月曜日）

令和８年９月市川市議会定例会議事日程（第４号）

令和８年９月 14 日（月曜日）午前 10 時開議

第１　門田直人議員に対する懲罰の件
第２　議案第23号　市川市税条例の一部改正について　（委員長報告）
第３　議案第24号　市川市認可地縁団体印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正について（委員長報告）
第４　議案第25号　市川市こども発達センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について　（委員長報告）
第５　議案第26号　市川市ベンチャービジネス等支援資金融資及び利子補給条例の一部改正について　（委員長報告）
第６　議案第27号　市川市景観条例の一部改正について　（委員長報告）
第７　議案第28号　市川市自転車等駐車場の設置及び管理に関する条例の一部改正について　（委員長報告）
第８　議案第29号　市川市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について　（委員長報告）
第９　議案第30号　令和８年度市川市一般会計補正予算（第３号）　（委員長報告）
第10　議案第31号　令和８年度市川市介護保険特別会計補正予算（第１号）　（委員長報告）
第11　議案第32号　令和８年度市川市下水道事業会計補正予算（第２号）　（委員長報告）
第12　議案第33号　護岸更新工事（その２）請負契約について　（委員長報告）
第13　議案第34号　はしご付消防自動車の製造請負契約について　（委員長報告）
第14　議案第35号　市川市消防局消防救急デジタル無線装置の購入について　（委員長報告）
第15　議案第36号　土地持分全部移転登記手続請求事件に関する訴えの提起について　（委員長報告）
第16　議案第37号　令和８年度市川市一般会計補正予算（第４号）　（委員長報告）
第17　請願第８－２号　武器見本市「ＤＳＥＩ　Ｊａｐａｎ　２０２７」への幕張メッセ貸し出しの中止を求める市川市から千葉県への申し入れについての請願　（委員長報告）
第18　請願第８－３号　日本政府に核兵器禁止条約への署名・批准を求める意見書採択を求める請願　（委員長報告）

本日の会議に付した事件

日程第１　門田直人議員に対する懲罰の件
日程第２　議案第23号　市川市税条例の一部改正について
日程第３　議案第24号　市川市認可地縁団体印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正について
日程第４　議案第25号　市川市こども発達センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について
日程第５　議案第26号　市川市ベンチャービジネス等支援資金融資及び利子補給条例の一部改正について
日程第６　議案第27号　市川市景観条例の一部改正について
日程第７　議案第28号　市川市自転車等駐車場の設置及び管理に関する条例の一部改正について
日程第８　議案第29号　市川市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について
日程第９　議案第30号　令和８年度市川市一般会計補正予算（第３号）
日程第10　議案第31号　令和８年度市川市介護保険特別会計補正予算（第１号）
日程第11　議案第32号　令和８年度市川市下水道事業会計補正予算（第２号）
日程第12　議案第33号　護岸更新工事（その２）請負契約について
日程第13　議案第34号　はしご付消防自動車の製造請負契約について

日程第14　議案第35号　　市川市消防局消防救急デジタル無線装置の購入について

日程第15　議案第36号　　土地持分全部移転登記手続請求事件に関する訴えの提起について

日程第16　議案第37号　　令和８年度市川市一般会計補正予算（第４号）

日程第17　請願第８－２号　武器見本市「ＤＳＥＩ　Ｊａｐａｎ　２０２７」への幕張メッセ貸し出しの中止を求める市川市から千葉県への申し入れについての請願

日程第18　請願第８－３号　日本政府に核兵器禁止条約への署名・批准を求める意見書採択を求める請願

出　席　議　員　　41　名

門田	直人
野口	じゅん
丸金	ゆきこ
冨家	薫
沢田	あきひと
太田	丈之
小山田	なおと
川畑	いつこ
国松	ひろき
やなぎ	美智子
とくたけ	純平
中町	けい
つちや	正順
つかこし	たかのり
加藤	圭一
浅野	さち
久保川	隆志
西村	敦
中村	よしお
大久保	たかし
石原	たかゆき
清水	みな子
廣田	徳子
にしむた	勲
石崎	ひでゆき
堀内	しんご
細田	伸一
青山	ひろかず
石原	みさ子
宮本	均
大場	諭

稲葉　健二	
小泉　文人	
石原　よしのり	
増田　好秀	
越川　雅史	
中山　幸紀	
松永　鉄兵	
竹内　清海	
加藤　武央	
岩井　清郎	

欠席議員　　なし

説明のため出席した者の職氏名

市長	田中　甲
副市長	松丸　多一
副市長	本間　和義
代表監査委員	植草　耕一
教育長	高木　秀人
危機管理監	今井　隆
市長公室長	後藤　貴志
総務部長	吉田　一弘
企画部長	西村　直
財政部長	田中　雅之
管財部長	松丸　宏
情報管理部長	佐久間　剛
文化国際部長	日暮　真司
スポーツ部長	小島　信也
市民部長	山影　聡香
経済観光部長	高橋　一三
こども家庭部長	山室　繁央
福祉部長	寺島　崇
保健部長	横山　京子
環境部長	湯本　明男
街づくり部長	小林　英樹
道路交通部長	磯部　高志
下水道部長	仙波　俊郎
行徳支所長	小川　広行
消防局長	吉村　和弘

選挙管理委員会事務局長	荒	井	義	光
農業委員会事務局長	岩	佐	伸	幸
会計管理者	岩	井		滴
教育振興部長	根	本	泰	雄
学校教育部長	小	林	義	行

職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

事務局長	宮	内		徹
事務局次長	米	津	孝	成
議事課長	野	村	憲	一
（議事担当）				
主幹	金	子	貴	一
副主幹	神	谷	尊	正
主査	大	場	辰	磨
主任	北	川	陽	介
主任	三	澤	啓	成
（調査担当）				
主幹	金	谷	健	史
主査	青	木	聖	也
主任	菅	野	裕	樹
主任	荒	木	智	貴
主任	伊	藤	祥	太
書記	古	木	直	子

会　　議

午前10時開議

○大久保たかし議長　ただいまから本日の会議を開きます。

○大久保たかし議長　日程第１門田直人議員に対する懲罰の件を議題といたします。

本件は、９月８日、つかこしたかのり議員ほか６名から、地方自治法第135条第２項及び会議規則第159条の規定により提出されたものであります。

地方自治法第117条の規定により、門田直人議員の退席を求めます。

〔門田直人議員退席〕

○大久保たかし議長　この際、提出者から説明を求めます。

つかこしたかのり議員。

〔つかこしたかのり議員登壇〕

○つかこしたかのり議員　創生市川・自民党のつかこしたかのりです。門田直人議員に対する懲罰動議を会議規則第159条第１項の規定により提出いたします。

提案理由として、門田直人議員は、令和８年６月定例会において、特定の個人名を挙げ、他人の私生活にわたる事項について発言したとして、議長から発言の取消しを命じられた経緯があります。その経緯があるにもかかわらず、門田直人議員は、令和８年９月７日の本会議における代表質問において、さきの発言取消し命令の対象となった事項と同一または密接に関連する事項を再び取り上げました。その際、市議会議員の住居について、各階の床面積、建物の階数、店舗兼居宅であること、建築確認申請の提出者及び提出日、竣工年月、所有権移転登記日、土地建物の相続日など、具体的な事項を議場で披瀝しました。

当該発言は、ほかの情報と相まって個人を特定または推知し得る情報を含むものであり、地方自治法第132条が禁止する他人の私生活にわたる言論に該当し、同条に違反するものです。さらに、当該発言は、過去に受けた議長の制止及び命令を結果的にないがしろにする行為と言わざるを得ません。この一連の態度は、本市議会の品位を汚し、その名誉と秩序を著しく失墜させるもので、会議規則第150条の趣旨にも反していると考えます。

よって、我々は、地方自治法第135条第２項及び市川市議会会議規則第159条の規定に基づき、門田直人議員に対する懲罰を求める動議を発議します。

以上です。

○大久保たかし議長　これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

中村議員。

○中村よしお議員　先ほど理由について、このペーパーの４行目からになりますけれども、その経緯があるにもかかわらず、門田直人議員は令和８年９月７日の本会議における代表質問において、さきの発言取消し命令の対象となった事項と同一または密接に関連する事項を再び取り上げたというふうにありますけれども、何をもってこの同一または密接に関連する事項を再び取り上げたと断定しているのかお答えください。

○大久保たかし議長　つかこし議員。

○つかこしたかのり議員　門田議員の代表質問、建築基準疑惑についての御発言の中で、こういった一文があります。「６月定例会で私が一般質問いたしました市議会議員の違法建築疑惑について、９月定例会の代表質問で再び取り上げますのは、新たな疑念が発生したためです」、この門田議員の御発言をもってすれば、６月定例会での発言の内容を引き継いで、９月定例会で同様の発言をされたという趣旨で捉えて、この会の動議に付することにいたしました。

以上です。

○大久保たかし議長　ほかに質疑はよろしいですか。

それでは、質疑がありませんので、質疑を終結いたします。

門田直人議員から、本件について一身上の弁明をいたしたい旨の申出があります。

お諮りいたします。この際、これを許可することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○大久保たかし議長　御異議なしと認めます。よって門田直人議員の一身上の弁明を許可することに決定いたしました。

門田直人議員の入場を許可いたします。

〔門田直人議員入場〕

○大久保たかし議長　門田直人議員に一身上の弁明を許可いたします。

門田直人議員。

〔門田直人議員登壇〕

○門田直人議員　おはようございます。新しい流れの門田直人でございます。議長のお許しをいただきましたので、私に対して提出された懲罰動議について弁明を申し上げます。

まず初めに、私は市議会議員として、議会の品位と秩序を守り、地方自治法及び市川市議会会議規則を遵守すべき立場にあることを十分に認識しております。また、本会議における議員の発言は、市民の皆様に公開され、会議録として後世に残るものであります。したがって、その発言については常に慎重でなければならないと考えております。そのことを前提として、今回の私の発言について申し上げます。

今回の動議では、私が特定の個人名を挙げ、他人の私生活にわたる事項について発言したとされています。しかしながら、私は特定の個人の私生活を暴露することや、その方の名誉を傷つけることを目的として発言したものではありません。私が取り上げようとしたのは、あくまでも市政及び市議会に関わる問題について、その事実関係を確認し、議論するために必要であると考えた事項であります。

私たち市議会議員には、市政について疑問がある場合、その事実関係を確認し、市民に代わって行政をただす責務があります。もちろん、その責務があるからといって、どのような発言でも許されるものではありません。個人のプライバシーには十分な配慮が必要であり、発言の方法や表現について慎重さが求められることは、私自身十分に理解しております。その意味におきまして、今回の発言の中に、結果として個人に関する情報を具体的に述べる形になった部分があり、そのことによって不快な思いをされた方、あるいは懸念を抱かれた方がおられるのであれば、その点につきましては真摯に受け止め、今後の議員活動に生かしてまいります。

しかしながら、それと私の発言が地方自治法第132条に違反し懲罰に値する行為であるかどうかという問題は、分けて考えていただかねばならないと考えます。

地方自治法第132条は、議員が「無礼の言葉を使用し、又は他人の私生活にわたる言論」をすることを禁止しております。今回私が取り上げた事項については、その全てが単なる私人としての生活上の事柄だったのでしょうか。それとも、市政あるいは議員活動との関係において、議会で確認すべき必要性、公共性を有する問題だったのでしょうか。この点について、発言の一部分だけを切り取るのではなく、質問全体の趣旨、前後の文脈、発言の目的を含めて判断していただきたいと思います。

また、今回の動議では、過去に議長から発言の取消しを命じられた事項と、「同一又は密接に関連する事項」を再び取り上げたことが問題とされております。しかし、過去に議長から発言取消しを命じられたという事実があることと、その後、その事項に関する一切の問題について議員が質問することができなくなるということは同

じではありません。議員には、市政に関して疑問が生じた場合に質問し、事実関係を明らかにしていく責務があります。したがって、過去の発言取消しの対象となった具体的な発言と、今回の質問内容とが本当に同一のものなのでしょうか。そして、今回の発言それ自体が地方自治法あるいは会議規則に違反するものなのでしょうか。そこは個別具体的に判断されるべきであると考えます。

私は、過去の議長の判断を軽視したわけでも、議長の権限を否定したわけでもございません。ましてや、議会の秩序を意図的に乱そうとしたものでもありません。私は、市議会議員として自らが必要と考えた市政上の問題について質問したものであります。

そしてもう１点、議員各位に申し上げたいことがございます。懲罰は、議員に対する極めて重い措置であります。地方自治法第134条は、法律、会議規則等に違反した議員に対して、議会が議決によって懲罰を科すことができると定めております。だからこそ、懲罰を判断する際には、「発言が適切だったか」、「もっと別の表現があったのではないか」という評価だけではなく、その発言が法令または会議規則に違反し、懲罰を科すべき行為にまで至っているのかという観点から、慎重に判断されなければならないと考えます。

議会は、多様な意見を持つ議員が議論を交わす場所です。時として、激しい質問や耳の痛い指摘が行われることもあります。もちろん、その際にも節度と品位は必要です。しかし同時に、議員が、「この問題を取り上げれば懲罰を受けるかもしれない」と萎縮し、本来確認すべき市政上の問題について質問することまで控えるようになれば、それは市民の権利や議会の行政監視機能にも影響を及ぼしかねません。

私は、今回のことを通じて、自らの発言の在り方について改めて考え、今後、個人に関する事項を取扱う際にはこれまで以上に慎重な表現を心がけてまいります。その一方で、市議会議員として市政上必要な問題を取り上げ、事実を確認し、市民のために議論するという責務については、これからも果たしていかなければならないと考えております。

議員各位におかれましては、今回の私の発言について、発言の一部分のみでなく、その目的、質問全体の文脈、公共性、そして地方自治法第132条及び第134条の趣旨を踏まえ、冷静かつ慎重に御判断いただきますようお願い申し上げます。

以上、私の弁明といたします。ありがとうございました。

○大久保たかし議長　門田直人議員の退席を求めます。

〔門田直人議員退席〕

○大久保たかし議長　この際、お諮りいたします。

懲罰の動議については、その提出に伴い、委員会条例第７条第１項の規定により懲罰特別委員会が設置されております。

また、懲罰の議決については、会議規則第160条の規定により、委員会の付託を省略して議決することができないこととされております。よって本件を懲罰特別委員会に付託いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○大久保たかし議長　御異議なしと認めます。よって本件につきましては懲罰特別委員会に付託することに決定いたしました。

懲罰特別委員会の定数は、委員会条例第７条第２項の規定により15人になっております。懲罰特別委員に野口じゅん議員、沢田あきひと議員、小山田なおと議員、つかこしたかのり議員、加藤圭一議員、西村敦議員、石原たかゆき議員、清水みな子議員、石崎ひでゆき議員、堀内しんご議員、細田伸一議員、石原みさ子議員、宮本均議員、石原よしのり議員及び竹内清海議員を、委員会条例第８条第１項の規定により指名いたします。

門田直人議員の除斥を解除いたします。

〔門田直人議員入場〕

○大久保たかし議長　日程第２議案第23号市川市税条例の一部改正についてから日程第16議案第37号令和８年度市川市一般会計補正予算（第４号）までを一括議題といたします。

本案に関し委員長の報告を求めます。その報告の順序は、健康福祉、環境文教、建設経済、総務の各委員会の順でお願いいたします。

健康福祉委員長、つちや正順議員。

〔つちや正順健康福祉委員長登壇〕

○つちや正順健康福祉委員長　ただいま議題となりました議案第25号市川市こども発達センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について、議案第30号令和８年度市川市一般会計補正予算（第３号）のうち健康福祉委員会に付託された事項、議案第31号令和８年度市川市介護保険特別会計補正予算（第１号）、議案第36号土地持分全部移転登記手続請求事件に関する訴えの提起について及び議案第37号令和８年度市川市一般会計補正予算（第４号）のうち健康福祉委員会に付託された事項について、委員会における審査の経過並びに結果を一括して御報告申し上げます。

まず、議案第25号について。

本案は、児童福祉法の改正による児童発達支援の類型の一元化を踏まえ、あおぞらキッズ及びおひさまキッズを統合し１つの児童発達支援センターとするほか、通所給付決定保護者が納めるべき使用料に係る取扱いについて見直すためのものであります。

委員会の審査の過程で質疑応答のなされたものを申し上げますと、「条例の改正に当たり、使用料の免除に関するただし書が削除されているが、免除に該当する使用者はいないのか。また、いる場合は、この改正を行うことで使用料負担が発生することにならないのか」との質疑に対し、「改正する条文のうち、第５条の２は同じ世帯に複数の子どもがいる場合に使用者負担を軽減する内容等を規定しており、免除に該当する使用者が数名いた。また、同条及び第９条の２の該当者については、９月から市独自で実施する無償化により使用料負担は発生しないこととなる」との答弁がなされました。

本委員会といたしましては、採決の結果、可決すべきものと決しました。

次に、議案第30号のうち健康福祉委員会に付託された事項について。

本件の補正の主なものを申し上げますと、第３款民生費において、いちカレ移動提供委託料、移動フードパントリー開催委託料等の増額あるいは新たに計上を、第４款衛生費において霊園再整備事業費本年度支出額、クリーンセンター特別高圧電線引込工事費負担金等の増額あるいは新たに計上するものであります。また、継続費の補正において、霊園再整備事業の年割額を変更するものであります。

委員会の審査の過程で質疑応答のなされた主なものを申し上げますと、まず、第３款民生費第１項社会福祉費第１目社会福祉総務費、いちカレ移動提供委託料について、「カレーの提供にはキッチンカーを活用するとのことだが、委託料の積算項目の内訳、提供場所、１日当たりの配置台数はどのようなものか」との質疑に対し、「積算項目の内訳は、食材費、光熱水費、人件費である。また、提供場所は市内の公園や公民館等の公共施設であり、１日につき５か所でキッチンカーを各１台配置して提供することを想定している」との答弁がなされました。

次に、第７目住宅管理費施設修繕料について、「今回の補正は、市営住宅の集会所内の７か所のトイレを洋式化するための改修費用とのことであるが、和式トイレや簡易式トイレ等を含め、全てのトイレを洋式化するの

か」との質疑に対し、「本改修は、和式トイレを含め全てのトイレを洋式化するものである」との答弁がなされました。

次に、第２項児童福祉費第１目児童福祉総務費、移動フードパントリー開催委託料について、「移動フードパントリーを中学校区16か所を想定して開催するとのことだが、食材費、人件費、運搬費等の内訳はどのようなものか」との質疑に対し、「本委託料の内訳は、食材費2,941万2,000円、人件費128万円、開催に当たり借り上げテント代等76万8,000円、消耗品費11万4,000円、一般管理費473万6,100円、消費税68万9,810円の計約3,700万円であり、運搬費は食材費に含まれている」との答弁がなされました。

次に、フードリボン体験会運営委託料について、「本補正では運営委託料として800万円を計上しているが、体験会の開催は何回を予定しているのか。また、委託業務の内容はどのようなものか」との質疑に対し、「体験会の開催は２回を予定しており、各回所定の食数がなくなり次第終了となる。また、委託業務の内容は体験会場の設営、当日の準備等を全て一括で委託するものである」との答弁がなされました。

次に、フードリボンチケット負担金について、「本事業は、小学校４年生から中学校３年生までを対象に、フードリボン参加店舗で使用できる体験チケットを、２学年ごとに３グループに分けて段階的に配付するとのことであるが、グループが異なる兄弟等が同時に利用できないのではないか」との質疑に対し、「体験チケットの配付は学校を通して行うため、グループが異なる兄弟等への個別対応は困難であるが、配付するチケットとは別に、店舗に通常のリボンがあれば、これを活用することでグループが異なる兄弟等であっても同時にフードリボンを利用することができると考えている」との答弁がなされました。

次に、民生費のうち、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用した事業について、「交付金を活用した事業として、こどもの居場所づくり支援事業及びいちカレ事業を補正予算で計上しているが、交付金の活用対象としてこれらの事業を選択した理由はどのようなものか」との質疑に対し、「交付金を活用する事業の選定については、物価高騰の影響が特に大きいと思われる子育て家庭及び生活困窮者を対象に、食の支援を行うことが子どもの成長を助け、生活困窮者に明日を生きる活力を与えることにつながるため、交付金の活用方法として最もよいと考えたものである」との答弁がなされました。

次に、第４款衛生費第１項保健衛生費第７目霊園費、霊園再整備事業費本年度支出額について、「本費用の内訳はどのようなものか」との質疑に対し、「本工事は、既存の老朽化した高架水槽の撤去を行った上で、これに代わる給水設備の整備及び樹林型合葬式墓地の整備を実施するものである。また、事業全体の総額は１億5,200万円となり、今年度においては前払い金として事業費の４割に相当する6,080万円を計上したものである」との答弁がなされました。

本委員会といたしましては、採決の結果、可決すべきものと決しました。

次に、議案第31号について。

本件の補正は、歳出において償還金の増額を、歳入において前年度繰越金の増額を計上し、収支の均衡を図るものであります。

本委員会といたしましては、採決の結果、可決すべきものと決しました。

次に、議案第36号について。

本案は、市川市身体障害者福祉センター敷地の土地になされた共有持分に係る不実の登記を真正な土地所有者である本市に移転させる必要があることから、当該不実の登記の名義人の相続人に対し、土地持分全部移転登記手続を行うよう請求する旨の訴えを提起するためのものであります。

本委員会といたしましては、採決の結果、可決すべきものと決しました。

次に、議案第37号のうち、健康福祉委員会に付託された事項について。

本件の補正は、第３款民生費において災害見舞金及び幼保施設災害見舞金を新たに計上するものであります。

委員会の審査の過程で質疑応答のなされたものを申し上げますと、まず、第３款民生費第１項社会福祉費第１目社会福祉総務費、災害見舞金ついて、「本見舞金は、床上浸水の被害に遭った者に対し、既存の見舞金３万円に２万円を上乗せし支給するほか、自家用車や室外機等の設備等に損害を受けた場合、２万円の補助を行うとのことである。そこで、設備等に損害を受けた場合の申請に当たり罹災証明書は必要となるのか。また、補助金の申請件数を200件と見込んでいるとのことであるが、その見込みに問題はないのか」との質疑に対し、「設備等の損害に対する支援については、罹災証明書ではなく、被災家屋等証明書が必要となるため、手続としては、税制課へ証明書の発行を申請し、交付を受けた上で福祉部へ見舞金の申請を行うことになる。また、対象件数の見込みについては、床上浸水への見舞金の件数を約100件と想定し、設備等の被害への見舞金についても同規模の100件、合わせて200件と見込んでいる。なお、仮に予算に不足が生じた場合については予備費で対応する予定である」との答弁がなされました。

次に、第２項児童福祉費第１目児童福祉総務費、幼児教育・保育施設災害見舞金ついて、「本見舞金では1,000万円以上の修繕費等が見込まれる園に対する支給額を20万円としているが、損害の規模に対し十分な金額とは言えないのではないか。また、過去に災害等で保育園へ見舞金を支給した実績はあるのか」との質疑に対し、「今回の見舞金は、災害による損害の補償ではなく、あくまでお見舞いとしての性格で支給するものであるため、その趣旨に基づき20万円と設定したものである。また、過去に保育園に対して水害による見舞金を支給した実績はない」との答弁がなされました。

本委員会といたしましては、採決の結果、可決すべきものと決しました。

以上、御報告申し上げます。

○大久保たかし議長　環境文教委員長、石原よしのり議員。

〔石原よしのり環境文教委員長登壇〕

○石原よしのり環境文教委員長　ただいま議題となっております議案第30号のうち環境文教委員会に付託された事項について、委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

本件補正の主なものを申し上げますと、歳出第２款総務費第１項総務管理費第25目スポーツ費において公共嘱託登記委託料を、第４款衛生費第２項清掃費においてクリーンセンター特別高圧電線引込工事費負担金を、第11款教育費において施設修繕料、不動産鑑定手数料及び校舎等改修設計委託料等をそれぞれ増額するものであります。また、繰越明許費の補正において、中学校営繕事業及び特別支援学校増設事業に係る経費について、年度内の支出が困難であるため、翌年度に繰り越す措置を行うものであります。

委員会の審査の過程で質疑応答のなされた主なものを申し上げますと、まず、第２款総務費第１項総務管理費第25目スポーツ費、公共嘱託登記委託料について、「本委託料は、現市民プール及びその周辺地に新しいスポーツ施設を整備するに当たり、敷地範囲の境界確定に必要な事務を委託するための費用とのことだが、事業の概要は概ね決まっているのか。また、夏の間は仮設プールを置くといった話も聞く。整備方針について市の考えを伺う」との質疑に対し、「令和８年度をもって終了する市民プールを惜しむ声などをいただいたことから、夏季限定でプールを設置し、終了後は撤去することを想定している。整備に必要な予算については、更衣室など必要な附帯設備の仮設の可能性も含めて検討を進めている」との答弁がなされました。

次に、第11款教育費第２項小学校費第１目学校管理費、小学校に係る施設修繕料及び第３項中学校費第１目学校管理費、中学校に係る施設修繕料について、「本施設修繕には学校のトイレ洋式化も含まれているが、これにより学校の校舎及び体育館におけるトイレの洋式化率はそれぞれどのくらい進捗するのか」との質疑に対し、「令和８年度末時点での校舎のトイレの洋式化率は約76％、体育館のトイレの洋式化率は100％となる見込みで

ある」との答弁がなされました。

次に、第３項中学校費第１目学校管理費、不動産鑑定手数料について、「本手数料は、須和田の丘支援学校の教室不足に伴う特別支援学校の増設に向けて、和洋学園国分校舎の取得を進めるための鑑定に係る費用とのことであるが、対象となる校舎は建築確認済証が交付されているものか」との質疑に対し、「本校舎は建築確認済証が交付されている建物である」との答弁がなされました。

本委員会といたしましては、採決の結果、可決すべきものと決しました。

以上、御報告申し上げます。

○大久保たかし議長　建設経済委員長、中村よしお議員。

〔中村よしお建設経済委員長登壇〕

○中村よしお建設経済委員長　ただいま議題となっております議案第26号市川市ベンチャービジネス等支援資金融資及び利子補給条例の一部改正について、議案第27号市川市景観条例の一部改正について、議案第28号市川市自転車等駐車場の設置及び管理に関する条例の一部改正について、議案第30号のうち建設経済委員会に付託された事項、議案第32号令和８年度市川市下水道事業会計補正予算（第２号）、議案第33号護岸更新工事（その２）請負契約について及び議案第37号のうち建設経済委員会に付託された事項について、委員会における審査の経過並びに結果を一括して御報告申し上げます。

まず、議案第26号について。

本案は、産業競争力強化法の改正に伴い条文の整備を行うためのものであります。

本委員会といたしましては、採決の結果、可決すべきものと決しました。

次に、議案第27号について。

本案は、景観法の改正に伴い条文の整備を行うためのものであります。

本委員会といたしましては、採決の結果、可決すべきものと決しました。

次に、議案第28号について。

本案は、妙典第２駐輪場及び南行徳第２駐輪場の土地を地権者に返還することを踏まえ、これらの駐輪場を廃止するとともに、その代替として妙典第３駐輪場及び南行徳第６駐輪場を設置するものであります。

委員会の審査の過程で質疑応答のなされたものを申し上げますと、「利用者への影響として、駐輪場の廃止及び設置に伴う収容台数の増減はあるのか。また、本件に係る周知はどのような方法で行うのか。新たな駐輪場を設置した後、状況確認は実施するのか」との質疑に対し、「妙典地区においては、廃止する妙典第２駐輪場の収容台数は840台、新設する妙典第３駐輪場の収容台数は約780台を見込んでおり、南行徳地区においては、南行徳第２駐輪場の収容台数は560台、新設する南行徳第６駐輪場の収容台数は約380台を見込んでいる。それぞれ収容台数は減少するものの、妙典地区においては廃止する妙典第２駐輪場が満車になっていないこと、南行徳地区においては隣接する既存の駐輪場等を利用することにより、不足は生じないと見込んでいる。本件に係る周知方法としては、廃止予定の駐輪場内にポスターを掲示するほか、ＳＮＳ及び市公式ウェブサイトへの情報掲載等を考えている。また、新たな駐輪場の設置後には、利用状況等を現地で確認し、利用者のニーズに合うよう対応していきたいと考えている」との答弁がなされました。

本委員会といたしましては、採決の結果、可決すべきものと決しました。

次に、議案第30号について。

本件の補正の主なものを申し上げますと、歳出第７款商工費において、デジタル地域通貨流通原資負担金、デジタル地域通貨チャージ手数料等を増額し、第８款観光費において大町公園に係る施設修繕料を増額し、第９款土木費において道路改良工事費、公園に係る施設修繕料等を増額するほか、道路拡幅関連工事費等を新たに計上

するものであります。

また、繰越明許費の補正において、行徳臨海部再整備事業、公園等トイレ洋式化事業のほか２事業の事業費が年度内の支出が困難であるため、翌年度に繰り越す措置を行うものであります。

委員会の審査の過程で質疑応答のなされた主なものを申し上げますと、まず、第７款第１項商工費第２目商工業振興費、デジタル地域通貨チャージ手数料について、「本件補正において計上した手数料は、予定している５億円還元キャンペーンに関わるものか」との質疑に対し、「本手数料は５億円還元キャンペーンに係る手数料のほか、利用者の増による通常のＩＣＨＩＣＯの使用に係る手数料の増額分も含まれている。内訳としては、キャンペーン分が9,801万円、通常の使用に係る増額分は1,512万5,000円となっている」との答弁がなされました。

次に、デジタル地域通貨推進事業について、「５億円還元キャンペーンに係る補正予算の計上に際し、以前ＩＣＨＩＣＯ定額カードにより配付したポイントの未利用分については考慮されているのか」との質疑に対し、「このたびのキャンペーンにおいては、4,500円分のＩＣＨＩＣＯ定額カード及びアプリ登録者に付与されるポイントに対しては、還元ポイントは付与されないようにしている。本キャンペーンを機に、以前配付したポイントの使用を含め周知を行っていきたい」との答弁がなされました。

次に、第９款土木費第２項道路橋りょう費第３目道路新設改良費、道路拡幅関連工事費及び道路用地購入費について、「本件については道路拡幅工事を令和９年度中に完了させる必要があるとのことだが、スケジュールは非常に過密になると思われる。どのようなスケジュールを想定しているか」との質疑に対し、「本件工事については、今年度中に道路用地を購入し、令和９年７月頃に入札を実施、９月頃に業者を決定した上、４か月程度の期間で工事を完了するスケジュールを想定している」との答弁がなされました。

次に、電気工作物等移設補償金について、「本補償金は電柱の移設に伴うものとのことだが、移設の理由はどのようなものか」との質疑に対し、「移設の理由としては、市道0103号の道路改良工事に係る歩道整備に際し、通行に支障となることから３本の電柱を移設するものである」との答弁がなされました。

本委員会といたしましては、採決の結果、可決すべきものと決しました。

次に、議案第32号について。

今回の補正は、下水道事業の業務の予定量を改め、収益的支出において私設下水道管渠敷設費補助金の増額を、資本的収入において公共下水道事業債等を増額し、資本的支出において高谷２号幹線建設事業費本年度支出額の増額を計上するものであります。また、継続費の補正において、高谷２号幹線建設事業の総額及び年割額を変更するほか、起債の限度額を改めるものであります。

本委員会といたしましては、採決の結果、可決すべきものと決しました。

次に、議案第33号について。

本案は、既定予算に基づく護岸更新工事（その２）について、一般競争入札の結果、千葉建設株式会社との間に工事請負契約を締結するためのものであります。

本委員会といたしましては、採決の結果、可決すべきものと決しました。

次に、議案第37号について。

本件の補正の主なものを申し上げますと、歳出第６款農林水産業費 において農業者災害見舞金を新たに計上し、第７款商工費において事業者災害見舞金等を新たに計上し、第９款土木費において施設修繕料を増額するものであります。

また、繰越明許費の補正において、市排水機場維持管理事業の事業費について、年度内の支出が困難であるため翌年度に繰り越す措置を行うほか、債務負担行為の補正において、被災中小企業融資特例利子補給金を追加し、その期間及び限度額を定めるものであります。

本委員会といたしましては、採決の結果、可決すべきものと決しました。

以上、御報告申し上げます。

○大久保たかし議長　総務委員長、浅野さち議員。

〔浅野さち総務委員長登壇〕

○浅野さち総務委員長　ただいま議題となっております議案第23号市川市税条例の一部改正について、議案第24号市川市認可地縁団体印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正について、議案第29号市川市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について、議案第30号のうち総務委員会に付託された事項について、議案第34号はしご付消防自動車の製造請負契約について、議案第35号市川市消防局消防救急デジタル無線装置の購入について及び議案第37号のうち総務委員会に付託された事項について、委員会における審査の経過及び結果を一括して御報告申し上げます。

まず、議案第23号について。

本案は、個人の市民税における寄附金税額控除の対象となる特定非営利活動法人を加えるためのものであります。

本委員会といたしましては、採決の結果、可決すべきものと決しました。

次に、議案第24号について。

本案は、地方自治法施行規則の改正に伴い条文の整備を行うためのものであります。

本委員会といたしましては、採決の結果、可決すべきものと決しました。

次に、議案第29号について。

本案は、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の改正に伴い、葬祭補償の額を引き上げるためのものであります。

本委員会といたしましては、採決の結果、可決すべきものと決しました。

次に、議案第30号のうち総務委員会に付託された事項について。

本件補正の主なものを申し上げますと、歳出においては、第２款総務費においてデジタル地域通貨運用システム使用料、市税関係システム改修委託料等を増額するほか、財政調整基金積立金の減額を、第10款消防費において消防艇等航路浚渫工事費を新たに計上するほか、施設修繕料等の増額を計上し、歳入においては繰入金、繰越金、諸収入等の増額を計上するものであります。また、繰越明許費の補正において、行徳支所維持管理事業、消防艇等航路浚渫事業について、年度内の支出が困難であるため翌年度へ繰り越す措置を行うほか、債務負担行為の補正において、信篤公共施設整備事業者選定支援委託費及び信篤公共施設整備事業費を追加し、その期間と限度額を定め、地方債の補正においては起債の限度額を変更するものであります。

委員会の審査の過程で質疑応答のなされた主なものを申し上げますと、まず、歳出第10款第１項消防費第３目消防施設費、消防艇等航路浚渫工事費について、「本件の補正はしゅんせつ工事の必要性が生じたためとのことであるが、具体的にどのような支障が生じているのか。また、これまでも定期的にしゅんせつ工事を実施しているのか」との質疑に対し、「消防艇の航路においては土砂の堆積が進行しており、放置すると安全な航行に支障を及ぼすことからしゅんせつ工事が必要となっている。また、これまでは平成18年にポンツーン、浮き桟橋周囲のしゅんせつ工事を実施したが、それ以降は実施していない」との答弁がなされました。

次に、「しゅんせつする土砂の量はどのくらいか。また、しゅんせつした土砂は浦安沖に投入するとのことであるが、塩浜親水事業に利用することは検討したのか」との質疑に対し、「しゅんせつする土砂の量は約6,800立方メートルを見込んでいる。また、塩浜親水事業において埋め立てる土砂は、既にほかの工事でしゅんせつする土砂で確保できる見込みであり、本事業の土砂は利用できないため浦安沖に投入するものである」との答弁がな

されました。

次に、歳入について。

第13款国庫支出金第２項国庫補助金第１目総務費国庫補助金、地域未来交付金について、「本交付金の交付対象はどのようなものか」との質疑に対し、「本交付金は、地域の特性を生かし、暮らしの安定や発展を目指す地方自治体独自の取組に対して交付されるものである」との答弁がなされました。

次に、第19款諸収入第５項第６目雑入、デジタル地域通貨事業収入について、「ＩＣＨＩＣＯにチャージされる見込額の積算根拠はどのようなものか」との質疑に対し、「積算としては、利用者の増加に伴う５億円に加え、前年度のキャンペーン実績から約12万人が２万7,000円程度をチャージすると見込み、32億円を算出したものである」との答弁がなされました。

また、「チャージする見込み人数である12万人と、１人当たりのチャージ額の見込みである２万7,000円はどのように算出したのか」との質疑に対し、「昨年度のキャンペーンにおける利用率から人数を、平均チャージ額から１人当たりのチャージ額を算出した」との答弁がなされました。

本委員会といたしましては、歳入歳出予算の総額については他の常任委員会の審査の結果を確認の上、採決の結果、多数をもって可決すべきものと決しました。

次に、議案第34号について。

本案は、既定予算に基づくはしご付消防自動車の製造請負について、一般競争入札の結果、株式会社モリタ東京支店との間に製造請負契約を締結するためのものであります。

委員会の審査の過程で質疑応答のなされた主なものを申し上げますと、「はしご付消防自動車を更新するとのことだが、納期はいつ頃になるのか。また、新しい車両は現在の車両と比較しどのような機能を備えているのか」との質疑に対し、「納期については令和９年３月26日までとしている。また、新しい車両は現行の車両と比較し約３倍の放水能力を持っていることに加え、要救助者を乗せるバスケットの定員が３名から４名に増員されている」との答弁がなされました。

また、「本件契約の応札業者は１社であったとのことだが、その原因は、仕様書において求める機能を高く設定したことにあるのか」との質疑に対し、「本件契約の仕様書は、災害等の現場で求められる機能を基に作成したものであり、その仕様に基づいて入札を実施した結果、応札業者は１社であった」との答弁がなされました。

また、「23年以上使用し経年劣化した車両を更新するとのことだが、一般的にはしご車の耐用年数はどの程度であると考えているのか」との質疑に対し、「消防車両の更新については、本市独自で更新計画の基準を定めており、その中で、はしご車については21年と定めている」との答弁がなされました。

また、「現行の車両よりも優れた機能を持つ車両が流通しているのであれば、更新基準に基づかず前倒しで更新すべきと考えるが、市が今回更新することとした理由はどのようなものか」との質疑に対し、「本市は２年前にもはしご車を更新していることから、期間をずらして今回更新することとした」との答弁がなされました。

本委員会といたしましては、採決の結果、可決すべきものと決しました。

次に、議案第35号について。

本案は、既定予算に基づく消防救急デジタル無線装置の購入について、一般競争入札の結果、三峰無線株式会社東関東支店との間に物品供給契約を締結するためのものであります。

委員会の審査の過程で質疑応答のなされた主なものを申し上げますと、「本件入札は、予定価格の半額程度の金額で落札されているが、その理由はどのようなものか」との質疑に対し、「当初の仕様においては、車載型無線機のアンテナと配線も新品に更新する予定であったが、近年の社会情勢等も踏まえると調達が困難であったことから、既存のもののうち使用可能な配線やアンテナは継続して使用し、交換が必要なもののみ都度業者と協議

することに仕様を変更した。その結果、部品代や人件費等のコストが低減されたものである。また、本件は更新台数が多く、事業者にとって大口の入札案件であることから、事業者間で価格競争が通常以上に働いたのではないかと認識している」との答弁がなされました。

また、「仕様を変更する場合、再度積算をし直して予定価格を変更する必要があるのではないかと考えるが、本件の予定価格を変更しなかった理由はどのようなものか」との質疑に対し、「人件費や部品代の規模、また高額となる無線機の金額を正確に推測することが困難であったことから、当初の予定価格をそのまま適用した」との答弁がなされました。

本委員会といたしましては、採決の結果、可決すべきものと決しました。

次に、議案第37号のうち、総務委員会に付託された事項について。

本件補正は、歳入において寄附金及び繰入金の増額を計上するものであります。

本委員会といたしましては、歳入歳出予算の総額については、他の常任委員会の審査の結果を確認の上、採決の結果、可決すべきものと決しました。

以上、御報告申し上げます。

○大久保たかし議長　これより委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○大久保たかし議長　質疑がありませんので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の通告がありますので、順次発言を許可いたします。

越川雅史議員。

〔越川雅史議員登壇〕

○越川雅史議員　越川雅史でございます。議案第30号につき反対討論を行います。

まず、第３款民生費に計上されたいちカレ事業ですが、この事業は、財源は朝日信用金庫さんより御寄附いただいた1,000万円、お米はＪＡいちかわさんが無償提供、カレーのレシピは和洋女子大学の学生さんが考案してくださったということで、本事業に御賛同された方々の善意によって支えられている点にその特徴があります。だからこそ、私は所管部署に対して、本事業に善意で御協力くださった方々に、協力してよかったと御納得いただける成果を上げられるよう努力を重ねられることを期待し、事業実施前の令和６年３月と昨年９月に事業実施上のポイントを指摘しておいたつもりです。

しかしながら、所管部署の取組状況を確認したところ、例えば、福祉事務所に相談に来られた方、その中でも結果として申請に至らなかった方、こころの健康相談に来られた方、教育相談事業等を通じてヤングケアラーであることが判明した方など、現に目の前にいる日々の生活にお困りの方々に対するアプローチを、今日に至ってもなお徹底できていないとの回答がありました。

残念ながら、依然として単に無料でカレーを提供し、その情報を知り得た誰かがカレーを食べに来ている事実はあるけれども、一体どこの誰が、何を目的にカレーを食べに来ているのか、所管部署はほとんど把握できていないのが実態であり、生活上の困り事の早期把握や必要な支援への接続を実現するための努力が不十分であると評価せざるを得ません。

今回の補正では、直近３年間の年度当たりの事業費の約５倍に相当する1,456万円もの予算が一度に計上されておりますが、このままでは支出に見合った事業効果は見込めないことから、反対せざるを得ないものと判断いたしました。

次に、第７款商工費などに計上されたデジタル地域通貨推進事業ですが、その内容は、約６億円の自主財源を

充てて秋冬キャンペーンを実施するというものであり、うち５億円は還元ポイントの原資に充てられるということです。もちろん所管部署は経済効果が見込めるなどと事業の意義を強調されていますが、年度途上において、急遽多額の一般財源を用いてキャンペーン実施を決める手法は、健全な財政運営の観点からサステーナブルと言えるのでしょうか。

また、これまで私が財政当局と積み重ねた議論に基づけば、一般財源は継続的に実施する事業に充てることが原則だったはずです。だからこそ、過去のＩＣＨＩＣＯ関連経費についても、行政ポイント事業の基盤部分については一般財源、還元ポイントについては国からの交付金と財源はすみ分けられていたはずであり、財政調整基金を取り崩して還元ポイントに充てたことはありませんでした。そして、還元率は今回も30％と相も変わらず高還元率で耳目を集める一本足打法ですが、事業実施当初はプレミアム率だけがこの事業の魅力や強みではないなどと息巻いていたはずです。ポイント還元率の高さは、確かに一部ヘビーユーザーの動きを活発にするものではありますが、本事業の目指すべき姿は、単に毎年高還元率キャンペーンを実施して、一時的な盛り上がりを創出することではないはずです。

この点、財政当局からは、今回の一般財源に基づく予算措置は、あくまでも物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金の代替としての例外的な措置であり、財政方針を変更したものではないとの釈明がありましたが、だからといって約６億円もの自主財源を年度途上において高還元率キャンペーンに投じることは適切ではないことから、反対せざるを得ないものと判断いたしました。

討論を終わります。

○大久保たかし議長　とくたけ純平議員。

〔とくたけ純平議員登壇〕

○とくたけ純平議員　とくたけ純平です。ただいま議題となっております議案第30号令和８年度市川市一般会計補正予算（第３号）に反対の立場で討論をいたします。

反対の理由は、財政調整基金を投入する市民生活の支援策として、デジタル地域通貨ＩＣＨＩＣＯのポイント還元キャンペーンが適切であるとは考えられないためであります。

本議案には、歳入として財政調整基金繰入金10億2,000万円が計上されており、そのうち約４億6,000万円がＩＣＨＩＣＯのポイント還元キャンペーンに充てられるということです。また、新規拡大事業の財源として予定するとされていた財政調整基金への積立金約１億4,000万円も、ＩＣＨＩＣＯのポイント還元キャンペーンの財源に充てるとされております。

本会議では、市川市財政調整基金の設置、管理及び処分に関する条例におけるその他必要やむを得ない理由により生じた経費の財源に充てる場合に該当するものとして、長期化する物価高騰による市民生活の負担軽減のため、財政調整基金を取り崩し、ＩＣＨＩＣＯのポイント還元キャンペーンを実施するという説明がありました。また、本議案に計上されている国庫支出による物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金の約１億円だけでは、全市民を対象とする物価高騰対策を実施するための財源としては十分ではないという説明もされていました。

物価高騰が続く中、市民生活への支援が必要であるという点については私も同じ認識です。しかし、その支援方法が適切なのかを検討しなければなりません。ＩＣＨＩＣＯの登録者は、今年度4,500円分のポイントカードが全市民に支給されたことにより、約23万人まで増加はしていますが、それでも全市民の半数には届いていません。さらに、総務委員会で明らかになったところでは、今回予定されているポイントキャンペーンに際し、ＩＣＨＩＣＯにチャージする人数を約12万人と見込んでいるということでした。その12万人という数字は、昨年度のキャンペーンで登録者の約半数がチャージしたことを根拠として算出したということでした。しかし、昨年度のＩＣＨＩＣＯ登録者約５万人と現在の登録者約23万人とでは、登録に至った経緯が異なるものと考えます。昨年

度の登録者は、ある程度能動的にＩＣＨＩＣＯを登録した市民が中心であったと考えられる一方、今年度は、全市民に支給された4,500円分のポイントカードをアプリに移行することで、さらに1,000円分のポイントが加算されるという仕組みによって、言わば消極的に登録した市民も多いのではないかと考えるのが自然だと思います。このように、登録者の構成が大きく変わっていると考えられる中、昨年度と同様に登録者の約半数がチャージすると見込むことには疑問がある上、市の積算どおり12万人がチャージしたとしても、全市民の４分の１に届かない数字です。

さらに、総務委員会では、その想定される12万人について、１人当たりのチャージ額を２回のキャンペーンを合計して２万7,000円と見込んで予算計上していることも明らかになりました。ＩＣＨＩＣＯのポイント還元は、まず、自らの資金をアプリにチャージし消費することができる人ほど利用しやすい仕組みです。物価高騰によって生活が厳しく、手元の資金に余裕がない市民にとって、ポイント還元を受けるために事前に資金をチャージすることが思うようにできないケースも想定され、この施策では、最も困窮している市民が恩恵を受けづらいことが懸念されます。

物価高騰に苦しむ市民生活を支えるためであれば、生活が厳しい市民ほど支援を受けやすい制度であることが重要であり、ＩＣＨＩＣＯのポイント還元キャンペーンが適切な手法であるとは判断ができませんでした。

以上の理由から、本議案に反対をいたします。

○大久保たかし議長　以上で通告による討論を終わります。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第23号市川市税条例の一部改正についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を委員長の報告のとおり決することに賛成の方は賛成のボタンを押してください。――ボタンの押し忘れはありませんか。――ないものと認めます。

集計いたします。

賛成者全員であります。よって本案は委員長の報告のとおり可決されました。

これより議案第24号市川市認可地縁団体印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を委員長の報告のとおり決することに賛成の方は賛成のボタンを押してください。――ボタンの押し忘れはありませんか。――ないものと認めます。

集計いたします。

賛成者全員であります。よって本案は委員長の報告のとおり可決されました。

これより議案第25号市川市こども発達センターの設置及び管理に関する条例の一部改正についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を委員長の報告のとおり決することに賛成の方は賛成のボタンを押してください。――ボタンの押し忘れはありませんか。――ないものと認めます。

集計いたします。

賛成者全員であります。よって本案は委員長の報告のとおり可決されました。

これより議案第26号市川市ベンチャービジネス等支援資金融資及び利子補給条例の一部改正についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を委員長の報告のとおり決することに賛成の方は賛成のボタンを押してください。――ボタンの押し忘れはありませんか。――ないものと認めます。

集計いたします。

賛成者全員であります。よって本案は委員長の報告のとおり可決されました。

これより議案第27号市川市景観条例の一部改正についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を委員長の報告のとおり決することに賛成の方は賛成のボタンを押してください。――ボタンの押し忘れはありませんか。――ないものと認めます。

集計いたします。

賛成者全員であります。よって本案は委員長の報告のとおり可決されました。

これより議案第28号市川市自転車等駐車場の設置及び管理に関する条例の一部改正についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を委員長の報告のとおり決することに賛成の方は賛成のボタンを押してください。――ボタンの押し忘れはありませんか。――ないものと認めます。

集計いたします。

賛成者全員であります。よって本案は委員長の報告のとおり可決されました。

これより議案第29号市川市消防団員等公務災害補償条例の一部改正についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を委員長の報告のとおり決することに賛成の方は賛成のボタンを押してください。――ボタンの押し忘れはありませんか。――ないものと認めます。

集計いたします。

賛成者全員であります。よって本案は委員長の報告のとおり可決されました。

これより議案第30号令和８年度市川市一般会計補正予算（第３号）を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を委員長の報告のとおり決することに賛成の方は賛成のボタンを押してください。――ボタンの押し忘れはありませんか。――ないものと認めます。

集計いたします。

賛成者多数であります。よって本案は委員長の報告のとおり可決されました。

これより議案第31号令和８年度市川市介護保険特別会計補正予算（第１号）を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を委員長の報告のとおり決することに賛成の方は賛成のボタンを押してください。――ボタンの押し忘れはありませんか。――ないものと認めます。

集計いたします。

賛成者全員であります。よって本案は委員長の報告のとおり可決されました。

これより議案第32号令和８年度市川市下水道事業会計補正予算（第２号）を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を委員長の報告のとおり決することに賛成の方は賛成のボタンを押してください。――ボタンの押し忘れはありませんか。――ないものと認めます。

集計いたします。

賛成者全員であります。よって本案は委員長の報告のとおり可決されました。

これより議案第33号護岸更新工事（その２）請負契約についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を委員長の報告のとおり決することに賛成の方は賛成のボタンを押してください。――ボタンの押し忘れはありませんか。――ないものと認めます。

集計いたします。

賛成者全員であります。よって本案は委員長の報告のとおり可決されました。

これより議案第34号はしご付消防自動車の製造請負契約についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を委員長の報告のとおり決することに賛成の方は賛成のボ

タンを押してください。――ボタンの押し忘れはありませんか。――ないものと認めます。

集計いたします。

賛成者全員であります。よって本案は委員長の報告のとおり可決されました。

これより議案第35号市川市消防局消防救急デジタル無線装置の購入についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を委員長の報告のとおり決することに賛成の方は賛成のボタンを押してください。――ボタンの押し忘れはありませんか。――ないものと認めます。

集計いたします。

賛成者全員であります。よって本案は委員長の報告のとおり可決されました。

これより議案第36号土地持分全部移転登記手続請求事件に関する訴えの提起についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を委員長の報告のとおり決することに賛成の方は賛成のボタンを押してください。――ボタンの押し忘れはありませんか。――ないものと認めます。

集計いたします。

賛成者全員であります。よって本案は委員長の報告のとおり可決されました。

これより議案第37号令和８年度市川市一般会計補正予算（第４号）を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を委員長の報告のとおり決することに賛成の方は賛成のボタンを押してください。――ボタンの押し忘れはありませんか。――ないものと認めます。

集計いたします。

賛成者全員であります。よって本案は委員長の報告のとおり可決されました。

――――――――――――――――――――――――――――――

○大久保たかし議長　日程第17請願第８－２号武器見本市「ＤＳＥＩ　Ｊａｐａｎ　2027」への幕張メッセ貸し出しの中止を求める市川市から千葉県への申し入れについての請願及び日程第18請願第８－３号日本政府に核兵器禁止条約への署名・批准を求める意見書採択を求める請願を一括議題といたします。

本請願に関し委員長の報告を求めます。

総務委員長、浅野さち議員。

〔浅野さち総務委員長登壇〕

○浅野さち総務委員長　ただいま議題となりました請願第８－２号武器見本市「ＤＳＥＩ　Ｊａｐａｎ　2027」への幕張メッセ貸し出しの中止を求める市川市から千葉県への申し入れについての請願及び請願第８－３号日本政府に核兵器禁止条約への署名・批准を求める意見書採択を求める請願について、総務委員会における審査の経過及び結果を一括して御報告申し上げます。

まず、請願第８－２号について。

本請願は、これまで複数回、武器取引を促す催事である武器見本市を県有施設の幕張メッセで開催していることや、一部の議員やメディアが本催事に入場できず、抗議する市民が撮影されるなど、知る権利、表現の自由及び個人の尊厳の観点から看過できないことから、幕張メッセをＤＳＥＩ　Ｊａｐａｎ　2027に貸し出さないよう求める意見書を、県及び関係機関に提出してほしいとの趣旨であります。

委員会において述べられた主な意見を要約して申し上げますと、賛成の立場から、「公共性の高い施設である幕張メッセにおいて、実戦で使用される武器や軍事装備品の商談、展示を行うことは、世界で起きている戦争や紛争に加担し、武器の拡散や軍拡を後押しするおそれがある。前回の開催時には抗議する市民が撮影されたといった報告も挙げられており、公共性の高い施設で行われる催事である以上、知る権利、報道の自由及び市民が平和的に意思を表明する自由が十分に保障され、議会や報道による検証が可能でなければならない。このようなこ

とを踏まえ、県に対して地方議会から平和を求める意思を伝えるべきであると考える。よって、本請願は採択すべきである」との意見が述べられました。

本委員会といたしましては、採決の結果、賛成者少数により不採択とすべきものと決しました。

次に、請願第８－３号について。

本請願は、核兵器廃絶平和都市宣言をしている市川市の市議会においても、核兵器禁止条約への署名、批准を求める意見書を政府に提出してほしいとの趣旨であります。

委員会において述べられた主な意見を要約して申し上げますと、まず、反対の立場から、「日本政府は唯一の被爆国として核兵器の不使用を訴えつつ、核保有国と非保有国の橋渡しに努めている。核保有国が参加していない現段階において、直ちに署名、批准を求めることは情勢に照らして適当ではない。また、請願の趣旨説明において、特定国の軍事行動のみに言及する一方、中国や北朝鮮による核開発、周辺国の軍事的脅威について触れられておらずバランスを欠いている。よって、本請願は不採択とすべきである」との意見が述べられました。

次に、賛成の立場から、「被爆者の高齢化が進む中、本市在住の日本被団協関係者は、現在も小中学校で被爆の実相を伝える活動を行っている。唯一の戦争被爆国である日本こそが、核兵器禁止条約に署名、批准すべきである。また、本市は核兵器廃絶平和都市宣言において、いかなる核兵器の廃絶と軍縮を訴えており、市議会としても2024年９月定例会において、世界の恒久平和と安全の確立に向けて尽力していくことを全会一致で決議している。国際情勢が緊迫し、核による威嚇や核使用の危険性が高まる今こそ、これまでの本市の理念に鑑み目標を明確にすべきである。よって、本請願は採択すべきである」との意見が述べられました。

本委員会といたしましては、採決の結果、賛成者多数により採択すべきものと決しました。

以上、御報告申し上げます。

○大久保たかし議長　これより委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑ありませんか。――質疑がありませんので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の通告がありますので、順次発言を許可いたします。

とくたけ純平議員。

〔とくたけ純平議員登壇〕

○とくたけ純平議員　とくたけ純平です。請願第８－２号武器見本市「ＤＳＥＩ　Ｊａｐａｎ　2027」への幕張メッセ貸し出しの中止を求める市川市から千葉県への申し入れについての請願及び請願第８－３号日本政府に核兵器禁止条約への署名・批准を求める意見書採択を求める請願に対し、いずれも採択に賛成の立場で討論をいたします。

初めに、請願第８－２号ですが、ＤＳＥＩ　ＪＡＰＡＮ　2027は、主催者自身が防衛・安全保障産業への参入や、新たなビジネスの創出を支援する場であるとしているものです。そして、その会場として予定されている幕張メッセの展示ホール国際展示場は、千葉県が所有する施設です。武器や軍事装備を国際的なビジネスの対象とし、その市場の拡大につなげていくことは、世界で起きている戦争や紛争に加担するという側面を否定できないものと考えます。武器が売れ、軍需産業の市場が拡大するということは、その先に武力紛争があり、実際にその武器によって命を奪われる人がいるという現実と切り離すことができません。こういう施設をこのようなイベントに貸し出すことが果たして適切なのか、憲法の理念にも照らし、真摯に考える必要がある問題であります。

また、本請願では、貸出しの中止だけを求めているわけではありません。仮に開催される場合には、議員やメディアの入場を認めること、市民の正当な抗議活動を萎縮させるような行為を行わないことについても、千葉県から主催者等へ働きかけるよう求めています。こういう施設で大規模な防衛・安全保障産業の展示会が開催され

るのであれば、その実態について議会や報道機関が検証できることは当然に必要です。また、その開催に反対する市民が平和的な方法によって自らの意思を表明する自由も保障されなければなりません。この点についても、本請願には大きな意義があり、採択するべきものと考えます。

続いて、請願第８－３号日本政府に核兵器禁止条約への署名・批准を求める意見書採択を求める請願です。

御存じのとおり、核兵器禁止条約は、核兵器の開発、実験、製造、保有、使用、そして使用するとの威嚇などを禁止し、核兵器の廃絶を目指す国際条約です。その成立の背景には、広島、長崎の被爆者をはじめ、核兵器がもたらす非人道的な被害を訴え続けてきた方々の長年の活動があります。2024年には、日本被団協が核兵器のない世界の実現に向けた努力が評価をされ、ノーベル平和賞を受賞しました。被爆者の皆さんが自らの極めて苦しい経験を語り続け、二度と同じ経験を誰にもさせてはならないと訴えてきたことが国際社会を動かしてきました。

その一方で、世界で唯一、戦争による原爆の被害を経験した日本が、現在も核兵器禁止条約に批准も署名もしていないことは残念なことです。核抑止について様々な考え方が存在することは承知をしていますが、核兵器の使用が現実の危険として語られるような国際情勢になっているからこそ、核兵器そのものをなくしていくという目標を明確にする必要があると考えます。

核抑止は、最終的には核兵器を使用する可能性があることを前提として成り立つものです。そして、実際に核兵器が使用されたとき、どのようなことが起きるのかを広島と長崎の経験が示しています。市川市は、核兵器廃絶平和都市宣言において、「いかなる国のいかなる核兵器に対してもその廃絶と軍縮を訴え、恒久平和確立」を目指すことを宣言しています。さらに、市川市議会は2024年９月定例会において、世界の恒久平和と安全の確立に向けて引き続き尽力していくことを全会一致で決議をしました。その決議では、核兵器廃絶がいまだ実現せず、世界各地で紛争が繰り返され、多くの市民が犠牲になっている現状に触れた上で、私たち一人一人が生命の尊厳を深く認識しつつ行動し続けることが求められているとしています。まさに今回の請願に向き合う上で、重く受け止めるべき言葉だと思います。

市川市がこれまで掲げてきた平和への理念を鑑みれば、本請願を採択すべきです。

以上、請願第８－２号及び８－３号の採択に賛成をしていただくことを心からお願いをいたしまして、賛成討論といたします。

○大久保たかし議長　以上で通告による討論を終わります。

これをもって討論を終結いたします。

これより請願第８－２号武器見本市「ＤＳＥＩ　Ｊａｐａｎ　2027」への幕張メッセ貸し出しの中止を求める市川市から千葉県への申し入れについての請願を採決いたします。

本請願に対する委員長の報告は不採択であります。本請願を採択することに賛成の方は賛成のボタンを押してください。――ボタンの押し忘れはありませんか。――ないものと認めます。

集計いたします。

賛成者少数であります。よって本請願は不採択とすることに決定いたしました。

これより請願第８－３号日本政府に核兵器禁止条約への署名・批准を求める意見書採択を求める請願を採決いたします。

本請願に対する委員長の報告は採択であります。本請願を委員長の報告のとおり決することに賛成の方は賛成のボタンを押してください。――ボタンの押し忘れはありませんか。――ないものと認めます。

集計いたします。

賛成者多数であります。よって本請願は採択することに決定いたしました。

○大久保たかし議長　お諮りいたします。決算審査特別委員会審査のため、明９月15日から９月23日まで９日間休会することにいたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○大久保たかし議長　御異議なしと認めます。よって明９月15日から９月23日まで９日間休会することに決定いたしました。

以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれをもって散会いたします。

午前11時27分散会

第　５　日

令和８年９月 24 日（木曜日）

令和８年９月市川市議会定例会議事日程（第５号）

令和８年９月 24 日（木曜日）午前 10 時開議

第１　行政報告　令和８年台風25号に係る被害状況の報告について

第２　一般質問　つかこしたかのり議員、廣田徳子議員、やなぎ美智子議員、堀内しんご議員、石崎ひでゆき議員

本日の会議に付した事件

日程第１　行政報告　令和８年台風25号に係る被害状況の報告について

日程第２　一般質問

出　席　議　員　　41　名

門　田	直　人
野　口	じゅん
丸　金	ゆきこ
冨　家	薫
沢　田	あきひと
太　田	丈　之
小山田	なおと
川　畑	いつこ
国　松	ひろき
やなぎ	美智子
とくたけ	純　平
中　町	け　い
つちや	正　順
つかこし	たかのり
加　藤	圭　一
浅　野	さ　ち
久保川	隆　志
西　村	敦
中　村	よしお
大久保	たかし
石　原	たかゆき
清　水	みな子
廣　田	徳　子
にしむた	勲
石　崎	ひでゆき
堀　内	しんご
細　田	伸　一

青山	ひろかず
石原	みさ子
宮本	均
大場	諭
稲葉	健二
小泉	文人
石原	よしのり
増田	好秀
越川	雅史
中山	幸紀
松永	鉄兵
竹内	清海
加藤	武央
岩井	清郎

欠席議員　　なし

説明のため出席した者の職氏名

市長	田中	甲
副市長	松丸	多一
副市長	本間	和義
教育長	高木	秀人
危機管理監	今井	隆
市長公室長	後藤	貴志
総務部長	吉田	一弘
企画部長	西村	直
財政部長	田中	雅之
管財部長	松丸	宏
情報管理部長	佐久間	剛
文化国際部長	日暮	真司
スポーツ部長	小島	信也
市民部長	山影	聡香
経済観光部長	高橋	一三
こども家庭部長	山室	繁央
福祉部長	寺島	崇
保健部長	横山	京子
環境部長	湯本	明男
街づくり部長	小林	英樹
道路交通部長	磯部	高志

下水道部長	仙	波	俊	郎
行徳支所長	小	川	広	行
消防局長	吉	村	和	弘
選挙管理委員会事務局長	荒	井	義	光
監査委員事務局長	片	橋	正	朗
農業委員会事務局長	岩	佐	伸	幸
会計管理者	岩	井		滴
教育振興部長	根	本	泰	雄
学校教育部長	小	林	義	行

職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

事務局長	宮	内		徹
事務局次長	米	津	孝	成
議事課長	野	村	憲	一
（議事担当）				
主幹	金	子	貴	一
副主幹	神	谷	尊	正
主査	大	場	辰	磨
主任	北	川	陽	介
主任	三	澤	啓	成
（調査担当）				
主幹	金	谷	健	史
主査	青	木	聖	也
主任	菅	野	裕	樹
主任	荒	木	智	貴
主任	伊	藤	祥	太
書記	古	木	直	子

会　　議

午前10時開議

○大久保たかし議長　ただいまから本日の会議を開きます。

○大久保たかし議長　この際、御報告申し上げます。懲罰特別委員会において正副委員長の互選の結果、委員長に細田伸一議員が、副委員長に小山田なおと議員がそれぞれ選任されましたので、御報告申し上げます。

○大久保たかし議長　日程第１行政報告、令和８年台風25号に係る被害状況の報告についてを議題といたします。

この際、危機管理監より行政報告したいとの申出がありますので、これを許可いたします。

危機管理監。

○今井　隆危機管理監　貴重なお時間をお借りしまして、台風25号に係る対応について御報告いたします。

今回の雨は、秋雨前線と台風の影響により長時間にわたる記録的な大雨となりました。最大時間雨量が西消防署で36㎜、総雨量は20日６時から21日21時までで379㎜を消防局で観測し、大規模な土砂流出などが発生しています。活動体制につきましては、21日９時30分に田中市長を本部長とする災害対策本部体制をしき、400名体制で対応し、開設した避難所は16か所、避難者は25名でありました。人的被害は軽傷者１名で、80代の女性が風にあおられて転倒し、頭部を負傷しています。物的被害は、床上浸水３戸、床下浸水19戸。行徳駅前公園内及び民地１か所で倒木が発生し、処理は既に完了しています。また、鬼高３丁目ショップス前、原木地下道、動植物園西側道路など17か所で冠水による通行規制を実施いたしました。そのほか、土砂流出は５か所ございました。先日の千葉豪雨に続き、残念ながら今回も道路冠水により16台の車両が被災し、現在１台がレッカー移動待ちの状況です。また、排水要請によるポンプ作業を３か所で行い、併せて土のうの設置もいたしました。現在、土砂流出により、大柏小学校南側道路で道路規制、また市川霊園の区画内において入場規制を行っております。今後は災害ごみの収集や消毒要請にお応えするとともに、住居及び農地、事業所の被災調査を速やかに実施して被害の全容を把握し、一日も早く市民の日常を取り戻せるよう、田中市長を筆頭に全部署を挙げて災害対応に取り組んでまいります。また、災害見舞金など被災者の支援についても継続して行えるよう、関係部署と調整していきたいと考えております。

私からは以上でございます。

○大久保たかし議長　以上で報告を終了いたします。

○大久保たかし議長　日程第２一般質問を行います。

順次発言を許可いたします。

つかこしたかのり議員。

○つかこしたかのり議員　創生市川・自民党のつかこしたかのりです。通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

まずは地域防災及び被災者支援について、(1)災害時の小学校区防災拠点の役割。

本市では、市内39校の小学校を小学校区防災拠点に位置づけ、地域防災の活動拠点としています。令和８年８月の千葉豪雨では、実際に避難所が開設された小学校もありましたが、その際、小学校区防災拠点協議会はどのような役割を担うことになっているのかお伺いします。

○大久保たかし議長　危機管理監。

○今井　隆危機管理監　お答えします。

小学校区防災拠点協議会は市内39の小学校区を単位とし、地域住民で構成され、学校職員や市職員とともに、災害時は主に避難所運営支援などを行う組織で、その活動は主に大規模地震災害を想定したものです。一方、台風などの風水害は気象予報や観測データから災害の予兆を捉え、事前に備えることが可能であり、開設する避難所は状況に応じて選定することや、開設は短期間となることが多いなどの特徴があります。そこで本市では、風水害時の避難所は市職員のみで対応する方針としており、今回の千葉豪雨においても、職員のみで一部の小中学校で避難所の開設、運営を行ったところです。

なお、大規模な河川氾濫等により甚大な被害が発生し、避難生活が長期化するような状況下においては、小学校区防災拠点協議会に避難所の運営支援などを要請することも想定しております。

以上でございます。

○大久保たかし議長　つかこし議員。

○つかこしたかのり議員　御答弁では、小学校区防災拠点協議会は大規模地震災害を想定した活動を行っており、今回のような風水害時の避難所については、市職員を中心に開設、運営する、その考え方については理解いたしました。

しかし、８月13日の大雨では、宮久保小学校区防災拠点の地域内にある下貝塚において崖崩れが発生したとの報道がされたことで、協議会委員の方々にも避難などについて多くの問合せが寄せられたと聞いています。小学校区防災拠点協議会の委員には自治会長や自治会役員など、日頃から地域で活躍されている方も多く、災害時に地域の方々から命に関わる相談を受けた際、災害の情報が何もない中で、個別に災害対応の判断を求められることは大きな負担にもなっていると考えます。だからこそ、大規模地震に限らず、大雨などの風水害が発生した場合にも行政と地域が必要な情報を共有し、地域の皆様が安心して対応できるような連携の仕組みを整えておくことが重要だと考えます。今後は風水害時でも小学校区防災拠点協議会との情報共有や連携について検討していただき、地域と行政が一体となった防災力の向上に努めていただくことを要望して、次の項目に移ります。

⑵令和８年８月13日の大雨で被災した市民等に対する支援。この項目については、先順位者への御答弁で内容を理解しましたので、重複する質問は割愛します。

その上で、本定例会中、９月21日にも短時間に激しい大雨が降り、浸水の危険性が高まったことから警戒レベル４の避難指示が発令されました。本定例会において可決された災害見舞金の上乗せや事業者、農業者の支援など、先ほど危機管理監が拡大して検討いただくということのお言葉には個人的にも、そして多くの市民の方々にも好意的に受け取っていただけると自分は考えます。８月、９月の千葉豪雨で被災された皆様が一日も早く平穏な日常を取り戻されることを願い、この項目の質問は終わります。ありがとうございました。

続いて、人と動物の共存できる社会について。

令和６年度時点において、犬の登録は２万98頭であり、平成25年の１万7,948頭から毎年増加しており、今後もペットとして犬を飼う市民の方が増えていくことが考えられます。

そこで、人と動物が共存できる環境を整えていく観点から、現在、市内において、ペットを同伴できる公園やドッグランがどの程度整備されているのか、現状についてお伺いします。

○大久保たかし議長　環境部長。

○湯本明男環境部長　お答えいたします。

市内の公園につきましては、全ての公園がペットの同伴を可能としており、犬と散歩する場合、飼い主の方にリードをつけていただくよう、公園内にお願いの掲示をしております。また、市内におけるドッグランにつきましては、塩浜ドッグランの１か所のみとなります。

以上でございます。

○大久保たかし議長　つかこし議員。

○つかこしたかのり議員　ドッグランについては、塩浜ドッグランの１か所のみの御答弁でした。一方で、以前は二俣ドッグランもありましたが、こちらは平成25年３月から利用が休止されています。

そこで、この二俣ドッグランについては、今後再開する予定はあるのか。また、再開とは別に新たなドッグランを整備する予定はないのか、併せてお伺いします。

○大久保たかし議長　環境部長。

○湯本明男環境部長　お答えいたします。

二俣ドッグランは、東日本大震災による原発事故後に、道路清掃等によって生じた放射性物質を含む土砂を指定廃棄物として衛生処理場の敷地内に保管しており、利用者の安全に万全を期すため、平成25年３月から利用を休止しております。敷地内の指定廃棄物におきましては、環境省が示す除去土壌の保管に係るガイドラインに基づき適正に保管しており、指定廃棄物が撤去され、安全性が確保されるまではドッグランを再開する予定はございません。また、ドッグランの整備については、犬の鳴き声などに対する苦情を避けるため、民家からの距離が確保された広いスペースが必要となります。本市は住宅が多く、ドッグラン向きの未利用の土地も少なく、これまでの検討により、河川敷への整備も安全面や経費の面などから難しいため、現状において新たな候補地を探すことは困難な状況でございます。

以上でございます。

○大久保たかし議長　つかこし議員。

○つかこしたかのり議員　指定廃棄物が撤去され、安全が確保されるまでは二俣ドッグランを再開する予定はないとのことでした。

それでは、二俣ドッグランの再開に向けて、市として現在どのような取組を行っているのかお伺いします。

○大久保たかし議長　環境部長。

○湯本明男環境部長　お答えいたします。

二俣ドッグランの再開に向けては、週に１回、指定廃棄物周りの放射線量を測定し、安全性を確認するとともに、測定結果については市公式ウェブサイトにて公開しております。また、年に１回、環境省による指定廃棄物の立入検査を受け、保管状況の確認や撤去に向けた情報共有を行っているところです。このような取組を通じて、安全であることを確認しながら指定廃棄物の撤去の時期を見定めてまいります。

なお、現時点において、ドッグランの再開時期は未定でございます。

以上でございます。

○大久保たかし議長　つかこし議員。

○つかこしたかのり議員　二俣のドッグランの再開の時期は未定であり、また、新設もなかなか難しいという御答弁でした。ドッグランの新設については、民家から離れた広いスペースの確保など様々な課題があるとのことでしたが、市が管理する公有地の中には宮久保６丁目市民広場や下貝塚２丁目市民広場、国分川調節池緑地などがあります。御答弁された課題を解決できそうな、こうした既存施設のあくまでも一部を利用してドッグランとして整備することはできないのか伺います。

また、過去の議会答弁では、ドッグランの新設について民間事業者と協議を進めていくとの御発言もありました。

そこで、現在、民間事業者とはどのような協議や意見交換が行われているのか、併せて伺います。

○大久保たかし議長　環境部長。

○湯本明男環境部長　お答えいたします。

初めに、ドッグランの新設につきましては、犬の鳴き声などに対する苦情がないように、民家から離れている広いスペースが確保されていることが重要となりますが、２つの市民広場はいずれも民家に隣接していることから、また国分川調節池緑地は、大雨の際に国分川の水を一時的にためて下流の流量を減らし、洪水の発生や浸水被害を防ぐことが主な役割の施設であることから、これらの公有地を活用するためには管理方法や設備面に関する課題が多く、ドッグラン整備については貴重な御意見として承ります。

次に、民間事業者との協議につきましては、複数の民間事業者に対して、市川市内にドッグランを新設する意向を確認いたしました。民間事業者がドッグランを検討する場合の主な目的はサービスの充実や収益の拡大のためと伺っております。一方、課題はスペースの確保であるとのことですが、市川市は地価が高く、確保については容易でない旨の回答をいただいております。

以上のことから、民間事業者については、現在のところドッグラン整備の意向は示されていない状況でございます。

以上でございます。

○大久保たかし議長　つかこし議員。

○つかこしたかのり議員　御答弁から、二俣ドッグランの再開も難しく、新たなドッグランの整備、さらには既存の公共施設を活用した整備についても、それぞれ課題があるとのことでした。そうであるならば、市内唯一のドッグランである塩浜ドッグランについて、今後、より利用しやすい施設となるよう、その運用について御検討いただきたいと思います。塩浜ドッグランは、利用者による自主管理方式で草刈りや清掃、施錠などを会員の皆様が協力して行っています。こうした利用者の御協力は大変ありがたい一方で、実際に利用されている方からは、自主管理方式であることを含め、利用のしやすさについて御意見を伺うこともあります。

また、本市では、公園内で犬を散歩すること自体は禁止されてない、そういった御答弁でした。しかし、地域の声を伺うと、公園で犬を散歩させることが禁止されていると思っている方もおり、飼い主の方との間でトラブルになったという声も伺っています。一方で、誰もいない公園ではあったものの、大型犬のリードを外して遊ばせている飼い主の方がいたため、子どもを遊ばせたかったものの、利用をためらったという保護者の声も聞いています。これは犬を飼っている方が悪い、あるいは公園を利用する方が悪いということではなく、ルールや利用方法についての認識が十分に共有されていないことが要因ではないかと考えます。今後、犬の登録数が増えていくことを考えれば、飼い主と公園を利用する双方が安心して公共空間を利用できる環境を整えていくことが重要です。そのためにも、市内唯一の塩浜ドッグランについては、まずは利用者の声を伺いながら、より利用しやすい運用を模索していただき、将来的には新たなドッグランの整備や既存施設との併設など様々な可能性を検討されることを要望して、この項目の質問は終わります。ありがとうございました。

続いて、市川市霊園合葬式墓地について、(1)本年度の申込状況。

私の身近な多数の方々が本市の合葬式墓地に申込みをされたものの、残念ながら抽せんにより、全ての方が落せんされました。合葬式墓地は少子高齢化や核家族化、墓地を継承する方がいないなど、現在の社会状況を反映して市民の皆様からの関心も高いと考えます。

そこで、まずは合葬式墓地の本年度の申込状況についてお伺いします。

○大久保たかし議長　保健部長。

○横山京子保健部長　お答えいたします。

本年度の公募に対する申込状況は、１体用は115体の募集に対し300件の応募があり、２体用は75組、150体の募集に対し553件の応募であり、応募件数は合計853件で倍率は4.5倍となっています。近年、合葬式墓地の人気

が高まっていることから、本年度は１体用、２体用、それぞれ募集数を前年度より20ずつ増やしたため、昨年度の5.3倍から倍率が下がっていますが、全ての区分で応募が募集数を超えており、抽せんにより当せん者を決定しています。

以上でございます。

○大久保たかし議長　つかこし議員。

○つかこしたかのり議員　全体の倍率は4.5倍、２体用は75組の募集に対し553件の応募があったとの御答弁ですから、計算すると２体用の倍率は約7.4倍にもなり、私の身近な方々が全て落せんされたのも、これは偶然ではなく、ある意味では必然だったと考えます。合葬式墓地に対する需要の高さを改めて実感します。本年度の申込状況、今後の社会情勢を考えると合葬式墓地の需要はさらに高まると考えます。

そこで(2)として、合葬式墓地を拡充する考えはあるのかお伺いします。

○大久保たかし議長　保健部長。

○横山京子保健部長　お答えいたします。

合葬式墓地では、遺骨を使用許可日から20年間、ロッカータイプの納骨壇に納めた後に合葬室に共同埋蔵しており、共同埋蔵により開いた納骨壇を毎年新規募集に充てています。納骨壇は地下の納骨室に設置していますが、新たに設置する場所がなく、現在の合葬式墓地の拡充は困難となっています。一方で、お墓に対する意識の変化により承継が不要な墓地に対する需要が高まっていることから、市民アンケートの結果も参考とし、新たに樹木を墓標とする形態の樹林型合葬式墓地を整備することとしています。令和７年度に設計を実施しており、今定例会で御承認いただきました補正予算により、令和９年度の供用開始に向け速やかに工事を進めてまいります。

以上でございます。

○大久保たかし議長　つかこし議員。

○つかこしたかのり議員　令和９年度の供用開始に向け、樹林型合葬式墓地の工事を進めていくとの御答弁でしたが、それでは、この樹林型合葬式墓地について、現時点でどの程度の募集を予定しているのか伺います。

○大久保たかし議長　保健部長。

○横山京子保健部長　お答えいたします。

樹林型合葬式墓地の埋蔵数は約4,800体を予定していますが、年度ごとの募集数など、具体的な運用については現在検討しているところです。墓地は長期に使用されることから計画的な運用が求められるため、現在の合葬式墓地の運用や応募状況も踏まえ、市民ニーズに対応できるよう検討を行ってまいります。

以上でございます。

○大久保たかし議長　つかこし議員。

○つかこしたかのり議員　樹林型合葬式墓地を新たに整備することで市民の皆様の新たな選択肢が増えることは理解いたしました。これはすばらしいことだと思います。しかし、樹林型合葬式墓地と現在の合葬式墓地では遺骨の収蔵方法や墓地の形態が異なるため、現在の合葬式墓地については今後も高い需要が続くことも考えられます。先ほどの御答弁では、現在の合葬式墓地については新たに納骨壇を設置する場所がなく、現在の施設を拡充することは難しいとのことでした。そうであるならば、市民の多様なニーズに応えていくためにも、現在の形態の合葬式墓地についても、将来的に別の場所に新たに整備することは検討できないのかお伺いします。

○大久保たかし議長　保健部長。

○横山京子保健部長　お答えいたします。

現在の合葬式墓地に加え、今回、樹林型合葬式墓地を新たに整備することにより市民の選択肢や年間の埋蔵数

が増えることから、本市の合葬式墓地については一層の充実が図られるものと考えています。現在、社会情勢が変化しており、墓地を取り巻く環境も変化していることから、合葬式墓地の整備を検討していく際には墓地の応募者数の推移など、市民ニーズの適切な把握が必要と考えます。

以上でございます。

○大久保たかし議長　つかこし議員。

○つかこしたかのり議員　樹林型合葬式墓地を整備した後も現在の合葬式墓地への高い応募状況が継続する場合は、必要に応じて現在の形態の合葬式墓地を別の場所に整備することも含め、幅広く検討していただきたいと思います。お墓は人生の最期を迎える場所であり、御家族にとって大切な場所でもあります。市民の皆様がそれぞれの事情や希望に応じた選択ができるよう、将来を見据えた合葬式墓地の充実を期待して、この項目の質問は終えます。

続いて、第９期高齢者福祉計画・介護保険事業計画について、主な実績及び市民の声の反映について。

本計画は、高齢者の皆様が住み慣れた地域で安心して自分らしい生活を送るための本市の高齢者福祉や介護施策の方向性を示す重要な計画であると認識しています。この計画期間も３年目を迎えており、これまで様々な取組が進められてきたと思います。

そこで、令和６年度から８年度まで第９期計画の概要と現状までの主な実績についてお伺いします。

○大久保たかし議長　福祉部長。

○寺島　崇福祉部長　お答えします。

令和６年度から８年度までを計画期間とする第９期の市川市高齢者福祉計画・介護保険事業計画では、基本理念として、「個人としての尊厳が保たれ　その人らしく自立した生活を送ることができる　安心と共生のまちいちかわ」を掲げ、３つの基本目標を設定するとともに、15の事業について数値目標を設定し、達成状況を評価しております。

基本目標につきましては、１つ目を「自分らしく『自立』した生活をおくる」としており、介護予防と健康づくりの推進や認知症への理解の促進などを図る６つの事業に取り組んでおります。主な実績としましては、市公式ＬＩＮＥを活用した健康長寿に関する情報配信を行っており、令和６年度の登録者数4,827人を上回ることを目標に、健康や食生活についてセルフチェックの形式のクイズを行ったところ、昨年度の登録者数を大幅に上回る8,330人となっております。

２つ目は「尊厳ある暮らしを最期まで支える」として、高齢者サポートセンターの機能強化や連携による認知症への支援などを図る５つの事業に取り組んでおります。主な実績としましては、認知症ガイドブックを市内の店舗や事業所に配架しており、令和６年度の159か所を上回ることを目標に、新たに病院や薬局、飲食店などに協力をお願いしたところです。その結果、前年度より53か所多い212か所に配架先を拡大することができ、市民の皆様はより身近なところで手に取っていただけます。

３つ目は「安心と共生の基盤をつくる」として、認知症の方やその家族が不自由なく安心して暮らすことのできる環境を整えることや介護人材の確保など、４つの事業に取り組んでおります。主な実績としましては、認知症の方に優しいお店、事業所を認定する制度を設けており、令和６年度の認定事業所数44事業所を上回ることを目標に、認知症地域支援推進員が中心となり事業所等への周知を行ったところ、昨年度の認定事業所数は52事業所に増加し、認知症の方を地域で支える環境づくりにつながっております。これらの取組により、第９期計画の２年目における目標達成率は98％となっております。今後もそれぞれの事業における適切な目標値を設定するとともに、事業の実施状況や目標達成状況を検証しながら、基本理念の実現に向けて各種施策に取り組んでまいります。

以上でございます。

○大久保たかし議長　つかこし議員。

○つかこしたかのり議員　第９期計画について、これまでの事業はおおむね目標を達成しているとのことでした。一方、今後の高齢者施策を考える上では、実施した事業の成果だけでなく、実際に市民の皆様の健康や生活がどのように変化しているのかを把握することも重要だと考えます。

そこで、昨年度実施した健康とくらしの調査について伺います。この調査結果はどのようなものなのか。また、前回の調査と比較して悪化している項目はあるのか。あるならば、悪化している項目に対して、健康寿命日本一を掲げている本市はどのように取り組んでいくのか伺います。また、調査結果を第10期の計画にどのように反映するかについても併せてお答えください。

○大久保たかし議長　福祉部長。

○寺島　崇福祉部長　お答えします。

健康とくらしの調査は次期計画策定の基礎資料とするため、要介護認定を受けていない65歳以上の高齢者を対象に、健康や社会参加についてニーズを把握するために実施をしております。

初めに、高齢者の健康に関する質問におきましては、健康状態がよいと回答した人の割合は前回計画策定時の調査からは改善しましたが、階段を手すりにつかまらずに上ることができないや、過去１年で転んだ経験があるなどと回答した運動機能の低下した方の割合は7.3％で、前回調査より１ポイント上がっております。高齢化の進展に伴い、この割合は今後も増加すると考えられることから、高齢者が主体的にフレイル予防に取り組める施策の推進が重要であると考えております。

次に、高齢者の社会参加に関する質問におきましては、スポーツや趣味の会、ボランティアへの参加割合が上昇している一方で、外出が週１回未満である方の割合は3.3％と、前回調査より0.4ポイント上昇しております。閉じ籠もりの傾向は、認知機能の低下などにより要介護状態となるリスクが高まることが懸念されます。このため、健康寿命の延伸に向けて高齢者が参加しやすい環境づくりにさらに取り組んでいくことが重要であると考えております。こうした傾向を踏まえ、第10期計画では、住み慣れた地域でいつまでも元気に暮らしていただけるよう、心身機能の低下などに不安を感じる高齢者等がフレイル予防についての理解を深め、主体的に取り組めるような施策や、孤独、孤立を感じることなく安心して過ごせるよう、必要な施策を推進してまいります。

以上でございます。

○大久保たかし議長　つかこし議員。

○つかこしたかのり議員　第９期計画では２年目の目標達成率が98％となり、すごい数字だと思います。健康状態がよいと感じている方が増えている反面、運動機能の低下や閉じ籠もり傾向にある方が増えていることが理解できました。目標達成率が98％あるにもかかわらず、こういった課題がある。地域の高齢者の方々は、この目標達成率98％をどれだけ実感しているのか、ここに課題があるように感じます。高齢者の皆様がいつまでも住み慣れた地域で健康に自分らしく暮らしていくためには病気や介護を予防するだけでなく、実際に外に出て人とつながり、地域の中で役割を持って生活する、そういった環境をつくることも大切だと考えます。第10期計画においては、既にやっていただいていると思いますが、今回の調査結果と市民の皆様の声を改めて反映していただきまして、健康寿命の延伸と地域で支え合える環境づくりをさらに進めていただくことを要望して、この項目の質問を終わります。ありがとうございます。

続いて、自治会間の加入率等の差を踏まえた本市との連携について。

現在、自治会数や自治会の加入世帯数、加入状況を踏まえ、人口が増加傾向にある中で自治会加入世帯数はどのように推移しているのかお伺いします。

○大久保たかし議長　市民部長。

○山影聡香市民部長　お答えいたします。

本年４月１日現在、自治会数は226、加入世帯数は12万8,760、世帯加入率は48.2％となっております。近年、自治会加入世帯数は減少傾向で推移しており、令和３年度は13万3,529世帯、４年度は13万3,413世帯、５年度は13万2,821世帯、６年度は13万1,529世帯、７年度は13万353世帯、８年度は12万8,760世帯と、５年間で4,769世帯、3.6％減少しています。

なお、この５年間で、本市の人口は7,921人、1.6％、世帯数は１万5,860世帯、6.3％増加しております。

以上でございます。

○大久保たかし議長　つかこし議員。

○つかこしたかのり議員　この５年間で世帯数は6.3％増加したにもかかわらず、自治会加入世帯数は3.6％減少したとの御答弁でしたが、それでは現在、この加入世帯数の減少に対して、自治会への加入促進や地域コミュニティーの維持活性化に向け、本市はどのような取組を行っているのかお伺いします。

○大久保たかし議長　市民部長。

○山影聡香市民部長　お答えいたします。

本市では、自治会への加入促進や地域コミュニティーの維持、活性化を図るため、これまで様々な取組を進めてまいりました。具体的には、令和２年度に市川市自治会等を応援する条例を制定して以降、自治会をより身近に感じていただくため、京成バス車内での加入促進アナウンスや自治会活動を紹介するアニメーション動画のユーチューブ配信、加入促進リーフレット、ポスターの作成、「広報いちかわ」での特集など、様々な媒体を活用した周知、ＰＲを行っております。また、自治会への加入や活動への参加につなげるため、デジタル地域通貨ＩＣＨＩＣＯを活用した自治会加入世帯及び加入先の自治会へのポイント付与や、学生が自治会活動に参加するボランティア事業を実施しております。このほか、市川市自治会連合協議会との共催によるちば自治会地域サミットｉｎ市川を開催するなど、自治会活動の活性化に取り組んでまいりました。加えて自治会活動に必要な物品の配布をはじめ、お祭りなどのイベントや貸切りバスを利用した地域活動を支援するコミュニティ活動支援補助金、自治会館など集会施設の新築や改修、借上げに要する費用を助成する自治会集会施設整備事業等補助金など、自治会活動を支える様々な支援メニューを実施しております。さらに、本年度はより多くの若い世代に自治会活動の情報を届けるため、電子回覧板を導入いたします。こうした取組を通じて自治会への加入促進を図るとともに、自治会が継続して地域活動に取り組むことができる環境づくりを進め、地域コミュニティーの維持、活性化につなげているところであります。

以上でございます。

○大久保たかし議長　つかこし議員。

○つかこしたかのり議員　本市がこれまで自治会への加入促進や地域コミュニティーの維持、活性化に向け、様々な取組を進められていることは理解しました。一方で、様々な取組を進めているにもかかわらず、自治会加入世帯数が減少傾向にある背景には、ライフスタイルの変化だけでなく、人間関係の複雑化や地域コミュニティーの希薄化なども要因だと考えます。実際に人間関係から自治会への加入や退会をめぐる裁判もあり、自治会については、最高裁判所から強制加入団体ではないとの判断も示されています。また、弁護士さんの専門家による情報発信を見ても、自治会に関するトラブルが紹介されています。本市においても、自治会内の役員同士や役員と一般会員との間などで紹介されているような、自治会の運営をめぐるトラブルが生じているからこそ、人口は増加しているのに加入世帯は減少していることもひょっとしたら考えられます。

そこで、こうした自治会に関するトラブルについて、本市としては、どのような相談対応や支援を行っている

のか。また、自治会が地域の中で円滑に活動を継続できるように、どのような連携、支援が可能なのかお伺いします。

○大久保たかし議長　市民部長。

○山影聡香市民部長　お答えいたします。

自治会は、同じ地域に住む人々が住みよいまちづくりのために自主的に組織、運営する任意の団体であることから、役員間や役員と会員との間で生じたトラブルについては、まずは役員会や総会などで十分に話し合い、自治会自らが解決していくことが基本であると考えています。

一方、自治会は防災、防犯、環境美化、地域住民への情報提供など、地域コミュニティーを支える重要な役割を担っており、市とは安全で安心な住みよい地域社会の形成に向け、相互に連携、協力する関係にあります。このため、トラブルの長期化などにより自治会活動に支障が生じる場合も考えられることから、自治会運営に関する相談が寄せられた際には状況を伺い、運営の一般的な考え方やほかの自治会の事例などについて情報提供や助言を行っているところです。市といたしましては、自治会の自主性を尊重しながら、今後も運営に関する相談対応や情報提供を行うとともに、加入促進やデジタル化による役員の負担軽減など自治会が抱える課題に応じた支援を行い、地域活動を円滑に継続できるよう連携していきたいと考えております。

以上でございます。

○大久保たかし議長　つかこし議員。

○つかこしたかのり議員　自治会は地域の皆様が自主的に運営する組織であり、防災、防犯、環境美化、見守りなど、地域の暮らしを支える大切な役割を担っています。一方で人口や世帯数が増加する中、自治会加入世帯数が減少していることや、自治会間で加入率などの差が出ていることへの現状を踏まえると、これまでの加入促進策に加え、自治会を運営する側の御苦労や会員の皆様が抱える様々な課題にも、市として一歩踏み込んで目を向けていくことが重要だと考えます。実際に自治会長からは、加入を条件として、家屋に隣接する枝の剪定や草刈りを求められる、また、自治会による集団資源回収やごみ回収に関する事業者と住民、あるいは住民同士のトラブルなど、自治会として対応するには負担の大きい要望を受ける、そういった場合があることや、新たに住宅が建設された地域の街灯を自治会が引き継いだところ、その後、その地域の会員の方々が一斉に退会し、非会員の地域である街灯を自治会が管理しなくてはいけなくなったなど、自治会運営の難しさの話も聞いています。また、逆に全国では自治会への加入や退会、役員の選任、地域活動などをめぐり、住民と自治会との間でトラブルになる事例も見受けられます。

こうした課題は自治会に解決を委ねるのではなく、相談対応や情報提供を行うなど、行政として、いま一歩踏み込んだ対応も必要ではないのでしょうか。その上で、自治会長や役員の皆様が過度な負担を抱えず、非会員の方々も含め、地域の皆様が安心して自治会に参加できる環境をつくっていただき、その上で加入世帯数が増加することを要望して、本項目の質問を終えます。ありがとうございます。

最後の項目ですが、特別支援学校の増設について、(1)本市と学校法人和洋学園との間で締結された合意書の内容。

特別支援学校の増設については、小学校、中学校、高等部を一体で設置することを目指していること、また通学区域が設定されており、京葉道路より北側は市川市立須和田の丘支援学校、京葉道路より南側は千葉県立市川特別支援学校への就学となり、須和田の丘支援学校が国分校舎に移転し、増設された場合でも通学区域の変更はないということは、さきの代表質問で理解しました。

その上で、学校法人和洋学園との間で締結された合意書が市議会においても可決されたことに伴い、既にある県立の特別支援学校との連携に変わる部分があればお答えください。

○大久保たかし議長　学校教育部長。

○小林義行学校教育部長　お答えします。

須和田の丘支援学校の管理職は県立特別支援学校の校長会や教頭会などの会議に参加しており、県と情報を共有しているところでございます。また、県立特別支援学校とは、日頃の体育の授業や部活動などの成果を発揮する場、生徒同士の交流の場といたしまして、葛南地区にあります県立特別支援学校とともに千葉県特別支援学校葛南地区駅伝大会に参加しております。今後、須和田の丘支援学校の増設が行われましても、県立特別支援学校との連携に変更はございません。

以上でございます。

○大久保たかし議長　つかこし議員。

○つかこしたかのり議員　増設が行われても、県立の特別支援学校との連携については変更がないことを理解しました。

その上で、障がいや発達特性のある児童生徒に対し少人数の特別支援学級や、通常の学級に在籍しながら一部特別な指導を受ける通級指導教室が設置されていますが、この特別支援学校を増設することで教員の確保が課題になると考えます。

そこで(2)として、増設に伴う増員において、その中でも経験のある教員の確保をどのように考えているのかお伺いします。

○大久保たかし議長　学校教育部長。

○小林義行学校教育部長　お答えします。

学級数と教員の定数は、児童生徒数により決定しております。経験のある教員の確保については、他市での特別支援教育経験者や県立特別支援学校経験者の交流人事に努めるとともに、市内特別支援学級経験者の配置等で対応してまいります。

以上でございます。

○大久保たかし議長　つかこし議員。

○つかこしたかのり議員　市内特別支援学級での経験を生かした配置などで経験のある教員の確保に努めていくとのことですが、特別支援の教育は、一人一人の障がいや発達の特性に応じたきめ細やかな支援が求められます。そのため、既に御留意いただいていると思いますが、単に増設分の増員を確保するのではなく、これまで培われてきた経験や専門性がある教員を確保し、次の世代の教員へつなげていくことが重要だと考えます。特別支援学級の増設が、より多くの児童生徒にとって安心して学べる環境の整備につながるよう、経験のある教員の確保と育成、そして学校現場への必要な支援を引き続き進めていただくことを要望します。

そして、子どもたちの成長を支えることのできる教育の拡充を期待して、この項目、また私の一般質問を終えます。御答弁いただきましてありがとうございました。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

○大久保たかし議長　廣田徳子議員。

○廣田徳子議員　日本共産党の廣田徳子でございます。市議団が毎年行っています市民アンケートの質問項目を、今年はより具体的に答えやすく変えました。今回はその中から質問をさせていただきたいと思います。回答は６月から８月上旬に集中していますので、今回の豪雨災害や今定例会に出されている補正予算前の市民の声です。また、地域ごとに色を変えてアンケートを作っていますので、特に行徳地域の回答から見えてきた要望や暮らしぶりが明らかになった点について、それぞれの項目の中で市民の声を交えながら、通告に従いまして伺ってまいります。また、数年前からＱＲコードでも回答できるようにしてからは20代から30代の方からも回答が増え

ました。

それでは、質問をしてまいります。

大項目１つ目、物価高騰に対する市民への支援についてです。

物価高騰に対し、以前より買うことを控え、節約していることは何かを伺いました。生活費の中で支出のウエートが高い食費を節約しているという回答が一番多く、具体的な記述には、１日２食にしている、５食入りのインスタント麺をよく買うようになった。また、電気代の節約も多く、特に高齢者はテレビやエアコンはできるだけ使用しない。次いで、衣服、旅行、趣味などでした。

そこで(1)として、国から市に対し物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金が交付されていますが、いつ、どのくらいの金額が来ることが分かるのか。それを受けて、市はこれまでどのようなスケジュールを組んでいるのかを伺います。

○大久保たかし議長　企画部長。

○西村　直企画部長　お答えします。

物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金は、コロナ禍を乗り越え、社会経済活動が回復していく一方で、長期化する物価高騰の波から国民生活並びに地域経済を守り抜くため、令和５年度に創設された交付金でございます。そのため、影響の著しい低所得世帯への重点支援をはじめ、地域の実情に応じたスピード感のある生活者、事業者支援が各自治体には求められております。

なお、本交付金は、国の予備費や補正予算を通じて機動的に措置されることから、自治体の迅速かつ柔軟な事業実施が不可欠であるものの、交付決定時期が11月以降の年度後半となる場合には翌年度への繰越しが認められるなど、柔軟な運用も図られているところでございます。

こうした国の趣旨を踏まえ、本市におきましては、真に手を差し伸べるべき方々に対し、いち早く効果的な支援を届けるべく取り組んでまいりました。具体的には、これまでに本市へ交付された約139億円を活用し、住民税非課税世帯等を対象とする低所得世帯への重点支援給付金の支給や、エネルギー価格高騰の打撃を受ける中小企業や個人事業者、地域物流を支える貨物運送事業者等に対し燃料費支援を行うなどの支援を展開してまいりました。さらには、これら直接的な経済支援にとどまらず、高齢者のデジタル利活用を推進するため、ゴールドシニアを主な対象としてデジタル活用講座やスマートフォンの購入費用を一部助成するチャレンジ75事業や、デジタル地域通貨ＩＣＨＩＣＯ還元率アップキャンペーンに加え、ＩＣＨＩＣＯ加盟店での省エネ家電、防犯・防災用品、お米の購入に対する還元ポイントの付与など、地域の課題解決や地域経済の活性化に資する事業の財源として多角的に活用してまいりました。直近では、家計支援とともに地域内での資金循環と地元店舗の支援を推進すべく、全市民を対象として一律4,500円のＩＣＨＩＣＯカード配布の際の財源としても活用したところでございます。

以上でございます。

○大久保たかし議長　廣田議員。

○廣田徳子議員　本市では、重点支援交付金を活用して食の支援を実施するとのことですが、国からの通知後、本市でのスケジュールと事業選定に至った考え方について伺います。

○大久保たかし議長　企画部長。

○西村　直企画部長　お答えします。

本年６月５日に成立した国の令和８年度補正予算において、中東情勢に伴うエネルギー価格高騰等への緊急対応として、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金1,000億円が追加措置され、そのうち本市に対しては、同日付で内閣府より１億478万9,000円の交付限度額が示されました。そこで、本交付金を活用したきめ細やかな支

援をスピーディーに実施するため、事業選定に向けた全庁的な検討を直ちに実施いたしました。事業の検討に当たりましては、国が例示する推奨メニューへの適合性に加え、今回示された交付限度額が全市民への給付や広く事業者支援を行うためには少額であること、また、年度内に執行しなければならないという期間上の制約があること、さらにはガソリンの暫定税率の廃止や電気、ガス料金の支援など、国や県が行う施策動向も総合的に勘案いたしました。その結果、全市民や事業者への一律の支援ではなく、近年の食料品価格高騰の影響を最も受けている子どもとその保護者並びに生活困窮者に対して食の支援を強化することが最も効果的であると判断し、本定例会において補正予算案として御提案させていただきました。

なお、この食の支援を御提案させていただくに当たりましては、子ども食堂、フードリボン、いちカレ事業の現場や関係者と利用状況や運用上の課題等について協議させていただくとともに、実際に現場を視察し、その中で得た認知度の向上と利用への心理的ハードルの軽減という課題を踏まえ、まずは多くの方々に実際に来ていただき、そして体験できる機会を創出することを重視し、施策化を図ったものでございます。先日、９月補正予算に対する議決をいただきましたことから、各事業を順次スタートさせてまいります。

まず、子ども食堂を拠点としたフードパントリー及びいちカレ事業の拡充につきましては10月より、中学校区を拠点とする移動フードパントリーにつきましては事業者決定後の11月より開始する予定でございます。また、フードリボン体験事業につきましても、学年を分散させながら11月より順次実施してまいります。これらを通じて子ども食堂、フードリボン、いちカレにおける支援拠点を拡充し、支援を必要とする方々と地域、そして行政との接点をこれまで以上に強化し、より多くの支援へとつながることで、誰一人取り残さない社会の実現を目指してまいります。

以上でございます。

○大久保たかし議長　廣田議員。

○廣田徳子議員　この９月から飲食料品、昨年同じ月と比べて３倍の4,923品も値上げされています。特に料理に欠かせない調味料の値上げが顕著です。いちカレの事業拡大やキッチンカーも10月または11月から来年の２月までです。継続して支援できるよう、また、この事業をしっかり検証していただき、効果のない事業は新しいものに転換されていかれるように望みます。

次に、単身世帯への生活支援についてです。

詳細な回答をいただいたのは、年金で生活をしている高齢者と20代、30代の単身者です。ここ数年、子育て世帯には手厚い支援がありますが、この世代は長時間働いても貯蓄もできない、趣味も持たないようにしているし、自由な時間もないという回答でした。生活保護にならないぎりぎりの生活をしている人は決して少なくはありません。子育て支援は、子どもがいれば誰でも受けることができます。しかし、高額の所得がある人も同じように支援を受けています。本当の平等、公平なのか、疑問に感じます。単身者に対して、市として支援していることはあるのかを伺います。

○大久保たかし議長　福祉部長。

○寺島　崇福祉部長　お答えします。

本市では、単身世帯の方も含め、経済的な困り事をはじめ就労、住まい、健康など生活上の様々な課題を抱える方に対し、生活困窮者自立支援制度に基づく支援を行っております。具体的には、市川市生活サポートセンターそらにおいて、専門の相談員が御本人の状況や御意向を丁寧に伺い、課題を整理した上で必要に応じて支援プランを作成し、就労支援や家計改善支援、住居確保給付金などの各種制度の利用につなげるなど、それぞれの事情に応じた支援を行っております。今後も物価高騰による家計負担の増加など生活環境などの変化を踏まえ、生活に困難を抱える方に対し、生活の安定と家計の立て直しに向けた支援に努めてまいります。

以上でございます。

○大久保たかし議長　廣田議員。

○廣田徳子議員　そこまで大変な貧困ではない人には、今は支援がないということで理解をしました。結婚すれば家賃補助があり、子どもが生まれれば選べる子育て支援があります。しかし、単身で頑張って働いている人には手を差し伸べていないのが現状です。どうにもならなくなったときではなく、アンケートの回答にあるように、お金がかかるから趣味は持たないようにしている、そんな記述を見ますと大変心が痛みます。食事の回数を減らすことや趣味を持たないようにしているということは、憲法25条にあるように、健康で文化的な生活を保障しているとは思えません。８月には健康増進活動支援事業もありましたが、女性と小学生のみでした。ちゃんとインストラクターがついているフィットネスクラブは、それなりにお金もかかります。20代、30代の男性は補助が欲しいということをアンケートに書いてありました。通勤、通学には大変便利でありますが、結婚や出産をしなければ補助がないというのでは、市川に住んでよかったということにはならないと思います。ぜひ単身者にも住みやすい施策をお願いいたします。

次に、ＩＣＨＩＣＯ定額カードの配布の効果と今後の本市の考えについて伺います。

今年４月からＩＣＨＩＣＯ定額カードを全市民に配布していますが、その効果と今後の市の考えについてお伺いいたします。

○大久保たかし議長　経済観光部長。

○高橋一三経済観光部長　お答えします。

物価高騰対応として、令和８年１月19日時点で本市に住民登録のある全ての市民を対象に4,500円分のＩＣＨＩＣＯ定額カードを約26万5,000世帯に郵送したことにより、令和８年度当初、約６万人だったＩＣＨＩＣＯのアプリ利用者は現在23万人を超えております。ＩＣＨＩＣＯのアプリに約28万9,000枚の定額カードのポイントが移行されたとともに、アプリへの移行により1,000ポイントが付与された件数は21万9,000件を超え、アプリ利用者の増加に寄与したものと考えております。ＩＣＨＩＣＯのアプリ利用者の年齢構成におきましては、50代が約20％と最も多く、60代以上でも合計約24％となっており、幅広い年代の方に御利用いただいております。さらに、本事業の決済状況におきましては、現在、約13億5,000万円が利用され、そのうちアプリでの利用が約79％、定額カードでの利用が約21％となっており、スマートフォンをお持ちでない方やスマートフォンの利用に慣れていない方にも御利用いただけているものと考えております。このように、本事業におきましてはＩＣＨＩＣＯのアプリの利用だけではなく、ＩＣＨＩＣＯ定額カードの利用も可能であるため、幅広く御利用いただけているものと認識しております。

なお、現在、より多くの皆様にＩＣＨＩＣＯを御利用いただけるよう、アプリのインストールや操作方法などについて相談することができるサポートコーナーを設けております。市役所第１庁舎、行徳支所、大柏出張所、市川駅行政サービスセンターの４か所のサポートコーナーでは対面での相談を実施しており、今後も市民の方々へきめ細かな支援に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○大久保たかし議長　廣田議員。

○廣田徳子議員　配布の際、不在にしていて、市にＩＣＨＩＣＯ定額カードが戻された後、現在、どのような対応をしているのか伺います。

○大久保たかし議長　経済観光部長。

○高橋一三経済観光部長　お答えします。

ＩＣＨＩＣＯ定額カードの配布につきましては、一部御本人が受け取ることができず、市に返戻されたものが

あるため、約94％の受け取り率となっております。定額カードを受け取ることができなかった方に対しましては、８月上旬に受け取り方法や受取りのための予約方法などを記載したはがきを郵送し、直接お受け取りいただくためのお知らせをしております。

なお、受取りにつきましては、市役所第１庁舎及び行徳支所において平日、また、第１庁舎におきましては一部土曜日にもお受け取りいただけるよう体制を整えております。

以上でございます。

○大久保たかし議長　廣田議員。

○廣田徳子議員　受け取っていない方が６％と伺うと少ないように感じますが、約１万6,000世帯、人数にすると２万人近いのではないでしょうか。ＩＣＨＩＣＯ定額カードを受け取ることができなかった方に対して、今後どのような対応をしていくのか伺います。

○大久保たかし議長　経済観光部長。

○高橋一三経済観光部長　お答えします。

ＩＣＨＩＣＯ定額カードを受け取ることができなかった方に対しましては、「広報いちかわ」や市公式ウェブサイトなどにおいて、引き続き周知を図ってまいります。また、外出が困難であるなど、受取りのため来庁することができない事情のある方につきましては、改めて送付をするなど柔軟に対応してまいります。

以上でございます。

○大久保たかし議長　廣田議員。

○廣田徳子議員　塩浜にお住まいの方はバスと電車で行徳支所まで往復740円、土曜日、市役所まで来るには往復1,220円かかります。残りの期間も３か月となりました。行徳支所でも毎週ではなくても結構ですので、土曜日も受け取れるようにしていただくなど、確実に市民の手に届くようにお願いをしたいと思います。

次に進みます。防災対策についてです。

防災無線について、市民アンケートでは、防災無線について聞こえる、聞こえない、聞こえるが何を話しているのか分からないに印をつけてもらうことにしました。行徳の旧道の方から聞こえないという声が多く、支所に近い伊勢宿ではよく聞こえているようです。ＬＩＮＥからの通知や様々な手段で情報発信しているのは承知していますが、携帯電話を使えない高齢者などはどのように情報を得ればよいのか伺います。

○大久保たかし議長　危機管理監。

○今井　隆危機管理監　お答えします。

防災行政無線の屋外スピーカーは、通常音が聞き取れるおおむね300ｍの範囲で住宅地全域をおおむねカバーできるよう調整して配置しております。しかしながら、住宅の気密性の高さや周辺の環境音、高層建物による遮蔽、風向きなどにより、どうしても聞き取りにくい場合がございます。そこで本市では、放送が聞き取りにくい場合に内容を繰り返し確認できるよう、市公式ウェブサイトの災害ポータルサイトやメール情報配信サービス、ＬＩＮＥやフェイスブック、ＸなどのＳＮＳでも発信しております。特に携帯電話を利用されていない方につきましては、防災行政無線の放送内容が確認できる無料テレホンサービスや、事前に登録していただいた電話またはファクスに市からプッシュ型で情報を発信する電話等一斉配信サービスを御用意していますので、ぜひ御利用いただきたいと思います。引き続き市からの緊急情報が全ての市民に届くよう、あらゆる媒体を活用して情報発信をしてまいります。

以上でございます。

○大久保たかし議長　廣田議員。

○廣田徳子議員　今伺った内容をぜひ市民に周知をしていただきたいと思います。ただ、広報やウェブサイトに

載せるだけではなかなか分かりません。防災訓練や市民まつり、行徳まつりでも知らせる活動をお願いしたいと思います。

また、年に何回か、全市民に訓練放送を行い、聞こえたかどうか市民にアンケートを取って、聞こえない地域を把握してはどうでしょうか。お考えを伺います。

○大久保たかし議長　危機管理監。

○今井　隆危機管理監　お答えします。

防災行政無線につきましては、全国瞬時警報システム（Ｊアラート）と連動した全国一斉情報伝達試験を年４回実施しているほか、毎日２回、試験放送を兼ねた12時のチャイムと17時の音楽を放送しています。アンケートでの把握ではございませんが、日頃の放送に対して、聞き取りにくい、音が大きいので下げてほしいなどの御意見を随時いただいており、可能な範囲で音量調整を行うなど対応しているところです。また、避難情報などの緊急放送を行った直後、放送内容を確認する問合せが寄せられた際には放送内容をお伝えするとともに、防災行政無線の内容を聞くことができる無料のテレホンサービスの御案内をしております。

以上でございます。

○大久保たかし議長　廣田議員。

○廣田徳子議員　大雨のときは窓を閉め、風や雨の音で、ふだん聞こえていても聞こえないと思います。そんなときこそ、緊急時です。無料のテレホンサービスは何番なのか、目につくところに貼っておけるような工夫も必要だと思います。今年は特に台風の発生や大雨も多く、本市も被害に遭っていますので、丁寧な市民への周知をお願いいたします。

次に、避難所と非常食の確保についてです。

今回の熊本地震における避難所の食事について、発災当初は菓子パンばかりであったことや、炊き出しを実施する民間団体との調整に課題があったと伺っていますが、本市の避難所の非常食の確保はどうなっているのか伺います。

○大久保たかし議長　危機管理監。

○今井　隆危機管理監　お答えします。

今回の熊本地震を含め、過去の災害では、避難所における食事の栄養バランスやメニューの多様化、全国から物資拠点に届いた支援物資が避難所や個々の被災者に届くまでの最後の配送区間での目詰まりなどが課題となるケースがあることが報告されています。本市では、発災直後において、自宅の備蓄を持ち出すことができなかった避難者用食糧として、避難所となる小中学校にアルファ化米やクラッカーを備蓄しているほか、本市職員による防災女性プロジェクトが考案した炊き出しレシピを活用できるよう、少量ながら缶詰や野菜ジュースを用意しています。また、数日後から届き始める国や県のプッシュ型支援とともに、本市が締結している協定事業者からも不足する物資を調達していくこととなります。本市としましては、集まった支援物資の供給に目詰まりなどが起こらないよう、物流を専門とする協定事業者を中心に、市と物資供給事業者などの関係者が連携する実践的な訓練を実施するなど、実効性のある物資供給体制の構築に努めてまいります。また、炊き出し等の食糧支援を行うボランティア団体の調整につきましては、受援計画において支援実施の手続や受付窓口を明確にするとともに、協定を締結しているキッチンカー団体などと連携し、食糧支援が迅速かつバランスよく避難所に届くよう取り組んでまいります。

以上でございます。

○大久保たかし議長　廣田議員。

○廣田徳子議員　この備蓄に関しての回答は様々でした。日々の生活も困難な中、備蓄などできないという回答

もあれば、冷蔵庫に最低でも２日ぐらいの食べるものはある、また、缶詰なども買っているという回答もありました。しかしながら、水の保存など、そういった意味ではまだまだ足りていないんだと思います。

今年８月に、毎年行われています全国保育団体合同研究集会に参加しました。２日目の分科会は、保育施設における災害時の対応を学びました。乳幼児は避難施設にいるからといって、特別な非常食は受け付けません。ふだん食べている食事やおやつ、つまり家庭においても特別なアルファ化米などは値段も高く、ふだん食べないので、見てみると期限が切れてしまったりしています。ふだんの買物で１つ多めに買っておく。それを保存しておけば消費もします。また追加をして買っておけばいいと思います。高齢者に、あの硬い乾パンはどうでしょう。いつも食べているものを多めに常備しておくのがいいのではないでしょうか。キッチンカーは温かいものを食べることができ、大変よいと思います。必要なときが来ないことを祈りますが、備えだけはしっかりしておきたいというふうに考えます。

次に移ります。公園環境についてです。

(1)として、トイレの洋式化の現状と今後の計画について伺います。

○大久保たかし議長　街づくり部長。

○小林英樹街づくり部長　お答えします。

これまで公園トイレの洋式化は、自治会からの御要望や公園の利用状況等を踏まえた改修計画に基づき改修を進めてまいりました。昨年度は百合台公園、すずらん公園、石橋下公園及びさわやかハウス行徳駅前の女子トイレを洋式化し、建物の状態により屋根や壁の塗装、照明のＬＥＤ化、換気扇の設置等も行っております。今後の洋式化につきましては、本定例会で御承認いただきました補正予算により行ってまいります。

計画の概要としましては、令和９年度末までに仮設トイレなどを除いた全てのトイレを洋式化し、建物の状態に応じた改修も実施するものであります。このことにより、公園を利用される皆様が快適にトイレを御利用いただける環境が整うものと考えております。

以上でございます。

○大久保たかし議長　廣田議員。

○廣田徳子議員　公園は小さなお子さんも安心して遊べる空間です。しかし、おむつをしていると交換する場所がありません。公園のトイレおむつ交換台設置について、本市の考えを伺います。

○大久保たかし議長　街づくり部長。

○小林英樹街づくり部長　お答えします。

公園トイレにおけるおむつ交換台は、主に大規模な公園の多目的トイレに設置しています。また、大町公園や国府台公園、北市川運動公園、ぴあぱーく妙典では、トイレ以外にも管理施設内にスペースを設けて交換台を設置しているところであります。一方で小規模な公園では、トイレも小規模で多目的トイレがない公園が多いことから、おむつ交換台を設置している公園は少ない状況にあります。しかしながら、公園はおむつの取れてないお子様を連れた親子の御利用も多いことから、近年は小規模な公園の再整備に伴う多目的トイレへの建て替えに合わせ、おむつ交換台を設置しています。今後もトイレの建て替えや新築の際には、公園の利用状況などを踏まえ、おむつ交換台の設置について検討する必要があると考えております。

以上でございます。

○大久保たかし議長　廣田議員。

○廣田徳子議員　確かに既存のトイレは狭いですし、その中に交換台の設置は難しいと思います。さらに、汚れていると荷物の置き場所にも困ります。

そこで、公園トイレの清掃状況はどのようになっているのか伺います。

○大久保たかし議長　街づくり部長。

○小林英樹街づくり部長　お答えします。

公園のトイレの清掃は、利用者の多い大洲防災公園などは１日１回、それ以外の公園については週に２回から３回の清掃を行っております。作業の内容は、トイレに設置されたチェックリストに沿って便器や洗面台、床の清掃などを行っています。清掃状況の確認は、年５回、作業状況が分かる写真やチェックリストによる報告書で確認しております。今後も職員による公園巡回時に清掃状況の確認も含めた巡視を行い、引き続き利用者が気持ちよくトイレを御利用できるよう、適切な維持管理に努めてまいります。

以上でございます。

○大久保たかし議長　廣田議員。

○廣田徳子議員　ぜひよろしくお願いいたします。使うほうのマナーもしっかりとやっていきたいと思います。

次に、アンケートによると、行徳駅前公園や南行徳公園で不法投棄があると書かれていました。不法投棄の対策はどのようになっているのか伺います。

○大久保たかし議長　街づくり部長。

○小林英樹街づくり部長　お答えします。

公園内の不法投棄については、公園利用に伴い発生したものではなく、家庭から出たごみをごみ箱周辺に捨てられるケースが多く見受けられます。このため、街区公園などの小さな公園をはじめとした一部の公園においては、ごみの放置や不法投棄を防止する観点からごみ箱の撤去を行っております。今後も公園の利用状況やごみの放置状況などを踏まえ、ごみ箱設置の見直しや注意喚起看板などの設置など、ごみの放置抑止につながる対策を検討し、適切な公園の維持管理に努めてまいります。

以上でございます。

○大久保たかし議長　廣田議員。

○廣田徳子議員　ありがとうございました。

(2)の樹木の剪定についてです。

公園内の大きな木が突然切られている、夏前に切ってしまうと木陰がなくなってしまい、暑くて公園に行かれない、どうして切ってしまったのか、木の病気なのか、市民に知らせてほしいとありました。どのように決めていらっしゃるのか伺います。

○大久保たかし議長　街づくり部長。

○小林英樹街づくり部長　お答えします。

公園内の樹木の剪定につきましては、低木は年１回を基本とし、高木については、樹木の生育状況や街灯や隣地への越境といった周辺への影響、市民からの御要望を踏まえ適切な時期に実施しております。また、高木の剪定に当たっては、剪定作業の内容などを地域の皆様に御理解いただくことは必要なものと考えております。このため、今後は剪定作業に際しては看板等を活用し、地域の皆様に分かりやすい周知が図れるよう努めてまいります。

以上でございます。

○大久保たかし議長　廣田議員。

○廣田徳子議員　ぜひ周知していただきますようによろしくお願いいたします。

次の大項目、道路交通行政について伺ってまいります。

行徳の地域の大きな道路は自転車道と自転車レーンが整備されています。

そこで、自転車道、自転車レーンの現状と今後の計画について伺います。

○大久保たかし議長　道路交通部長。

○磯部高志道路交通部長　お答えします。

本市では、自転車利用者と歩行者が安全で快適に目的地へとアクセスできる交通環境を実現するため、平成27年に市川市自転車走行空間ネットワーク整備計画――以降、整備計画といいます――を策定し、自転車道や自転車レーンなどの自転車専用通行帯の整備を進めております。整備計画では、国県道が約38km、市道が約57kmの合計約95kmを計画路線としており、そのうち整備済みの延長は約38kmで、進捗率は約36％となっております。

今後の自転車レーンなどの整備につきましては、現在、主に４路線で進めております。１つ目は、富浜３丁目から加藤新田地先までの市道0109号、通称ガーデナ通りでは、令和７年度までに車道の拡幅が完了していることから、今後、自転車レーンの設置について、警察との協議を予定しております。そのほかの３路線といたしましては、塩浜１丁目地先、市川漁港前の市道0103号、ＪＲ武蔵野線市川大野駅付近の市道0128号、通称行徳駅前通りの市道0104号においては、それぞれ道路改良工事や無電柱化工事などに合わせて整備していく計画となっております。

以上でございます。

○大久保たかし議長　廣田議員。

○廣田徳子議員　南行徳４丁目から新井３丁目までの市道0101号については自転車レーンが整備されていますが、その先の今井橋までの県道部は未整備区間となっています。自転車で走っていると、突然レーンがなくなります。この区間の整備も必要だと考えますが、本市の対応方針を伺います。

○大久保たかし議長　道路交通部長。

○磯部高志道路交通部長　お答えします。

自転車走行空間の連続性を確保する上で当該区間の整備は重要と認識しておりますので、道路を管理する千葉県へ自転車レーンの整備を要望してまいります。

以上でございます。

○大久保たかし議長　廣田議員。

○廣田徳子議員　途中までになってしまうのであれば、先に県に要望して、途中で途切れることなく整備をしていただけたらと思います。ぜひよろしくお願いいたします。

自転車レーンに路上駐車する車両が多く見られ、大変危険です。路上駐車している車両がある場合に、どのように自転車が通行すればよいのか。また、路上駐車対策についての市の認識を伺います。

○大久保たかし議長　道路交通部長。

○磯部高志道路交通部長　お答えします。

自転車は道路交通法において、自転車レーンが設置されている道路では当該レーンを通行しなければならないとされております。しかしながら、自転車レーンに駐車車両がある場合には、一時的に当該レーンを外れ、後方から自動車等が来ていないかなど安全確認を十分に行った上で、その車両を迂回して通行することができます。また、自転車は連続した駐車車両により、自転車レーンや車道を通行することが難しいときなど、安全のためやむを得ないと認められる場合には一時的に歩道を通行することができるとされております。このように、路上駐車は自転車利用者を車道寄り、もしくは歩道へと押し出すことになり、交通事故を誘発する原因となることや重大な危険を招きかねないことから、路上駐車を発生させない対策が重要であると考えております。路上駐車が慢性的に発生する道路におきましては、本市でも既に実施している電柱幕の設置による注意喚起対策に加え、警察によるパトロールの強化や取締りをしていただくよう強く要望してまいります。

以上でございます。

○大久保たかし議長　廣田議員。

○廣田徳子議員　自転車レーンを通行することが難しい場合、自転車が一時的に歩道を通行することができるということは理解しました。ほかに自転車が歩道を通行することができるとされているのはどのような場合か伺います。

○大久保たかし議長　道路交通部長。

○磯部高志道路交通部長　お答えします。

自転車で歩道を通行できるときは、道路標識や道路標示のあるところや13歳未満の方、もしくは70歳以上の方またはお体の不自由な方が運転するときとされております。

なお、車道または交通の状況に照らして通行の安全を確保するため、やむを得ない場合も歩道を通行できるとされております。ただし、歩道を通行する場合は歩道の車道寄りを徐行し、歩行者の通行の妨げとなるときは一時停止する必要があります。

以上でございます。

○大久保たかし議長　廣田議員。

○廣田徳子議員　先日、盛岡に行った際、歩道の最初のところにはしっかりと、自転車は歩いて通行、自転車は降りてなど、大きく絵とともに描かれていました。本市においても、誰が見ても分かりやすく標示していただくことをお願いしたいと思います。

次に、(2)自転車の安全な乗り方講習についてです。

自転車利用者がスマートフォンを使用しながら運転している人や、歩車分離信号の交差点を斜めに横断するなどの状況が多く見られます。誰でも手軽に乗れるからこそ、自転車利用者の交通ルールを改めて周知する必要があると考えます。周知等をどのように行っているのか伺います。

○大久保たかし議長　道路交通部長。

○磯部高志道路交通部長　お答えします。

本市では、市川市自転車の安全利用に関する条例に基づき交通ルールなどの交通安全教育に努めております。具体的には、市内の小学校では毎年、子どもの行動範囲が広がる小学３年生または４年生を対象に自転車の交通ルールやマナーを学ぶ自転車安全教室を実施しております。市立中学校では、スタントマンが自転車の事故を再現することにより交通事故の怖さを実感し、交通ルールの遵守や交通安全意識を高めてもらうスケアード・ストレイトを各学校で３年間に１度実施しております。また、自治会や市内の事業者などからの申込みにより、公民館や自治会館などで自転車安全利用講習会を実施しております。引き続き警察や関係団体と連携し、自転車の交通ルールの周知徹底に努めてまいります。

以上でございます。

○大久保たかし議長　廣田議員。

○廣田徳子議員　講習会の参加者にステッカーを渡し、自転車に貼ってもらうのはどうでしょうか。いっちとかっちがいいですね。多くの人に講習の参加を促し、自ら講習会を受けたことを頭の隅に置いていただくだけでも違うと思います。本来はそんなことまでしなくてもよいと思われますが、あまりに自分流のルールで走る人が多いので、事故を防ぐために自覚を持っていただくためです。よく歩くのが困難になったけれど、自転車なら平気だという人が特に高齢者に多いのですが、急に止まったり降りたりしないといけないとき、本当に危ないです。行徳地域は踏切や坂もありません。その反面、生活道路30km制限になりましたが、スピードを出していることも多く、大変危険です。ちょっとした心遣いで事故は減らせます。引き続き交通ルールの周知をお願いしたいと思います。

最後の項目です。国民健康保険についてです。

保険税を県で統一する計画に対する本市の考えについて伺います。

国民健康保険では、現在、国が主導して都道府県単位での保険税水準の統一が進められていますが、その目的やスケジュールはどのように示されているのか伺います。

○大久保たかし議長　保健部長。

○横山京子保健部長　お答えいたします。

国は国民健康保険を持続可能な制度とするため、国民健康保険の運営を市町村単位から都道府県単位に変更し、併せて被保険者間の保険税負担に不公平が生じないよう、将来的に都道府県単位での保険税水準を統一することとしました。現在、国は都道府県に対し、保険税水準統一の第１段階として、令和12年度までに国民健康保険事業費納付金の算定に市町村の医療費水準を反映させないようにする納付金ベースでの統一を、第２段階として、令和15年度までに各都道府県内において、同じ所得水準、同じ世帯構成であれば同じ保険税となるようにする完全統一を達成することを求めています。

以上でございます。

○大久保たかし議長　廣田議員。

○廣田徳子議員　国が示しているスケジュールを受け、千葉県ではどのようなスケジュールが予定されているのか伺います。

○大久保たかし議長　保健部長。

○横山京子保健部長　お答えいたします。

令和６年度から令和11年度を対象期間とする第２期千葉県国民健康保険運営方針では、国の方針を受け、令和11年度に納付金ベースでの統一を行うこととし、完全統一の目標年度についても検討を行うとしています。現在、県はこの運営方針について、国の方針や市町村との協議を踏まえた中間見直しを行っており、今後、完全統一の目標年度などについて、より具体的な方針が示される予定となっています。

以上でございます。

○大久保たかし議長　廣田議員。

○廣田徳子議員　保険税の統一については法制化されておらず、また、現時点で計画に参加しないことに対する明確なペナルティーなども示されていません。このような状況を踏まえ、本市ではどのような対応を考えているのか伺います。

○大久保たかし議長　保健部長。

○横山京子保健部長　お答えいたします。

国民健康保険法では、都道府県及び市町村の国民健康保険事業の運営方針については都道府県が定めることとされ、方針に定めるべき事項についても規定されています。国は、持続可能な社会保障制度の構築を目的に法改正を行い、令和６年４月から全ての都道府県に対し、保険税水準の平準化に関する事項などを運営方針に定め、目標年度の設定など具体的な取組を行うことを求めています。これにより千葉県の運営方針でも、県内どの市町村に住んでいても、被保険者の所得と世帯構成が同じであれば同じ保険料になる保険料水準の統一を将来的に目指すとしています。今後、国、県の方針や他市の動向も踏まえ、本市としての対応を慎重に検討してまいります。

以上でございます。

○大久保たかし議長　廣田議員。

○廣田徳子議員　８月19日に共産党の県内地方議員が県の国保担当者に要望書を提出しました。そのとき、今回

質問した保険税の統一化について、その後、延滞が増えた場合にはどう対応していくのかという質問に対して、県の担当者は、統一したからといって保険税が増えるとは限らない。したがって、延滞の数も増えるとは思っていないとの回答でした。本当にそうでしょうか。令和６年度から統一された奈良県では、８割の世帯が値上がりしています。国や県は、社会保障だということを本当に認識しているのか疑問です。市川市は８年間据え置いてきましたが、何とかやりくりをしてきました。できないことではないのです。今すぐやらなくてもよい事業を見直し、大幅に保険税の値上げすることのないように来年度の予算を計画していただきたいことをお願いいたします。

(2)納税相談における本市の対応についてです。

自営業の人や年金生活者、退職してから次の仕事に就くまでの人が国民健康保険に加入しています。自営業の方で確定申告などをしていないと税の金額が生活実態と合わず、払い切れない状況が生まれます。何年もほっておくと、延滞もついて未納金額が膨らんでしまいます。そんな方の相談をどのように対応されているのか伺います。

○大久保たかし議長　財政部長。

○田中雅之財政部長　お答えいたします。

昨年度より国民健康保険税における納税相談につきましては、財政部において行っておりますので、私よりお答えさせていただきます。

初めに、課税された国民健康保険税などにつきましては、前提として納期内納付が必要であり、納付期限までに納付がない場合には法令に基づき督促状を送付しており、それでもなお、未納となっている国民健康保険税などにつきましては、原則として一括納付を求めております。

また、支払う能力があるにもかかわらず、度重なる催告に応じない方や納税の約束を正当な理由もなく履行しない方に対しましては、税の公平性を保つために法律の規定に基づいた財産調査を行い、差押え等の滞納処分を執行しております。しかしながら、生活困窮などの事情により、納税をしたくとも納付する資力がない方の場合におきましては、生活や収入の状況などを丁寧に聴取しており、それぞれの経済状況や実態に合わせて法令上の徴収の緩和制度を講じるなど、適切な対応に努めております。また、単に納税の相談をするだけでなく、必要に応じて福祉部門などの関係部署とも連携するなど、生活の安定につながるような納税相談を行っているところでございます。

以上でございます。

○大久保たかし議長　廣田議員。

○廣田徳子議員　この先、国民健康保険税の水準統一があった場合には、国民健康保険税を払いたくても払えない世帯がさらに多く発生することが想定されます。

そこで、国民健康保険料水準の統一があった場合について、どのような納税の相談体制を取るのか伺います。また、先ほどの御答弁で徴収の緩和制度を講じるとありましたが、令和７年度の実績を伺います。

○大久保たかし議長　財政部長。

○田中雅之財政部長　お答えいたします。

国民健康保険料水準が統一された場合において納付することが困難になった際には、まずは納税の相談を行っていただくことが大事であるため、本市では納税催告センターからの架電や適宜催告書を送付するなどして早期の納税相談を促しております。また、生活困窮などによって納付することが難しい方に対しましては徴収の緩和制度を講じており、震災や風水害、病気などの予期せぬ大きなトラブルにより、一時的に徴収金を納付することができないと認められる場合に一定期間、徴収を猶予する徴収猶予につきましては、令和７年度は該当がござい

ませんでしたが、財産を既に差押えしているもののうち、財産の換価を一時的に猶予する換価の猶予につきましては、令和７年度の実績としては19件の適用を行い、生活状況によっては分割納付を認めてまいりました。また、滞納処分ができる財産がない、または滞納処分をすることにより、生活を著しく困窮させるおそれがあるなどの場合においては、滞納処分の執行を停止する執行停止処分を適用しており、令和７年度の実績といたしましては、地方税法第15条の７第１項第１号の滞納処分をすることができる財産がないときに該当したものが111件、第２号の滞納処分をすることによって生活を著しく困窮させるおそれがあるときに該当したものが486件ございました。このように、徴収の緩和制度を講じるなどして市民の皆様の生活が困難にならないよう努めておりますが、今後、国民健康保険料水準が統一された場合においても、これまでの納税相談体制を引き続き継続し、丁寧に対応していくことが重要であると考えております。

以上でございます。

○大久保たかし議長　廣田議員。

○廣田徳子議員　市民に寄り添ったきめ細やかな納税相談が必要になると思われます。しかし、窓口に来て相談するようにと言われても、仕事なので平日の開庁時間に納税相談ができない世帯へはどのように対応していくのか伺います。

○大久保たかし議長　財政部長。

○田中雅之財政部長　お答えいたします。

未納となっております国民健康保険税等について一括で納付することができない場合には、生活状況をより詳しく直接お伺いできるよう、原則として窓口での御相談をお願いしております。しかしながら、平日の御来庁がどうしても難しい方に対しましては、必要に応じて電話での御相談をお受けしており、また、納付書の再発行などの簡易的な御要望には郵送やメールでも御対応させていただいているところであります。今後も平日の開庁時間を理由に納付相談をする機会を諦めてしまうことがないよう、早期に納税相談を行っていただけるよう、電話や郵送での相談も含めて柔軟な対応をしてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○大久保たかし議長　廣田議員。

○廣田徳子議員　これまで何回も国保税について質問をさせていただいてきました。やはり納税者から高い、納め切れないという声が多く聞こえてきます。私も高過ぎるんだと思います。今後も市民の相談に柔軟に対応していただき、また国へも負担を増やしてもらえるよう、国からも補助してもらえるよう、働きかけをお願いしたいと思います。

これで私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○大久保たかし議長　この際、暫時休憩いたします。

午前11時43分休憩

午後１時開議

○にしむた　勲副議長　休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第２一般質問を継続いたします。

やなぎ美智子議員。

○やなぎ美智子議員　日本共産党、やなぎ美智子です。通告に従い、一般質問を行います。よろしくお願いいたします。

最初の大項目は、大規模商業施設の安全確保に係る市の取組についてです。

2026年７月28日16時27分、熊本県で震度７を観測した大規模地震が発生しました。地震発生から１時間23分後の17時50分頃、熊本県内の大規模商業施設イオンモール熊本で爆発事故が発生しました。この爆発事故で７名の方が亡くなられました。亡くなられた方の御冥福をお祈りし、御遺族の皆様に心からのお悔やみを申し上げます。

本市にもイオンモール熊本と類似する大規模な商業施設が幾つかあり、多くの市民が利用し、避難所に指定されている施設もあります。そのような場所で、万が一にでも火災や爆発などの大規模な事故が発生したらと考えると人ごととは思えず、心配する気持ちが拭えません。そこで、本市でこのような事故を起こさないために、消防行政の視点から大規模商業施設の安全確保の取組について質問をさせていただきます。

本市には、このような大規模商業施設はどれくらいあるのか伺います。また、消防局はどのように施設の状況を把握しているのか。その中で、イオンモール熊本のようにＬＰガスを使用している施設があるのか伺います。

○にしむた　勲副議長　消防局長。

○吉村和弘消防局長　お答えします。

現在、本市には延べ床面積3,000㎡以上の大規模商業施設が24施設ございます。消防局では、毎年12月に歳末特別火災予防運動の一環として大規模商業施設の立入検査を実施しております。立入検査では、防火戸や避難経路の管理状況、火を使う設備、喫煙の管理状況など施設の安全性を確認し、不備がある場合は施設管理者及び防火管理者へ必要な指導を行っております。

次に、液化石油ガス、いわゆるＬＰガスを使用している施設はございません。熊本県の商業施設の事故につきましては、現在、関係機関において原因究明が進められているものと認識しております。消防局といたしましては、関係機関の動向を注視してまいります。

以上でございます。

○にしむた　勲副議長　やなぎ議員。

○やなぎ美智子議員　熊本県の商業施設の事故につきましては、現在、関係機関において原因究明が進められているものと認識しております。消防局といたしましては、関係機関の動向を注視してまいりますと伺いました。

県関係機関は既に対応を始めています。７月31日、千葉県防災危機管理部長が県内ＬＰガス販売事業者への注意喚起通知を出したことを、私は県のホームページで確認をしました。９月３日、千葉日報が「熊本地震でも安全要請　ＬＰガス設備巡り県」との見出しで千葉県の対応について掲載しました。記事の概要は、「高圧ガスを巡り、県は７月に発生した熊本地震による『イオンモール熊本』の爆発事故を受け、ＬＰガス設備の安全確保を呼びかけている。経済産業省が爆発の原因について漏れ出したＬＰガスに着火した可能性があるとみており、一般社団法人全国ＬＰガス協会宛てに注意喚起の通知を出したことを受けての対応」として、県は「県内の販売事業者に対し、点検・調査や維持管理の徹底を要請した。県は８月、ホームページでＬＰガス使用に関する注意事項を公開」。学校や病院、百貨店など、不特定多数が利用する施設について緊急連絡先等の周知の徹底を求めたというものです。私は、県のホームページでこの周知文書を確認しました。

９月３日、経済産業省による事故調査委員会の初会合が開催され、原因究明と再発防止策の検討が開始されたとの報道がありました。調査結果が出たら、総務省消防庁等関係省庁から具体的な指示などが出されると思いますので、迅速に対応していただくことを改めて要望します。そして、そのための人員や予算などの確保については、消防局だけではなく、危機管理室を含め全庁的な課題として位置づけていただくことを要望して、この項目の質問は終わり、次に移ります。

２つ目の大項目は、令和７年６月27日の生活保護基準引下げ処分取消請求訴訟に係る最高裁判決を踏まえた生

活保護費減額分の追加給付についてです。私は、生活保護は権利であるという認識から、受給者と言わず利用者と言いますので、あらかじめ御承知おきください。

今日、物価高騰により厳しい生活を余儀なくされている生活保護利用者は、最高裁判決を踏まえた生活保護減額処分の追加給付の早期給付を求めています。

そこで、本市の当該追加給付の対象世帯数と給付の状況、給付のお知らせや給付額の説明をどのように行っているのか伺います。

○にしむた　勲副議長　福祉部長。

○寺島　崇福祉部長　お答えします。

最高裁判決を踏まえた生活保護費減額分の追加給付――以下、追加給付と申し上げます――は、平成25年の生活扶助基準の改定に当たり、物価変動率のみを指標としたデフレ調整が令和７年６月、最高裁判決により違法とされたことから、新たに低所得世帯の消費実態に基づいて再計算した引下げ率を採用することとし、それにより生じる差額を給付するものです。追加給付の対象世帯数につきましては、現在も生活保護を受給している世帯――以下、保護受給世帯と申し上げます――は約6,200世帯、生活保護が廃止となっている世帯――以下、保護廃止世帯と申し上げます――は約7,500世帯となっております。保護受給世帯に対する追加給付につきましては、本年７月31日より行っております。また、追加給付を行った保護受給世帯のうち、本市において過去に複数の保護受給歴のある世帯につきましては、過去の受給期間分を８月31日に行っております。保護廃止世帯への追加給付につきましては、生活保護を受けていた自治体に申出を行う必要があることから本年８月１日から受付を開始し、順次給付を行っております。追加給付の周知につきましては、厚生労働省が作成したポスターやチラシのほか、市公式ウェブサイトや「広報いちかわ」により周知しております。また、追加給付世帯に対しましては、給付額や給付を決定した理由などを記載した追加給付決定通知書に給付額の積算内訳書を添付して通知しております。

以上でございます。

○にしむた　勲副議長　やなぎ議員。

○やなぎ美智子議員　お隣の浦安市は最高裁判決及び国の対応を踏まえ、生活保護費の追加給付を実施するため、本年６月24日に成立した一般会計補正予算（第１号）で2,300万円を増額しました。内訳は生活保護事務運営費1,956万円、システム電算処理経費334万円です。

そこで、追加給付に要する費用に関し、本市の予算の確保状況と国の国庫負担について伺います。

○にしむた　勲副議長　福祉部長。

○寺島　崇福祉部長　お答えします。

生活保護事務運営費やシステム改修費などの追加給付に係る費用につきましては、今年度の既定予算で対応しており、全額国庫補助の対象となるものでございます。

以上でございます。

○にしむた　勲副議長　やなぎ議員。

○やなぎ美智子議員　事務的諸経費の予算確保については、自治体によって違いがあることが分かりました。生活保護に係る費用、扶助費は国が４分の３を、地方自治体が４分の１を負担していますが、これまでの保護受給世帯に対する追加給付については、所要額と当初予算との関係について伺います。また、当該所要額に不足が見込まれる場合の対応についても伺います。

○にしむた　勲副議長　福祉部長。

○寺島　崇福祉部長　お答えします。

追加給付に係る所要額につきましては約３億7,000万円であり、今年度の既定予算で対応しております。不足が見込まれる場合につきましては、補正予算により対応してまいります。

以上でございます。

○にしむた　勲副議長　やなぎ議員。

○やなぎ美智子議員　保護廃止世帯の方は申出が必要です。８月１日から申出の受付が開始されているとのことですが、申出や問合せ状況、今後の対応について伺います。

○にしむた　勲副議長　福祉部長。

○寺島　崇福祉部長　お答えします。

保護廃止世帯からの問合せにつきましては、本年８月１日の受付開始から多く寄せられており、主な内容としましては、申出の方法や給付の対象となる期間に関するものであります。申出につきましては、今月15日時点では52件で、10月15日までに42件の給付を行うことを予定しております。今後も追加給付の申出のあったものから順次審査を行い、速やかな給付に努めてまいります。

以上でございます。

○にしむた　勲副議長　やなぎ議員。

○やなぎ美智子議員　先般参加した生活保護問題議員研修会では、追加給付対象の方に対して、漏れなく給付するためのきめ細やかな対応が求められるとの課題が出されました。保護廃止世帯の中には、施設入所されている方が一定数いらっしゃると想定されるので、申出について施設に協力を依頼するなど、行っている自治体の取組を参考にしてほしいとのことでした。本市でも保護廃止世帯のフォローは大変かと思いますが、どうぞよろしくお願いします。

いのちのとりで裁判全国アクション共同代表の尾藤弁護士は、研修会の締めくくりの挨拶の中で最高裁判決について、地方自治体は被告として敗訴の分析をする必要があり、追加支給を人ごとにしてはならないと述べました。国への追従は時に被告として断罪されるのだと、尾藤弁護士の自治体へのメッセージを紹介して、この質問を終わります。

３つ目の大項目は、外国籍住民の社会保障制度利用についてです。

先日、ＮＰＯ法人の支援を受けている外国籍の方の病院受診について相談を受けました。シェルターを利用しているその方は住民登録できておらず生活保護申請ができず、辛うじて国民健康保険証を取得し、無料低額診療を利用されていました。本市は、本年４月１日に人口が50万人に達しました。そのうち、外国籍住民は112か国、約２万3,000人です。行徳モスクやごみ出しルール、多言語対応など、議会で取り上げられてきました。私は行徳モスク関係者の方や国際交流協会に関わっている方から、私たちは特別なことを要求しているわけではないのです。市川市民として認めていただき、対応していただきたいのですと言われたことが胸に突き刺さっています。働いて納税しているにもかかわらず、参政権が一切認められていません。外国籍住民は地域社会の一員であり、市民です。

そこで、本市が実施主体の社会保障制度について外国籍住民の利用状況を伺ってまいります。それぞれ全体に占める外国籍住民の利用比率についても伺います。

最初に、(1)国民健康保険加入状況についてです。

質問のきっかけになったのが、辛うじて国民健康保険証を取得できて無料低額診療を利用して受診された方の相談に対応したことです。もしかしたら国民健康保険証もなく、受診につながらない方もいらっしゃるのではないかと不安になったからです。

そこで、本市における外国籍の方の国民健康保険加入状況と医療機関受診状況について伺います。

○にしむた　勲副議長　保健部長。

○横山京子保健部長　お答えいたします。

本市において、国民健康保険に加入している外国籍の方は令和８年８月末現在で約8,000人であり、全体の加入者に占める割合は約10％となっています。国民健康保険は、在留期間が３か月を超える外国籍の方は原則加入する必要があるため、転入手続等の際には社会保険や生活保護を利用されている方などを除き、日本国籍の方と同様に加入手続を御案内しています。

以上でございます。

○にしむた　勲副議長　やなぎ議員。

○やなぎ美智子議員　日本の皆保険制度は世界的にも珍しいと言われています。出身国の健康保険制度との違いに戸惑われる方もいらっしゃるのではないかと思います。手続の窓口で外国籍の方から様々な質問を受けることがあるかと思われます。特徴的な質問の事例について伺います。

また、本市は国民健康保険税ですが、税に関しての質問などがあれば伺います。それらの質問に対してどのように対応されているのかについても伺います。

○にしむた　勲副議長　保健部長。

○横山京子保健部長　お答えいたします。

対応に当たっては、必要に応じて英語や中国語など６つの言語に翻訳されたパンフレットを使用しており、国民健康保険制度に関することや保険税額や納付方法など、日本語の場合と同様の説明をして御理解いただいております。

以上でございます。

○にしむた　勲副議長　やなぎ議員。

○やなぎ美智子議員　約8,000人、約10％の外国籍の方が本市の国民健康保険制度の一端を支えていることを理解しました。また、６か国語に翻訳されたパンフレットを使い、日本語の場合と同様の説明をして理解いただいていることを伺いました。本市においては、外国人が国民健康保険制度を悪用して特権を得ているということはないと確認できました。ありがとうございました。

生活保護問題議員研修会で、前の花園大学教授、吉永純氏が講演の中で、議員にはファクトチェックすることが求められており、ファクトチェックする立場の議員がフェイクニュースを拡散するようなことは絶対にあってはならないことだと述べられたことを紹介して次に移ります。

次に、(2)生活保護利用についてです。

外国籍住民に対する生活保護実施の根拠と、本市が実施主体となる生活保護制度の外国籍住民の利用者数、本市の人口に占める生活保護利用者全体の割合、外国籍住民の人口に占める外国人利用者の割合、外国籍住民の居住地別の利用者の割合について伺います。

○にしむた　勲副議長　福祉部長。

○寺島　崇福祉部長　お答えします。

外国籍の方の生活保護につきましては、昭和29年５月８日付厚生省社会局長通知により、日本国籍を有する者に対する取扱いに準じて保護を行うこととされております。本市におきましても、この通知に従い、外国籍の方に対して保護を実施しております。本市における外国籍の受給者につきましては、本年７月31日時点で約300人となっております。同日時点で本市の人口総数に占める生活保護受給者の割合は約1.6％であり、本市の外国籍の方の総数に占める外国人受給者の割合は約1.2％となっております。外国籍を有する受給者の居住地別では、本庁管内は約40％、行徳管内は約55％、大柏管内は約５％となっております。

以上でございます。

○にしむた　勲副議長　やなぎ議員。

○やなぎ美智子議員　外国籍住民であることを理由に、日本国籍を有する者に対する取扱いに準じて保護を行うことから、逸脱する優遇、冷遇などの差別的扱いと指摘された事例は本市ではないとの理解でよろしいでしょうか。

○にしむた　勲副議長　福祉部長。

○寺島　崇福祉部長　お答えします。

本市において、外国籍住民であることを理由に差別的扱いと指摘された事例はございません。

以上でございます。

○にしむた　勲副議長　やなぎ議員。

○やなぎ美智子議員　生活保護問題議員研修会では、「生活保護行政の問題点～各地で起こる不祥事から考える～」との講演がありました。愛知県安城市職員が生活保護を申請しようとした日系ブラジル人の女性に、外国人には生活保護費は出ない、国に帰ればいいと、うそ、暴言を吐いたとの2022年12月24日付毎日新聞の記事が紹介されました。このことについて、安城市は報告書で、日本で生活する外国人の置かれた状況を理解し、相談者に寄り添う姿勢が不足していたと述べています。本市では、外国籍住民であることを理由とした差別的扱いと指摘された事例がないとの明確な答弁をいただき、安心いたしました。

次に、(3)市営住宅利用についてです。

市営住宅の入居世帯数、外国籍住民の入居世帯数、入居割合について伺います。

○にしむた　勲副議長　福祉部長。

○寺島　崇福祉部長　お答えします。

市営住宅の入居世帯数は本年８月１日時点で1,703世帯であり、そのうち外国籍の方は76世帯で、入居割合は約4.5％となっております。

以上でございます。

○にしむた　勲副議長　やなぎ議員。

○やなぎ美智子議員　本市の市営住宅に一定数の外国籍住民が入居していることは理解しました。

そこで、最近の募集において、どの程度の応募があるのか。また、窓口に日本語を話せない方が来たときはどのように対応しているのか伺います。

○にしむた　勲副議長　福祉部長。

○寺島　崇福祉部長　お答えします。

今年度の市営住宅の入居希望件数は339件であり、そのうち72件が外国籍の方からの申込みとなっております。日本語を話せない方が窓口に来られた場合には外国人相談窓口の相談員に同席いただくほか、相談員が対応できない言語の場合には、タブレット端末のテレビ電話通訳を利用したタブレット端末電話などにより対応しております。

以上でございます。

○にしむた　勲副議長　やなぎ議員。

○やなぎ美智子議員　市営住宅についても適切に対応していることを理解しました。ありがとうございます。

次に、(4)介護保険制度利用についてです。

介護保険制度は2000年に開始された日本特有の制度であり、外国籍住民へ周知するには特別な手だてが必要と思われますが、65歳以上の被保険者に占める外国籍住民の割合や制度の周知、相談時の対応について、本市の現

状を伺います。

○にしむた　勲副議長　福祉部長。

○寺島　崇福祉部長　お答えします。

本市における65歳以上の介護保険被保険者数は本年７月末時点で10万7,947人であり、このうち外国籍の方は906人で約0.8%を占めております。外国籍の方への介護保険制度の周知につきましては、多言語化に対応している市公式ウェブサイトにより行っております。また、日本語を話せない方から介護保険制度の相談を受けた際には外国人相談窓口の相談員に同席いただくなど、適切に対応しております。

以上でございます。

○にしむた　勲副議長　やなぎ議員。

○やなぎ美智子議員　本市における外国籍介護保険被保険者の介護サービス利用者の人数、年齢について伺います。併せて外国籍の方が言語の壁から介護サービスを十分に利用できない事案は本市でもあるのかについて伺います。

○にしむた　勲副議長　福祉部長。

○寺島　崇福祉部長　お答えします。

本市における外国籍の方で、本年５月末時点で要介護または要支援の認定を受けている方は83人で、そのうち介護サービスを利用されている方は52人となっております。年代別に見ますと、65歳以上75歳未満の方は９人、75歳以上85歳未満の方は22人、85歳以上の方は21人となっております。また、現時点において、言語の壁により介護サービスを十分に利用できていないといった相談は寄せられておりません。

以上でございます。

○にしむた　勲副議長　やなぎ議員。

○やなぎ美智子議員　2000年から開始された26年を経過したこの介護保険制度、現在でも日本人でさえ分かりにくい制度と言われています。そのような中、外国籍の方が介護認定を受けて介護サービスを利用できていることが確認できました。介護分野では、文化、生活習慣の違いからサービスの利用に戸惑うこともあるかと思われます。高齢者サポートセンターなど関係機関と連携を取りながら、外国籍の方が必要な介護サービスを利用できるように、引き続き適切に対応していただくことを要望して次に移ります。

最後の大項目は、熱中症対応についてです。

(1)熱中症患者の救急搬送状況についてです。

その日の最高気温が40度以上に達する日を気象庁は酷暑日と、正式な予報用語として定めました。近年の記録的な猛暑を受け、より一層の警戒と早めの熱中症対策を呼びかける目的で本年４月に追加されました。気温40度は人間の体温を超えるか、それに匹敵するレベルであり、熱中症のリスクが極めて高くなります。

７月29日に開催された令和８年度第１回市川市消防委員会の際に、私は７月１日から７月28日の状況について伺ったところですが、改めて７月１日から８月31日までの搬送人員、傷病程度別人員、高齢者の割合、昨年同月比、また猛暑日や酷暑日などの気象状況について消防局に伺います。

○にしむた　勲副議長　消防局長。

○吉村和弘消防局長　お答えします。

令和８年７月１日から８月31日までの熱中症による救急搬送人員は171人でございます。令和７年の同期間と比べて16人、約９％減少しております。搬送された方の傷病程度別の内訳でございますが、軽症が88人、中等症が80人、重症が３人で、このうち65歳以上の高齢者が約６割を占めている状況でございます。

次に、この期間における気象状況につきましては、本市では、最高気温が35度以上となる猛暑日が７月は11

日、８月は３日観測されております。

なお、最高気温が40度以上となる酷暑日はございませんでした。

以上でございます。

○にしむた　勲副議長　やなぎ議員。

○やなぎ美智子議員　昨年同月比で熱中症搬送が増加しているのではないかと思っていましたが、16人減少しているとの予想外のうれしいデータです。クーリングシェルター、涼みどころなどの取組を通じて、市民への熱中症注意喚起が図られているのではないかと思います。屋外での熱中症対策は、様々な広報がされて浸透してきていると感じます。しかし、熱中症は屋外だけではなく、住居などの屋内でも数多く発生しており、適切なエアコンの使用が重要であると考えます。

そこで、(2)熱中症患者のエアコン使用状況及び熱中症対策に係る市の取組についてです。

令和８年７月１日から８月31日までの期間において、住居から救急搬送された方のエアコンの使用の有無やエアコンの設置状況について消防局で把握されている現状と、２つ目に、この住居における実態を踏まえ、消防局が現在実施している具体的な取組について、それぞれ伺います。

○にしむた　勲副議長　消防局長。

○吉村和弘消防局長　お答えします。

同期間中に住居から救急搬送された方は52人でございます。エアコンの使用状況等についてでございますが、エアコンを使用していた方が19人、使用していない方が27人、エアコン未設置の方が５人、使用状況等が不明な方が１人でございます。このうち、エアコンを使用していなかった方の８割強が65歳以上の高齢者でございます。消防局では、こうした状況を踏まえ積極的な熱中症予防の広報に取り組んでおります。具体的な取組といたしましては、市及び消防局の広報紙や公式ＳＮＳによる発信に加え、市民と直接対話ができる救命講習会を有効に活用しております。この講習会では、受講者に対し高齢者の室温チェックや子どもへの水分補給など、周囲の人が特別な配慮をもって声をかけ合うよう呼びかけております。引き続き市民の皆様に向けた分かりやすい情報発信や啓発活動に努めてまいります。

以上でございます。

○にしむた　勲副議長　やなぎ議員。

○やなぎ美智子議員　高齢者のエアコン不使用、設置なしの背景に何があるのか。一くくりにできない個別事情があるとは思います。しかし、日本共産党市川市議団が取り組んだ市民アンケートで、午前中の廣田議員からも紹介されましたが、物価高についての質問に高齢者の方から、電気代を節約するためにエアコンを使わないとの回答がありました。長引く物価高で年金だけでは生活できないと、電気代を節約し、食費を切り詰め体力が低下し、熱中症につながっているのではないかと危惧されます。

６月17日から７月２日にかけたヨーロッパの熱波で、フランスやドイツ、イギリスなどの６か国で少なくとも死者が約１万6,000人に上り、犠牲者の多くが高齢者だったと報道されています。８月27日、ドイツの国立公衆衛生機関は、熱波に関する死亡者がこの夏、過去最多の１万5,800人に上ったと発表しました。その中で最も深刻な被害を受けたのは75歳以上の高齢者だったとのことです。ヨーロッパでは、歴史的な町並みの景観を保護するために住宅へのエアコンの設置率が低く、石造りを主体とする断熱構造や生活の知恵で乗り切ってきました。しかし、ＷＨＯによると、ヨーロッパではこの４年間で熱中症によって20万人が亡くなったが、そのほとんどは防げたはずだと、熱と健康の行動計画ガイダンスの第２版を発表するとのことです。このガイダンスは、世界的にも適用できるように設計されています。日陰を増やす都市の緑化、冷却センターのネットワーク、高齢者の見守り、猛暑時の医療施設の人員の十分な確保などを挙げています。気候変動を人間の安全保障への危機として位

置づけ、自治体に対して行動計画を展開するよう求めています。熱が原因の死亡者をゼロにするために、本市があらゆる分野で行動計画を展開するよう求めて、私の一般質問を終わります。御答弁いただき、ありがとうございました。

○にしむた　勲副議長　この際、10分程度休憩いたします。

午後１時41分休憩

午後１時51分開議

○にしむた　勲副議長　休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第２一般質問を継続いたします。

堀内しんご議員。

○堀内しんご議員　未来市川、堀内しんごでございます。通告に従いまして一般質問させていただきます。よろしくお願いいたします。

それでは、初めに大項目、財政調整基金の管理及び活用について、(1)財政調整基金の現状及び今後の活用方針についてお伺いいたします。

本市の財政調整基金は近年増加傾向にあり、令和７年度末の残高は約350億円となっております。財政調整基金は災害や急激な景気変動など不測の事態に備えるとともに、年度間の財源を調整し、安定した財政運営を行っていく上で大変重要な基金であると認識しております。今回の９月の補正予算では財政調整基金を活用した事業も示されており、将来への備えとして必要な基金をしっかり確保しておくことは当然重要だと考えております。

ただ、その一方で、基金を積み立てることだけが目的ではないと考えております。必要なときには生活を支え、そして行政が抱えている課題を解決するために適切に活用していくことが大切であると考えます。

そこで、現在の財政調整基金の残高を市はどのように捉えているのか。災害や景気変動などの備えとしてどの程度の残高を確保していくことが必要であるかという考え、市の認識をお伺いいたします。併せて必要な財政規律を維持しながら、市民生活の向上や将来に効果が残る事業など、財政調整基金を計画的、戦略的に活用していくことについて、市の考えをお伺いいたします。

○にしむた　勲副議長　財政部長。

○田中雅之財政部長　お答えいたします。

初めに、財政調整基金の確保すべき残高水準につきましては、特段国による基準が示されているものではないため、それぞれの自治体の判断によって、例えば標準財政規模等の一定割合を確保しておくとか、過去の災害等による取崩し実績から必要と考えられる額を準備しておくなどといった様々な考え方が取り入れられているところでございます。そこで本市におきましては、東日本大震災の発生時における他市での財政調整基金の取崩し状況や、新型コロナウイルス感染症対策における本市の初期対応での財政調整基金の活用実績等を参考としており、現在の基金残高は適正な残高水準の範囲内にあるものと認識をしております。また、今後発生することが危惧されております首都直下地震の場合には相応の財政支出が必要となる可能性があることに加えて、急激な景気悪化が生じ市税収入が減収に転じた場合、不交付団体である本市は、この減収分について、普通交付税による補塡が期待できないこと、さらには年々予算規模も拡大していることなどを勘案する必要があるものと認識をしております。

次に、財政調整基金の活用につきましては、基金の設置目的を踏まえ、その時々の社会経済情勢や財政状況などを勘案した上で条例の処分規定に照らし合わせて判断していくこととなりますが、これまでの例のように、急激な景気の悪化等により予算編成において財源が不足する場合や災害が生じた場合に対応するための財源が必要

となる場合などにおいて活用することに加えまして、今定例会において提出いたしました物価高騰対策及び公共施設のトイレ洋式化の整備に対して財政調整基金を活用したように、必要な行政サービス水準を確保するため、その時々で本市が抱えている課題に対して早期に対応するため、一時的に行う取組などにおいても活用することが考えられるところでございます。このため、今後の財政調整基金の活用に当たりましては、引き続き残高水準や財政状況も踏まえつつ、真に市民生活やサービスの向上に資する経費に対して活用を図ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○にしむた　勲副議長　堀内議員。

○堀内しんご議員　御答弁ありがとうございました。ただいまの答弁では、現在の財政調整基金の残高については適正な水準の範囲内にあると認識している。また、今後、首都直下地震など発生した場合には相当な財政支出が必要となる可能性がある。さらに、急激な景気悪化によって市税が減収した場合、不交付団体である本市は普通交付税による補塡が期待できない。また、予算も年々拡大しているという点のお話がありました。こちらについては理解いたしました。

しかし、一方で、基金の活用については災害の景気悪化に対応するためだけではなく、今回の物価高騰対策やトイレの洋式化など、必要な行政サービスの水準を確保し、市が抱えている課題に早期に対応するための一時的な取組にも活用していくことが考えられるという答弁でございました。今後も残高水準や財政状況を踏まえながら、真に市民生活やサービスの向上に資する経費を活用していくというような御答弁もございました。

そこで、１点お伺いいたします。これまでも時々の財政状況や社会状況、また市民に関わる課題に対応するために、この財政調整基金を活用してきたというふうに思いますけれども、そこで先ほど言われた、真に市民生活やサービスの向上に資する経費への活用という点で、これまで具体的にどのような事例があったのかお示しいただきたいと思います。

○にしむた　勲副議長　財政部長。

○田中雅之財政部長　お答えいたします。

近年において財政調整基金を活用した事例といたしましては、令和２年１月から日本国内でも感染が確認され始めた新型コロナウイルス感染症の拡大により家計や市内事業者の経営に大きな影響を及ぼしたことを受け、同年４月から５月にかけて初期対応として、専決処分により補正予算を編成し、市民の減収への対応として減収対策緊急支援給付金を、事業者への対応として事業者緊急支援事業臨時給付金をそれぞれ支給するための経費など、合わせて約63億6,000万円の緊急経済対策を講じるとともに、その後の６月補正予算では、市内経済を活性化するため、キャッシュレス決済普及促進事業として約20億2,000万円のポイント還元を実施いたしました。また、令和５年度には、クリーンセンター設備の不具合に伴い焼却炉が緊急停止したことにより可燃ごみの受入れが困難となり、市民生活に影響を及ぼす事態が生じたため、他市の清掃工場等へ可燃ごみを運搬し、処分するための費用及び復旧に係る設備機能回復に係る経費について、専決処分により補正予算を編成し、財政調整基金約４億円を活用した事例がございます。このように財政調整基金の活用に当たりましては、その時々の状況に応じて適時判断を行っているものでございます。

以上でございます。

○にしむた　勲副議長　堀内議員。

○堀内しんご議員　御答弁ありがとうございました。これまで具体的な活用事例について御説明いただきました。新型コロナウイルス感染症が拡大した際には、市民の減収への対応や市内事業者への支援など緊急経済対策のために活用し、その後、市内経済を活性化するためのキャッシュレス決済普及促進事業にも活用したというこ

とでございました。さらに、令和５年度にはクリーンセンターの焼却炉の緊急停止に伴い可燃ごみの受入れが困難となった際、他市へのごみの運搬の処分、また設備の復旧などにも、この財政調整基金を活用したということです。

こうした事例を見ますと、財政調整基金には２つの大きな大切な役割があるというふうに考えます。１つは、災害や景気悪化など将来何が起こるか分からない中で、いざというときに備えておく役割、そしてもう一つは、市民生活に大きな影響を与える事態が起きたときに速やかに対応できる財源として活用するというような役割、これ、どちらも大事だと思います。首都直下型地震をはじめ大規模な災害がいつ起こるか分かりませんし、景気の先行きについても、将来を正確に見通すことはできません。必要な基金残高を保有し、また将来に備えることは当然必要であるかと思います。

しかし、一方で、この基金を積み立てること自体が目的になってはならないと考えます。市民生活に大きな影響を与える課題が生じたとき、また市民生活を維持向上させるために早期の対応が必要となったときには、その時々の状況をしっかり見極めて基金を有効に活用していく。つまり将来の備えを大切にしながら、今、市民が直面している課題にもきちんと対応していく、このバランスが非常に大事かと思います。

今回の答弁で、市としても、その時々の状況に応じて判断し、真に市民生活やサービスの向上に資する経費に活用していくという考えは確認することができました。今後も必要な財政規律をしっかりと維持しながら、市民生活を支えるために財政調整基金を適切かつ有効に活用していただきたいというふうに思います。

続いて、(2)公共施設トイレ洋式化事業への財政調整基金の活用及び公共施設整備基金との使い分けについてお伺いいたします。

今回の公共施設トイレ洋式化事業については、事業費５億6,030万円について、財政調整基金を財源として活用して計上された理由については、代表質問の答弁で理解いたしました。また、公共施設のトイレ洋式化を集中的に進めるということは市民の利便性や快適性の向上につながるものであり、今回の市の判断については大変評価をいたしております。

そこで、もう１点確認しておきたいことがございます。本市には、財政調整基金とは別に公共施設の保全、更新、その他の計画的な整備に必要な財源として公共施設整備基金がございます。

そこで伺います。財政調整基金と公共施設整備基金はそれぞれどのような役割を持ち、どのような事業に使うことを想定しているのでしょうか。また、この２つの基金をどのような考え方で使い分けているのか。その上で、今回の公共施設トイレ洋式化事業について、なぜ公共施設整備基金でなく財政調整基金を活用することとしたのか、市の考えをお伺いいたします。

○にしむた　勲副議長　財政部長。

○田中雅之財政部長　お答えいたします。

初めに、財政調整基金及び公共施設整備基金のそれぞれの役割と使途についてですが、まず、財政調整基金につきましては、地方自治体が長期的視野に立った財政運営を行うための年度間の財源の調整を目的として、地方自治法及び地方財政法の規定に基づき設置された基金であり、その使途については、景気悪化による減収や災害等への対応、その他やむを得ない理由により生じた経費などに限定して処分することができるものとなっております。一方、公共施設整備基金につきましては、公共施設の保全、更新、その他の計画的な整備に必要な経費の財源に充てることを目的として設置している基金であり、その使途については、公共施設等総合管理計画及び個別計画に基づき、老朽化が進む既存の建物の再整備を実施するような、例えば小中学校の建て替えなどといった多額の経費を要する事業が重なることによる一般財源の負担を軽減するため、その財源として活用することを想定しているものであります。

また、このたびの９月補正予算として提案いたしました公共施設のトイレ洋式化事業に対して財政調整基金を活用した理由につきましては、このトイレ洋式化事業は、市民の利便性や快適性の向上を図るために実施するものであり、公共施設個別計画等に定められた建て替えなどの大規模な整備とは異なり、必要な行政水準を確保することを目的とした一時的な支出であることから、財政調整基金を活用して予算化したものであります。

以上でございます。

○にしむた　勲副議長　堀内議員。

○堀内しんご議員　ありがとうございました。今回の答弁で、財政調整基金と公共施設整備基金のそれぞれの役割の使い分けについては理解いたしました。公共施設整備基金については、小中学校の建て替えなど、計画に基づいて行う大規模な整備計画に備えるための基金であり、また一方、今回の洋式化については、そうした大規模な建て替えとは異なり、市民の利便性や快適性を向上させ、必要な行政サービスの水準を確保するための一時的な支出であることから財政調整基金を活用したとのことでした。この考えについては理解いたしました。

今回の公共施設トイレ洋式化について、これは非常に大切な取組だというふうに私は思っております。公共施設というと、どうしても建物そのものの建て替えや大規模な修繕に目が向きがちですが、市民の皆さんが実際に公共施設を利用するときに感じるのは、最も身近なところではトイレではないかというふうに私も考えております。このトイレが使いやすいか、安心して利用できるか、そして高齢者や子どもを連れた方など、誰にとっても利用しやすい施設になっているのか。こういう一つ一つの改善が、市民にとって行政サービスの質につながっていくというふうに思っています。

今回の質問を通じて、財政調整基金は将来の災害や景気悪化に備えるだけでなく、必要な行政サービスを確保し、市が抱えている課題に早急に対応するために活用できるという考えが示されました。もちろん、これは基金なので市民の大切な財産だというふうに思っております。そういう性格のものでありますから、これを無計画に使うということはあってはいけないというふうに私も思っております。将来の備えとして必要な残高を確保し、財政規律を守っていくことは当然でございます。同時に、市民が今何を困っているのか、何を改善してほしいと感じているのか。そういうところにも目を向けて、必要性が高く、早期に対応すべき課題については、その効果を十分見極めた上で適切な財源を選び、できるだけ早い対応をしていく、そうした財政運営をお願いしたいと思います。以前より使いやすくなった、便利になった、市川市で暮らしてよかった、そう実感できるような行政サービスにつなげていただきたいと思います。市民目線に立った効果的な財政運営を進めていただくことを希望いたしまして、この質問は終わります。ありがとうございました。

次に、大項目、災害支援・受援体制についてお伺いいたします。

(1)令和８年熊本地震における熊本県宇土市へのトイレカー派遣の実績及び検証についてでございます。

今回の熊本地震では、宇土市への支援として、本市から職員や支援物資とともにトイレカー２台が派遣されました。まず、遠くまで行き、被災地支援に当たられた職員の皆様には本当に敬意を表したいと思います。

なお、今回の派遣に至った経緯や、また派遣した職員、車両などの基本的な派遣実績については先順位者への答弁で理解いたしましたので、この部分は割愛いたします。

そこで私は、実際に現地へ派遣されたトイレカーがその後どのように利用されたのか、そして実際に災害現場で使用したことでどのようなことが分かったのか、この点についてお伺いしたいと思います。

本市がトイレカーを導入してから間もない時期に、訓練ではなく、実際の大規模災害の被災地へ派遣し、そして避難されている方々に利用していただいたという経験は、本市にとっても大変重要な貴重なことであったかと思います。

そこでお伺いいたします。今回派遣したトイレカー２台は宇土市において、どのぐらいの期間、どのような場

所に設置され、どのように利用されたのでしょうか。また、実際に被災地で運用してみてどのような効果があり、一方でどのような課題が見えてきたのでしょうか。今回の派遣結果について、本市はどのように検証しているのかお伺いいたします。

○にしむた　勲副議長　危機管理監。

○今井　隆危機管理監　お答えします。

令和８年熊本地震における宇土市への支援におきましては、職員派遣や物資の支援と併せてトイレカー２台を派遣し、７月31日から８月24日までの25日間運用いたしました。本市職員の現地での活動は８月11日をもって終了しましたが、トイレカーはその後も宇土市職員によって運用されました。本市が派遣したトイレカーは、福祉避難所となった宇土市武道館で避難者に利用され、給水やトイレットペーパー等の消耗品の補充、清掃については宇土市が担い、し尿くみ取りは委託業者により２日に１度実施しておりました。トイレカーの利用状況につきましては、福祉避難所の避難者に加え、ピーク時には９か所の避難所に約800人が避難していた中、８月13日以降、武道館に隣接する市民体育館が避難者の集約先となり、効果的な支援になったものと考えております。課題といたしましては、発災初期の混乱した状況の中、迅速な支援を重視して出発したことから、設置場所やし尿処理の体制、給水方法などについて、現地との事前調整が十分に行えなかった点が挙げられます。今後は現地の受入れ体制や支援ニーズを十分に確認し、必要な調整を行い、より円滑な支援につなげてまいります。

以上でございます。

○にしむた　勲副議長　堀内議員。

○堀内しんご議員　ありがとうございます。答弁いただきまして、トイレカーは７月31日から８月24日までの25日間、福祉避難所となった宇土市武道館に設置され、本市職員の派遣が終了した後も宇土市の職員によって運用されたということでございます。給水や消耗品の補充、また清掃は宇土市の職員が行い、し尿については委託業者が定期的にくみ取るなど、現地などでの運用についても理解いたしました。

一方で、実際に使っていただいたからこそ見えてきた課題というのもあったというふうに思います。補助ステップはあるものの、高齢者など足腰の弱い方にはトイレカーの乗り降りに苦労されたということであります。私は、こうしたことこそ、実際の現場でなければ分からない大切な検証だと思っております。災害時の避難所には高齢者や障がい者の方、また、けがされた方など、医療に配慮が必要な方も多くいらっしゃいます。トイレカーは単に現地に届ければ終わりというものではありませんし、本当に必要としている方が安全に安心して利用できるか、そこまで考えていく必要があると考えます。今回明らかになった課題については、今後の車両の選択や配置方法、運用方法にもぜひ生かしていただきたいと思います。

また、ここで現地に行った職員から分かったことというのもあるかと思います。必要だった資機材、また事前に確認しておくべき状況、受入れ自治体との連絡調整など、今回得られた経験をしっかり整理、管理し、次の派遣に生かす。そして、市川市、本市自身が被災した場合にはそれを生かしていただくというふうに思います。

続いて、次に(2)遠隔地へのトイレカー派遣における職員の安全確保及び輸送方法についてお伺いいたします。

今回の派遣では、熊本県宇土市という遠隔地まで本市の職員がトイレカーを運転して向かっております。災害発生直後ですから、一刻も早く被災地へ支援を届けねばならない、支援をしなければならないというような必要性は私も十分理解しております。

ここで考えておかなきゃいけませんのが、派遣する職員の安全です。災害派遣というのは、目的地に到着すれば終わりというものではなく、むしろ現地に到着してからが本来の支援活動の始まりと考えます。長時間運転して疲労した状態で被災地に到着すれば、その後の支援活動にも影響するという可能性もあり、そこでお伺いいた

します。今回、宇土市まで職員が長時間トイレカーを運転していますが、職員の安全確保についてどのような対応を行ったのでしょうか。また、実際に派遣してみて、安全面や職員の負担という点でどのような課題があったと認識しているのかお伺いいたします。

○にしむた　勲副議長　危機管理監。

○今井　隆危機管理監　お答えします。

本市のトイレカーは軽自動車ベースの車高が高い車両であるため、特に高速道路では風の影響を受けやすいなど、運転に細心の注意を払う必要があったことから、約1,200㎞の行程を２日間で、実走行時間は約20時間を要しました。運転者は定期的に交代するとともに途中宿泊し休息時間を確保するなど、安全に配慮したところでございますが、慣れない特殊車両ということもあり、職員の負担は大きかったものと認識しております。支援が終了した復路につきましては、緊急性がなかったことから、車両輸送の専門事業者に委託し、宇土市を９月３日に出発し、８日後の９月11日に本市へ返却されたところでございます。

以上でございます。

○にしむた　勲副議長　堀内議員。

○堀内しんご議員　ありがとうございます。今回のトイレカーは車高が高く、特に高速道路や風の影響を受けやすい、そのため運転には細心の注意が必要だった。そして、市川市から宇土市までの行程は約1,200㎞。これを２日間、合計20時間をかけて移動した。途中で宿泊し、運転者も交代しながら向かったというものの、市として、慣れない特殊車両を長時間運転するということで職員の負担は大きかったというふうに認識しているということであります。

そこで少し具体的に伺いたいのですが、途中、どのぐらいの間隔で休憩を取り、運転者を交代したのか。また、１人の職員が連続して運転した時間は最も長い場合でどのぐらいだったのか。併せて１人の職員が１日に運転する時間について、事前に何時間までという上限を設けていたのかお伺いいたします。

○にしむた　勲副議長　危機管理監。

○今井　隆危機管理監　お答えします。

基本的には、おおむね１時間半を目安に休憩や運転手の交代を行うこととしておりましたが、渋滞やサービスエリアの位置関係等により、最も長い場合には運転時間が２時間程度となったこともございました。１日の運転時間の上限につきましては、宿泊場所があらかじめ決まっている中で渋滞なども想定されることから、事前に一律の上限を設定することは困難でございました。

以上でございます。

○にしむた　勲副議長　堀内議員。

○堀内しんご議員　ありがとうございます。おおむね１時間半程度に１回、休憩と運転の交代を行い、サービスエリアの位置によって、最も長い場合でも２時間ぐらいの連続運転だったということであります。この点については、長距離移動の中でも職員の安全に配慮しながら運行されたことというのは理解いたしました。

ただ、私が気になるのは、１回に何時間運転したということだけでなく、職員の安全を考えたからだということではありますが、今回の行程は約1,200㎞、２日間で合計20時間。これは車高も高い特殊な車両を運転するということで、運転した後に、職員がそこで１時間、２時間やって終わるというわけではない、また連続して行うという状況が続くわけでございますが、さらにそういうことを鑑みて、連続して何時間運転したのかというのではなくて、１日の運転時間、また拘束される時間、休憩時間を含めて、行程全体としての職員の疲労を管理することが必要ではないかというふうに考えます。

そこで私が少し調べたところによると、国の職業運転者について定めている安全管理の考え方で、これはバス

とか事業用の自動車運転者を対象にしたもので、今回の災害派遣でトイレカーを運転した職員に対する、そのまま適用される基準でないということは承知しておりますが、１つ紹介しておきますと、例えば厚生労働省の自動車運転者の労働時間等の改善のための基準、いわゆる改善基準告示というものなんですが、これはバス運転者について、１日拘束時間は原則13時間以内、延長する場合でも最大15時間、勤務終了後の休憩は継続11時間以上を基本とし、９時間を下回らない。また、運転時間については２日平均して１日当たり９時間以内、連続運転についても４時間を超えないという具体的な基準があります。高速道路での実車運行の場合、連続運転時間はおおむね２時間までとするように努めるという考え方も示され、さらに国土交通省が示している貸切りバスの交替運転者の配置基準においては、昼間のワンマン運行については実車距離が原則500kmまで、一定の安全措置を講じた場合でも600kmまで、そして運転時間は９時間以内という基準もあります。

これ、どれも市のトイレカーの運行に直接当てはまるという話ではないのは重々承知なんですが、国が職業運転者の安全を守るために距離や運転時間、休憩時間について、具体的な目安をこれだけ示しているということは、今回、本市職員が向かった行程1,200kmというのはかなりの距離ですので、こういうことがあるということを少し鑑みていただける、これは重要なことじゃないかなというふうに思います。

それを前提にですが、今後、こういうことが起こった場合、予定どおりにならない災害時だからこそ、職員を守るための一定の目安をあらかじめ持っておくことが必要であるかというふうに考えます。例えば１日の運転時間を超えたらその日の移動を終了するとか、一定の距離を超える場合は途中宿泊というのも必ず前提にするとか、交代要員が確保できない場合には自走以外の方法を考える、輸送方法を検討するなど、安全上の目安というものを考えてみたらどうかと思います。今回、無事に熊本県宇土市まで到着できたことは何よりでございますが、今回事故がなかったことと、次回も同じ方法で安全に派遣できるということは同じではないというふうに考えます。そこで、市自身が今回の派遣について市職員の負担は大きかったという認識があるのであれば、その経験を次に生かすという必要があります。

そこでお伺いいたします。1,200km、２日間で20時間という貴重な経験をした上で、国が示している参考値を含めながら、１日の運転時間、休憩時間、また途中宿泊が必要な運転手の確保など、遠隔地へ派遣する職員の安全性について、一定の目安を整理しておくという必要があると考えますが、市の見解をお伺いいたします。

○にしむた　勲副議長　危機管理監。

○今井　隆危機管理監　お答えします。

今回のトイレカー派遣に当たりましては、フェリーによる海路での輸送も検討したところではございますが、フェリーは出港時間が限定され、陸路に比べて宇土市への到着が遅くなることが予想されました。そこで、できる限り早期に現地に支援を届ける観点から、職員が運転して陸路による派遣を選択し、発災２日後に出発したものでございます。今後も被災地までの距離や交通事情、職員負担も考慮の上、最適な輸送手段を検討してまいります。

以上でございます。

○にしむた　勲副議長　堀内議員。

○堀内しんご議員　ありがとうございます。職員の負担を考えますと、１つ考えなきゃいけないことは、1,200kmという距離を職員がトイレカーを運転して全行程を自走した、これが最も適切な方向だったかということの検証です。これは私、今回の自走という判断そのものを否定しているわけではありませんが、被災直後、一刻も早くトイレカーを被災地へ届けたいという気持ちの中での判断だったということは理解しております。

そこでお伺いしたいんですが、今回、職員による陸路での自走というのを選択いたしましたが、フェリーなど、ほかの輸送方法を検討したか。また、今後同じような遠隔地への派遣要請があった場合にも今回と同じよう

に全行程を自走するというのを基本としているのか、市の考えをお伺いいたします。

○にしむた　勲副議長　危機管理監。

○今井　隆危機管理監　お答えします。

先ほども申し上げましたとおり、今回の派遣に当たりましてはフェリーの検討もしたところでございますが、早期に現地に到着する観点から陸路の派遣となりました。今後、被災地までの距離、交通事情、職員負担を十分考慮の上、最適な輸送手段を検討してまいります。

以上でございます。

○にしむた　勲副議長　堀内議員。

○堀内しんご議員　御答弁ありがとうございます。緊急性を考えれば、陸路ということもあったのかと思います。今回、帰りはまた別のフェリーというものを選択しているということで、自走するということと、帰りは専門業者を使って輸送したということで２つ経験したわけですので、これはどちらがいいかというのはその時々によって、最も安全な方法で、かつ敏速な方法を選ぶというようなことを今後検討していただきたいと思います。自走できる車両だからということで、全国どこでも市職員が全区間を運転していくというのは、これは別な話なので、そういうところを総合的にしっかり判断して、職員の安全と被災地への敏速な支援を両立できる仕組みを整えていただきたいと思います。

次に、(3)自治体トイレカー災害時相互派遣に関する協定及び経験を踏まえた体制整備についてお伺いいたします。

本市は自治体トイレカー災害時相互派遣に関する協定に参加しており、本市を含む15市町で災害時にトイレカーを相互に派遣する体制を構築しております。そこで、本市が作成している協定自治体の概要資料から見ますと、協定相手となる14市町全てについて、市川市からの距離と所要時間が示されております。これを見ますと、決して近隣の自治体ではない。例えば青森県のむつ市などは750km、９時間６分、愛媛県の宇和島、こちらが912km、10時間46分、九州の大分・中津までは1,095km、12時間58分、一番、最も長いところは長崎県の島原市1,273km、15時間９分というような、こういう資料はもう既に出ています。これは参考値というふうに私も理解しているんですが、これプラス、災害が起きたら道路の被災、また通行止めなど、渋滞とかでも起きたりして、これ以上に時間がかかるというふうに想定されます。

そこで、今回、本市が経験した1,200km、職員が２日間、20時間かけてトイレカーを運転した。これ、市の職員の負担も大きかったというふうに認識しているとのお答えは先ほどありました。宇土市というところへの派遣は、このトイレカー協定に基づくものではなかったというふうな理解はしておりますが、市川市から1,000kmを超えるような自治体があるということで、これは特殊な事例としては終わらないというふうに思っているんですね。この協定に基づいて派遣要請を受ければ、今回と同行程、また、それ以上の行程になるような可能性もあるというふうに思います。そこで、トイレカーをどのような方法で遠隔地まで安全に運ぶのかというところまで考えなければならないと思います。

そこで伺いますが、この協定では、こうした遠隔地への派遣を想定して車両の運送方法、運転者の交代、また宿泊、陸路による自走、フェリーなどの活用、様々なやり方がありますが、派遣する職員の安全確保等、協定自治体間でどのような取組が決められているのか、また検討されているのか。また、それに対し、先ほどの遠隔地派遣における職員の安全性とか輸送方法は、協定自治体間で一定の共通した考え方というのがあるのか。また、そういうのがなければ整理する必要があるんじゃないかというふうに思うんですが、その辺の市の見解をお伺いいたします。

○にしむた　勲副議長　危機管理監。

○今井　隆危機管理監　お答えします。

本市は、現在15自治体が参加している自治体トイレカー災害時相互派遣に関する協定に昨年度参加し、協定締結に当たり、参考値として、陸送による自治体間の距離及び派遣に要する時間を共有しております。

なお、今回の宇土市への派遣は、当該トイレカー相互派遣協定とは別の枠組みで、自治体間における従来の相互応援に関する協定に基づき実施したものであります。現状におきましては、派遣元の職員の安全確保や輸送手段は各自治体の判断に委ねられているところでございます。今後、今回の宇土市への派遣を通して得られた知見や課題を協定参加自治体とも共有し、輸送時における二次災害の発生リスクも考慮して、安全対策等につきまして協議を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○にしむた　勲副議長　堀内議員。

○堀内しんご議員　ありがとうございます。協定を結ぶ際に自治体の距離や所要時間については共有している。一方で、職員の安全確保や具体的な輸送方法については、現状はそれぞれの自治体に委ねられているということで、今回、宇土市への派遣というもので得られた知見や課題をこの協定参加自治体で共有し、輸送途中の二次災害のリスク等も含め、考えながら協議していくということでございます。こういうことはぜひ進めていただきたいと思います。

今回、1,200kmという遠隔地への派遣を経験しましたので、この市川市の経験というものを実際に参加している協定参加自治体全体で共有していただき、全国規模での相互派遣を行う以上、遠隔地への派遣はもはや想定外というふうには思いませんので、ぜひともこの経験を生かして、この協定間の情報を共有するということをやっていただいて相互応援体制につなげていきたいというふうに思っていますので、よろしくお願いいたします。

そして、最後にもう１点、今度は本市が支援を受ける側になった場合についてちょっとお伺いしたいんですが、今回、本市がトイレカーを派遣する側として熊本県の宇土市のほうに行きましたけれども、ここで１つ思うのは、支援に来てもらって、そして、それを実際に使いこなすということです。このことについて、市はどのような受援体制になっているのかお伺いしたいところで、こういうものがしっかり決まってないと、受援する側も体制の整えがないと、あたふたしてしまうと。市川市、本市がどのような体制を取られているのか、ちょっとその辺のところをお伺いしたいと思います。

○にしむた　勲副議長　危機管理監。

○今井　隆危機管理監　お答えします。

大規模災害時には協定に基づく自治体からのトイレカー派遣、協定締結事業者からの仮設トイレなど、様々な種類のトイレが本市に集まってくることが想定されます。配置するトイレの種類、場所、台数については、バリアフリー対応のトイレを福祉避難所へ優先的に配置するなど、避難者の状況に応じて柔軟に対応してまいります。他自治体から派遣されるトイレカーのし尿処理や清掃などについては、専門事業者への委託を想定しており、今後、改定を予定している災害時受援計画及び災害時トイレ確保管理計画に反映してまいります。また、災害時におけるトイレカー運用マニュアルの整備を進めることで、配備された避難所において適切な維持管理が可能となり、11月８日に予定されている大規模災害対応合同防災訓練で実際にトイレカーを使用した訓練を予定しております。

以上でございます。

○にしむた　勲副議長　堀内議員。

○堀内しんご議員　ありがとうございます。今回の災害時受援計画、トイレ確保管理計画は今回の経験を反映するとともに運用マニュアルを整備し、11月の大規模災害対応合同防災訓練では、実際にトイレカーを使用して訓

練を行うということでありますので、この訓練では、単にトイレカーを置いて使ってみるということではなくて、大災害が発生して、全国の自治体から複数のトイレカーが市川市に応援に来たというような場面まで想定して訓練していただいたらなというふうに思います。その場合、トイレカーをどの避難所に配置するとか、給水はどうするのか、し尿処理は誰がするのか、衛生管理とか掃除は誰が行うのかとか、高齢者への配慮、こういうものが分かったもので様々なことがあると思うので、そういうのは訓練の中で確認していただきたいというふうに思います。

今回、宇土市への派遣で、被災地を支援するという意味を持ってやったことと、それから、これから大切なことは、支援した側、する側、両方の経験を得たわけですので、今回の経験を生かして、このことを本市の相互支援体制につなげていただくということが最も重要じゃないかというふうに考えております。被災地を支援することと、我々市川市、本市が市民を守ることというのは別の話ではないというふうに思っております。今回得られた経験を職員の安全確保なり、遠隔地への輸送方法、そして協定自治体との連携、様々な問題が定義されたというふうに思っていますので、これは問題を一つ一つ整理して確実につなげていく、受援体制もしっかりやっていくというふうなことを要望いたしまして、今回の質問は終わりにいたします。

これで質問を全て終わります。ありがとうございました。

○にしむた　勲副議長　この際、暫時休憩いたします。

午後２時36分休憩

午後３時10分開議

○大久保たかし議長　休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第２一般質問を継続いたします。

石崎ひでゆき議員。

○石崎ひでゆき議員　会派いちかわ市民クラブの石崎ひでゆきです。通告に従い、一般質問を行います。

私は、行政の役割とは、問題が起きてから対応するだけではなく、現場で起きている変化を捉え、一歩先を見て仕組みを変えていくことだと考えています。現状を確認するだけでなく、具体的に何を変えることができるのかという視点から質問してまいりたいと思います。

大項目１点目、令和８年人事院勧告について伺います。

人事院勧告については、毎年９月定例会で質問をさせていただいております。今回の人事院勧告は、給与改定だけではなく、人材確保、人材育成、働きやすい勤務環境の整備など、公務組織そのものの持続可能性を意識した内容になっていると私は受け止めています。職員の給与や勤務環境の改善を単なる人件費の増加、あるいは行政コストとして捉えるべきではないと考えます。市民に質の高い行政サービスを提供するためには必要な人材を確保し、育成し、そして職員一人一人が安心して能力を発揮できる職場環境を整えることが不可欠であります。言い換えれば、職員の処遇や勤務環境への対応は行政サービスの質を維持し、向上させるための人への投資であります。人への投資なくして市川市の成長、市民満足度の向上はあり得ません。

そこで伺います。令和８年人事院勧告を受け、本市は職員の処遇改善や勤務環境の整備について、単なるコストではなく、将来にわたって行政サービスを支えるための人への投資という観点から、どのように受け止め、今後どのように対応していく考えなのかお答えください。

○大久保たかし議長　総務部長。

○吉田一弘総務部長　お答えいたします。

人事院勧告は、国家公務員の労働基本権の制約に対する代替措置として、民間企業の給与水準との均衡を図る

とともに、社会一般の情勢に適応した適正な給与等の勤務条件を確保するために実施されています。今年、令和８年の勧告では、国家公務員の月例給が民間給与を１万5,056円、率にして3.51％下回っていることから、民間給与との均衡を図るため、月例給の引上げやいわゆるボーナスを年間0.05か月分引き上げるなどの給与改定のほか、職員の勤務時間及び休暇の改定につきましても勧告が行われたところです。また、公務職場における諸課題を踏まえ、これからの公務を実現するため人事制度改革を加速させ、職務内容の困難さや責任の重さをより重視した給与体系や能力、実績に応じた人事運用の実現を目指すことなど、今後の検討の方向性が示されています。今年の給与勧告では、業務遂行において重要な役割を担っている中堅層以上の職員について前年を上回る改定とすることなどには、こうした考えが反映されているものと認識しております。

本市におきましても、激しい人材獲得競争の中で多くの優秀な人材を確保し、定着させていくことが課題となっており、公務職場における諸課題につきましては、国家公務員と共通する部分があるものと認識しております。また、本市職員の給与につきましては、地方公務員法によって生計費や国、他の地方公共団体の職員の給与、民間事業の従事者の給与やその他の事情を考慮して定めることとされていることから、例年、国の給与改定の動向等を踏まえ改定を行ってきたところでございます。今年の人事院勧告につきましては、本市の人材の確保、定着をはじめとする公務職場の諸課題を考える上でも重要な内容を含んだものであると認識しております。今後の国や他の自治体の給与改定等に向けた対応状況を注視し、本市において適切な改定が実施できるよう検討を進めてまいります。

以上でございます。

○大久保たかし議長　石崎議員。

○石崎ひでゆき議員　御答弁ありがとうございました。本市においても、人材獲得競争の中で優秀な人材を確保し、定着させていくことが課題であり、今回の人事院勧告についても重要な内容であると認識が示されました。この点については私も認識を共有しています。

一方で、私は人事院勧告に準じて給与を改定することだけでこの問題が解決するとは考えていません。民間企業や他自治体との人材獲得競争が激しくなっている、厳しくなっている中で、市川市が職員からここで働き続けたいと思われる組織になるためには、給与だけではなく、働き方、人材育成、職場環境、仕事のやりがいなどを含めて考えていく必要があるのではないでしょうか。

そこで再質問します。本市は職員の確保と定着という課題に対し、給与面以外も含めて現在どのような課題があると認識しているのでしょうか。御答弁をお願いします。

○大久保たかし議長　総務部長。

○吉田一弘総務部長　お答えいたします。

人事院は、公務員人事管理に関する報告において、激しい人材獲得競争が続く中でも公務に志高く優秀な人材を確保し、定着させることが不可欠であり、そのためには採用の種類や年次に縛られず、人事評価に基づき幅広い人材から登用、抜擢を行うなど、優秀な人材が魅力を感じる人事制度を実現する必要があるとしており、このような国の課題認識は本市においても同様でございます。

このような課題認識の下、人事院は、民間企業との人材獲得競争で見劣りしない給与水準を確保するとともに、能力、実績に応じた人事運用を徹底し、採用年次にとらわれない実力本位の人事制度を構築していくとしております。具体的には組織のパフォーマンスを最大化し、職員が実力本位で活躍することができる魅力的な公務の実現に向け、一定の幹部職員等について年功的な要素を排除し、職務、職責を基準とした給与を徹底するとともに、役割、活躍の増大に応じたボーナスを支給できるようにすることなどが示されたところです。本市といたしましては、人事院の報告を受けた国家公務員における対応を注視し、その対応を踏まえた適切な対応を図って

いくことで、本市における人事制度の課題解決、解消に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○大久保たかし議長　石崎議員。

○石崎ひでゆき議員　今、答弁を伺いましたが、私がお尋ねしたのは、人事院がどのような課題を認識し、国がどのような制度を検討しているかということではありません。職員の確保と定着に関して、給与面以外に市川市の職場にはどのような課題があるのか、市自身が認識しているのか伺いました。しかしながら、答弁では国の報告や方針の説明に終始し、本市の具体的な課題については、残念ながらお答えいただけなかったと受け止めています。

国の対応を注視し、それを踏まえて制度を見直すことも重要です。しかし、市川市で働く職員が何に悩み、なぜ働き続けることに不安を感じ、場合によっては退職を選んでいるのかは、国の動向を見ているだけでは把握できません。業務量や長時間勤務、休暇の取得状況、職場内のコミュニケーション、人事異動や配置、人材育成、評価への納得感、将来のキャリアに対する不安など、市川市自身が検証すべき課題はあるはずであります。また、能力や実績を重視する制度についても、評価の基準や過程が透明で職員が納得できるものでなければ、意欲の向上ではなく、不公平感や職場の分断につながるおそれがあります。制度を国に合わせるだけでなく、それが市川市の職場でどのように機能するかを慎重に考える必要があります。市川市が職員から選ばれ、ここで働き続けたいと思われる組織になるためには、まず職員の声や退職の実態を丁寧に把握し、市川市固有の課題を明らかにすることが出発点です。国の動向を注視するという受け身の姿勢にとどまらず、本市が自ら課題を把握し、職員を大切な人的資本として捉えた具体的な改善に取り組むよう強く求めます。併せて、国の動向を注視しているのですから、国や先進自治体が採用している週休３日も選択可能なフレックスタイムやリモートワークの導入も強く求めます。

次に移ります。大項目２点目、行政サービスの質の向上と職員の勤務環境改善を両立する窓口受付時間の適正化について伺います。

この問題については、令和６年12月定例会でも本市の開庁時間と職員の勤務時間について質問をさせていただきました。その際、私は窓口の受付開始時間と職員の勤務開始時間、また受付終了時間と勤務終了時間が接近していることで、窓口を開ける前の準備や受付終了後の事務処理、職員間の引継ぎなど、十分に行う時間を確保できているのかという問題意識から質問しました。ちなみに本日、シャッターが開いたのは８時38分、窓口で実際受付が始まったのが41分でした。たしか市川市は40分からの勤務だと思います。１分後には市民の対応を始めているというところです。これでは準備ができているのか疑問ですね。

今回改めて取り上げるのは、当時、市川市は問題意識を持っていなかったようですが、その後、他自治体では、窓口受付時間を見直す動きが当時よりも広がり、県内自治体においても窓口時間を短縮する取組が進められています。県税事務所において窓口受付時間を短縮する試行を行い、業務効率や時間外勤務の縮減だけでなく、利用者サービスの向上にも一定の効果があったとして本格実施、さらには対象窓口の拡大へと進んでいます。こうした動きを見ると、この問題は、単に窓口を何時まで開けるのかという問題ではありません。重要なのは、職員が勤務開始前、開始後に必要な準備や情報共有を行い、また、受付窓口終了後には事務処理や引継ぎを確実に行う時間を勤務内に確保することが目的であります。そのことが結果としてミスの防止や、より正確で質の高い市民対応につながるのではないでしょうか。

一方で、コンビニ交付やオンライン申請など、市役所の窓口に直接来庁しなくても利用できる行政サービスも増えています。私は、窓口時間を短縮すること自体を目的としていることではありません。市民の利便性を確保しながら、職員が適切に準備、処理、引継ぎが行える時間を確保し、結果として行政サービスの質を高めること

が目的であります。前回の質問から時間が経過し、他自治体や千葉県でも具体的な取組が進んでいることも踏まえ、改めて伺います。

本市の窓口業務において、受付開始前の準備や情報共有、受付終了後の事務処理や引継ぎは現在どのように行われているのか。また、前回の質問に対する答弁では、近隣市等の状況を注視するとの答弁がありましたが、こうした他自治体の取組やその後の状況を踏まえ、本市においても窓口受付時間の適正化について改めて検討する考えはないのかお答えください。

○大久保たかし議長　総務部長。

○吉田一弘総務部長　お答えいたします。

本市の勤務に関する時間は勤務時間、執務時間及び開庁時間の３種類があり、窓口の受付時間は開庁時間として定められています。勤務時間は午前８時40分から午後５時25分までと、執務時間及び開庁時間は午前８時45分から午後５時15分までと定められており、始業時の５分間は執務開始のための準備や朝礼を行うためなどの時間として、終業時の10分間は執務終了のための後片づけや終礼を行うためなどの時間として活用されております。

なお、第１庁舎１階などの市民窓口では、窓口の受付開始時間までに受付用端末の立ち上げや申請書類の準備等を行っており、その準備につきましては、当番制による時間外勤務により対応している職場もございます。また、窓口の受付終了時間である午後５時15分までに来庁された方につきましては、手続が完了するまで対応しており、勤務時間外に及ぶ場合もございます。さらに、窓口予約の導入などにより、事前に来庁する日時を決め、円滑に窓口を利用できる環境の整備も進めております。そして本市におきましては、これまで行政手続のデジタル化を進め、オンラインで申請できる環境の整備に取り組んでまいりました。現在では子育てや介護など、様々な分野においてオンラインで申請できる手続が増えており、国が優先的にオンライン化を進めることとしている手続のうち、約９割がオンライン化されております。このように、行政サービスにつきましては、来庁して窓口で直接手続を行うほか、予約による窓口利用やオンラインによる申請など、市民の皆様がそれぞれの状況に応じてサービスを利用できる環境が整ってきているものと認識しております。こうした行政サービスの提供方法の変化を踏まえますと、窓口受付時間につきましても、従来の時間設定を前提とするのではなく、市民の皆様にとって必要な行政サービスをどのような方法でどの時間帯に提供することが適切なのかという観点から、改めて考えていく必要があると認識しております。

このように、様々な窓口へのアクセス方法を用意することなどにより、職員の窓口対応時間の短縮が可能となり、職員の勤務環境の改善にもつながるものと考えております。また、短縮することで生ずる時間を職員間の情報共有や事務の引継ぎのために活用することも可能となり、行政サービスの質の向上も図られるものと考えております。他自治体におきましても、オンライン申請の拡充などに加え、窓口受付時間の見直しを行い、行政サービスの提供方法を見直す取組が進められているところでございます。例えば松戸市では、令和８年７月から窓口受付時間を午前９時から午後４時30分までに変更しており、御質問者からもあったとおり、千葉県でも令和７年10月からの試行を経て、本年10月から県税事務所等の窓口受付時間を午前９時から午後４時までとするなど、県内の多くの自治体で窓口受付時間の短縮の取組が進められております。本市市民部におきましても、令和６年12月定例会の議員の質問のほか、窓口を所管している部などからも窓口受付時間の短縮について要望を受けているところでございます。開庁時間の変更につきましては、規則の改正が必要となりますが、今後、他自治体の事例や本市における窓口業務の実態等も踏まえ、市民サービスの向上を基本として、本市における窓口受付時間の在り方について検討していく必要があると認識しております。

以上でございます。

○大久保たかし議長　石崎議員。

○石崎ひでゆき議員　御答弁いただきました。ただいまの答弁では、本市においても窓口受付時間の見直しを検討していく必要があるとの認識がようやく示されました。しかし、この問題を取り上げたのは今回が初めてではありません。令和６年12月です。その際、本市は、近隣市などの状況を注視するとの答弁にとどまりました。それから１年以上経過しましたが、具体的な検討が進められた形跡はあまり見えてきません。早い段階で課題を指摘されながら、自ら実態を把握して改善に着手せず、事実上先送りをしてきたことは問題であると言わざるを得ないのかなと思います。

その間、近隣自治体や千葉県では、試行や本格実施が着実に進みました。今回の答弁でも、一部の職場では窓口を開ける準備を時間外で行い、受付終了後の勤務対応が時間外に及ぶことが明らかになりました。まさに前回指摘した課題が、今も職員の時間外勤務と個人の努力によって支えられているということになります。他自治体の取組が進んだ後になって、改めて検討していくというだけでは対応が遅いと言わざるを得ません。行政には、他自治体を後から追うだけではなく、現場の課題を自ら把握し、改善を進める姿勢が求められると思います。窓口受付時間の適正化は、市民サービスの後退ではありません。オンライン申請やコンビニ交付、窓口予約など取組に合わせ、職員が準備や事務処理、引継ぎ勤務を時間内に確実に行えることでミスを防ぎ、市民の対応の質を高める取組であります。今回も検討するという言葉だけで終わらせず、窓口の利用状況や時間外勤務の実態を速やかに調査し、対象窓口の実態を把握してください。受付時間、実施時期を含む具体的な方針を早めに示すよう強く求め、次の項目に移ります。

大項目３点目、カスタマーハラスメント対策についての(1)令和８年10月１日、カスタマーハラスメント対策義務化に向けた本市の対応状況と今後の対応について伺いたいと思います。

この問題についても、複数回にわたり、これまで質問をしてまいりました。これまでの質問では、本市職員に対するカスタマーハラスメントの発生状況や課題、相談体制、職員を守るための具体的な対応策などについて確認をしてきました。今回改めて取り上げる理由は明確です。改正労働施策総合推進法の施行により、本年10月１日からカスタマーハラスメント対策が事業主の義務となります。これは本市にとっても、これまでのように必要に応じて対応するという段階から、事業主としての組織的かつ明確な対策を講じることが求められる段階に入るということだと認識しています。市役所では、窓口、電話、訪問業務をはじめ、多くの職員が日常的に市民と直接接することになります。その中で、正当な意見や要望には真摯に耳を傾ける一方、暴言、威圧的な言動、過度な要求などによって職員が精神的、身体的に追い詰められるような状況については、組織として職員を守らなければなりません。特に重要なのは、法施行を目の前に控えた今、方針やマニュアル、相談体制、対応手順、研修などが実際に職場で機能する状態まで至っているのかという点であります。

そこで伺います。本年10月１日の改正法施行に向け、本市はカスタマーハラスメント対策について、これまでどのような準備を進めてきたのか。また、基本方針、相談体制、対応マニュアル、職員研修など、事業主として求められる対策について、現在どこまで整備が進んでいるのかお答えください。

○大久保たかし議長　総務部長。

○吉田一弘総務部長　お答えいたします。

いわゆる労働施策総合推進法の改正により、令和８年10月１日から事業主にはカスタマーハラスメントの防止措置が義務化され、この措置に係る指針が令和８年２月26日に厚生労働省から公表されたところでございます。この指針では、カスタマーハラスメントに対する方針等の明確化及びその周知啓発、相談体制の整備等、事業主の講ずべき措置の内容が示されました。これまで本市では、市川市職員への不正な働きかけ等に対する組織的な対応に関する規則に基づき、市民からの不正な働きかけに対し、組織として毅然とした対応を取ってきたところでございます。カスタマーハラスメントは、厚生労働省の指針では「顧客等の言動であって、その雇用する労働

者が従事する業務の性質その他の事情に照らして社会通念上許容される範囲を超えたものにより、労働者の就業環境が害されるもの」と定義されており、職員に不正行為等を強要する不正な働きかけよりも広い概念であると認識しております。そのため、これまでの不正な働きかけへの組織的な対応は継続しつつカスタマーハラスメントにも適切に対応できるよう、新たな規則を整備することを検討しております。また、カスタマーハラスメントの判断基準や具体的な対応方法等についてのマニュアルを作成し、職員に周知することで、安心して勤務できる職場環境の整備に取り組んでまいります。さらに、これまでの不正な働きかけへの対応と同様に、警察からの派遣職員などが在籍する職員課行政対象暴力担当室を相談窓口とするなど、相談体制を整備するとともに職員に向けた研修を計画するなど、継続的な対策を行ってまいります。

以上でございます。

○大久保たかし議長　石崎議員。

○石崎ひでゆき議員　新たな規則の整備を検討し、さらに判断基準や具体的な対応方法を示したマニュアルを作成するとのことでした。方向性としては理解いたします。一方で、今回の法改正は、本年10月１日から事業主に防止措置を義務づけるもので、施行まで時間は残り僅かです。

そこで確認します。新たな規則やマニュアルについては、10月１日の法施行までに整備し、職員への周知まで完了させる考えなのか。また、制度をつくるだけでなく、実際にカスタマーハラスメントが発生した際、現場の職員が１人で抱え込まず、管理職や組織が速やかに対応できる体制まで含めて施行日に間に合わせる考えなのかお答えください。

○大久保たかし議長　総務部長。

○吉田一弘総務部長　お答えいたします。

規則等マニュアルにつきましては、改正労働施策総合推進法の施行日である本年10月１日に間に合うよう、策定準備を進めております。また、策定でき次第、職員に向けた周知を実施する予定でございます。この規則等では、カスタマーハラスメントに対し、組織での対応を基本とすること、相談窓口としての役割を職員課行政対象暴力担当室が担うことを明記することで、職員が１人で対応することなく、組織として毅然とした対応を取る体制を整備することなどを定めるものでございます。

以上でございます。

○大久保たかし議長　石崎議員。

○石崎ひでゆき議員　規則とマニュアルを10月１日までに策定し、組織で対応するということですが、率直に申し上げて対応が遅いと言わざるを得ません。私は、この問題を今回初めて取り上げたわけではありません。これまで複数回にわたり、カスタマーハラスメントの実態や相談体制、職員を組織として守るための具体策について質問をしてきました。つまり本市には、法による義務化を待つまでもなく、対策を検討し、準備をする時間があったはずです。にもかかわらず、法施行を目前にした今も規則やマニュアルは策定準備中であり、研修の具体的な実施時期も示されませんでした。これまでの時間、問題提起が具体的な対策に十分つながってこなかったことは重く受け止めるべきであります。

さらに、電話での暴言などに備えた通話録音、窓口でのトラブルに対応するためのカメラ設置など、事実関係を客観的に確認し、被害を未然に防ぐ対策についても、今回の答弁では示されませんでした。鉄道職員などでは、警備員が首からカメラを下げて見回るなどしております。それに対しての市民からの苦情もない、ユーザーからの苦情もないと聞いておりますので、やはりそういう部分も含めて検討するべきだったと思います。規則をつくり、相談窓口を定めるだけでは実効性のある対策とは言えません。どの段階で上司に引き継ぐのか、誰が対応の中止を判断するのか、警察などにつなぐ基準は何か、被害を受けた職員をどうケアするかまで、現場で使え

る仕組みにする必要があります。もちろん正当な意見や要望、カスタマーハラスメントと適切に区別する必要は絶対にあります。市民の声を封じる仕組みにしては絶対になりません。法施行の日付に形式的に間に合わせるのでなく、これまでの問題提起を踏まえ通話録音やカメラの活用、実践的な研修を含め、10月１日から現場で本当に機能する体制を整えるよう強く求め、この項目は終わります。

(2)市内中小・小規模事業者に対する制度の周知及び支援について伺います。

今回の改正法は、市役所だけに対応を求めるものではありません。本年10月１日からは、市内の民間事業者についてもカスタマーハラスメントを防止するための措置を講じることが事業主の義務となります。しかし、大企業と異なり、中小・小規模事業者では、人事や法務を専門に担当する部署を置くことが難しく、具体的に何を準備すればよいのか、どこまで対応すれば法令上求められる措置を講じたことになるのか、カスタマーハラスメントが実際に発生した場合、どのように対応すればよいのかといったことに不安を抱える事業者も少なくないのではないですか。特に飲食、小売、サービス業など、顧客と直接接する機会の多い事業者にとっては、従業員を守るという観点から法施行への対応は重要な課題となります。

一方で、市内の事業者がそれぞれ個別に国の指針を読み込み、方針を作成し、相談体制や対応方法を一から整えることには一定の負担があります。そこで市川市としても、単に国や県のホームページを案内するだけではなく、市川商工会議所や関係機関とも連携しながら、市内事業者が10月１日の法施行に円滑に対応できるよう支援することが必要ではないかと考えます。

そこで伺います。本市では、市内中小・小規模事業者に対し、今回の法改正及び10月１日からのカスタマーハラスメント対策義務化について、これまでどのような周知を行っているのか。また、相談対応、セミナー開催、対応マニュアル、ひな形の提供など、市内事業者が具体的な対策を講じるための支援について、今後どのように取り組んでいく考えなのか、御答弁をお願いいたします。

○大久保たかし議長　経済観光部長。

○高橋一三経済観光部長　お答えします。

市といたしましても、市内事業者に必要な対策を講じていただけるよう、周知の準備を進めているところです。国が作成したカスタマーハラスメント対策のリーフレットなどを活用し、市公式ウェブサイトや事業者向けメールマガジンなどにより周知を進めるとともに、親しみやすいポスターの作成なども検討しております。また、事業者への支援につきましては、本市が実施している労働なんでも相談により、カスタマーハラスメント対策の相談を受け、専門的な助言が必要な場合は千葉労働局の相談窓口につなぐとともに、セミナーの開催や対応マニュアルやひな形の提供についても、市川商工会議所などの関係機関と実施に向け協議を行ってまいります。

以上でございます。

○大久保たかし議長　石崎議員。

○石崎ひでゆき議員　御答弁ありがとうございました。ただいま答弁では、市ホームページなどの周知に加えてセミナー開催、マニュアル、ひな形の提供、商工会議所との連携、具体的な取組が示されました。非常に高く評価をさせていただきたいと思います。特に人事や法務の専門部署を持たない中小・小規模事業者にとっては、何をいつまでにどのように準備すればよいのか分かる支援が重要です。基本方針や相談受付票のひな形、初動対応の手順、具体的な事例などを分かりやすくまとめ、セミナーの相談機会を設けていただきたいと思います。

また、カスタマーハラスメントを防止するためには事業者側の取組だけでなく、顧客となる市民への周知も欠かせません。答弁では、親しみやすいポスターの制作も検討しているとのことでした。そこで、やっぱり市川市の公式キャラクターであるいっちとかっちを活用してカスタマーハラスメントの防止を呼びかける、市川市独自の分かりやすく柔らかいイメージのポスターを作成してはいかがですか。市役所や公共施設にも店舗にも貼れる

ようになると思いますし、市川のシティセールスにもつながっていくのではないかなというふうに思います。市長、市川市全体で働く人をカスタマーハラスメントから守るというメッセージを発信する取組をして、ぜひ実現していただきたいと思います。10月１日の法施行に向け、商工会議所などとも速やかに連携をしていただき、市川市内の事業者が安心して準備を進められるよう、具体的な支援に取り組むことを要望し、カスタマーハラスメント対策についての質問を終わります。

次に、大項目４点目、事業性融資について伺っていきたいと思います。

私は22歳で起業しました。その後、市川市内で20年間、会社経営をしてきました。経営者として様々な経験をしてきましたが、その中で特に苦労したのが事業資金の調達です。会社を成長させたい、新しい設備を入れたい、新しい事業に挑戦したい、そう思って金融機関に相談しても、まず聞かれるのが保証人はいますか、担保はありますかということでした。若い経営者や創業間もない企業には、十分な不動産もなければ担保にできる資産もありません。しかし、だからといって、その会社に将来がないわけではありません。技術があり、アイデアがあり、顧客がいる、従業員がすばらしい、そして、何より企業を成長させたいという経営者の強い思いがある、こういう会社はたくさんあると思います。それでも担保や保証人がないという理由だけで必要な資金を調達できず、成長の機会を失ってしまう企業は今も少なくないのではないでしょうか。私自身、その苦しさを経験してきたからこそ、今回の制度に大きな意味があると思います。

令和８年５月に施行された事業性融資の推進等に関する法律では、不動産担保や経営者保証に過度に依存するのではなくて、企業が持つ技術、ノウハウ、顧客基盤、将来のキャッシュフローなど、事業そのものの価値や将来性に着目して資金を供給していく考えが示されました。私は、この考えを単なる金融制度の変更で終わらせてはいけないと思っています。担保がないから融資ができない、保証人がいないから難しい、そうではなく、この会社は何を生み出しているのか、この事業にはどんな可能性があるのか、この経営者はこれから何を実現しようとしているのか、そこを見て資金を供給する。そうした金融が広がれば、市川市内にも、今はまだ小さくても、これから大きく成長できる企業が生まれる可能性があります。そして、それは企業の成長だけではありません。雇用が生まれます。地域に投資が生まれます。税収が生まれます。市川市の経済そのものを強くしていくことにつながります。

そこで伺います。本市は事業の実態や将来性を評価し、資金を供給する事業性融資、そして今回創設された企業価値担保権について、どのように認識しているのか。また、市内の中小企業や創業者が担保や保証人の有無だけではなく、自らの事業の価値や将来性によって資金調達の可能性を広げることができるよう、市川市として、この制度をどのように後押ししていくお考えがあるのかお答えください。

○大久保たかし議長　経済観光部長。

○高橋一三経済観光部長　お答えします。

事業性融資は、金融機関が事業の将来性や成長可能性に着目して融資を行い、事業者に伴走して経営を支援するもので、金融機関には、これまで以上に地域経済の活性化に貢献することが期待されているものと認識しております。そして、事業性融資を推進するために創設された企業価値担保権は、技術、ノウハウ、ブランド力などを含め企業の価値そのものを担保にできる権利であり、不動産の所有や経営者の連帯保証がなくても融資が受けやすくなることで、市内の中小事業者にとっては資金調達の幅が広がると考えております。本市といたしましては、市内金融機関、市川商工会議所と連携し、普及に向けた意見交換を行うとともに、市内の事業者に対しては企業経営相談の窓口などで制度のメリットを説明するほか、企業応援セミナーでの紹介や産業メールマガジンによる情報提供を行ってまいります。

以上でございます。

○大久保たかし議長　石崎議員。

○石崎ひでゆき議員　ありがとうございます。ただいまの答弁では、企業価値担保権によって市内中小企業者の資金調達の幅が広がるとの認識が示されました。また、金融機関、市川商工会議所との意見交換、相談窓口やセミナーを通じた制度の普及を図るとのことであります。その方向性は評価をいたします。

私は、この制度の活用を市川市が後押しすることは、単なる融資制度の周知ではなく、本市の産業政策として大変重要であると考えています。市内企業が必要な資金を調達し、新たな設備投資や事業展開に挑戦できれば企業そのものが成長するだけではありません。新たな雇用が生まれます。地域内での取引や投資が増えます。将来的には税収の増加にもつながります。成長する企業を地域で育てることは市川の経済基盤を強くすることでもあります。制度を紹介するだけでなくて、事業者が自ら技術やノウハウ、顧客基盤、将来性を整理し金融機関に伝えられるよう、事業計画の作成や企業価値の見える化まで支援をしていただきたいと思います。市内金融機関、市川商工会議所、市が継続的に連携をし、市川市からこの制度を活用して成長する企業が実際生み出していく、そんな産業政策として積極的に取り組んでいただけることを強く要望いたします。

最後の大項目です。住宅や小規模店舗の耐水害対策に対する支援について伺いたいと思います。

この質問に入る前に、まずは、先日の台風により市内で再び被害が発生いたしました。被害に見舞われた市民、事業者の皆様には心よりお見舞いを申し上げたいと思います。

今回の被害を受け、治水対策を確実、着実に進めることはもちろん、浸水が発生した場合に住宅や店舗に被害が少しでも小さくなるための対策を急ぐということは重要であります。これは改めて実感しているところであります。

まず、申し上げておきたいのは、本来、内水氾濫を発生させないまちづくりを進めることは行政の責任であるということです。しかし、一方で、近年では、これまで想定を超えるような短時間豪雨が全国各地を襲っています。市川市においても、全ての地域で、あらゆる豪雨に対して内水氾濫を直ちに防ぐことができる状況ではないことは理解をしています。治水対策を進めても設備整備には時間がかかります。そして、整備が完了するまでの間にも豪雨は発生します。先日の台風による被害は、その現実を改めて示したのではないでしょうか。

私は、ここにもう一つの考えが必要ではないかと思っています。それは、行政が水を全て止めるという考えに加え、仮に浸水が発生しても、住宅や店舗への被害をできる限り小さくするという考え方です。現在では、住宅そのものを耐水害化し、床下浸水、床上浸水を防ぐ技術も進んでいると聞いております。しかし、こうした対策には一定の費用がかかります。特に個人住宅や小規模店舗では、必要性は感じていても費用の負担が大きく、対策に踏み切れないケースもあるのではないでしょうか。私は治水対策を進めることとともに、住宅や店舗の耐水害化を支援することは、どちらか一方でなく、両方進めるべきことが市川のあるべき姿ではないかと考えています。行政による治水対策に加えて、市川市が個人や事業者へ自ら被害を減らすための対策を行いやすくする。そのために、住宅や小規模店舗の耐水害化に対する補助制度を検討する価値があるのではないでしょうか。

そこで伺います。本市は近年の豪雨や先日の台風による被害を踏まえ、住宅、小規模店舗の耐水害化を進めることについてどのように考えているのでしょうか。また、止水板の設置や建物のかさ上げ、その他耐水害対策について、既存の助成制度の拡充や新たな補助制度を設ける考えはないのかお答えください。

○大久保たかし議長　街づくり部長。

○小林英樹街づくり部長　お答えします。

本市は、あんしん住宅助成制度及び分譲マンション共用部分等あんしん住宅助成制度により、市民が所有し、居住する既存の住宅やマンションの共用部の性能を向上させるための支援を実施しております。あんしん住宅助成制度は、一戸建てまたはマンションの居住部分における補助対象となる改修工事費用の一部を助成するもので

す。そのメニューはバリアフリー化及び防災性の向上の２つから構成されており、防災性の向上の中では防水板の設置または建築物の基礎のかさ上げ工事を対象としております。補助金の額は対象工事費の３分の１に相当する額とし、限度額は10万円としております。一方、分譲マンション共用部分等あんしん住宅助成制度は、分譲マンションの管理組合が共用部分またはその敷地内における補助対象となる改修工事費用の一部を助成するものであります。そのメニューはバリアフリー化及び共用部分等の浸水対策の２つから構成されており、浸水対策に関する工事としては、敷地内への盛土、防水板の設置などを対象としております。補助金の額は、補助対象工事費の３分の１に相当する額または10万円に住戸数を乗じた額のいずれか低いほうの額とし、限度額は100万円としております。これらの制度は平成26年から運用しており、浸水対策におけるこれまでの実績件数としましては、分譲マンション共用部への防水板の設置４件となっております。住宅の耐水害化を進めることについては、浸水被害の予防や軽減に効果が見込めることから、今後見直しを検討してまいります。また、小規模店舗の耐水害化につきましては、現在、既存制度がないことから関係部署と協議、調整の上、検討してまいります。

以上でございます。

○大久保たかし議長　石崎議員。

○石崎ひでゆき議員　御答弁ありがとうございます。ただいまの答弁では、既存のあんしん住宅制度の見直し、小規模店舗への支援について検討するとのことでした。前向きな答弁ありがとうございます。検討するということですけれども、またいつ災害が起こるか分かりませんので、これは速やかに検討していただきたいなと思います。

現在の制度は平成26年から運用されているにもかかわらず、浸水対策の実績は分譲マンション共用部への防水板設置の４件だけです。12年間で４件という実績は、制度が浸水被害の軽減対策として十分に機能してこなかったことを示しているとも言えますので、ぜひこの辺も踏まえて使いやすい制度をお願いします。

また、耐水害対策は防水板の設置や基礎のかさ上げだけではありません。開口部や外壁の防水、電気設備や給湯設備の高所配置など、建物全体の工夫によって床下浸水や床上浸水を防ぐ住宅もあります。実際にこういう技術を持ったところに連絡をしたところ、工場見学しに来てくださいと言って行きたかったんですけど、小山と聞いて遠くて、この質問を通告してから行く時間が取れなかったんですけども、機会があったら行ってこようと思っています。こうした、浸水しない住宅をつくるための改修や建て替えについても新たに補助制度を検討するべきなのではないかなというふうにも考えています。被害が発生してから復旧費用を負担するだけではなくて、被害そのものを防ぐための事前防災に公費を投入することには十分な合理性があります。

そして、小規模店舗に対する止水板設置の補助制度は、僕は絶対に必要じゃないかなと思っています。実際に市川で商店街を歩いたところ、経営者がお年寄りも多くて、そのたび土のうを積むのは難しいという話も聞いております。こういうことから、やはり小規模店舗に止水板は絶対必要なんじゃないかなと考えています。小規模事業者にとっては、一度の浸水被害が営業の休止や廃業につながるおそれもあります。店舗を守ることは、経営者だけでなく、そこで働く従業員の雇用と地域経済を守ることでもあります。市民や事業者に自助を求めるのであれば、行政はその対策を実行できるよう、具体的に支援をしていく必要があるのではないでしょうか。今後検討するという言葉だけで終わらせず、今回の被害状況と既存制度が利用されていない原因を直ちに検証していただき、補助額と対象工事の拡充、耐水害住宅への支援、そして小規模店舗への止水板等の設置助成の創設、期限を決めて着手するよう強く求めたいと思います。検討する国や他の自治体の状況を注視する、こういう言葉で時間を費やすのでなくて、市川市が自ら課題を見つけ判断し、早急に具体的な行動を移す、その姿勢を今回の取り上げた全ての課題において示していただければと思います。

以上で私からの一般質問を終わります。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

○大久保たかし議長　以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれをもって散会いたします。

午後３時59分散会

第　　６　　日

令和８年９月 25 日（金曜日）

令和８年９月市川市議会定例会議事日程（第６号）

令和８年９月 25 日（金曜日）午前 10 時開議

第１　一般質問　冨家　薫議員、丸金ゆきこ議員、浅野さち議員、岩井清郎議員、つちや正順議員

本日の会議に付した事件

日程第１　一般質問

出　席　議　員　　41　名

門　田	直　人
野　口	じゅん
丸　金	ゆきこ
冨　家	薫
沢　田	あきひと
太　田	丈　之
小山田	なおと
川　畑	いつこ
国　松	ひろき
やなぎ	美智子
とくたけ	純　平
中　町	け　い
つちや	正　順
つかこし	たかのり
加　藤	圭　一
浅　野	さ　ち
久保川	隆　志
西　村	敦
中　村	よしお
大久保	たかし
石　原	たかゆき
清　水	みな子
廣　田	徳　子
にしむた	勲
石　崎	ひでゆき
堀　内	しんご
細　田	伸　一
青　山	ひろかず
石　原	みさ子
宮　本	均

大場	諭
稲葉	健二
小泉	文人
石原	よしのり
増田	好秀
越川	雅史
中山	幸紀
松永	鉄兵
竹内	清海
加藤	武央
岩井	清郎

欠席議員　　なし

説明のため出席した者の職氏名

市長	田中	甲
副市長	松丸	多一
副市長	本間	和義
教育長	高木	秀人
危機管理監	今井	隆
市長公室長	後藤	貴志
総務部長	吉田	一弘
企画部長	西村	直
財政部長	田中	雅之
管財部長	松丸	宏
情報管理部長	佐久間	剛
文化国際部長	日暮	真司
スポーツ部長	小島	信也
市民部長	山影	聡香
経済観光部長	高橋	一三
こども家庭部長	山室	繁央
福祉部長	寺島	崇
保健部長	横山	京子
環境部長	湯本	明男
街づくり部長	小林	英樹
道路交通部長	磯部	高志
下水道部長	仙波	俊郎
行徳支所長	小川	広行
消防局長	吉村	和弘

選挙管理委員会事務局長	荒井　義光	
監査委員事務局長	片橋　正朗	
農業委員会事務局長	岩佐　伸幸	
会計管理者	岩井　滴	
教育振興部長	根本　泰雄	
学校教育部長	小林　義行	

職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

事務局長	宮内　徹	
事務局次長	米津　孝成	
議事課長	野村　憲一	
（議事担当）		
主幹	金子　貴一	
副主幹	神谷　尊正	
主査	大場　辰磨	
主任	北川　陽介	
主任	三澤　啓成	
（調査担当）		
主幹	金谷　健史	
主査	青木　聖也	
主任	菅野　裕樹	
主任	荒木　智貴	
主任	伊藤　祥太	
書記	古木　直子	

会　　議

午前10時開議

○大久保たかし議長　ただいまから本日の会議を開きます。

○大久保たかし議長　日程第１一般質問を行います。

順次発言を許可いたします。

冨家薫議員。

○冨家　薫議員　おはようございます。地域政党チームいちかわの冨家薫でございます。通告に従いまして、初回から一問一答にて順次質問を行ってまいります。

初めに、先般の熊本地震をはじめ、８月千葉豪雨、さらに台風25号に伴う千葉県内や神奈川県をはじめとする関東各地での大雨や土砂崩れ、浸水被害に遭われた全ての皆様に心よりお悔やみとお見舞いを申し上げます。それとともに、こうした実災害の経験を今後の本市の防災・減災対策に確実に生かしていくという決意の下、質問に入らせていただきます。

大項目１、防災行政についてです。

本市におかれましては、これまで広域的な防災体制の強化に向け、全国の多くの自治体と災害時相互支援協定を締結されております。先般の熊本地震における災害時支援におきましても、宇土市への職員派遣をはじめ、こうした協定に基づく迅速な支援活動が行われたところでございます。一方で、近年の気象変動は著しく、本市におきましても８月のその短期間の豪雨、そして台風25号により市域の浸水の危険性が高まり、警戒レベル４、避難指示が発令されるなど、大規模な風水害が現実の脅威として迫ってきております。直下型地震や気候変動に伴う線状降水帯による豪雨災害など、同時に複数地域が被災する複合的な災害も予想される中、平時からの自治体間連携の重要性は一層増していると考えます。

そこで、(1)本市が締結している自治体との相互応援協定の意義や現在の締結状況、そして近年の激甚化する風水害や広域災害を見据えた今後の方向性について、市の見解をお伺いいたします。

○大久保たかし議長　危機管理監。

○今井　隆危機管理監　お答えします。

阪神・淡路大震災以降、災害が発生した場合に自治体間で協力し合う相互応援協定の締結を推進する機運が高まりました。自治体間における相互支援協定を締結する意義につきましては、食料、水などの物的支援のほか、職員派遣による人的支援などにより、被災自治体単独では困難な災害対応が可能となります。また、事前に協定があることで、国や県による支援の枠組みとは別に、災害直後に速やかに対応できることや、仮に本市が甚大な被害を受けた場合に被災していない自治体への広域避難も期待できます。本市が締結している自治体との相互応援協定は、千葉県及び県内全市町村のほか、同時被災しない距離があり、港を有し、海路でも支援が可能な茨城県ひたちなか市、神奈川県茅ヶ崎市、静岡県富士市との４市協定のほか、今回支援を行った熊本地震の被災地である宇土市や、東日本大震災で津波被害を受けた宮城県岩沼市など、全国30自治体と協定を締結しております。これらの協定締結自治体とは定期的に連絡会などを開催し、情報交換や担当者の確認などを行っています。自治体間協定の今後の方向性につきましては、首都直下型地震の危険性の高まりや線状降水帯による豪雨の頻発に伴い、広域的な連携の重要性が高まっていることから、既存の協定自治体との連携を強化するとともに、必要に応じて新たな自治体との締結を検討してまいります。

以上でございます。

○大久保たかし議長　冨家議員。

○冨家　薫議員　ありがとうございます。本市が現在、県内市町村や同距離の４市協定あるいは東日本大震災や熊本地震の被災地など全国30自治体と相互支援協定を結び、定期的な情報交換を行っていること、そして近年の線状降水帯や直下型地震に備え、広域的な連携強化や新規締結も視野に入れているという前向きな方向性を確認することができました。こうした広域連携の重要性が増す一方で、災害時に迅速かつ効果的な支援を行うためには、現場で何が起きているのかという課題や気づきを、日頃の避難所運営へフィードバックしていくことが欠かせません。

本市におきましても、千葉豪雨、そして台風25号の際には自主避難所が開設されましたが、今後の大規模災害や局地的な豪雨に備える上でも、熊本地震などの被災地支援を通して得られた現場の知見を生かすことが極めて重要と考えます。

そこで、(2)熊本地震で把握した避難所の課題と本市へのフィードバックについて。

今回、宇土市への被災地支援を通じて得られた現場での気づきや課題は、今後の本市における災害対応、避難所運営にも大いに生かされるべきものと考えます。特に、女性や子ども、高齢者、障がいのある方など、いわゆる要配慮者、配慮を要する方々への対応について、どのような気づきがあり、本市の取組へどのようにフィードバックをしていくのかお伺いいたします。

○大久保たかし議長　危機管理監。

○今井　隆危機管理監　お答えします。

大規模災害が発生した直後の避難所では、避難者が集中することにより混乱が生じやすく、要配慮者が自ら支援を求めることが難しいケースがあります。実際に宇土市の避難所では、災害直後に多くの避難者が市役所などに避難が集中し、居住スペースの区割りもなく、プライバシーの確保が十分にできていない状況でありました。例えば、プライベートテントが不足する中で乳幼児を抱える世帯が避難していたほか、高齢者が多く避難する中で、新型コロナウイルス感染症が発生した際には、感染者の隔離や換気、消毒などの対策を徹底する必要がありました。また、１、２階を使用する避難所では、エレベーターがない施設であったことから、足腰の弱い高齢者は階段に設置されたリフトを使用し移動する必要があり、トイレに行くにも苦労している様子が見受けられました。こうした状況を踏まえ、今後、避難所となる公共施設の更新を行う際には施設のバリアフリー化が重要であることを、被災地支援を通じて改めて認識いたしました。そのほか、集団生活が困難な精神障がい者が避難していた避難所では、保健師が常駐し、避難所内での会話を極力控えるなど静かな環境を確保する必要がありました。今回派遣した職員の中には女性や子育て中の職員もいたことから、改めて女性の視点や小さな子どもを持つ親の視点からの気づきについても共有し、避難所運営に生かしてまいります。

以上でございます。

○大久保たかし議長　冨家議員。

○冨家　薫議員　ありがとうございます。本当に具体的な、目の当たりにしたところの様子がかなり分かる御答弁をありがとうございます。

被災地の現場におきまして、プライバシーの確保、施設のバリアフリー化、精神障がいのある方への配慮、また女性の職員が行かれて見られてきた、そのような視点があるということ、とても今後に生かしていけるのではないかというふうに考えます。ぜひ今後の避難所運営、施設整備へ確実に反映していただきたいと思います。

公共施設の更新時におけるバリアフリー化の推進や、視点を生かした運営改善方針を確認できたところで、続いて本市における現行の支援体制についてお伺いいたします。

これから本当に災害が増えてきますので、特に高齢者や障がい者、妊産婦といった要配慮者の方々に対して、どのような避難ステップを用意して生活環境を確保しているのか、具体的な取組状況をお聞かせください。

○大久保たかし議長　危機管理監。

○今井　隆危機管理監　お答えします。

災害が発生した際、まずは学校の校庭など身近な避難場所へ避難し、自宅での生活が困難な場合は小学校などの避難所を利用することになります。避難所では、高齢者、障がい者、妊産婦、乳幼児など要配慮者のうち、体育館での生活が困難な場合は校舎内に設置する福祉避難室を利用し、必要に応じ特別な配慮を必要とする方を対象として、福祉部職員が常駐する福祉避難所を段階的に開設します。福祉避難所の利用者については、保健師などの専門職でつくる保健福祉活動チームが避難所を巡回し判断する計画です。福祉避難所は、現在、公共施設22か所、民間の福祉施設など26か所を指定しており、専門的なケアや生活環境が提供できるよう体制づくりを進めております。今後も、関係部署や民間施設との連携を強化し、安全かつ安心できる避難支援体制の構築に努めてまいります。

以上でございます。

○大久保たかし議長　冨家議員。

○冨家　薫議員　御答弁により、本市における要支援者の避難体制の流れが大変よく分かりました。先ほどの宇土市の様子にもありましたように、宇土市の場合は市役所にたくさんの方々がばっと流れ込むというような状況だということで、まずは、やはり近くの小学校に集まるということを皆さん分かっておられると思います。そんな中で、自宅に帰られる方とか、車中に行かれる方とかいろいろな方に分かれていくんだと思います。それで避難して、お水が出たり、電気が元どおりになってくればいいんですけれども、それでも長く生活を避難して過ごさなければいけない場合、それを指定避難所という形で小学校にそれを設置する。そして、体育館の中で生活をしていく中で、集団生活が困難な方というのをまた見ていかなければいけないという段階において、校舎内の福祉避難室というところにちょっと分かれて生活をしていただくと。その後に保健師などが専門職でつくる保健福祉活動チームという方々が巡回した上で、必要に応じて専門スタッフが常駐する福祉避難所へ場所を替えて移っていただくというようなプロセス、流れになるのかと思います。分かりやすい御説明をありがとうございます。

この段階的な避難体制を実効性のあるものにするためにも、最後にもう１点、避難者の迅速かつ確実な状況把握についてお伺いします。先順位者の代表質問におきましても、被災地の現場において、誰が、どこに、どのような状態で避難をしているのかという把握が非常に困難であった旨の答弁がなされておりました。どれほどすばらしい福祉避難の仕組みが準備されていても、現場で避難者の実情や入退所が把握できなければ、適切なタイミングで福祉避難室や福祉避難所へとつなぐことはできません。宇土市においても、紙ベースの名簿管理では車中泊の方で一時外出される方の移動がつかみにくかったというような事情があったとのことですが、本市において、首都直下型地震等大規模災害が発生した場合、避難者の情報をどのように迅速かつ正確に把握、共有する計画なのか、デジタル技術の活用を含めた本市の方針についてお伺いいたします。

○大久保たかし議長　危機管理監。

○今井　隆危機管理監　お答えします。

宇土市においては、発災当初は市内７か所の避難所に約600人分の避難者名簿を紙ベースで管理しており、車中泊をしている方や、片づけなどで外出する避難者もあり、入退所者の把握が困難でありました。本市の被害想定における７日後の避難所避難者数は約５万人と想定しており、避難者名簿のデジタル化は必須であると考えております。

本市では、主に市内６か所で開設する自主避難所において、電子申請フォームであるＬｏＧｏフォームを活用したデジタル受付ができる体制となっております。これは、紙の避難者カードを使用せずに、避難者のスマートフォンで必要な情報を入力することで受付が完了し、各避難所の避難者数を災害対策本部で共有し、市公式ウェ

ブサイトで混雑状況を確認できるものです。このデジタル受付は全避難所での導入を検討しており、災害直後の混乱を少しでも減らすため、市民がストレスなく受付し、適切な支援につなげられる仕組みを検討してまいります。

以上でございます。

○大久保たかし議長　冨家議員。

○冨家　薫議員　ありがとうございます。本市の被害想定における７日後の避難者数を約５万人と想定しているということでした。自主避難所での今回テストケースではあるとは思いますけれども、スマホで円滑に手続ができるＬｏＧｏフォームを活用してやってみたということで、今後の方針としてデジタル化を進めるという心強い方針を確認することができました。地域政党チームいちかわは、毎年防災ＥＸＰＯというところに行っていますけれども、毎年新しいものがどんどんどんどん出てきます。そこで、どのタイミングでどれを導入するのかというところでも、なかなか難しいところはあると思いますけれども、そのタイミングを考えて着実に前に進んでいただけたらというふうに思います。

デジタルを活用した円滑な状況把握と、御答弁にあった段階的な避難体制が組み合わさることで、真に手厚い支援を必要とする要配慮者の方々へ迅速に手を差し伸べることができるようになると確信しております。災害時の避難所では、ハードとソフトの両面で予期せぬ困難が発生しますが、今回、被災地支援に携わった職員の皆様が現地で肌で感じた、特に女性や子育て世代の方々の視点、そして要配慮者一人一人の生活の不自由さといった貴重な気づきを、今後の避難所開設訓練や福祉避難所の運用改善へしっかりと反映していただくことを期待いたします。

混乱の中にあっても誰も取り残さず、全ての市民が安全、安心に過ごせる避難体制、防災行政の構築に向けて、さらなる取組の推進を強く要望してこの質問を終わりたいと思います。

次の項目に移ります。次は、行徳近郊緑地におけるカワウ被害への対応についてです。

私は、これまでも三番瀬や行徳近郊緑地周辺におけるカワウの過剰繁殖と、それに起因する様々な被害の問題について継続して取り組んでまいりました。令和６年２月の定例会においても、漁業等への影響や広域的な個体数管理の重要性、国のガイドラインに基づく計画的な対策の必要性について取り上げ、市の認識と対応をただしてきたところでございます。一方で、現場である行徳鳥獣保護区周辺の生活環境に目を向けますと、カワウのふん害により真っ白になってしまった樹木の枯死だけではなく、周辺道路、そして歩道における激しい汚れ、悪臭など、近隣住民の皆様の生活環境への影響は大変深刻な状況が続いております。本市が行徳鳥獣保護区の管理者である千葉県と提携し、これまでも各種対策に取り組んできていることは承知しておりますが、住民の皆様の実感としては、いまだに解決には遠い状況にあると感じております。

そこで伺います。行徳鳥獣保護区における近年のカワウの生息数の推移や、具体的な被害状況並びにこれまで市及び県が実施してきた各種対策の内容とその効果について、市の認識をお聞かせください。

○大久保たかし議長　環境部長。

○湯本明男環境部長　お答えいたします。

行徳近郊緑地は、行徳近郊緑地保全区域に指定されており、行徳鳥獣保護区と新浜鴨場等で構成されております。このうち、千葉県によって管理されている行徳鳥獣保護区に生息するカワウは、平成30年頃より生息数が増加し、ふん害によって緑地内の樹木が枯れるだけでなく、周辺道路にもふんによる被害が広がっている状況でございます。近年は生息数が急増し、令和７年３月時点の生息数は約１万6,000羽となっております。カワウの生息範囲は、保護区内の行徳駅前通り沿いから国道357号線沿いに多く分布しており、最近では塩浜側にも範囲が広がっていることを確認しております。市民からの相談件数は増加傾向にございまして、相談内容としまして

は、ふんによる道路の汚れや悪臭に関することが多く、周辺を通行中に落ちてきたふんを浴びてしまったという切実な被害も寄せられております。これまでも本市では保護区を管理する千葉県に対し、生息数の適正管理及び緑地管理のための対策を継続して要望してまいりました。これに対し、県では、営巣している樹木の剪定、カワウを保護区の内側へ誘導するやぐらの設置、枯れた樹木の伐採などの対策を講じてきました。これらの対策は、ある程度カワウを保護区の内側に誘導する効果があったものと考えられますが、生息数の抑制までの効果は得られなかったものと認識しております。

そこで、昨年度は令和７年12月と本年１月に千葉県も加盟する関東カワウ広域協議会により、カワウの巣の卵にドライアイスを振りかける繁殖抑制試験が行われました。この対策は、卵を冷却することでふ化を防ぎ生息数の抑制を図るもので、この対策により、令和８年３月時点の生息数は約１万羽と前年同月比で約6,000羽減少いたしました。県では、引き続きドライアイスによる繁殖抑制対策を実施すると伺っております。

以上でございます。

○大久保たかし議長　冨家議員。

○冨家　薫議員　ありがとうございます。これまでも様々な取組をしていただいているということが分かりました。なかなか真ん中に寄せるという形で、いろいろな方策をするんですけれども、自然の生き物なのでなかなかそういうわけにはいかず、それを考えながら、いろいろな取組に――こうやったりああやったり、方法を考えてやってくださっているということがとてもよく分かりました。そして、近年ではドライアイスを使ったということで繁殖抑制を試みたと。１万6,000羽が１万羽になったという御回答でありました。6,000羽減少したということなんですね。１万6,000羽が6,000羽少なくなって、でも１万羽いるんですよね。なので、やっぱり空は割と鳥がいっぱい飛んでいるのはあまり変わらないのかなというような印象ではあります。しかしながら、その御努力に対して敬意を表するとともに、一定の効果が現れたということについては本当に安心いたしました。また、生息域が塩浜側に広がっている点も含めて、またこれからも対策を考えていかなければならないというところではあると思います。

カワウ対策において、現在の課題を市としてどのように捉えているのか。また、県への要望にとどまらず、市として主体的に実施できる具体的な取組の進捗と今後の対応についてお伺いします。

○大久保たかし議長　環境部長。

○湯本明男環境部長　お答えいたします。

カワウ対策の課題としましては、生息数は減少したものの、周辺道路に現時点においても電線にカワウが止まっており、ふん害などの被害が継続していることが課題であると捉えております。市では、定期的に周辺道路を確認するとともに、電線に止まっているカワウの追い払いを行っております。また、電線の管理者である東京電力に対し電線に設置する鳥よけ対策を要望しており、現在、行徳鳥獣保護区に隣接する電線の一部には鳥よけのワイヤーを設置済みでございますが、未設置の部分もございます。東京電力によりますと順次対策を実施しているとのことであり、本市としても引き続き要望してまいります。

以上でございます。

○大久保たかし議長　冨家議員。

○冨家　薫議員　ありがとうございます。市におかれましても、定期的な現場の確認、電線に止まるカワウの追い払い、そして東京電力への鳥よけワイヤーの設置要請など、できる限りの現地対応を進めていただいていることが確認できました。先ほどの御答弁にもあったように、やぐらを真ん中に立てることで真ん中にカワウを移動させようという作戦ではあったのですが、行徳駅通り側の木がなくなってしまったことで、そこのカワウたちはそこの電線に止まるようになってしまったということなんですね。その電線に止まるから、歩道にふんが落ちる

ようになってしまったというような経緯があります。そこで、東京電力に言って鳥が止まりにくくするようなワイヤーを設置していただくということでありました。

カワウは、自然の環境で広域的な生態系が絡むものであり、一朝一夕では根本解決には至らないというのは重々理解しております。だからこそ、一時の対策で終わらせず、中長期的な視点を持って今後も継続的に保護区を管理する県と、現場で市民の生活を守る市とが、これまで以上に密接に手を携えていくことが重要と考えます。改めて、本市の今後の決意と方向性についてお聞かせください。

○大久保たかし議長　環境部長。

○湯本明男環境部長　お答えいたします。

カワウ対策につきましては、行徳鳥獣保護区を管理する千葉県と周辺の環境を保全する本市が連携して対策を実施していくことが重要であると考えております。今年度の千葉県の対策としましては、樹木伐採をはじめ、老朽化したやぐらの更新、県単独でのドライアイスによる繁殖抑制を行うとのことでございます。今後も、カワウ被害の実情や、市民の皆様からの切実な声を県と共有し、様々な場面、手段で県に対策を要望してまいります。

以上でございます。

○大久保たかし議長　冨家議員。

○冨家　薫議員　ありがとうございます。私は千鳥町の交差点のところで、月に１回だけなんですけれども、カワウの対策として清掃活動をして、もう１年以上になるんですけれども、月に１回だけ立ったとしても四季折々のその状況を確認することができました。そこを毎日会社に行く方、通勤する方が通っているんだと思うと、やはり私以上に切実なものがあるのだということを痛感しております。ですから、今後も市民が安心して暮らせる環境の回復に向けて、現場に寄り添った迅速な生活の環境対策、そして千葉県との強固な連携、そして粘り強い協議を、市が主導的な姿勢で取り組んでいただくことを期待し、この項目は終わります。

では、最後の項目に移ります。塩浜地区のまちづくりについてです。

(1)は塩浜４丁目のまちづくりについてです。

塩浜４丁目に位置するハイタウン塩浜は、分譲マンションと賃貸住宅が混在している地域でございます。これまでも地域の方々や行政、ＵＲ都市機構などが様々な形で関わり合いながら、地域課題を解決するべく対応してきた経緯がございます。こうした背景を踏まえますと、将来に向けた多様な現場課題、そして持続可能なまちづくりの検討を進めるに当たっては、地域の自治会や管理組合、ＵＲ都市機構、そして行政の４者がより一層しっかりと手を携え、日頃から密な情報共有と連携を図っていくことが極めて重要であると考えます。

そこで、塩浜４丁目地区における現在の関係機関との具体的な取組状況や連携の状況について、本市の見解をお聞かせください。

○大久保たかし議長　街づくり部長。

○小林英樹街づくり部長　お答えします。

本市は、ハイタウン塩浜内にある塩浜中央公園を改修した際、自治会やＵＲ都市機構と調整を図りながら工事を進めてまいりました。また、塩浜４丁目地域の４自治会で組織する４団地連絡協議会において定期的に開催している地域合同災害対策会議では、地域の要請を受け、危機管理室の職員も積極的に参加しております。そのほか、本市は住民の皆様から寄せられたＵＲ都市機構への意見や要望を同機構に提出し、対応していただいたこともありました。このように、本市とＵＲ都市機構及び自治会との間では、それぞれ情報共有や連携を進めてきているところであります。今後、本市はこの地域において、将来のまちづくりに対する意識が醸成され、具体的な検討の機運が高まった際には、自治会やＵＲ都市機構とともに、検討に向けた連携体制の構築に協力してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○大久保たかし議長　冨家議員。

○冨家　薫議員　ありがとうございます。塩浜中央公園の改修のとき各自治会の方々が集まったということ、それから、４団地の連絡協議会で防災会議へ年１回参加ということ、そして住民の意見や要望を本市のほうからＵＲ都市機構へ伝えていただき、その回答が市を通じて返ってきたということ、これはすごく小さな一歩ではありますが、住民にとっては各自治会がＵＲに何かを申し立てても御回答が返ってこなかったという各自治会のお声がありましたので、これは私たち塩浜に住む方々にとってはとても大きな一歩だというふうに感じております。市の協力に感謝いたしております。ＵＲやＵＲ都市機構と丁寧に情報共有や連携、そして市を通して進めていただけるということで、これは引き続き継続していただけることを要望いたします。

しかしながら、塩浜４丁目のハイタウン塩浜は、分譲マンションと賃貸住宅が混在しております。将来的な建物の老築化への対応、そして住環境の維持、更新、高齢化への対策など、個別課題の対応だけでは解決が難しい、多角的かつ中長期的な課題を抱えております。

ここで他自治体の事例に目を向けますと、例えば千葉市では、2011年に独立行政法人都市再生機構（ＵＲ都市機構）と包括的な連携によるまちづくりの推進に関する協定を締結しております。この包括協定を基盤として、団地内の福祉、子育て環境の整備にとどまらず、分譲マンションの建て替え支援に関する具体的な協定へと発展させるなど、行政とＵＲが一体となって持続可能な地域再生に取り組んでいます。

そこでお伺いします。他の自治体では包括的な連携によるまちづくりの推進に関する協定書を締結しておりますが、本市におかれましても、ＵＲ都市機構とハイタウン塩浜及び臨海エリアの持続可能なまちづくりに関する包括的な連携協定などを締結するお考えはあるのかという見解をお伺いいたします。

○大久保たかし議長　街づくり部長。

○小林英樹街づくり部長　お答えします。

包括連携協定の目的は、行政と民間企業等がそれぞれ資源やノウハウを有効に活用し、地域課題の解決や市民サービスの向上、地域活性化を図るものであり、多様な分野において幅広く市民生活に資する取組を推進するものと認識しております。本市におきましては、現在、教育機関や民間事業者などと19件の包括連携協定を締結しております。一例としましては、千葉商科大学との包括協定では、ＩＣＴ、文化・国際、福祉・健康、環境、まちづくり・産業振興及び災害といった６つの分野において広範な連携事業を実施しているところであります。このように、各分野における課題解決などの手法として、包括連携協定は有効であるものと考えております。

現段階におきましては、引き続き市が自治会やＵＲ都市機構との連携を図りつつ、地域の皆様による主体的な検討や取組の状況を注視してまいります。その上で、将来的に具体的な協議が行われ、これらの分野が多岐にわたる連携事業に至った際には、ＵＲ都市機構との包括連携協定の締結を検討してまいります。

以上でございます。

○大久保たかし議長　冨家議員。

○冨家　薫議員　ありがとうございます。本市でも包括連携協定が19件あるということをお伺いしました。そして、ハイタウン塩浜においては、まだまだ個別の課題の解決、そして連携体制の構築化というところを段階的に進めていかなければならないというふうに感じました。

塩浜４丁目地区はいろいろな、マンションでも小さいマンションもあれば大きいマンションもある、普通のマンションだと同じ間取りで大体同じぐらいの生活形態の方々が住んでいると思うんですけれども、ＵＲの特色としましては、いろいろな小さいおうちも大きいおうちもあるということで、その辺の生活形態が違った方々が話し合って決めていくというところも、普通のマンションに比べれば少し難しいところではあるかなというふうに

も考えております。いずれにいたしましても、将来のまちづくりに向けて地域全体が１つになって同じ方向に進んでいくためには、日常の課題対応にとどまらず、自分たちの町をこの先どういうふうにしていきたいのかというふうに住民が考えなければならない、その意識を高めなければいけないということが分かりました。ですから、現在では危機管理室が来ていただいて、年に１回は防災というテーマでみんなで考えるということを１つやっているというところだけでも、すばらしい連携の実績があるところだと感じています。ですから、これをさらに一歩進めて、市がＵＲ都市機構や専門家とも協力をして、それで、例えば塩浜４丁目の未来を考える住民のワークショップとか、まちづくりの意見交換会などのような４自治会の皆様、そこに住んでいる皆様がフラットに集まって将来像を共有できる意見交換の場などを積極的に設けていただければなというふうに感じております。

また、本市には、塩浜４丁目以外でもＵＲ都市機構の団地が複数存在しております。それぞれの地域で老築化、高齢化への対応といった将来課題を抱えていると思われます。だからこそ、まずは分譲と賃貸が混在していて、既に４自治会による防災等の協力基盤がある塩浜４丁目地区を、ＵＲ都市機構との包括協定の締結を目指すモデル地区として位置づけ、先行して取り組んでいくことは、本市全体のまちづくりにとっても非常に大きな意義を持つと考えます。住民の方々が将来に希望を持ち、市やＵＲ都市機構とともに一体となって持続可能なまちづくりに取り組んでいけるように、行政としても主導的なきっかけづくり、そして今までもやっていただいておりますけれども手厚いサポートを心からお願い申し上げます。

では、これでこの質問を終わって、(2)に移りたいと思います。続きましては、南行徳水辺の周回路についてです。

先ほどは住民の住んでいる住民環境、そして持続可能なまちづくりについてお伺いしました。塩浜の日々の暮らしをより快適で健康的、そして魅力的なものにするためには、住環境だけではなく、地域全体を網羅する快適な歩行空間や憩いのネットワークが不可欠でございます。その意味で、南行徳水辺の周回路は、市民の皆様の日常的な健康づくりの場になっている、そして貴重な自然環境、親水空間と触れ合う場所、そして地域の豊かな魅力の再発見できる大切な都市インフラであります。さらに、災害時や日常における歩行の安心、安全な回遊性を高める点におきましても、この周回路全体が果たす役割と重要性は非常に大きいものと捉えております。このように、地域全体をつなぐ周回路全体の意義を踏まえた上で、現在の取組状況についてお伺いしたいと思います。

○大久保たかし議長　行徳支所長。

○小川広行行徳支所長　お答えします。

平成19年度に策定されました南行徳水辺の周回路は、行徳近郊緑地のあいねすとから丸浜川、猫実川沿いを通り、塩浜３丁目の護岸沿いから行徳駅前通りに出て、千鳥橋を渡り、新浜通りからあいねすとに戻る、総延長約７㎞の歩道であります。既存の歩道を回遊性のある連続した道筋としてつなぐことで、南行徳地域にある貴重な水辺や緑の自然に親しみながら、誰もが安全、安心に、そして楽しく歩ける遊歩道として位置づけたものであり、現在はウォーキングやランニングなど、地域住民の健康づくりや散策コースとして親しまれております。これまで平成20年度から平成24年度に、塩浜体育館に隣接する塩浜１号公園から猫実川沿いの塩浜３丁目までの区間に、夜間でも通勤通学者が安全に安心して歩けるよう照明灯を設置したほか、平成22年度には猫実川沿いへの路上駐車対策の防護柵の整備や、丸浜川沿いへの桜の植栽、平成25年度には行徳駅前通りの千鳥町区間で花壇を新たに設置するなど段階的に整備を進めてまいりました。また、地元自治会からの要望を受けまして、令和６年度には老朽化し急勾配であった塩美歩道橋を改修し、誰もが安心して通行できるようバリアフリー化の工事を行いました。さらに、周回路へのアクセス性向上のため、市道0101号から塩美歩道橋結ぶ通路におきまして、本年８月より舗装の打ち替え工事を実施しております。

以上でございます。

○大久保たかし議長　冨家議員。

○冨家　薫議員　ありがとうございます。南行徳水辺の周回路が地域住民の皆様の健康づくりや散策コースとして親しまれている状況を確認いたしました。また、近年では、平成17年から少しずつ整備をしていただいていると思いますが、近年では、塩美歩道橋の改修、バリアフリー化、そしてアクセス道路の舗装打ち替え工事など、地元の自治会の要望を受けて、迅速かつ着実に整備を進めていただいている点につきましては大変高く評価するものでございます。

一方で、この周回路の回遊性や連続性を真に高めていく上では、まだまだ大きな問題が残されております。特に、猫実川河口に位置する塩浜３丁目の護岸や、そこから漁港に至る塩浜２丁目の護岸の上部におきましては、現在一部通行ができない区間が存在しております。地域にお住まいの多くの住民の方々は、水辺の景色を楽しみながら安全に歩ける遊歩道として一刻も早く全体を開放してほしい、いつ安全に通行できるようになるのかといった早期の開放や整備を望む切実な声を数多くいただいているところでございます。周回路全体の魅力を最大限に発揮し、誰もが途切れることなく安全、安心に回遊できる環境をつくり出すためには、この通行不可能区間の解消が不可欠であると考えます。

そこでお伺いします。塩浜３丁目護岸の通行制限の状況、今後の見通し、そして塩浜２丁目護岸の未整備区間の早期開放に向けた本市の見解及び取組状況についてお聞かせください。

○大久保たかし議長　行徳支所長。

○小川広行行徳支所長　お答えします。

猫実川河口から延びる塩浜３丁目護岸の遊歩道につきましては、令和４年度に発生しました浦安市入船地区の護岸陥没事故を受けまして、管理者である千葉県が安全度調査を行った後に封鎖され、現在も人命を最優先し、進入禁止の措置が続いている状況でございます。そのため、県に対しまして状況の説明を求めましたところ、時期は未定ではございますが、安全を確認、確保した後に一部を開放し、通行可能にしたいとの回答がございました。

次に、塩浜２丁目護岸の遊歩道が一部未整備となっている区間につきましては、隣接する民間の事業地であるまちづくりの進捗と整合を図りながら、高潮対策と併せて整備することとなっております。そのため、現在早期に人の往来が可能となるよう、遊歩道部分のみ先行して整備ができないか、県と調整を進めていきたいと考えております。

今後も、市民の皆様が安心して歩ける周回路の早期実現を目指しまして取り組んでまいります。

以上でございます。

○大久保たかし議長　冨家議員。

○冨家　薫議員　ありがとうございます。塩浜３丁目の護岸は、県であるがためになかなか進まないというところはあると思います。そして、塩浜２丁目護岸での遊歩道に向けた、これも県との調整が必要だというところで、引き続き粘り強く取り組んでいただきたいと思います。

この１丁目から３丁目の護岸は、年に１回、すごく人が集まるときがあります。それは、初日の出のときなんですね。もう初日の出のときは、多分塩浜の住人、４丁目の住人はもちろん歩いて行くんですけれども、車で来たり自転車で来たりという方がいらっしゃいますが、初日の出を楽しみにしている、市川市で海が見えて初日の出が楽しめる場所、唯一じゃないかもしれませんね、場所として、これからもその整備に当たっていただけたらというふうに思います。特に、近年では塩浜４丁目から歩いて初日の出を見にいらっしゃる方は、今までは県の護岸に行って見ることができたんですけれども、そこに柵がされているので、網々の柵から日の出を見る、あの悲しい後ろ姿を拝見することができるんですけれども、そのような、やはり初日の出を護岸から見たいという切

実な声を皆さん受け止めていただければと思います。ここの護岸はいつできるのというふうに、もうしょっちゅう聞かれます。聞かれると、進めてはいるんだよというふうに説明はするんですね。そうすると、皆さん、もう生きていないかもというふうにおっしゃるんです。もうその頃には生きていないかもという声がどんどん増えてくるので、できるだけ早期の実現をお願いしたいと思います。

また、本市が策定している塩浜地区まちづくり基本計画というのがございます。それは主に塩浜２丁目と３丁目を対象にして描かれているものでございます。しかしながら、隣接する塩浜４丁目にお住まいの多くの住民の皆様にとっても、この臨海部の水辺の環境、そして行徳水辺の周回路は大事な場となっておりますし、そして地域の防災空間としても欠かすことのできない身近な生活圏であります。塩浜４丁目の住居環境やコミュニティーの維持、そして水辺の回遊性の確保といった課題は、単なる一部のエリアの個別課題ではなく、塩浜地区全体のまちづくりの在り方と深く結びついております。基本計画の対象範囲にとらわれることなく、塩浜４丁目に暮らす住民の皆様の視点や声をしっかり取り入れ、塩浜全体として一体となった計画とまちづくりを進めていくことを要望いたします。

市におかれましては、２丁目、３丁目の整備や計画推進に合わせて、ＵＲ都市機構との連携、そして塩浜全体を見据えた一体的な将来像の構築に力強く取り組んでいただくことを要望いたします。これは、単にその塩浜地区だけではなく、本市の全体の魅力になる可能性を持ったまちづくりであると、私は心からそう思っております。市民の皆様が安全、安心に暮らし、塩浜の持つ豊かな水辺、自然のポテンシャルを存分に享受できる持続可能な町の実現に向けて、行政の積極的な主導と手厚いサポートを強くお願い申し上げまして、私の質問は終わりとさせていただきます。どうもありがとうございました。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

○大久保たかし議長　丸金ゆきこ議員。

○丸金ゆきこ議員　地域政党チームいちかわの丸金ゆきこです。通告に従いまして、初回から一問一答にて質問を始めさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

大項目１、市立学校における避難訓練及び避難器具について。

今年６月19日、授業中の午前11時頃、東京都北区立滝野川第三小学校で火災が発生しました。報道によりますと、東京消防庁からポンプ車など75台が出動し、火は約３時間後に消し止められましたが、４階の音楽室など約200㎡が焼け、児童８人、教職員３人の合わせて11人が骨折などの重軽傷を負いました。出火当時、学校には児童や教職員など約350人がいましたが、全員が避難し、幸いにも死者は出ませんでした。一方、今回児童が逃げ場を失った４階の音楽室には、袋の中を滑り降りて地上へ避難する救助袋が設置されていましたが、教員らが使用を試みたが、うまく使えなかったことにも目が向けられました。そして、救助袋を使用した訓練ができていなかったとの記事を目にし、私は改めて学校に設置されている避難器具が気になりました。以前は救助袋を使った訓練も行われていたようですが、最近では見かけなくなったとの話も聞いています。こうした避難器具は使う機会がないことが一番です。しかし、ふだん使わないものだからこそ、いざというときに本当に使えるのか、教職員がその使い方を理解しているのかを確認しておく必要があります。また、避難器具は、通常の避難経路を補う補完的な役割とされていますが、だからこそ日常的に触れる機会が少ないという課題もあります。

そこで、本市の市立学校における避難訓練と避難器具について、順次伺ってまいります。

まずは、(1)市立学校における避難訓練の実施状況について。

市立学校では、火災、地震、不審者対応、引渡しなど、様々な事態を想定した避難訓練が実施されています。そこで、本市の市立学校では年間どの程度の避難訓練を実施しているのか。また、どのような災害や事態を想定し、どのような方法で訓練を行っているのか。あわせて、消火訓練、煙中体験、地震体験車、抜き打ち訓練な

ど、より実践的な訓練の実施状況について伺います。

○大久保たかし議長　学校教育部長。

○小林義行学校教育部長　お答えします。

市立学校における避難訓練は、１年間に４回から５回程度実施しております。また、各学校単独で実施するだけでなく、中学校ブロック内の小学校、中学校合同による訓練も行っています。訓練内容としましては、児童生徒が特別教室等から出火や大規模地震、校内への不審者侵入などを想定した各種訓練のほか、保護者への引渡し訓練などを実施しているところです。実施方法としましては、児童生徒に対して事前に日時を告知して行う訓練のほか、より実践的な対応力を養うため、日時の告知を行わない抜き打ちで行う訓練も各学校において年に１回実施しています。また、各学校における避難訓練は、学校のみで実施するものと、消防署や警察署の職員に訓練の様子を見ていただき、訓練の最後に講評をいただくものがあります。児童生徒が消火器を使った消火訓練は、多くの学校で年に１回実施しており、関係機関と調整し、体験機材や車両が確保できた際には、煙の中を歩く煙中体験、地震体験車による震度５以上の地震体験も行っております。ほかにも、江戸川放水路や東京湾に近い高谷中ブロックや妙典中ブロックなどでは津波対応訓練も実施しています。

以上でございます。

○大久保たかし議長　丸金議員。

○丸金ゆきこ議員　ありがとうございます。年間４回から５回程度の訓練に加え、抜き打ち訓練や消防署、警察署と連携した訓練も行われていることが分かりました。

ここで、火災訓練について事前のヒアリングでは、地震訓練と併せて実施している学校が多いとのことでした。そこで、火災訓練を地震訓練と併せて実施している学校が多い理由と、火災単独を想定した訓練の実施状況についてお聞かせください。

○大久保たかし議長　学校教育部長。

○小林義行学校教育部長　お答えします。

火災訓練と地震訓練を同時に実施する学校が多い理由としては、地震が発生した影響で、火を扱うことのできる特別教室から火事が発生する事態を想定しているためです。学校は、１つの災害を想定した避難訓練だけでなく、複合的な災害が起きたことを想定した訓練を日頃から実施しておくことで、児童生徒が実際の災害時においても、状況に応じて臨機応変に避難できる力を身につけることが重要であると考えております。また、火災単独を想定した訓練は、年度初めに各市立学校から教育委員会に提出される安全教育の計画となるセーフティスクールプランによりますと、多くの学校で地震に起因して火災が発生することを想定した避難訓練を実施していますが、一部の学校では火災単独の発生を想定した避難訓練を実施しております。

以上でございます。

○大久保たかし議長　丸金議員。

○丸金ゆきこ議員　複合災害を想定した訓練の重要性は理解しました。一方で、今回の東京都北区の事案のように、地震を伴わず突然火災が発生する場合もあります。また、災害は、児童生徒全員が教室にいるときに起きるとは限りません。年に１回は抜き打ち訓練も実施しているとのことですので、児童生徒自身がそのときいる場所で状況を判断し、避難する力を身につける訓練も引き続き進めていただきたいと思います。また、江戸川放水路や東京湾に近い学校では津波対応訓練も実施しているとのこと、地域特性に応じた実践的な訓練も引き続きお願いいたします。

それでは次に、(2)今回特に確認したかった救助袋等の避難器具の設置、管理及び訓練の状況について。

避難器具は、通常の避難経路が使用できなくなった場合に避難を補完する重要な設備です。だからこそ、単に

設置されているだけではなく、非常時に確実に使用できる状態になっていることが重要です。そこで、避難器具の設置状況、点検、維持管理の方法、さらに実際に避難器具を使用した訓練の実施状況について伺います。

○大久保たかし議長　学校教育部長。

○小林義行学校教育部長　お答えします。

避難器具は、建物の中にいる利用者が非常時に安全に避難できる経路を確保できるよう、消防法に基づき設置が義務づけられています。学校に設置する場合は、校舎や体育館など建物ごとに、階数、構造、教職員及び児童生徒の数などの条件から、設置場所や種類、個数等が決められております。避難器具が設置されている本市の市立学校は、小学校11校、中学校３校及び義務教育学校、特別支援学校小学部の合計16校となっています。避難器具は、教室等のバルコニーに設置されており、バルコニーがない場合は教室の窓側に設置されています。16校の避難器具の種類は、避難はしご、滑り台、筒状の袋の中を滑り降りる救助袋、ロープやベルトを体に固定して降下する緩降機の４種類のうちいずれかで、このうち救助袋が設置されている学校は７校となっております。避難器具を含む消防設備の点検については、消防法に基づき消防設備士が外観の目視及び簡易操作などを行う機能点検を年２回行っています。また、消防設備を実際に作動させ、建物全体で機能が連動するかを確認する総合点検を年１回実施し、さらに、３年ごとに点検結果を管轄の消防署に報告しております。なお、点検時に不具合等があった消防設備については修繕及び交換等を速やかに実施しておりますが、現在のところ、避難器具について不具合等の指摘はありません。日常の維持管理については、各学校において月に１度実施している安全点検の際に、避難器具が設置されている場所が物で塞がれていないか、避難器具から降りる場所に障害物がないかなど点検を行っております。避難器具が設置されている学校では、防災訓練に合わせ、避難器具の設置場所の把握や使用マニュアルの確認などを実施しております。一方で、児童生徒や教職員が実際に避難器具を使用する訓練は、一部の学校での実施となっております。

以上でございます。

○大久保たかし議長　丸金議員。

○丸金ゆきこ議員　ありがとうございます。機能点検を年２回、総合点検を年１回実施し、現在避難器具に不具合の指摘はないとのことで、設備そのものは適切に管理されていることが確認できました。

では、教職員は避難器具の設置場所や使用方法をどのように把握しているのか伺います。

○大久保たかし議長　学校教育部長。

○小林義行学校教育部長　お答えします。

消防法では、一定規模以上の建物や事業所などにおいて防火管理者を置かなくてはならないこととなっており、各学校の防火管理者は教頭または校長が担っております。防火管理者は、避難訓練の実施や避難、防火上必要となる構造及び設備の維持管理などを行う役割を担っており、各教職員に対して避難器具の設置場所や使用方法等について周知を図っているところです。

以上でございます。

○大久保たかし議長　丸金議員。

○丸金ゆきこ議員　防火管理者から各種教職員へ周知していることは分かりました。一方、私が今回最も確認したいのは、避難器具が正常に作動し、設置場所や使用方法が周知されていることと、非常時に教職員が実際に避難器具を扱えることとは別ではないかという点です。

そこで、これまで救助袋等の避難器具を実際に展開、使用した訓練を行った実績についてお聞かせください。

○大久保たかし議長　学校教育部長。

○小林義行学校教育部長　お答えします。

避難器具を使用して児童が参加した訓練の事例としては、須和田の丘支援学校の小学部がある稲越校舎におきまして、昨年９月に地震が発生したことを想定し、校舎に取り付けられている滑り台を使用した避難訓練を実施しました。

以上でございます。

○大久保たかし議長　丸金議員。

○丸金ゆきこ議員　実際に器具を使用した訓練として確認できたのは、令和７年９月の須和田の丘支援学校での実施とのことです。16校に避難器具が設置されている中で、実際に使用する訓練はかなり限定的だったことが分かります。ふだん使わない設備だからこそ、使い方を学ぶ機会も少なくなります。しかし、使う機会がないから知らない、知らないからいざというときに使えないとなっては、避難器具本来の役割を果たすことができません。

そこで、これまで避難器具を使用した訓練が一部の学校にとどまってきた理由について、どのように認識しているのか伺います。

○大久保たかし議長　学校教育部長。

○小林義行学校教育部長　お答えします。

各学校が定めている避難経路は、各教室や特別教室から避難する際、多くの児童生徒が一度に使用できる校舎内の階段や、バルコニーに設置されている非常階段から校庭等の安全な場所に避難することを想定しています。実際に火災等が発生した場合は、訓練どおり素早く校庭等に避難する必要があることから、階段を使った訓練を繰り返し行っているところです。したがいまして、避難器具を使用した訓練につきましては、一部の学校での実施となっております。

以上でございます。

○大久保たかし議長　丸金議員。

○丸金ゆきこ議員　通常は階段などを使って速やかに避難することが第一であることは理解します。しかし、避難器具は、その通常の避難経路が使用できなくなったときのために設置されているので、使わなければならないときには極めて切迫した状況になっている可能性が高いです。また、避難器具は、設置されていれば誰でも簡単に使えるものではありません。救助袋には垂直式や斜降式などがあり、型式によって展開方法や地上側の設置位置なども異なります。緩降機は、器具を装着し高所から降下しますし、避難はしごも通常の階段とは異なり降下時に揺れることなどが考えられます。児童生徒が恐怖を感じることも考えられるため、教職員が基本的な使用方法を知り、落ち着いて誘導することが重要です。緊急時に初めて説明書を読むのでは遅いのです。

そこで、避難器具を使用した訓練を実施する場合、安全面や費用、使用後の収納など、どのような課題があると把握しているのでしょうか。

○大久保たかし議長　学校教育部長。

○小林義行学校教育部長　お答えします。

近年、避難器具を使用した訓練を実施していない学校が多数あったことから、救助袋等を使用した訓練時の安全性や訓練に要する費用などについて十分な検証や把握に至っていないことが課題となっております。今後、避難器具を使った訓練の実施に向けて、各関係機関と協議を重ね、これらの課題につきましても検討してまいります。

以上でございます。

○大久保たかし議長　丸金議員。

○丸金ゆきこ議員　近年実施していない学校が多数であったため、安全性や費用について十分な検証や把握に至

っていないとのことです。であれば、まず、専門家の助言を受けながら、実際に器具を扱い、課題を把握するところから始める必要があります。既に行われている年１回の総合点検の機会を活用し、消防設備点検業者と消防局の協力も得ながら教職員も取扱いや展開方法を確認できれば、負担を抑えながら継続的な研修につなげることができます。また、学校ごとに避難器具の種類や設置場所が異なるため、各校の器具の操作方法を短い動画として記録することも有効です。ぜひ総合点検という既存の機会を、設備の点検だけではなく、人が使えるようにする機会としても活用していただきたいと思います。

それでは次に、(3)東京都北区の学校火災を踏まえた避難体制の検証及び今後の実践的な訓練について。

６月19日の学校火災を受け、６月26日付で国から「学校における防火防災に係る安全点検等の実施等について」が通知されています。そこで、本市では今回の通知を受け、各学校でどのような点検や見直しを行ったのか、また、今後どのように実効性のある訓練につなげていくのか伺います。

○大久保たかし議長　学校教育部長。

○小林義行学校教育部長　お答えします。

国からの通知を受け、教育委員会は各市立学校に対し、令和８年７月２日付で、防火防災に関わるマニュアルについて、あるかではなく使えるかの観点で、消防計画の見直しや火気、電気機器の適切な管理、設備の維持管理の徹底、各訓練を実施する際の児童生徒及び教職員の動きを想定した内容への改善を指示しました。また、避難器具が設置されている学校において、避難訓練を実施した日などに防火管理者である校長や教頭を中心として、避難器具の設置場所や使用方法の確認を行い、実際に避難はしご等を動かす動作確認を行った学校もありました。今後の実践的な避難訓練の在り方につきましては、教育委員会は各学校から提出されるセーフティスクールプランについて、年２回、各学校で実施状況に関する評価を行うこととしております。この評価のタイミングにおいて、各学校は実効性のある計画や訓練ができたのかなど、使えるかの視点を取り入れて振り返りを行うとともに、教育委員会からも指導を行ってまいります。特に、避難器具が設置されている学校におきましては、防火管理者である校長や教頭による避難器具の場所や使用方法の確認を行うよう指導してまいります。

以上でございます。

○大久保たかし議長　丸金議員。

○丸金ゆきこ議員　ありがとうございます。避難器具の場所や使用方法を確認し、学校によっては実際に避難はしごを動かす動作確認も行ったとのことです。教育委員会が示した、あるかではなく使えるかという視点は、今回の質問で私が確認したかった点とも重なります。

そこで、今後、避難器具設置校で教職員を対象とした定期的な操作の研修を行う必要性について、教育委員会はどのように考えているのか伺います。

○大久保たかし議長　学校教育部長。

○小林義行学校教育部長　お答えします。

北区の事故を受け、教育委員会では、避難器具が設置されている学校において、教職員を対象とした定期的な操作に関する研修を実施していく必要があると考えております。

以上でございます。

○大久保たかし議長　丸金議員。

○丸金ゆきこ議員　定期的な操作に関する研修が必要とのことです。これは大変重要な答弁だと受け止めています。学校では毎年人事異動があり、非常時に児童生徒のそばにいるのが防火管理者である校長や教頭とは限りません。だからこそ、多くの教職員が、どこにあるのか、どのような器具なのか、どう使い始めるのかという基本を知っている必要があります。

そこで、人事異動後の年度当初に、防火管理者を中心として教職員全員が避難器具の設置場所や使用方法を確認する仕組みについて、教育委員会としての考えを伺います。

○大久保たかし議長　学校教育部長。

○小林義行学校教育部長　お答えします。

避難器具が設置されている学校に対して、人事異動のある年度当初に防火管理者を中心として教職員全員で避難器具の設置場所や使用方法の確認を行うよう指導を徹底してまいります。

以上でございます。

○大久保たかし議長　丸金議員。

○丸金ゆきこ議員　ぜひ徹底していただきたいと思います。

ここで参考となる取組を紹介します。東京都港区では、今回の北区の火災を受け、区立学校・幼稚園の教職員を対象に、避難器具に関する臨時研修を実施しています。区長、教育長も参加し、消防署等の協力の下、救助袋の運用を学び、実際に救助袋を使った避難も体験され、区長自身も実際に体験することで、救助袋がどのように作動し、どのように降下するのかを知る機会になったと発信されています。私は、この実際に触れて知るという取組は、本市にとって大変参考になると考えます。救助袋、緩降機、避難はしごなどは、それぞれ構造も操作方法も異なりますので、説明書を読むだけではなく、専門家の指導の下で実際に避難器具を扱う経験が重要です。

そこで、避難器具を使用した訓練について、消防局や避難器具を扱う専門業者等と連携して実施する考えはあるのか伺います。

○大久保たかし議長　学校教育部長。

○小林義行学校教育部長　お答えします。

避難器具を使用した訓練及び研修では、器具の操作手順や取扱いなど専門的な知識や技術が必要となることから、消防局や避難器具を扱う専門業者と連携して実施していく必要があると考えております。

以上でございます。

○大久保たかし議長　丸金議員。

○丸金ゆきこ議員　ぜひ具体化していただきたいと思います。東京都港区のような実施研修も参考にしながら、年１回の総合点検など既存の機会も活用し、継続できる仕組みにしていただきたいと思います。

そこで、今後、避難器具設置校において、教職員が定期的に操作方法を確認することを学校の安全計画の中に位置づけていく考えはあるのか伺います。

○大久保たかし議長　学校教育部長。

○小林義行学校教育部長　お答えします。

北区の事故を受け、避難器具が設置されている学校においては、教職員が定期的に操作方法を確認する必要があると考えております。対象校に対して避難器具の設置場所及び操作方法の確認等を指導するとともに、次年度以降、セーフティスクールプランにも記載するよう指導してまいります。

以上でございます。

○大久保たかし議長　丸金議員。

○丸金ゆきこ議員　ありがとうございます。これは今回の質問の中でも非常に重要な答弁だと思います。次年度以降、セーフティスクールプランに記載するよう指導するとのことですので、これによって学校の安全計画の中に継続的な取組として位置づけられることになります。ぜひ防火管理者だけでなく、多くの教職員が実際の器具を見て、その取扱いを知る機会として進めていただきたいと思います。

最後に伺います。これまで実際に避難器具を使用した訓練は一部の学校に限られていました。毎年の総合点検

時を活用すれば、消防局や専門業者と連携した実地訓練を行えるので、将来的にも継続可能な方法だと思います。

そこで、安全面や費用面なども確認した上で、避難器具設置校において実際に使用した訓練を行っていく考えについてお聞かせください。

○大久保たかし議長　学校教育部長。

○小林義行学校教育部長　お答えします。

教育委員会は、消防局や業者と協議を行い、避難器具が設置されている学校を対象に、実際に避難器具を使用した訓練を定期的に実施するよう指導してまいります。

以上でございます。

○大久保たかし議長　丸金議員。

○丸金ゆきこ議員　前向きな答弁をありがとうございます。今回の質問を通して、避難器具そのものは法令に基づき適切に維持管理されている一方、実際に使用した訓練はこれまで限定的だったことが分かりました。そして今回、教育委員会から避難器具が設置されている学校において、教職員を対象とした定期的な操作に関する研修を行う必要があること、年度当初に教職員全員で設置場所や使用方法を確認すること、次年度以降、セーフティスクールプランに記載するよう指導すること、さらに消防局や専門業者と連携し、実際に避難器具を使用した訓練を定期的に実施するよう指導することまで確認できました。ぜひ確実に進めていただきたいと思います。

加えて、年１回の総合点検を、正常に作動するかの確認だけではなく、点検業者立会いの下、消防局にも協力を得ながら教職員が実際の器具の取扱いを確認する機会として活用することや、各校の器具の展開方法や操作方法を短い動画として残し、年度当初や人事異動の際の研修に活用することもぜひ検討してください。また、小学校高学年や中学生についても、防災教育の一環としてその動画を活用し、自分たちの学校にどのような避難器具があり、どのような時に使用するものなのかを知る機会を設けることも今後検討していただきたいと思います。全ての操作手順を暗記する必要はありませんが、どこにあるのか、どのような器具なのか、どうやって使い始めるのか、その基本を事前に知っているかどうかは、緊急時には大きな違いになります。救助袋も緩降機も避難はしごも、使わずに済むことが一番です。しかし、通常の避難経路が使えなくなったときには、子どもたちの命を守る重要な手段となります。だからこそ、設置してあるから大丈夫ではなく、いざというときに使えるところまで備える。今回、教育委員会が示した、あるかではなく使えるかという視点をぜひ今後の学校防災に生かしていただきたいと思います。

また、避難器具が使用できる状態であっても、その周辺や降下地点に障害物があれば非常時には使用できません。非常階段、非常口、避難扉、避難器具の周辺だけではなく、救助袋や緩降機などの着地点を含め、避難の妨げになるものを置かない、放置しないという基本についても、今回を機に、改めて全校で徹底していただきたいと思います。今回の東京都北区の学校火災を教訓として、教育委員会、学校、消防局、専門業者が連携し、多くの教職員が避難器具の使用方法を知る機会を継続的につくり、児童生徒の命を守る、より実効性の高い学校防災につなげていただくことを強く要望し、こちらの項目についての質問を終わります。

次に、大項目２、自治会活動のデジタル化及び電子回覧板について。

私は、昨年12月定例会で、松戸市の「自治会サポ！」を例に、自治会活動のデジタル化について質問しました。役員の高齢化や担い手不足が進む中、回覧物の印刷や配布などの自治会活動の負担軽減は重要な課題です。そして、いよいよ本市でも導入が進められています。

そこで、(1)電子回覧板導入の進捗及びシステムの選定について。

現在の進捗状況、システムの概要、選定理由、運用開始時期及び対象自治体について伺います。

○大久保たかし議長　市民部長。

○山影聡香市民部長　お答えいたします。

電子回覧板の導入に向けた進捗状況につきましては、株式会社Ｂｏｔ　Ｅｘｐｒｅｓｓとスマホ市役所システムの利用契約を締結し、現在システムの初期設定など運用開始に向けた準備を進めております。なお、今月17日と本日、自治会を対象としたシステム導入に向けた説明会を開催しております。スマホ市役所の自治会機能は、市公式ＬＩＮＥを通じてそれぞれの自治会から会員に直接情報を配信できるもので、配信できる内容は、メッセージのほか、画像やＰＤＦなどのファイルとなり、日時を指定した予約配信や、過去に配信したメッセージの確認を行うことができるものです。システムの選定に当たりましては、今回導入するスマホ市役所をはじめ、全国的に導入事例がある「自治会サポ！」などの複数のシステムを候補とし、主に操作性、汎用性、経済性の観点から比較検討いたしました。検討の結果、高齢者を含む多くの方が利用しているＬＩＮＥを活用するシステムであり、対話方式で操作を進められるほか、新たにアプリのインストールやアカウントの作成が不要であるなど、利用者にとって分かりやすく操作が容易であること、また、ほかのシステムと比較して費用が安価であること、さらに、電子回覧板としての利用に限らず、高齢者の見守り機能など様々な行政サービスプログラムが用意されていることなどを総合的に判断し、スマホ市役所を導入することといたしました。なお、運用開始時期は本年10月を予定しております。スマホ市役所の自治会機能は市内の全自治会を対象としており、市への利用申込みをいただいた後に利用が可能となります。昨日までに８自治会から申込みがあり、運用開始後も随時受け付ける予定としております。

以上でございます。

○大久保たかし議長　丸金議員。

○丸金ゆきこ議員　ありがとうございます。

それでは、今回のシステムの導入に当たり、どの程度の自治会から意見を聞き、どのような要望があったのか伺います。

○大久保たかし議長　市民部長。

○山影聡香市民部長　お答えいたします。

昨年９月に市内の全227自治会を対象に自治会活動のデジタル化に関するアンケートを実施し、約63％に当たる142自治会から回答をいただきました。アンケートでは、電子回覧板を導入した後も紙の回覧板が必要であり負担が増加するとの意見や、デジタル化に詳しい人材が少ないといった意見がございました。また、昨年11月に開催されたタウンミーティングにおきましても、電子回覧板の導入について、利用者の多いＬＩＮＥを活用したシステムを導入してほしいとの要望をいただきました。こうした御意見、御要望を踏まえ、電子回覧板の導入に当たりましては、できるだけ操作が容易にできる点を重視いたしました。

以上でございます。

○大久保たかし議長　丸金議員。

○丸金ゆきこ議員　操作が容易なのはとてもよいと思います。

では、今月17日の説明会ではどのような反応や意見があったのか伺います。

○大久保たかし議長　市民部長。

○山影聡香市民部長　お答えいたします。

17日の説明会では、54自治会、86名の方に参加をいただき、システムの概要説明のほか、参加者御自身のスマートフォンを使い、実際に電子回覧板のテスト版を操作していただきました。説明会には、ＬＩＮＥの操作に慣れている方から初めてＬＩＮＥを使われる方まで様々な方が参加され、職員がサポートしながら多くの方に会員

登録の操作やメッセージの受信を体験していただきました。説明会でいただいた御意見や御質問としましては、システムに登録した会員を自治会でも把握できるようにしてほしい、会員本人が退会処理を行う仕様となっているが、会長も退会者を削除できるようにしてほしいといったシステムの機能や管理に関するもののほか、自治会から情報を配信する頻度はどの程度にすればいいのか、既に導入している別のシステムとの連携はできるのかといった導入、運用に関するものがございました。

以上でございます。

○大久保たかし議長　丸金議員。

○丸金ゆきこ議員　具体的な課題も見えてきたと思うので、今後の運用に反映してください。

次に、(2)自治会員と非会員の情報のすみ分け及び情報管理について。

回覧板には、広く周知すべき情報と、会員に限定すべき情報があります。自治会費を負担している会員との公平性に配慮も必要です。そこで、閲覧権限、会員の認証方法、退会時の登録管理、個人情報保護など、情報管理の仕組みについて伺います。

○大久保たかし議長　市民部長。

○山影聡香市民部長　お答えいたします。

今回導入する電子回覧板は、自治会員への情報発信を想定しており、利用に当たっては、自身が加入している自治会のパスワードを入力する必要があります。また、自治会の希望により、パスワードの入力に加え、自治会長の承認を経て利用を開始する運用も可能としております。なお、現時点では一般、自治会員、役員などの区分による閲覧制限は設けず、自治会員として登録した方には、それぞれの自治会ごとに同じ情報を配信する設定としております。会員の認証につきましては、会員登録時に自治会ごとに設定するパスワードにより行うことを基本としており、転居等による退会につきましては、利用者御本人にシステム上で退会の手続を行っていただくことを想定しております。また、個人情報の取扱いにつきましてはこれまでも注意喚起してまいりましたが、電子回覧板で配信する情報についても、これまでの紙の回覧版と同様、個人情報等の取扱いに十分注意する必要がありますことから、改めて周知してまいります。

以上でございます。

○大久保たかし議長　丸金議員。

○丸金ゆきこ議員　ありがとうございます。実際の運用では、役員だけに届けたい情報なども考えられます。そこで、システム上、閲覧権限を細かく設定できるのでしょうか。また、自治会から要望があった場合、機能の追加導入を検討する考えはあるのか伺います。

○大久保たかし議長　市民部長。

○山影聡香市民部長　お答えいたします。

閲覧できる情報の範囲を利用者ごとに細かく設定することは、システム上可能であると認識しております。一方、閲覧権限を細かく設定するためには、どのような情報をどの範囲の方に配信するのかを整理するとともに、それに応じたシステムの設定などが必要となるなど、一定の時間と労力を要します。このため、まずは現在予定しているシンプルな仕組みで一定期間利用していただき、システムの円滑な導入と利用の定着を図ってまいりたいと考えております。その上で、実際の利用状況や自治会からの意見、要望などを確認し、より細やかな閲覧制限の設定を求める意向が示された場合には、対応の必要性や運用面での課題などを整理した上で検討してまいります。

以上でございます。

○大久保たかし議長　丸金議員。

○丸金ゆきこ議員　柔軟に対応を検討していただきたいと思います。

次に、自治会長の承認なしで登録する場合、会員以外の不適切な登録を防ぐため、パスワード管理や会員確認について、市はどのようなルールを示す予定なのか伺います。

○大久保たかし議長　市民部長。

○山影聡香市民部長　お答えいたします。

自治会長の承認を必要としない方式を選択した自治会につきましては、会員が氏名と自治会ごとに設定されたパスワードを入力することで会員登録が完了する仕組みとなっております。このため、パスワードが会員以外に知られた場合には、自治会員でない方が登録する可能性もありますことから、パスワードを適切に管理することが重要であると認識しております。市といたしましては、パスワードを自治会員以外には知らせないことや、既存の回覧板など自治会員に限定した方法で周知すること、必要に応じてパスワードを変更することなど、適切な管理方法を自治会に示していく予定でございます。

以上でございます。

○大久保たかし議長　丸金議員。

○丸金ゆきこ議員　分かりました。自治会が安心して利用できるよう、分かりやすいルールを示していただきたいと思います。

次に、(3)導入後の自治会運営及び利用支援について。

電子回覧板は、役員の負担軽減が期待される一方、紙との併用や会員管理など新たな負担が生じる可能性もあります。また、デジタルに詳しい人材が少ないとの声が上がったとのことでした。埼玉県草加市では、今年度、デジ助と呼ばれるＩＣＴ推進伴走ボランティアが、モデル町会に二、三人のチームで約半年間伴走し、課題を聞き取り、最終的に自治会自身で運用できるよう支援する取組を始めています。システムを導入して終わりではなく、地域で使い続けられることが重要です。

そこで、紙との併用や操作支援、導入後の効果や負担の検証について、併せて自治会への加入促進へつなげる考えについて伺います。

○大久保たかし議長　市民部長。

○山影聡香市民部長　お答えいたします。

電子回覧板の導入後、紙の回覧板を直ちに廃止するものではなく、電子と紙を併用することを含め、それぞれの自治会の実情に応じた方法で運用していただくことを想定しております。市といたしましては、システムの導入や操作方法について必要な支援を行うとともに、運用開始後の利用状況や、自治会からの御意見などを確認しながら、より利用しやすい運用となるよう必要な対応を行ってまいります。なお、導入後一定期間が経過した段階で、システムの使い勝手や負担感などについて、利用している自治会を対象にアンケートを実施することを予定しております。また、電子回覧板を活用した自治会への加入促進等につきましては、今回導入する電子回覧板は、登録した自治会員に対して自治会内の情報共有を円滑にすることを主な目的としており、現時点では、自治会に加入していない方への情報発信に利用することは想定しておりません。一方、加入していない方にも自治会活動を広く知っていただくことは、自治会への関心や地域活動への参加につながるものと考えておりますことから、広く周知することが適当な自治会活動につきましては、既存の掲示板や市公式ウェブサイト、市公式ＬＩＮＥなどを活用しながら、引き続き周知に取り組んでまいります。

以上でございます。

○大久保たかし議長　丸金議員。

○丸金ゆきこ議員　では、一定期間後のアンケートでは、実際にどの程度負担軽減につながったのかを検証し、

その結果を公表してシステムの改善やほかの自治会への導入促進につなげる考えはあるのか伺います。

○大久保たかし議長　市民部長。

○山影聡香市民部長　お答えいたします。

アンケートの具体的な実施方法や調査項目につきましては、今後、システムの利用状況などを踏まえて検討してまいります。また、アンケートなどを通じて把握した自治会からの御意見につきましては、その後のシステム運用や利用促進に生かしてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○大久保たかし議長　丸金議員。

○丸金ゆきこ議員　分かりました。電子回覧板は、導入すること自体が目的ではありません。ぜひ導入前後で役員の負担がどのように変化したのか、検証をお願いいたします。また、デジタル機器の利用が難しい方を取り残すことなく、草加市のような伴走型の支援も参考にしながら、電子回覧板が自治会役員の負担軽減と迅速な情報共有につながり、自治会活動を持続していく力となることを期待し、この項目について質問を終わります。

次に、大項目３、子どもたちがスポーツに親しむ機会の提供について。

スポーツは、健康の増進や体力向上だけでなく、仲間と協力すること、目標に向かって努力すること、失敗してもまた挑戦することなど、子どもたちの成長に様々なよい影響を与えるものだと考えています。私自身、３人の子どもたちが市川ラグビー少年団りとるキングで長年お世話になり、スポーツを通して成長していく姿を身近で見てきました。一方、スポーツをやってみたいと思っても、全ての子どもが習い事やスポーツクラブに通えるわけではありません。だからこそ、家庭の状況などにかかわらず、多くの子どもたちが様々なスポーツに触れ、楽しい、やってみたいと思える機会をつくることが大切です。

そこで、子どもたちがスポーツに親しむ機会として、本市では現在どのような取組を実施しているのか伺います。

○大久保たかし議長　スポーツ部長。

○小島信也スポーツ部長　お答えします。

本市では、第２期市川市スポーツ推進計画の基本目標１において、「一人ひとりに適したスポーツ活動の推進と機会の創出」を定めています。これに基づき、子どもの育成と体力向上の推進を基本施策の一つとしており、イベントや体験会の開催、関係団体との連携により、気軽にスポーツに取り組める環境づくりを進めているところでございます。

そこで、日常的に運動をしない子どもがスポーツに触れる機会となるよう、エンジョイスポーツ、みんなでスポーツなどのイベントや体験会を開催しています。また、10月のスポーツの日に開催しているいちかわスポーツフェスタにおいては、トップアスリートによるスポーツ教室などを実施しており、スポーツに興味を持つきっかけや競技力の向上などにもつながると考えております。関係団体との連携につきましては、市川市スポーツ協会の各加盟団体が、子どもを含めた競技初心者などを対象に開催している市民スポーツ教室や、市川市スポーツ推進委員が学校の体育館などでバドミントンや卓球、ソフトバレーやペタンクなどの軽スポーツを楽しむ地区活動を実施しており、子どもが気軽にスポーツに参加できる機会を提供しています。また、市内５つの総合型地域スポーツクラブにおいても、子ども向けの教室を各種展開しているところです。さらに、本市は、５つのスポーツチームと協定等を締結しており、各チームの協力の下、小学生などを対象としたイベントの開催、選手やコーチが学校を訪問して競技を体験する授業の実施、公式戦への市民招待など、スポーツに親しむきっかけづくりに取り組んでいます。そのほかにも、日本サッカー協会と協定を締結し、様々な競技の現役選手やＯＢ、ＯＧなどが夢先生として学校を訪問し、実体験に基づく授業を通して、夢を持つことや、その夢に向かって努力することの

大切さ、仲間と協力することの大切さなどを伝える夢の教室を平成27年度より実施しております。

以上でございます。

○大久保たかし議長　丸金議員。

○丸金ゆきこ議員　ありがとうございます。様々取組がある中で、ここからは夢の教室について、もう少し詳しく伺います。

現役選手やＯＢ、ＯＧから、成功だけでなく、困難や挫折を乗り越え夢に向かって努力してきた経験を直接聞くことは、子どもたちにとって貴重な機会だと思います。そこで、夢の教室は何年生を対象に、どのような内容で実施しているのでしょうか。また、年間の実施回数と、夢先生にはこれまでどのような競技の方々に来ていただいているのか伺います。

○大久保たかし議長　スポーツ部長。

○小島信也スポーツ部長　お答えします。

夢の教室は、小学校５年生と中学２年生を対象に実施しています。内容は、授業２こまを利用し、前半は体育館で夢先生と子どもたちが体を動かすゲームを通して、仲間と協力することや相手を思いやることの大切さなどを伝えています。後半は、教室で夢先生が困難を乗り越えて夢に挑戦した体験を、夢曲線を描きながら話すことで、夢を持つことのすばらしさや、それに向かって努力することの大切さを伝える内容となっております。回数につきましては、過去５年間の平均で年間約60クラスを実施しており、令和７年度は小学校15校45クラス、中学校２校12クラス、特別支援学校１校１クラスの計58クラスを実施しています。なお、夢先生としては、これまでサッカーのほか、野球、バスケットボール、バレーボール、ラグビー、テニス、バドミントン、陸上、新体操、フェンシング、ボクシングなど、多岐にわたる種目の方にお越しいただいております。また、日本サッカー協会が令和７年７月から夢の教室を低学年用にアレンジしたゆめのたねの教室を小学３年生を対象に開始しており、本市では今年２月より実施しているところです。

以上でございます。

○大久保たかし議長　丸金議員。

○丸金ゆきこ議員　ありがとうございます。幅広い年代の子どもたちに機会が広がっていることが分かりました。また、様々な競技の夢先生と一緒に体を動かし、困難を乗り越えてきた経験を直接聞くことは、スポーツの枠を超えた学びにもつながると思います。そこで、子どもたちの反応や変化をどのように把握し、本市として夢の教室をどのように評価しているのか伺います。

○大久保たかし議長　スポーツ部長。

○小島信也スポーツ部長　お答えします。

本事業の評価につきましては、授業後、各担任の教師に対して行ったアンケートで、児童生徒の変化について、お互いに協力しようとする気持ちや前向きな考えをできるようになった、夢について話せる子どもが増えた、表情に変化が見られたなどの回答が寄せられています。また、夢の教室を受けた子どもたちが、その後、夢先生として登壇するなどの事例もあり、未来を担う子どもたちにとって貴重な学びの機会となっていると考えております。同時に、子どもたちがスポーツに対して、より興味を持つことを期待しているところです。

以上でございます。

○大久保たかし議長　丸金議員。

○丸金ゆきこ議員　ありがとうございます。夢の教室を受けた子どもが成長して、今度は夢先生として子どもたちの前に立ったというお話は、この事業の意義を象徴していると思います。そして今、市川市では、北東部スポーツタウン基本構想改定版の素案についてパブリックコメントを実施しています。この素案では、現市民プール

とその周辺地にグラウンド等を整備することが示されています。私自身、３人の子どもたちと長年通ったグラウンドが位置する場でもあり、子どもたちが安心してスポーツに取り組める場所があることの大切さを実感してきました。こうしたハード面の環境整備と、今日伺った夢の教室や、様々なスポーツ体験などのソフト面の取組、その両方を充実させていくことが大切だと思います。

スポーツ選手を目指す子も、初めてスポーツに触れる子も、それぞれが楽しい、やってみたい、挑戦してみたいと思える環境を、これからの市川市につくっていただきたいと思います。北東部スポーツタウンについても、子どもたちのスポーツ環境をさらに充実させる場となることを期待するとともに、今後も家庭環境などにかかわらず、多くの子どもたちがスポーツに親しみ、夢や目標を持つきっかけとなる機会を充実していただくことを要望し、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

○大久保たかし議長　この際、暫時休憩いたします。

午前11時46分休憩

午後１時開議

○にしむた　勲副議長　休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第１一般質問を継続いたします。

浅野さち議員。

○浅野さち議員　公明党、浅野さちです。通告に従いまして一般質問を行います。よろしくお願いいたします。

初めに、８月13日の千葉豪雨、その後、全国様々な地域で線状降水帯による被害が起きています。また、先日の台風25号による被害など、改めて被災された皆様にお見舞い申し上げます。

大項目１の鬼高・信篤地域の豪雨対策について伺います。

(1)８月の千葉豪雨の被害状況と今までの対応について。先順位者への答弁でおおむね理解いたしました。

そこで、具体的に伺います。鬼高・信篤地域の被害状況、道路冠水、床上、床下、通行止め、浸水車両など伺います。また、この地域は浸水地域でもあり、今までの対応として高谷２号幹線管渠の整備を進めており、この件については幾度か質問しています。今回は、時間雨量67.5㎜という豪雨によって、あっという間に冠水しましたが、地域を回る中で、排水の引きは以前より早かったとの声を聞きました。

そこで、高谷２号幹線管渠の整備効果と今後の予定について伺います。

○にしむた　勲副議長　下水道部長。

○仙波俊郎下水道部長　お答えします。

今回の千葉豪雨による鬼高・信篤地域での被害につきましては、床上浸水は35戸で市全体の35％を占めており、床下浸水は30戸で27％、道路上の被災車両は13台で48％となっております。また、鬼高３丁目付近の県道若宮西船市川線、通称産業道路や原木地下道、二俣架道橋の３か所において、道路冠水に伴う通行規制を実施しており、市内でも豪雨による影響が大きかった地域であると認識しております。鬼高・信篤地域の雨水排水は、１級河川高谷川に放流するため、外環道路整備事業に合わせた高谷１号幹線、延長約1,900ｍの管渠整備が既に完成しております。現在は、この地域の主な浸水対策となる高谷２号幹線管渠整備として、国道298号の高谷２丁目交差点から県道船橋行徳線までの約400ｍ区間で工事を進めており、本年11月末に完成する予定でございます。この工事では、既存の排水路の断面について、横幅2.5ｍを3.5ｍに拡大、また、高さについては1.65ｍを2.5ｍにすることで、排水能力が約２倍に増強されます。この新たな幹線管渠と既存の排水路を接続することで、高谷２丁目を含む下流域の排水効果は段階的に向上していくものと認識しております。今後につきまして

は、来年度から田尻５丁目において高谷２号幹線に接続する横幅1.4m、高さ1.2mのバイパス管を整備する予定であります。

本市では、千葉豪雨による被害を重く受け止め、先日、田中市長が国土交通省を訪問し、長期にわたる浸水対策事業への継続的かつ確実な財政支援などについて要望したところです。引き続き、市民の皆様が少しでも水害への不安が解消されるよう、切れ間なく浸水対策を推進してまいります。

以上でございます。

○にしむた　勲副議長　浅野議員。

○浅野さち議員　高谷２号幹線管渠整備、これによって排水能力が２倍程度増強され、高谷２丁目を含む下流地区の排水効果は徐々に向上していることを確認できました。また先日、田中市長は、国に対し本事業と浸水対策に対しての財政支援について要望したことも伺いました。さらに加速して工事が進むことを期待いたします。よろしくお願いいたします。

また、被害状況、特に被災車両は市全体の48％と多かったことを確認しました。当日はショップス前の産業道路や新川通り、それに付随し第六中学校の周辺や鬼高小学校の正門前など、鬼高地域の生活道路において冠水が見られ、特に、車が走ると波ができて、そのことによって床下まで水が押し寄せてきた、室外機が横になったなどの声を聞いています。下流である田尻から鬼高にかけての高谷２号幹線管渠整備には時間を要します。そこで、この整備以外で行っている対策を伺います。

○にしむた　勲副議長　下水道部長。

○仙波俊郎下水道部長　お答えします。

鬼高・信篤地域における高谷２号幹線管渠以外の対策といたしましては、今年度から新たに着手する市川南11号幹線管渠の整備が挙げられます。この地域の冠水の軽減を目的として、産業道路からの排水先を分散させるため、市川インターチェンジから市川市場東側の排水路に向かって新たな幹線管渠の整備を３か年で進めてまいります。

一方、局所的な対策といたしましては、浸水常襲地区である田尻４丁目の広場付近に令和４年度にマンホールポンプを設置しております。また、この箇所には冠水状況をいち早く把握するため、水位監視カメラのほか、冠水センサーも設置しております。

以上でございます。

○にしむた　勲副議長　浅野議員。

○浅野さち議員　市川南11号幹線管渠の整備で、市川インターチェンジから市川市場の東側の排水路に向かって管渠整備を行い、産業道路から排水先を分散する目的とのことで、今年度から３年かけて行うことを伺いました。この件について何回か質問しています。いよいよ開始ということで、３年間ですが、先日の台風25号においても、また、今の気象状況では線状降水帯が今後も考えられます。少しでも早く完成することを要望いたします。

冠水センサーですが、鬼高・信篤地域の具体的な設置場所について伺います。また、特に県道若宮西船市川線の鬼高ショップス前は、先ほどから話していますが、テレビに毎回出るほど冠水常襲箇所となっています。この道路冠水時の通行止めも含め、市は県とどのような連携をしているのか伺います。

○にしむた　勲副議長　道路交通部長。

○磯部高志道路交通部長　お答えします。

市内13か所に設置しました冠水センサーのうち、鬼高・信篤地区におきましては、鬼高ショップス前、原木地下道、田尻少年広場前の３か所に設置しており、現地の状況に応じて通行規制の措置を取ることとしておりま

す。

次に、県道若宮西船市川線、鬼高ショップス前の通行規制につきましては、道路管理者である千葉県葛南土木事務所に確認しましたところ、主に市川警察署と連携して随時冠水状況を確認しており、その状況に応じて通行規制などの措置をしているとのことであります。本市も通行規制など水防体制の状況につきましては、千葉県と共有を図っております。

以上でございます。

○にしむた　勲副議長　浅野議員。

○浅野さち議員　冠水センサーは、先順位者への答弁で、10cmで冠水注意、20cmで冠水警戒となり、職員に通報され、これによって迅速に現場に向かうということでした。特に鬼高ショップス前の場合、冠水常襲地域と分かっているため、葛南土木と市川警察署が連携し通行止めを行っていることを理解いたしました。今回の台風では、早めに何回か通行止めをしていることを確認しました。しかし、今後、今回のような早い時間で冠水が起きる場合の対処は、県道であっても地域を担う本市の道路部としては、県と協力しながら早めの対応をよろしくお願いいたします。また、この範囲を、例えば車道透水性舗装を行うことでの効果性も含め、今後の対応として様々県と協議してほしいと思いますので、よろしくお願いいたします。

一方、産業道路は船橋市地域も含まれており、排水対策として船橋市と連携して取り組んでいることがあるのか伺います。

○にしむた　勲副議長　下水道部長。

○仙波俊郎下水道部長　お答えします。

本市の鬼高地域と船橋市の本中山地域は隣接しており、船橋市においても、この地域の浸水対策について多くの要望を受けており、両市共通の課題として広域的な連携が必要と考えております。高谷２号幹線は、鬼高地域のみならず船橋市域の雨水排水も担っていることから、平成25年度に公共下水道事業に関する協定を締結し、両市排水面積に応じた費用負担により事業を進めているところでございます。現在、高谷２丁目付近で進めている幹線管渠の整備を鬼高地域まで速やかに延伸させていくことが両市共通の地域課題の解決につながることから、引き続き連携を図りながら着実に推進してまいります。

以上でございます。

○にしむた　勲副議長　浅野議員。

○浅野さち議員　伺いました。特に鬼高・信篤地域は、船橋市との広域連携はこれからも重要になりますので、今後ともよろしくお願いいたします。

次に、(2)原木・二俣地域の冠水・浸水対策について。

先ほどは大きく信篤地域を伺いました。特に二俣川沿いや京葉道路沿いの地域の原木・二俣地域の被害が大きかったです。そこで、この地域の冠水・浸水要因について、市の認識を伺います。また、船橋市と市川市を流れる二俣川沿いの浸水対策における広域的な対応をどのように考えているのか伺います。

○にしむた　勲副議長　下水道部長。

○仙波俊郎下水道部長　お答えします。

今回の千葉豪雨における本市の最大時間雨量は67.5㎜、総雨量も200㎜を超える規模であったことから、市内各所で冠水が生じており、御質問の二俣川沿いや京葉道路沿いでも冠水が発生しました。この地域の雨水排水は、下流に向かって京葉道路をくぐっていることや、既存の排水路の流下能力が不足していることなどが冠水の要因であると認識しております。二俣川沿いの浸水対策につきましては、鬼高地区と同様、船橋市との共通課題であることを共有しており、改善に向けた検討に協力して取り組んでまいります。

以上でございます。

○にしむた　勲副議長　浅野議員。

○浅野さち議員　現在、二俣川の草刈りなどの維持管理は両市で分けて行っていることを認識しています。浸水対策については、改善を図るため検討するということです。今後も台風や豪雨の際、被害があるのではと大変心配しています。二俣川の改善は、市境であるこの地域にとって大きな課題です。早急に対策を講じてほしいことを強く要望いたします。

また、要因として、雨の量もそうですが、既存の排水路の流下能力が不足していることが要因ではないかとのことです。そこで、この地域の排水機能の現状について伺います。

○にしむた　勲副議長　下水道部長。

○仙波俊郎下水道部長　お答えします。

原木・二俣地区の地盤特性は、高低差が少なく平坦かつ低地であることから、本市の大半の地域と同様、排水機場によるポンプ排水が重要な役割を担っております。そのため、この地区の京葉道路より南側には、放流先となる河川への放流許可量の範囲内で原木第１、第２、第３、そして二俣の４つの排水機場と７か所の仮設ポンプを設置しております。

以上でございます。

○にしむた　勲副議長　浅野議員。

○浅野さち議員　４つの排水機場と２つの仮設ポンプの現状を伺いました。ポンプ排水が重要ということですが、幾度か台風などで冠水被害がありましたが、設置後に増強しているのか伺います。また、今後排水機能の増強でポンプの新設の計画はあるのか伺います。

○にしむた　勲副議長　下水道部長。

○仙波俊郎下水道部長　お答えします。

これまで本市で行ってきたポンプの増強につきましては、平成25年10月に襲来した台風26号の浸水被害を受けたことを契機に、原木３丁目の中継ポンプについて、２台のポンプを交互に運転させる仕様から同時運転ができるように改良し、排水能力を毎秒0.17㎥から0.34㎥へと２倍に増強しております。また、翌27年度からは、原木第２排水機場のポンプを１台増設し、排水量を毎秒1.5㎥から3.2㎥へと２倍以上に増強しております。ポンプにつきましては、先ほど申し上げましたとおり、放流先となる河川への放流許可量の範囲内で設置していることから、現時点では新設する計画はございません。本市といたしましては、ポンプなどの排水施設の機能が十分に発揮されるよう、適切な維持管理に努めてまいります。

以上でございます。

○にしむた　勲副議長　浅野議員。

○浅野さち議員　原木中継第３ポンプの改良工事と、原木第２排水機場のポンプの増強を行ったことを伺いました。確かに、この後は大きな被害はなく、排水の引きは格段によくなっていると地域住民の方もおっしゃっております。しかし、今回はまさしくこの地域の道路冠水と床下・床上被害が発生しています。そこで、原木・二俣地区での今後の対策について伺います。

○にしむた　勲副議長　下水道部長。

○仙波俊郎下水道部長　お答えします。

原木・二俣地区における今後の対策としましては、雨水排水の要となるポンプ設備について、本来の排水能力が十分に発揮されるよう、定期的な点検、計画的な修繕や更新など、適切な維持管理に努めてまいります。また、排水路につきましては、令和５年度の調査で京葉道路を横断している６本の排水管の一部に支障物があるこ

とが確認できたことから、順次横断管の清掃等を進めてきましたが、先日、全ての作業が完了したところです。また、その先の断面が小さく流下能力が不足している排水路につきましては、現在、京葉道路南側のＪＲ武蔵野線の高架下付近において、時間雨量50㎜に対応するための改修工事を進めているところでございます。さらに、排水施設の整備だけでなく、雨水が河川や水路に短時間に大量に流出することを抑制することも大変重要となります。このため、原木・二俣地区においては、今後多くの箇所で下水道が整備される地区であることから、例えば、下水道への接続によって不要となる浄化槽を貯留施設に転用する助成制度を御利用いただくなど、市民の皆様の一層の理解と協力をいただきながら、総合的な治水対策に取り組んでまいります。

以上でございます。

○にしむた　勲副議長　浅野議員。

○浅野さち議員　様々対策を進めていることを伺いました。この地域の下水道整備は昨年度から始まり、計画的に随時整備される地域で、やっと整備が始まったと安堵しています。排水ポンプの増強や新設ができない中、今後、浄化槽転用型の貯留施設への助成制度を推進し、総合的な対策に取り組むということです。この取組は、浄化槽の洗浄及びポンプ等の設置に係る費用の３分の２、上限８万円が補助額としてあります。市民の理解と協力を得るためには、今後設置の効果など丁寧な説明が必要と考えます。また、現在の補助額の拡充も検討していただきたいと思います。

今回、被害が大きかった原木・二俣地域を中心に質問しました。異常気象の中、いつ、どこで起きてもおかしくない水害、今後さらなる対策が急務になってきます。今後ともよろしくお願いいたします。

次に、信篤地域のまちづくりについて。

(1)移動プラン75（信篤地域運行事業）の現状と課題について。

信篤地域を走るバス路線は２路線ありましたが、令和７年３月にバス路線が廃止となり、日常生活などの移動に不便が生じました。円滑な移動ができることを目的に、市ではタクシー業者の御協力をいただき、令和７年11月からデマンド型乗り合いタクシーを開始し、ほぼ１年が経過したところです。利用者の皆さんは大変喜んでいます。現在の利用状況と、住民意見を踏まえて変えた運行内容、課題について伺います。

○にしむた　勲副議長　道路交通部長。

○磯部高志道路交通部長　お答えします。

本市では、75歳以上のゴールドシニアをはじめ、どの地域の方々も円滑に移動できることを目的としました移動プラン75として、昨年４月に信篤地域においてバス路線の廃止により広域で日常生活の移動が不便となりましたことから、デマンド型乗り合いタクシーの実証運行を昨年11月より開始いたしました。本年７月末までの運行実績は、利用登録者数は355人、利用者延べ人数は1,864人、１日平均利用者数は約７人であります。直近の状況としましては、新規の利用登録者数は減少しているものの、利用者の多くは繰り返し活用しており、利用者数は増加しております。利用者の傾向といたしましては、75歳以上のゴールドシニアが全体の約７割を占めており、高齢者の利用が多い状況であります。また、乗降スポットは本八幡駅南口の利用が最も多く、次いで原木中山駅、信篤公民館の順となっております。

そこで、地域の御利用状況を把握するため、本年３月から４月にかけてアンケート調査を実施いたしました。その結果、信篤地域では高齢者の９割が認知しておりますが、利用されたことがある方はその半数であり、また、知らなかった方、利用されていない方の約８割が機会があれば使いたいなどと回答されております。これらの現状から、周知は進んでいるものの利用をちゅうちょしている高齢者等がいるものと考えておりますので、利用促進を図るための説明会の開催等を検討しております。

次に、運行内容につきましては、利用者から寄せられた様々な要望のうち、障がいのある方の介助者が市外在

住でも同乗を可能とするなど改善に努めております。

以上でございます。

○にしむた　勲副議長　浅野議員。

○浅野さち議員　今後、利用促進を図るための説明会の開催を検討するということを伺いました。その際は、その場で登録のお手伝いをしていただきたいと思います。また、高齢者クラブやマンション入居者で移動に困っている方、福祉部と連携して声かけをしていただくなど、幅広く説明会をお願いいたします。

約１年が経過して様々な声が届いています。さらに利用者の増加を図るために何点か質問いたします。

１点目、現在の運行時間は午前９時から午後６時までですが、病院に行く際、１時間早いと助かるのです。朝８時から乗れるよう時間を早めることはできないのか。

２点目、乗降スポットの拡大として、下総中山駅まで追加してほしいという声とともに、現在の乗降スポットの拡大や変更は今後どのように考えているのか。

３点目、現在の予約は乗車１週間前から２時間前までですが、予約の緩和はできないか。担当課にも様々な声は来ていると思いますが、住民要望に対する考えを伺います。

○にしむた　勲副議長　道路交通部長。

○磯部高志道路交通部長　お答えします。

１点目の運行時間を早めることにつきましては、朝８時からの運行により利便性の向上が図られることで、利用者数の増加が期待できるものであります。しかしながら、運行事業者からは、朝８時からの運行について、利用が集中する繁忙時間帯のため、デマンド車両の割り当てにより地域全体のタクシー供給が減少し、既存公共交通の利便性を著しく損なうおそれがあること。また、ドライバー不足などから早朝時間帯への要員配置が難しいとの見解でございました。今後、タクシードライバーの確保が新たな改善につなげられるものと考えられますので、市川市公共交通協議会やタクシー事業者等が実施しているドライバーの採用説明会には、本市としましても引き続き周知活動に協力してまいります。

次に、２点目の下総中山駅への乗降スポット追加につきましては、信篤地域の区域外でありますことから、既存公共交通への影響等につきまして、タクシー事業者やタクシー協会支部等に意見を伺ってまいります。また、乗降スポットの拡大や変更につきましては、利用状況に応じて地元自治会や所轄警察、道路管理者等の意見を伺いながら検討してまいります。

最後に、３点目の予約受付時間の緩和につきましては、現在は乗車の２時間以上前に予約することとしておりますが、利用者から予約受付時間についてのお声もありますので、緩和について検討しているところであります。

以上でございます。

○にしむた　勲副議長　浅野議員。

○浅野さち議員　今後も利用者のニーズをお聞きし、可能な限り条件の緩和をよろしくお願いいたします。

もう１点、再質問いたします。このデマンド型乗り合いタクシー事業は実証運行となっています。心配している市民もいますので、今後の運行予定を伺います。

○にしむた　勲副議長　道路交通部長。

○磯部高志道路交通部長　お答えします。

本デマンド型乗り合いタクシーは、運行事業者が国土交通省関東運輸局から本年10月まで実証運行の許可を得ております。運行期間の延長につきましても国から許可を得る必要があることから、11月以降の運行について、運行事業者が国に許可申請をしております。本市としましては、現状における課題も踏まえ、引き続き周知に努

め、登録者や利用者数の増加を図るとともに、地元自治会や運行事業者などの意見も伺いながら本格運行を目指してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○にしむた　勲副議長　浅野議員。

○浅野さち議員　本格運行を目指していることを確認いたしました。このデマンドタクシー事業は、チケット75のバスチケットも使えることから、100円で乗車できることから大変喜ばれています。先ほどのアンケート結果でも、高齢者の９割は認知していますが、利用されたことがある方はその半数ということで、多くの方に利用していただきたいと思います。引き続き周知と推進をよろしくお願いいたします。また、この移動プラン75を検証し、他地域にも拡大されることを要望いたします。

次に、(2)小栗原架道橋の歩道部整備の進捗状況について。

市川市と船橋市にまたがる小栗原架道橋、道、道路幅が狭く、歩道部もなく、大変危険との指摘を受け、市川市と船橋市が協定を結び、船橋側に歩道部の整備をする予定になっております。本市は２分の１、整備費用を負担しています。歩道部が整備されれば安心して歩行できることから、近隣住民は完成を心待ちしています。令和５年度に下部工工事は完成しましたが、上部工工事は京葉道路の上部に架けるため、２度の入札を行い応札者がなく、工法の見直しを行った点は令和６年９月定例会にて伺いました。令和８年５月に船橋市の主催で住民説明会が開催され、私も参加しましたが、改めてこれまでの整備経過と今後のスケジュールについて伺います。

○にしむた　勲副議長　道路交通部長。

○磯部高志道路交通部長　お答えします。

船橋市との行政境で京葉道路上に架かる小栗原架道橋は、船橋市が管理する幅員６ｍの橋梁で、歩行者の安全な歩行空間を確保するため、東側へ新たに幅員２ｍの歩道を整備するもので、船橋市が令和元年度に事業化したものであります。この橋梁は両市の市民が利用することから、本市と船橋市間の協定に基づき、本市が整備費用の２分の１を負担しております。

次に、これまでの事業経過としましては、令和元年度から設計を行い、令和４年度に歩道橋の橋台となる下部工工事に着手し、令和５年12月に下部工が完成いたしました。その後、橋桁を設置するための上部工工事を実施すべく令和５年度に２度の入札を行いましたが、応札者がなく、工事着手には至りませんでした。これにより、船橋市では京葉道路を管理するＮＥＸＣＯ東日本と協議を行い、架設工法を見直すなどの再検討を行いました。今年度は、ＮＥＸＣＯ東日本と上部工の工事委託に関する協定を締結し、来年度から橋桁の工場製作に取りかかり、翌10年度に橋桁の架設を行い、その後、取り付け道路を施工し、令和10年度末の完成を予定しております。

以上でございます。

○にしむた　勲副議長　浅野議員。

○浅野さち議員　今年度、ＮＥＸＣＯ東日本と協定を締結し、来年度工場で橋桁を作成し、翌10年度に橋桁を設置するということです。そこで、10年度に新設された橋桁設置後、どのように現在の道路に取り付けるのか。また、歩道幅はどのようになるのか伺います。

○にしむた　勲副議長　道路交通部長。

○磯部高志道路交通部長　お答えします。

小栗原架道橋の歩道につきましては、道路の総延長約185ｍのうち約110ｍは歩道幅員２ｍで整備されますが、鬼高側約50ｍと田尻側約25ｍにつきましては、既存の道路にすりつける計画となります。歩道幅員はすりつけ部に近づくにつれ２ｍから徐々に狭まり、すりつく端部では約１ｍの幅員となる計画であります。

以上でございます。

○にしむた　勲副議長　浅野議員。

○浅野さち議員　歩道幅の件、伺いました。今後、事業のスケジュールに伴い、通行止めや様々住民の皆様の御協力することが出てくると思います。説明や案内などはどのように考えているのか伺います。

○にしむた　勲副議長　道路交通部長。

○磯部高志道路交通部長　お答えします。

船橋市に確認しましたところ、上部工工事を行う令和10年度半ばから令和11年度末の完成までの工事期間中は車両通行止めを予定しております。また、歩行者は車両通行止めの間も通行可能ではありますが、工事の状況によっては歩行者も通行止めとする期間が生じるとのことであります。本市としましては、事業が長期間にわたることから、船橋市と連携しながら、地元自治会へは事前の案内のほか、工事工程や迂回路などの周知については両市の公式ウェブサイトへの掲載や、現地における分かりやすい案内の掲示など、道路利用者への丁寧な説明に努めてまいります。

以上でございます。

○にしむた　勲副議長　浅野議員。

○浅野さち議員　市民は令和５年度から工事が進まず、どうなっているのか大変気にかけています。様々な事情があり完成が延びていますが、令和11年度の完成に向け、近隣住民の御理解、御協力が大事です。看板や掲示板、回覧などで、関係自治会並び近隣のマンション、また事業者などに今後のスケジュールや通行止め期間をしっかり周知していただくようよろしくお願いいたします。

次に、(3)信篤公共施設整備事業の進捗状況について伺います。

令和５年12月定例会において、信篤地域における公共施設の再編の方向性が示され、令和６年には基本構想の策定と住民アンケート、サウンディング型の市場調査を実施し、その後、基本計画を策定していくとの流れは、令和６年９月定例会での質問を通し承知いたしています。令和７年には基本計画が策定されています。今回、本定例会において信篤公共施設整備事業費として建設工事費などを計上した債務負担行為を含む補正予算が議決、承認されました。現在の事業の進捗状況について伺います。

また、敷地が船橋市との境をまたがっている特殊な事情があることは以前の質問で指摘し、協議を進めていると思うが、併せて状況を伺います。

○にしむた　勲副議長　管財部長。

○松丸　宏管財部長　お答えいたします。

信篤図書館や公民館など、信篤地域の公共施設の建て替えにつきましては、「だれでもいつでもここちよいまちのリビング」を基本コンセプトとする新たな複合施設の整備基本計画を令和７年３月に策定し、この計画に基づき具体的な整備内容を検討してまいりました。また、公民連携手法による事業化を図るため、アドバイザリー事業者の支援を受けながら、民間事業者へのサウンディング型市場調査や事業採算性調査を行うとともに、事業者の公募に向けた条件整理のほか、敷地の測量なども進めてまいりました。現状としましては、プロポーザル方式により事業者を選定するに当たり、公募条件を定めた募集要項や、新しい施設に求める機能を定めた要求水準書の作成など、事業者公募の準備をおおむね整えたところであります。このたび、本定例会で補正予算案の議決をいただきましたことから、近日中に事業者の公募を開始する予定でございます。

船橋市との協議に関しましては、敷地の一部が船橋市域に属しているため、開発事業や建築行為に係る手続のほか、公共施設の区域外設置に該当する場合について調整が必要となります。そこで、想定される建築計画への対応等について、今年度に入ってからも船橋市の担当部署と協議を重ねている状況であり、今後も事業の進捗に合わせて必要な協議を行ってまいります。

以上でございます。

○にしむた　勲副議長　浅野議員。

○浅野さち議員　ありがとうございます。船橋市とは引き続き協議のほうを重ねていくということで、よろしくお願いいたします。

今後、公募条件を定めた募集要項や新しい施設に求める機能を定める要求水準書、事業者公募の準備を整えたとのことですが、そこで何点か伺います。特に周辺道路は車の往来も多く、段差も見られ、歩行者の安全に対し心配しています。敷地に隣接する道路や歩道はどのようになるのか。また、新たな複合施設の防災機能のほか、広場、グラウンドや駐車場の整備計画はどのようになっているのか伺います。

○にしむた　勲副議長　管財部長。

○松丸　宏管財部長　お答えいたします。

敷地に隣接する道路につきましては、東側の市道を６ｍに拡幅いたします。また、歩行者空間として、敷地北側の県道沿いに幅４ｍ、東側の市道沿いに幅３ｍの歩道状空地を整備し、歩行者の安全性と快適性の向上を図ります。加えて、敷地南側の接道部分から北側と東側の道路に通り抜けできる通路を整備し、敷地周辺の回遊性を高めるとともに、災害時の避難経路とする計画です。

防災機能について、新たな複合施設は地域の防災拠点となるため、大きな地震の発生後も機能を継続できるよう、避難所に求められる国土交通省の耐震基準を満たす建物とします。また、大雨への対応として、災害時に機能する必要がある電気設備等は、敷地内への浸水を考慮した場所へ配置することとします。さらに、停電に備えて自家発電装置を設置する計画としております。屋外の広場、グラウンドや駐車・駐輪場については、現在の各施設の状況や新たな施設の機能を踏まえ、複合施設の敷地内には広場、グラウンドを600㎡以上、駐車場を22台以上、駐輪場を75台以上確保する予定でございます。

以上でございます。

○にしむた　勲副議長　浅野議員。

○浅野さち議員　市道を広げ、歩道部の空地を設け、歩行者の安全が確保されること、分かりました。

また質問いたします。広場、グラウンドの整備に当たって要望していました障がい者や高齢者など全ての皆さんが利用できるインクルーシブ遊具や健康遊具の設置や、防災への備えとしてマンホールトイレやかまどベンチの設置などの考えを伺います。

○にしむた　勲副議長　管財部長。

○松丸　宏管財部長　お答えいたします。

インクルーシブ遊具と健康遊具については、信篤複合施設整備基本計画の基本的な考え方の一つである、誰もが安全に安心して利用できる施設とする方針に沿って、広場、グラウンドに設置する計画です。マンホールトイレとかまどベンチについては、防災拠点としての機能強化のために設置を計画しており、設置場所は民間事業者の提案を広く求めるため、広場、グラウンドに限定せず、民間施設部分を含めた敷地内とする予定です。

以上でございます。

○にしむた　勲副議長　浅野議員。

○浅野さち議員　各種の災害状況を鑑みると、災害時の拠点となる施設ですので、より防災機能の強化を求めるよう、公募の際は提示していただきたいと思います。

次に、イの現施設の閉館後について。現在の施設は令和９年12月頃まで利用できると伺っています。信篤窓口連絡所、信篤図書館など、この地域にとって主要な行政機関が入っています。閉館してから新しい施設が開館するまでの間、代替施設の用意など、利用者への対応をどのように考えているのか伺います。

○にしむた　勲副議長　管財部長。

○松丸　宏管財部長　お答えいたします。

既存施設の閉館は令和９年12月末頃を予定しており、閉館後、新しい施設が開館するまでの対応としては、市民課の窓口連絡所と地域ケアシステムは、近隣に仮の施設を確保し運営を継続する予定です。市民体育館、図書館、公民館、こども館は最寄りの施設などを御案内するほか、図書の貸出しについては、自動車図書館の巡回を検討しています。また、避難所は近隣の小中学校の活用を予定しております。利用者の皆様には御不便をおかけいたしますが、地域住民や利用者の皆様を対象とした説明会の開催などを通じて、御理解をいただけるよう丁寧に説明してまいります。

以上でございます。

○にしむた　勲副議長　浅野議員。

○浅野さち議員　ありがとうございます。懸念するのは、今まで地域の高齢者が公民館などを使って様々なサークル活動をしています。一時閉館になり、近くに公的な場所が少なく、できなくなるのではと大変心配しています。近くに場所を提供してほしいという声も聞いています。地域で活動が続けられるように、近隣にさらに一、二部屋用意できないのか伺います。

○にしむた　勲副議長　管財部長。

○松丸　宏管財部長　お答えいたします。

仮の施設への部屋の追加につきましては、地域住民や施設利用者の皆様の声を聞きながら、庁内関係部署で協議してまいります。

以上でございます。

○にしむた　勲副議長　浅野議員。

○浅野さち議員　ぜひ、利用者はサークル活動が健康増進とフレイル予防になっていましたとおっしゃっています。ぜひとも仮の施設に部屋の追加を要望いたします。よろしくお願いいたします。

次に、ウの今後のスケジュールについて。令和９年12月に閉館が決まりましたので、周辺住民や施設利用者への説明会などを含め、今後のスケジュールについて伺います。

○にしむた　勲副議長　管財部長。

○松丸　宏管財部長　お答えいたします。

今後のスケジュールとしましては、既存施設の閉館予定の１年前となる本年12月頃に、地域住民や施設利用者等を対象とした説明会を開催する予定です。また、事業者の選定について、本年度末を目途に優先交渉権者の決定を行い、その後、令和９年９月定例会に契約議案を提出し、議決、承認をいただいた後、既存施設の解体工事と、新たな複合施設の新築工事の設計を並行して進めていく予定でございます。

以上でございます。

○にしむた　勲副議長　浅野議員。

○浅野さち議員　本年12月に説明会、本年度末には事業者選定、令和９年９月定例会で契約議案を提出し、その後既存の施設を解体するスケジュールをお聞きしました。そこで気になるのは、最終的に新たな複合施設の完成時期はいつ頃になるのか伺います。

○にしむた　勲副議長　管財部長。

○松丸　宏管財部長　お答えいたします。

新たな複合施設の完成時期については、令和13年度中を目指して検討してきたところですが、地域住民の皆様にとって重要な拠点となる施設であることから、少しでも早く施設を利用していただけるよう、民間事業者のノ

ウハウや創意工夫を生かした早期に完成する提案を事業者に求めてまいります。

以上でございます。

○にしむた　勲副議長　浅野議員。

○浅野さち議員　伺いました。これから行われる事業者選定が大変重要になります。こちらの信篤公共施設は、地域にとっては大事な拠点です。担当部署の方には大変お世話になりますが、ぜひよろしくお願いいたします。これからも注視してまいります。

次に、認知症の早期診断、早期対応の取組について伺います。

認知症基本法では、毎年９月は認知症月間と定められており、認知症への正しい理解を広げるための啓発月間となっております。本市では、９月11日から25日、本日まで、メディアパーク市川で開催され、私も行ってきました。認知症に対する歴史や当事者の声などがパネル展示されていました。65歳以上の人口が約３割を占める中、人生100年時代、高齢者の５人に１人がなるといわれるのが認知症です。皆が理解を深め、地域社会で安心して暮らせるよう、啓発と早期診断、早期対応が大変重要です。

まずは、(1)現在の取組状況を伺います。

○にしむた　勲副議長　福祉部長。

○寺島　崇福祉部長　お答えします。

認知症を早期に発見し、医療機関につながることで、適切な治療により認知症の進行を遅らせることができるものと考えております。また、認知症状が軽いうちに、御本人や御家族が認知症についての理解を深め、様々な制度やサービスの情報を知り、今後の生活などについて話し合うことで、心の準備や財産管理などに備えられることから、認知症の早期診断や早期対応に取り組むことは重要であると認識しております。

このことから、本市では主に４つの取組を行っております。１つ目として、市内15か所の高齢者サポートセンターに配置している社会福祉士や保健師などの資格を持つ認知症地域支援推進員が、認知症の方や御家族から認知症に関する不安や困り事を聞き取り、医療機関や社会参加の場などを紹介し、連絡調整を行っております。また、認知症の方や御家族などが集う認知症カフェの立ち上げ及び開催の支援、また、関係者の出席する地域の会議や地域住民向けの講座などに出席するなど、地域で認知症の方を支える体制づくりを行っております。

２つ目として、専門的な知識がなくても自宅で手軽に物忘れや生活上の変化を確認できる認知症チェックリストを作成しております。高齢者サポートセンターでは、相談に応じてこのチェックリストを活用しており、早期発見と医療機関への受診につなげております。また、認知症地域支援推進員は、相談時や講座などでチェックリストを配布しているほか、市公式ウェブサイトなどに掲載して皆様に活用いただいております。

３つ目として、保健師などの市の専門職員と、市川市医師会の認知症専門医で構成する認知症初期集中支援チームが、認知症の疑われる方や認知症の方の御自宅を、おおむね６か月間集中的に訪問し、御本人の様子や、御家族の困り事を確認の上、早期に医療や介護サービスにつなげるための支援を行っております。

４つ目に、周知啓発として、認知症に関する正しい知識や相談窓口などを知っていただくため、認知症ガイドブックの配布や、認知症サポーター養成講座及び認知症講演会の開催を行っております。そのほか、認知症地域支援推進員や、高齢者サポートセンターなどにおいては市内14か所の認知症カフェの案内を行っております。

今後も周知啓発を進めるとともに、相談体制の充実を図ることにより、認知症の疑いのある方や、認知症に対する不安のある方の支援に取り組んでまいります。

以上でございます。

○にしむた　勲副議長　浅野議員。

○浅野さち議員　取組状況を伺いました。

再質問いたします。認知症地域支援推進員は、地域で認知症の方を支える体制づくりを行っているということですが、認知症の方からの相談対応について、昨年度の相談件数及び早期診断につながった件数、また、どのように支援を行っているのか伺います。

また、高齢者サポートセンターにおいて、認知症チェックリストを利用しているとのことです。このチェックリストは10項目の質問があり、ほとんどない、ゼロ点、時々ある、１点、頻繁にある、２点を合計します。利用した件数及び早期診断につながった事例についても伺います。

○にしむた　勲副議長　福祉部長。

○寺島　崇福祉部長　お答えします。

認知症地域支援推進員は、高齢者サポートセンターの窓口や地域の会議の場に出席し、御本人や御家族からの相談を受けております。昨年度の相談件数は約240件で、そのうち医療機関の受診を促したのは約30件となっております。また、認知症地域支援推進員は、認知症の方が社会参加できる場の調整を行っており、認知症カフェなどの集いの場や、認知症の方が語り合う認知症本人ミーティング、花壇の手入れや公園清掃のボランティア活動などの参加につなげております。

高齢者サポートセンターでは、認知症の相談に限らず様々な相談を受けており、必要に応じて認知症チェックリストを活用していることから、活用件数や早期診断につなげた件数は集計していないものの、認知症チェックリストの点数が高い方には医療機関の受診を促し、支援する中で、早期診断につながったことを確認しております。

以上でございます。

○にしむた　勲副議長　浅野議員。

○浅野さち議員　認知症地域支援推進員の支援体制、チェックリストの活用で早期診断、対応につながったことを伺いました。このような取組は大変重要です。さらに、認知機能の変化を多くの人が手軽にチェックできる環境づくりが大切です。他自治体では、アプリを活用したデジタル測定などを取り入れています。本市においても取り入れることはできないのか伺います。

○にしむた　勲副議長　福祉部長。

○寺島　崇福祉部長　お答えします。

認知症の早期診断、早期対応は重要であると認識しており、いつでも、どこでも手軽にチェックのできるスマートフォンなどのアプリの活用は有効と考えられることから、他の自治体の先行事例なども参考に調査研究してまいります。

以上でございます。

○にしむた　勲副議長　浅野議員。

○浅野さち議員　本市では、保健部が行っている心の健康状態を気軽にチェックできるメンタルヘルスチェック、こころの体温計があります。このように誰でも気軽にチェックできれば、認知症の早期診断、早期対応につながります。また、啓発にもなります。ぜひ取り入れていただけるよう要望いたします。

次に、(2)認知症初期集中支援チームの支援の流れと現状、また、直近の支援実績について伺います。

○にしむた　勲副議長　福祉部長。

○寺島　崇福祉部長　お答えします。

支援の流れにつきましては、高齢者サポートセンターにおいて相談を受け付け、相談内容について認知症初期集中支援チームと情報を共有し、認知症初期集中支援チームが御自宅を訪問し、御本人や御家族からのお話を伺っております。その後、認知症初期集中支援チーム及び高齢者サポートセンターの職員が集まり、個々の状況に

応じた支援方針を決定し、おおむね６か月間、集中的に御自宅を訪問するとともに、介護事業所などの関係機関とも情報を共有しながら、介護保険サービスの利用や、地域の通いの場の紹介などの支援を行っております。支援期間終了後につきましても、おおむね２か月後に認知症初期集中支援チームにおいて電話による聞き取りを行うほか、必要に応じて高齢者サポートセンターによる電話連絡や訪問を継続的に行っております。昨年度の支援実績としましては、支援者数は20名で、そのうち18名が医療機関の受診や介護サービスの利用につながっております。

以上でございます。

○にしむた　勲副議長　浅野議員。

○浅野さち議員　ありがとうございます。おおむね６か月の間、集中的に手続や支援につなげ、２か月後に経過観察をしていく対応は、本人、家族も大変安心できると思います。

一方で、家族は当事者本人が病院に行かないことで困っているという声も聞きます。様々な困難な事例もあるのではないでしょうか。どのような場合があるのか伺います。

○にしむた　勲副議長　福祉部長。

○寺島　崇福祉部長　お答えします。

支援に向けて様々なサービスを御提案いたしましたが、御本人が困り事を感じていないことに加え、拒否感が強かったため、医療や介護サービスのいずれにもつながらなかった事例はございます。そのような場合にも、認知症初期集中支援チームが中心となって、認知症地域支援推進員や高齢者サポートセンター、かかりつけ医などの関係機関と連携しながら見守りを継続しております。

以上でございます。

○にしむた　勲副議長　浅野議員。

○浅野さち議員　引き続き支援につながるよう、よろしくお願いいたします。

次に、(3)特定健診などに認知機能検査を組み合わせるなどの環境づくりの考えについて。

認知症は、早く気づき、治療で進行を緩やかにすることによって、できる限り長く自分らしく暮らしていくことが大切です。特定健診などに認知機能検査を組み合わせ、新たな健診を行うなど、早期発見の環境づくりについて伺います。

○にしむた　勲副議長　保健部長。

○横山京子保健部長　お答えいたします。

健康診査や特定健康診査を受診する際には、国が定めた質問票を使用し、事前に健康状態や生活習慣などを確認した上で健康診査を行っています。特定健康診査は40歳から74歳までの方を対象とし、生活習慣病の発症や重症化の予防を目的に行うもので、質問票には認知機能に関する質問項目は含まれておりません。一方で、75歳以上の方を対象とする健康診査の質問票には、物忘れの有無など認知機能を確認する質問項目が含まれており、健康診査で所見がある場合に、質問票の回答内容も踏まえ、保健指導を行っています。ほかの健診と組み合わせることも含めて、新たな健診の実施などについては検査方法や実施体制などの課題もあることから、国の動向や先行事例について、医師会等と情報共有を図ってまいります。

以上でございます。

○にしむた　勲副議長　浅野議員。

○浅野さち議員　また、自治体では、特定健診に認知機能検査を組み合わせています。例えば、大田区では認知機能検診や、江東区ではもの忘れ予防健診などとして、75歳未満の方を対象に認知機能に関する健診を実施しています。しかし、本市では未実施であり、新たな検査の導入には様々課題があると先ほど答弁されていました。

認知症の早期発見を促すために、ほかの保健事業において周知を図っていくなどの取組について伺います。

○にしむた　勲副議長　保健部長。

○横山京子保健部長　お答えいたします。

認知症については、本人や家族など周囲の気づきにより早期に発見し、適切な対応につなげることが重要です。そのため、様々な機会や手段により、本人や家族に認知症の早期発見について広く知ってもらえるような取組が必要と認識しています。認知症のケアについては、医療面だけではなく、生活面の支えも重要となるため、引き続き福祉部門とも連携してまいります。

以上でございます。

○にしむた　勲副議長　浅野議員。

○浅野さち議員　東京都では、令和８年度予算において、50歳以上を対象とした健診事業の予算拡充が行われています。認知症への理解を広げる時期として、健康への関心が高まり、老後を意識し始める50歳以上は適切な年齢設定であると思います。一方では、認知症と診断される不安から健診には心理的なハードルもありますが、他自治体で取組が進む中、市としても今後先進事例について、ぜひ医師会との共有と研究をお願いし、進めていただけるよう、よろしくお願いいたします。

最後に、(4)認知症の早期診断のために脳ドック及び軽度認知障がいスクリーニング検査について。

この軽度認知障がいは、健常者と認知症の中間の段階を指します。日常生活に支障はありませんが、そのまま過ごすと約５年で、その半数以上が認知症に移行すると言われております。スクリーニング検査は、血液検査で認知症の原因となる老廃物が脳にどのくらい蓄積しているのかを調べる検査です。それぞれの導入について、市の考えを伺います。

○にしむた　勲副議長　保健部長。

○横山京子保健部長　お答えいたします。

脳ドックは、ＭＲＩ検査などにより脳や脳血管の異常を発見するもので、認知症の発症リスクの一つとされる脳小血管の病変や脳萎縮の度合いなどを把握することができ、認知症予防の観点からも一定の意義があるとされています。脳ドックの受診については、他市において助成が行われている例を把握しており、効果的な助成の在り方について、引き続き調査を行うことで検討を進めてまいります。

続いて、軽度認知障がいに関するスクリーニング検査についてです。軽度認知障がい、いわゆるＭＣＩとは、健常な状態と認知症との中間に当たる状態で、物忘れはあるものの、日常生活に大きな影響が生じていない状態です。ＭＣＩは認知症に移行するリスクが高いとされていますが、食事や運動など適切な対策により進行を遅らせることや、症状が改善、回復する可能性があるとされています。ＭＣＩスクリーニング検査は、血液検査などにより統計的にリスクを把握するもので、人間ドックなどの自由診療として行われています。市が導入するに当たっては効果などの検証が必要となりますが、国や関係学会などの最新の知見や動向を注視してまいります。

以上でございます。

○にしむた　勲副議長　浅野議員。

○浅野さち議員　脳ドックは、脳血管疾患や脳の萎縮の度合いなどの把握ができ、認知症予防の観点から一定の意義があることを確認いたしました。本市では、残念なことにまだ脳ドックの費用助成が行われていません。私は幾度か質問し、強く要望してまいりました。ぜひ次年度には導入していただけるよう、よろしくお願いいたします。

最後に、国は認知症と共生する社会実現を推進しています。各自治体においても、認知症への理解を広め、認知症になっても尊厳が守られ、その人らしい人生を送れることを推進しています。そのためにも、早期診断、早

期対応をさらに進め、当事者も家族も安心して暮らせる、さらなる行政支援の拡充を強く要望いたします。今後ともよろしくお願いいたします。

これで一般質問を終わります。ありがとうございました。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

○にしむた　勲副議長　この際、10分程度休憩いたします。

午後１時58分休憩

午後２時９分開議

○にしむた　勲副議長　休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第１一般質問を継続いたします。

岩井清郎議員。

○岩井清郎議員　創生市川・自民党、岩井清郎でございます。初回から一問一答にて一般質問をさせていただきます。

まず最初に、自転車に関してでございます。

本年４月から自転車にも交通反則通告制度、いわゆる青切符が適用されました。この制度周知のために、国、自治体等が行っている活動内容と、市川市の取組状況及びその成果について伺いますが、青切符については、この数か月経過した中でどのような交付の件数等、また違反内容があったのか、これらも含めてお伺いをいたします。

○にしむた　勲副議長　道路交通部長。

○磯部高志道路交通部長　お答えします。

本年４月から交通違反制度、いわゆる青切符の導入に伴い、自転車走行への取締りが強化されたところであります。そこで、本年４月から７月末までの４か月間における青切符の交付状況について千葉県警察に確認しましたところ、千葉県全体では161件、そのうち本市では55件となっております。この55件の違反内容は、一時不停止が46件で一番多く、続いて遮断踏切立入りが５件、信号無視が２件、携帯電話使用等、いわゆるながらスマホが１件、横断歩道者等妨害等が１件となっております。国では、青切符制度の開始に伴い、その趣旨や正しい乗り方を分かりやすく解説した自転車ルールブックを作成するとともに、自転車に関する情報を集約した自転車ポータルサイトを開設するなど、広く周知に努めております。本市におきましても、市公式ウェブサイトやＳＮＳのほかに、自治会の掲示板にポスターを掲示するなど周知に努めております。また、本年３月21日号の「広報いちかわ」では、「みんなで守る交通ルール」と題した特集記事を掲載いたしました。さらに、このような周知と併せまして、市内の高校や事業所、自治会、高齢者団体などからの依頼に応じて、自転車の正しい乗り方や交通ルール等についての自転車安全利用講習会を本年４月以降、約20回実施しております。そのほかにも、千葉県警察や交通安全協会などの関係団体と連携し、八幡地区や行徳地区などにおいて街頭啓発活動を実施しております。

これらの活動における成果としましては、本年６月に交通の安全に関する総合的な施策を定めた第11次市川市交通安全計画の成果に関するアンケートを実施しましたところ、３割以上の方が６年前と比べ交通安全意識や交通マナーが向上したと回答しております。このようなことから、本市のこれまでの取組に対し一定の効果があったものと認識しております。

以上でございます。

○にしむた　勲副議長　岩井議員。

○岩井清郎議員　国、県、市、いろいろな自治体が対応していることは理解をいたしました。ただ、ショックな数字でしたね。この４か月間で千葉県では青切符が161枚交付され、市川市が55枚だったということです。これはショックと申し上げましたが、まだまだほかの警察署が――市川の警察署はルールに従って取締りをされたのではないかなと思います。ほかの警察署がまだその辺の取締りの対応が遅れていたのではないかなと。もうこれ１年たって、１年ではもう駄目ですけれども、今後１年とかそういう時期を見ればまた数字は変わってくると思いますが、とにかく市川市でももっと気をつけなければいけないよという１つの数字であろうかとも思います。

ただ、その中でも一時不停止、これが46件あったということです。一時不停止は反則金は5,000円、反則金で一番高いのはながらスマホが１万2,000円、これが一番高いわけでございまして、ほかにも、反則金はないものの違反というのは調べてみると113種類とか115種類とかあるようでございます。ということでございますので、これからいろいろな形で違反を起こさないようなことを指導していかなければいけないということ、これはこれからも努めていただかなければいけないと思います。

そこで、実は私も３回安全講習会に出席をいたしました、一応後期高齢者でもございますので。１回は市川市の主催でございました。あとは、いきいきセンター利用者の会、そして高齢者クラブ主催の講習会でした。市の主催のときには、これは行徳の公民館だったんですが、民間のそういう指導をする専門の方が来られて、本物の自転車を持ち込んで、それはちょっと特殊な自転車でして、シミュレーション画面と同調しまして、自転車をこぐペダルの速度によって画面が速くなったり、ハンドルを動かすことによって視野が変わってくる、そういうなかなか大変な装置だなというふうに思って、すばらしいんですが、これはなかなか装置を持ってきて準備したりするのには大変だなと思っていた次第です。

そして、あとはいきいきセンター、高齢者クラブのに行きました。私は講師は警察の方かなと思っておりましたが、市の職員の方が講師をされていまして、プロジェクターを使いながら、映像を映しながら、大変分かりやすく説明をされていまして、私自身大変勉強になりました。

そして、いろいろ講習会を聞いた後の中で質問が出ておりました。大きく２つあったんですが、まず最初は交差点なんですよ。交差点を自転車はどう渡ったらいいのかと。説明は皆さん受けているはいるんですけれども、なかなか分かりにくいんですね。私自身、ちょっともう１回確認しなくちゃいかんなということもございまして、今日ちょっと聞かせていただきますが、２か所聞かせていただきます。

１つは、ＪＲの市川駅の近くで、旧オリンピックが今取壊しをしておりますが、そこの交差点の自転車の渡り方。これは時差式信号の場所でございます。もう１か所は、近くの本八幡駅北口のスクランブル交差点、ここの２か所の自転車の正しい乗り方について説明を求めます。

○にしむた　勲副議長　道路交通部長。

○磯部高志道路交通部長　お答えします。

自転車は、道路交通法上軽車両のため原則車道を通行する必要があり、交差点では車両用の信号に従って通行しなければならないとされております。交差点を右折する場合には、信号に従い直進した上で、右折方向に向きを変え、再度進行方向の信号に従って通行する２段階右折が必要となります。また、歩行者用信号に従って横断歩道を通行しようとする場合は、歩行者通行の妨げにならないよう自転車から降りて押して歩くなどして通行する必要がございます。

具体的に申し上げますと、市川駅旧オリンピック前の交差点において、真間銀座通りから国道14号の東京方面へ右折する際、歩車分離式の車両用信号に従う場合には、２段階右折をする、もしくは車両用信号に従い進んだ後、歩道に入り、一旦降りて押して歩き、交差点を過ぎた後、再度車道に出て通行することとなります。また、歩行者用信号に従う場合には、横断歩道を通行した先で向きを変えて２段階右折をする、もしくは横断歩道を通

行し、歩道に入ってからは一旦降りて押して歩き、交差点を過ぎた後、再度車道に出て通行するなど、主に４つの右折方法がございます。

次に、本八幡駅北口の本八幡駅前交差点につきましては、右折する際、車両用信号に従う場合は、同じく２段階右折をし、歩行者用信号に従って横断歩道を通行する場合は、スクランブル交差点であることから斜めに横断することができます。なお、この交差点では歩行者が非常に多く、接触事故の危険性が高いことから、本市では、自転車から降りて押して歩くことを推奨しております。

以上でございます。

○にしむた　勲副議長　岩井議員。

○岩井清郎議員　本八幡の北口は分かりやすかったですよ。ただ、スクランブル交差点は原則、原則というか、自転車に乗ったまま渡ることができるんですね。ですが、多くの人が渡っているわけですから、市川市としては降りて自転車を引いて渡ってくださいということを推奨している。この辺は伝えようと思ってもなかなか難しいかなと思いますし、旧オリンピックのところは、今説明を聞いても多分分からないでしょう、４通りもあるというような状況、難しいということが分かります。

今度は、もう一つ質問が多かったのが、いわゆる歩道ですよね。歩道を通行するんですが、いわゆる歩道にも右側と左側があるんですよ。どうやって本当に走ったらいいんですかって、私も困ったことがありますが、この辺のルール、これもよく質問が出ていましたので、改めて答弁をお願いします。

○にしむた　勲副議長　道路交通部長。

○磯部高志道路交通部長　お答えします。

例外的に自転車で歩道を通行する場合には、道路交通法上、歩道の中央から車道寄りの部分を徐行しなければならないとされております。また、歩行者の通行を妨げることとなるときは一時停止する必要がございます。なお、歩道内は相互通行が可能なことから、対向の自転車と擦れ違う際は、速度を落とし、十分に注意しながら、相手を右側に見ながら避けるように走行することとされております。

以上でございます。

○にしむた　勲副議長　岩井議員。

○岩井清郎議員　特に分からないのが最後の、要は自転車は道路側を走る、どちら側もです、これがルールである、これは基本なのは分かる。そうすると、向こうから来る方も道路側なんですよ。そうすると、ぶつかっちゃうんですよ。これが実は正しい乗り方なんですね。ぶつかる瞬間にどっちがよけるかというルールになるわけですけれども、いわゆる右側によけなさいと。でも、右側が車道の人はよけられませんから左側の方がよけると、こういうことをすればいいですよというんですが、これまたなかなか説明しても、難しい。ということで、私も講習会に出て勉強ができました。こういうことは、なかなか文書とか何とかでも難しい。まさしくウェブでも説明しても分からない。要は、講習会を開いて、かつ、そこに参加してもらうという、ここが問題なんです。できない。ところが、なかなか参加していただけるということは至難のわざだと私も思います。

今回私が参加したところはグループでやっているところでしたから30人ぐらいの方が集まっていらっしゃいましたが、市が主催するとなるとこれまた難しい。冒頭申し上げましたが、市が主催しているのは、聞いたら、昔ですけれども、１年前ですか、年２回やっていると。１回30人とすると２回で60人、１年間に60人だけですよ、50万都市で。その人しか講習が受けられないんですよ。この辺は宿題としまして、やはり直接講習を受けると大変勉強になる、自分の命を守る、相手にもけがをさせない、こういうことから、ぜひ力を入れてやっていただきたいと思います。

以上で自転車については終わりにさせていただいて、次はサッカーのグラウンドに入ります。

本題に入る前に、まず、Ｊリーグの入替え戦はいつ行われるのか。今日、ブリオベッカからスタジアム整備を求められているのか、この２点について、まずお答えください。

○にしむた　勲副議長　スポーツ部長。

○小島信也スポーツ部長　お答えします。

初めに、Ｊリーグの入替え戦についてでございますが、Ｊリーグは、本年よりシーズンの日程が変更され、８月に開幕し、翌年５月に閉幕するスケジュールとなっております。これに伴い、アマチュア最高峰のリーグである日本フットボールリーグからプロリーグであるＪリーグの入替え戦及びＪリーグ内の入替え戦は、５月下旬から６月上旬に開催されることとなっております。

次に、スタジアム整備を求められているかについてでございます。田中市長が選挙公約や本年６月定例会の所信表明などで述べられたとおり、本市をホームタウンとするサッカーチーム、ブリオベッカ浦安・市川などからＪリーグ参画基準を満たすスタジアムを求められた際には整備を検討してまいります。ブリオベッカ浦安・市川からは、地域活性化の一環となるスタジアム整備を検討することに賛同を得ておりますが、現時点で文書等での正式なスタジアム整備は求められておりません。

以上でございます。

○にしむた　勲副議長　岩井議員。

○岩井清郎議員　６月定例会で竹内議員への答弁の中で、現在はＪ３を１つ考えているけれども、将来はＪ２、Ｊ１も視野に入れていますという、そういう趣旨の答弁がございました。その辺を踏まえましてお伺いをしてまいりますが、私の質問は、本題は、改めて申し上げますが、市長は、さきの市長選挙における公約、また６月定例会における所信表明で、「ブリオベッカ浦安・市川などから、引き続きＪリーグ参画基準を満たすスタジアムを求められた際には整備を検討してまいります」との発言があり、Ｊ３規模の5,000人収容のスタジアムを整備するとのメッセージです。将来を見据えると、Ｊ１規模の１万5,000人収容のスタジアムを整備しますと、今メッセージを発するべきと考えますが、いかがですかという、これが質問なんですが、もうほとんど先ほどもう答弁をされましたが、何かこの点についてありますか。

○にしむた　勲副議長　スポーツ部長。

○小島信也スポーツ部長　お答えします。

スタジアム整備の検討を行うためには、施設の規模や費用面だけではなく、地元意識の高揚を育む場として、まちづくりの視点を持ち、多種多様な検討を進める必要がございます。昨今のスタジアム整備におきましても、チームの成長に合わせて観客席の増設や屋根を改修していく事例があり、今後検討を進める際は、まずはこれらの各種スタジアム整備の事例を研究することとしております。

検討に際しましては、Ｊ１規模のスタジアムを見据えた将来的な拡張性に配慮しつつ、Ｊ３規模のスタジアムから整備することをスタート地点と考えておりますが、事業スキームや社会情勢などの条件を踏まえた上で最良の整備手法を検討してまいります。

以上でございます。

○にしむた　勲副議長　岩井議員。

○岩井清郎議員　ただいまは市川市の立場で答弁をいただきました。

ここで、視点をちょっと変えてみまして、ブリオベッカの立場でちょっと考えてみたいと思います。ブリオベッカは、今年はＪ３への昇格の資格を得ましたが、グラウンドが、Ｊ３規模のスタジアムがないために残念ながら辞退をしたと、こういう現実がございます。そこで、まず、ブリオベッカの立場にすれば、来年６月の入替え戦でＪ３への昇格が決まった際には、２か月しかありませんが、８月までにホームグラウンドをどこに求めるか

を考えなくてはいけないでしょう。残念ながら、市川市にはまだスタジアムはありません。今年市川市に整備を求めても、市川市にスタジアムが完成するのには数年は必要と考えているでしょう。すると、次にチームの考えることは、どこにするかということも含めてチームの経営です。やはりチームといっても企業ですから、収入と支出、この見通しを考えているはずです。収入は、観客の入場料とスポンサー収入が柱となります。一方、支出は選手の報酬、試合の移動費、スタッフを含めた運営費、そしてスタジアムの使用料が大きな項目だとブリオのほうは考えているはずです。この収支の中でチームとして計算できない数字が、スタジアムの使用料なんですよ。

さて、また市川市の視点に戻ってみましょう。全国のスタジアムの中には、自治体が所有している土地にスタジアムを建設したケースもありますが、市川市の場合は土地を購入してスタジアムを建設することになると思います。スタジアムの面積は、Ｊ３でもＪ１でもスタジアムの大きさには変わりはありませんが、駐車場の面積はＪ１規模１万5,000人が来場することを想定した面積を取得する必要があると思います。また、サブグラウンドの面積も必要になるかとも思います。その金額は幾らになるか、これは市川市のほうで検討すべきことでございましょう。答弁にありましたように、まずはＪ１規模のスタジアムを造るとして、構造は、将来Ｊ２、Ｊ１規模の観客数に席を増やすことを前提としたものにならなければなりません。そうしなければ、一から、基礎から全部変えなくちゃいけないわけですから。

次に、屋根の問題です。新設及び大規模改修を行うスタジアムは、Ｊ１、Ｊ２では原則として屋根は全ての観客を覆うこととなっております。したがって、Ｊ３のスタジアムを新設する際に、Ｊ１規模の屋根まで造っておけば、将来はスタンドを広げるだけで対応ができますが、Ｊ１規模のメインスタンドだけの屋根であれば、Ｊ２規模に修復するには多額の費用が発生をいたします。完成すれば、他のチームも、いろいろなチームがこのスタジアムを使用するわけです。しかし、いずれにしても、その土地の取得金額、これらの施設の建設、大規模修繕費用等、これは税金または市川市がネーミングライツ、クラウドファンディングなどで集めた金額で充てなければならないわけです。この辺を見込んで、市川市から一般的な金額として使用料はどの程度の見込みなのかを、Ｊ３のときはこの金額、Ｊ２のときはこの金額、Ｊ１のときはこの金額になりそうだというものをブリオに提示しなければ、この話は進みません。

さて、また視点をブリオベッカに戻してみましょう。入場収入、スポンサー企業からの収入はブリオベッカの責任において確保することになりますが、一方、スタジアムの使用料が見込めないと、企業としての経営計画が立てられないでしょう。また、Ｊ２、Ｊ１規模への改修にどの程度の時間がかかるか、その間はどこのスタジアムを使うのか、これもどこのスタジアムを使用するかも課題であります。

ブリオベッカから市川市に整備を求める際には、今述べたことにより詳細な事業計画が示されることでしょう。この計画を、このような経緯を経て、市川市はブリオベッカから示された内容を市民に提示し、その土地の取得となるという順番になり、スタジアムの完成はかなり先になることでしょう。まずは、ブリオベッカの考えを待つだけではなく、市川市からブリオベッカにスタジアムの使用料について、これは別としても、こういう考えを伝えながら、ブリオベッカの方針を聞くべきと考えますが、いかがですか。

○にしむた　勲副議長　スポーツ部長。

○小島信也スポーツ部長　お答えします。

現時点におきまして、正式に方針を確認する段階には至っておりませんが、議員の御質問を受け、皆様の御期待に応えるよう進めるため、引き続き随時チームの方針や要望を確認しながら、さらなる連携を深めてまいります。

以上でございます。

○にしむた　勲副議長　岩井議員。

○岩井清郎議員　これ以上は申し上げませんが、市長の発言の中に「ブリオベッカなどから」という、そういう表現が入っておりますので、この「などから」という、この意味も含めまして、これからスポーツ部長、いろいろ先方と対応されるということでございますので、しっかりと見守ってまいりたいと存じます。

以上でこの問題は終わりにいたしまして、次は清掃公社です。

下水道の普及率は、令和７年度末で81.2%に達しました。さらに、下水道普及率の向上が求められる中で、市川市清掃公社が担う役割についてお答えください。

○にしむた　勲副議長　環境部長。

○湯本明男環境部長　お答えいたします。

市川市清掃公社――以下清掃公社と言わせていただきます――は、各家庭から排出されるし尿の収集について、市民サービスの向上、収集の効率化などを図るため、本市の出資の下、昭和50年に設立されました。設立当初から一般し尿くみ取り事業や浄化槽清掃事業を基幹事業として実施しておりますが、下水道の普及とともに、これらの事業に加えて３Ｒの啓発及び家具等再生販売等事業や、ハウスクリーニング等の事業を実施しております。いまだに下水道が普及していない地域においては、生活環境の保全、公衆衛生の観点からも、し尿くみ取りは必要不可欠なものとなっております。清掃公社につきましては、本市の下水道普及に際しまして、し尿くみ取りを唯一実施できる事業者として重要な役割を果たしております。

以上でございます。

○にしむた　勲副議長　岩井議員。

○岩井清郎議員　役割は重要なものであるということについては再度確認をしていただきました。

少し数字を、もうちょっと詳しく追ってみたいと思います。下水道普及率の令和17年度の目標数値は97.2%とされています。江戸川第一終末処理場第１系列の受入れの体制、さらには第２系列の稼働開始の見込みなどがいろいろ要因に含まれますが、今後３年ごとの普及率はどのように推移するかということについてお伺いをいたします。

○にしむた　勲副議長　下水道部長。

○仙波俊郎下水道部長　お答えします。

本市では、昨年度策定した第２次市川市下水道中期ビジョンにおいて、令和８年度から17年度までの10年間の下水道施策の方針と数値目標を設定しております。このうち下水道普及率につきましては、令和７年度末の81.2%から３年ごとにお示ししますと、10年度末が約86%、13年度末が約93%、そして16年度末には、臨海部を除く市街化区域の概成に加えて、その他の区域の整備分も含めまして97.2%を目標値としております。現在、市民生活の安全、安心に直結する老朽化対策や浸水対策についても急務となっており、これらの施策と並行しながら、下水道整備の早期完成に向けて、設計と施工を一括で発注するデザインビルド方式の導入や、施工時期の平準化を行うなど、民間事業者の力を生かしながら事業を推進しているところでございます。

一方、汚水の受入れ先である千葉県の江戸川第一終末処理場は、全部で８系列ある水処理施設のうち、第１系列を令和２年度より供用しており、現在、第２系列について来年度の供用を目指して整備が進められております。なお、本市の汚水を全て受け入れるためには、今年度から着手した第３系列以降の完成が必要であると伺っております。

以上でございます。

○にしむた　勲副議長　岩井議員。

○岩井清郎議員　ただいまの数字については理解をいたしました。

そうしますと、その数字に基づいて、ここでただいまの普及率を踏まえまして、市川市清掃公社における公益目的事業のうち、下水道普及の影響を直接受けると思われる一般し尿くみ取り事業及び浄化槽清掃事業に関する収入見込みについては、令和17年度までの３年ごとにどのように捉えているかについてお伺いをいたします。

○にしむた　勲副議長　環境部長。

○湯本明男環境部長　お答えいたします。

清掃公社においては、今後３年ごとの下水道普及率の推移及びこれまでの事業実績を踏まえ、一般し尿くみ取り事業及び浄化槽清掃事業の収入といたしましては、令和10年度は約１億3,000万円、令和13年度は約6,700万円、令和16年度は約2,700万円を見込んでおります。

以上でございます。

○にしむた　勲副議長　岩井議員。

○岩井清郎議員　ただいま答弁をいただきました２つの数字を併せながら見ていきますと、やはり清掃公社のしっかり役割を果たしている、この辺のことも含めると、役割をこれからも努めていってもらわなければいけないし、一方、将来のことを見据えるとまた別の視点もあるだろうと、こういうことを踏まえて、しっかりとこの清掃公社の在り方について、私は今の答弁を聞きますと、普及率が大体90％ぐらいになるまでには、この清掃公社の将来の方針というものをきちんと市として、また公社との協議を進めていく、こういうタイミングを見ておかなければいけないんじゃないかなと、今の数字を見て感じたところですが、答弁を求めます。

○にしむた　勲副議長　環境部長。

○湯本明男環境部長　お答えいたします。

御指摘のとおり、今後の清掃公社の在り方につきましては、経営状況も踏まえ、しっかりと協議を進める必要があるものと認識しております。

以上でございます。

○にしむた　勲副議長　岩井議員。

○岩井清郎議員　今の答弁、しっかりと協議をしていただきたいと要望いたしまして、次に移ります。

次は、サミットでございます。

昨年10月、第６回全国国府サミットｉｎ市川が盛大に開催され、市公式ウェブサイトにしっかりと記録がされています。一方で、市民の記憶にどの程度残っていると考えているのかについてお伺いをいたします。

○にしむた　勲副議長　教育振興部長。

○根本泰雄教育振興部長　お答えします。

第６回全国国府サミットｉｎ市川は、歴史・文化遺産の継承と活気あるまちづくりを目的として、昨年10月18日に市川市文化会館てこなホールにおいて開催をいたしました。このサミットは、他の自治体との連携に加え、市民の皆様が国府の歴史的価値への理解を深め、本市の歴史、文化に対する関心を高める契機とすることを目指したものであります。開催に当たりましては、市長自ら全国の国府にゆかりのある自治体に参加を呼びかけ、20の自治体の協力を得て全国的なイベントとすることができました。

御質問のどれだけ記憶に残っているかという点につきましては検証が難しく、具体的にはお答えできかねますが、盛況に終わったサミットの目的を風化させず、国府の歴史を継続的に次世代に伝える取組を行うことは大変重要であると考えております。

そこで、現在下総国府に関連した調査を行っている国府台スタジアムと国分寺周辺におきまして、ＱＲコードからスマートフォンに専用アプリをダウンロードすることで、当時の下総国府をＣＧで再現したＶＲ映像や、現在の風景に当時の建物を重ね合わせて表示するＡＲ映像を常時視聴できる環境を整えております。また、考古博

物館におきましても、没入感のあるＶＲゴーグルによるＶＲ映像を視聴できる環境を併せて整えております。ほかにも市公式ユーチューブチャンネルにおきまして、ＶＲ映像の一部やサミット開催時の様子などを配信しております。さらに、学校の授業などでＶＲゴーグルを活用できるよう、学校の年間スケジュールに合わせて近々貸出しを開始する予定であります。今後とも、次世代への歴史継承に向けた取組を一つずつ丁寧に進めてまいります。

以上でございます。

○にしむた　勲副議長　岩井議員。

○岩井清郎議員　どれだけ記憶に残っているかについては、これはお答えできない、このことは感覚的な部分もございますので、それはそれで結構でございますが、要は、１年たちました。このままであれば、今答弁されたことだけでは風化してしまうだろうというのが私の心配なんですよ。もともとこの国府サミットは、歴史を見ますと、もう御承知のとおりですが、2009年、武蔵の国の国府であった府中市、ここから始まりました。そして、歴代の市川市の市長にも毎回招待状は届いていたんですよ。しかし、どなたも参加をされなかった。参加してこなかった。国府台スタジアムの改修に伴いまして、国府に係る国衙、国庁等が見つかってきた、貴重な資料が出てきたということも含めまして、田中市長が2023年第５回の小松サミットに市川市長として初めて出席をされ、次回は市川市でと、こういうことで決まった経緯があります。

それはそれとして、市川市で多くの自治体及び関係機関が参加して開かれた大会は、2008年の第３回健康都市連合国際大会でございました。ですから、全国というか多くの他市の方々、代表が来て開かれた大会は２回目だというふうになると考えています。そして、この連合国際大会の成果は、現在市川市に健康都市推進課が担っている健康寿命日本一と、ここに結びついてきているわけなんですよ。ですから、今回の全国国府サミットも、何らかの形で将来きちっとした位置づけで残してもらいたい、また残すべきだと、これが私の思いであり、考えであります。もちろん皆さん方も同じ思いでいらっしゃると思います。

こんな資料がありました。平成11年度末に、市川の文化の魅力を全国発信する事業を何か企画せよという市長の特命により予算化された事業で、平成12年度に入り、文化アドバイザー会議という作家、音楽家、芸術家、郷土史家など10名で構成される協議会のような組織で具体的な内容が検討されました。この文化アドバイザー会議で、市川市が全国にアピールできるシンボル的なものは何かという議論がされ、手児奈をシンボルとした文化事業にしていこうということになり、市川2000年文化振興事業実行委員会が設立、実施されましたという、こういう記事を見つけました。これは、要はせっかくサミットをやったんですから、やはりいろんな方の英知を集めて、どうしたらこのサミットを風化させずに、せっかくですから市川の歴史というものを、この国府を中心としながら多くの市民に知ってもらっていく、今後を考えていただきたいと思います。

第１回国府サミットが行われました府中の市民は、ほとんどが国府を知っています。なぜか、もうその辺はもう御存じか、またお調べいただきたいと思います。ほとんどの人が国府を知っています。いろいろ申し上げてきましたけれども、先日、国府台のスタジアムへ行くと、昔の風景と現在の風景が同時に見られる、スマホで見られると、そういう場所があるということで、一緒にいろいろとその場所を見てきまして、現実、見てきました。よく地図で江戸時代の地図と現在の地図を重ね合わせると、ああ、何々藩のお屋敷はここだったのかとか、そういうのが分かるわけですけれども、まさしくそれが1,300年前のいわゆる国府の映像と、現在はスタジアムのここが写っているねと、こういうものが見られるんです。これは正式に何という、ＡＶというの、何というの。（「ＡＲ」と呼ぶ者あり）ＡＲというんですね。ちょっと分かりませんが、ちょっとその辺をもう少し説明していただいて、市民にもっともっと、こんなＡＲがあるよ、これは知っている人はほとんどいないんじゃないかと思いますよ。まずはそんなことから第一歩を進めていくべきだと思いますが、まず、その辺のお話をもう１回聞

かせてください。

○にしむた　勲副議長　教育振興部長。

○根本泰雄教育振興部長　国府台スタジアムには、ＶＲの映像、そしてＡＲの映像を体験できるポイントが３か所ございます。視聴ポイントには案内スタンドを設置しているところであります。今後は、スタジアムの来場者に国衙の映像体験ができることを御案内する説明板を追加するようなことを考えていきたいと思いますし、市公式ウェブサイトによる周知を充実させるなど、より多くの方に認知していただけるよう積極的な取組を進めたいと考えております。

以上でございます。

○にしむた　勲副議長　岩井議員。

○岩井清郎議員　いろんなことがやれることを考えれば、広まってくると思います。ですから、英知を集めて。ただ、タイミングは今ですよ、１年の、去年の10月、今９月、まさしくここがスタートだと、そのぐらいの意気込みを持って、せっかく市長があそこまでいろんな市を回ってあの大会を成功させたわけですから、その辺はぜひ、健康都市ではありませんが、なるほどあのときのサミットがあったからこそ、市川の歴史がこのようにみんな多くの市民に知ってもらい、すばらしい市なんだということを理解してもらえるというような、ひとついろいろな施策を進めていただくことをお願い申し上げまして、私の一般質問を終わりにいたします。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

○にしむた　勲副議長　この際、暫時休憩いたします。

午後２時53分休憩

午後３時25分開議

○大久保たかし議長　休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第１一般質問を継続いたします。

つちや正順議員。

○つちや正順議員　会派いちかわ市民クラブのつちや正順でございます。

まず初めに、令和８年８月の千葉豪雨により被災された方々に心よりお見舞いを申し上げます。また、台風25号により被災された方々に心よりお見舞いを申し上げたいと思います。

それでは、通告に従いまして、初回より一問一答にて伺ってまいります。

最初の大項目、被災者支援システムの活用について、早速伺ってまいりたいと思います。

この被災者支援システムについては、罹災証明書の発行をはじめ、手続の迅速化に向けて、その導入を要望してまいりました。首都直下型の巨大地震など大規模な災害が起きた際、50万人が暮らす本市において、被害の深刻さの点で程度に差はあるものの、被災件数そのものは相当な数に上ることが想定されます。その際に、いわゆる人力、手入力のみ、限定的な自治体間の連携のままでは大きな混乱が生じる、こういうことが予想されます。例えば、罹災証明書の発行一つを取っても、調査、認定から発行までかなりの時間を要することになります。今回の豪雨被害でも罹災証明書の発行が行われているわけでございますが、罹災証明書の発行は、被災者の復旧、復興に向けてあらゆる支援を受ける際の手続に必要不可欠な証明書になっております。被災者にとって生活再建に向けた要になるわけですから、この一連の手続の迅速化は、基礎自治体が備えておくべき極めて重要な大規模な災害対策の一つであると言えるわけでございます。

さて、この被災者支援システムについて、２月の定例会において７月に導入であるということを伺いました。この８月、豪雨災害が起きたわけでございます。まず、この令和８年８月千葉豪雨において、被災者支援システ

ムの活用があったのかどうかから伺います。

○大久保たかし議長　危機管理監。

○今井　隆危機管理監　お答えします。

今年度導入した被災者支援システムは、千葉県と協定を締結し、県内全市町村で共同運用することにより、自治体間の応援、受援などの連携強化を目的とするものであります。この新たなシステムは現在稼働に向けて準備を進めている段階であり、今回の令和８年８月千葉豪雨では、従来のシステムを使用して罹災証明書の発行業務を行っています。今後、罹災証明書発行業務の基礎情報となる住民基本台帳及び家屋データとの連携構築作業を進め、システムのデータ連携が完了した後、建物の応急危険度判定や、被害認定調査業務を担当する部署を対象に、操作研修を実施してまいります。なお、現時点におけるデータ連携がなされていない状態のシステムを試行したところ、対象家屋の住民情報など特殊な入力作業が必要となり、罹災証明書の発行に相当の時間を要することが判明したため、今回は被災者の一日も早い生活再建を最優先として、従来のシステムにより対応しているところでございます。

以上でございます。

○大久保たかし議長　つちや議員。

○つちや正順議員　御答弁ありがとうございました。現在、稼働に向けて準備を進めていただけているということです。７月に導入して８月に本格稼働、これはさすがにやはりシステムを導入して終わりではなくて、訓練ですとか研修ですとか、本格的に実用的に市民に役に立つという実用的な形で稼働してもらわなければ、それはもちろん困るわけですので、今回は旧システムでというのは、私は極めて妥当な判断であったというふうに思います。

さはさりとて、この台風というものもそうですけれども、地震もいつ来るか分からないと。自然災害は非常に理不尽なところがございます。ですから、やはり準備は進めていかなきゃいけないんですが、今この導入が始まって、研修なり訓練なり、システムを実際に触ってみて、これは旧システムと比べてやはりこれは効果がありそうだという実感なんでしょうか。そのあたり、現時点での御見解を伺いたいと思います。

○大久保たかし議長　危機管理監。

○今井　隆危機管理監　お答えします。

従来のシステムは、罹災証明書の交付申請、現地調査、被害割合の判定、罹災証明書の発行のうち、現地調査は紙資料、被害割合の判定は手計算で行う、いわゆるアナログ方式のシステムであります。新しく導入したシステムでは、タブレット端末を活用して現地調査を行い、被害割合が自動計算されるなど、デジタル技術を活用することで大幅に業務の効率化を図ることができます。今回のような水害における主な判定要素は、建物のどこまで浸水したかなど一定の基準に基づき客観的に判定が行えることから、従来のシステムでも比較的速やかな罹災証明書の発行が可能でありました。一方、地震による被害割合の主な判定要素は、建物の基礎、外壁、屋根などの構造部分の破損割合や建物の傾きなど、調査項目が多岐にわたり複雑となります。このシステムは県内全市町村をはじめ多くの自治体が導入し、相互の応援、受援が可能であり、被災者への支援を迅速化する上で非常に有効であります。本市に大きな被害を及ぼすと想定される首都直下型地震がいつ発生してもおかしくない状況において、効率的に業務を処理することができる新たな被災者支援システムは、罹災証明書の迅速な発行に大きな効果を発揮するものと考えております。

以上でございます。

○大久保たかし議長　つちや議員。

○つちや正順議員　御答弁をありがとうございました。大きなポイントとしては、やはり地震の際には調査する

その項目が非常に増えると、多項目にわたるということで、今回の豪雨災害と比較してもかなり認定調査というのが難しくなる、時間がかかるというのがよく分かりました。そこで、この新システムの出番だというようなことになっているんだろうと思います。

その効果に関して今改めて認識されているということでよく理解しましたが、では、この新システム、いつ稼働になるのでしょうか、伺っておきたいと思います。

○大久保たかし議長　危機管理監。

○今井　隆危機管理監　お答えします。

現在、関係部署とデータ連携について調整しており、今月中に完了する見込みであります。データ連携の準備が整った後、従来システムのデータを移行するとともに、応急危険度判定と住家被害認定調査、罹災証明書の交付申請の受付、発行を行う部署に対して、一連の流れの操作研修を実施し、いつ起こるか分からない災害に対応できるよう、しっかりと体制を整えてまいります。

以上でございます。

○大久保たかし議長　つちや議員。

○つちや正順議員　御答弁ありがとうございました。思ったよりも早くということで安心をいたしました。いずれにしましても、今回の豪雨被害における対応に今一生懸命取り組んでくださっていると思いますけれども、一たびこの市川市で大きな地震が起きた際には、必ずこの新システムが大きな役割を果たすということはまず間違いないと思いますので、大変な中ではあるんですけれども、引き続きの導入に向けた準備をよろしくお願い申し上げます。

この１つ目の大項目はこれで終わりたいと思います。

続いて、大項目の２つ目、市民に対する防災用品購入費用助成についてを伺ってまいります。

私は、これまでの本市における災害対策の一つとして、市民個人に対する防災用品の購入費用助成を推進すべきであるということを申し上げてまいりました。言うまでもなく、本市は人口50万人でございます。多数の在宅避難者が想定されます。水や食糧に加えて、特に断水した際には携帯トイレ袋の有無が自宅の衛生状態に大きく影響することになります。また、モバイルバッテリー、携帯ラジオ、乳幼児用品、介護用品なども、できることなら備えておく必要があると思います。しかしながら、防災用品によっては備蓄に対する経済的ハードルがかなり高いものもございます。例えば、携帯トイレ袋の市場価格は50回分で、これは私の調べですけれども、約2,000円から8,000円程度かなというような状況です。備蓄必要量、１日５回の使用を前提に、例えば１週間分で計算すると、１人当たり最低でも35回分の備蓄が必要となり、２人家族では70回分、３人では105回分、４人では実に140回分が必要になるのかなというような計算になります。携帯トイレ袋については、水や食糧の備蓄と比較して各家庭がそもそも備蓄自体をしているかどうかという点に１つの課題があります。さらに、今申し上げた必要量に対する認識までいきますと、これは果たしてどこまで認識しているのかという課題、より深刻であると思います。

本市は自治体として備蓄を進めておりますけれども、これまでの議会において、このトイレ袋については市が備蓄する量に加えて、個人による備蓄が全体の必要量を充足する上で必要不可欠であるというふうに私は認識しているところです。ただいま、御存じのとおり私たち市民の生活は物価高という局面にあります。防災用品、そろえようにも経済的な負担感が大きい。しかしながら、多くの市民に在宅避難生活の課題として、いろいろな用品をそろえなきゃいけないというこの現実を考えますと、防災用品の購入を経済的に下支えするということは非常に意義の大きい、公益性は極めて高いというふうに考えます。

そこで、(1)これまでの取組と課題について伺いますが、これまでどのように市は取組を行い、その効果や課

題についてどのように検証を行っているのか、御答弁をお願いいたします。

○大久保たかし議長　危機管理監。

○今井　隆危機管理監　お答えします。

激甚化する豪雨災害や首都直下型地震など大規模災害が発生した場合、本市では多数の在宅避難者が発生すると想定しており、市民の災害への備えを促進していくことは重要であると認識しております。そのため、昨年度、国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用し、家庭用防災用品購入促進事業を実施いたしました。この事業は、防災用品を購入した市民に対して費用の30%をＩＣＨＩＣＯポイントで還元するものであり、昨年10月１日から本年１月末日まで、４か月間の申請期間に1,163件、約2,900万円分の申請があり、約840万円分のポイントを還元しております。対象品目のうち申請が最も多かったものは、カセットボンベやモバイルバッテリーなどで、日常生活で使用できるものが多く購入される結果となりました。事業効果につきましては、申請時に行ったアンケートにおいて、本事業をきっかけとして防災用品を購入したとの回答が約９割であったことから、本事業の実施が防災用品の購入促進に一定の効果があったものと考えております。

一方、課題といたしましては、地震発生時の火災対策として有効な感震ブレーカーの申請が約40件にとどまったことから、感震ブレーカーの有効性について引き続き周知啓発に努めていく必要があると考えております。

以上でございます。

○大久保たかし議長　つちや議員。

○つちや正順議員　御答弁ありがとうございました。この事業、私は注目していたわけですけれども、思ったよりも反響があった、申請があったんだなという、率直にそういうふうに思っております。大事なのは、この事業を今やっていないということですね。家庭用の防災用品の費用助成は今はやっていないということ、まずここを確認させていただいたんですけれども、その上で私自身思うのが、この防災用品というものをそろえる上で大事なものは、この周知啓発というところ、感震ブレーカーに関して御答弁ありましたけれども、そもそも防災用品については補助と周知啓発のセットで行っていくことが私は大事だというふうに思っています。

もう一つポイントがあって、これは短期間、期間限定ではなくて、長期間で行うべき、継続的に行うことが極めて重要になってくるというふうに私は考えています。というのは、やっぱり個人というのは何かしらのきっかけがあって、報道でどこかの大きな災害を目にしただとか、学校や職場、あるいは自分の身近なコミュニティーで防災について学ぶ機会があったとか、人それぞれによって防災に対する備えようと思うそのきっかけというのは時期的に違うものなんです。ですから、そのタイミングというところにも、普及のためには気を配らなければいけないということ。

それと、やっぱりそういったときに防災用品を何からそろえようというときに、あれもこれも、これもあれもというふうにやっぱり思ってしまうものなんですね。この事業の中でもこういうものに申請がこれぐらいあったという御紹介をいただきましたけれども、品目というのは多岐にわたるわけです。その防災用品をそろえようというきっかけのときに、いろいろとこれも、これも、これもと見積もると、結果的に経済的なハードルが上がって、なかなか今ちょっとそろえるのはということでタイミングを逸してしまうということが間々起きているのが現実だと思うんです。

ですから、その点を含めて今後に生かしていきたいんですが、今後については(2)で聞きますので一旦ここで置いておいて、今はちょっと現状の整理、もう少し伺わせていただきます。大規模な災害が起きたケースでは、市としては在宅避難者をどれぐらいの数、見込んでいるのでしょうか。確認させていただきます。

○大久保たかし議長　危機管理監。

○今井　隆危機管理監　お答えします。

令和５年度に本市が実施した地震被害想定では、本市の被害が最も大きくなる東京湾直下地震の想定において、在宅避難者を含む避難所外避難者数は、発災から１週間後のピーク時、約５万人発生するものと見込んでおります。

以上でございます。

○大久保たかし議長　つちや議員。

○つちや正順議員　ありがとうございました。

続けて再質問しますけれども、その場合に市としては、在宅避難をしていただく上でどのような備えが必要であるという御認識でしょうか、伺います。

○大久保たかし議長　危機管理監。

○今井　隆危機管理監　お答えします。

大規模な災害時にはライフラインが止まる可能性が高いことから、電気、ガス、水道が止まっても生活できるよう、食糧や水のほか、携帯トイレやポータブル電源、照明器具、カセットコンロなどの備蓄が重要となります。また、在宅避難をするためには建物の安全性も必要になることから、感震ブレーカーや家具転倒防止器具、ガラス飛散防止用具の設置等も有効であります。

以上でございます。

○大久保たかし議長　つちや議員。

○つちや正順議員　御答弁ありがとうございました。まず、一連の質問の中で在宅避難者がこれだけいるということが分かりました。これはもっといるかもしれません。その在宅避難をする場合には、必要、備えておかなければいけない項目がこれだけあるということも、今一緒に共有、確認させていただきました。

ここで、この現状を前提にして⑵今後についてに移りたいんですけれども、本市が実施した家庭用防災用品購入促進事業については、私は効果があったのではないかと考えています。しかし、申し上げたとおり重要なのは、期間限定ではなく、長期的にこうした個人向けの費用助成を継続することであると思います。

そこで、今後このような費用助成を実施する考えはあるのか伺います。

○大久保たかし議長　危機管理監。

○今井　隆危機管理監　お答えします。

建物が安全で備蓄などの備えが十分であれば、プライバシーが確保された自宅での在宅避難が可能となり、避難所の過密化を防ぐことにもつながることから、そのような自助の取組をさらに促していくことは非常に重要と考えております。今後につきましては、自治会やマンションで組織する自主防災組織や防災拠点協議会など、地域の方々の御意見や、国、県の動向などを注視しながら、自助の備えの強化につながる施策を検討してまいります。

以上でございます。

○大久保たかし議長　つちや議員。

○つちや正順議員　御答弁ありがとうございました。命と生活を守るという観点に立った場合、基礎自治体としてこうした施策に取り組むことは、私は本来あまたある事業、施策の中でも優先順位は高くなければならないというふうに私は考えております。ですから、今、在宅避難者数がどれぐらいになるのかですとか、どれぐらい備えるためには項目が必要なのかとか、現実的な現状を教えていただきましたけれども、この防災用品購入費用助成、このような前提に立って、どうか再度の実施と継続的な実施をお願いしたいと思います。このことを要望してこの項目は終わります。ありがとうございました。

続いて大項目の３つ目、市川市北東部スポーツタウン基本構想について伺ってまいります。

以前の議会において、市民プールを閉じるということについて質問をいたしました。そして、この跡地について新しい施設の整備がされるという話が出てまいりました。今日は、市民プールに関する質問はしませんが、以前申し上げたとおり、この市民プールは過去から現在に至るまで、市川市民にとっては地元市川市の夏を象徴する１つの場であり、とりわけ子どもたちや家族連れに世代を超えて利用されてきました。人と人をつなぎ、市民の中に地域への愛着を醸成してきたという役割も果たしてきたと思っております。とにかく市川で暮らしてきた人間、そして現在暮らしている人間にとっては、とにかく特別な場所ということは間違いないと思います。極めて貴重な場所です。しかし、これを閉じるという判断がこのたびなされました。それならば、新しい施設がどのようなものになるのか、その狙いは何なのか、伺っていきたいと思います。

初めに、(1)概要及び経緯について。

平成26年に策定した北東部スポーツタウン基本構想の制定と、これまでの見直しの概要について及び今回見直しを行った経緯について、特に、なぜアメリカンフットボール用専用グラウンド整備することになったのかという点を中心に御答弁をお願いいたします。

○大久保たかし議長　スポーツ部長。

○小島信也スポーツ部長　お答えします。

市川市北東部スポーツタウン基本構想は、北東部におけるスポーツ施設の不足等の課題解決のほか、市民の健康の保持増進を目的に平成26年に策定いたしました。策定に当たりましては、スポーツ推進審議会にお諮りしたほか、パブリックコメントを実施し、市民の御意見を踏まえた上で決定しております。この構想は、策定した当初より柏井町４丁目と、現市民プールの位置する北方町４丁目を対象地としており、柏井町４丁目では、平成29年度にＪ：ＣＯＭ北市川スポーツパークを整備いたしました。その後、現市民プールの位置する北方町４丁目につきましては、法令改正のほか、社会情勢の変化や市民の価値観の変容を踏まえ２度の改定を行っており、その都度整備が求められる施設を精査し、必要に応じた内容の見直しを行ったところです。今回、令和８年４月に市川市総合計画2050が策定されたことなどを受け、スポーツ施策の推進に当たり、改めて構想の見直しを検討いたしました。具体的には、市民ニーズの把握の視点、スポーツによるまちづくりの視点、スポーツ施策を取り巻く状況の変化の視点の３つの視点で考察を行い、整備が求められる施設を精査したところです。その結果、現市民プール跡地に整備が求められる施設を、軽運動室などを有するクラブハウスとアメリカンフットボール用、少年ラグビー・少年サッカー等の利用を想定した２つのグラウンドを中心とした施設と整理したものでございます。

アメリカンフットボール用グラウンドを整備する理由といたしましては、まず、主にスポーツによるまちづくりの視点から、見るスポーツを充実する環境整備が求められていると考察したことが挙げられます。次に、令和４年３月に本市と包括協定を締結した市川ブルーサンダースは、本市をホームタウンとし、スポーツの力で人と人をつなぎ、子どもたちの未来を育み、地域に新たな活力と誇りを生み出すことを目指しているチームであり、チームの成長のみならず、地域に根づいた活動を通じて自分たちの町のチームとして本市を盛り上げていくことを抱負としております。協定締結後は、背中に市川を印字したユニフォームを着用し公式戦に出場するほか、いちかわスポーツフェスタでのフラッグフットボール体験会や、市民まつり等のイベントへチアリーダーが参加するなど、地域に根づく連携事業を毎年実施しております。また、本年７月７日にも塩焼小学校でフラッグフットボール教室を実施いたしました。これら見るスポーツや、既に本市で活動しているチームと地域が成長するスポーツの充実を目指し、アメリカンフットボール用グラウンドを整備することを構想の改定案として盛り込んだものでございます。

なお、今月５日には、国府台スタジアムでブルーサンダースの公式戦も開催され、会場へは1,200人を超える観客が来場し、一丸となりチームを応援して盛り上がりを見せたほか、キッチンカーなどによりスタジアム周辺

もにぎわうなど、改めて見るスポーツによる臨場感や一体感の効果を感じる場となりました。アメリカンフットボール用グラウンドの整備により、公式戦の開催などで交流人口が増加することや、地域活性化のほか、市民が一丸となってチームを応援することによる高揚感や試合への期待感を感じ、地域への愛着が醸成されることなどが期待されると考えております。

以上でございます。

○大久保たかし議長　つちや議員。

○つちや正順議員　御答弁をありがとうございました。アメリカンフットボール、そしてブルーサンダースのお話を伺いましたけれども、まず、前提として申し上げておきますけれども、アメリカンフットボールという競技そのもの、そしてブルーサンダースというチーム、選手、関係者、そしてここまで力を尽くしてこられたあらゆる方々、ファンの方もそうかもしれませんね。こういう方々に対して深く敬意を抱くというのは、まず前提として申し上げておきたいと思います。重ねて、やっぱりこういう市川のチームだというブルーサンダースですから、市民として発展を願うというのが自然な思いとしてあります。

ですけれども、１つ申し上げなきゃいけないのは、市川市は地方自治体でありますから、どのように応援していくのかというのは、市民の十分な理解と同意に基づいたものでなければならないと思います。見るスポーツの環境整備が求められているという御答弁がありましたが、これまで市民プールの年間利用者は、ここ数年でおおむね７万人前後で推移しておりました。この人たち入場者も、言わば需要といってそのものであると、ボリュームであると、今あるボリュームであると言っていいと思います。

何を申し上げたいかといいますと、こうしたことを前提にした場合に、見るスポーツ、アメリカンフットボール専用グラウンドという構想の中にあるこのキーワードが唐突だなという印象を受けるわけでございます。新しい施設の整備には、前提として、広いグラウンドで一人でも多くの子どもたちが遊びやスポーツに触れるという視点、アメフトも含めて、あまたある様々な競技に対して、一つでも多くの競技が利用できるようにするという視点、こうした視点は、市民の皆さんの税金でまず整備をする、運営を担っていく、運営するということになるわけですから、軸として重要な点であるというふうに思うわけでございます。ましてや市民プールの７万人の方々がいるということですね。

そこで再質問したいんですが、あえてアメフト専用に限定する理由を教えていただきたいと思います。

○大久保たかし議長　スポーツ部長。

○小島信也スポーツ部長　お答えします。

地域への愛着の醸成や市民交流の活性化を推進するためには、本市の特徴を生かし、魅力を高めることが必要と考えております。地域にあるものを大切にして、その価値を高める取組が重要であり、アメリカンフットボールチームとの連携は、他市には例の少ない本市の独自性になります。また、アメリカンフットボールには競技の迫力ある激しいぶつかり合いや高度な頭脳プレー、観客とチームの一体感のある応援など、ほかのスポーツにはない魅力がございます。あわせて、アメリカンフットボールを起源に持ち、タックルなどの接触プレーをなくした競技であるフラッグフットボールが2028年にロサンゼルスで開催するオリンピックの追加種目に採用されるなど、今後発展が期待されるスポーツです。このたび、日本アメリカンフットボール協会からの要望を受けたこともあり、アメリカンフットボール用グラウンドを整備することで、既に本市を拠点としているチームの活躍の場とし、その成長を市民と共有して、地域への愛着の醸成や見るスポーツの充実を目指していくものでございます。

以上でございます。

○大久保たかし議長　つちや議員。

○つちや正順議員　御答弁をありがとうございました。なぜアメフト専用なのかというふうに伺ったわけですけれども、大きくは本市の独自性につながるということ、それから、アメリカンフットボール協会からの要望があったというような御答弁もありました。

では、これに対して我々市民、今のところ現状どのように受け止めていいのかということで、(2)課題及び今後についてに移りたいと思います。

まず申し上げたいのが、この構想をいただいたときに、この事業対象地が現市民プール跡地を意味しているというふうに、この表記で伝わるのかなというような懸念がありました。ですので、これは誰がどう見ても、市民に向けて表記する場合には、市民プール跡地にこれを建てるということを分かりやすくお伝えしていただきたいということをまず申し上げておきたいと思います。

そしてもう一つは、今アメフトチームの話がありましたけれども、市民に分かりやすい形で整備にかかる費用は幾らなのか、我々は幾ら負担するのか、そして現市民プール跡地にブルーサンダースを応援するアメフト専用のグラウンドを整備したいんだということを明示した上で、その是非を市民に問うべきではないかと私は考えるわけでございます。それらを含めて、今後どのようにこの構想を進めていく予定なのか御答弁をお願いいたします。

○大久保たかし議長　スポーツ部長。

○小島信也スポーツ部長　お答えします。

現在、本構想の改定案につきましては、９月８日から１か月間、パブリックコメントにより市民の皆様からの御意見を募集しております。パブリックコメントの実施に当たりましては、現市民プール及びその周辺地を事業対象地とし、アメリカンフットボール用グラウンドと少年ラグビー、少年サッカーなどで利用できるグラウンド及びクラブハウス等を整備する改定案であることを市公式ウェブサイトで紹介しております。また、改定案の内容について、市民プール内の管理棟を会場としたパネル展を開催し、職員が直接市民へ説明する場を２日間設けました。なお、今回のグラウンド整備に関する費用につきましては、グラウンドの仕様や規模、施工条件など、今後実施を予定している基本設計で算出することとしております。

今後のスケジュールといたしましては、パブリックコメントで寄せられた御意見を踏まえた上で、本改定案を整え、スポーツ推進審議会へお諮りした後、11月をめどに確定する予定でございます。基本構想の確定後は、必要な予算を計上し、議決をいただいた後、現市民プールの解体工事及び基本設計などに着手し、新しいスポーツ施設の整備に向け取り組む予定としております。

以上でございます。

○大久保たかし議長　つちや議員。

○つちや正順議員　御答弁ありがとうございました。対象地に関する表示については、既に対応していただいているということで安心いたしました。しかし、このパブリックコメント、残り僅かになっているかと思います。申し上げておきますけれども、寄せられた意見についてはよくよく尊重した上で、改定案を整えるところまで行っていただきたいと思います。もちろん、新しい市民プールを建てて、新しい市民プールについての御意見があった場合も真摯に受け止めて、しっかりと考慮をお願いしたいと思います。

今後についてもう少し確認しますが、このグラウンドは人工芝ということになっていますが、このアメフト専用グラウンドは、構造的に、あるいはスケジュール上、そもそもほかの競技で使うことは可能なのかどうか、伺います。

○大久保たかし議長　スポーツ部長。

○小島信也スポーツ部長　お答えします。

見るスポーツを充実させ、地域を拠点とするアメリカンフットボールチームの成長を市民の皆様とともに応援し、喜びを分かち合いたいと考えております。しかしながら、練習や試合のスケジュールなどによりグラウンド施設を使用しない日程も生じると考えておりますことから、アメリカンフットボール用グラウンドであることを踏まえた上で、空いている日程等の利用方法につきましては引き続き検討してまいります。

以上でございます。

○大久保たかし議長　つちや議員。

○つちや正順議員　御答弁ありがとうございました。アメフトチームの練習や試合スケジュールが優先されるということは分かりました。また、ほかの競技の使用については検討するが、現状は未定であるというふうに、私は今これは理解しました。現状ですね。

最後に、幾つかまとめて再質問させていただきたいと思います。まず、一般利用についてです。私としては、小学生や中学生、高校生、幼児などが運動できる場、地域の子どもからお年寄りまで、行事や大会に利用できる場、スポーツに触れることのできる場、あるいは校外や園外の散歩の際に利用できる場として使用できるようにするべきだと思っています。

そこで、現時点ではアメフト専用とされるグラウンドの空いている日の一般利用については、可能であるという前提で構想しているのかどうか、そう理解していいのか伺いたいということ。併せて、開いている日の一般利用の年間日数はどの程度になる見込みか。さらには、最終的な設計用途、総工費や維持費など具体的な内容について、事前に市民に示される機会はあるのかどうか、その時期はいつ頃で、どのような方法で行う見込みか、まとめて御答弁お願いいたします。

○大久保たかし議長　スポーツ部長。

○小島信也スポーツ部長　お答えします。

グラウンドの運用につきましては今後詳細な検討を行う予定としており、一般利用が可能な日数の見込みを現時点ではお示しすることはできませんが、アメリカンフットボール用グラウンドであることを踏まえた上で、整備したグラウンドを有効かつ効率的に御利用いただけるよう様々な活用を検討してまいります。

また、新しいスポーツ施設の整備費用などにつきましては、今後予定する基本設計において検討してまいります。整備内容や費用、スケジュールなどにつきましては、整い次第、議員の皆様にお知らせするほか、近隣住民だけではなく、広く市民の皆様へ、適切な時期に「広報いちかわ」や市公式ウェブサイトなどで丁寧にお知らせしていく予定としております。

以上でございます。

○大久保たかし議長　つちや議員。

○つちや正順議員　御答弁ありがとうございました。現状については流動的なところもあるんでしょうが、一とおりは理解いたしました。これは最後に申し上げますが、アメフトを応援していこう、あるいは新しい地域の文化をつくっていこうという、この考え方自体は私は非常に尊いことであると考えています。しかし一方で、施設整備に関しては市民の税金を使うことになるわけですから、より開かれたものでなければならないはずです。私たちの町にはスポーツや運動を愛する人たちがたくさんいると思います。ただ、スポーツや運動にあまり関心がないという方もいます。そういう人たちも、やっぱり一緒になってアメフトを盛り上げていけたらいいんじゃないかと私は思っています。それであるならば、やはりアメフト専用ということではなくて、より多くの方々に開かれた施設として、少なくとも構想していくべきというふうに考えております。アメフトも含めて、多くの人がこの新しい施設に愛着を持つことができる環境づくりをどうかどうか要望して、この項目を終わりたいと思います。引き続き注視をしてまいります。ありがとうございました。

続きまして、次の大項目です。子どものインフルエンザワクチン費用助成について、流行時期に合わせた対応についてを伺ってまいります。

まず、冒頭になりますけれども、本市では、中学３年生まで対象を拡大してのワクチン費用助成を実施するということになりました。この施策については、一人の市民として率直に感謝を申し上げたいと思います。ただ、今心配な状況がございまして、千葉県内、８月下旬からインフルエンザが少しずつ出始めてきております。９月にはお隣、東京都でインフルエンザの流行が注意報基準を超えたというような発表もありました。市内の小中学校をはじめ、保育園や幼稚園でも感染者が出てきているようでございます。

もう、このタイトルどおり伺いたいのは、こうした流行に合わせて何かワクチン接種、柔軟に対応できるのかどうかということなんですけれども、まず、市が実施する子どものインフルエンザワクチン費用助成制度について、今年度の市民への周知などはいつからどのように行われるのか、全体の実施スケジュール感から伺います。

○大久保たかし議長　保健部長。

○横山京子保健部長　お答えします。

助成制度の周知については、市公式ウェブサイトやＳＮＳの配信のほか、市内医療機関や小中学校、保育園、幼稚園などへのポスターの掲示により行っています。また、今年度より市立学校に通う小中学生の保護者に対する一斉メール配信も活用しています。周知の時期については、ワクチンの配送や医療機関の予約受付など、医療機関の接種体制が整い始める９月中旬から行っています。

以上でございます。

○大久保たかし議長　つちや議員。

○つちや正順議員　御答弁ありがとうございました。伺いたいことは、特にこの接種期間、費用助成の対象となる接種期間を流行に合わせてちょっと動かせるのかなとか、そういうことを伺いたいわけなんですけれども。

それを前提に再質問をいたしますけれども、今、本市での周知は医療機関の接種体制が整い始めてからというような趣旨でございましたけれども、そもそもワクチン供給の仕組みというのは全体としてどのようなものになっているのか伺いたいと思います。

○大久保たかし議長　保健部長。

○横山京子保健部長　お答えします。

インフルエンザの流行開始時期はその年により異なりますが、本格的な流行は例年12月から３月までとなっています。このことから、ワクチンを接種する時期は、効果持続期間が約５か月であることや、免疫獲得期間を考慮し、10月から12月が望ましいとされています。そのため、国内で製造されるワクチンについては、２月頃に発表される世界保健機関の推奨株を参考に、国が翌シーズンの流行の予測や、製造面の課題について検討を行い、６月頃に製造株を決定しています。各メーカーは、これらの過程を踏まえ、流行期前の接種に間に合うようワクチンを製造することとなります。

以上でございます。

○大久保たかし議長　つちや議員。

○つちや正順議員　御答弁ありがとうございました。全体像、分かりました。ＷＨＯが推奨株というものを示して、それを国が参考にして、そして供給に向けてということで、構造的にこういうパッケージになっているということです。そうなると、やっぱりこの市単独で接種期間をとか、ワクチンを柔軟に動かすというのは、もう当然物理的に無理だというふうに思いました。よく理解しました。

ここでもう一つ再質問したいんですけれども、例えば、今年のようにかなり流行が早い時期に起こることを見越して、仮に国ですとか、この一連のワクチン製造、供給までの流れが変化した場合、本市の、例えば助成につ

いてもそれに合わせて柔軟に対応するということはできるのか。もしくは、そのつもりがあるのかどうか、伺っておきたいと思います。

○大久保たかし議長　保健部長。

○横山京子保健部長　お答えいたします。

本市では、子どもインフルエンザワクチンの助成対象の時期は、９月１日から翌年１月末までとしています。これ以上の前倒しについては、ワクチンの製造から流通まで半年以上かかるため難しいと認識していますが、今後、ワクチン製造について国の方針が変更となるなど新たな状況が生じた場合には、本市においても適切に対応を行ってまいります。

以上でございます。

○大久保たかし議長　つちや議員。

○つちや正順議員　御答弁ありがとうございました。やはりこの分野については、仮に国、ＷＨＯ、この一連の流れに変化があった場合は、市も当然対応しますよという話でしたので、やっぱりもう以前にも増して非常に前向きに考えてくださっているなということを改めて思う次第です。引き続き、いずれにしましても、この事業、費用助成、喜んでいる方はたくさんいらっしゃいますので、引き続き行っていただきたいということを改めて要望して、この項目は終わりたいと思います。

それでは、最後の大項目となります本八幡駅北口駅前再開発における駐輪場の整備について伺ってまいります。

さて、この本八幡駅北口駅前再開発については、前定例会でも駅及び周辺利用者が非常に多いことから、周辺道路における交通に支障がないのか質問をいたしました。今回は、駐輪場利用者に絞って質問をしたいと思っております。

通勤通学、お買物など、本八幡駅周辺に自転車でアクセスする方が非常に多くいる中で、度々課題になるのがこの駐輪場に関することです。通勤通学のために定期利用をしているが、定期申請者が多いため、なかなか希望の駐輪場を利用することができないという声ですとか、駐輪用ラックの故障が多く利用できないことが多いという声、また、もっと駐輪場の数を増やしてほしい、様々なこういう声、市民の声、市のほうも御認識されているかと思います。また、これに向けて改善や調整に取り組んでこられていると思いますけれども、いずれにしても市民として重要な足である自転車、この状況の中で本八幡駅北口駅前の再開発工事によって、開発地区内の駐輪場が影響を受けるということになっております。果たして市民への影響はどの程度になるのか、そしてこの駐輪場が地区内にあるわけですけれども、工事中、市としてどの程度の対策を考えているのか、再開発地区内の市営駐輪場の状況と課題について、(1)、伺います。

○大久保たかし議長　道路交通部長。

○磯部高志道路交通部長　お答えします。

本八幡駅北口駅前再開発事業区域内には、駅前ロータリーから八幡一番街商店会を入り、市役所に向かって30ｍほどの左側に、本市が借地している市営の八幡第10駐輪場があります。本駐輪場は自転車の定期使用専用となっており、使用許可台数は約300台で、現在の状況は満車となっております。再開発事業に伴い、事業区域内において代替駐輪場の確保を検討したものの、権利取得や工事に多額の費用を要することから、区域内での整備が行えないことが課題として挙げられます。

以上でございます。

○大久保たかし議長　つちや議員。

○つちや正順議員　御答弁ありがとうございました。300台定期利用、満車ということで、これはもう、これだ

けアクセスのいいところですから、これはもう当然だと思います。むしろ、もっともっと300台以上の需要があると私は思います。

ここで大事な点は、この駐輪場が一旦閉鎖になるわけですから、周知をしなければならないという課題が出てくるということ。そして、もう一つは代替案です。この300台分の駐輪場、どこか代替施設に駐輪できるようにするのかどうかということが課題になってくるかと思いますので、ここからは(2)今後について、伺ってまいりたいと思います。

まず、再開発事業区域内にある市営駐輪場はいつまで使用できるのでしょうか。また、廃止に伴う周知や駐輪場の代替についてはどのように考えているのか伺います。

○大久保たかし議長　道路交通部長。

○磯部高志道路交通部長　お答えします。

令和７年９月に千葉県から再開発組合設立認可を取得した際に公表された事業計画書によりますと、建築工事の着工は令和10年８月としていることから、八幡第10駐輪場は令和９年度末まで使用することができると見込んでおります。この駐輪場の廃止に当たりましては、駐輪場利用者へ速やかに周知を行うとともに、駐輪場へのポスター掲示のほか、ＳＮＳや市公式ウェブサイトなどで案内をしてまいります。駐輪場廃止に伴う対応としましては、近隣の八幡第３駐輪場及び八幡地下駐輪場の２段ラックを改修するなどして、現在の駐輪台数は確保してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○大久保たかし議長　つちや議員。

○つちや正順議員　御答弁をありがとうございました。まず、令和９年度末までは利用ができるということでございました。周知についても理解をいたしました。そして、駐輪場廃止に伴う措置としては、八幡第３駐輪場、八幡地下駐輪場の２段ラックの改修、現在の駐輪台数を確保していきたいということでしたけれども、少なくとも300台分の確保については、これは措置していただけるよう、この場で要望しておきたいと思います。ぜひお願いします。

再質問させていただきますが、今回は２段ラックの改修などを行って現状の台数を確保していくとのことでしたから、現状300台満車ですが、実際にはそれ以上の需要が見込まれると申し上げました。そこで、それ以上の台数を駐輪できるような改修はできないか伺います。

○大久保たかし議長　道路交通部長。

○磯部高志道路交通部長　お答えします。

八幡第３駐輪場及び八幡地下駐輪場におきましては、１台でも多く駐輪できるよう、ラックの種類や配置を検討してまいります。

以上でございます。

○大久保たかし議長　つちや議員。

○つちや正順議員　御答弁ありがとうございました。できるだけ多く、300台以上できるようにというように善処していただけるということでした。そういう方針でぜひやっていっていただきたいと思います。

そして、ラックの改修という点で１つ懸念があります。この２段ラック式の駐輪場について、年齢や体力、荷物の量など、利用者の方の中には２段ラック式の駐輪場は利用がしにくいという声、これはもう度々上がっているかと思います。そういった点も考慮した改修をしていただけるのかどうか、再整備に当たって２段ラックの形状、どのようになるのか伺います。

○大久保たかし議長　道路交通部長。

○磯部高志道路交通部長　お答えします。

現在の２段ラックは、自転車を昇降する際に力を要するため、新たに設置する２段ラックにつきましては、これらを軽減することで高齢者などにも御利用しやすいものに改修することを検討しております。

以上でございます。

○大久保たかし議長　つちや議員。

○つちや正順議員　御答弁ありがとうございました。ぜひこの点、本当に非常に多く声を寄せられていると思いますので、この点にも配慮をお願いしたいと思います。

この項目の最後に１点再質問させていただきますが、そもそもこの再開発地区内、この再開発工事が終わった後、今後一般の方が利用できる駐輪場が整備されることになっているのかどうか、分かっていることがありましたら教えてください、お願いいたします。

○大久保たかし議長　道路交通部長。

○磯部高志道路交通部長　お答えします。

再開発組合からは、民間運営として一般の方が一時的に利用する駐輪場を整備する方向で検討していると伺っております。

以上でございます。

○大久保たかし議長　つちや議員。

○つちや正順議員　答弁ありがとうございました。ぜひそのような方針になっていただけると助かるんですけれども、いずれにしましても、この本八幡駅北口駅前というのは多くの方が利用していて、朝、そして夜、お仕事でも買物でも、とにかく利用される方が多い大事なエリアの一つでございますので、私もきめ細かく生活者の視点で見ていきたいと思いますが、本市のほうもその視点でどうかきめ細かくチェックをお願いしたいと思います。

これを最後に要望しまして、私、つちや正順の一般質問を終わりたいと思います。御答弁ありがとうございました。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

○大久保たかし議長　以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれをもって散会いたします。

午後４時14分散会

第　　７　　日

令和８年９月 28 日（月曜日）

令和８年９月市川市議会定例会議事日程（第７号）

令和８年９月 28 日（月曜日）午前 10 時開議

第１　一般質問　石原みさ子議員、久保川隆志議員、西村　敦議員、太田丈之議員、石原たかゆき議員

本日の会議に付した事件

日程第１　一般質問

出　席　議　員　　41　名

門　田	直　人
野　口	じゅん
丸　金	ゆきこ
冨　家	薫
沢　田	あきひと
太　田	丈　之
小山田	なおと
川　畑	いつこ
国　松	ひろき
やなぎ	美智子
とくたけ	純　平
中　町	け　い
つちや	正　順
つかこし	たかのり
加　藤	圭　一
浅　野	さ　ち
久保川	隆　志
西　村	敦
中　村	よしお
大久保	たかし
石　原	たかゆき
清　水	みな子
廣　田	徳　子
にしむた	勲
石　崎	ひでゆき
堀　内	しんご
細　田	伸　一
青　山	ひろかず
石　原	みさ子
宮　本	均

大場	諭
稲葉	健二
小泉	文人
石原	よしのり
増田	好秀
越川	雅史
中山	幸紀
松永	鉄兵
竹内	清海
加藤	武央
岩井	清郎

欠席議員　　なし

説明のため出席した者の職氏名

市長	田中	甲
副市長	松丸	多一
副市長	本間	和義
代表監査委員	植草	耕一
教育長	高木	秀人
危機管理監	今井	隆
市長公室長	後藤	貴志
総務部長	吉田	一弘
企画部長	西村	直
財政部長	田中	雅之
管財部長	松丸	宏
情報管理部長	佐久間	剛
文化国際部長	日暮	真司
スポーツ部長	小島	信也
市民部長	山影	聡香
経済観光部長	高橋	一三
こども家庭部長	山室	繁央
福祉部長	寺島	崇
保健部長	横山	京子
環境部長	湯本	明男
街づくり部長	小林	英樹
道路交通部長	磯部	高志
下水道部長	仙波	俊郎
行徳支所長	小川	広行

消防局長	吉	村	和	弘
選挙管理委員会事務局長	荒	井	義	光
農業委員会事務局長	岩	佐	伸	幸
会計管理者	岩	井		滴
教育振興部長	根	本	泰	雄
学校教育部長	小	林	義	行

職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

事務局長	宮	内		徹
事務局次長	米	津	孝	成
議事課長	野	村	憲	一
（議事担当）				
主幹	金	子	貴	一
副主幹	神	谷	尊	正
主査	大	場	辰	磨
主任	北	川	陽	介
主任	三	澤	啓	成
（調査担当）				
主幹	金	谷	健	史
主査	青	木	聖	也
主任	菅	野	裕	樹
主任	荒	木	智	貴
主任	伊	藤	祥	太
書記	古	木	直	子

会　　議

午前10時開議

○大久保たかし議長　ただいまから本日の会議を開きます。

○大久保たかし議長　日程第１一般質問を行います。

順次発言を許可いたします。

石原みさ子議員。

〔石原みさ子議員登壇〕

○石原みさ子議員　おはようございます。創生市川・自民党の石原みさ子でございます。

まず初めに、令和８年８月千葉豪雨により被災された皆様及び令和８年台風25号により被害に遭われた全ての皆様に心よりお見舞い申し上げます。

では、通告に従いまして、３つのテーマについて一般質問を行います。１つ目の項目は、令和８年８月千葉豪雨についてです。

内閣府によれば、８月13日夕方から線状降水帯が発生し、雨雲が長時間同じところで停滞したため、記録的な大雨となりました。特に千葉市では、平年８月の総降水量の３倍以上となる360㎜を超える降水量を観測しました。これは観測史上１位の記録となります。県内では死者13名、住居の全半壊が2,195棟、床上・床下浸水が3,753棟、そして路上に取り残された車は2,700台にも及び、当日の帰宅困難者は１万人以上に及びました。本市でも、死者１名、交通規制11か所、断水３か所、取り残された車27台、床上・床下浸水多数、土砂崩れ、崖崩れを防ぐために造られた擁壁の倒壊が２か所という状況です。私はちょうど８月13日夕方５時半頃、本八幡からバスに乗って大野方面へ帰宅途中でした。宮久保坂下辺りでバスの運転手さんからアナウンスが流れました。バス停でドアを開けると水が車内に入ってきてしまうので、停留所ではなく止められるところで停車します。バスを高くしていますが、それでも間に合いません。その言葉とバスの窓を打ちつける激しい雨に、これは尋常ではないなと不安を感じながら乗っておりました。曽谷のバス停まで何とか来ましたが、その先が大渋滞です。ほとんどの乗客はそこで降り、私もバスを降りて歩いて帰りました。その帰り道、大野公民館の調整池こざと公園の水位を見ようとして目を疑いました。歩道はすっかりなくなっており、もうあと10cmぐらいで水が道路にあふれそうでした。これは駄目かもしれない。物すごいショックを受けて、重い気持ちで避難所となっている大野公民館へ向かいました。レインコートを着て傘を差しているのに、ずぶぬれです。また、私ごとではありますが、この大雨により私の親族が経営する会社が床上浸水しました。これらの経験から質問いたします。

１、今回の災害の特徴について、市はどのように認識されているのかお答えください。

２、本市の被害状況について伺います。先順位者への御答弁でおおむね理解しましたが、その後の調査で、被害件数の数字に変化のあるものなどをお答えください。また、大柏地区周辺の被害状況も併せて御説明ください。私の調査した範囲では、住居で床上浸水50cm、店舗で30cmから40cmが一番ひどい状況のようでした。

３、河川大柏川の状況とその影響について伺います。水位が危険水域へ上昇し、警報レベル５となりました。特に隣接する南大野では、こざと公園は満水、複数の店舗が浸水と、とても大きな被害を受けました。平成３年の大雨の際は、大柏川の氾濫により救命ボートが出動しましたが、河川改修が完成した後は、川の水があふれることはありませんでした。なぜ今回このような被害が生じたのか、御答弁をお願いいたします。

４、今後の豪雨の備えについて。浸水を防止するため、市民が自らできる対策はどのようなものがあるのか、お答えください。

５、被災者への対応について伺います。被災者に対し、罹災証明書や被災家屋等証明書の発行、消毒、ごみの

処分など様々な支援を行っていることは先順位者への御答弁で理解しましたが、支援の内容や手続の方法などの情報が、対象となる方に伝わらなければ意味がありません。私は、４日後の８月17日に被害に遭われた個人のお宅や店舗を回り被害状況を聞きましたが、市の支援を知らない方が多く存在しました。周知方法について御説明ください。

６、被災した住居、店舗、事業所への支援について伺います。支援の概要については、先順位者への御答弁でおおむね理解しました。そこで、補正予算分を含め、災害見舞金についてお尋ねします。９月14日に可決しましたとおり、個人の住居や床上浸水された方、車両、エアコン室外機について、市独自で２万円を加算し、事業所、店舗の場合は国、県の見舞金がなく、市川市独自に財政調整基金を活用して、１件につき５万円となりました。また、甚大被害を受けました子どもの施設と農業者へは20万円のお見舞金となっております。被災された方々は片づけなどで疲れ切っており、本当に言葉がありません。北方町４丁目で床上浸水50cmのお宅では、家財道具を外へ運び、かなり廃棄されています。その後は２階で生活されています。同じく床上浸水されたクリーニング屋さんは、機械類がほとんど壊れて臨時休業を余儀なくされました。また、自転車店ではパソコンも動かなくなり、復旧に時間を要しておりました。そのような御苦労、御心痛の中、頑張って営業を再開したところ、市からのお見舞金が決まりました。お知らせしましたら大変喜ばれて、疲れていたお顔が明るくなりました。市長さん、ありがとうございますと伝えてくださいとのメッセージもございました。

６の質問の続きを行います。市のスピーディーな対応に感謝申し上げます。ここでは周知方法、スケジュール、申込件数及び支給の時期について伺います。個人の住居については福祉部から、店舗、事業所については経済観光部から御答弁をお願いいたします。

次に、７、住居への情報伝達について伺います。柏井地区の方から、防災行政無線が聞こえないという声がありました。現在設置しているスピーカーで住宅地全域をおおむねカバーしていることは、先順位者への答弁で理解しました。では、そのエリア外で新しく宅地開発があった場合など、スピーカーの新設は考えられるのか伺います。

最後に、８、今後の課題について伺います。千葉豪雨災害の対応を踏まえ、今後の課題を市はどのように認識しているのか、お答えください。

次の項目は、市川市霊園の整備についてです。

昭和37年の開設から60年以上が経過し、お墓に対する市民ニーズも変化してきていると思います。１、一般墓地の現状と課題について伺います。

２、今年度整備予定の樹林型合葬式墓地について、導入経緯や概要についてお尋ねいたします。本市では初めての樹林型合葬式墓地の整備となりますが、他市の公営霊園で同様に採用しているところがあるのか、併せてお答えください。

最後の質問は、私立認可保育園の給食についてです。

１、給食の位置づけと本市の考え方について伺います。

２、保育園で提供する給食にかかる費用について、現在どのようなシステムが運用されているのか伺います。

３、国の公定価格上の副食費徴収免除加算が、令和５年4,700円、令和６年4,800円、令和７年4,900円、令和８年5,100円と毎年見直され、現在は5,100円となっています。これは物価高騰の理由によるものと思われますが、本市では物価高騰前と変わらず改定していないため、副食費が4,500円のままとなっており、児童１人につき月600円の差が生じています。なぜ市は公定価格に沿った対応を行わないのでしょうか。１人600円の差について、市としてどう考えているのか御答弁ください。

最後に、４、給食における課題と今後の方向性について伺います。

以上を１回目の質問とし、御答弁の後、再質問いたします。

○大久保たかし議長　危機管理監。

○今井　隆危機管理監　私からは大項目、令和８年８月千葉豪雨についての(1)、(2)、(4)、(5)、(7)、(8)についてお答えします。

初めに、(1)今回の災害の特徴についてです。令和８年８月千葉豪雨につきましては、急速に発達した積乱雲により線状降水帯が発生し、房総半島付近で停滞したことにより、８月13日の夕方以降、本市では最大時間雨量67.5㎜を観測するなど、県内各地で記録的な大雨となりました。今回の災害の特徴としまして、積乱雲の急速な発達は予測が難しく、レベル３大雨警報の発表からレベル４大雨危険警報の発表まで18分間しかなかったことや、レベル５特別警報発表に関する気象台からの連絡が直前だったことなど、避難情報を発令するタイミングが難しい状況でした。また、被害につきましては、下水道や排水路の処理能力を超える猛烈な雨がアンダーパスや低い土地に集まり、市中部から北部にかけての広い範囲で内水氾濫が発生したことで、道路冠水や車両の水没が同時多発的に起こった点などが挙げられます。

次に、(2)本市の被害状況についてです。現時点での千葉豪雨の浸水被害につきましては、床上浸水が100戸、床下浸水が114戸と若干増加しておりますが、その他の被害に変更はありません。大柏地区周辺の被害状況につきましては、床上浸水が北方町で６戸、南大野で３戸、大野町で２戸、大町で１戸発生したほか、大町と柏井町２丁目で交通規制を伴う道路冠水がありました。また、農業被害として、大野町４丁目の梨畑で、のり面からの土砂流出による果樹棚等の破損、北方町４丁目でビニールハウスの破損等の被害も確認しています。

次に、(4)今後の豪雨の備えについてです。建物内の浸水を防止する応急的な対策としては、玄関や勝手口などの開口部への防水板や土のう、水のうの設置が有効です。本市では、あんしん住宅助成制度で防水板設置工事の費用の一部を助成するとともに、台風等の接近時に防災公園などで開設する３か所の土のうステーションや市内21か所に設置した常設の地域型小規模土のうステーションで土のうの配布を行っています。市公式ウェブサイトや水害ハザードマップでは、これらの制度に加え、土のうの積み方や簡易水のうの作り方などもお知らせしており、引き続き家庭でできる浸水防止対策の周知啓発に努めてまいります。

次に、(5)被災者への対応についてです。令和８年８月千葉豪雨で被害に遭われた方に対する支援制度等については、市公式ウェブサイトのトップページにバナーを掲載し、専用ページから各種支援制度を一括して確認できるようにしております。また、床上浸水した世帯や被害を受けた事業者、農業者に対する災害見舞金など、市で被害の現地調査を行い、対象者を把握できているものについては個別にお知らせしております。一方、車や室外機などの住宅設備をはじめ、住家以外の建物や動産の被害を証明する被災家屋等証明書については、交付を受けていないケースも想定されます。このため、市公式ウェブサイトやＳＮＳに加え、「広報いちかわ」など様々な媒体を活用して支援制度の周知に努めております。

次に、(7)住民への緊急情報伝達についてです。防災行政無線の音声が届く範囲外で新たな住宅地の造成があった場合は、音量の調整やスピーカーの増設などを検討しております。しかしながら、屋外スピーカーは豪雨の際は聞こえにくくなるなど、設備の性質上、どうしても限界がございます。本市としましては、ＬＩＮＥ、フェイスブック、ＸなどのＳＮＳやメール情報配信サービス、無料テレホンサービスなどあらゆる手段を活用し、情報を発信することが重要と考えております。

最後に、(8)今後の課題についてです。千葉県は９月11日に公表した「都市型水害に強い千葉県づくり」に向けたビジョンにおいて、１つ目は、「『防ぐ』に加えて『備える』『しのぐ』『早く戻す』」、２つ目は、「『避難する・させる』から『危険空間に入らない・入らせない』へ」、３つ目は、「『市町村ごとの防災』から『流域・交通ネットワーク単位の防災』へ」という３つの新たな視点の下、国や市町村と連携して都市型水害への取組を進

めることとしています。本市といたしましても、従来の整備水準を上回る豪雨による大規模内水氾濫を想定した迅速な道路交通規制による車両被害の防止、マンション地下の電気設備の浸水対策など、課題として重なる部分も多いことから、国や県の動向を注視しながら、ハード、ソフトの両面から取組を加速してまいります。

以上でございます。

○大久保たかし議長　下水道部長。

○仙波俊郎下水道部長　私からは大項目、令和８年８月千葉豪雨についての(3)大柏川の状況とその影響についてお答えします。

千葉豪雨では、本市の時間雨量が河川整備の計画規模を超える67.5㎜であったことや、豪雨のピークが満潮時刻とも重なったため、河川の水位が上昇しました。また、大柏川の上流域において、時間雨量92㎜の豪雨が観測されたことなどもあり、大柏川の水位はさらに上昇し、氾濫危険水位に達したものでございます。しかしながら、これまで県で進めてきた大柏川の改修や大柏川第一調節池の建設などの効果により、河川からの溢水は確認されませんでした。一方で、大柏川の水位が高い状態となったことにより、河川へ自然排水される市街地の雨水が流れにくくなったことにより排水路内に滞留したため、南大野地区などで冠水が生じたものと推察しております。

以上でございます。

○大久保たかし議長　福祉部長。

○寺島　崇福祉部長　私からは大項目１つ目、令和８年８月千葉豪雨についての(6)被災した住居、店舗、事業所への支援についてのうち被災した住居への支援についてお答えいたします。

床上浸水世帯及び自家用自動車や室外機などに被害を受けた世帯を対象とした災害見舞金の支給につきましては、補正予算の議決をいただいたことから、今月18日より市公式ウェブサイトで周知を行い、申込みの受付を開始いたしました。また、９月19日号の「広報いちかわ」に災害見舞金の記事を掲載して広く周知を図っており、今後はＳＮＳによる周知も行ってまいります。

次に、災害見舞金の申込件数につきましては、今月24日時点において、床上浸水世帯を対象とするものが43件で、自家用自動車や住宅設備等に被害を受けた世帯を対象とするものが７件となっており、本年10月初旬をめどに支給の準備を進めております。

以上でございます。

○大久保たかし議長　経済観光部長。

○高橋一三経済観光部長　私からは大項目１つ目、令和８年８月千葉豪雨についての(6)のうち被災した店舗、事業所への支援についてお答えします。

事業者災害見舞金の支給におきましても、補正予算の議決をいただいた後、今月の18日から市公式ウェブサイトにて周知を行い、申込みの受付を開始いたしました。また、９月19日発行の「広報いちかわ」にて記事を掲載するとともに、本市が把握している被災者に対し、９月24日から職員が店舗や事務所を個別に訪問するなど見舞金の御案内を行っております。見舞金の申込期間は令和９年３月５日までとしており、今後、ＳＮＳや事業者向けメールマガジンによる情報提供を行ってまいります。申込件数は現時点で１件となっておりますが、現在も事業者からお問合せを寄せられておりますので、今後件数が増加するものと考えております。なお、見舞金の支給時期につきましては、申込日から２週間程度を見込んでいるところです。

以上でございます。

○大久保たかし議長　保健部長。

○横山京子保健部長　私からは市川市営霊園の整備についてお答えします。

初めに、(1)一般墓地の現状と課題についてです。市川市営霊園では、昭和37年10月の開設当初、約4,100基分の墓地を１区から３区に造成しました。その後、墓地需要の増加に応えるため、順次拡張を進め、平成25年に14区の造成が完了し、墓地区画が約１万6,000基の大規模な霊園となっています。

課題といたしましては、開設当初は墓地を先祖代々承継することを前提とする一般墓地の需要が多く、抽せんにより使用者を決定していましたが、近年は核家族化などの進行に伴い小規模な芝生墓地などを除き、随時受付できる状況となっています。また、霊園の開設から60年以上が経過していることから、使用者の高齢化が進み、お墓参りや墓地の手入れの負担から管理が行き届かなくなる傾向も見られ、お墓を承継する親族がいないといった御相談や、墓じまいに関するお問合せも多くいただいております。

次に、(2)今年度整備予定の樹林型合葬式墓地についてです。まず、導入の経緯についてですが、令和５年度と７年度に市民アンケートを実施しています。アンケートにおいて、お墓を取得する際に重視することについてお伺いしたところ、子や孫の負担にならないことや、遺族による管理を必要としないことを重視するといった御意見を多くいただきました。このような市民ニーズや既存の合葬式墓地の申込倍率が高くなっていることなどを踏まえ、限りあるスペースで、より多くの遺骨を埋蔵できる合葬式墓地を新たに整備することとしたものです。整備に当たっては、正面に参拝スペースや献花台を配置し、墓標として複数の樹木を組み合わせ、年間を通して緑が保たれる景観としています。こうした樹木を墓標とした合葬式墓地については、千葉県内では千葉市と浦安市がそれぞれ整備しています。

以上でございます。

○大久保たかし議長　こども家庭部長。

○山室繁央こども家庭部長　私からは大項目３つ目、私立認可保育園の給食についてにお答えします。

初めに、(1)給食の位置づけと考え方についてです。保育園が提供する給食に関する国の提供基準としては、厚生労働省が公表している日本人の食事摂取基準に示された推定エネルギー必要量やたんぱく質の食事摂取基準等、また、こども家庭庁が公表している児童福祉施設等における食事の提供ガイドがあり、公立保育園を含む市内の各保育施設では、これらを参考にしながら、園児の年齢や発達段階に応じた適切なエネルギーや栄養素の量である給与栄養目標量を設定し、各保育施設の栄養士などがバランスのよい献立を作成しております。さらに、私立保育園等に対しては、給食について必要な栄養量が確保され、嗜好を生かした調理がなされていない場合には、委託費の経理区分が制限されるなど、適切な運用を求めるものとされております。本市としては、乳幼児期の子どもにとって、食べることは身体の成長だけでなく、心の発達にも大きな影響を与えるものと考えており、保育園の給食は生涯にわたって健康で質の高い生活を送るための食を営む力の基礎を培い、大切な食習慣を身につけるため、重要な役割を担っていると認識しております。

次に、(2)現在のシステムについてです。保育園における給食にかかる費用については、児童の年齢によってその取扱いが異なっております。まず、ゼロ歳から２歳までの児童については、給食にかかる費用は保育にかかる費用と分けず、保育の提供に必要な費用として運営費の中で対応されることから、食事の提供に要する費用を給食費として、保護者から別途徴収することはありません。一方、３歳から５歳までの児童については、令和元年10月の国の幼児教育・保育の無償化の際に、保育料は無償化されましたが、食材料費については無償化の対象とはならず、主食費及び副食費を施設が保護者から実費徴収することが基本とされ、その額の目安は食材料費相当額として7,500円と示されました。なお、住民税非課税世帯や年収360万円未満相当世帯、第３子以降の児童については保護者負担が減免されており、その減免額に対する補填として、公定価格において副食費徴収免除加算4,500円が措置されました。このことから、本市では、副食費については副食費徴収免除加算と同額となる4,500円を上限に保護者から徴収し、主食費にかかる3,000円を市が負担することとして制度を開始したところでござ

います。現在においても、私立保育園については給食を提供する各施設が食材料費の実費として給食費を保護者から徴収しておりますが、施設が保護者から徴収する費用を月額4,500円以下とした場合について、月額3,000円を上限に、給食費加算として施設に支給しております。このことから、保護者から上限額となる月額4,500円を徴収した場合には、市の給食費加算3,000円を合わせ、給食費は月額7,500円となっております。

なお、本市の公立保育園については、３歳以上児の給食費として月額4,500円を保護者から市が徴収し、残りを市が負担することとしており、食材料費として7,500円の範囲で給食を提供できるよう予算措置をしております。

次に、(3)についてです。公定価格における副食費徴収免除加算については、令和７年度は月額4,900円、令和８年度は月額5,100円として見直しが行われてきました。一方で、国が従前に食材料費の合計額として示していた月額7,500円がこの見直しに合わせて変更されているのかを国に問い合わせておりますが、明確な回答は得られておりません。副食費徴収免除加算における600円の差につきましては、制度上の趣旨が異なることから、副食費が一概に5,100円であることを示すものではないと捉えておりますが、現在の食材料費の水準を考える上で、１つの参考になるものと認識しております。

最後に、(4)についてです。給食にかかる食材料費については、国が目安を示した令和元年から一定の期間が経過していることや、近年の物価高騰を踏まえれば、実際に必要となる食材料費と国が示した目安の額との間に一定の乖離は生じているものと考えられ、質の高い給食を安定して提供していく上での課題の一つと捉えております。今後は、物価高騰対策に関する国の動向を注視しつつ、各施設における給食提供の状況や保護者負担の在り方、また、公立保育園と私立保育園の公費負担のバランスなども踏まえながら、最も適した方策を検討していくとともに、引き続き児童に必要な栄養を確保し、安全、安心な給食を提供できる環境を維持できるよう努めてまいります。

以上でございます。

○大久保たかし議長　石原みさ子議員。

○石原みさ子議員　御答弁をお伺いいたしました。では、ここからは一問一答にて再質問してまいります。

まず、千葉豪雨についてです。御答弁により、今回の千葉豪雨における特徴などいろいろと分かりました。結局、大柏川は溢水していない。あふれていなかったけれども、大柏川に流れる水がスムーズに流れなくなってしまって、あちこちで内水氾濫を起こし、少し低いところにそれがたまって床上浸水を起こしたというふうに理解いたしました。これまで私も長く南大野に住んでいるのですが、大柏川さえ氾濫しなければ、あの地域は大丈夫だという認識だったんですけれども、今回の被害状況から、大柏川が氾濫しなくても、水があふれていなくても、実際、近くに住む住居、店舗、事業所は浸水被害に遭ったという事実から、もともと自分にあった大前提を変えなくてはいけないなというふうに感じております。

今回は都市型災害と言われておりますが、冠水により取り残された車もたくさん出ております。また、道路が舗装されていますから、水がやはり地面に流れにくい状況、浸透していきにくいですので、そういったことも都市型災害の特徴ではないかと思います。

３つの視点ということでお話がありました。県が９月11日に公表している「都市型水害に強い千葉県づくり」に向けたビジョンということで、「『防ぐ』に加えて『備える』『しのぐ』『早く戻す』」、「『避難する・させる』から『危険空間に入らない・入らせない』へ」、これは入ってしまったら水没しますよというようなことを知らせるということだと思います。それから「『市町村ごとの防災』から『流域・交通ネットワーク単位の防災』へ」と、地域、近隣とも連携していくということですね。これらの新しい視点を、ぜひ本市でも取り組んでいってほしいと思うんですけれども、では、再質問いたします。

下水道部に伺います。今回のような豪雨のときの河川と内水の状況を踏まえた場合に、今後、市が取るべき対策と市民が取るべき対策についてお答えください。

○大久保たかし議長　下水道部長。

○仙波俊郎下水道部長　お答えします。

市街地の内水被害を軽減するためには、放流先である大柏川の水位を極力下げる必要があります。今回の豪雨において大柏川が溢水しなかった要因としましては、河川改修はもとより、大柏川第一調節池の貯留効果が有効に機能したものと考えております。南大野地区などの内水被害の軽減に向けたさらなる対策としましては、大柏川の最上流部に位置する大柏川第二調節池の完成が必要不可欠であると認識しております。そのため、本市といたしましては、引き続き第二調節池の早期完成を県に要望するとともに、本市の排水機場や排水路、調整池などの排水施設の機能が十分に発揮されるよう、適切な維持管理に努めてまいります。

また、被害の軽減に当たっては、排水施設だけではなく、開発時における貯留施設の設置や戸建住宅での雨水の貯留、浸透などの雨水流出抑制対策も大変有効となります。そこで、本市では宅地における雨水の地下浸透などの推進について、市民、事業者、そして市の役割を規定した通称市民あま水条例の制定や、雨水貯留・浸透施設の設置に対する費用の一部を助成する制度を設けております。官民連携によるハードとソフトの両面から総合的な治水対策を推進していくため、これらの制度について、市民や排水設備業者への周知や協力を呼びかけ、治水安全度の向上につなげてまいります。

以上でございます。

○大久保たかし議長　石原みさ子議員。

○石原みさ子議員　御答弁伺いました。理解いたしました。大柏川第二調節池の早期整備を県に要望するということです。県によると、用地買収91％ということですが、やはりここが整備されることで大きく被害が減るということが見込まれますので、ぜひこれからも強く要望していっていただきたいと思います。

では、もう一つ再質問いたします。これまでの答弁を伺い、また、これまでの先順位者への御答弁も伺った中で、私自身がまた被災者を回った中で感じていることなんですけれども、被災してしまった場合、まず何をしたらいいのか。例えば消毒の申請や罹災証明書発行のための調査依頼など、私はそういうふうに考えられるんですけど、一般の方々というのは、もう自分のうちや店舗の片づけなどで頭がいっぱいで、もうそういうところまでなかなか思いつかないんですね。パソコンも壊れてしまっていると、なかなかネット情報も得られません。そこで提案なんですけれども、日頃から市民の方々が何か災害があったときに、どうしたらいいのかというようなマニュアルというかフローチャートというか、まずここに連絡する、そしてごみのことはここに聞くとか、そういったお知らせを日頃から皆さんが持っていれば、近所の方同士でもそういった情報も話し合えると思いますし、何かあっても、どうしていいか分からないというと不安ですけれど、何かあったらこうすればいいんだということが分かっていれば随分不安が軽減すると思うんです。

そこで、そういった支援のメニューも網羅したようなチラシを作成してはどうかと思いますが、市の見解を伺います。

○大久保たかし議長　危機管理監。

○今井　隆危機管理監　お答えします。

被災者にとって必要な情報が１つにまとめられたチラシやパンフレットは、生活再建に大変役に立つものと考えます。今後につきましては、市公式ウェブサイトや広報紙、ＳＮＳでの情報発信と併せて周知してまいります。

以上でございます。

○大久保たかし議長　石原みさ子議員。

○石原みさ子議員　今日も雨が降っております。ぜひ早急にそういったものを作って市民に発信していってほしいと思います。よろしくお願いいたします。

皆さんは、今回唯一全ての保育室が床上浸水した保育園を御存じでしょうか。ＮＨＫのニュースなどでも取り上げられましたが、そこで、私は９月１日にその保育園を訪問しました。８月13日の夜、11名の子どもたちが園に残っていたそうです。子どもたちを机の上にシートを敷いて座らせて、保育士たちが子どもたちを励ましながら、親の迎えを待っていました。ある保護者は、浦安から車で出かけましたが、途中で冠水してしまって車が動かなくなり、車を捨てて園に迎えに来たそうです。子どもたちは水がどんどん入ってくる状態を見てしまっているんですね。とても怖かったと思います。そして、園が再開された後、その子どもたちは、やはり心にトラウマを抱えているので、登園しても建物に入るのが怖くて入れない、暗くなるのが怖くて午睡ができない、そういうお子さんが複数発生しました。大人でさえも食べることや眠ることがなかなかスムーズにできない状況で、私が訪れた９月１日は、もう２週間以上たっていますけれども、そのときでも大人の方は、何とか食べることはできるようになったけれど、安眠できていないという状態でした。命がけで子どもたちの命を守ってくださった、その保育園の皆さんには心から感謝したいと思います。

そして、私はとてもまずいなと思ったんですが、２週間たった９月１日まで、その保育園には市からの消毒も被災家屋証明書の発行も何も行われておりませんでした。園のほうも情報がなく、どうしたらいいか分からなかったようです。被災された施設には、市長はもちろんのこと、部長も国会議員も訪問されています。でも、そういった必要な情報が伝わっていなかったんです。まず、子どもたちを守ってくれてありがとう。そして、困ったことに対して、市はこういう支援ができますよということを、やはり前もって伝えてあげたかったなと思います。それが先ほど質問しましたけれども、前もっての情報のチラシ、そういったものは個人のお宅だけじゃなく施設にも必要ではないかと思います。今後は、被災された施設で働く市民にも、一般の市民にも寄り添える市川でありたいと思います。そういう意味では、見舞金を市川市独自で決めたことを高く評価しております。

では、次の質問に移ります。霊園整備についてです。御答弁伺いました。現在いろいろと模索中ということを理解しました。本市は霊園もどんどん大きく広がってきているけれども、最近は一番小さい芝生墓地が一番人気ですね。そしてなかなか和型の、従来のお墓をつくる方が減ってきているというのは、石材組合の方々の悩みでもあります。そういった中、これからどういうふうに整備していくのかというのは非常に関心があるところですが、まだ今は他市の例など研究しながら検討が始まった段階で、答えは出ていないというふうに理解しました。本市は独自に墓地返還制度を持っていますので、原状回復する上で、助成されていて助かっていると思うんですが、もし返還制度がなくなると、もっと無縁で草ぼうぼうの墓地が増えてしまうと思うんです。なので、この返還制度を維持しつつ、よりよい公営霊園の在り方を検討していってほしいと要望いたします。再質問はありません。

次に、保育園の給食について再質問いたします。現在のシステム、そして、これからの考え方を伺いました。まず、初回の部長の答弁の中で、なぜ公定価格に合わせて副食費を値上げしないのかという御答弁ですが、こども家庭庁に問い合わせているけど、明確な回答が得られていないからとありましたが、これは詭弁ではないでしょうか。もうこのことについて、実際、私立保育園は非常に困っています。このことを解決するのに３つの方法がありますね。１つは、市が加算して副食費を上げる。もう一つは、保護者から徴収額を増やす。そして、３つ目は園が全てかぶるです。今、市川市の状態は３番目です。このままだと私立保育園の給食はどんどん質が下がり、安心、安全な給食を作る環境ではなくなってしまうのではないかという懸念があって質問しております。

再質問します。物価高騰の中で私立保育園が工夫していること、また苦慮していることについて伺います。

○大久保たかし議長　こども家庭部長。

○山室繁央こども家庭部長　お答えします。

保育園給食は、心身ともに健全な発育と健康の保持増進の役割を担っていることから、物価高騰の中にあっても、栄養価や量に不足が出ないよう、私立保育園がそれぞれ工夫をして提供しているものと認識しております。具体的には、献立の見直しや価格変動が少ない食材の選択、在庫管理の徹底に加え、複数の仕入先を確保して、安い業者に発注するなど工夫をしていると伺っております。しかしながら、物価高騰の中において、現在の保護者から徴収する給食費と市からの運営費だけでは食材料費を賄うことが厳しくなってきており、例えば価格が高価になりがちな果物などの提供頻度や量をこれまでより減らすなど、各施設ともやりくりに苦慮しているといったお話も伺っております。

以上でございます。

○大久保たかし議長　石原みさ子議員。

○石原みさ子議員　今の御答弁のとおりだと思います。私は、この質問をするに際し、複数の民間の私立認可保育園と公立保育園の給食を視察してまいりました。そのときに伺った現場の声としては、ある園では、毎日フルーツを出していたけれど、バナナ２分の１本が今は３分の１本になりました。みかん４分の１個を出していたけれど、今は６分の１個になりました。また、フルーツは毎日出してあげたいけれど、仕方なく今は週二、三回にしています。生のフルーツをやめてゼリーに替えています。フルーツは出さないことにしました。発注の量を調整したり、減らせるものは最低限度で提供しています。現在の給食費用では子どもたちの栄養価が確保していけるのか不安です。保護者から多少徴収しても、献立を質素にするよりはいいのではないでしょうか。魚と野菜が高くなっています。魚のメニューを減らしています。中には、給食の質を落とさず全部園が負担し、年間100万円以上がかかっている園もありました。また、行事食が困難になっています。やむを得ず品質を低下させて提供しています。中国産の野菜は使っていませんでしたが、今は使うようになりました。農家からの寄附で何とか賄っています。子どもから、おなかいっぱいにならない、お肉ちっちゃいねと言われることが増えました。これが現場の声です。

再質問いたします。では、近隣自治体では、この給食費の負担を自治体、保護者、保育施設、それぞれどのようになっているのかお答えください。船橋市、松戸市、浦安市についてお尋ねします。

○大久保たかし議長　こども家庭部長。

○山室繁央こども家庭部長　お答えします。

私立保育園の給食について、まず本市では、保護者負担額を4,500円以下とした場合に、施設へ3,000円の補助を行う仕組みとしております。一方、近隣の船橋市や松戸市、浦安市では、施設が徴収する保護者負担額に制限や上限額は設けておりません。なお、施設への補助や保護者の負担軽減などは各市様々であり、例えば船橋市では、直接的な給食費の補助はなく、児童処遇向上に要する費用を主食費等に充てることを想定した制度で、2,500円を施設に補助しています。また、松戸市においては、令和８年度は月額最大1,000円を施設に補助することで保護者負担を軽減しており、浦安市では、第３子以降の給食費について、月額最大8,100円を施設に補助することで保護者の負担軽減を図っているなど、各市において独自の取組を行っております。

公立保育園の給食については、船橋市及び浦安市は、本市と同様に月額4,500円を保護者負担とし、残りを市が支出しております。松戸市では、保護者負担額は月額5,000円とされておりますが、令和８年度については、私立保育園と同等の1,000円を免除し、実質の保護者負担額は月額で4,000円となっております。

以上でございます。

○大久保たかし議長　石原みさ子議員。

○石原みさ子議員　御答弁伺いました。ただいまの御答弁により、船橋市、松戸市、浦安市と市川市の決定的な違いが分かりました。本市では、保護者からの徴収額を4,500円以下とした場合に、施設へ3,000円の補助を行うというルールがあります。でも、船橋市、松戸市、浦安市にはそのようなルールはありません。そして、船橋市、松戸市、浦安市は副食費の上限はありません。つまり、これは民間、私立保育園にしてみると、各自が自分たちで額を決めて徴収してよいということです。今まで市川市は全部同じ金額でやってきていますけれども、園によって様々でもいいのではないかと私も考えます。なぜならば、給食にお金をかけて、よりいい給食を出そうということ、そういう園があったとしたら、それが１つのその園の特徴になっていくからです。私立ですから、保護者がそれも１つの目安として選べばいいと思うんです。

先ほども申し上げましたように、今の状態を解決するためには、市が加算するか、あるいは保護者からの徴収額を増やすかのどちらかだと思います。ぜひ市長には英断をお願いしたいと強く要望いたします。この要望は、保育施設関係団体から２年にわたって出ております。昨日今日の話ではございません。市川市の保育園の給食を食べる子どもたちが、いつもおなかいっぱい食べられて、笑顔で元気に過ごせることを願いまして、私の一般質問を終了いたします。ありがとうございました。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

○大久保たかし議長　久保川隆志議員。

○久保川隆志議員　公明党の久保川隆志でございます。では、通告に従いまして一問一答で一般質問をさせていただきます。

１つ目の質問は、水害に関する防災対策についてです。

８月13日発災の千葉豪雨から１か月半が過ぎましたが、被害に遭われた皆様に心よりお見舞い申し上げます。また、復旧に向けて前に進む中、９月21日には台風25号が上陸をし、さらなる被害が生じました。１週間前の台風25号で被害に遭われた皆様に心よりお見舞い申し上げます。一日も早い復旧と、被害に遭われた皆様の生活が一日も早く平穏を取り戻されることを心よりお祈り申し上げます。

私自身、地域を回る中で、床上浸水して住居の家具や家電、室外機や給湯器、コンセントなどが水につかりエアコンが使えない、風呂に入れないといったお困りの声をお聞きしては、市の担当者と一緒になって生活再建ができるよう取り組んでまいりました。その上で、水害から人の命と暮らしを守り、財産を保護するためにも、ハード面の治水対策として、予防保全と維持管理を着実に、計画的に推進すべきと考えます。

そこで、まず(1)として、真間川流域の治水対策と施設整備について伺ってまいります。真間川水系は、昭和54年度に総合治水対策特定河川事業の指定を国から受け、河川の改修や分水路、さらには調節池などの施設整備が進められていると理解をしておりますが、この治水事業の計画概要及び整備の現状と今後の見通しについて伺います。

○大久保たかし議長　下水道部長。

○仙波俊郎下水道部長　お答えします。

真間川流域は、昭和33年の狩野川台風をはじめ多くの水害に見舞われてきたことから、昭和54年に国から総合治水対策特定河川に指定されました。これにより、千葉県による河川改修や調節池の建設などのほか、流域市では市街地の雨水流出抑制と合わせた総合的な治水対策を進めてまいりました。真間川水系は、県において真間川や大柏川、派川大柏川など５つの河川と、現在整備中の大柏川第二調節池などの３つの調節池について、時間雨量50㎜に対応した整備が進められております。主な整備状況につきましては、真間川本川では平成13年度に全区間の改修を完了しており、現在は老朽化した護岸の補修工事を行っております。また、大柏川につきましては、昭和56年度に改修工事に着手し、令和６年度に全ての事業が完了しております。

次に、現在、県にて事業を実施しているものですが、派川大柏川につきましては用地取得が進められており、進捗率は約６割と伺っております。また、大柏川第二調節池についてですが、用地取得率が約９割に達しており、現在、用地がまとまって確保された上流側から掘削工事に着手し、順次機能を発揮できるよう工事が進められていると伺っております。いずれの事業においても、引き続き早期完成について県へ強く要望してまいります。

以上でございます。

○大久保たかし議長　久保川議員。

○久保川隆志議員　真間川の河川改修は平成13年度に完了し、現在は老朽化した護岸の補修工事を行っており、大柏川の河川改修は令和６年度に完了したとのことです。派川大柏川の用地取得は約６割、大柏川第二調節池の用地取得率は約９割に達し、上流側のまとまった用地の掘削に着手して工事を進めているとのことですが、この治水対策事業が着実に整備が進められ、早期に整備完了されることを強く要望いたします。

その上で伺いますが、先月の千葉豪雨では、大柏川や真間川の氾濫手前の水位となっておりましたが、分流する派川大柏川は東菅野５丁目と宮久保５丁目の周辺地域において溢水が生じ、東菅野暫定調整池もあふれました。大柏川から流れ込んだことが原因なのか、堆積された土砂や伸びた草が原因なのかは分かりませんが、流下能力の確保と適切な維持管理をすることが必要不可欠と考えます。

再質問として、大柏川と派川大柏川との関連性はどうなっているのか、河川のしゅんせつと草刈りの状況について、最後に、今回の豪雨を踏まえ、河川の治水対策に関する市の認識と今後の県との連携について伺います。

○大久保たかし議長　下水道部長。

○仙波俊郎下水道部長　お答えします。

大柏川と派川大柏川の分派点には、大柏川の水が派川大柏川に逆流することを防止するためのフラップゲートが設置されており、大柏川の水位上昇に伴い、派川大柏川へは流入しない構造となっております。

次に、しゅんせつと草刈りの頻度についてでございますが、千葉県に確認したところ、しゅんせつについては堆積状況に応じて随時実施しており、河道の草刈りについては年１回から２回実施しているとのことでありました。

真間川流域の治水対策につきましては、地域の治水安全度を向上させるため、まずは未完成の河川や調節池の早期完成と市街地の雨水流出対策を強化していくことが重要と認識しております。

また、河川の流下能力が発揮されるよう、適切な維持管理も大切であるため、今年度から市職員が河川の現場状況を河川パトロール日誌に記録した上で、適宜県に草刈りやしゅんせつを具体的に要望する体制を整えておりますので、今後もさらなる工夫と改善を重ねながら、県への協力体制を継続してまいります。

以上でございます。

○大久保たかし議長　久保川議員。

○久保川隆志議員　大柏川から派川大柏川へは流入されない構造になっているとのことで、派川大柏川の上流部分での溢水に関しては大柏川との関連性がないことを理解いたしました。

しゅんせつと草刈りについては、しゅんせつは堆積状況に応じて随時実施を、草刈りについては年に一、二回の実施とのことですが、今年度から県に草刈りやしゅんせつ等を具体的に要望できる体制を整えているとのことでしたので、派川大柏川の特に上流部分に関しては、堆積した土砂と、そこから茂っている草で流下しづらい状態にもなっておりますので、早急の対応をお願いいたします。

また、河川内の草刈りに関しては、年に２回以上、適宜適切な維持管理を何とぞお願いを申し上げまして、次の質問に移ります。

次に、(2)市内調整池の機能と管理、今後の対策について伺います。今月の千葉豪雨で、柏井調整池周辺の被害に遭われた方々からは、平成25年10月の台風26号でも被害を受けて、２度目の被害に行き場のない切実な思いのさなか、先週の台風25号では、床上30cmほどと千葉豪雨と比べて15cmほど低かったようですが、さらなる被害に遭い、心が折れそうになっている気持ちをお聞きしてまいりました。この様々な御意見や御要望の声を質問に代え、安心した暮らしができるよう伺ってまいります。

まずは本市で管理している調整池の設置目的と箇所数について伺います。

○大久保たかし議長　下水道部長。

○仙波俊郎下水道部長　お答えします。

本市では、総合治水対策の一環として、本市をはじめとする流域市の役割として位置づけられている市街地側の雨水流出抑制を行うため、昭和59年度から調整池の設置を進めてきました。調整池は、市街地の雨水を一時的に貯留することで河川への負担を軽減するとともに、内水氾濫を防ぐことを目的としており、土地区画整理事業に伴うものや、雨水の流出量が多い地区等の幹線排水路沿いを選定し、これまで11か所設置しております。

以上でございます。

○大久保たかし議長　久保川議員。

○久保川隆志議員　市街地の雨水を一時貯留し、流出抑制を図り、河川への負担軽減と内水氾濫を防ぐ目的があるとのことで、市内に11か所あるとのことでありました。先ほど申し述べましたが、北東部地域では、先月の千葉豪雨では、柏井調整池と東菅野暫定調整池の２か所が溢水し、先週の台風25号では柏井調整池が溢水し、隣接する住居の床上浸水や床下浸水の被害に遭われました。これら２か所の調整池における設置経緯と機能についてと、平成25年の台風26号被害を13年前に受けてのこれまでの対応状況について伺います。

○大久保たかし議長　下水道部長。

○仙波俊郎下水道部長　お答えします。

柏井調整池は、柏井土地区画整理事業に伴い増大する雨水流出量への対応として整備された面積約1.8ha、貯留量４万2,000㎥の施設で、平成12年度に完成しました。もともとの地盤を掘り下げて造ったもので、大柏川へ向かう幹線排水路の水位上昇に伴って、池の中に雨水が流入する仕組みとなっております。一方、東菅野暫定調整池は、千葉県が派川大柏川の改修事業に着手するまでの間、本市が民有地を借地し、調整池として設置した面積約0.6ha、貯留量5,600㎥の施設で、昭和63年に完成しました。その後、平成25年の台風26号によって東菅野地区は大きな浸水被害を受けたことから、県では、休工していた派川大柏川の改修事業を再開するとともに、本市では調整池の用地を取得し、周辺の市街地に冠水した雨水をマンホールポンプで池にためる内水対策用の調整池へと機能転換しております。

以上でございます。

○大久保たかし議長　久保川議員。

○久保川隆志議員　では、続けて伺います。柏井調整池は、東菅野暫定調整池と違って、常時水がたまっている状態となっております。有事の際には最大貯留量を確保できていないのではないかとの声がありますが、柏井調整池への流入と流出の流れについて、また、水をためている理由と今後の対策について伺います。

また、東菅野暫定調整池においては、隣接する住居に伸びた草が壁にかかることを不安視する声、伸びた草木の維持管理を年に一、二回ではなく適宜適切にお願いをしたい、東菅野暫定調整池の護岸が川側を除く３面の上部工が不均一であることから、是正できないか、また、東菅野５丁目４番地先と５番地先では、短時間の大雨でも道路冠水するため、ポンプ等で排水能力を改善してほしいとの声をお聞きしておりますが、この声に対しての本市の認識と見解、機能確保に向けた今後の対策について伺います。

○大久保たかし議長　下水道部長。

○仙波俊郎下水道部長　お答えします。

柏井調整池は、大柏川に向かう排水路の水位上昇に伴って池の中に流入し一時的に貯留する構造となっております。天気が回復した後に池に残った雨水を河川や排水路への負担を考慮しながら、ポンプにより時間をかけて排水路に流す仕組みとなっていることや、周辺住宅への悪臭対策として、あえて一定程度水をためております。これまでは台風が連続して襲来することは、まれであったため、台風の接近が予想された際に池の水位を下げていましたが、現在の突発的な豪雨が頻発する状況においては、適宜適切なポンプ排水が必要であると認識しているところでございます。

一方、東菅野暫定調整池につきましては、住宅に近い池の外周の草刈りを年に２回、池の中心部を年に１回実施しておりますが、貯留機能を最大限に発揮するためには、草刈りは有効な対策の一つであると認識しております。また、東菅野暫定調整池は派川大柏川に面する箇所を除き、３方向が市街地に面しており、その境界部に設置しているコンクリート製の護岸は、天端高が不均一となっていることが考えられます。今後、改めて全周囲の高さを確認するとともに、必要に応じて高さの是正を行ってまいりたいと考えております。

柏井調整池や東菅野暫定調整池など市内11か所の調整池につきましては、今後は台風時期だけでなく、早い時期に発生する突発的な豪雨なども対応できるよう、調整池の草刈りや流入する排水路の清掃時期、また、ポンプ排水の稼働タイミングなど改めて点検し、適切に維持管理に努めてまいります。

以上でございます。

○大久保たかし議長　久保川議員。

○久保川隆志議員　市内11か所ある調整池の中でも、約４万2,000㎥と一番多い貯留量を有する柏井調整池が常時水をためている状態となっていることの改善については、一旦水を抜いて清掃すればよいようにも思いますが、早急な検討と対応をお願いし、貯水機能が最大限に発揮できるよう、そして、周辺住民の方々が安心して暮らし続けられる環境づくりをぜひともお願いをいたします。

東菅野暫定調整池の草刈りについては、適宜適切な実施が必要との認識であることから、予算の増額をぜひともお願いをし、貯留機能が最大限に発揮できるよう、維持管理をお願いいたします。

また、護岸の高さについては、高さの確認と調査結果に応じた高さの是正を行っていくとのことですので、３辺の護岸が川の高さ以上になるようにも是正をお願いいたします。

では、最後に⑶河川や調整池等における現況情報の提供について伺います。近年は気候変動の影響により、この１か月間だけでも豪雨や台風による風水害が全国各地で頻繁に起こっております。河川や調整池等の溢水や浸水などの災害リスクが増えることが懸念をされており、大雨や台風時にリアルタイムの映像や観測データを現況把握することで住民の迅速な避難につなげられ、出張や帰省等で遠方にいる際でも状況を確認できることから、正しい情報の見える化は大事な整備だと考えます。河川や冠水しやすい道路にライブカメラを設置し、その映像をホームページやアプリを通じて公開している自治体もあります。本市での河川や調整池等の水位情報や監視カメラ映像での現況情報提供の現状及び今後の提供予定について伺います。

○大久保たかし議長　下水道部長。

○仙波俊郎下水道部長　お答えします。

河川の水位や監視カメラの映像といった情報のうち、現在公開されているものは、国においては水位情報６か所、監視カメラ８か所、県においては水位情報７か所、監視カメラ２か所であります。本市においては水位情報12か所を公開しておりますが、御質問の調整池には水位計は設置しておりません。また、監視カメラは河川４か所、調整池など４か所で運用しているものの、市街地ということで、住宅や歩行者などの映り込みによるプライ

バシーに配慮して、公開はしておりません。本市としましては、国や県が公開している水位情報や監視カメラの映像につきまして、市公式ウェブサイトの河川情報にリンクをまとめておりますので、引き続き周知に努めてまいります。

また、本市が保有する河川及び調整池の監視カメラの映像につきましては、公開するためにはどのようにプライバシーに配慮すればよいのか検討するとともに、調整池についても水位計の設置や情報公開について研究してまいります。

以上でございます。

○大久保たかし議長　久保川議員。

○久保川隆志議員　国、県の水位情報は13か所、監視カメラは10か所あり、いずれも情報公開されているとのことでした。本市では水位情報を12か所設置し、情報公開しており、監視カメラは公開をしていないものの、河川４か所、調整池等４か所で運用をしているとのことでした。本市で保有する監視カメラの映像については、プライバシーに配慮し、公開可能なものは積極的に提供できるよう検討していくとの前向きな答弁でもありました。河川等への監視カメラを活用すれば、河川や調整池等の水位上昇などの状況をリアルタイムで監視し、早い段階で避難誘導を実施することが可能となります。また、情報公開されていれば、住民は手元のスマートフォンで現場の様子を確認でき、危険が迫っているかを自分の目で判断でき、自主避難の判断材料として非常に有効であるとともに、現場対応の職員にとっても、出動のタイミングや場所の特定に役立ちますので、設置箇所の増強をお願いし、情報公開もできるよう、併せての御検討をお願いいたします。

また、既存、新設問わず定期的なメンテナンスが必要となります。落ち葉で隠れてしまっていたり、レンズが汚れておれば、河川等の状況などを正常に撮影することが難しくなり、また、機器にエラーが発生してカメラが作動しなければ、意味をなさなくなってしまいますので、点検や映像確認等で、いざというときに調整中とならないよう、予防保全と維持管理をお願いいたしまして、この項の質問は以上となります。

続いての大項目、障がい者福祉について伺います。

初めに、(1)相談支援の現状と体制の充実強化について伺います。障がいのある方やその御家族からの福祉に関する生活上の困り事や不安といった様々な問題に対して、一人一人に寄り添ったサポートを行い、安心して暮らせる方法を一緒になって探していただくことは、当事者や御家族にとって大変心強い支援事業であります。本市の障がい者の相談窓口は、第１庁舎内の障がい者支援課とともに、市内２か所の基幹相談支援センターえくるに委託をしておりますが、基幹相談支援センターえくるにおける相談件数の推移、相談内容及び課題について伺います。

また、第１庁舎内の障がい者支援課で市職員が行う相談支援との役割分担についても伺います。

○大久保たかし議長　福祉部長。

○寺島　崇福祉部長　お答えします。

基幹相談支援センターえくる――以下、えくると申し上げます――は、障害者総合支援法に基づき、地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として市が運営を委託しております。えくるにおける相談件数は年々増加しており、令和５年度は１万3,811件、令和６年度は１万5,902件、令和７年度は１万9,254件となっております。相談内容につきましては、8050問題や親亡き後の相談、自傷他害に関する相談、ひきこもりで生活面や経済面に課題を抱えている方の御家族からの相談など多岐にわたっており、関係機関との連携や継続的支援が必要となるケースが多くなっております。

支援に当たりましては、個々の事案の緊急性や支援者の有無等を総合的に勘案し、順次対応しておりますが、相談件数の増加に加え、相談内容の多様化、複雑化により、１人当たりの相談や支援に要する時間が長くなって

いることもあり、状況によってはすぐに対応できない場合もございます。本市の相談支援体制につきましては、えくるにおいて、障がいのある方や御家族からの相談に対する専門的な支援をはじめ、困難事例への対応や相談支援事業所への助言、関係機関との連携など、現場における相談支援の中核を担っております。一方で、市は、えくるをはじめとする関係機関がそれぞれの役割を十分果たせるよう、地域全体の相談支援体制を整備するとともに、必要な後方支援を行う役割を担っております。

以上でございます。

○大久保たかし議長　久保川議員。

○久保川隆志議員　相談件数は年々増加をしており、相談内容も多様化、複雑化していて、継続的支援が必要となるケースが多くなってきており、１人当たりの相談や支援に要する時間が長くなっているとのことでありました。そのような課題を抱えながらも、目の前の相談者に寄り添って相談業務に当たっていただいている関係者の皆様に敬意を表します。この相談業務の現状に対して、えくるでの人員体制の推移や専門職の配置状況、日々の勤務体制はどうなっているのか、また、市が行う相談支援での職員の人員体制及び相談件数の推移について伺います。

そして、これらを踏まえ、今後の相談体制の充実強化に向けてどう取り組んでいくのかについて伺ってまいります。

○大久保たかし議長　福祉部長。

○寺島　崇福祉部長　お答えします。

えくるの職員配置は、令和５年度は相談員７名以上と事務員２名以上としておりましたが、相談件数の増加を受け、令和６年度以降は相談員９名以上と事務員１名以上の体制としております。運営に当たっては、多岐にわたる相談に対応するため、全ての相談員は社会福祉士、保健師、精神保健福祉士、相談支援専門員等の有資格者となっております。

次に、市の相談支援体制につきましては、障がい者支援課相談グループにサービス利用に関することや虐待対応などを行う職員を８名配置しております。また、市の相談件数につきましては、令和５年度は１万9,954件、令和６年度は２万2,602件、令和７年度は２万2,853件と増加傾向となっていることから、えくるとのさらなる連携が重要と考えております。

今後、本市におきましては、国の通知や法令・制度改正等の情報を速やかに相談支援事業所等に周知するとともに、えくるへの後方支援や自立支援協議会等を活用した地域課題の共有を図り、さらなる相談支援体制の充実強化に努めてまいります。

以上でございます。

○大久保たかし議長　久保川議員。

○久保川隆志議員　令和６年度には、えくるでは相談員２名の増員がされ、相談員９名以上と事務員１名以上の体制とのことですが、相談に行っても、次の具体的な相談日までかなり待たされるとの声を聞いておりますので、より一層の相談員の増員が必要と考えます。市の相談件数も増加傾向にあり、えくるへの後方支援も期待できないところでありますので、ぜひとも相談支援専門員のさらなる確保と質の担保の両輪で、相談支援の体制整備が充実されますよう、強化をお願いいたします。

続いて、(2)グループホーム等入所施設の整備状況と課題について伺います。障がい者グループホームに入居したくても、なかなか入居先が決まらないとの声を聞いておりますが、その現状と課題を踏まえた今後の対応方針について伺います。

○大久保たかし議長　福祉部長。

○寺島　崇福祉部長　お答えします。

市内にあるグループホームは、本年７月１日時点で43事業所であり、定員枠は660名となっております。本市の訓練等給付費の支給決定を受けた869名のうち、グループホームを利用している方は642名であり、市内のグループホームの利用者は420名で、市外のグループホームの利用者は222名となっております。また、入居希望者が希望に沿ったグループホームへ入居できるよう、千葉県が健康福祉センターの圏域ごとに配置する障害者グループホーム等支援ワーカーが各グループホームの特性や空き状況などを把握し、入居支援を行っております。なお、本市を担当する障害者グループホーム等支援ワーカーは、本市と浦安市を１つの圏域とし、現在３名配置されております。グループホームを利用していない方につきましては、御本人や御家族の意向や、現在の生活環境、障がいの特性や支援の状況など、それぞれの事情によるものと考えております。

次に、課題としましては、市外のグループホームを利用している方や、支給決定を受けているものの利用していない方が一定数いることから、御本人等のニーズに加え、重度の障がいや強度行動障がいなど、受入れに専門的な対応を要する方への支援体制の確保が課題であると考えております。また、こうした方の受入れには、建物の構造や設備などの環境面に加え、専門的な知識や支援技術を有する人材の確保、育成など受入れ側の体制整備も必要となります。

最後に、今後の対応方針につきましては、本市では、これまでもグループホームの開設に対する補助や重度の障がいのある方を受け入れた場合の人件費補助を行っており、今後もこうした補助制度を継続してまいります。

さらに、千葉県に対する市町村意見申出制度を活用し、強度行動障がいのある方などの受入れに必要な専門人材の確保、育成を含め、受入れ体制の確保について意見を伝えてまいります。

あわせて、御本人や御家族のニーズを把握し、相談支援体制の充実や障害者グループホーム等支援ワーカーとの連携を図り、必要な住まいや支援につながるよう取り組んでまいります。

以上でございます。

○大久保たかし議長　久保川議員。

○久保川隆志議員　入居希望者が希望に沿ったグループホームへ入居できるよう、市川市と浦安市を圏域とする障害者グループホーム等支援ワーカー３名が入居支援を行っているとのことで、重度の障がい者や強度行動障がいなど受入れに専門的な対応を要する方への支援体制の確保が課題とのことでありました。病院や施設から地域生活への移行を進める一方で、障がい者支援施設の入所を希望される方は一定数いると思いますが、現状を伺います。

○大久保たかし議長　福祉部長。

○寺島　崇福祉部長　お答えします。

本年７月時点では、本市から支給決定を受けて障がい者支援施設に入所している方は186人となっております。一方で、近年は入所施設からグループホーム等の地域生活への移行が進んではいるものの、入所施設を希望される方はいることから、一定数の入所待機者がいるものと認識しております。本市においては、必要な方の入所先を確保できるよう、近隣４市と共同で設置した２つの障がい者支援施設に入所枠があり、入所希望者を受け入れているところでございます。

以上でございます。

○大久保たかし議長　久保川議員。

○久保川隆志議員　２つの障がい者支援施設に入所枠があり、空きが出たら入所希望者を受け入れているとのことで、その対応については評価をいたしますが、待機状態の解消とはならず、なかなかの狭き門であると感じております。住み慣れた市川市で障がい者が安心して暮らし続けるため、また、御家族の高齢化から、親亡き後の

深刻な受皿不足を解消するため、今後もさらなるニーズの増加が見込まれている障がい者グループホームの計画的な整備は急務だと思います。また、先ほどの御答弁でもありましたが、医療的ケアを必要とする方、強度行動障がいのある方、精神障がいのある方、様々な重度の障がいのある方向けの事業所が不足していることから、専門性の高い事業所の整備が必要となっていますので、障害者グループホーム等支援ワーカーとの連携の下、必要な住まいや支援につながり、待機状態の解消が図られることを要望とさせていただき、次に移ります。

次は、(3)医療的ケア児支援法の改正概要と支援体制についてであります。医療的ケア児支援法の改正法が本年７月24日に成立し、支援対象が18歳以上の医療的ケア者や重症心身障がい者へと拡大がされ、令和９年４月の施行に向けた体制整備がスタートいたしました。これまで当事者や御家族が置かれた支援環境には、居住地域による大きな格差が存在し、深刻な課題となっておりましたが、公明党の強い提案により、今回の法改正では、地域格差の是正が明確に規定されました。医療的ケア児等及び重症心身障害者並びにそれらの家族に対する支援に関する法律に改称されましたが、この法改正の概要についてと、支援の受皿拡充と地域格差の解消を図るべきと考えますが、法律で求められている市の対応はどのようなものになっているのかについて伺います。

○大久保たかし議長　福祉部長。

○寺島　崇福祉部長　お答えします。

令和３年に制定された医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律が本年７月に改正され、医療的ケア児等及び重症心身障害者並びにそれらの家族に対する支援に関する法律に名称が改められて、来年４月１日から施行されることとなっております。今回の改正では、支援の対象が、これまでの医療的ケア児に加え、医療的ケア児であった方で成人後も恒常的に医療的ケアを必要とする方や、重症心身障がい者にまで拡大され、いわゆる18歳の壁をなくし、子どもから大人への移行期も切れ目なく支援することを目的としております。また、今回の改正では、国及び地方公共団体に対し、例えば社会的養護に係る体制の拡充、生涯学習の推進、日常生活や通学等の支援、切れ目のない医療の提供、就労の希望の実現に向けた支援、住宅の確保のための措置などの充実を図ることとされております。

今後は、国や県の動向を注視するとともに、改正法の趣旨を踏まえた必要な対応について検討してまいります。

以上でございます。

○大久保たかし議長　久保川議員。

○久保川隆志議員　支援の受皿拡充と地域格差の解消を図るべきと考えますので、国や県の動向を注視して必要な対応について検討ではなく、関係機関と連携して、子どもから大人への移行も切れ目なく支援体制としていただくことを要望といたします。

次に、(4)18歳以降の支援体制と整備拡充について続けて伺います。これまで医療的ケア児の支援をめぐっては、高校卒業や成人を迎える18歳を機に、それまで利用していた医療・福祉サービスや相談支援が途切れてしまう18歳の壁が大きな障壁となっていました。改正法では、18歳以降における切れ目のない医療や就労の支援、住居の確保、さらには生涯学習の推進などが国及び自治体の責務として新たに規定がされました。

そこで１つ目の質問として、障がい福祉分野において必要となる取組について伺います。

また、当事者が成人後も住み慣れた地域で安心して生活を続けるためには、在学中の早い段階から個別の移行支援計画を作成、共有していくことが不可欠であります。

そこで２つ目として、特別支援学校に在籍する本市在住の医療的ケア児の数と、こうした方が卒業後に地域において生活していくための障がい福祉分野における支援体制及び整備拡充について、これまで実施してきたものも含めて伺います。

○大久保たかし議長　福祉部長。

○寺島　崇福祉部長　お答えします。

法改正により、障がい福祉分野においては、医療的ケア児等及び重症心身障がい者の地域社会における自立を支援するとともに、御家族の負担軽減に向け、障がい福祉サービス事業所等における看護師等の配置の促進など、医療的ケアに対応できる支援体制の充実を図ることが国から示されております。特別支援学校に在籍している本市在住の医療的ケア児は、本年６月１日時点で28人となっております。卒業後も支援が途切れることなく、住み慣れた地域で安心して暮らしていただけるよう、本市では、卒業後の通所先の確保に向け、事業所や学校に調査を行うとともに、本人や御家族等の意向を踏まえ、卒業後の進路について調整を行っております。

また、医療的ケアを必要とする方を受け入れている生活介護事業所に対しては、本市独自の補助金を支出しております。さらに、受入れの拡充を図るために、福栄の市有地を活用した新たな生活介護事業所の整備も進めているところでございます。

また、医療的ケアの実施に当たっては、看護師等の人材の確保も重要となることから、喀たん吸引等を実施するための研修費用の補助も行っております。このほか、千葉県と合同で病院や介護老人保健施設を対象として、医療型短期入所事業所の開設に向けた説明会も行ったところでございます。

以上でございます。

○大久保たかし議長　久保川議員。

○久保川隆志議員　受入れの拡充を図るため、福栄の市有地を活用した新たな生活介護事業所の整備も進めているとの答弁でありましたが、地域格差の是正との観点からも著しく不足が指摘されている行徳地区における医療的ケア者対応の生活介護事業所の整備となることを期待しております。

また、学校在学中の早期段階から、本人や学校、教育、医療、福祉、就労支援機関等が一体となって将来計画を共有し、個別の移行支援計画を作成、共有していくことが支援を途切れさせないためにも不可欠となります。

そこで伺いますが、特別支援学校卒業後の通所先の確保に向けた調整は、具体的にどのようなことを行っているのか伺います。

さらには、医療的ケアを行う御家族の負担の軽減策として、医療型短期入所事業所は大変重要となると思いますが、先ほどの御答弁では、医療型短期入所事業所の開設に向けた説明会を行ったとのことでしたが、その内容を具体的に伺います。

○大久保たかし議長　福祉部長。

○寺島　崇福祉部長　お答えします。

特別支援学校卒業後の通所先の確保に向けた調整につきましては、毎年４月に市内の障がい福祉サービス事業所に対し、卒業生の受入れ枠の調査を行っております。この調査結果を各特別支援学校に提供しており、卒業される方は調査結果を基に進路希望書を本市に提出することで、本市は市内の障がい福祉サービス事業所と卒業後の利用に向けた調整を行っております。

令和５年11月に千葉県と合同で行った医療型短期入所事業所の開設に向けた説明会では、医療型短期入所事業の必要性や指定手続の流れなどについて説明を行いました。説明会の後、開設の意向を示した病院と本市、千葉県との間で協議を重ね、昨年１月に同病院が千葉県から短期入所事業所としての指定を受け、本年５月から利用者の受入れを始めております。今年度は８月に千葉県が医療型短期入所事業所の開設に向けた説明会を開催するに当たり、市内の病院や介護老人保健施設等に対して周知を行ったところであり、複数の法人が参加いたしました。

今後も千葉県と連携し、病院や介護老人保健施設に対して、医療型短期入所事業所の開設を働きかけてまいり

ます。

以上でございます。

○大久保たかし議長　久保川議員。

○久保川隆志議員　ただいまの答弁では、医療型短期入所事業所を開設する意向を示した病院と協議を重ね、本年５月から利用者の受入れを始めているとのことで、これから受入れ枠が拡充されることを期待し、さらに開設意向を示す事業所が続くことを願ってまいります。

先日、未就学児の医療的ケア児を支えるお母様とお話をする機会がありました。事業所を３か所組み合わせて支援を受けているとのことでしたが、千葉豪雨の影響で事業所が浸水をしてしまい、週の半分以上受入れいただいていた先が利用できないようになってしまったとのことで、様々お話を伺いながら、多くの要望がある中で、一番の望みは、短期入所できる受入先を増やしてほしいとのことでありました。改正法における最も重要な柱の一つが、ケアを担う家族への支援充実です。全国医療的ケア児者支援協議会の昨年12月に発表されている最新調査によれば、母親の約６割が１日10時間以上、長ければ24時間もの時間を医療的ケアや介護に費やしており、慢性的な睡眠不足と心身の疲弊が限界に達しているとのことであります。御家族は、当事者を支える大切なケアラーです。家族の休息を確保する短期入所の拡充や、きょうだい児への支援、そして家族の最大の悩みが夜間のたんの吸入や人工呼吸器管理による不眠とも言われていることからも、夜間ケアを支える訪問看護・介護体制の整備も極めて大事な支援だと思います。医療的ケア児等及び重症心身障がい者並びにそれらの御家族に対する支援体制の充実を図っていただくことを要望といたしまして、私の一般質問を終了させていただきます。御答弁ありがとうございました。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

○大久保たかし議長　この際、暫時休憩いたします。

午前11時43分休憩

午後１時開議

○にしむた　勲副議長　休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第１一般質問を継続いたします。

西村敦議員。

○西村　敦議員　こんにちは。公明党の西村敦でございます。通告に従いまして一問一答にて一般質問を行います。

最初の質問は防災行政についてです。

今年の夏は多くの災害が発生しました。熊本を襲った地震では、連日の猛暑の中の避難生活、そして８月の千葉豪雨では、急な線状降水帯が発生し大雨をもたらした都市型内水氾濫災害、その後も各地で豪雨が記録され、さらに先週の台風25号による被害拡大と、大変に危険が逼迫している状況でございます。改めて多くの課題が突きつけられたと感じています。

本年６月、政府は、最新の大規模地震に対する被害想定を基に計画を改定し、今後10年間で死者数や建物被害を半数以下に減らす、そういった目標を掲げました。とりわけ人的・物的被害の約７割は火災が原因とされております。火災リスクをいかに減らせるかが課題とされています。その中、特に注目されているのが、大きな地震の揺れを感知すると自動的に電気を遮断する感震ブレーカーの普及です。分電盤やコンセントに取り付けて使用することが可能で、揺れに伴う電気機器からの出火や、停電復旧後に起こりやすい通電火災の発生防止につながります。政府の試算によれば、感震ブレーカーの設置率が100％になれば、死者数、焼失棟数ともに約７割減少

するとされています。今回の計画では、2035年度までにおおむね設置を目指しています。本市が想定している地震被害想定においても、被害が拡大するのはやはり大規模延焼火災だと思います。事前にできる対策で最大限に効果を発揮できるのは、各住宅に感震ブレーカーを設置することです。これまでに、私も防災関係の質問の中で何回も取り上げてきました。また、議会でも多くの議員が取り上げています。しかしながら、なかなか普及が進まないのも現実です。本市として何か抜本的な対策を取っていかなければならないと痛切に感じています。市はこれまでも様々な施策を取ってきたということは認識しています。

そこで、本市における感震ブレーカーの普及状況、どうなっているのか。そして、設置拡大のためには、さらなる取組が必要と考えますが、市の考えを伺います。

○にしむた　勲副議長　危機管理監。

○今井　隆危機管理監　お答えします。

東日本大震災で発生した地震による火災の過半数は、電気が原因と言われております。国は６月に策定した首都直下地震緊急対策推進基本計画において、電気火災の防止に効果的な感震ブレーカーの設置率を、令和17年までにおおむね100％とすることを目標に掲げました。本市の地震被害想定では、延焼火災による焼失棟数を１万棟以上としております。３月に市が実施した災害に対する日頃からの備えに関するアンケートでは、感震ブレーカーを設置していると回答した方は５％にとどまっており、感震ブレーカーの普及は重要な課題であると認識しています。これまでの取組といたしましては、防災訓練や防災講話等の機会を捉え、感震ブレーカーの有効性について、実物を使って分かりやすく周知啓発を行っています。また、分電盤タイプの製品につきましては、あんしん住宅助成制度において、対象工事費の３分の１、限度額10万円を助成しており、実績として令和６年度は６件、令和７年度は26件の申請がございました。さらに、昨年度実施した家庭用防災用品購入促進事業におきましても、感震ブレーカーを対象品目とし42件の申請があり、購入金額の30％をＩＣＨＩＣＯポイントで還元したところです。

以上でございます。

○にしむた　勲副議長　西村議員。

○西村　敦議員　ありがとうございました。３月のアンケートでは、設置していると回答が５％ということで、非常に少ないというふうに思います。また、周知啓発については、あんしん住宅助成制度、また家庭用防災用品購入促進事業ということで、制度は進めてきていますけれども、なかなか件数としては、まだそんなには増えていないのかなという実感であります。全国の自治体では、感震ブレーカーの設置や購入の助成を行っている自治体が増えていて、200市区町村にまで広がっております。静岡県では、感震ブレーカーの設置費を補助する自治体が県内の約８割を超えています。東京都葛飾区では、火災リスクの高い地域にある２階建て以下の木造戸建て世帯に無償配布を行っています。当初は感震ブレーカーを知らなかった人も多かったが、着実に認知が広がっているということが分かっています。本市としても、防災の取組の一つとして感震ブレーカーを位置づけるのではなく、具体的に特化した補助制度を設けることで、さらなる周知が進み、普及促進につながるのではないでしょうか。あくまで感震ブレーカーの設置は自助の範囲かとは思いますが、延焼火災の被害を考えると、共助としての取組として、自主防災組織であるとか自治会なども巻き込んで普及を進めることも考えられます。具体的に感震ブレーカーに特化した施策を実施することで周知にもつながりますので、設置拡大に向けた今後の取組について、市の見解を伺います。

○にしむた　勲副議長　危機管理監。

○今井　隆危機管理監　お答えします。

今後の取組といたしましては、自治会やマンションなどで組織する自主防災組織を対象に、防災資器材の購入

や、修繕等に要した費用の３分の２を補助する自主防災組織資器材購入費等補助金の対象に感震ブレーカーを加え、地域における普及を促進してまいりたいと考えております。今後も様々な機会を捉えて周知啓発を図るとともに、自治会連合協議会の安心まちづくり部とも協議しながら、より効果的な普及方法について検討してまいります。また、国においては、防災や災害対策の司令塔となる防災庁の発足に向け準備が進められていることから、国の動向についても注視してまいります。

以上でございます。

○にしむた　勲副議長　西村議員。

○西村　敦議員　自主防災組織に資器材購入費補助金として３分の２まで補助を対象に加えるということで考えているということで、非常に効果があるかなというふうに思いますので、ぜひよろしくお願いしたいと思います。

周知の促進については、やはり感震ブレーカーに特化した購入制度、これが私は必要だというふうに思っておりまして、そうすることで、さらに周知が進み、普及が促進することも事実ですので、ぜひこの点も検討していただくことをお願いして、次に移ります。

次に、防災井戸についてであります。熊本地震では、主に八代市で民間の井戸が被災し、水が使えないという状況が発生しました。八代市では、約半分の世帯で通常から井戸水を使うという状況があり、今回その影響が顕著に出たところです。そして、あくまで民間ではあるものの、市民の声を取り上げ、被害が大きいことと、水という公共性が高いことから、国が井戸に対する設置や修繕の補助を始めたという報道もなされております。都市部である市川市においては、この井戸についてはあまり普及されていないとは思いますが、災害時の位置づけについて整理しておく必要はあるかと考えます。災害時の水の問題については、代表質問でも取り上げました。井戸よりも雨水貯留施設の普及拡大を図るべきとも思いますし、例えば移動型の浄水装置の配備という方法があります。それも現実性が高いとも思います。しかしながら、本市では、民間井戸だけではなく防災井戸として市が管理している井戸があります。今回は、その状況と今後の方向性を確認したいと思い、質問をさせていただきます。

まず、本市が管理する防災井戸の設置場所や箇所数はどうなっているのか、耐震性はあるのか、本市の民間井戸の状況についてはどうなっているのか伺います。

○にしむた　勲副議長　危機管理監。

○今井　隆危機管理監　お答えします。

本市では、市内13か所に防災用井戸を整備しており、飲用基準には適さないものの、市民１人当たり１日３ℓ以上の生活用水を供給できる水量を確保しております。13か所の内訳は、北方小学校や福栄中学校など、避難所となる小中学校に５か所、須和田公園やじゅん菜池緑地など公園、緑地に４か所、行徳支所など公共施設に２か所、医療用として病院に２か所で、行徳支所と須和田公園については、災害時に確実に水を確保するため、耐震性貯水槽を併設しております。また、民間井戸につきましては、過去の調査において、市内に約4,600本の井戸が確認されているほか、災害時の利用について、自治会と井戸所有者が協定を締結している井戸につきまして、令和元年度の調査では、市域の北部を中心に約350本を確認しています。

以上でございます。

○にしむた　勲副議長　西村議員。

○西村　敦議員　ありがとうございます。市内13か所、小中学校並びに公園、緑地ということですね。それと行徳支所にも耐震性の井戸がありますよということでありました。老朽化はしていますが、新たにお金をかけて設備更新するとか、例えば新設するとかというのはちょっと違うかなというふうには感じますが、今現在そこにあ

って使えるのであれば、いざ有事の際に活用するということは大変効果的かというふうに思います。まずは、市民がどこにその井戸があるのか認識しているのかという課題があると思いますし、いざ有事の際にどのように活用されるのか分かっていなければ、有効利用はできないと思います。

そこで再度伺いますが、災害時、防災井戸についてどのような利活用を考えているのか、どのように実効性を担保していくのかについて、市の考えを伺います。

○にしむた　勲副議長　危機管理監。

○今井　隆危機管理監　お答えします。

今回の熊本地震においては、上水道が大きな被害を受け、広範囲で断水が発生した一方、揺れや液状化に強い深井戸などが生活用水の確保に有効であったと報告されており、本市が支援に入った宇土市では、トイレカーへの給水にも活用されていました。災害時に井戸が有効に活用されるためには、まず、近隣住民がその存在を認知することが重要であり、防災訓練などの際に地域にある井戸の場所や使い方を確認し、実際に使ってみることが効果的です。本市といたしましても、令和５年度から自主防災組織資器材購入費等補助金の補助対象事業に井戸の水質検査費用を追加し、自治会と井戸所有者の協定締結を促進しております。一方で、市が管理する防災用井戸につきましては、設置から40年以上経過しているものもあり、老朽化が進んでいる状況です。また、電動ポンプでくみ上げる方式の井戸については、停電時に使用できないといった課題もあることから、電源を必要としない手動方式への切り替えを含め、今後の在り方について検討してまいります。

以上でございます。

○にしむた　勲副議長　西村議員。

○西村　敦議員　災害時にも故障がなければ利用ができる、可能であるということが分かりました。くみ上げ電動ポンプ式の場合は停電時の電源確保が課題であること。一部は手動式もあるようですが、停電時には手動に切り替えられるなどの対応が可能であれば準備しておくべきかとも思います。そういう意味では、水源としては無尽蔵にあるとも言えるこの防災井戸、せめて現在ある防災井戸、その周辺自治会、また市民などには周知を徹底して、有事の際の安心提供に役立てていただきたいというふうに考えますし、有効活用するための仕組みづくりをお願いしたいと思います。

さらに、雨水貯留施設や浄水装置などの配備と組み合わせて適正配置を行いながら、災害時の水の確保に備える体制づくりをぜひお願いいたしまして、次に移ります。

避難所開設時の初動対応です。10年前の熊本地震の死者数は、全体で276人とされていて、地震で直接亡くなった方が48人、災害関連死と言われている人が228人とされております。その後10年間で避難所の環境整備や改善が進み、さらに車中泊の方に対する支援の改善も進み、今回の地震では災害関連で亡くなる方は減少するのではないかと考えられております。しかしながら、発災当初の避難所の初動体制では多少の課題があり、対応に苦慮したとの報道がなされていました。対応し切れないほどの人たちが避難所に集まり、プライベートテントや段ボールベッドの設置など避難所の環境整備に時間を要した一方、本市を含め、全国の自治体からトイレカーが迅速に派遣されるなど、一定の改善もありました。

そこで質問いたします。今回の熊本地震を受けて、48時間以内に避難所のトイレ、キッチン、ベッドを整えるＴＫＢ48の実現に向けた避難所開設時の初動対応において、本市としてどのような課題があると認識しているのか。また、あらゆる支援を受ける際の受援体制の構築について、市はどのように認識しているのか伺います。

○にしむた　勲副議長　危機管理監。

○今井　隆危機管理監　お答えします。

災害関連死を防ぐためには、トイレ、キッチン、ベッドをはじめとした避難所環境を発災後速やかに整え、必

要となる物資や資機材を避難所となる施設に可能な限り備蓄しておく分散備蓄が重要であると考えております。本市では、小中学校などに一定数の食糧や携帯トイレ、プライベートテント、簡易ベッドなどを備蓄しており、災害当初から確実に使用することができるよう、毎年、避難所開設・運営訓練を行っております。一方、必要な物資や資機材の全てを小中学校に備蓄するのはスペース的に困難であるため、不足分については国や県のプッシュ型支援や協定事業者からの調達などにより必要量を確保することとしています。また、円滑な物資の受入れや避難所の環境改善を図るため、全国の自治体からの応援職員をはじめ、物流の専門事業者、避難所運営に関する知見を有するＮＰＯなどの人的支援も重要であると認識しています。特に災害時相互応援協定を締結している自治体とは、平時から協議が可能であることから、今回の宇土市に対する職員派遣の経験を踏まえ、様々な被災状況を想定した具体的な派遣・受入れ計画を検討するなど、協定の即応性や実効性の向上に努めてまいります。

また、仮設風呂や簡易シャワーなどの入浴施設については、必要となる機材の特殊性から、自衛隊や民間事業者の協力が必要になることから、連絡体制の確認や訓練などを通じて、平時から連携強化を図ってまいります。今後もこれまでの災害対応や他自治体への職員派遣の経験を生かし、また、物資の備蓄・調達体制や人的支援の受入れ体制の充実を図り、発災後できるだけ早期に避難所の生活環境を整えられるよう取組を進めてまいります。

以上でございます。

○にしむた　勲副議長　西村議員。

○西村　敦議員　分かりました。市の認識している分散備蓄など、そういった課題についても分かりました。また、受援体制の考え方も伺いました。日頃からの連絡体制や連携強化が重要であると私も思います。また、気になっている報道もありました。支援物資は届いているものの、そこから先の末端までの運搬手段や仕分をする人的能力が足らず、結果、被災者まで行き届かないという課題が指摘されていました。その点も踏まえて、応援を受ける体制整備、受援体制の構築、これは大きな課題であると認識しています。大事なのは、日頃からの連携や訓練実施など、平時から備えを万全にしていくこと、また、いつ災害が来てもおかしくないという私たちの心の準備だとも思います。自助、共助、公助、それぞれに意識を高め、対応していくことを確認し、次に移りたいと思います。

次に、(4)災害廃棄物処理計画についてです。大規模災害後の報道などを見ていていつも気になるのが、大量の災害ごみと言われる災害廃棄物のニュースです。大量に積み上げられた仮置場の山、搬入待ちをするトラックの渋滞の列、そしてその周辺の環境劣化、私は大変に気になってしまいます。この課題につき、６年前に一度取り上げさせていただいていますが、近年の災害の頻発化と巨大化を考えると、改めて確認する必要があると考えております。市川市は災害廃棄物処理計画を既に策定していますが、いざ災害時には平常時のように計画どおり進まないのではないかという思いをどうしても感じてしまいます。

そこでまず、本市の計画の内容について、その概要を伺います。

○にしむた　勲副議長　環境部長。

○湯本明男環境部長　お答えいたします。

市川市災害廃棄物処理計画は、災害対策基本法及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律を踏まえたものであり、市川市地域防災計画を補完し、整合を図っております。本市では、平成24年３月に市川市震災廃棄物処理計画を策定し、災害時における建物被害等からの廃棄物対策に備えており、その後、策定された国の災害廃棄物対策指針や千葉県災害廃棄物処理計画との整合を図り、平成30年11月に市川市災害廃棄物処理計画として改定しております。計画における市や県などの主な役割といたしまして、市は災害廃棄物の処理体制の整備、県は国、県、市等との協力体制の整備に係る連絡調整、国は都道府県間の調整や災害時の専門家チームの派遣、財政支援

などとしております。災害時により発生した廃棄物の処理フローは、現場における廃棄物の撤去、分別、仮置場への搬入、保管、そして破砕等の中間処理を経て資源化、もしくは焼却や最終処分という流れになります。また、事前の備えとして、他自治体との相互援助協定のほか、京葉建設業協同組合、市川市清掃業協同組合、市川市資源回収協同組合、市川市清掃公社等ともそれぞれ協定を締結し、災害復旧作業に当たる人員や機材の提供、廃棄物処理やトイレの提供等について協力体制を取っております。このほかにも、令和６年10月には住友大阪セメント株式会社と災害廃棄物の処分や飲料水を除いた生活用水のほか、道路復旧等に用いる砂や砂利等の資材提供などについて、災害時における廃棄物の処理等の支援に関する協定を締結しております。災害廃棄物処理計画は、災害が発生する事前の備えとして、災害廃棄物の処理に関する基本的な考え方を示すものであり、実際の発災時においては、被災状況に応じて災害廃棄物処理実行計画を作成し、廃棄物の処理を実施いたします。発災直後は廃棄物の発生量を十分に把握できないこともありますが、廃棄物の発生状況等の全体像を示すためにも、災害廃棄物処理実行計画を作成し、被害状況を把握しつつ、廃棄物の処理を実施することとしております。

以上でございます。

○にしむた　勲副議長　西村議員。

○西村　敦議員　計画の概要については分かりました。その中で廃棄物の処理対応として、仮置場搬入という説明があったかと思います。多分私も含め、市民が一番心配し、不安に思うところだと思います。今回の熊本において、宇城市では仮置場が、仮置場４か所に加えて小規模の回収スペースを市内42か所に設置しました。災害ごみの搬入を分散させて混乱を回避するためで、設置は地震前から決めていたといいます。このような工夫も大変重要な観点かと思います。

そこで、仮置場の設置と円滑な収集について、市としてどのように考えているのか伺います。

○にしむた　勲副議長　環境部長。

○湯本明男環境部長　お答えいたします。

災害廃棄物処理計画で定めている仮置場の主な選定条件といたしましては、廃棄物の仮置きや重機作業のための必要な面積が確保できること、出入り車両の通行が容易な道路に接続していること、中長期にわたる使用、環境保全対策や安全対策が可能であることなどとしております。また、仮置場への災害廃棄物の搬入ルートにつきましては、原則として緊急活動道路等を使用することとしております。これらの条件を踏まえて、災害廃棄物処理計画では、公園、広場、スポーツグラウンド、公共施設等の駐車場、学校の校庭、公共または民間所有の未利用地等を候補地として例示しております。

なお、災害の種類や規模によって発生する廃棄物の種類は異なるものとなります。このため、災害廃棄物処理計画では、災害廃棄物の発生量について、推計方法や品目ごとの留意点なども示しており、これを基に具体的な処理作業を進める必要があると考えております。

以上でございます。

○にしむた　勲副議長　西村議員。

○西村　敦議員　公園、広場、スポーツグラウンド、公共施設等々ありました。大体のところは分かりましたが、場所についてはいろいろと想像がつきますが、どこにしてもそれぞれ課題があり、一長一短があるのかなというふうに思います。災害はいつ起こるか分からず、計画や仮置場の想定があったとしても、実際に機能しなければ意味がありません。

そこで再度伺いますが、計画の実効性をどのように担保しているのかについて伺います。

○にしむた　勲副議長　環境部長。

○湯本明男環境部長　お答えいたします。

実効性の担保につきましては、発災時速やかに仮置場を設置、運営できることが必要となるため、職員の知識・技能向上を目的として、令和６年度には机上訓練を、令和７年度には実地訓練を実施しております。７年度の実地訓練では、公共施設の駐車場におきまして、仮置場設営、搬入受付、車両誘導、荷下ろし作業対応までの一連の流れを訓練いたしました。なお、先月発生した令和８年８月千葉豪雨におきましては、市川市清掃業協同組合と締結しております災害発生時等における廃棄物の処理等に関する協定書に基づき、同組合との協力体制の下、廃棄物の収集、運搬を実施しております。今後も訓練の継続実施や実際の災害対応で得られる知見や改善点などを災害廃棄物処理計画へ反映し、発災時における対応につなげてまいります。

また、災害廃棄物処理計画や災害廃棄物に係る情報につきましては、「広報いちかわ」、市公式ウェブサイトなど様々な媒体や機会を捉えて市民周知を図ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○にしむた　勲副議長　西村議員。

○西村　敦議員　訓練が実施できていることについては理解しました。より精度を上げていっていただきたいと思います。さらに周知を進めるとのことで、いざ災害時に市民にとっても、このような計画があるということを知っているだけでも安心につながると思います。引き続き有事の際の実効性向上に努めていただければと思います。

次に移ります。次に、シェアサイクル事業についてです。

このシェアサイクル事業についてですが、議員になってから何回も質問してきた経緯があります。特に行徳地区では道路が平たんで、整備がされていることから、自転車の利用率が高く、多くの方が身近な交通手段として親しまれております。その中、いつでも誰でも気軽に自転車が借りられて自由に返せるというレンタサイクル事業を様々な自治体で展開していたことから、本市の導入について推進をしてまいりました。その後、本市としても紆余曲折を繰り返しながら展開していただきましたが、民間のシェアサイクルのサービスが急速に広まり、県内でも自治体への推進が進んだことから、本市への導入を強く求めてきた結果、令和４年９月から市有地にサイクルステーションを設置し、事業を開始されたと認識しております。時間の経過とともに徐々にサイクルステーションも増え、近所の公園や商業施設にも設置が進んでいると思います。御尽力されている関係者の皆様には感謝申し上げます。

そこで質問いたします。改めてシェアサイクル事業の導入までの経緯と事業開始後の利用状況、推移及びこれまでの市民の反応について伺います。

○にしむた　勲副議長　道路交通部長。

○磯部高志道路交通部長　お答えします。

本市のシェアサイクル事業は、市内外への移動手段の多様化による利便性の向上や、近隣各市で実施されているシェアサイクルネットワークとの連携を図ることを主な目的に、全国展開しているＯｐｅｎ　Ｓｔｒｅｅｔ株式会社と協定を結び、共同事業として令和４年９月17日から開始いたしました。事業開始直後の令和４年10月と直近の令和８年７月の１か月間を比較しますと、利用人数は約2,000人から約１万人と約５倍に増加しております。また、利用回数は約4,000回から約３万回と約7.5倍に増加しており、市民の移動手段の一つとして定着してきているものと認識しております。

次に、利用時間帯につきましては、８時台の利用が一番多く、次いで18時台が多いことから、通勤、通学での利用であることがうかがえます。また、利用者からは、最終バス以降に利用ができて助かっているなどのお声をいただいております一方で、利用者の増加に伴い、サイクルステーションや自転車ラックの拡充を望む声を数多くいただいております。

以上でございます。

○にしむた　勲副議長　西村議員。

○西村　敦議員　ありがとうございます。利用人数、利用回数については確認できました。大幅に増えているというのが分かります。これだけ増えているのは、サイクルステーションの設置場所の拡大を図ってきたこと、これが一番大きいと思います。

そこで、改めてステーション設置場所の拡充状況とその推移、そのうち民間事業者の設置への協力状況、その反応についてどのようなものがあったのかについて伺います。

○にしむた　勲副議長　道路交通部長。

○磯部高志道路交通部長　お答えします。

サイクルステーションは、当初、市の施設で24か所からスタートいたしました。その後、設置場所の拡充に努め、現在では市の施設が88か所、民間施設が56か所となり、合わせて144か所に設置されております。設置している民間施設の傾向といたしましては、コンビニエンスストアをはじめとした商業施設や学校施設などが多くなっております。民間施設への導入に際しましては、市民からの要望を運営事業者と共有し、運営事業者が設置に向けた協議を進めていくほか、民間施設からの問合せや照会により導入しているケースもあります。設置している民間施設からは、集客の期待のほか、地域貢献の側面から導入を決定したとのお声をいただいております。導入後、ラック周辺におけるごみのポイ捨てやラック外への駐輪などマナーに関する課題につきましては、運営事業者による巡回強化や臨時清掃などにより対応しております。

以上でございます。

○にしむた　勲副議長　西村議員。

○西村　敦議員　お伺いしました。設置場所についても、何と６倍になっているというのが分かりました。民間施設の拡充も顕著で、店舗に限らず学校施設なども多いことも分かりました。これだけサービスが拡大し、利用状況が増えていく中で、さらなる設置場所の拡充について、本市としてどのように考えているのか、また、東京都ではチャイルドシートをつけて子どもを乗せるタイプの自転車も導入が始まっているということです。そういったサービスが進んでいますが、本市としてどのように考えているのか。

また、千葉市などではバイク型モビリティーのシェアサービスを始めるなど、電動キックボードのような車種の導入、これも進んでいると認識しています。本市としてどのように考えているのか、併せて伺います。

○にしむた　勲副議長　道路交通部長。

○磯部高志道路交通部長　お答えします。

現在、市内全域にサイクルステーションの設置を目指し、順次、市内公共用地の調査を進めるとともに、市民から公共用地への設置要望があった際には、現地調査を行い、運営事業者と連携して拡充に努めております。設置場所の拡充に際しましては、利用されている移動経路などのデータを活用し、利用実態に合わせたものとなるようデータの提供を依頼するなど、運営事業者へ働きかけてまいります。

次に、チャイルドシート付自転車の導入事例といたしましては、東京都千代田区で令和５年２月から実証実験として事業展開をしております。このため、本格展開が可能かどうか、実験の経過を注視してまいります。

また、電動キックボードや電動サイクルなど新たなモビリティーを導入した自治体では、交通ルールの周知や市民マナーの向上が課題となっているとのことであります。このため、導入に当たりましては、これら課題解決の経過を注視するとともに、導入には慎重な検討が必要であると認識しております。

以上でございます。

○にしむた　勲副議長　西村議員。

○西村　敦議員　御答弁いただきました。市内全域に今後サイクルステーションの設置を目指すという方針であるということは分かりました。私は行徳にいますので、設置拡充の進捗状況が随時分かっているつもりでありますけれども、確かに市の北部ではまだまだ設置可能な場所や拡充が十分行き渡っているとは言えない状況かなというふうに思います。引き続き市内全域へのサービス拡充をお願いいたします。そして、事業を展開しているＯｐｅｎ　Ｓｔｒｅｅｔともぜひ定期的に情報交換をしていただきまして、本市の課題であるとか本市独自の特異性、そういったものを考察していただいて、今後の交通計画に役立てるなど、進めていただきたいというふうに考えますので、よろしくお願いします。今後のさらなる事業の拡充を期待しまして、次に移ります。

次に、行徳支所における機能拡充についてです。

行徳地区にお住まいの方は、市役所といえば当然のように行徳支所のことと考えています。市役所第１庁舎が完成して市民サービスが格段にアップした中で、行徳支所においてもサービスの向上は大変重要であります。ある意味、サービスの格差は最小限にするべきとも考えています。

そこで、まず(1)として、各種サービスにおける近年の改善状況と、その主な取組についてどのようなものがあるか伺います。

○にしむた　勲副議長　行徳支所長。

○小川広行行徳支所長　お答えします。

これまで利便性の向上といたしまして、市民課におきましては、呼出し番号のモニター画面を動画サイトでライブ中継するほか、手続の事前予約制の導入、第３土曜日にマイナンバーカードの臨時窓口を開設するといった取組を行ってまいりました。そのほか、駅に近いという支所の立地特性を踏まえまして、シェアサイクルステーションや宅配便ロッカーの設置を行い、地域における利便性の向上を図っているところでございます。また、令和７年度には障がいのある方が市川市に転入された際には、行徳支所にいながらビデオ通話形式で第１庁舎の職員と直接相談や手続ができる遠隔相談窓口を開設いたしました。

次に、スペースの活用といたしましては、行徳支所１階で市内事業者が作った健康に配慮したお弁当を販売するいちランチｉｎ行徳を開始し、本年９月７日からはバイパス側のスペースを活用いたしましてキッチンカーの出店を始めたところでございます。また、行徳支所内に第１庁舎及び第２庁舎の事業担当課が臨時出張カウンターを設置し、その時々で周知や相談、申請の受付、手続のサポートを行っております。今年度はデジタル地域通貨ＩＣＨＩＣＯに関しまして、アプリのインストールなどをサポートする窓口や、市営住宅の申込窓口を臨時的に開設しております。今後も引き続き市民の利便性の向上に努めてまいります。

以上でございます。

○にしむた　勲副議長　西村議員。

○西村　敦議員　御答弁いただきました。呼出し番号のライブ中継ですとか事前予約、マイナカードの土曜窓口等々、近年のサービス改善状況については確認をできました。

次に、昨年から始まった遠隔相談窓口について伺いますが、改めて窓口設置に至った経緯、その利用状況、そして評価はどうか。そして、今後の取り組み方について伺います。

○にしむた　勲副議長　行徳支所長。

○小川広行行徳支所長　お答えします。

まず、遠隔相談窓口を設置した経緯でございます。専門性が高く詳細な聞き取りが必要などの理由から、行徳支所では完結できない業務が一部ございます。その一例としまして、障がいを持つ方が本市に転入する際に、身体障害者手帳や療育手帳に係る手続につきましては、別途、第１庁舎で行う必要がございました。また、障害基礎年金につきましても、従来は行徳支所の職員が第１庁舎の職員と電話で確認を取りながら対応していたため、

来庁された方に長時間お待ちいただく状況が発生しておりました。そこで、行徳地区における福祉サービスの利便性の向上を図るため、令和７年11月より、行徳支所を訪れた方が第１庁舎の職員とビデオ通話形式で直接相談や手続ができる遠隔相談窓口を開始いたしました。

次に、利用実績につきましては、令和７年度では11月から３月まで６件の利用申込みがあり、その内訳は、身体障害者手帳の転入手続が５件と障害基礎年金に関する相談が１件でございました。今年度は４月から８月末現在で８件の申込みがあり、その内訳は、身体障害者手帳の転入手続が７件、療育手帳の転入手続が１件となっております。

利用者の評価につきましては、アンケートを実施し満足度や御意見を伺っており、総合的な満足度は５段階評価で平均４となっております。利用された方からは、体が不自由なので近くで手続ができてよかった、今後も機会があれば利用したいといった肯定的な御意見をいただいております。その一方で、画面からの指示が分かりにくかった、ブース内にペンや付箋などがあると便利といった御意見や御要望も寄せられているところでございます。今後は、転入手続につきまして相談や別途申請が必要な対象者に対し、より分かりやすく親しみのある案内チラシを作成するなど、周知を行ってまいります。

さらに、利用者からいただいた御意見を基に専用ブース内の環境等について必要な見直しを行うとともに、課題の洗い出しや検証を行い、サービスの改善を図ってまいります。

以上でございます。

○にしむた　勲副議長　西村議員。

○西村　敦議員　利用状況等、詳しく御説明をいただきまして、これについては理解をいたしました。さきの６月定例会で小山田議員が自治体情報システムの標準化の中で遠隔相談窓口の業務拡大を取り上げていましたが、私も同様に考えております。納税に関する相談であったり、障がいや介護に対するサービスの相談であったり、また、第２庁舎に配置されている部署においても市民が直接要望を伝えられる仕組みであったり、オンラインを活用することによって、より多くのきめ細やかな市民サービスの向上が見込めると思います。

そこで再度質問いたしますが、今後この対象業務を拡大していくことについて、どのように考えているのか伺います。

○にしむた　勲副議長　行徳支所長。

○小川広行行徳支所長　お答えします。

遠隔相談窓口の対象業務につきましては、他市の事例も参考にしながら、通信機器が整備済みである障がい者関連業務におきまして拡大の余地はないか、また、市民から多く寄せられる相談はどのようなものが多いのかといったことを調査し、市民の利便性のさらなる向上が図れるよう、関係部署と協議しながら拡充を検討してまいります。

以上でございます。

○にしむた　勲副議長　西村議員。

○西村　敦議員　分かりました。関係部署と協議ということなんですけれども、少しずつ広げていくという考えもあると思うんですが、一度全庁的に行政サービスの平準化について検討していただき、方向性を決めて進めていただきたい、このように思いますので、よろしくお願いしたいと思います。

次に、市民が気軽に利用できるフリースペースの充実についてに移りますが、新しくなった市役所第１庁舎におけるフリースペースが自習やテレワークなど広く学生や市民に利用され、好評を得ていることから、行徳支所でも導入できないか提案したところ、その後検討していただき、設置の運びになったと認識しております。しかしながら、広い第１庁舎の空間と比べて手狭なことや、ぴあぱーくやニコットなど新しい施設の開館もあり、市

民の認知度向上にはつながっていないというのがちょっと危惧をしているところです。

そこで質問いたします。行徳支所フリースペースの利用状況と現状がどうなっているのか。また、解決すべき課題や改善の余地があるのか伺います。

○にしむた　勲副議長　行徳支所長。

○小川広行行徳支所長　お答えします。

現在、行徳支所２階のボランティア・ＮＰＯプラザの隣に市民が自由に使えるフリースペースを設置しております。無料Ｗｉ－Ｆｉ環境として、ベンチのほか机や椅子を配置しており、打合せや勉強する学生、パソコンで作業する社会人の姿も見受けられているところでございます。また、１階で購入したいちランチのお弁当を召し上がっている方もおり、日々様々な用途で活用されております。令和６年度より、近年の猛暑への対策として、クーリングシェルター及び涼みどころとして活用し、今年度は熱中症対策の一環として、冷水機能を有する給水機を設置いたしたところでございます。

なお、フリースペースの場所が分かりにくいとの声がありましたことから、案内表示を廊下及び階段の壁面に複数掲示いたしました。また、パソコンやスマートフォンを利用する方が増えているため、充電用コンセントを複数用意したところでございます。今後も利用者の声を伺いながら、様々な活用を検討してまいりたいと思っております。

以上でございます。

○にしむた　勲副議長　西村議員。

○西村　敦議員　分かりました。ありがとうございます。新たに案内表示を掲示して廊下、階段に設置していただいたこと、さらに充電用コンセントも設置していただいたこと、これについては感謝申し上げます。そして、今後も利用者の声を伺いながら、様々な活用に取り組んでいくということでありました。それはそれでよろしいのですが、そこで今後の利用者の声をどのような手法で集めていくのか伺います。

○にしむた　勲副議長　行徳支所長。

○小川広行行徳支所長　今後、支所に来所される方々にアンケートを実施いたしまして、得られた御意見を集計、分析し、利便性の向上につなげてまいります。

以上でございます。

○にしむた　勲副議長　西村議員。

○西村　敦議員　さらなる利便性の向上になることを期待しております。クーリングシェルターという話も出ていましたが、この暑い夏の間の市民の居場所づくりについては、今後もさらなる需要が高まるというふうに思います。行徳支所の場合は隣接して行徳公民館があり、行徳図書館もあります。特に行徳公民館には数多くの部屋があり、その日によって使われていない空き部屋もあると思います。場合によっては、クーリングシェルターの拡大版として、関係部署と調整して開放するというのもいいのかなというふうに思います。フリースペース、公民館、そして図書館と、その用途と場所を市民が選択できるように、サービスが広がればいいなというふうに感じています。ぜひ一度検討のほど、よろしくお願いします。

次の質問として、やはり老朽化している行徳支所の外観とかも非常に気になっている点の一つであります。施設修繕のこれまでの主な実績と今後の予定について教えていただければと思います。

○にしむた　勲副議長　行徳支所長。

○小川広行行徳支所長　お答えします。

修繕の実績といたしましては、平成27年度に老朽化対策として外壁と屋上の改修及び防水工事を実施し、令和２年度には行徳公民館及び行徳図書館に設置されている防火シャッターの修繕を実施いたしました。また、令和

４年度には、同じく行徳公民館及び行徳図書館の非常照明器具を更新し、さらに、令和６年度には消火ポンプの修繕を実施して、安全機能の確保を図っております。

今後の予定といたしましては、今年度に公民館等を含んだ建物全体のうち行徳支所及び共有部分の照明を全てＬＥＤに交換することで、環境負荷の低減を図ってまいります。また、個室トイレにつきましても、洋式化することで利便性の向上を図ってまいります。

以上でございます。

○にしむた　勲副議長　西村議員。

○西村　敦議員　分かりました。今年度、照明のＬＥＤ化、そして個室トイレの洋式化ということで進めているということなので、それについては理解をいたしました。それでもまだまだ改修、修繕が必要な箇所も今後出てくると思います。この行徳支所については建て替えの方向性は示されておりません。今後、将来的にどうしていくのか、建て替えをするには大体何年先をめどとしていくのか、であれば、それまでどのように長寿命化を図っていくのか、ぜひ一度検討していただければというふうに思います。

あと、気になっているのが駐車場の部分であります。元立体式の駐車場部分が、なぜだか平置きで、今でもそのままになっているんですよね。非常に止めにくいという市民の声も届いています。ぜひこの駐車場の改善というのか改良も進めていただきたいというふうに考えますので、よろしくお願いいたします。

最後にもう１点ですが、行徳支所にも市民に愛着を持ってもらえるような、何か親しみやすい愛称ですとか通称をつけることも検討していいのかなというふうに思っています。さすがにぴあぱーく妙典ＣＯＣＯとかニコットとかは言いませんが、行徳支所という名前をずっと使っていくのはどうなのかなというふうに考えております。他市の事例などを参考にしますと、支所ではなく総合支所ですとか、総合センターとか、市民センター、まちづくりセンター、こんなのもあります。そしてまた町テラスとか、そういった名前をつけているところもあります。さらに公民館や図書館との複合施設を考えていくと、カフェなどを創設していただいて、市民がぶらっと立ち寄れるような、そういった安心したネーミングですとか空間のイメージ、こういったところで愛称をつけていただくのもいいのかなというふうに思います。ぜひ一度検討していただくことを切にお願いいたしまして、私の質問を終わります。ありがとうございました。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

○にしむた　勲副議長　この際、10分程度休憩いたします。

午後１時52分休憩

午後２時２分開議

○にしむた　勲副議長　休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第１一般質問を継続いたします。

太田丈之議員。

○太田丈之議員　無会派の太田丈之です。通告に従い一般質問を行います。よろしくお願いします。

本年のお米の買取り価格が大きく下がっています。農政調査委員会の９月10日時点の整理では、2026年産のＪＡ概算金は、昨年より60kg当たり１万円から１万2,000円程度低い水準。例えば千葉コシヒカリは60kg当たり１万8,000円。民間の成約事例では１万4,000円程度という例も出ています。一方、お米の生産にかかる費用、生産費は全国平均では１万6,000円程度ですが、この生産費は農家さんの規模によって大きく異なります。大規模になるほど生産費は安く、小規模だとお金がかかる。具体的に言うと、買取り価格が60kg１万4,000円だった場合、５haから10ha以上の比較的大きな農家なら黒字になる可能性はありますが、３haから５haでは約1,200円の

赤字、１haから３haでは約3,800円の赤字になります。日本の農家さんの81.5％が２ha未満なので、数でいえば大半の農家さんは、昨年はよかったので今年は赤字ということになります。それに加え、現状の慣行農法では、その生産過程で使われる肥料、農薬、燃料、農業資材などが海外からの輸入に依存しているものが大半であり、世界情勢や為替、物流の混乱などによって輸入が滞れば、国内の農業生産が即影響を受けるどころか、生産自体ができなくなる可能性があります。市川市は米の生産地ではありません。人口50万を抱える大消費地です。市川市民の食を守るため、食料安全保障という観点から、市川市が日本の農業を支える消費地自治体としての役割をもっと考える必要があると思います。

そこで、学校給食を起点とした米の安定確保と国内農業の振興について、順次お伺いいたします。

まず、市川市の学校給食における米の使用状況について。現在、市立小中学校などの学校給食において、年間どの程度のお米を使用しているのでしょうか。また、その米について、市川市産、千葉県産、その他の国内産など産地別の調達状況はどのようになっているかお伺いします。

○にしむた　勲副議長　学校教育部長。

○小林義行学校教育部長　お答えします。

令和７年度の米の購入量については、市立学校全校で約340ｔでございます。使用する米は地産地消を推進するため、千葉県産米としておりますが、喜多方市、西会津町、北塩原村との相互連携協定に基づく交流により、２か月分は会津産米を使用しております。

以上でございます。

○にしむた　勲副議長　太田議員。

○太田丈之議員　ありがとうございます。年間の使用量が約340ｔであり、この数字を市川市の学校給食が毎年支えることのできる水田の面積にしてみます。農林水産省によれば、令和７年産の千葉県の主食用水稲は10アール当たり収量がおよそ545kgとされています。340ｔをこの数字で計算すると約62ha、東京ドーム約13個分に相当する水田となります。市川市はお米の産地ではありませんが、学校給食だけで毎年およそ62haもの水田を支えられるだけの需要を持っているということになります。学校給食の米の購入を単なる食材調達としてでなく、日本の水田と米生産を支える農業政策、食料安全保障政策として位置づけたいと思います。ここで重要なのは、市川市が全くゼロから始める話でもないということです。市川市では、現在、基本的に千葉県産のふさこがね、粒すけなどを学校給食に使用し、３月と９月には自治体交流の一環として福島県産コシヒカリを使用するという取組を行っています。つまり、自治体間交流と学校給食での米の一括した需要という２つの基盤を市川市は既に持っているということになります。これをさらに発展させ、千葉県内をはじめとした米生産自治体と市川市が連携し、学校給食で一定量を継続的に購入する仕組み、例えば、生産自治体や生産者との間で、市川市の学校給食では年間これだけのお米を使いますという需要をあらかじめ示し、複数年にわたる安定的な調達につなげられることができれば、生産者にとっても安心して作付を続けられる環境づくりになります。

このように、学校給食を国内農業を支える安定した需要として位置づけることについて、市の考えをお伺いします。

○にしむた　勲副議長　学校教育部長。

○小林義行学校教育部長　お答えします。

本市では、千葉の食文化の理解や児童生徒の郷土愛を醸成するという教育的観点から、地産地消の推進に取り組んでおり、地場産物の使用を積極的に進めています。また、学校給食に使用する米は、千葉県産米を安定的に納入できるようにするとともに、地域経済の面からも、市内の米店で構成される市川市米穀小売商組合より購入しております。今後もこうした地産地消の推進や、現在の市内事業者との連携をしっかりと継続してまいりたい

と考えております。

以上でございます。

○にしむた　勲副議長　太田議員。

○太田丈之議員　ありがとうございます。地産地消の推奨については、地域を守る基本であり、大変重要な取組だと認識をしております。一方で、リスク回避という観点から私が注目をしているのは、全国の生産地と消費地を結ぶ取組である米がつなぐ自治体間農業連携首長協議会、いわゆるコメサミットとなります。市川市は米の生産地ではありませんが、生産地が安心して米を作るためには、継続的に買う側が必要となります。本市は人口も大きく、多くの児童生徒が毎日学校給食を利用する大消費地です。本市のような大消費地がこの仕組みに参加することによって、より多くのお米農家さんが安心してお米を作ることができるということになります。

そこで、市川市が消費地自治体としてコメサミットへ参加し、米生産自治体との連携を進めることについて、市の見解を伺います。

○にしむた　勲副議長　経済観光部長。

○高橋一三経済観光部長　お答えします。

米がつなぐ自治体間農業連携首長協議会、通称コメサミットは、令和８年５月に大阪府泉大津市長が発起人となり設立されたもので、米の生産地として12自治体、消費地として３自治体が参加しております。このコメサミットの活動計画では、米の生産拡大、消費拡大を図るため、日常的な消費機会の創出に取り組むこととしており、「米を食べる」、「米を知る」、「米で繋がる」といった３つの柱を軸とした取組を推進しております。

まず１つ目、「米を食べる」では、学校給食や子育て応援等を通じた自治体の出口を活用した日常的な消費機会の創出、２つ目の「米を知る」では、子どもの食育や農業体験等を通じた米の価値の再認識と次世代への継承、３つ目の「米で繋がる」では、生産地と消費地の直接連携による継続的な供給体制や地域ごとの食料安全保障の構築、米を起点とした新たな社会の循環の創出となっております。これらの取組により、消費が生産を支え、生産が消費に応える循環を生み出し、日本の食と農の持続可能性を高めていくという趣旨が示されていることは認識しているところです。今後も同サミットの活動について注視するとともに、参加自治体による具体的な取組などについて情報収集してまいります。

以上でございます。

○にしむた　勲副議長　太田議員。

○太田丈之議員　ありがとうございます。ぜひ検討をお願いします。

次に、食料安全保障について伺います。現在、日本の食料自給率は約38％、お米単体では100％を超えていますが、だから大丈夫かというと、全然そんなことはなくて、日本国内で米を作っていても、肥料、燃料、農業資材などを海外に大きく依存しています。結果、国際情勢や物流が混乱した際には、お米の生産にも大きな影響があって、場合によってはお米が作れなくなります。そこで、地域資源を活用した肥料、堆肥、米ぬか、もみ殻などの循環利用や、化学肥料、農薬への依存を段階的に減らす農業を行う有機栽培、あるいは自然栽培の生産者との連携について、本市としてどのように考えるか、見解を伺います。

○にしむた　勲副議長　学校教育部長。

○小林義行学校教育部長　お答えします。先ほども答弁いたしましたが、本市では、学校給食において地産地消の推進に取り組んでおり、使用する米につきましても、市内の米店で構成される市川市米穀小売商組合を通じまして千葉県産米を購入しているところでございます。この米につきましては、県内から幅広く集められているものであり、こうした県内産米を供給していただく中で、個別の農法などについて市が関与することにつきましては、安定的な供給への懸念が生じるものと考えております。

以上でございます。

○にしむた　勲副議長　太田議員。

○太田丈之議員　ありがとうございます。それでは、地産地消の取組の一環として市川市米穀小売商組合を通じてで結構ですので、千葉県産の有機米、自然栽培米を購入し、給食で使用することはできないでしょうか、見解を伺います。

○にしむた　勲副議長　学校教育部長。

○小林義行学校教育部長　お答えします。

県内で栽培されております有機米により給食を提供することにつきましては、有機米の生産量が少なく、流通量にも限りがあることから、安定して給食を提供するための供給量が確保できず、困難な状況であると認識しております。このことは、現在、学校給食用の米を購入している市川市米穀小売商組合にも確認を行っており、組合側から、取扱いができないとの回答がなされているところでございます。

以上でございます。

○にしむた　勲副議長　太田議員。

○太田丈之議員　ありがとうございます。有機米の生産量が少なく、流通量にも限りがあることから、安定して給食を提供するための供給量が確保できないということなんですけど、決して100かゼロかということではなくて、部分的に慣行栽培から減農薬のお米だったりとか有機栽培、自然米という段階を設けて、供給量や価格を見ながら、少しずつ環境負荷や海外資材への依存を減らしていくという方法をぜひ取ってみていただきたいと思うんですけれども、例えば、まず全体の１％、３ｔ程度、一部の学校で有機栽培米を使うとか、あるいは、世田谷とかがやっていますけども、年に何回か有機栽培米を全校で使う、そのような形で導入することは検討できませんでしょうか、見解をお願いします。

○にしむた　勲副議長　学校教育部長。

○小林義行学校教育部長　お答えします。

本市といたしましては、地元農産物を活用した地産地消による食育の教育的意義を重視しております。繰り返しの答弁となりますが、千葉県内の有機米につきましては、学校給食への安定的に供給するための物量が確保できず、現時点での導入は困難な状況であります。

以上でございます。

○にしむた　勲副議長　太田議員。

○太田丈之議員　状況は分かりました。そうは言うものの、千葉県内でも有名ないすみ市とか、実際に有機米100％で給食を運用しているところもありますので、今後もぜひ検討をお願いしたいと思います。

次に、食育について伺います。子どもたちは毎日のように御飯を食べています。しかし、誰が作っているのか、どのように作られているのか、田植から収穫までどれほどの時間が必要なのか、農家がどのような課題を抱えているのか、そこまで知る機会は決して多くありません。そこで、米生産自治体や農家と学校を結び、田植、稲の成長、稲刈り、精米、そして給食で食べるところまでを１つの食育プログラムとして学ぶ取組を提案したいと思います。こうした米生産者との交流を学校教育に取り入れることについて、本市の見解を伺います。

○にしむた　勲副議長　学校教育部長。

○小林義行学校教育部長　お答えします。

本市では、児童生徒が自ら食について学び、望ましい食習慣や感謝の心を育むために、各学校が食に関する指導の全体計画を児童生徒の実態に合わせて作成し、食育を推進しております。小学校低学年の生活科の授業では、給食食材になるトウモロコシの皮むき、ソラマメのさやむき、枝豆のさやもぎ等、旬の食材に直接触れる体

験活動を通じて、食への興味、関心を高める指導を行っております。中学年の社会科では、地域の農業である梨農家の仕事を学び、見学や授粉作業等の体験を行い、高学年では、稲作体験を通じて広く日本の農業への理解を深めるとともに、食料生産について学んでいます。日々の給食では、七夕や節分、ひな祭りといった日本の伝統行事に合わせた行事食を提供し、献立表や校内放送で案内するほか、栄養士と教員が連携した授業などを通じて、その由来や文化的な意味を子どもたちに伝えています。また、市川産の梨、市川トマト、生ノリなどの地場産物を積極的に取り入れた給食を通じて地産地消の食育を推進し、食への理解を深めるとともに、地域の食文化に対する関心を高める取組も進めています。このように学校給食を生きた教材として活用し、様々な場面で食育に取り組んでおります。

以上でございます。

○にしむた　勲副議長　太田議員。

○太田丈之議員　ありがとうございます。既にいろんな形で取組が進んでいると。特に市川ならではの取組をされているということで、本当にありがとうございます。

次に、防災について伺います。本市では市民の皆さんに、家庭でできる備えとしての食品のローリングストックを推奨しています。市としても米生産自治体から購入した米の一部を一定期間備蓄し、その後、学校給食で使用して新しい米と入れ替えるローリングストックの仕組みを検討していただきたいと思っています。平時には学校給食、いざというときには市民の食糧、この２つを組み合わせることによって備蓄食品の廃棄削減にもつながる可能性があります。学校給食用米と災害備蓄米を連携させることについて、市の見解を伺います。

○にしむた　勲副議長　危機管理監。

○今井　隆危機管理監　お答えします。災害時のために生の米を備蓄して活用するためには、保管方法や調理方法に課題がございます。まず、衛生面や品質を保持するためには、高温多湿を避ける技術や設備、専用の保管スペースの確保などが必要となります。また、米の炊飯には水とガスなどの熱源も必要であることから、市では、ガスや電気が使用できない場合でも水で御飯を作ることができ、長期間保存が可能なアルファ化米を現在７万4,000食、重量にしますと7.4ｔを備蓄しております。

以上でございます。

○にしむた　勲副議長　太田議員。

○太田丈之議員　ありがとうございます。確かにそのとおりで、災害時に米だけあっても食べられないんですけど、今回の地方自治体でのローリングストックは、災害がなくてもお米が入手できない事態を想定しています。昨年も一昨年もお米が店頭に並んでいないということが現実に起こっている。今後、同様の事態がないとは言い切れないというか、農家さんの数が激減している中、このリスクはますます高まっていると思っていて、まず給食用のお米をしっかり確保するという意味でも有効ではないかなと思っております。今後ちょっと検討をお願いしたいと思います。

では、現状、学校給食で使うお米はどのような流通で、どの程度の在庫があるのかお聞かせください。

○にしむた　勲副議長　学校教育部長。

○小林義行学校教育部長　お答えします。

学校給食で使用する米は週に１回搬入することになっており、一定の量が学校内で保管されている状況です。しかしながら、災害時の食糧供給につきましては、電気、ガス、上下水道の供給が停止してしまうことも想定されることから、学校給食用の米を被災者等への食糧供給の手段として位置づけることは困難であると考えております。災害時においては、先ほど危機管理監から答弁いたしましたとおり、学校の敷地内に備蓄されておりますアルファ化米などの食糧により対応することとなります。

以上でございます。

○にしむた　勲副議長　太田議員。

○太田丈之議員　ありがとうございます。各学校に１週間程度の在庫はあるという感じだと思いますけれども、どの程度が適切かということになるとは思います。備蓄には物理的な限界もありますし、規模が大きくなればなるほどお金もかかります。なかなか市での備蓄が難しいということになってくると、今度は各自治体間での連携が必要だなと思っています。先ほど答弁いただきましたコメサミットなどを通じて、日頃から関係を構築した米生産自治体と災害時の食糧供給について協定を結ぶことも考えられます。市川市が被災した際には、生産地から米を供給していただき、生産地が被災した際には市川市から必要な支援を行う。平時は学校給食のお米を供給してもらうことなどでつながって、非常時には互いに助け合う。このような関係が望ましいと思いますが、こうした米生産自治体との災害時食糧供給ネットワークの構築について市の考えをお伺いします。

○にしむた　勲副議長　危機管理監。

○今井　隆危機管理監　お答えします。

米の生産地をはじめとする全国の自治体と災害時の相互応援協定を締結することは、広域連携による防災力の強化として有効であります。大規模災害時には国や県からの支援に加え、本市は必要な物資を相互応援協定の締結自治体や民間事業者などに要請することができる体制を構築しております。本市が締結している自治体間協定においては、職員派遣や飲料水を含む必要な物資の支援を要請できる内容となっており、千葉県内の全市町村をはじめ宮城県加美町、福島県喜多方市、岡山県総社市、熊本県相良村など、米の生産が盛んな自治体もあります。そのほか市川市米穀小売商組合連合会やＪＡいちかわ、大手スーパーと物資供給に関する協定を締結しており、災害時には米だけでなく、あらゆる物資の支援要請が可能となっております。

以上でございます。

○にしむた　勲副議長　太田議員。

○太田丈之議員　ありがとうございます。今回私が提案をしているのは、単に学校給食のお米を替えてくださいということだけではなく、本当は、まず子どもたちにはもっと体にいい、健康にいいお米を食べてもらいたいんですけど、質の問題はともかく、学校給食という市川市が持っている大きな需要を使って、日本の農業を支える仕組みをつくれないかというか、そこを何とかさせていきたいという思いがあります。市川市はお米の産地ではありません。しかし、作れないから何もできないのではなくて、食べることで農業を支えることはできます。市川市の子どもたちが食べる、農家が安心して作る、そして子どもたちが農業を学んで地域資源を活用する農業を応援する、そして災害時には自治体同士で助け合う。このような市川がモデルになって進めるということはできると思います。その入り口として、先ほどの、しつこいですけどコメサミットへの参加を具体的にまず検討していただきたいのと、そして今回御答弁いただきました教育委員会さんだけではなく、農業、経済、防災、環境などの関係部署を含め、学校給食を起点とした食料安全保障について、庁内で連携して検討すること、この２点をぜひ進めていただきたいと思います。

近い将来、このままではお米も海外に依存することになります。子どもたちが大人になった10年後、20年後にも、日本の田んぼで作られたお米を当たり前に食べられる環境を残したい。市川市が消費するだけではなくて、食べることで日本の農業を支える、そういう自治体になれたらいいなと思っています。本来、国が守っていくことであることは重々承知です。ただ、このまま国にお任せしていては、米農家さんは田んぼを守ることができないので、コメサミットをはじめ地方自治体の連携で日本のお米を守る。

今回はなかなかかみ合いませんでしたが――今回だけでないんですけど、ぜひ学校給食のお米について、子どもたちがこれから安心してお米が食べられるよう、将来を見据えた上での取組として各施策を進めていただくよ

う、これからもよろしくお願いいたします。

次に進みます。大項目の２つ目、保健行政について伺います。

予防接種は感染症の発症や重症化を防ぎ、市民の生活と健康を守るために行われてきました。一方で、ワクチンも医薬品である以上、効果だけでなく副反応があり、また、新しい技術を用いたワクチンについては、承認後も継続して安全性や有効性を確認していく必要があります。特に近年は新型コロナワクチンで広く知られるようになったメッセンジャーＲＮＡ技術が季節性インフルエンザワクチンにも応用され始めています。また、子どもの予防接種については、乳幼児から多くのワクチンが定期接種として実施されています。子ども自身が十分な医学的判断をすることが難しいからこそ、保護者に対して、疾病そのもののリスク、ワクチンによって得られる利益、副反応、健康被害救済制度まで含めた情報提供が必要だと考えます。重要なのは、何を何のために接種するのか、どの程度の利益が期待できるのか、どのような不利益が考えられるのか、まだ分かっていないことは何なのかについて、市民が十分な情報を得た上で判断できる環境を行政が整えているかということです。

そこで、１、メッセンジャーＲＮＡ技術を用いたインフルエンザワクチン、２、子どもへの予防接種、この２つの観点から本市の予防接種行政について伺います。

(1)メッセンジャーＲＮＡ技術を使ったインフルエンザワクチンについて。メッセンジャーＲＮＡ技術を利用した季節性インフルエンザワクチンの開発が世界中で進んでいます。米国では2026年８月、50歳以上を対象としたメッセンジャーＲＮＡインフルエンザワクチンが承認をされました。日本でもこの技術を利用したインフルエンザワクチンの研究開発が進められています。

そこで伺います。本市はメッセンジャーＲＮＡインフルエンザワクチンの国内外における開発・承認状況についてどのように把握しているのでしょうか、お伺いします。

○にしむた　勲副議長　保健部長。

○横山京子保健部長　お答えいたします。

現在国内で承認されているインフルエンザワクチンは、不活化ワクチンと生ワクチンのみであり、メッセンジャーＲＮＡ技術を用いたインフルエンザワクチンの承認や開発に関する厚生労働省からの通知はありません。国外については、アメリカ合衆国で開発され、今年８月に承認されたとの報道があります。

以上でございます。

○にしむた　勲副議長　太田議員。

○太田丈之議員　ありがとうございます。海外で行われた大規模臨床試験では、メッセンジャーＲＮＡインフルエンザワクチンは、従来のワクチンと比較してインフルエンザ発症を減らす結果が示されています。これは新しい技術のメリットとして評価するべき情報です。一方で、発熱、倦怠感、頭痛、筋肉痛などの接種後反応は、従来型よりも多く確認をされています。現時点ではメリットもデメリットも従来型よりも大きいということになります。新しいワクチンを市民へ案内する際、有効性が高かったという情報だけではなく、副反応や接種後反応についても従来型との比較を示すことが公平な情報提供であると思われます。例えば、効果が何％高いという情報と発熱が何％出る、倦怠感が何％発生するという情報を同じ資料に掲載する。市民自身がメリットとデメリットを比較できる情報提供にすることが重要だと考えますが、本市の見解を伺います。

○にしむた　勲副議長　保健部長。

○横山京子保健部長　お答えいたします。

一般的に定期接種で新たなワクチンが使用される場合には、国から示される情報に基づき、ワクチン接種をお知らせする個別通知などで有効性や副反応に関する情報を適切に提供しています。

以上でございます。

○にしむた　勲副議長　太田議員。

○太田丈之議員　ありがとうございます。次に選択について伺います。仮に従来型インフルエンザワクチンとメッセンジャーＲＮＡ型インフルエンザワクチンの双方が使用可能になった場合、新しい方式を希望する人もいれば、長期間使用されてきた従来型を希望する方もいると思います。

そこで、複数の製品が使用可能な場合には、接種前に製品名、製造会社、ワクチンの種類、製造方式について本人が確認できるようにするとともに、可能な限り本人が選択できる環境を整えるべきだと考えますが、本市の見解をお伺いします。

○にしむた　勲副議長　保健部長。

○横山京子保健部長　お答えします。

インフルエンザワクチンの定期接種については、国が示す資料を基にワクチンの違いなどについて、本市では全ての接種対象者にお知らせしています。予防接種は接種を希望される方に対して行うものであり、強制ではないことから、ワクチンの選択についても、かかりつけ医と相談の上、それぞれ決定していただくものと考えています。

以上でございます。

○にしむた　勲副議長　太田議員。

○太田丈之議員　ありがとうございます。選択の参考になるかと思って、現行のインフルエンザ予防接種とメッセンジャーＲＮＡコロナ予防接種で重篤な副反応疑い報告を比較しました。100万接種当たり従来型インフルエンザが5.9件、メッセンジャーＲＮＡ、これはコロナワクチンですけど9.4件で、メッセンジャーＲＮＡワクチンのほうが約1.5倍多いという数字が出ました。ただし、インフルエンザは2009年のデータしかなくて、コロナは始まったのが2021年で、2022年から2023年のデータしかなかったんですね。これだけで比較はちょっと危険なんですけど、先ほどの答弁のとおり、かかりつけのお医者さんに相談するというのもいいと思うんですけど、ただ、どのワクチンを使うかとか、どのワクチンを仕入れるかというのは、各医療機関の裁量で、もう先生方が決めるんですね。そうすると、どこの医療機関に行っても全てのワクチンがそろっているということではないので、もし打ちたいワクチンがある方は希望どおりのワクチンを接種できるように、市のホームページにどの医療機関がどのワクチンを採用しているか、情報をぜひ掲載していただきたいと思います。よろしくお願いします。

次に、(2)子どもの定期予防接種に関する情報提供について伺います。現在、本市ではロタ、Ｂ型肝炎、５種混合、小児肺炎球菌、ＢＣＧ、ＭＲ、水痘、日本脳炎、二種混合、ＨＰＶなど多くの定期予防接種を実施しています。

そこで、まず出生から18歳までの間に本市が定期接種として実施しているワクチンについて、ワクチンの種類の推移、対象年齢、標準的な接種回数、年間の接種件数についてお伺いします。

○にしむた　勲副議長　保健部長。

○横山京子保健部長　お答えいたします。

定期接種のワクチン数は、対象とする疾病の数に合わせ増加しており、20年前は５種類、10年前は７種類、現在は８種類となっています。接種するワクチンや回数は性別や接種を開始する年齢、ワクチンの種類により異なりますが、年代別では、１歳までの乳児期のワクチンは５種類で、接種回数は十二、三回、１歳から６歳の幼児期のワクチンは５種類で、接種回数は９回、７歳以降の学齢期のワクチンは二、三種類で、接種回数は２から５回であり、いずれも免疫が未熟な子どもが感染症による重症化や後遺症等を予防するため必要な接種とされています。

以上でございます。

○にしむた　勲副議長　太田議員。

○太田丈之議員　ありがとうございます。対象ワクチンの種類は５から８。ただ、回数だと10回から25回、２倍強に増えていて、それまでのルールだと、接種間隔を守っていたのでは間に合わないんですよ。間に合わないので、2020年10月にルールが変わり、それまで生ワクチンは27日以上、不活化ワクチンは６日以上と間隔を空けましょうということになっていたんですけども、それが原則として制限が廃止されました。さらに、複数のワクチンを同じ日に接種する同時接種も認められ、同じ日に両手両足４本同時接種ということもオーケーとなりました。私はさすがに大丈夫かなと、ちょっと子どもの体に負担がかかり過ぎではないのかなと心配をしておりますが、日本小児科学会では、2026年６月に改訂した見解で、複数ワクチンの同時接種について、ワクチン同士で有効性を損なう干渉は認められず、有害事象、副反応の頻度は上がることはないとはされています。予防接種を判断するためには、ワクチンの情報だけでは十分ではありません。まず、何を防ぐために接種をするのか理解をする必要があります。例えば感染した場合の発症率、入院率、重症化率、後遺症、死亡リスクなどです。

そこでお伺いします。本市ではそれぞれの定期接種について、対象となる疾病が子どもにどの程度のリスクをもたらすのか、保護者が理解できる形で情報提供をしているのでしょうか、本市の見解を伺います。

○にしむた　勲副議長　保健部長。

○横山京子保健部長　お答えします。

子どもを対象とした定期接種については、ワクチン接種の対象者全員に対し、病気に罹患した場合のリスクやワクチンの効果、副反応に関する情報をまとめた冊子を配布し、情報提供を行っています。

以上でございます。

○にしむた　勲副議長　太田議員。

○太田丈之議員　ありがとうございます。保護者が予防接種をする判断材料となる情報を冊子でということですけれども、具体的にどのようなタイミングで情報提供しているのか伺います。

○にしむた　勲副議長　保健部長。

○横山京子保健部長　お答えします。

定期接種は生後２か月から始まることから、出生届の提出の際に予防接種に関する冊子をお渡ししています。このほか、市公式ウェブサイトや個別通知などにおいても、予防接種に関するワクチンの種類や副反応などについて情報提供を丁寧に行っています。

以上でございます。

○にしむた　勲副議長　太田議員。

○太田丈之議員　ありがとうございます。子どもの場合は保護者による判断が重要です。しかし、中学生や高校生など、医療行為の意味を一定程度理解できるような年齢になれば、本人の意思も尊重する必要があると思います。例えばＨＰＶワクチンについて、保護者だけではなく接種を受ける本人に、何を予防するワクチンなのか、どのような利益が期待できるのか、そしてどのような副反応があるのか、接種後に体調が悪くなった場合にはどこに相談するのかを年齢に応じた言葉で説明する必要があると思いますが、本市の見解を伺います。

○にしむた　勲副議長　保健部長。

○横山京子保健部長　お答えいたします。

予防接種法に基づく予防接種実施規則では、被接種者または保護者に対し適切な説明を行い、同意を得ることとされており、本市では、ＨＰＶワクチンの個別通知に厚生労働省が作成した保護者と子どもに向けたリーフレットを同封しています。また、同規則では、接種するときに被接種者が16歳以上であれば本人の同意が必要であり、16歳未満の場合は保護者の同意が必要とされていますが、12歳頃からは予防接種の説明が理解できるように

なるため、保護者の同意があっても本人の同意がない場合は、子どもの意思を尊重し、無理に接種を行わない運用となっています。

以上でございます。

○にしむた　勲副議長　太田議員。

○太田丈之議員　ありがとうございます。４枚ぐらいのこれがＨＰＶワクチンのリーフレットなんですけど、このリーフレットには、効果はもちろん、リスクもしっかりと記載をされています。コロナワクチンのときには、ごくまれにとか、極めてまれにとかという表現になっていましたけども、ＨＰＶワクチン、今現行の９価ワクチン、シルガードというやつですけど、接種後の重篤な副反応報告頻度は１万人当たり約２人と書いているんですね。先ほどのメッセンジャーＲＮＡコロナワクチンの重篤の副反応の数字は100万接種当たり9.4件なんですよ。ＨＰＶワクチンは１万人当たり２人。ちょっと桁が違います。これだけで20倍の副反応が出ている。重篤な副反応が出ている。このＨＰＶワクチン、2013年４月に定期接種になって、その後、2013年６月、副反応の頻度がより明らかになって国民に適切な情報提供ができるまでの間、定期接種を積極的に勧奨すべきではないと厚労省が判断。各地方自治体に接種を積極的に勧奨しないよう通知した経緯があります。その後、2022年４月、積極的勧奨が約９年ぶりに再開。副反応は収まっているものだと思ったら、決してそんなことはありませんでした。重篤な副反応報告が１万人当たり２人。巨人戦で東京ドームが満員になったら、毎試合10人、重篤な副反応で通常の生活ができなくなる。学校に行けなくなる。就職することもできなくなる。でも、１万人に２人だから、多分あなたは大丈夫です、どうぞどうぞ、そうやって言われているような状況だと僕は思います。12歳から16歳の女の子全員が、そんなワクチンを自治体から接種するように勧められている。このリーフレットには、今まで使われていた２価ワクチン、４価ワクチンの重篤な副反応報告件数は、１万人当たり約５人だったという記載もちゃんと載っているんですけど、それと比べたら大分重篤な副反応は減りましたから、どうぞ安心してくださいということでしょうかね。

先日、このＨＰＶワクチン被害者の女性２名にお会いする機会がありました。２人とも歩くことができません。誰とは聞きませんでしたが、国会議員の方から、最大多数のための少数犠牲だから仕方がないと公然と言われたそうです。彼女たちが望むのは、お金じゃなくて元どおりの体と、そして今後も接種勧奨を続けるのであれば、副反応の治療法をちゃんと確立してくださいと、この２点と言っていました。メッセンジャーＲＮＡコロナワクチンのときと違って、このＨＰＶワクチンのこのリーフレットにはしっかり記載があります。１万人に２人。対象となる12歳から16歳の女の子がこのリーフレットをよく読んでワクチンを打つか打たないか判断すること、そして、ワクチンを打たないで定期健診をしっかり受けるという選択肢もあるということを知って、自分自身で納得のいく判断ができるようしっかりと周知いただくことを希望します。よろしくお願いします。

次に、接種後について伺います。予防接種行政は接種したところで終了ではありません。接種後に体調不良を訴える子どもがいた場合、その声を受け止め、必要な医療につなぎ、必要であれば健康被害救済制度につなぐことも行政の役割です。

そこで、18歳未満の市民から予防接種後の体調不良などに関する相談がどの程度寄せられているのかお聞かせください。

○にしむた　勲副議長　保健部長。

○横山京子保健部長　本市で把握できる健康相談についてお答えします。

令和７年度の実績は、国の健康被害救済制度の利用に係る相談が４件、副反応疑い報告に係る相談が２件、合わせて６件の相談となっています。

以上でございます。

○にしむた　勲副議長　太田議員。

○太田丈之議員　ありがとうございます。では、次に予防接種健康被害救済制度への申請件数、認定件数を伺います。

○にしむた　勲副議長　保健部長。

○横山京子保健部長　お答えいたします。

本市において18歳未満の方を対象に行う予防接種の件数は、例年10万件前後となっていますが、健康被害調査委員会を開始した平成６年から昨年度までの32年間での申請件数は34件で、このうち31件が認定されています。

以上でございます。

○にしむた　勲副議長　太田議員。

○太田丈之議員　健康被害調査委員会における調査後、国による審査が行われることになりますが、その結果について本市は把握しているのでしょうか。重症度などの被害の程度について把握している場合は、その内容についてお伺いします。

○にしむた　勲副議長　保健部長。

○横山京子保健部長　お答えします。

国の認定後、結果が市に通知されますが、認定された場合に給付される医療費や障害年金、死亡一時金などの内容は示されることとなっていますが、重症度など健康被害の程度については示されておりません。

以上でございます。

○にしむた　勲副議長　太田議員。

○太田丈之議員　ありがとうございます。今回これ以上の詳細は伺いませんが、本市においても障がいが残ってしまった方、お亡くなりになった方がいらっしゃるようです。国には予防接種健康被害救済制度があります。また、本市には独自のワクチン健康被害見舞金制度があります。これらの制度を健康被害が起きてから初めて知らせるのではなく、接種前から知らせることが重要だと考えます。ワクチンには感染症を予防する利益がありますという説明と、万が一健康被害が疑われる場合にはこのような相談救済制度がありますという説明はセットで行うべきだと思いますが、本市の見解を伺います。

○にしむた　勲副議長　保健部長。

○横山京子保健部長　お答えいたします。

健康被害救済制度については、基本的に接種対象者全員に対し、出生届の際に配布する冊子や個別通知において周知しているほか、市公式ウェブサイトでもお知らせしています。また、接種後の副反応等に関する説明や相談については、接種した医療機関で対応することが多いことから、契約医療機関に対しても、副反応や健康被害救済制度に関する資料を送付しています。これらの周知と併せて、予防接種は希望する方に対して実施するものであり、強制ではないこと、あるいは効果や副反応などについて十分に理解した上で接種を判断していただくことについても周知しています。本市では、市長の提案により独自に実施している健康被害見舞金制度があることから、周知や相談体制を充実させ、健康被害の救済に努めています。

以上でございます。

○にしむた　勲副議長　太田議員。

○太田丈之議員　ありがとうございます。ワクチン政策については、今のところまだ強制されているものではなく、自分自身で打つ打たないを選択することができます。この10月から65歳以上の方を対象に新型コロナワクチンの定期接種も始まります。2026年３月31日報告分までで、このコロナワクチンの副反応疑い報告件数は、副反応報告者数が６万7,000人以上、死亡者が2,318人、史上最大の健康被害です。市民の皆さん一人一人が納得のい

く選択ができ、より充実した人生を送ることができるよう、より一層の情報提供、サポートをよろしくお願いいたします。

以上をもちまして私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○にしむた　勲副議長　この際、暫時休憩いたします。

午後２時53分休憩

午後３時25分開議

○大久保たかし議長　休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第１一般質問を継続いたします。

石原たかゆき議員。

〔石原たかゆき議員登壇〕

○石原たかゆき議員　創生市川・自民党の石原たかゆきです。通告に従いまして初回総括２回目以降一問一答で質問いたします。

まず最初に冒頭、質問の取下げをお願いいたします。大問２つ目、中学校ブロック学校運営協議会の設置についての(6)先行している塩浜学園、東国分爽風学園、信篤三つ葉学園の学校運営協議会の実践との関係については、ヒアリングでよく分かりましたので、取り下げます。どうぞよろしくお取り計らいください。

○大久保たかし議長　はい。

○石原たかゆき議員　それでは、学校運営支援事業について伺います。

学校運営支援事業につきましては、それぞれの学校が抱える学校課題に対し独自の取組を実施することと、具体的には学校や地域の特性を生かした取組や教職員の働き方改革を推進するための取組を行うための経費として、各学校30万円の予算を配当されたと承知しております。また、先順位者への答弁により、令和７年度の主な取組内容としては、特色づくりの取組として、外部から講師を招いた講演会やサツマイモ栽培など、働き方改革の取組としてプール清掃や側溝の清掃、校内電話の設置などが行われたと理解しました。そこで、さらに詳しく伺います。

まず、(1)として令和７年度の実施状況と予算額、執行率、小中別の働き方改革と特色づくりの割合及び分析した結果について伺います。

次に、２として判明した課題と事業の見直しについて。令和７年度の実施状況から判明した課題、また短期的に見直した点について伺います。

次に、３として今後の展開について。事業効果を検証した結果と中長期的な方向性について伺います。

続いて、中学校ブロック学校運営協議会の設置について伺います。

中学校ブロック学校運営協議会の設置につきましては、令和８年度の教育振興重点施策の一つとして挙げた中学校卒業まで学びの連続性の全校展開に沿い、これを進めるための小中一貫した学校体制を支える体制の活性化の具体的な施策と承知しております。学校運営協議会は、学校の基本方針を承認し、運営や教職員配置に意見を述べることで、学校と地域が協働してよりよい学校をつくるための法定の仕組みと理解しておりますが、中学校ブロック運営協議会の設置は新しい施策であることから、現状の各学校の学校運営協議会からの移行には様々な課題が生まれていると認識しております。現在、学校運営協議会委員をしておられる方々から寄せられた意見や、私自身がある小学校の学校運営協議会委員を拝命したことから、当事者としての所感、見解を含めて詳しく伺ってまいります。

まず１点目として、中学校ブロック学校運営協議会を設置する目的、役割及び法的根拠について。あわせて、説明で使われている小中連携教育、小中一貫教育などのそれぞれの用語の定義と本市が進めている考えについてお聞かせください。

２点目として、現状の各小中学校運営協議会との関係について伺います。この施策が発表された当初は、令和９年度中に各学校単位から中学校ブロックで１つの学校運営協議会に移行する方向だったというふうに聞いておりますが、変更はあったのか。あったとすれば、どのように変更されたか。また、その理由はなぜか伺います。

３点目として、どうしても全中学校ブロックに一律に同時に設置せざるを得ない必然性について伺います。

４点目として、令和８年３月に改定された市川市学校環境基本計画の改定内容との関係について伺います。改定内容には、義務教育学校へ建て替えへの進め方に、学校運営協議会において合意形成が図られた中学校ブロックは、前倒しして校舎の整備を行うとありますが、この合意形成を図るとは、中学校ブロック運営協議会の役割と考えてよいのでしょうか。また、何について合意形成を図るのか伺います。

５点目として、市川市義務教育学校の設置に関する方針との関係について伺います。この方針には小中一貫教育の方向性や義務教育学校設置の条件が示されています。中学校ブロック運営協議会の合意形成は、義務教育学校設置の条件にも思えます。このような考えはないか伺います。

次は取下げをお願いしました。

６点目として、モデルブロックとして選定した中学校ブロック学校名と、モデルブロックとしての役割とそれぞれの役割の相違について伺います。

７点目として、今後のスケジュールと展開について伺います。９年度中に全中学校ブロックでの実施を目指す理由と判明した課題への今後の対応、修正についてお聞かせください。

続いて、（仮称）言語探究科の新設について伺います。

（仮称）言語探究科の新設につきましては、中学校ブロック運営協議会設置と同様に、令和８年度の教育振興重点施策の一つとして掲げられ、教育行政運営方針においても、小中一貫教育の中核を担うものとして位置づけるというふうに承知しております。（仮称）言語探究科の新設を進めるに当たっては、本年２月定例会でも指摘しましたとおり、様々な疑義が生じており、校長会からも要望書も出されていることから、進めるに当たっては慎重な対応を期すことが求められると思いますが、令和８年８月末に令和９年度からの実施を目指し、市川市教育委員会として文部科学省へ教育課程特例校の申請を完了したとのことでした。

そこで、今まで私が指摘した事柄への対応や、私のところへ寄せられた校長や教員が感ずる課題や疑問を取り入れながら、詳しく伺ってまいります。

１点目として、目的と内容、課題について伺います。（仮称）言語探究科は、読解力、コミュニケーション能力の育成が目的であり、内容としては、国語と英語と総合的な学習の時間に横串を入れ、一体化し、探究的な学びを行うとのことですが、これに変わりはないでしょうか。また、内容については、国語科と英語科を一体化することへの不安、危惧、教育的妥当性が指摘されていたと思いますが、どのように解決したかお答えください。

２点目として、新教科設立の必然性と新教科固有の目標について伺います。読解力、コミュニケーション能力を探究的な学びを通して育成するとのことですが、新教科によりどのような教育効果があり、既存の枠組みよりも確実に高まると言えるのか、新教科を設立しなければ達成できないとする必然性についてお聞かせください。この新教科固有の目的、これをどうするかも伺います。

３点目、令和８年度末に告示予定の次期学習指導要領の方向性との関係について伺います。次期学習指導要領でも探究的な学びの充実が示されていますが、これは既存の教科等を通じて実施することが基本です。新教科設立が次期学習指導要領の方向性とどのように整合するのか伺います。

４点目として、（仮称）言語探究科のモデル校設置及び検証について伺います。目的と内容に沿った教育課程を編成したモデル校の設置はあるか、検証してから実施という考えはあるのかお聞かせください。

５点目として、教育現場との合意形成について伺います。市川市教育委員会として、教育現場との合意形成の重要性をどのように考えているかお聞かせください。その上で、校長会から出された市川市教育振興大綱具体化パッケージに記されている５つの重点方針の実現に向けた取組を推進するに当たっての要望書に対し、教育長が回答書を出していますが、回答内容は、新教科新設の合意形成に遂行されたか伺います。

６点目として、（仮称）言語探究科の検討については、数名の校長と教育委員会関係者で行われたと承知しております。この検討会では、新設の是非、教育課程特例校の申請の是非は検討されたか、新設を危惧、不安視する意見はあったか、また、計画にない検討会を臨時で行った理由は何か伺います。

７点目として、教育課程特例校の申請について伺います。いつ申請をしたか、申請に対して校長との合意形成は図られたか、申請を説明する際に校長会からはどのような意見があったかお教えください。

８点目として、今後のスケジュールと展開について伺います。簡潔にお答えください。

以上、１回目の質問といたします。御答弁を伺ってから、後ほど一問一答でまた伺ってまいります。どうぞよろしくお願いいたします。

○大久保たかし議長　教育振興部長。

○根本泰雄教育振興部長　私からは大項目１つ目、学校運営支援事業及び大項目２つ目、中学校ブロック学校運営協議会の設置についてお答えをいたします。

初めに、大項目１つ目の(1)令和７年度の実施状況と評価についてです。令和７年度の予算額は1,710万円、執行率は97.7％で、執行状況を目的別で見ますと、教職員の働き方改革を推進するための取組と学校や地域の特性を生かした取組の件数の割合は小学校が６対４、中学校は９対１となっております。本事業の予算を活用することで、既存予算ではできなかった学校独自の取組が可能となり、特に教職員の働き方改革の推進に効果があったものと評価をしております。

次に、(2)判明した課題と事業の見直しについてお答えします。令和７年度の取組で判明した課題といたしましては、学校が希望した取組内容について、事業担当課ごとに予算計上したことに伴い、取組内容の一部変更や追加することができないとの声がございました。そのため、令和７年度中に学校運営支援事業の予算上限まで活用できるよう、関係各課と連携し、予算の弾力的運用に取り組んでまいりました。令和８年度は本事業に係る予算科目を１つの課に集約し、学校現場からの希望に、より柔軟に沿えるよう見直しを図ったところであります。

次に、(3)今後の展開についてお答えします。本事業は令和７年度から始まったばかりであり、今後も継続していくことで学校現場のニーズも変化してくると考えております。このことから、学校から寄せられるニーズや課題を的確に捉えながら、よりよい学校環境を整えてまいります。

次に大項目、中学校ブロック学校運営協議会の設置についてお答えします。

初めに、(1)中学校ブロック学校運営協議会の目的と役割についてです。中学校ブロック学校運営協議会とは、中学校ブロックを単位として１つの学校運営協議会を設置するものであります。中学校ブロック学校運営協議会では、義務教育９年間を通した中学校ブロック共通の教育目標や子ども像などを設定し、これを中学校ブロック全体で共有するとともに、学校運営の改善を図るサイクルを回すことで、よりよい学校運営の推進につなげることが目的であり、役割であると考えております。このような議論を重ねた後、小中一貫教育を実践する施設分離型の小中一貫型小学校・中学校及び施設一体型の義務教育学校に向けた議論を行うことも役割になっております。法律に基づく学校運営協議会は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第47条の５の規定により、学校長が作成する学校運営の基本方針の承認、学校運営や教職員の任用に関する具申などを役割として、学校運営

について学校、家庭、地域が議論を行う機関であります。市川市では小中学校など55校と公立幼稚園４園に設置しております。現在推進している中学校ブロック学校運営協議会は、当面法律に基づくものではありません。しかし、中学校ブロックにおける複数の学校間の円滑な連携を図るためにも、家庭、地域とともに義務教育９年間を通して子どもの成長を支える組織だと考えております。

次に、小中連携教育と小中一貫教育の用語の定義につきましては、平成28年12月に文部科学省が策定した小中一貫した教育課程の編成・実施に関する手引に記載をされております。小中連携教育は小中学校段階の教員が互いに情報交換や交流を行うことを通じて、小学校教育から中学校教育への円滑な接続を目指す様々な教育です。小中一貫教育は小中連携教育のうち、小中学校段階の教員が目指す子ども像を共有し、９年間を通じた教育課程を編成し、系統的な教育を目指す教育です。市川市教育委員会としても、これと同じ考えであります。

次に、(2)現状の各小学校・中学校運営協議会との関係についてお答えします。中学校ブロック学校運営協議会については、モデル実施を経て令和９年度中に全中学校ブロックでの移行を目指していることなどに関して、昨年度学校運営協議会委員へ文書により周知をしております。その後、学校運営協議会委員より意見聴取し、各学校単位の学校運営協議会がなくなることに対しての意見が寄せられました。これで、これまで携わってきた方々の各校への思いを大切にするため、各校の学校運営協議会の機能は維持することを改めて確認いたしました。今後につきましては、各ブロックの状況を把握しながら、丁寧に進めてまいりたいと考えております。

次に、(3)全中学校ブロックに一律同時に設置する必要性についてお答えします。昨年度策定した令和８年度教育振興重点施策において、改めて小中一貫教育の推進を掲げ、中学校ブロック単位で施設分離型の小中一貫型小学校・中学校へ移行していく考えを示したところでございます。これに基づく具体的な取組として、全市的に中学校ブロック学校運営協議会の設置を進めていくものでありますが、中学校ブロック学校運営協議会の立ち上げに当たりましては、各ブロックの状況に合わせ、学校、家庭、地域の理解を得ながら丁寧に進めてまいります。

次に、(4)市川市学校環境基本計画の改定内容との関係についてです。令和８年３月に市川市学校環境基本計画を改定し、施設一体型の義務教育学校への移行手続につきましては、中学校ブロック学校運営協議会の合意形成が必須条件であるといたしました。また、この合意形成が図られた場合には、前倒しして校舎の整備を行うこととしております。この合意形成を図ることとは、施設一体型の義務教育学校への移行手続であり、中学校ブロック学校運営協議会における役割の一つであると考えております。

次に、(5)市川市立義務教育学校の設置に関する方針との関係についてです。市川市立義務教育学校の設置に関する方針は、学校規模、通学区域、学校施設及び学校運営といった義務教育学校設置の条件となる事柄について整理をしたものです。また、方針では、当該校の保護者、地域住民等が協働して進められる体制を整え、合意形成を図りながら進めるとあります。このことから、移行に当たる１つの条件として、中学校ブロック学校運営協議会による合意形成についても方針の改定の必要性について検討をしてまいります。

次に、(7)モデルブロックの選定と役割についてお答えします。モデルブロックとして御協力いただくのは、施設分離型の小中一貫型小学校・中学校より東国分爽風学園、その他の小中学校から成るブロックより六中ブロックと八中ブロックとしております。モデルブロックの役割といたしましては、今後の中学校ブロック学校運営協議会の立ち上げに当たり、運営体制として構成する委員の人数や人選、会長の選出方法、任期、会議の開催回数等の検討をお願いする予定であります。このため、全てのモデルブロックにおいてその役割は同様であります。

次に、(8)今後のスケジュールと展開についてお答えします。昨年度策定した令和８年度教育振興重点施策において、改めて小中一貫教育の推進を掲げております。これに基づく具体的な取組として、全市的に中学校ブロ

ック学校運営協議会の設置を進めていくものでございます。昨年度、教育委員会より学校運営協議会委員へ、中学校ブロックで１つの学校運営協議会への移行について周知文を送付しております。その後、教育委員会が各校管理職への説明及び校長会から意見を伺うとともに、各学校運営協議会に出向き、委員より意見聴取を実施いたしました。学校、家庭、地域の理解を得ながら、子どもたちのために尽力いただいている方々の意見を尊重するとともに、モデルブロックの委員の皆様に御協力をいただきながら丁寧に進めております。令和８年度中にはモデルブロックで行う検討内容について、進捗状況を確認した上で、全校に説明をする予定であります。令和９年度中には体制の整った中学校ブロックから順次、中学校ブロック学校運営協議会を立ち上げることを想定しております。

以上でございます。

○大久保たかし議長　学校教育部長。

○小林義行学校教育部長　私からは大項目３つ目、（仮称）言語探究科の新設について(1)から(8)についてお答えします。

初めに、(1)目的と内容、課題についてです。教育委員会といたしましては、言語探究科は国語、英語、総合の一体化はせず、３つの教科、領域それぞれの関係について、総合をかけ橋とした国語と総合、英語と総合の教科横断的な探究的な学びとして実施します。これは今まで行ってきた検討会や実務者会議でいただいた学校の意見を参考に、国語と英語の教科特性の違いに配慮したものです。その上で、言語探究科の学習活動を次の３つに整理しました。１つ目は、国語、英語、総合における探究的な学びの実施、２つ目は、総合をかけ橋とした国語と総合、英語と総合の教科横断的な探究的な学びの実施、３つ目は、世界につながる市川版英語教育の実施です。言語探究科の学びにおける目指す子どもの姿として、国語や英語などの言語を用いて自分の思いや考えを伝え合う児童生徒、多様な他者と協働しながら、自ら思考判断し挑戦する児童生徒を掲げています。

次に、(2)新教科設立の必然性と新教科固有の目標についてです。教育委員会は、言語探究科の実施を通して、市立学校の探究的な学びの充実を図りたいと考えています。令和７年度の全国学力・学習状況調査の結果により、課題に向けて自分で考え、自分から取り組むことに課題があることから、市立学校全体として探究的な学びへの強い意識の向上、実践が必要です。また、各教科における探究的な学びは、各市立学校において取り組んでいるものの、学校の間や教員の間によって授業での取組に差があると認識しています。言語探究科を新設し、まずは国語、英語、総合の時間において探究的な学びに取り組んでいくことで、教員が探究的な学びをより一層意識し、実践することができると期待しています。目標については、市立学校の児童生徒が言語探究科における探究的な学びを軸とした学習に取り組むことで、言語能力や情報活用能力の向上を図ることとしています。

次に、(3)令和８年度末に告示予定の次期学習指導要領の方向性との関係についてです。教育委員会としては、探究的な学びは全ての教科で実施されるべきものですが、現状としては、学校の間や教員の間において差があると認識しています。そのため、言語探究科を新設することで、次期学習指導要領の施行前から探究的な学びの象徴的な取組になると考えています。このことから、次期学習指導要領の方向性に沿っているものと認識しています。

次に、(4)（仮称）言語探究科のモデル校設置及び検証についてです。教育委員会としては、言語探究科を新設しても、引き続き国語、英語、総合としての教科の内容や評価についての骨格は変わらないものとして取り組んでいきます。令和９年度については、国語、英語、総合の授業時数を各学校の実態に応じて時数の設定をできるようにしました。このことから、教育課程特例校の指定を受けることにより、各学校に応じた取組が早期に実現できるため、モデル校を設置しない判断をいたしました。

次に、(5)教育現場との合意形成についてです。教育委員会としては、教育施策の大きな方向性は、教育委員

会会議を通じて教育委員会が主体的に判断して進めるものです。一方、施策の具体的な内容などは、学校が主体的に取り組めるようにするために、校長などの意見を踏まえ、合意を図りながら進めていくことが重要であると認識しています。また、要望書の回答で示しているとおり、言語探究科の推進に当たっても、校長会からの意見を学校現場の声として真摯に受け止め、連携を図ってまいります。

次に、(6)検討会の役割と協議内容についてです。検討会では、本市が言語探究科で目指す子どもの姿や目標、世界につながる市川版英語教育、言語探究科を実施するに当たっての学校運営上の課題などについて協議を行っています。当初から言語探究科の新設や教育課程特例校の申請の是非について検討の対象とはしていませんが、第２回検討会において、令和９年度の教育課程特例校の申請について時期尚早ではないか、既存の教科で代替ができるのではないかなどの意見をいただきました。教育委員会は次の４つの取組を行うことにより、言語探究科を実施できると判断しました。１つ目は、国語、英語、総合の授業時数は、各学校の実態に応じて設定できるようにすること、２つ目は、英語の授業時数増は令和10年度からの実施を許容すること、３つ目は、言語探究科としての評価は、年１回年度末に実施することのみとすること、４つ目は、言語探究科としての授業の具体的なモデルを令和８年度中に示すことです。このため、８月に検討会を臨時開催し、４つの取組を行うことを前提に、教育課程特例校の申請をすることを伝えました。

次に、(7)教育課程特例校の申請についてです。教育委員会では、言語探究科を新設するための文部科学省への教育課程特例校の申請について、令和８年８月24日の定例校長・園長会議で説明した後、８月26日の臨時教育委員会会議で議決され、申請を行いました。校長会では、言語探究科の実施について、学習評価や教員への説明を案ずる声や意見も聞かれたので、実施に向けて、より丁寧に進めてまいります。

最後に、(8)今後のスケジュールについてです。教育委員会は年内をめどに、市立小学校・中学校・義務教育学校が令和９年度実施に向けて見通しが立つよう、各学校に情報提供を進めていき、探究的な学びの授業モデルの提示を行ってまいります。また、評価の方法や保護者、地域への周知、市立学校の教職員に対し、研修用の動画、またはパワーポイントなどの資料の作成を予定しています。

以上でございます。

○大久保たかし議長　石原たかゆき議員。

○石原たかゆき議員　それでは、学校運営支援事業についてから順番に伺ってまいります。３つありますけれども、１から３を一括して質問させていただきます。

まず、詳細な説明ありがとうございました。私は、やはり皆さんもそうだと思いますけど、中学校は働き方改革が９割で特色づくりが１割と、これは非常に偏っているなと思われたと思うんですね。私もこれを聞いたときにすごくびっくりしました。これは、この原因を考えると、働き方改革に関するものが足りないから、そっちに校長が使おうとしているのか、それとも特色づくりが中学校のほうでうまくいっていないから、そっちに使っていないのか、どっちかだと思うんですけども、いずれにしても、このことはもう偏っているなというふうに思いました。このことをどのようにお考えになったか、お聞かせください。

また、中学校の働き方改革の９割の主な内容と執行額の割合、これも教えていただきたいと思います。よろしくお願いします。

○大久保たかし議長　教育振興部長。

○根本泰雄教育振興部長　お答えします。

学校が自ら取り組むべき課題を考えた結果、教師の負担軽減を重視したものと考えております。また、中学校における教師の働き方改革を推進するための取組の主な内容は、校内電話の増設など設備の修繕やプール清掃などの業務委託となっており、執行額の割合は、設備の修繕が約25％、業務委託が約30％となっております。

以上でございます。

○大久保たかし議長　石原たかゆき議員。

○石原たかゆき議員　ありがとうございました。この割合をちょっと見て思ったことは、この２つで50％を超えているわけですよね。それで、多分業務委託はプールとか側溝の掃除とか、そんなことだろうと。この施設修繕と業務委託、何が違うかなとちょっと考えてみたんですが、業務のほうは毎年プール清掃をやるんですから、毎年多分かかる働き方改革のことだと思う。ただし、施設修繕というのは、多分１回やっちゃうとその物はもう必要ないので、次の年は必要ない。ということは、この施設修繕にかかるものというのは、もしかすると別の予算でやったほうがいいのかなとも思うところがちょっと感じました。どのぐらいかなと思うと、30万の９割の25％ですから、７万行くか行かないか、それぐらいかなというところなんですよね。だから、それぐらいを、できれば特色づくりに本当は回したいところもあるのかなとも思いますのでね。

そうすると、続けて伺いますけれども、この働き方改革に資する設備、これはもう初めからなきゃいけないものを、そこでまたやっているというふうにも考えられますので、当初予算で予算化すると、こういうような考えはないのかというふうに思いますが、いかがでしょう。

○大久保たかし議長　教育振興部長。

○根本泰雄教育振興部長　学校運営に必要な施設修繕などの経費につきましては、当初予算で計上をしております。多様化している学校の課題に対し、学校が必要と考える取組は変わっていくものと考えられますことから、引き続き柔軟な運用を継続してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○大久保たかし議長　石原たかゆき議員。

○石原たかゆき議員　分かりました。ただ、今後、またこの設備の額の増減については、よく見ていっていただきたいなというふうに思います。

続けて伺います。執行率が非常に高いと。これは各学校が必要としているという証だというふうに思います。各校30万ということで、これは市長の英断で30万つけていただいて、本当に私が校長だったとき、これがどうしても欲しかったものですから、ありがたいなというふうに思っております。ある校長から、実はうちは1,000人ぐらいいるんだけど、100人のところと一緒なんだけど、何とかなんないかねというお話がありました。なので、できれば児童数分に応じた増加みたいな、そんなことをしていただけるとありがたい。そんな考えはないですか。

○大久保たかし議長　教育振興部長。

○根本泰雄教育振興部長　本事業は令和７年度に開始をした事業であります。今後の実施状況を見ながら適正な予算の確保に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○大久保たかし議長　石原たかゆき議員。

○石原たかゆき議員　ありがとうございました。２年とか３年とか区切って、データを見ながら、また見直しもお願いしたいなというふうに思います。

最後ですけれども、この再質問の最後になりますが、今後も学校現場の要望をどんどん取り入れていっていただきたいんですけれども、どんな形で取り入れようとされているのか伺います。

○大久保たかし議長　教育振興部長。

○根本泰雄教育振興部長　教育委員会の各所管課は、日頃から学校現場と連携を図りながら、意見や要望の把握に努めております。そのような中、既に取組内容の変更や追加をはじめ、予算科目を１つの款に集約するなど、

学校現場の要望に沿えるよう対応をしてきております。引き続き各学校が独自に考えた取組が実現できるよう支援してまいります。

以上でございます。

○大久保たかし議長　石原たかゆき議員。

○石原たかゆき議員　ありがとうございます。日頃から連携を取っていただけるということで、できれば学校に聞く機会を、こういう場面で必ずこういうふうに聞くというふうに制度化できないかなと。例えば要望を出すのが前年ですから、そのときに合わせて何か意見を聞くなんていうことをぜひやっていただきたいなと思います。これは要望しておきます。ありがとうございました。

じゃあ続いて、中学校ブロック運営協議会設置についてに参ります。まず、先ほどの答弁いただいたんですけれども、法的根拠のところで、当面法律に基づくものではないということをおっしゃって、これはどきっとしたんですけれども、これはどういうことなのか、ちょっと詳しく教えていただけますか。

○大久保たかし議長　教育振興部長。

○根本泰雄教育振興部長　お答えをいたします。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律、平成29年に改正をされておりまして、中学校ブロック学校運営協議会のように複数の学校で１つの学校運営協議会といった制度が法的に整備をされております。その一方で、各それぞれの学校の学校運営協議会の皆さんの思いを大切にした上で、その学校運営協議会として求められる機能は維持をさせていただきたい。例えば、基本方針の承認や学校運営などについての意見の具申等については、引き続き各学校に求めていきたい、そのように考えているところです。

中学校ブロックでは、逆に先ほどもお答えしたとおり、９年間を通した子どもの成長を支えることや、共通の教育目標などについて議論をしていただきたい。そういったところでありましたので、まずは当面の間、中学校ブロックの学校運営協議会は法的な役割を担うのではなく、新たな役割として進めていただきたい、そのように考えているところであります。そして、将来的には中学校ブロックで１つの学校運営協議会となるよう、学校運営協議会委員の皆様の御理解を得ながら進めていくことが望ましいのではないかと考えております。

以上でございます。

○大久保たかし議長　石原たかゆき議員。

○石原たかゆき議員　やっぱりなかなか理解できにくいんで、こういうことかというふうにお話しさせていただきますけど、最後から行きますけども、将来的には中学校ブロックで１つになるということですよね。どういうことかというと、中学校が１校あって小学校２校だとしますね。これが１つになる。１つになるということは、そこで９年間の教育課程というものができて、それで１つになって、そのことを承認するとか、そういう形にはなっていくんだろうと思いますけれども、そのときはもう法に基づくものになっているということですよね。そうなるまではそれぞれに学校運営協議会がありますから、法には基づかないけれども準備を進めていくんだと、こんな理解でよろしいんですか。

○大久保たかし議長　教育振興部長。

○根本泰雄教育振興部長　今いただいた御説明からしますと、例えば、施設分離型の小中一体型の学校として取り扱う場合、施設一体型として取り扱う場合、さらに義務教育学校として一体になっている場合というものがありますけれども、各学校の基本方針などについては、仮に移行した後だったとすると、移行した後の中学校ブロックで各学校の基本方針を承認するといった作業になってくるものかというふうに思っております。

以上でございます。

○大久保たかし議長　石原たかゆき議員。

○石原たかゆき議員　ちょっとよくまだ分からない部分はあるんですが、これはまた後ほど詳しく伺うことにいたしまして、ただ、当面法律に基づくものではないということを学校運営協議会の場で私はよく分からなかったんですね。ですから、そこについては、学校運営協議会委員には、先ほど移行の文書で周知したということなんですけれども、この当面法律に基づくものではないけどもということは周知されているんでしょうか。

○大久保たかし議長　教育振興部長。

○根本泰雄教育振興部長　これまでの周知の中では、中学校ブロック学校運営協議会での目的などについて御説明をさせていただいてきております。今後必要に応じて適宜適切に判断をし、説明をしてまいる、そういうことになろうかと思います。

以上でございます。

○大久保たかし議長　石原たかゆき議員。

○石原たかゆき議員　もう一つ、ちょっと理解したいので伺いますけれども、法に基づくと法に基づかないが、やはりどっかであるわけですよね。法に基づくまでのやることと、法に基づかないでもやることとあるように思うんですが、それはどういうふうに整理されていますか。

もう一つ、その基づくものになった後、現在の各学校の運営協議会というのはなくなっちゃうということでよろしいんですか。

○大久保たかし議長　教育振興部長。

○根本泰雄教育振興部長　まず、法に基づく基づかないといった点がありましたので、それについては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律に明示されております先ほどもお答えしたとおりの基本方針の承認などの手続について、行う行わないといった権限についてかというふうに思っております。仮に将来的には中学校ブロックへという御説明も先ほどさせていただきましたけれども、仮に将来的にそういった形での意見がしっかり調ったということになってくると、今の各学校にある学校運営協議会の機能については中学校ブロックにお渡しすることになりますので、何らか違う形の組織として考えていくことになるのかなというふうに想像をしております。

以上でございます。

○大久保たかし議長　石原たかゆき議員。

○石原たかゆき議員　だんだん分かってきたのは、やはり施設分離型の小中学校をつくるということと、この中学校ブロック学校運営協議会とかなり密接な関係だというふうに理解いたしました。

次に行きますけども、初回答弁で、今言ったようにこの中学校ブロック運営協議会は、施設分離型の小中一貫校の推進と施設一体の義務教育学校の移行等の小中一貫教育制度と密接な関係があることが分かりました。本市の小中一貫教育制度の方針は、令和元年11月に公表された市川市立義務教育学校の設置に関する方針で進められていると理解しております。しかし、本年度、本市が進める小中一貫教育を目指した小中一貫教育制度の推進と、これに基づく具体的な取組と考えるこの中学校ブロック運営協議会の設置は、市川市立義務教育学校の設置に関する方針には記載されていないと思うんですね。この市川市立義務教育学校の設置に関する方針の大幅な改正が求められると思いますけども、いかがお考えでしょうか。

○大久保たかし議長　教育振興部長。

○根本泰雄教育振興部長　市川市立義務教育学校の設置に関する方針は、あくまでも義務教育学校の設置に関する方針となっておりますので、施設分離型の小中一貫型小学校・中学校の設置に関する方針を示すものではないものと考えております。施設分離型の小中一貫型小学校・中学校の設置に関する方針は、その必要性も含めて今後、検討をしてまいりたい、そのように考えています。

○大久保たかし議長　石原たかゆき議員。

○石原たかゆき議員　そうですか。私は、ここに小中一貫教育の手引がありますけども、これが10年ぐらい前に出されて、これが、見たときに小中一貫教育制度というのがあって、これで義務教育学校と、ここでは併設型小・中学校と連携型と言っていますけども、こういう形にこれからなっていくんだなということが、ちょうど校長を終わるときでしたが、思いました。それで、こういう方向が全て義務教育学校も分離型も含めて小中一貫教育制度と呼ぶんだなと思いましたので、そちらでいくんだろうと。義務教育学校の元年のを見ましたら、やはり分離についても３行か４行ぐらいちょっと載っているんですね。ですから、今回のもここが膨らんだのかなというふうにも思った次第なんです。と申しますのも、爽風学園や三つ葉学園は、何らかの方針でできているはずですから、これに沿ったんじゃないかなとも思いますので、これ以上言いませんが、であるならば、義務教育も分離も含めて、小中一貫教育制度に対しての市川市の方針、そういったものをおつくりになられたらいいんではないかというふうに提案をして、終わります。

以上で結構でございますが、ぜひ今日私が質問しましたような点につきまして、学校運営協議会委員に伝えるべきだなと思ったところは、法に関すること等、ぜひお伝えいただければと思います。

では、ありがとうございました。次に参ります。

次は、言語探究科についてです。これも１から８を一括して行います。今から質問することは、校長や教員から寄せられた声やヒアリングしたことを中心に行います。

申請は済んだということで、いよいよ言語探究科に向けての準備が本格化するということだと思いますが、教育現場はこの言語探究科に主体的に取り組める状態になっていないと困ると思いますが、その点についてはどう思われていますか。

○大久保たかし議長　学校教育部長。

○小林義行学校教育部長　お答えします。

先ほど答弁させていただきましたが、第２回検討会において、令和９年度の教育課程特例校の申請については時期尚早ではないなどの意見をいただいております。また、校長会でも言語探究科の実施について、学習評価や教員への説明を案ずる声、意見も聞かれました。教育委員会としましては、実施に向けて教職員に対して、探究的な学びの授業モデルの提示や研修、こういったものを作成を行いまして、学校が取り組みやすいように丁寧に進めてまいりたいというふうに思っております。

以上でございます。

○大久保たかし議長　石原たかゆき議員。

○石原たかゆき議員　課題いっぱいという感じだと思いますよ。申請はしたんですけども、私がいろいろ話を聞く限り、教育現場は今のところはまだ主体的に取り組むには程遠い状態だと思います。私から見ると、もう困ったなと思いますし、何でこんなことになっちゃったのかなとも思います。

ところで、英語と国語、総合は一体化しない。しかし、枠組みは残すということでした。これはびっくりしました。少し拍子抜けした気持ちがある反面、やっぱり難しいことだったんだなと。だから全国的に先行事例がなかったというのもうなずけます。英語と国語と総合を統合し一体化するのが市川独自の教科の目玉だったはずですけれども、それが国語と英語の教科特性に配慮して３つの学習活動に整理したというふうなことでした。でも、教科特性の違いによる統合や一体化の難しさは私もずっと指摘していましたが、最初から分かっていたことじゃないですか、いかがですか。

○大久保たかし議長　学校教育部長。

○小林義行学校教育部長　お答えします。

教育委員会といたしましては、言語探究科は国語、英語、総合を一体化するのではなく、３つの教科、領域それぞれの関係について、総合をかけ橋とした国語と総合、英語と総合の教科横断的な探究的な学びとして実施します。これは今まで行ってきた検討会や実務者会議でいただいた学校の意見も参考にしながら、改めて教育委員会において協議し、判断いたしました。

以上でございます。

○大久保たかし議長　石原たかゆき議員。

○石原たかゆき議員　一応聞いておきます。後ほどまた……。これから質問を進めていこうと思うんですけれども、主体的ということを教育委員会と教育現場でどのように整理されているか伺いたいと思います。先ほどの答弁では、教育委員会が主体的、あるいは学校が主体的にと、どちらも主体的という言葉を使って説明されていたと思うんですが、教育委員会の主体性と学校現場の主体性、これはどのように整理されているか伺います。

○大久保たかし議長　学校教育部長。

○小林義行学校教育部長　教育委員会としましては、教育施策の大きな方向性、枠組み、そういったものを教育委員会会議を通じて教育委員会が主体的に判断して進めるものです。一方、施策の具体的な内容などは、学校が主体的に取り組めるようにするために、校長等の意見を踏まえ進めていくことが重要であると認識しております。

以上でございます。

○大久保たかし議長　石原たかゆき議員。

○石原たかゆき議員　そのとおりだと私も思います。

さて、教育委員会は枠組みを決めると、学校が具体化と、そのとおりなんですが、この両方とも１つのものに実は縛られます。それは何だと思いますかと聞くと、当たり前のことですから、これは学習指導要領です。学習指導要領から逸脱しない範囲でなければ施策や具体化も駄目なわけですね。そこは外せません。ですから、学習指導要領に沿って教育委員会は施策や枠組みをつくり、学校は主体的に、具体的にそれを行おうとすると。これが望ましい姿だと思います。合意形成というのは、この両者をつなぐもの、こういうふうに私は考えます。両方、教育委員会の主体性が現場の主体性につながらなきゃ駄目だ。そのために合意形成が必要なんだと私は思います。

さて、そのことで話を進めていきますが、ですから、指導要領に縛られますので、新教科を設立する際には申請を出すわけですが、そのときには学習指導要領の通常の枠では実施できない教育編成をするので教育課程特例校制度を使い許可してほしいと申請するわけですよね。そして新教科の設立が受理されますと、学習指導要領と同じ法的な拘束力を持つわけです。ですから、慎重の上にも慎重にしなきゃいけないと。今の市川市の状況は、申請はしたんですけれども、教育現場は、主体的に取り組むには、私から見ると程遠い状況と申し上げたいと思います。

私のところに届いた校長や教員の意見を基に、これからちょっと聞いてまいりますが、校長の意見は反対の立場というよりも、説明できなくて困っているというのが実感です。校長の仕事は、市がつくった枠組みに沿って学習指導要領を逸脱せずに校務をつかさどり、教育課程を編成するということ。ですから、校長が職員に説明できないというのは致命的なんですね。大きく分けて、次の２点について職員に説明できないということです。１つは、教育課程の目的は本当に学習指導要領の通常の枠で達成できないことなのか、枠でできるじゃないかということに、そういう問いに答えられない。これは、学習指導要領の通常の枠で具体化を日々行っている現場は、こういう思考をするのが当たり前で、もう一つは、教育課程を編成するのは校長ですから、そのときに職員に説明できないことがあるという点、これが困っちゃうんですね。

それで、多くの校長から寄せられた声や情報を基に４点伺います。まず、言語探求科の目指す姿、国語や英語などの言語を用いて自分の思いや考えを伝え合う児童生徒、多様な他者と協働しながら自ら思考を判断して挑戦する児童生徒、これは先ほど挙げた３つの学習がございました。学習活動を３つ挙げておられましたが、この３つは全て学習指導要領の通常の枠内なんですね。ですから、国語と英語と総合を一体化しないということは、３つの学習活動を合わせたものを市川市では言語探究科と呼んでいるだけになったというふうに考えてしまっている校長が多いということです。だから、目指す子どもの姿は、新教科を設立しなくても、通常の枠組みの中で３つの学習活動を強化することで十分達成できるじゃないかと、このような声もあったと聞いていますが、このような声は取り入れることはなかったんでしょうか。

○大久保たかし議長　学校教育部長。

○小林義行学校教育部長　お答えします。

教育委員会は、言語探究科について探究的な学びとともに英語教育の充実を進めていくために、英語活動や英語教育を小学校１、２年生で導入し、３年生以上では年間授業時数を増加するものであり、既存の教科での代替はできません。探究的な学びについては、現在も各教科で取り組んではいますが、まだ学校の間、教員の間で差があり、探究的な学びを進めていくことが課題です。教科横断的な学びで対応できるという考えもありますが、新教科として設定することにより、国語、英語、総合の探究的な学びに取り組むことで教職員の探究的な学びへの意識を焦点化し、理解が深まることを期待するものであります。

以上でございます。

○大久保たかし議長　石原たかゆき議員。

○石原たかゆき議員　今のでは説明になりません。校長はこう考えています。最初は英語と国語と総合を統合する、これは無理なことだろうと。だけども、統合しないんだったら、これはもう必要ないんじゃないと、こういう声がある。こういうことをよく覚えておいていただきたいというふうに思います。

ちょっと時間がないので、４つあると言いましたが、はしょりまして２つ目を説明させていただきます。教科で差を縮めるというような話がありましたが、これはもう研修でできるんじゃないかという声があるということもお伝えしておきます。

それから説明できないという点なんですが、もう一つは教育課程。先ほど目標として言語能力と言語活動能力というのは、これは全部の教科でやるべきこととなっていますので、固有の教科にならないんですね。目標にはなり得ません。それから、評価についてなんですが、これも説明できないということで、国語、英語や総合で評価できない子どもの育ちを評価することが大事なんだけど、どうしていいか分からないと。これについてはどうお考えですか。

○大久保たかし議長　学校教育部長。

○小林義行学校教育部長　お答えします。

国語、英語、総合としての教科の内容の骨格は変わらないことから、固有の教科の目標と既存の教科の目標とは重複していることも問題ではございません。言語探究科の評価については、学期ごとに国語、英語、総合の評価は、観点も含めて従来どおり行うとともに、年１回、年度末に言語探究科全体として評価を同じく３つの観点で行う予定です。言語探究科全体としての評価は、通知表や指導要録に文章表現での記載を想定しています。また、原則、総合を担当する教員が評価をすることを想定しているところですが、今後さらに検討を進めてまいります。

以上でございます。

○大久保たかし議長　石原たかゆき議員。

○石原たかゆき議員　それでは、今のについても言語探究科の固有の目標、それから言語探究科でしかない教科、これが大事。それから、目標と内容と評価が一体となって１つの教科です。今の状態はとても１つの教科とは言えないというふうに思います。

最後、１つだけ伺って、また別の機会に質問しようと思いますけども、申請の説明会のときに非常に強引だったという形を聞いております。たった１回の会議で国語と英語と総合を一体化しないということを初めて伝えて、今回の説明で合意を得たとしますと、そういうふうに言ったそうですが、そのとおりでしょうか。

○大久保たかし議長　学校教育部長。

○小林義行学校教育部長　お答えします。

教育委員会としては、課題のある探究的な学びを進めるとともに、世界につながる市川版英語教育を進めていくために、言語探究科の新設が早期に必要であると考えます。新教科新設に当たっては、教育委員会は言語探究科を新設しても、引き続き国語、英語、総合としての教科の内容や評価について、骨格は変わらないものとして取り組んでいきます。令和９年度につきましても、国語、英語、総合の授業時数を各学校の実態に応じて時数の設定をできるようにしました。このことから、各学校に応じた取組を早期に実現できると判断し、教育委員会会議で議決し、文部科学省に対して教育課程特例校としての申請を行っています。

以上でございます。

○大久保たかし議長　石原たかゆき議員。

○石原たかゆき議員　今回の説明で合意を得たとするというふうに、やはり言ったんだろうというふうに思います。やはり私は非常に強引だと思いますよ。いろいろな課題もあり、それから、たった１回の説明で申請すると。これは、そのときの校長に、何で最後まで反対しなかったんだと言ったら、いや、もうこれ以上言っても絶対に曲げないから、今日申請するの一点張りだと、そういうことでした。諦めですね。校長の諦めで今進んでいるというのが非常に情けない感じがいたします。申請しましたので、これを打開するのは大変なことだと思います。これについては、また後ほど別の機会があれば質問していきたいというふうに思います。

それでは、今日はありがとうございました。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

○大久保たかし議長　以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれをもって散会いたします。

午後４時25分散会

第　８　日

令和８年９月 29 日（火曜日）

令和８年９月市川市議会定例会議事日程（第８号）

令和８年９月 29 日（火曜日）午前 10 時開議

第１　一般質問　川畑いつこ議員、とくたけ純平議員、越川雅史議員、大場　諭議員、石原よしのり議員

本日の会議に付した事件

日程第１　一般質問

出　席　議　員　　41　名

門　田	直　人
野　口	じゅん
丸　金	ゆきこ
冨　家	薫
沢　田	あきひと
太　田	丈　之
小山田	なおと
川　畑	いつこ
国　松	ひろき
やなぎ	美智子
とくたけ	純　平
中　町	け　い
つちや	正　順
つかこし	たかのり
加　藤	圭　一
浅　野	さ　ち
久保川	隆　志
西　村	敦
中　村	よしお
大久保	たかし
石　原	たかゆき
清　水	みな子
廣　田	徳　子
にしむた	勲
石　崎	ひでゆき
堀　内	しんご
細　田	伸　一
青　山	ひろかず
石　原	みさ子
宮　本	均

大場	諭
稲葉	健二
小泉	文人
石原	よしのり
増田	好秀
越川	雅史
中山	幸紀
松永	鉄兵
竹内	清海
加藤	武央
岩井	清郎

欠席議員　　なし

説明のため出席した者の職氏名

市長	田中	甲
副市長	松丸	多一
副市長	本間	和義
代表監査委員	植草	耕一
教育長	高木	秀人
危機管理監	今井	隆
市長公室長	後藤	貴志
総務部長	吉田	一弘
企画部長	西村	直
財政部長	田中	雅之
管財部長	松丸	宏
情報管理部長	佐久間	剛
文化国際部長	日暮	真司
スポーツ部長	小島	信也
市民部長	山影	聡香
経済観光部長	高橋	一三
こども家庭部長	山室	繁央
福祉部長	寺島	崇
保健部長	横山	京子
環境部長	湯本	明男
街づくり部長	小林	英樹
道路交通部長	磯部	高志
下水道部長	仙波	俊郎
行徳支所長	小川	広行

消防局長	吉	村	和	弘
選挙管理委員会事務局長	荒	井	義	光
農業委員会事務局長	岩	佐	伸	幸
会計管理者	岩	井		滴
教育振興部長	根	本	泰	雄
学校教育部長	小	林	義	行

職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

事務局長	宮	内		徹
事務局次長	米	津	孝	成
議事課長	野	村	憲	一
（議事担当）				
主幹	金	子	貴	一
副主幹	神	谷	尊	正
主査	大	場	辰	磨
主任	北	川	陽	介
主任	三	澤	啓	成
（調査担当）				
主幹	金	谷	健	史
主査	青	木	聖	也
主任	菅	野	裕	樹
主任	荒	木	智	貴
主任	伊	藤	祥	太
書記	古	木	直	子

会　　議

午前10時開議

○大久保たかし議長　ただいまから本日の会議を開きます。

―――――――――――――――――――――――――

○大久保たかし議長　日程第１一般質問を行います。

順次発言を許可いたします。

川畑いつこ議員。

○川畑いつこ議員　おはようございます。公明党の川畑いつこです。通告に従いまして、一問一答にて質問いたします。

初めに、Ａｒｕｃｏの利用拡大についてです。

Ａｒｕｃｏは、市民の行動変容、運動習慣化やセルフチェックに寄与している一方、利用者の固定化による健康意識の低い層へのアプローチ不足や、測定機器設置場所の偏り、アクセス数、アプリ機能の操作性など、まだ改善拡張の余地があると考えます。本年２月に浅野議員が質問し、利用者の拡充への取組を要望しました。そのときの御答弁では、令和８年２月末時点で登録者が１万人を超えており、年々増加している状況で、年代別では６歳から100歳までの幅広い年代が参加し、中でも50代が最多で全体の25％、また、女性が全体の約６割とのことでした。

そこで、(1)現状と課題について伺います。

２月にも指摘していますが、人口50万人となった本市において、登録者が１万人は少なく感じます。本市としてどのような課題があるとお考えなのか、お聞かせください。

○大久保たかし議長　企画部長。

○西村　直企画部長　お答えします。

健康ポイントＡｒｕｃｏは、毎日の歩行や血圧、体組成などの測定を通じて、市民の皆様が御自身の体と向き合い、健康への意識を高め、無理なく好ましい生活習慣を身につけていただくきっかけづくりとして、令和５年度から導入いたしました。これまで多くの方々に御利用いただけるよう、「広報いちかわ」や市公式ウェブサイト、ＳＮＳなどによる周知に加え、公民館をはじめ、市内各所にてアプリの使用方法についての説明会などを適宜行ってまいりました。また、令和７年度からは、スマートウオッチ等のウエアラブル端末とも連携できるようにするなど、利用環境の整備を進めてきたところでございます。その結果、アプリの登録者数は、令和５年度末の約4,000人から令和６年度末には約6,000人、令和７年度末には約１万1,000人となり、令和８年８月末時点では約１万4,000人に達するなど、順調に増加してきております。年齢構成の内訳といたしましては、10代以下が２％、20代が６％、30代が12％、40代が17％、50代が25％、60代が18％、70代以上が20％となっております。

また、Ａｒｕｃｏ健康ポイントの獲得状況といたしましては、地域通貨ＩＣＨＩＣＯへの１年間の交換上限となっております、5,000ポイントを超えてＡｒｕｃｏの健康ポイントを獲得されている方が全体の約20％、一方で、最少の交換単位である500ポイントに達していない方が約30％となっております。さらに継続率は、２年以上継続して登録されている方が現時点で約6,000人と、登録者全体の約４割程度となっております。

次に、これらを踏まえた現状の課題についてでございます。登録者数全体は増加しており、幅広い年代で利用されているものの、特に40代以下の参加率が相対的に低いこと、また、活用状況に開きがあることや継続率が低いことなどが課題であると認識しております。本事業の目的は、ポイント獲得にとどまらず、自発的な健康管理や運動習慣の定着につなげることにあります。そのため、これまでも３か月間、未利用の方に対するメール送信やアプリのプッシュ機能を活用した健康情報の配信など、利用促進に取り組んでまいりましたが、今後も日頃か

ら健康を意識し、毎日の暮らしの中で歩行や血圧、体組成などの測定を継続してもらえるような、さらなる取組を検討してまいります。

なお、今年度は新たな取組として、本市が協定を締結している市内フィットネスクラブ５社と連携して、適正体重の維持が課題となっている20代から40代の女性や、運動習慣のない小学生を対象に、フィットネスクラブが提供するプログラムに参加していただく健康増進活動支援事業を実施いたします。当該事業のターゲット層はＡｒｕｃｏの参加率も低いことから、Ａｒｕｃｏへの参加も促し、運動習慣と行動変容のさらなる定着を実現していきたいと考えております。

以上でございます。

○大久保たかし議長　川畑議員。

○川畑いつこ議員　アプリの登録者は年々増加しているが、登録者数の年代ごとの参加率に偏りがあり、今年度は健康増進活動支援事業として、本市が協定を締結している市内フィットネスクラブとの連携による単年度事業を行い、その中で、事業参加者にはＡｒｕｃｏへの参加も促し、運動習慣の定着と行動変容につなげていきたいと考えているとのことでした。

では、再度伺います。現在、市役所、公民館、体育館など計20か所を中心に体組成計、血圧計が設置されていますが、より日常的に立ち寄れる場所への展開はできないかお聞かせください。

○大久保たかし議長　企画部長。

○西村　直企画部長　お答えします。

いつでも体組成等の自身の体の状態を測定できる環境の整備は、市民の外出機会の創出と健康意識の向上につながります。そのため、公民館やスポーツ施設などを中心に、土曜日、あるいは日曜日にも開館している公共施設20か所に体組成計や血圧計を設置しております。しかしながら、現在の利用状況には施設ごとに偏りが見られ、令和７年度実績では、最多の第１庁舎で年間延べ約４万5,000人であったのに対し、約2,000人にとどまった施設もございます。また、一部の登録者からは、公共施設だけでなく、商業施設やスポーツジムなど、より身近な場所への増設要望も寄せられております。こうしたお声も踏まえ、昨年度、市全体の設置場所のバランスを考慮して、一部見直しを行ったところでございます。今後も活用状況等を見極めながら、より多くの方々に御利用いただけるよう、適正な設置場所に向けた検討を行ってまいります。

以上でございます。

○大久保たかし議長　川畑議員。

○川畑いつこ議員　登録者から公共施設以外にも増設してほしいとのお声があるとのことでした。

さらに伺います。健康寿命日本一を目指している本市ですが、高齢者はスマホを通話専用にしている方が多くいます。本市としてもスマホ教室を開催するなど、本市の事業として行っているアプリ登録のフォローを丁寧に推進していることは理解しています。しかし、通話専用としている高齢者に対して、アプリの利用は初めから選択肢にない状況です。そこで、お店のポイントカードやＩＣＨＩＣＯカードのようなカードをＡｒｕｃｏでも作成することはできないかお聞かせください。

○大久保たかし議長　企画部長。

○西村　直企画部長　お答えします。

自らのスマートフォンにインストールしたアプリを利用することを前提とする本事業におきましては、利用者が自発的に健康管理できる環境の整備がＡｒｕｃｏへの参加促進に向けて、極めて重要であると認識しております。そこで、スマートフォンの操作に不慣れな高齢者等に対し、職員が端末画面を一緒に確認しながら操作説明を行う個別支援を実施しており、その結果、使い方を御理解いただき、登録者数も年々増加しております。加え

て、介護予防教室等の開催時に、地域からの御要望にもお応えし、関係部署と連携した出前型の導入支援も展開しているところでございます。今後とも、デジタルデバイドに配慮し、一人一人に寄り添った支援を通じて、利用の裾野を広げてまいります。

以上でございます。

○大久保たかし議長　川畑議員。

○川畑いつこ議員　職員が寄り添って対応されていることは十分理解しております。しかし、高齢者の年齢を見ると、福祉制度では65歳から74歳までを前期高齢者、75歳以上を後期高齢者と制度上定義しています。65歳の方と75歳の方は同じ高齢者となります。スマホの使い方に個人差はありますが、スマホの利用頻度や操作には開きがあると考えます。アプリ登録をすることで様々な利便性はありますが、本来の健康促進事業の観点から見ると、誰もが参加できることが重要ではないかと考えます。ぜひ、本来の目的である健康促進のためにもＡｒｕｃｏカードの作成を要望し、次に、(2)利用者拡大への取組を伺います。

現在、Ａｒｕｃｏの機能としては、歩数計や体組成計など、また、まいにちスタンプでのデータ記録がありますが、さらに充実させるためにも様々な機能を拡充することが必要と考えます。そこで、蓄積されたデータを健康指導やフレイル予防にフィードバックする仕組みづくりはできないか、お聞かせください。

○大久保たかし議長　企画部長。

○西村　直企画部長　お答えします。

Ａｒｕｃｏを通じて蓄積された健康データは、利用者の自己管理として活用いただくほか、本市の特定保健指導を受けられる際には、アプリに保存された記録を基に、食事や運動に関するアドバイスなどの疾病予防の指導充実のために活用しております。

なお、類似のアプリを導入している他自治体の取組といたしましては、例えば、横須賀市において、データを活用したオンラインでの保健師や管理栄養士からの遠隔保健指導や、医療機関との連携により生活習慣病の重症化予防に向けた行動変容を促す取組が行われております。また、練馬区におきましては、ＡＩを用いた個人向けのアドバイスや介護予防情報の個別配信などが行われております。本市といたしましても、データ活用のさらなる高度化とサービス向上に向け、関係部署と連携を図りつつ、こうした他市事例を参考に調査研究を進めてまいります。

以上でございます。

○大久保たかし議長　川畑議員。

○川畑いつこ議員　本市で行っている特定健康指導において、アプリを活用し、指導を充実させていることを理解しました。遠隔操作での健康指導やＡＩを使った改善ポイントの情報を発信している自治体のように、本市でも利用者の今をキャッチし、アドバイスできるシステムづくりを要望します。

再度伺います。これまでＡｒｕｃｏの利用状況や高齢者へのフォロー、活用事例などを伺ってまいりました。その上で、市民が年齢や性別を問わず、健康促進事業に楽しんで参加することも重要と考えます。先ほどの御答弁にありましたが、今年度は健康増進活動支援事業として、フィットネスクラブ利用料を条件内での補助を単年度事業でスタートさせました。そこで、１人でも、家族や友人とでも、楽しんでウオーキングに参加できる仕組みとして、ウオーキングコースに市内の歴史スポット、防災拠点、公園などを巡る町歩きコースなどをつくり、さらに、災害時の避難場所、避難所など各地にＱＲコードを設置して、ポイントをためられるようにする、また、健康データを活用して、健康指導やフレイル予防プログラムへ移動できるシステムづくりはできないか、お聞かせください。

○大久保たかし議長　企画部長。

○西村　直企画部長　お答えします。

現行のＡｒｕｃｏシステムは、歩数や測定データの取り込み及びポイント付与に特化した仕様となっており、新機能の追加や大幅な改修には技術面、そして、コスト面からも制約がございます。御質問の新たな機能の拡充は、参加者のモチベーション向上や地域コミュニティーの活性化に資するものであり、今後、本事業をより一層魅力的かつ持続可能なものとするため、アップデートも必要であると認識しております。そのため、今後は歩くこと、測ることだけにとどまらず、食事や睡眠データの管理、健康に関するアドバイスや相談機能など、幅広く市民の関心を引きつけられる機能の追加に向け、先進自治体の事例も参考にしながら調査研究を進めてまいります。

以上でございます。

○大久保たかし議長　川畑議員。

○川畑いつこ議員　現在のＡｒｕｃｏで採用しているシステムでの対応は難しい状況とのことでした。本市は、いち早く健康促進事業としてＡｒｕｃｏを導入しましたが、後から導入した自治体が充実した事業の展開を行っています。御答弁で魅力的で持続可能なものとし、さらに多くの市民に活用していただくためには、時代や技術の推移に合わせた機能のアップデートが必要であるという認識があると伺いました。本市の掲げる健康寿命日本一のためにも、誰もが参加しやすい体制づくりと楽しんで参加できるシステムづくりを要望し、次の質問に移ります。

大項目２つ目、不登校児童生徒について伺います。

小中学生の不登校児童生徒数は35万人とも言われている調査結果が出る中で、本市としても気になるところです。特に近年は低年齢化、小学校の低学年からの増加が顕著であり、過去の市議会での答弁では、小学校１年生や２年生の不登校児童数も年々増加しているとのことでした。

そこで、(1)不登校児童生徒の現状と課題について伺います。

全国に不登校児童生徒が増加し、過去最多を更新する中、本市における直近の小中学校の不登校児童生徒数の現状とその推移、特に低年齢化の傾向について、どうなっているのかお聞かせください。

○大久保たかし議長　学校教育部長。

○小林義行学校教育部長　お答えします。

本市における年間30日以上欠席した不登校児童生徒数は、令和６年度、中学校は534名です。一方、小学校435名のうち、小学校１年生から３年生の不登校児童数は114名です。コロナ禍以降、４年生以上と同様に増加傾向となっております。

以上でございます。

○大久保たかし議長　川畑議員。

○川畑いつこ議員　小学校低学年の不登校児童数は、小学生の不登校数の約３分の１に当たる人数であり、増加傾向であることを理解しました。

では、再度伺います。校外教育支援センターでは、学校以外の学びの場として、個別相談、学習指導、グループ活動などを実施しており、ほっとホッと訪問相談では教員経験者を含めた専門相談員が電話やセンターでの相談に応じるほか、自宅や近隣の公民館などへの訪問、子どもへの直接の交流、支援を行っています。校内教育支援センター――以下、スペシャルサポートルームといいます――は、学校内に設置し、教室に入りづらい児童生徒が安心して過ごせる居場所づくりを行っていますが、本市として教育センターでの相談やほっとホッと訪問相談、学校内の居場所づくりなど、現在どのような支援メニューを用意し、どう機能しているのかお聞かせください。

○大久保たかし議長　学校教育部長。

○小林義行学校教育部長　お答えします。

教育委員会では、児童生徒に対する校内の支援として、市立小学校、中学校、義務教育学校に校内教育支援センターを設置しており、教室に入りづらさを感じている児童生徒の居場所や学習の場として機能しております。また、カウンセラーを派遣し、児童生徒の相談に対応しております。校外の支援としては、校外教育支援センター、ふれんど市川と９月１日より開室したふれんど南行徳を設置しており、学校と連携を図り、個々の児童生徒の状況に合わせた支援に努めております。教育センターでは、教育相談やほっとホッと訪問相談を実施しており、主に不登校などの課題に対して、家庭訪問や教育センターでのプレイセラピー等を行っております。

以上でございます。

○大久保たかし議長　川畑議員。

○川畑いつこ議員　児童生徒の居場所づくりを行い、相談窓口が複数あり、個々に応じた取組がされていることを理解しました。

では、さらに伺います。児童生徒の居場所づくりに取り組む中で、現在の正確な統計や定員に対する稼働状況、ふれんど市川などの利用人数、また、利用を希望してから実際に通うまでの待機状況はどうなっているのかお聞かせください。

○大久保たかし議長　学校教育部長。

○小林義行学校教育部長　お答えします。

令和８年４月から７月末時点におけるふれんど市川に登録している市内の小学校及び中学校、義務教育学校の児童生徒数は約50名となっております。登録しながら学校復帰している児童生徒もおりますので、登録者の中で実際にふれんど市川を利用している児童生徒は約40名です。

次に、待機状況と利用までの日数についてです。放課後保育クラブのような入室できず、待機させられている児童生徒はおりません。ただし、利用を希望してから実際に通うまでには、見学や面談などの準備期間が必要であり、おおよそ１週間から10日ほど要します。

以上でございます。

○大久保たかし議長　川畑議員。

○川畑いつこ議員　利用している児童生徒は40名程度で、待機している児童生徒はいないとのことでした。利用するまでには準備期間として１週間から10日かかるとのことで、子どもたちが安心して過ごせそうと感じてもらうためには必要な時間であると考えます。本市の不登校児童生徒への取組はおおむね理解しました。

次に、(2)低学年児童への支援について伺います。

全国的に不登校の低年齢化が深刻化しており、本市としても、小学生の不登校児童数の３分の１が低学年児童であるとのことでした。以前から保護者の方が、子どもが学校に行けないけれど、自宅以外でどこかに行きたい、でも学校は怖いと言っているとのお声を聞いています。本市が設置しているふれんど市川の対象年齢は、小学校４年生から中学校３年生までとなっており、対象外となっていますが、小学校１年生から３年生の低学年の児童について、現在の不登校の状況や実態をどのように把握されているのかお聞かせください。

○大久保たかし議長　学校教育部長。

○小林義行学校教育部長　お答えします。

教育委員会は、小学校１年生から３年生における不登校児童の状況については、学校訪問や長期欠席児童生徒月例学校報告書より把握しております。また、実態については、学校への訪問の際に不登校児童の状況を確認するとともに、教育センターの教育相談やほっとホッと訪問相談に相談している児童の状況についても学校と情報

を共有するなど、把握に努めております。

以上でございます。

○大久保たかし議長　川畑議員。

○川畑いつこ議員　学校からの報告や保護者からの相談で把握していること、理解しました。

再度伺います。高学年以上であれば、ある程度自分の気持ちを整理してスペシャルサポートルームなどに通うこともできますが、まだ幼い小学校１年生から３年生にとって、学校は怖い、教室には居場所がないと感じてしまうと、自力で気持ちを切り替えることは極めて困難と考えます。この時期の初期対応を誤れば、不登校の長期化や社会的孤立に直結することも考えられます。

そこで、学校以外の場所に行きたいと願いながらも、受皿がない小学校低学年の子どもたちに対し、現在どのような心理的、空間的アプローチを行っているのかお聞かせください。

○大久保たかし議長　学校教育部長。

○小林義行学校教育部長　お答えします。

教育委員会としては、小学校１年生から３年生の児童についても、教育相談やほっとホッと訪問相談などを通じて児童や保護者の思いに寄り添いつつ、学校と情報共有し、校内教育支援センターなどを利用することを目指しております。また、市川市のこども館やぴあぱーく妙典ＣＯＣＯは学校のある平日の時間帯であっても、開館時間なら不登校の低学年児童も学校以外の居場所として利用することは可能となっております。

以上でございます。

○大久保たかし議長　川畑議員。

○川畑いつこ議員　さらに伺います。不登校の低学年児童は、中部地域にあるこども館、南部地域にあるぴあぱーく妙典ＣＯＣＯが利用できるとのことでした。小学４年生から中学生までが利用できるふれんど市川は中部地域、ふれんど南行徳は南部地域にあり、北部地域の児童生徒は電車やバスを使って通うことになります。児童生徒が居場所を自ら選択し、行動することは重要なことと考えます。しかし、学校以外で自分の居場所を求めている子どもたちが、電車とバスを乗り継いで通うこととなります。以前ほかの議員も要望していましたが、北部地域の児童生徒のために校外教育支援センターを北部地域に設置することはできないかお聞かせください。

○大久保たかし議長　学校教育部長。

○小林義行学校教育部長　お答えします。

昨年度全校設置した校内教育支援センターの利用状況と、ふれんど市川、ふれんど南行徳の登録者数及び通室状況を考慮し、北部地域の児童生徒の状況を見ながら調査研究を進めてまいります。

以上でございます。

○大久保たかし議長　川畑議員。

○川畑いつこ議員　校外教育支援センター、また、ふれんど市川、ふれんど南行徳の利用状況を見ながら、調査研究をするとのことでした。不登校児童生徒数が年々増加している現状を考えると、早急な支援が求められていると考えます。御答弁にもありましたが、ふれんど市川を利用した後、学校に通える児童生徒がいることを見ると、北部地域への支援も重要と考えます。公民館の一室や大柏出張所のスペースを一部使用するなど工夫して、学校以外での居場所づくりを北部地域に開設することを強く要望し、さらに伺います。

他の自治体では、低学年専用のスペシャルサポートルームなどの設置や専門のカウンセラーが常駐するプレイルームのような安心できる居場所づくり、さらには民間フリースクールとの連携、活用補助など早期からのアプローチに力を入れている事例が増えています。例えば、神戸市ではフリースクール等利用料助成を行っており、上限２万円で利用の半額の助成をしています。また、近隣市では松戸市が補助金での支援を行っており、児童生

徒１人につき月額利用料金の３分の１、上限を１万円とした補助をしています。

そこで、本市においても、小学校１年生から３年生までの児童が安心して過ごせる学校以外の居場所を早急に整備すべきと考えますが、今後の新たな居場所づくりに向けた見解と具体的な検討予定についてお聞かせください。

○大久保たかし議長　学校教育部長。

○小林義行学校教育部長　お答えします。

教育委員会は、ふれんど市川、ふれんど南行徳の利用については、小学校４年生以上であれば安心して自分の力で通室することができますが、小学校１年生から３年生では発達段階に差があると考えております。小学校１年生から３年生の不登校児童については、教育相談やほっとホッと訪問相談での相談を学校と共有することで、校内教育支援センターなどを利用することを目指しています。今後、小学校１年生から３年生のふれんど市川への受入れについては、通室の方策やスペース等の課題を整理するなど、調査研究をしてまいります。

以上でございます。

○大久保たかし議長　川畑議員。

○川畑いつこ議員　低学年児童は発達段階に個人差があるものの、自身の感情を言葉で表すには未熟であるため、支援の仕方が小学４年生以上とは異なることは理解しています。しかし、低学年児童が学校が怖いと思うようになり、校門のそばに行くだけで不安定になることがある中で、校内にあるサポートルームは利用できないのではないでしょうか。また、さきにも述べましたが、こども館やぴあぱーく妙典ＣＯＣＯは中部地域と南部地域にしかありません。低学年児童は不登校の初期段階であることが多いと考えるため、早急な支援が必要と考えます。

では、さらに伺います。外出やセンターへの通所自体がハードルとなる児童生徒に対し、千葉県が提供する３Ｄメタバース空間を活用した居場所づくりや全国的には民間のオンラインフリースクール等と連携した出席扱い、学習支援の導入が進んでいます。そこで、本市の導入や支援の予定はないかお聞かせください。

○大久保たかし議長　学校教育部長。

○小林義行学校教育部長　お答えします。

学校の校長は、オンライン授業や授業配信動画、民間のオンラインフリースクール等は、保護者と学校との間に十分な連携、協力関係が保たれていること、学習の理解の程度を踏まえた計画的な学習プログラムであること等、一定の要件により出席扱いとすることができます。教育委員会は、学校に通うことが難しい児童生徒に対し、教育相談を通じて学校のオンライン授業や千葉県教育委員会が実施している授業配信動画「エデュオプちば」、メタバースを活用した「放課後メタバースちば～こさぽんの家～」を推奨しております。

以上でございます。

○大久保たかし議長　川畑議員。

○川畑いつこ議員　相談内容によって推奨していること、理解しました。今後も寄り添った対応をお願いし、次に(3)保護者への支援について伺います。

子どもが不登校になった際、保護者が孤立感や強い心理的負担を抱えがちです。本市の相談窓口だけでなく、地域の不登校親の会との連携やペアレントトレーニング、保護者の精神的ケアをどう支えるかも重要と考えます。当事者である子どもだけでなく、孤立しがちな保護者に対する精神的・心理的サポートやピアサポート、不登校親の会などとの連携体制、保護者向けの相談窓口の周知はどうしているのかお聞かせください。

○大久保たかし議長　学校教育部長。

○小林義行学校教育部長　お答えします。教育委員会では、市立小学校、中学校、義務教育学校にカウンセラー

を派遣し、保護者の相談に対応しております。また、不登校児童生徒の保護者を対象とした情報交換会や、講演会ｉｃｈｉここを年３回開催し、保護者のサポートもしております。保護者向けの相談窓口については、学校を通じてリーフレットを全ての保護者に配付するとともに、市の公式ウェブサイトに掲載し、周知に努めております。また、地域の不登校親の会と年に１回意見交換会を実施しており、連携に努めております。

以上でございます。

○大久保たかし議長　川畑議員。

○川畑いつこ議員　保護者の心のサポートを行っていること、理解しました。話を聞いてもらえるところがあることは、保護者の安心感にもつながることと考えます。今後も寄り添った対応をお願いします。

再度伺います。ひとり親家庭や共働き家庭で子どもが日中家にいることによる親の離職、また、子どもが日中１人で自宅にいることがあります。そこで、不登校児童生徒を抱える家庭において、特にひとり親世帯などの働き手が１人の家庭では、子どもの見守りと就労の両立によって、親が離職せざるを得なくなるケースも懸念されます。経済的、福祉的な横断的フォロー体制について、本市としては検討しているのかお聞かせください。

○大久保たかし議長　学校教育部長。

○小林義行学校教育部長　お答えします。

本市の経済的支援については、不登校児童生徒の保護者に限ったことではございませんが、学校教育部の就学援助制度やこども家庭部のひとり親家庭への支援、福祉部の生活支援課等を保護者から相談があった場合には紹介しております。福祉的支援については、学校教育部、こども家庭部、福祉部等が必要に応じて情報を共有し、ケース会議を開いて支援の方法を話し合う等連携して対応しております。

以上でございます。

○大久保たかし議長　川畑議員。

○川畑いつこ議員　学校教育部を中心に、こども家庭部、福祉部等が連携して対応を行っていること、理解しました。本市の事業は、これまで国よりも先に行ってきた実績が複数あります。古くは児童手当、近年では給食費の無償化などは、本市が国よりも先行してスタートさせた誇れる歴史の一つではないかと考えます。未来の宝である子どもたちのために、学校教育部には低学年児童の居場所づくりやフリースクールなどの利用の支援、また、多くの保護者は条件が合えば介護休暇が不登校の保護者にも使えることを御存じないため、周知をしていただくこと、また、こども家庭部、福祉部には、ひとり親家庭や生活困窮世帯などは保護者が休職や離職をすることは死活問題となるため、学校教育部から来た相談内容に当たっては早急な対応をしていただくことと、支援事業を立ち上げることを要望し、この質問を終わります。

次に、大項目３つ目、市管理施設のトイレについてです。

令和６年９月の公明党代表質問の中で、新たに建て替えられる施設でのバリアフリートイレにユニバーサルシートの設置と、既存の施設でバリアフリートイレにユニバーサルシートがない施設には移動式のユニバーサルシートの設置を要望していました。その際、重症心身障がい児者の会の「外出先にユニバーサルシートが設置されているところが少ない、せめて公共施設や商業施設に設置していただきたい」とのお声を紹介しました。また先日、車椅子ユーザーや障がいにより低身長の方からもトイレについてのお声をいただきました。それらのことを踏まえ、市管理施設のトイレについて伺いますが、市役所第１庁舎と第２庁舎については、トイレとバリアフリートイレの整備がなされていることを確認していますので、その他の施設で多くの市民が利用される行徳支所、公民館、図書館や博物館などの施設について伺います。初めに行徳支所から伺い、必要に応じて再質問させていただき、その後、同じ質問を公民館、図書館や博物館などについてお聞きします。

⑴各施設におけるトイレの衛生とバリアフリー化です。

トイレブース、いわゆる個室トイレについて伺います。感染症予防の観点から、便座クリーナーでの除菌は有効な対策であるとされていますが、現在、便座クリーナーの設置状況はどのようになっているのか。

また、荷物置場として、ドアや壁面にコートフックが設置されているケースが多く、低身長の方や子どもでは届かない状況で、荷物を持ったままトイレを使用している方がいらっしゃいます。第１庁舎や第２庁舎のようにライニングがあり、荷物を置けるスペースがあれば問題ありませんが、多くのコートフックの位置は安全対策のため高い位置にあると考えます。

そこで、現在、個室トイレではコートフックの平均の高さ、また荷物を置ける棚などがあるのか、以上３点の状況をお聞かせください。

○大久保たかし議長　行徳支所長。

○小川広行行徳支所長　お答えします。

行徳支所は昭和53年に建設されたことから、個室トイレは第１庁舎と比較して、スペースがおよそ３分の２と狭く、使用には一定の制限がございます。個室トイレの数は男性用、女性用、合わせて22基ございますが、現在便座の除菌設備は用意されておりません。今後、個室内のスペースや動線を検証しまして、除菌対策を実施してまいります。個室トイレのコートフックの高さは、男性用個室で約180㎝から190㎝で、女性用個室では約170㎝から180㎝となっております。また、荷物が置ける棚につきましては、ライニングが１階の個室トイレ６基に設置されている状況でございます。

以上でございます。

○大久保たかし議長　川畑議員。

○川畑いつこ議員　行徳支所で便座の除菌対策が行われていなかったことに正直驚きました。しかし、１階の個室トイレ６基にはライニングがあるとのことで安心しました。

では、再度伺います。コートフックの高さを低くすることは安全面から避けたいところです。そこで、商業施設などに多くある折り畳み式の荷物置場を設置することはできないかお聞かせください。

○大久保たかし議長　行徳支所長。

○小川広行行徳支所長　お答えします。

個室内のスペースや動線を検証し、荷物置き用の籠を用意するなど、誰もが利用しやすい環境を整えてまいります。

以上でございます。

○大久保たかし議長　川畑議員。

○川畑いつこ議員　荷物置き用の籠を用意するなど環境整備をしていただけるということです。お願いします。

では、さらに伺います。荷物置き用の籠を設置するとのお考えですが、折り畳み式荷物置場の設置が難しい施設では、トイレタンクの後ろ側などの堅い壁の低い位置にコートフックなどを設置することはできないかお聞かせください。

○大久保たかし議長　行徳支所長。

○小川広行行徳支所長　お答えします。

こちらの件につきましても、トイレの個室の広さや形状を踏まえまして、荷物置き用の籠で対応する予定でございます。

以上でございます。

○大久保たかし議長　川畑議員。

○川畑いつこ議員　コートフックなどを新たに設置するのではなく、あくまでも荷物置き用の籠で対応してくだ

さるとのことでした。早急な対応をお願いします。

では、同じ質問を公民館、図書館、博物館などの施設の状況も伺います。行徳支所に質問した便座クリーナーの有無、コートフックの平均の高さ、荷物などを置ける棚があるかの３点、その際、施設の数、トイレブース、いわゆる個室トイレの数も併せてお聞かせください。

○大久保たかし議長　教育振興部長。

○根本泰雄教育振興部長　お答えします。

公民館15館、図書館５館１室、博物館３館の計24施設に、トイレブースは合わせて307ございます。便座クリーナーにつきましては、大野公民館、市川駅南公民館を除き各施設とも設置をしておりません。コートフックは多くが170㎝前後の高さに設置をしております。また、荷物を置く棚や籠につきましては、個別対応しているブースは数か所ございますが、それ以外は設置されておりません。しかし、利用者の衛生面や利便性を改善することは必要であると認識をしております。これらの施設は狭いトイレブースが多く、それぞれ配置などの条件も異なることから、今後は利用者の多い場所などから順次取付けの可否や代替方法について検討していきたいと考えております。

以上でございます。

○大久保たかし議長　川畑議員。

○川畑いつこ議員　大野公民館、市川駅南公民館以外は除菌対策がされていないとのこと、こちらも驚きました。荷物を置く籠は対応している公民館もあるとのことで、市民の声を聞いて対応されたのか、職員が自ら対応されたのか分かりませんが、個別対応されている施設があることに安堵しました。公民館や図書館、博物館などは古い建物が多く、トイレブースは狭い状況ではありますが、それらの施設は利用者が多い施設です。今後は除菌対策とともに、利便性のさらなる整備を早急に行っていただくことを強く要望し、次の(2)ユニバーサルシート等のバリアフリー設備の設置について伺います。

現在、バリアフリートイレでのユニバーサルシートの設置は、市役所第１庁舎と第２庁舎、行徳支所が設置済みであることを確認しています。そこで、その他の施設で多くの市民が利用される公民館、図書館、博物館などの施設について伺います。現在、バリアフリートイレにユニバーサルシートは設置されているのか、設置されていない際は検討されているのかお聞かせください。

○大久保たかし議長　教育振興部長。

○根本泰雄教育振興部長　お答えします。

行徳支所などに併設をされている公民館、図書館を除きますと、各公民館、図書館、博物館のバリアフリートイレにはユニバーサルシートは設置をしておりません。これらの施設のバリアフリートイレには、手すりやベビーベッドなども併せて設置がされており、車椅子の回転スペースのほか、介助の方の作業スペースも確保した上でユニバーサルシートを設置することは難しいものと考えております。今後、既設のバリアフリートイレにつきましては、トイレ全体の改修工事などを実施する際に導入を検討してまいります。

以上でございます。

○大久保たかし議長　川畑議員。

○川畑いつこ議員　行徳支所に併設されている施設以外のバリアフリートイレは、広さの問題でユニバーサルシートが設置されていないことを理解しました。しかし、改修工事などがあった際には導入の検討をしてくださるとのこと、改修工事や施設の建て替えをされると、その施設は数十年そのままになることが考えられます。あらゆる方が施設を利用しやすくすることは重要と考えます。市民のお声を反映していただくことを要望し、再度伺います。

令和６年９月で移動式のユニバーサルシートの設置を要望していました。今後、公民館、図書館、博物館についても、バリアフリートイレ以外の場所で近隣のお部屋などを使って使用も含めて導入できないかお聞かせください。

○大久保たかし議長　教育振興部長。

○根本泰雄教育振興部長　移動式のユニバーサルシートを導入するためには、固定式と同様にシートの設置スペースに加え、介助の方が作業するスペースも確保する必要があり、難しいものと考えております。また、トイレに近い部屋や共用部を一時的に利用する場合は、目隠しだけでなく、汚物処理のための手洗いや換気などの対策も必要となるなど課題もございます。今後は、他の施設の設置方法なども調査し、簡易に実現できる方法について研究をしてまいります。

以上でございます。

○大久保たかし議長　川畑議員。

○川畑いつこ議員　衛生面や換気対策が必要なため、今後は簡易な方法を研究してくださるとのことでした。誰もが本市の施設を楽しんで利用していただくために、ぜひ前向きな展開をお願いいたします。

では、さらに伺います。車椅子ユーザーがトイレ内での身支度の際、便器では落ちてしまい、車椅子では両サイドにあるガードで身動きが取れないため、ズボンを履くことが困難であるとの声がありました。本来、ユニバーサルシートがあれば解決することなのですが、既存のトイレの大きさでは取付けは難しいことは理解しています。

そこで、座位を安定させて身支度を整えられる折り畳み椅子などを設置することは可能か、お聞かせください。

○大久保たかし議長　教育振興部長。

○根本泰雄教育振興部長　折り畳み椅子の設置につきましては、ユニバーサルシートほどのスペースは必要ないと思われますが、固定する際にはユニバーサルシートと同様に車椅子の回転スペース等を考慮する必要がございます。また、一時的に一般の折り畳み椅子などをお貸しして利用していただくことも考えられますが、乗り移る際に椅子が滑って転倒するなどの危険があり、１人での利用には問題があるものと考えております。今後は安全を最優先とした上で、可能な限り利用者の御要望に沿った方法を考えてまいります。

以上でございます。

○大久保たかし議長　川畑議員。

○川畑いつこ議員　折り畳みの椅子は、バリアフリーのトイレの広さの問題や安全面で難しいことを理解しました。しかし、利用者の安全を最優先し、可能な限り要望に沿った対応をしていただけるとのことで、よろしくお願いいたします。車椅子ユーザーの方に椅子の大きさはどれくらい必要なのか、丈夫さはどのようなものがいいのかをお聞きすると、ピアノの長椅子がちょうどいい大きさと丈夫さであるとのことでした。一般的なピアノの長椅子の大きさは、幅が55から60㎝、奥行きが30から35㎝、高さは46から56㎝でした。回転スペースを考慮し、また、使用後の除菌対策を行い、車椅子ユーザーの外出促進の対策を強く要望します。

最後に、福祉部に要望します。重症心身障がい児者の会の方のお話の中で、外出前、最初にチェックすることは、施設のトイレと駐車場であると伺いました。そして、これまでユニバーサルシートが設置されていないことで施設利用を諦めていた施設が、新たにユニバーサルシートの対策を行った際に、その情報をどのように入手するのかを伺うと、もともとユニバーサルシートや駐車場がない施設は行くことを諦めているためホームページを見ることはない。しかし、会報などで情報を入手しているため、会報に市の新しい情報を載せられるように伝えてほしいとのことでした。そこで、バリアフリートイレやユニバーサルシートの情報を市のホームページに一覧

として載せていただきたいこと、さらに、様々な設備の改善がなされた際には、障がい者団体に情報共有をしていただきたいことを要望し、私の質問を終わります。御答弁いただきありがとうございました。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

○大久保たかし議長　とくたけ純平議員。

○とくたけ純平議員　とくたけ純平です。一般質問を行います。

まず質問の順番ですが、大項目３つ目、性的マイノリティの権利の保障についてを最初に行い、以降を繰下げ、さらに大項目、教育行政の中で(1)児童生徒のフリースクール利用についてを一番最後とし、(2)(3)を繰り上げたいと思いますが、議長よろしいでしょうか。

○大久保たかし議長　はい、分かりました。

○とくたけ純平議員　ありがとうございます。それでは、大項目、性的マイノリティの権利の保障についてから伺ってまいります。

性の多様性に関して、アライという言葉が知られています。アライとは、性的マイノリティの当事者の味方、支援者として当事者に寄り添い、その権利を保障し、差別や偏見の解消に取り組む人を指しますが、(1)として、本市はアライであるという認識を持っているのか、基本的な考え方を伺います。

○大久保たかし議長　総務部長。

○吉田一弘総務部長　お答えいたします。

本市では、令和元年６月に市川市多様性を尊重する社会を推進するための指針を策定し、多様な性に対する理解促進を進めているところでございます。また、本年４月に施行した市川市総合計画2050では、施策の一つとして多様性社会を位置づけており、その実現に向けて、ＬＧＢＴＱ＋などに関する理解を促進する啓発活動などの充実を図ることとしています。さらに、令和８年度から12年度までを計画期間とする本市の男女共同参画に係る新たな基本計画であるウィズプランにおいても、基本目標の一つであるすべての人がいきいきと暮らせる社会の実現に向けて取り組む事業として、ＬＧＢＴＱ＋に関する理解促進やパートナーシップ・ファミリーシップ届出制度の運営を掲げており、これらの計画に基づき、今後も多様な性に対する理解促進を進めていくこととしております。

本市では、アライであることを明示しているわけではございませんが、これまで述べたように、性的マイノリティ当事者の味方、支援者としての施策を推進しているものと認識しております。

以上でございます。

○大久保たかし議長　とくたけ議員。

○とくたけ純平議員　味方、支援者として施策を推進しているということですので、まさにアライだということだと思いますけれども、その姿勢をぜひ明示していただきたいと思います。性的マイノリティの当事者には、周囲から拒絶をされたり、偏見や差別を受けたりすることへの不安を抱えて暮らしていらっしゃる方が多くいらっしゃいます。行政が味方、支援者であるという姿勢を目に見える形で示すことは、当事者の安心感や行政サービスの利用のしやすさにもつながるものと考えます。

そこで、市役所内にレインボーフラッグを掲示したり、例えば本市のキャラクター、いっちとかっちを用いるなどして、本市独自のアライマークを作成したりといった取組を行うことについて御見解を伺います。

○大久保たかし議長　総務部長。

○吉田一弘総務部長　お答えいたします。

議員御提案の取組は、本市の性的マイノリティへの理解や支援の姿勢を示す方法の一つであると認識しております。本市といたしましては、さきに申し上げましたとおり、これまでの取組を継続して実施することが性的マ

イノリティ当事者を含め、全ての人が安心して暮らせる環境づくりにつながるものと考えており、現時点で市独自のアライマークを作成するなどの考えはございませんが、他自治体の事例なども参考にしながら、今後の対応を調査研究してまいります。

以上でございます。

○大久保たかし議長　とくたけ議員。

○とくたけ純平議員　性的マイノリティ当事者は、非当事者に比べて自殺未遂や希死念慮を持つ方の割合が年代によっては３倍以上も高いという調査があります。味方であると示すことは、市民の命を守る自治体としての役目であると私は思います。現在の取組と並行してできることもあるわけですから、ぜひお願いをいたします。

続いて、⑵として、今年６月に閣議決定された通称ＬＧＢＴ理解増進法に基づく基本計画について、本市はどのように受け止め、今後の施策に反映していくのかお考えを伺います。

○大久保たかし議長　総務部長。

○吉田一弘総務部長　お答えいたします。

令和８年６月16日に閣議決定された性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する基本的な計画では、全ての人が生きがいを感じられ、その尊厳が損なわれることなく、多様性が尊重される包摂的な共生社会の実現に向け、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民一人一人の理解を深めるための理解増進施策を総合的かつ計画的に推進するための基本的な事項等が定められております。この基本計画は、地方公共団体に新たな具体的施策を義務づけるものではなく、本市の施策を大きく変更するものではございませんが、国の基本的な方向性も踏まえ、これまで実施してまいりました多様な性に対する理解促進等の取組を引き続き着実に進めてまいります。

以上でございます。

○大久保たかし議長　とくたけ議員。

○とくたけ純平議員　基本計画では、基本的な考え方として、自らのＳＯＧＩ――性的指向、性自認に従って社会生活を営む利益は人格と結びついた重要で切実な法益であるとされています。また、各種相談窓口の職員の理解不足によって、ＳＯＧＩに関する困り事が認識されず、適切な対応につながらないケースがあることや、不適切な対応を恐れて相談をちゅうちょする人がいることが課題として示されています。さらに、地方公共団体には、諸課題に対応するための相談体制の整備等の施策を講ずるよう努めることが求められています。この点、本市としても真摯に向き合うべきものだというふうに思います。

そこで、⑶として、本市における性的マイノリティ当事者からの現在の相談体制と課題の認識、併せて当事者同士が交流できる場の必要性についての認識を伺います。

○大久保たかし議長　総務部長。

○吉田一弘総務部長　お答えいたします。

本市では、性的マイノリティ当事者に対する専門の相談窓口は設置しておりませんが、相談内容に応じて、男女共同参画センターの女性のためのあらゆる相談や千葉県が実施するＬＧＢＴＱ相談、千葉県弁護士会の法律相談、厚生労働省の補助事業として、一般社団法人社会的包摂サポートセンターが実施するよりそいホットラインなどを紹介することにより対応しております。また、女性のためのあらゆる相談では、性的マイノリティに関する相談は年に一、二件でありますことから、現時点では外部の相談機関も活用しながら、相談者が安心して相談でき、必要に応じて適切な支援につながるよう対応していくことが重要であると認識しております。

次に、当事者同士で交流できる場につきましては、令和２年度に実施したセクシャルマイノリティに関するアンケートでは、当事者同士が気持ちや情報を共有できる居場所を求める意見がありました。また、本市では以

前、民間団体が実施していた当事者等のコミュニティスペースを後援し、会場使用料の減免といった支援を行っておりました。しかし、スタッフの確保が困難になったことなどを理由に、この団体は令和５年度に活動を休止し、現時点では交流の場は設けられておりません。こうした経緯から、当事者同士が安心して気持ちや情報を共有できる交流の場につきましては、一定のニーズや意義があるものと認識しております。

以上でございます。

○大久保たかし議長　とくたけ議員。

○とくたけ純平議員　女性のためのあらゆる相談において、性的マイノリティに関する相談は年に一、二件程度とのことですが、それは女性のための相談窓口だからではないでしょうか。国の基本計画で示している不適切な対応を恐れて相談をちゅうちょする人がいるという課題が当てはまっているかもしれません。むしろ、一、二件しかないからこそ専門の相談の窓口が必要だということではないかと思います。令和２年度に実施したセクシャルマイノリティ（ＬＧＢＴ等）に関するアンケートについては、御答弁で触れられていなかったところで言いますと、当事者に必要な支援という設問では、当事者の居場所づくりと並んで、専門相談窓口の設置にも多くの回答が寄せられています。また、職員に対する意識調査の項目では、回答数の１位が当事者の居場所づくり、２位が専門相談窓口の設置となっておりました。千葉市では、情報交換や相談できる交流スペース、ちば　ＳＯＧＩＢＡＳＥを年に２回開催しています。運営は民間に委託し、昨年度の予算は約17万円だったということです。

本市では、性的マイノリティの理解促進のための講座を年に３回実施していますが、まずはこうした機会を活用し、必要な配慮をした上で、当事者等が交流できる場を設けることはできないのでしょうか。

○大久保たかし議長　総務部長。

○吉田一弘総務部長　お答えいたします。

性的マイノリティ当事者の交流の場につきましては、一定のニーズがあることは認識しておりますが、性自認や性的指向は様々であり、求められる交流の在り方も一様ではないと考えております。また、当事者が安心して参加できる環境の整備や継続的な運営に加え、対象者の範囲、アウティングへの配慮、周知方法など、考慮すべき課題が多くあると認識しております。このような課題があることから、まずは現在実施しているＬＧＢＴＱ＋への理解促進のための講座の一部につきまして、当事者も参加しやすいテーマとするなど、内容を工夫することで当事者の声を把握する機会につなげていきたいと考えております。また、性的マイノリティ当事者や民間団体等から具体的な活動の意向が示された場合には、その内容を踏まえ、どのような支援が可能か検討してまいります。

以上でございます。

○大久保たかし議長　とくたけ議員。

○とくたけ純平議員　課題があるということですけれども、できない理由を探すのではなく、実現できる道を探すことに力を注いでいただきたいと思います。講座の機会を活用していくということですので、それを次の施策につなげていただくようにお願いをします。

続いて、(4)市川市パートナーシップ・ファミリーシップ届出制度についての、ア、民間医療機関における制度利用者への対応についてです。

同性パートナーについては、病院側から法的な家族ではないという理由で病状の説明を受けられなかったり、集中治療室での面会や最期の立会いを断られたりするケースがあることが、かねてより社会問題となっています。他自治体では、パートナーシップ制度の利用が可能な医療機関を公開しているところがあります。問題が起こりやすい急性期や回復期の医療機関を対象に調査を行った上で、公開をしているんだそうです。本市でもこのような取組を行っていただけないかお伺いします。

○大久保たかし議長　総務部長。

○吉田一弘総務部長　お答えいたします。

自治体が発行したパートナーシップ証明書等を活用できる医療機関について、面会や病状等の説明などの対応内容とともに、その名称の一覧を公開している自治体があることは認識しております。また、パートナーシップ・ファミリーシップ届出制度には、法律上の婚姻などとは違い法的効力はございませんが、市内の医療機関の中には、同性パートナーに対し病状説明や面会等に対応しているところがあると聞いております。こうした医療機関の情報を公開するためには、医師会や医療機関などの御理解と御協力を得ることが必要でありますことから、他自治体の取組も参考にしながら対応してまいります。

以上でございます。

○大久保たかし議長　とくたけ議員。

○とくたけ純平議員　事実上の夫婦が深刻な病状の説明を受けられなかったり、面会ができないなど、本来絶対にあってはならないことです。医療機関にぜひ理解を求めていただいて、スピード感を持って進めていただきますようにお願いをいたします。

次に、イ、住民票の続柄の取扱いについてです。パートナーシップ・ファミリーシップ届出制度の利用者同士の住民票における続柄はどのような表記になっているのか、現在の運用を伺います。

○大久保たかし議長　市民部長。

○山影聡香市民部長　お答えいたします。

住民票に表記する続柄につきましては、住民基本台帳法第７条第４号において、「世帯主についてはその旨、世帯主でない者については世帯主の氏名及び世帯主との続柄」と規定されております。また、世帯主との続柄につきましては、住民基本台帳事務の具体的な取扱いについて定められた国の住民基本台帳事務処理要領において、「妻、子、父、母、妹、弟、子の妻、妻（未届）、妻の子、縁故者、同居人等と記載する」こととされております。こうした国の取扱いを踏まえ、本市のパートナーシップ・ファミリーシップ届出制度の利用者同士が同一世帯となる場合の住民票上の続柄につきましては、現在同居人と表記しております。

以上でございます。

○大久保たかし議長　とくたけ議員。

○とくたけ純平議員　現在の運用では、本市がパートナーシップ関係の証明書を交付しているにもかかわらず、住民票上ではその関係性が示されないことになっているということです。パートナーシップ・ファミリーシップ届出制度の利用者について、本人からの申出により、住民票の続柄を夫（未届）、妻（未届）または縁故者とすることができないのかお伺いします。

○大久保たかし議長　市民部長。

○山影聡香市民部長　お答えいたします。

住民票への記載につきましては、最高裁判例において、公の権威をもって住民の居住関係に関する事項を証明し、それに公の証拠力を与えるいわゆる公証行為とされており、世帯主との続柄につきましても、住民票に記載し、公証する事項の一つとされております。このうち、夫（未届）、妻（未届）につきましては、住民基本台帳事務処理要領において、法律上の夫婦ではないが準婚として各種の社会保障の面では法律上の夫婦と同じ取扱いを受けている内縁の夫婦の場合に用いる続柄とされております。また、縁故者につきましては、親族で世帯主との続柄を具体的に記載することが困難な者、事実上の養子等について用いる続柄とされております。

一方、パートナーシップ・ファミリーシップ制度の利用者からの申出により、続柄を同居人から縁故者に変更したり、同居人に夫（未届）または妻（未届）を併記したりするなど、独自の取扱いを行っている自治体が複数

あることは承知しております。こうした状況も踏まえ、制度上の課題や他自治体の取扱いなどを整理した上で、どのような対応が可能か検討を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○大久保たかし議長　とくたけ議員。

○とくたけ純平議員　他自治体での取組は広がっています。遅れをとることがないように、ぜひ早急に進めていただきたいと思います。よろしくお願いします。

続いて、大項目、子どもの権利についてです。

子どもの権利を保障する上で、子どもは保護される対象であるだけでなく、権利の主体であるという考え方が重要であると思います。(1)として、本市はこの考え方をどのように位置づけているのか伺います。

○大久保たかし議長　こども家庭部長。

○山室繁央こども家庭部長　お答えします。

子どもの権利については、子どもの権利に関する条約の中で、子どもは権利の主体であると示されており、これを基に、「命を守られ成長できること」、「子どもにとって最もよいこと」、「意見を表明し参加できること」、「差別のないこと」という４つの原則が定められております。この条約の理念は、令和５年４月に施行されたこども基本法にも取り入れられております。本市では、これまで、平成11年に少子化対策や子育て支援事業に係る行動計画である市川市エンゼルプランを策定して以来、子どもの権利に関する条約に基づき、子どもたちを権利の主体として捉え、家庭や社会全体で育てていくという考えの下、各こども施策を推進してきました。また、令和７年３月に策定した市川市こども計画におきましても、この考え方を踏襲しつつ、基本方針に「こども・若者自身が尊重される社会」や「こども・若者とともにつくりあげる社会」などを明記しており、子どもが権利の主体であるという考え方は、本市の子ども施策の根幹として位置づけられております。

以上でございます。

○大久保たかし議長　とくたけ議員。

○とくたけ純平議員　子どもたちを権利の主体として捉え施策を推進してきたということですが、社会にその考えがまだ浸透していないという課題があるように思います。

そこで、(2)として、子どもの権利を保障するために、現在どのような取組を行っているのかお伺いします。

○大久保たかし議長　こども家庭部長。

○山室繁央こども家庭部長　お答えします。

本市では、子どもの権利を保障するための取組として、子どもも大人も含めた全ての市民が子どもの権利に対する意識を高めていくための子どもの権利の普及啓発活動や、子どもが自由に意見を表明し、その意見が尊重されることで、子どもの自己肯定感や社会参加意識を高めるとともに、子どもの最善の利益が尊重されることを目指す、子どもの意見把握のための取組を行っております。子どもの権利の普及啓発に関する取組としては、市内に12か所あるこども館において、毎年５月５日から５月11日を児童福祉週間とし、子どもの権利について遊びながら学べるコーナーを設置するとともに、年間を通して子どもの権利条約に関するポスターを全館に掲示するなどの取組を行っております。また、子どもを中心に多世代が交流する施設であるぴあぱーく妙典ＣＯＣＯでは、館内に子どもの権利条約についての啓発コーナーを設け、子どもと大人それぞれが自分にとって大事だと思う内容の欄にシールを貼るシールアンケートを実施するなど、子どもだけでなく、大人に対しても子どもの権利について周知を図っております。

次に、子どもの意見把握のための取組としては、ぴあぱーく妙典ＣＯＣＯにおいて、施設内での遊び方や利用者増加に向けた施設のＰＲ方法などを子どもたち自身が考え、施設の運営に生かすこども作戦会議を開館前の準

備段階から開催しております。また、こども館におきましても、子どもたちの意見を基に、子どもたち自身でイベントなどの企画、運営する取組を定期的に行っております。このほか、暮らしの中で困り事やよりよい町となるアイデアなどを投稿できるこどもアイデアボックスを、市公式ウェブサイト内の子ども向けページであるキッズページの開設に併せて設置しており、子どもが自由に意見を送ることができる仕組みを設けております。また、令和５年度からは、市内の小学校に通う子どもを対象としたタウンミーティングとして、児童議会を開催しており、子どもたちがふだん感じていることを田中市長自らが子どもの生の声として直接聞かれております。

以上でございます。

○大久保たかし議長　とくたけ議員。

○とくたけ純平議員　子ども自身が権利を知ることはもちろん大切ですが、その権利を尊重する立場にある大人が理解を深めることも非常に重要だと考えます。大人への周知もしているとのことではありましたが、啓発ポスターを市庁舎、公民館、図書館、スポーツ施設などにも掲示するなど、大人への周知も強めてはいかがでしょうか、御見解を伺います。

○大久保たかし議長　こども家庭部長。

○山室繁央こども家庭部長　お答えします。

子どもの権利の普及啓発につきましては、権利の当事者である子どもだけでなく、子どもに関わる大人が権利について意識を高めて、子どもの権利を社会全体で守っていくことが大切であると認識しております。こども館などの子どもが集まる施設だけでなく、市の庁舎内や公民館等の公共施設にも啓発ポスターを掲示することについては、今後、関係部署と調整してまいります。

以上でございます。

○大久保たかし議長　とくたけ議員。

○とくたけ純平議員　ぜひお願いをいたします。

続いて、先ほどの御答弁で触れられていましたこどもアイデアボックスですが、これまで何件の意見が寄せられ、どのような内容があったのか、寄せられた意見についてどのような対応を取っているのか伺います。

○大久保たかし議長　こども家庭部長。

○山室繁央こども家庭部長　お答えします。

市公式ウェブサイトのキッズページに設置しているこどもアイデアボックスには、令和７年９月の開設以降、今までに３件の意見が寄せられております。３件の具体的な内容につきましては、八幡市民交流館ニコットの歩道と段差が気になるという意見、中学校においても給食でアレルギー対応してほしいという意見や観光客を増やすために市内に観光場所を増やしてほしいといった意見でした。投稿された意見につきましては、今後の本市の取組の参考となるよう、それぞれの関係部署に情報共有を行っております。また、回答が必要な意見や相談があった場合には、関係部署と連絡を取り適切な対応につなげていくとともに、投稿された意見や回答をキッズページで公表することで、子どもの意見を尊重する仕組みづくりにつなげられるものと考えております。今後、一定の件数がまとまりましたら、まずは意見の内容を集約するとともに、個人の特定がされてしまう内容や個別の相談等があるのかといったことを含め、必要な整理を行っていきたいと考えております。

以上でございます。

○大久保たかし議長　とくたけ議員。

○とくたけ純平議員　どれも貴重な意見だと思います。一方、３件というのは少ないというふうに感じます。周知に力を入れていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。また、現在ウェブ上のみで行われていますが、物理的なものを設ければ、より多くの子どもが意見を伝えられる上、子どもは意見を伝えていいという啓

発の効果も見込めると考えます。

そこで、こども館などに紙で投函できるボックスを設置することについて御見解を伺います。

○大久保たかし議長　こども家庭部長。

○山室繁央こども家庭部長　お答えします。

これまでも、こども館やぴあぱーく妙典ＣＯＣＯでは、施設でやってみたいことや、みんなにお勧めしたい本などについて、自分の意見を書いた紙をボードに貼る形での意見聴取を随時実施してきたところです。引き続き、アイデアボックスの設置なども含め、子どもが意見を伝えやすい方法を検討してまいります。

以上でございます。

○大久保たかし議長　とくたけ議員。

○とくたけ純平議員　ぜひ、教育委員会と連携するなども考えながら、よりよい運用を模索していただきたいと思います。

次に、(3)子どもの権利を保障するための相談体制及び独立した権利救済機関の創設についてです。

子どもの権利を保障するためには、子どもが相談できる場所の整備が必要です。本市における子ども自身が相談できる窓口及び取組状況、また、それらの相談窓口のうち、市や教育委員会、学校などから独立性を持ち、必要に応じて関係機関に事実確認や改善に向けた働きかけを行う機関があるのか伺います。

○大久保たかし議長　こども家庭部長。

○山室繁央こども家庭部長　お答えします。

本市では、子ども自身が相談できる窓口として、こども家庭センターと少年センターを設置しております。こども家庭センターでは、相談支援の知識や経験を有する家庭相談員が子どもや保護者が抱える様々な不安や悩みに関する相談を電話や対面で受け付け、関係機関と連携しながら支援に当たっております。少年センターでは、臨床心理士やカウンセリングの資格や経験を有する者、または、公立学校教員経験者などが少年相談員として、友達関係などに関する悩みの相談を電話やメール、対面により受け付けております。また、子どもや若者が利用しやすいＳＮＳ相談として、千葉県が開設しているＳＮＳ相談＠ちばや親子のためのＳＮＳ相談＠ちばなどがあるほか、千葉県子どもと親のサポートセンターが緊急性の高いＳＯＳにも対応する24時間子供ＳＯＳダイヤルなど、様々な相談窓口が整備されております。こうした相談窓口につきましては、年度当初や夏休み前後に千葉県子どもと親のサポートセンターからの依頼を受けてリーフレットを配付するなど、学校などを通じて子どもたちに周知しております。

次に、市や教育委員会、学校などから、一定の独立性を持つ相談機関につきましては、本市では現在のところ設置しておらず、千葉地方法務局が行う子どもの人権に関する電話相談窓口こどもの人権110番を周知しているところです。このこどもの人権110番では、電話のほか、メールやＳＮＳによる人権相談も行っており、地域の人権擁護委員や法務局職員が子どものＳＯＳを確実に受け止めるほか、重大な事案に対しては法務局自らが調査を行い、学校等に対して改善を促す措置を講じるなど、高い専門性と救済権限を有しております。

以上でございます。

○大久保たかし議長　とくたけ議員。

○とくたけ純平議員　様々な制度があることは理解をいたしました。しかし、行政から独立性を持つ機関が法務局のこどもの人権110番だけでは十分とは言えません。基礎自治体に設置された第三者機関だからこそ、地域の特色を理解し、継続的に市や学校、施設などの改善を求めることができるものと考えます。弁護士などを配置した子どもの権利を擁護し、救済するための機関が全国の自治体で設置が進んでおり、隣の江戸川区や千葉県内では千葉市にも制度があります。本市でもそのような仕組みを設けることについてお考えを伺います。

○大久保たかし議長　こども家庭部長。

○山室繁央こども家庭部長　お答えします。

子どもの人権を守る上で、様々な立場から子どもを支援することは重要なことと認識しており、独立した権利擁護救済機関は、市とは異なる視点を持ち、新たなアプローチや対応にもつながる存在と考えております。今後、市が新たな機関を設けることについては、他の自治体の取組状況などを参考にしながら、役割や必要性について調査研究してまいります。

以上でございます。

○大久保たかし議長　とくたけ議員。

○とくたけ純平議員　全般的な子どもの権利を擁護するためのものでもありますし、子どもたちをいじめや性被害、虐待から守るためにも欠かせないものだと思います。今現在、悩んでいる子どもや権利を侵害されている子どももいるかもしれません。いるのではないかというふうに思います。ぜひスピード感を持って進めていただくようにお願いをいたします。

次に、(4)子どもの権利条例を制定する考えについてです。

令和４年度の議会において、「自治体が独自に定める条例は、施策を継続的に推進するために重要な役割を果たす」と御答弁されていますが、現在もこの認識に変わりがないか伺います。

○大久保たかし議長　こども家庭部長。

○山室繁央こども家庭部長　お答えします。

自治体が独自に定める子どもに係る条例につきましては、令和４年６月市議会定例会において、自治体が独自に定める条例は、施策を継続的に推進するために重要な役割を果たすと思われるが、国の現状などを踏まえ、入念に調査が必要である旨の答弁がされておりますが、その認識に変わりはございません。本市では、こども基本法の制定を受け、令和７年４月を開始年度とする市川市こども計画を策定し、子どもの権利を踏まえた施策を推進しているところです。条例の制定については、本計画に基づく子ども施策の進捗や、既に条例を制定した自治体の状況などを調査することと併せ、子どもを含め、関係機関や関係者など様々な意見を幅広く伺いながら、丁寧に進めていくべきものと認識しております。

以上でございます。

○大久保たかし議長　とくたけ議員。

○とくたけ純平議員　丁寧に進めていくべきものということでありました。一方、４年前にも調査が必要という御答弁があり、今回もまた、今後調査するというお話もあったところです。過去の記録をたどってみますと、18年前から調査研究が続いているという状況です。そろそろ具体的な検討を始めるべき時期ではないでしょうか。

現在、条例を制定している自治体は全国93自治体に広がっており、こども基本法の施行後も各地で条例の制定の動きが続いています。条例の制定に当たっては、先行自治体では審議会や検討委員会を設置し、子ども自身の意見も聞きながら、２年程度の時間をかけて検討しているところが多いようです。流山市では、今年４月、子ども・子育て会議に条例制定の検討を諮問し、その下にこどもの権利部会を設けて検討を進めています。本市においても、まず、条例の必要性や子どもの権利保障の仕組み、どのような権利保障が必要なのかについて子ども・子育て会議の議題にのせるなど、正式な検討を始めてはいかがでしょうか。

また、同じく流山市では、子どもたちが自由に意見を伝えることができる場所としてこども会議を開催し、その中で条例制定についても意見を聞いているということです。本市においても、条例制定の検討に向けて子ども主体の場を設け、子ども自身の意見を聞きながら進めてはいかがかというふうに思います。これら２点について御見解を伺います。

○大久保たかし議長　こども家庭部長。

○山室繁央こども家庭部長　お答えします。

条例制定や権利保障の仕組みづくりに関する検討につきましては、子どもの権利に関する条約の趣旨を受けて制定されたこども基本法がある中で、まずは、本市として解決すべき具体的な課題を洗い出すなどの作業や、本市が独自に条例制定をする意義や必要性について整理を行う段階と考えております。

次に、子ども・子育て会議における審議についてです。市川市子ども・子育て会議は、子ども・子育て支援法に基づき、特定教育・保育施設等の利用定員の設定や子ども・子育て支援に関する施策の推進等について調査、審議する合議制の機関です。本市における条例制定や権利保障の仕組みの必要性も含め、様々な機会を捉えながら幅広い意見を聞いていくことは、子ども・子育て会議の一つの役割と考えております。また、子どもの意見を聞くことにつきましては、まずは令和９年度に予定している市川市こども計画の中間見直しを進めていく際に、計画がより実効性のあるものとなるよう、当事者である子どもの意見を聞く機会を設ける予定であり、今後の施策の方向性を検討する際には、子どもの意見聴取を継続して行ってまいります。

以上でございます。

○大久保たかし議長　とくたけ議員。

○とくたけ純平議員　こども基本法は、子どもの権利の保障を万全に盛り込んだものとは考えられず、子どもの権利条例の代わりになるものではないと考えます。市長は２期目の所信表明において、50万都市にふさわしい、中略しまして、都市の在り方を考え、そして、子どもの未来のためにどうあるべきかを基本にと述べていらっしゃいます。条例制定をする意義や必要性について整理を行う段階ということもありましたけれども、意義や必要性がないということはないと思います。子ども自身の意見をしっかりと聞きながら、権利救済機関の設置も含め検討を進めていただくことを強く求めます。

続きまして、大項目、教育行政について。

さきに申し上げたとおり順番を入れ替えまして、(2)学校給食費無償化における学校給食を利用できない児童生徒への支援についてから伺ってまいります。

今年度から児童の学校給食に必要な食材費について、国が地方自治体を支援する取組が始まりました。本市も県を介する形で支援を受けていますが、国の取組の目的をどのように認識をしているか、加えて、本市は2024年４月からは、学校給食の提供を受けることができない一部の児童生徒に補助金を支給していますが、この補助制度を創設した目的と考え方を伺います。

○大久保たかし議長　学校教育部長。

○小林義行学校教育部長　お答えします。

学校給食費の無償化は、未来を担う子どもたちの健やかな成長を社会全体で支える施策として、田中市長のもと、国に先行する形で令和５年から全ての市立学校において実施いたしました。国の給食費負担軽減交付金は、学校給食費の負担軽減を通じた子育て支援に取り組んでいる地方公共団体を支援することにより、子育て世帯への支援を強化することを目的とするとされています。本市の市川市学校給食における食物アレルギー等対応補助金は――以下、アレルギー補助金といいます――食物アレルギーにより、全く給食を食べることができない児童生徒と教育支援センター、ふれんど市川及びふれんど南行徳に通っている児童生徒を対象としています。児童生徒の健やかな成長の支援を目的とし、弁当を持参した日数に応じ、アレルギー補助金を支給することにより、結果として保護者の負担軽減につながっているものと考えております。

以上でございます。

○大久保たかし議長　とくたけ議員。

○とくたけ純平議員　アレルギー等対応補助金は、食物アレルギーによって給食を全く食べられない子とふれんどに通う子が対象となっているということでありますけれども、現在、市立学校に在籍しながら学校給食を恒常的に利用していない児童生徒は何人いるのか、また、その理由の内訳を伺います。

○大久保たかし議長　学校教育部長。

○小林義行学校教育部長　お答えします。

令和７年度末時点において、市立学校に在籍し給食の申込みをしていない、または、給食の提供停止を届け出た児童生徒は212人でした。保護者が申し出た理由の内訳は、食物アレルギー23人、ふれんど市川へ通学６人、現在学校に登校できていない65人、けが、病気等で入院中、自宅療養中25人、インターナショナルスクールへ通学20人、フリースクールなどへの通学７人、宗教による食事制限４人のほか、病気等による食事制限、その他不明となっております。

以上でございます。

○大久保たかし議長　とくたけ議員。

○とくたけ純平議員　いただいた数字だけで考えますと、給食を取っていない児童生徒のうち、この集計の時点で言えば、85％以上が制度の対象外になってしまうということだと思います。これら制度の対象になっていない児童生徒も、補助金制度の目的である健やかな成長の支援を受けられるべきだと考えますが、御認識を伺います。

○大久保たかし議長　学校教育部長。

○小林義行学校教育部長　お答えします。

アレルギー補助金は、児童生徒の健やかな成長を支援するため、食物アレルギーにより全く給食を食べることができない児童生徒と教育支援センター、ふれんど市川及びふれんど南行徳に通っている児童生徒を対象としております。

以上でございます。

○大久保たかし議長　とくたけ議員。

○とくたけ純平議員　改めて制度の御説明をいただいたということですけれども、だからこそ、今質問をしたわけですが、改めて質問の趣旨を申し上げたいと思います。現在給食を取っていないものの、補助制度の対象となっていない児童生徒も健やかな成長の支援の対象であるべきだという認識はお持ちでしょうか、お伺いします。

○大久保たかし議長　学校教育部長。

○小林義行学校教育部長　お答えします。

アレルギー補助金の対象となる児童生徒は、市川市学校給食における食物アレルギー等対応補助金交付規則において、食物アレルギーにより全く給食を食べることができない児童生徒と教育支援センター、ふれんど市川及びふれんど南行徳に通っている児童生徒の２つの要件に限定して規定しています。そのため、補助対象となる児童生徒を拡大するには、新たな区分を設けるための規則改正を行わなければならず、他の施策との整合性など慎重な検討が必要となります。

以上でございます。

○大久保たかし議長　とくたけ議員。

○とくたけ純平議員　どうしても質問と御答弁がかみ合わないというふうに感じます。おっしゃっていただいた補助金制度の規則、第１条、趣旨では、「食物アレルギー等により学校給食の提供を受けることができない」とされており、この「等」という含みが持たされておりまして、第１条の趣旨のところでは、校外支援センターのこともここで述べられているわけではありません。その上で、具体的な補助対象児童については、第２条第３項

で、食物アレルギーによって給食を提供されない児童生徒と本市が設置する不登校児童生徒の学習支援施設に通う児童生徒という規定が確かにあるわけですけれども、ただ、これは規則で定めている対象ですから、新たな対象を設けるのであれば、この部分を改正するということは当然できますし、現行の規則にも「教育委員会が適当と認めたときは」という規定もあるわけであります。給食を利用できない対象になっていない児童生徒についても、当然、健やかな成長の支援の対象であるということは当然だと思いますけれども、そこは答弁がちょっとなかったということで疑問に思いますが、次に進みたいと思います。

文科省が示す給食費負担軽減交付金実施要領では、非喫食者支援の対象として、やむを得ない事情により、恒常的に学校給食を食べられない児童が想定をされていますが、どのような場合が示されているのかお伺いします。

○大久保たかし議長　学校教育部長。

○小林義行学校教育部長　お答えします。

給食費負担軽減交付金実施要領、以下、実施要領といいます。国と都道府県の関係を示すに過ぎず、本市を直接拘束するものではございません。実施要領において、都道府県が実施主体となる給食費負担軽減事業について、主として、やむを得ない事情としては、「重度のアレルギーその他の疾患、不登校、宗教上の配慮が必要である場合等が考えられること」と示されてはおりますが、あくまでも都道府県が実施主体となる事業に対する例示にすぎないものでございます。

以上でございます。

○大久保たかし議長　とくたけ議員。

○とくたけ純平議員　都道府県が実施主体ではありますけれども、その都道府県から本市に支出がされるという仕組みですから、これが本市に関係がないということではないというふうに思います。その上で、拘束をされるかどうかは別として、国は非喫食者支援について、重度のアレルギーその他の疾患、不登校、宗教上の配慮が必要な場合等を示しているということです。実際、隣接する自治体だけでも、船橋、松戸、江戸川区は不登校や宗教上の理由は補助金の対象としています。浦安でも宗教上の理由は対象となっています。

本市は、児童生徒の健やかな成長を補助制度の目的としています。また、その結果として、保護者の負担軽減につながっているとも述べておりました。国の交付金は、子育て世帯への支援の強化が目的だというふうにされています。これらを踏まえ、ふれんど利用者に限らない不登校の子どもたち、宗教上の理由や疾病その他のやむを得ない事情によって、恒常的に学校給食を利用できない児童生徒にもこの補助の対象を広げるべきものと考えますが、御見解を伺います。

○大久保たかし議長　学校教育部長。

○小林義行学校教育部長　お答えします。

市川市学校給食における食物アレルギー等対応補助金交付規則では――以下、規則といいます――児童生徒の健やかな成長を支援するため、補助対象となる児童生徒について、食物アレルギーにより、全く給食を食べることができない児童生徒、教育支援センター、ふれんど市川、ふれんど南行徳に通っている児童生徒であることの２つの要件に限定して規定しています。その上で、教育委員会が適当と認めたときは、この限りでないと規定しておりますが、あくまでも規則を策定した時点では想定することが難しい少数の事例を対象とした規定であり、補助対象となる児童生徒を拡大するために新たな区分を設けるとするならば、規則を改正することが適切であると考えます。

以上でございます。

○大久保たかし議長　とくたけ議員。

○とくたけ純平議員　規則の改正が必要だという、その流れは理解をいたしました。ちょっと繰り返しの質問になりますけれども、規則を改正して現在対象になっていない子ども、不登校、ふれんどに通うことができていない、通っていない不登校の子どもたちや、宗教上の理由やその他病気など、やむを得ない事情によって恒常的に学校給食を利用できない児童生徒にも、規則を改正して補助の対象を広げるべきではないかということなんですけれども、それについての御見解を伺います。

○大久保たかし議長　学校教育部長。

○小林義行学校教育部長　お答えします。

様々な事情により給食を利用できない児童生徒への対応といたしましては、国の実施要領の記載内容を勘案し、アレルギー補助金の在り方について、今後も調査研究を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○大久保たかし議長　とくたけ議員。

○とくたけ純平議員　本市は給食費の無償化に関して所得制限を設けていないわけですが、これは所得にかかわらず、子どもの成長を社会全体で支えるという理念に基づいたものとされています。一方で、子どもの居場所によって、この補助制度で支援を受けられない家庭があるというのは、これは是正されるべきものではないでしょうか。調査研究という御答弁ですが、既に行っている近隣市も多いわけですから、早急に実現に結びつけていただくように強く要望をいたします。

続いて、(3)学校における香りの害、香害対策について伺います。

本年２月定例会では、香りの害、香害に関するアンケートに寄せられた様々な意見を受け、学校への啓発を進めていく旨を御答弁されていました。その後の取組状況を伺います。

○大久保たかし議長　学校教育部長。

○小林義行学校教育部長　お答えします。

本年２月定例会後、教育委員会では香りに起因する困り事や化学物質過敏症等に関し、啓発を進めております。２月にアンケート結果を学校へ通知し、様々な立場を尊重する重要性について周知啓発を行いました。３月には、市公式ウェブサイトでアンケート結果を公表し、児童生徒及び保護者へ周知しました。あわせて、給食配膳時における個人所有のエプロン等の使用を了承することや、無香料石けんの案内を学校に文書で通知しております。その後、６月には、学校に対して香りの感じ方に個人差があることや、エプロン持参が可能である旨の再周知をしました。また、市公式ウェブサイトにアンケート結果が公表されていることを保護者へ周知するよう、各学校へ文書で通知しました。さらに７月には、教職員に香料に対して過敏に反応する児童生徒が身近にいる可能性を十分に認識し、適切に配慮していくよう学校に通知しました。

以上でございます。

○大久保たかし議長　とくたけ議員。

○とくたけ純平議員　様々な取組をされていることを理解しました。こちらに関しては感謝をいたします。

一方、学校内で配慮を行うに当たっては、教職員が香りの害、香害に関する基礎的な知識や必要な配慮をさらに学ぶことも大切だと思います。校内研修等の中で教職員の理解を深める取組は行っているのかお伺いします。

○大久保たかし議長　学校教育部長。

○小林義行学校教育部長　お答えします。

教育委員会といたしましては、各学校へ香りに起因する困り事や化学物質過敏症等の情報を通知により、繰り返し周知してきました。これを受けて学校は、児童生徒が安心して学校生活を送れるために個別の対応を行うなど、適切に対応しているものと考えており、研修は行っておりません。

以上でございます。

○大久保たかし議長　とくたけ議員。

○とくたけ純平議員　今後、校内研修などでさらに理解を深めることもぜひ御検討いただきたいと思います。というのも、適切に対応しているということでありましたけれども、全ての教職員に周知が徹底されているかは、まだ疑問に思われるところがあります。実際、保護者からは教員が香害アンケートについて把握していないようだったという話を聞きました。

続けて伺います。柔軟剤や合成洗剤の利用を規制することはできないとしても、人工的な香料によって体調不良を起こしたことがある子どもがアンケート回答者の８％にも上っている以上、やはり教職員はそういった製品の使用を控えることが求められると考えますが、御見解を伺います。

○大久保たかし議長　学校教育部長。

○小林義行学校教育部長　お答えします。

児童生徒が安心して学校生活を送ることができる環境を整えることは重要です。しかしながら、教職員であっても、個人の生活用品等の使用について教育委員会が一律に制限を課すことは慎重に判断していかなければなりません。繰り返しになりますが、教育委員会としては、教職員に対し、香りに起因する困り事や化学物質過敏症等に対する理解と勤務時における配慮については、既に情報提供しているところでありますが、引き続き周知啓発に取り組んでまいります。

以上でございます。

○大久保たかし議長　とくたけ議員。

○とくたけ純平議員　教職員が使用している柔軟剤などが原因で、子どもが体調を崩すということは起こらないようにしなければならないということは当然だと思います。理解を深める取組をさらに進めていただくように要望をいたします。

続いて、最後の中項目になります。児童生徒のフリースクール利用について。

アとして、まずはフリースクール等を利用する児童生徒数とフリースクール等での活動が出席扱いになっている児童生徒数について、現時点で把握している直近の状況を伺います。

○大久保たかし議長　学校教育部長。

○小林義行学校教育部長　お答えします。

令和６年度のフリースクール等民間施設を利用している児童生徒の人数は、小学生28名、中学生38名です。また、フリースクール等民間施設に通うことで校長が出席扱いとして認めたケースは、小学校では13件、中学校では23件です。

以上でございます。

○大久保たかし議長　とくたけ議員。

○とくたけ純平議員　フリースクール等を利用し出席扱いになっている子どもが一定数いるということが分かります。

そこで、不登校の児童生徒について、どのような学び方、居場所が望ましいかを検討する際、子ども本人の意見や希望をどのように把握し、その子の最善の利益にかなう居場所を決めているのかお伺いします。

○大久保たかし議長　学校教育部長。

○小林義行学校教育部長　お答えします。

教育委員会は、教育センターでの教育相談において、学校や校外教育支援センター等に通う方法はないかを検討していく段階で、まず保護者及び児童生徒の意見や希望の聞き取りをしております。聞き取りをする中で登校

が難しい場合には、千葉県版児童生徒・保護者のサポートガイド等も参考にしながら支援の方向性を決めております。

以上でございます。

○大久保たかし議長　とくたけ議員。

○とくたけ純平議員　登校が難しい場合にはということもありましたけれども、無理に登校を促すことなく、その子にとっての最適な学びの場がどこかという観点が重要ではないかというふうに思います。参考にされているというサポートガイドには、県内各地のフリースクールが紹介されています。その意味でも、フリースクールで学ぶ児童生徒も、本市が掲げる誰一人取り残さない学びの保障の対象として支援していく必要があると考えますが、御見解を伺います。

○大久保たかし議長　学校教育部長。

○小林義行学校教育部長　お答えします。

市川市教育振興大綱具体化パッケージの重点方針の２つ目として、誰一人取り残さない学びの保障では、全ての子どもが学校内外で自分に合った学びの場を享受することを将来像として掲げております。それを受けて、令和８年度教育振興を重点施策として位置づけ、施策を進めているところでございます。

以上でございます。

○大久保たかし議長　とくたけ議員。

○とくたけ純平議員　全ての子どもが学校内外で自分に合った学びの場を享受することを将来像として掲げ、施策を進めているとのことでした。そのためには必要な支援が求められます。

そこで、イ、利用家庭の経済的負担と支援についてです。2025年２月定例会では、フリースクール利用家庭の経済的負担が大きいことは認識しているとの御答弁をされていますが、実際、不登校の子がフリースクールに学びの場を見いだせたとしても、家庭に利用料を負担できる経済力がない場合には利用が制限されるという現実があります。不登校の子が学びの場を確保できるかどうかが家庭の経済状況によって左右されるということについて、どのようにお考えになっているでしょうか、お伺いします。

○大久保たかし議長　学校教育部長。

○小林義行学校教育部長　お答えします。

本市は、校内教育支援センターや校外教育支援センターなどの児童生徒が安心して過ごせる居場所づくりの充実を図ることで、不登校児童生徒への支援をしております。校内教育支援センターや校外教育支援センターは入学金や授業料などの費用は必要ございません。今後も活用状況や効果を検証し、不登校児童生徒への支援を進めてまいります。

以上でございます。

○大久保たかし議長　とくたけ議員。

○とくたけ純平議員　質問へのお答えにいまいちなっていないというふうに思います。ちょっと続けますけれども、校内及び校外教育支援センターの効果の検証をした上で、フリースクールなどの経済支援について考えるという意味で御答弁をされたのかなというふうにも感じますが、もしそうだとすれば、それは順番が逆ではないでしょうか。今校内及び校外教育支援センターに通えない子どもが事実いるわけですから、その子や家庭への支援を整えるとともに、それと並行して校内及び校外教育支援センターの効果検証は行うべきではないでしょうか。2025年９月定例会では、フリースクールにしか行けない子が存在するのは、重々認識をしているという御答弁もありました。また今回、全ての子どもが学校内外で自分に合った学びの場を享受することを将来像としているとの御答弁もあったところです。

そこで伺います。校内教育支援センターや校外教育支援センターの効果の検証をされていくということでありますが、それと併せて、フリースクールを利用している児童生徒の状況や利用家庭の経済的負担、支援の必要性も調査対象としていくことはできないのか、御見解を伺います。

○大久保たかし議長　高木教育長。

○高木秀人教育長　お答えさせていただきます。

教育長に着任する前でございますけれども、様々なフリースクール等を拝見させていただきました。また、そこの経営者の方々とも話をさせていただきました。本当に不登校の子どもたちに対する居場所をつくろうといったお考えのあるフリースクールの方もいらっしゃれば、独自の教育理念に基づいて教育を進めようといった方もいらっしゃるところでございます。子どもたちにしっかり教育をしていただくためには、設置基準に基づく施設設備があって、しかるべき免許を持った教員が教えて、かつ、学習指導要領にのっとった教育課程を実施するというのが子どもたちにとって最善の価値のものかなというふうに認識をしているところでございます。

私がお会いして、もしくは拝見させていただいたフリースクールの中では、３校が今認可を受けて、学校として運営されているところでございます。それぞれ志があるところでございますけれども、そういったしっかりとした認可を受けて学校運営を進められるということでありますと、しかるべき県としてのフォローといったことがありますので、様々な支援も受けられるということになります。まずは、子どもたちにとって最善な取組というのは何なのか考えて、我々は取り組んでいきたいと思います。

以上でございます。

○大久保たかし議長　とくたけ議員。

○とくたけ純平議員　以前にも似たような御答弁をされているというふうに思います。教育長が子どもの教育についてしっかりと熱心に考えていただいて、動いていただいているということは、私ももちろんそれは認識をしています。その上で、教育長も重々承知していると以前に御答弁をいただいていますけれども、学校、あるいは校内、校外の教育支援センターには通えず、フリースクールで居場所を確保して、そこで貴重な体験、社会的な自立という言葉がどうかと僕は思う部分もありますけれども、社会的な自立に向けて成長している子どもがいるということも、それは承知されていると思うんですね。その上で、先順位者の質問の中では、例えば小学校１年生から３年生は、こども館やＣＯＣＯであれば居場所として利用できますという御答弁もありましたけれども、一方では、認可どころじゃない、そういったことを御答弁もされると、市の施設でありますけれども、そういうこともあります。一方で、フリースクール等民間施設で学ぶ、利用をすることで出席扱いとされている事例もあるということは、これは一定フリースクールでの学びを認めているということになるということだと思います。

認可についてですけれども、これ、認可をするといっても、しようと思って来年、再来年すぐにできるわけではないということがあると思うんですね。そういった場合に、今まさに学校に行けず、フリースクールを利用したい、だけれども経済的な理由で厳しいという子どもは、これは取り残されてしまうということになるのではないかと思います。教育長がおっしゃるフリースクールが必ずしも子どもにとっていいのかという議論は、もちろんそれはあるかもしれません。そして、フリースクールによっては確かにどうかという部分も、学校によって、スクールによってはそれはあり得るんだろうと思います。ですので、ほかの自治体などでも、どのフリースクールに通うことを補助の対象にするか、そこを整理して助成の制度を確立しているというところがあります。そして、千葉県はフリースクールに対して直接の支援の制度を始めましたけれども、そこでもやはり基準を設けて、どこに援助をするかということを決めている、そういったことができるんだと思うんですね。

今この状況の中で、やはり様々なことを考える中で、フリースクールへの支援ということをどんな課題があるのか、どんな状況があるのか、そして、保護者や子どもさんがどんなふうに困っているのか、これを調査すると

いうことはぜひ行っていただきたい。その上で何ができるかを考えるということが必要だと思いますけれども、その点、御答弁をいただけないでしょうか。

○大久保たかし議長　高木教育長。

○高木秀人教育長　お答えさせていただきます。

先ほども御答弁させていただいたとおり、私はしっかりとした体制があったところで子どもが学ぶところが最優先だと、子どもに対しての最善の利益だというふうに考えておるところでございます。この20年、25年ぐらいですかね。様々な規制緩和が進められて、学校の認可というのは非常に受けやすくなっているところでございます。本当に何かしらの教育理念に基づいて、独自のことでやられるといったところに関しましては、そういう手もありますし、もしくは不登校の子どもたちに対する居場所をつくっているところは学校の認可を受けているというところもありますので、そういったところを見ながら、子どもたちの最善の利益を考えながら、我々施策を進めていきたいと思っています。

以上でございます。

○大久保たかし議長　とくたけ議員。

○とくたけ純平議員　ぜひ、まずは調査をする、検討するという段階に進めていただきたいということを改めて申し上げて、終わりたいと思います。

○大久保たかし議長　この際、暫時休憩いたします。

午前11時51分休憩

―――――――――――――――――――――――

午後１時開議

○にしむた　勲副議長　休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第１一般質問を継続いたします。

越川雅史議員。

○越川雅史議員　越川雅史でございます。質問の順番を入れ替えて、最後の項目から始めさせていただきます。

本市職員には、全体の奉仕者として職務を遂行するために必要な知識、技能及び態度等を習得させる必要があるわけですが、私が職員と接する中で感じる課題として、コンプライアンスや内部統制に関する知識の欠落、プロジェクト管理や課題管理の稚拙さなどが挙げられます。私が接する職員は、主に課長級以上の幹部職員になるかと思いますが、上司がこのようなありさまであれば、部下の育成や組織のマネジメントに深刻な支障が生じることも懸念されます。また、陳情案件等につき、職員から報告を受ける機会もありますが、ＭＥＣＥ感のない進捗報告などにより、やり取りが１回で終わらず、こちらが何度か質問を重ねなければならない場面が多々あります。これでは、部下の方々も同様に、上司からの曖昧な指示への確認作業を繰り返すことになり、業務全体に大きな非効率が生じていることが懸念されます。

接遇面では、電話に応答した際、課名や課長席ですとだけ告げ、こちらが名のっているにもかかわらず自らは名のらない職員や、こちらが名のっただけでまだ何も話をしていないにもかかわらず、次長ですねなどと一方的に決めつけて保留にする職員が存在するなど、電話応対の基本すらおろそかにされている場面も見受けられます。さらに言えば、本来なら部長自らが対応すべき案件であるにもかかわらず、部下に任せて本人は素知らぬ顔をする、あるいはこちらが繰り返し断っているにもかかわらず、不必要な面会要求を繰り返すなど、幾つかの課題を認識しているところです。

そこでまずは、本市が職員に求める必要な知識、技能及び態度等の水準について、総務部長の御認識を伺います。

○にしむた　勲副議長　総務部長。

○吉田一弘総務部長　お答えいたします。

地方公務員法第39条第１項では、「職員には、その勤務能率の発揮及び増進のために、研修を受ける機会」を与えることとされております。そして、同条第３項では、「地方公共団体は、研修の目標、研修に関する計画の指針となるべき事項その他研修に関する基本的な方針を定める」こととされており、本市では、人材育成の目的、方策等を示した人材育成基本方針を定めております。この指針では、職員が習得しなければならない３つの能力を示しております。１つ目は、特定の業務や作業を遂行するために必要な専門的知識及び技術を用いる能力などの業務スキルでございます。これは、各業務分野の専門知識、技能の専門技術能力や法務能力や分掌、財務、組織の知識などの共通技術能力などでございます。２つ目は、他者と協働し、集団の中で効果的に働くための対人関係能力などの対人スキルでございます。これは、接遇応対能力、傾聴力、説明力、コミュニケーション能力や折衝調整能力などでございます。３つ目は、組織や業務全体を１つの体系として捉え、要素間の関係性を理解し、状況を抽象化、統合して判断する能力であり、特に上位の管理段階において必要な概念化スキルでございます。これは、企画立案能力、課題解決能力、情報収集・分析力、判断・決断能力の政策形成能力や組織運営能力、育成指導能力、危機管理能力のマネジメント能力などでございます。

また、これらのスキルの水準につきましては、初任期には業務スキルに重点が置かれ、習熟度が上がるにつれて概念化スキルの比重が高くなるなど、職位や職務に応じて求められるスキルの重要性や必要性の割合が変化するものであり、全ての職員に一律の水準が求められるものではございません。例えば、部長職の標準職務遂行能力といたしましては、部の政策方針の立案及び決定をすること及び部内の職員を指揮監督し、部の政策を推進することとされており、主として、概念化スキルが求められているものでございます。

このように、職員に求められる知識、技能、態度等につきましては、職位や職務に応じて異なるものの、それぞれの職位において求められる職務遂行能力を発揮し、担当する職務を適正に遂行することが、本市が職員に求める水準であると認識しております。

以上でございます。

○にしむた　勲副議長　越川議員。

○越川雅史議員　ただいまの御答弁に対し、夢見る少女であれば、職員の皆さんも様々な研修を受けて研さんを積んでいるのですねなどと反応するのかもしれませんが、私は夢見る少女じゃいられない。仮に総務部長から、職員は必要十分な知識、技能及び態度等を習得しているでしょう、イエス、イエスと言ってくださいと求められても、ノー、ノー、それじゃ物足りないとお答えするしかありません。先ほど私はＭＥＣＥ感のない進捗報告という表現を用いましたが、個別の職員の説明能力だけを問題にしているわけではありません。日頃の説明や報告を聞いておりますと、そもそも複雑な物事を構成要素に分解する、それを漏れや重複がないように整理する、それぞれの関係性を構造的に捉え、そして、結論と根拠を論理的に組み立てて相手に説明するといった思考の基本的な型について、十分な訓練が積まれていないのではないかと感じることが多々あります。話の構造が整理されていなければロジックが弱くなってしまうのも当然のことです。幹部職員の実務能力に欠けている点があれば、仮に田中市長の思いや理念が正しかったとしても、それを具体的な政策に落とし込む過程において、様々な欠陥が埋め込まれてしまうこともあるでしょう。その結果、なぜこの事業が必要なのか、どのような成果が期待できるのかという点について、説得力や整合性を確保できなくなってしまい、私の場合であれば、やむにやまれず議案に反対せざるを得ないケースも生じるといった感じです。いちカレ事業や塩浜親水事業などはその最たる例とも言えるでしょう。

こうした事態を回避するためには、ロジカルシンキングや問題分解、構造化、結論、根拠、事実を階層的に組

み立てる論理的説明などについても研修を実施する必要があるかと考えます。幹部職員には、複雑な行政課題を構造的に捉え、それを論理的かつ分かりやすく説明する能力を培うことが求められているのだと考えますが、総務部長の御見解を伺います。

○にしむた　勲副議長　総務部長。

○吉田一弘総務部長　お答えいたします。

本市では、おおむね入庁後４年目の主任主事に昇任した職員に対し、課題解決に不可欠な情報収集力と分析力、概念化能力の向上を図ることを目的の一つとした研修を実施しておりますが、議員の御提案の論理的思考に特化したものにはなっていないところでございます。論理的思考やこれを応用した説明能力は、職員の政策立案や市民への説明責任に関する能力を向上するために重要な能力の一つであると考えられることから、今後、特にその能力が求められる部署の職員や管理職員等に対し、例えば民間事業者が提供するｅラーニングの受講機会を設けることなどについて、調査研究を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○にしむた　勲副議長　越川議員。

○越川雅史議員　ところで、接遇の観点で言えば、自部署の所管事項につき一般質問の通告を受けた部長は、その質問通告に対しどのように対応するのが一般的、標準的な対応なのでしょうか、御説明ください。

○にしむた　勲副議長　総務部長。

○吉田一弘総務部長　お答えいたします。

一般質問、代表質問で通告を受けた場合には、こちらから質問を調整させてほしいということでお願いをするということで、そのお願いに議員のほうで応じていただければ、答弁調整の機会が得られるというふうに考えております。そういう中では、基本的には通例的に議会の答弁調整につきましては、次長の業務というふうになっておりますので、まずは次長が接触してお願いをする、調整をしていくということが基本ではあるとは思いますけれども、そこで議員のほうから部長から話を聞きたいとかそういうような要望がありましたら、部長等も出て、きちんと説明、調整等をさせていただくというふうになるかと思います。

以上でございます。

○にしむた　勲副議長　越川議員。

○越川雅史議員　今定例会に際し、私が一般質問の通告をしたのは９月１日だったかと思います。以来４週間が経過しましたが、今日に至るまでこども家庭部からのコンタクトは一切ありませんでした。そこで確認しますが、今回の私の通告内容に照らせば、こども家庭部は自らの所管事項は含まれていないと御認識されているものと理解してよろしかったでしょうか。

○にしむた　勲副議長　こども家庭部長。

○山室繁央こども家庭部長　通告の内容に鑑みれば、こども家庭部の内容についても一部含まれているものと認識しております。■■■

■■■■■■■■■。

以上でございます。

○にしむた　勲副議長　越川議員。

○越川雅史議員　次に進みます。医療的ケア児の通学支援についてです。以下、通学支援と申し上げます。

私は平成25年頃よりこの問題に継続的に取り組んでおり、理事者の方々もその点は重々御承知のことと存じますと申し上げたいところですが、一言申し上げなければなりません。過去において、私がこの議場で発言したことは議事録に刻まれておりますし、これまで福祉部とは長年にわたる協議を重ねてきたわけですから、本来であれば、私が過去の経緯をこの場でつまびらかにする必要はないはずです。しかしながら、残念ながら、今年度においては福祉部幹部の方々と協議する中で、過去の議事録を一切読まれていないと思われる方、医療的ケア児の通学支援は県や学校教育部がやるべき事業であって、自分たちが主体的に取り組むことではないと思われている方、過去から今日に至るまで、福祉部と私がどのような議論を重ねてこようが知ったこっちゃないと思われている方などが複数存在しているかのように私には感じられました。したがいまして、本日はお手柔らかにいこうとか、それともどこかで妥協しようかなどと揺れる思い体中感じることなく、田中市政が障がい者支援に真摯に向き合っているのか、過去の経緯についても触れながら質問してまいります。

本市に在住する医療的ケア児の中には、市外に所在する県立特別支援学校に通学されている子どもが少なからずいるわけですが、こうしたお子さんたちが通学するに際しては、様々な困難が立ちはだかっております。例えば、肢体不自由児の中には、スクールバスを利用して保護者の付き添いなく通学できる児童生徒がいる一方で、医療的ケア児の中には、通学中にも医療的ケアが必要となることから、スクールバスによる通学が困難な児童生徒がおり、その場合には保護者がマイカー等で送迎するなどの対応が必要となります。この点、令和６年度以降は千葉県が医療的ケア児の通学に係る保護者支援モデル事業を実施したことにより、一部の御家庭の負担は軽減されました。

しかし、それ以前においては、通学中にも医療的ケアが必要で、スクールバスによる通学が困難な児童生徒については、現実的には保護者が送迎しなければならなかったわけですから、交通費の負担もさることながら、往復に要する時間や、いつ急変するとも分からないお子さんの心身の状況を踏まえれば、就業することも難しく、それによって本来得べかりし収入を得られないといった間接的な負担も余儀なくされている状況でした。その中でも、マイカーでの通学が問題なくできる御家庭は別としても、時に悪天候や猛暑の中、電車やバスを乗り継いで移動することは健常者であっても大変であるのに、ましてや医療的ケアを要する子どもを連れて移動するわけですから、特にマイカーを有しない、あるいは保護者の方が運転免許を保有していない御家庭にとっては、入学や通学を断念する、場合によっては本市からの転出を余儀なくされるといった瀬戸際の判断をも突きつけられている状況でした。

そんな中、令和３年９月に医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律が施行されました。同法の基本理念の一つとして、「医療的ケア児が医療的ケア児でない児童と共に教育を受けられるよう最大限に配慮しつつ適切に教育に係る支援が行われる」旨規定されていたことから、この基本理念に沿って通学支援が拡充していくとの期待が関係者の間で高まったことは言うまでもありません。しかしながら、同法施行以降においても、本県においては、通学支援について不十分な状況が改善されておりませんでした。医療的ケア児が教育を受けられるよう最大限に配慮し、適切な支援を行うことは法律の要請であるにもかかわらず、県は期待を絶望に変えている。教育を受ける権利は憲法が規定する基本的人権の一つであるにもかかわらず、また、東京都では平成30年から専用通学車両を運行しているにもかかわらず、千葉県はスクールバスによる通学が困難な医療的ケア児について、実効性の高い通学支援制度を整備していない。

こうした状況を目の当たりにし、私は激しい怒りを覚えるとともに、つらい思いを抱えながら本市を去る決断を余儀なくされる御家庭があることに対して、見て見ぬふりをすることはできない、この現状を変えられないのであればバッジをつけている意味がないと覚悟を決め、行動を開始しました。令和５年12月定例会においては、この原因は千葉県知事の怠慢か、努力不足か、無関心なのか、その全てなのか、はらわたの煮えくり返る思いだと前置きした上で、本市在住の医療的ケア児が必要な教育を受けられるよう、また、保護者等の負担軽減と不安解消を図る観点から、この問題を取り上げ、千葉県による特別支援教育就学奨励費の助成対象範囲や償還払いといった制度上の問題、本市が実施する移動支援事業における通年と長期の論点、福祉タクシーが容易に確保できないといった点をただしました。さらに、移動支援事業については、医療的ケア児の生活というのは通年かつ長期にわたるわけだから、通年かつ長期にわたる通学支援も対象とすべきだと拡充を求めるとともに、本市がタクシー会社と直接契約することで、保護者にタクシー代立替えの負担を生じさせないよう配慮ができないか、本市が看護師を手配して、本市が手配したタクシーで医療的ケア児を特別支援学校まで送迎することができないかと、スクールバスを利用できない子どもたちの心身の状況等に応じた通学手段の制度化と、保護者の経済的負担を解消する仕組みについても提案いたしました。

また、近隣他市の方々にも御協力を賜り、令和５年９月以降、複数の市議会において同趣旨の意見書を同時多発的に可決していただくことで、県に対するプレッシャーを強めていきました。これらの取組がどの程度功を奏したのかは分かりませんが、いずれにしても、この一連の流れの中で千葉県は急遽、令和６年度より医療的ケア児の通学に係る保護者支援事業モデルを実施することを発表いたしました。以下、モデル事業と申し上げますが、その内容は、よい意味で驚くべきものであり、福祉タクシー等の車両に訪問看護事業所等の看護師等が同乗して、児童生徒を学校へ送迎します。千葉県教育委員会が車両及び看護師等の各事業所と契約しますというものでした。つまり、保護者の方が車を保有していない、あるいは運転免許を保有していない御家庭のお子さんであってもタクシーを利用して登校できる、看護師が同行してくれるから保護者が同行して登校する必要はなくなる、県教育委員会が各事業所と直接契約することにより、償還払いが不要となり、保護者の経済的負担が大幅に軽減されるといった点がポイントとなっており、まさに、私が一般質問で提案したとおりの内容で、同志の方々が可決してくださった意見書に記載された趣旨が適切に反映されたものでした。これでようやく通学へのハードルが下がり、通学が困難との理由で希望する特別支援学校への入学や通学を断念する事態を解消できるかもしれない、車がない御家庭、保護者の方が運転免許を保有していない御家庭が、お子さんの進学時に市外に引っ越さなくても済むかもしれない、保護者の中には就業できる人も増えるかもしれない、これまで立ちはだかっていた壁に、まずは１つ風穴を開けることができたのかもしれないと、少し安堵したことを覚えております。

しかし、そんな感傷に浸る間もなく、幾つかの課題が検出され、さらなる取組が必要である現実も突きつけられました。例えば、現在利用している訪問看護等事業者では、モデル事業には対応してくれない、別の訪問看護等事業者を探そうにも、どの訪問看護ステーションや放課後等デイサービス事業者が対応してくれるのか分からない、幾つもの事業者に問合せても、そもそもモデル事業の話が通じない、ようやく対応してくれる事業者が見つかったとしても看護師をなかなか確保できない、何とか看護師は見つかっても福祉タクシーを確保できないといったありさまです。そこで私は、令和６年のモデル事業開始後において福祉部に対し、まずは市内の訪問看護等事業者とタクシー事業者に対し、モデル事業の周知を図ってほしい、また、保護者の方が何度も何度も検索を繰り返すことなく、対応可能な事業者を一目で把握できるよう一覧表にまとめてほしい、タクシー事業者には、福祉タクシー等の通学需要に対応できるよう増車も含めて協力を呼びかけてほしいといった要請をいたしました。この際には、相談可能な市内の事業所リストについては、市公式ウェブサイトに掲載していただきました。

ただ、これだけで全ての課題が解消されるわけではありません。福祉タクシーの台数は限定的であり、他の利

用者との間で競合しているようだ、モデル事業では、福祉タクシー等のキャンセル料は保護者負担になっていたり、学校から放課後等デイサービスへの送迎は対象外となってしまうことから利用しづらいとの声が上がっている、対応可能な訪問看護等事業者やタクシー事業者を増やせるよう事業者が抱える課題の解消に努めてほしい、看護師の確保も、対応可能な事業者数の増加も、福祉タクシーの増車も、キャンセル料の件も、お金で済む話なのであれば本市独自の補助金制度などをつくれないかといった旨、情報提供するとともに改善を求めました。

また、私が求めようが求めまいが、福祉タクシーについては、利用可能な車両数や事業者数、利用希望者のうち、実際に利用できた割合などの目標値を設定し、継続的に改善を図っていく。モデル事業に協力する訪問看護等事業者数についても、障がい者支援課のＫＰＩとして設定し、年度計画を立て、地区ごとのばらつき解消も視野に入れながら着実に増やしていく。スクールバスに乗車できない、モデル事業でも対応できない子どもたちがどのように通学しているのか把握し、子どもたちの心身の状況等に応じた新たな通学手段の制度化と、保護者の経済的負担を解消する仕組みの構築に引き続き努めていく。モデル事業対象外の特別支援学校に通学する場合には、移動支援事業を利用することで、モデル事業と同水準の支援が提供できるよう、一定の要件を満たす場合には、運転者に係る経費についても支給対象とできないか検討するなどといったことは、福祉部が当然にやらなければならないことかと存じます。そのための人員が足りないのであれば、企画部や総務部に掛け合うべきでしょうし、財源が必要なら財政部と交渉すべきでしょう。市内の全ての医療的ケア児が、保護者の過度な負担なく通学できるように、子どもたちの心身等の状況に応じた通学支援を総合的に推進していくことは、障がい者支援課の業務であり、数ある通学手段の中に県が実施主体となる事業、つまり、モデル事業が含まれているからといって、本市がその側面支援に何ら取り組む必要がないという話にはならないはずです。本年度からは、モデル事業の対象が全ての県立特別支援学校へ拡大されるなど県の取組も強化されているわけですが、この県の動きに対して、福祉部はこの間どのような取組を行ってきたのか気になるところです。

まずは、福祉部長に伺います。モデル事業に限らない医療的ケア児の通学支援全般について、福祉部はどのように関わるべきなのでしょうか。医療的ケア児の通学支援は福祉部の所管業務なのかどうか、御説明ください。

○にしむた　勲副議長　福祉部長。

○寺島　崇福祉部長　お答えします。

医療的ケア児の支援の観点から、通学支援につきましても、学校教育部やこども家庭部と連携して推進していくものと考えており、また、これまでも各部と連携して対応してきたところであります。

以上でございます。

○にしむた　勲副議長　越川議員。

○越川雅史議員　次に、モデル事業について伺います。これは県が実施する事業であり、この事業を推進するのは一義的には県であることは論をまちません。しかしながら、この事業には幾つかの課題が散見されるわけですが、本市がこれら課題解消に取り組むことは、利用者である市民の利便性向上に資するわけですから、本市は課題解消に努めるべきだと私は考えますが、福祉部長の御見解をお聞かせください。

○にしむた　勲副議長　福祉部長。

○寺島　崇福祉部長　お答えします。

福祉的観点から、医療的ケア児が安心して通学ができ、学びを通じて成長できるよう、切れ目のない支援は重要であると認識しております。県の通学支援事業の利用状況や課題などを改めて確認するとともに、保護者の方へのヒアリングを行い、利用促進につながるような取組について、本市としましても検討してまいります。

以上でございます。

○にしむた　勲副議長　越川議員。

○越川雅史議員　本市としての取組について検討していきますという、御答弁の最後はそのような御発言だったかと思いますが、それでは、この間、福祉部がどのように取り組んできたのか伺います。先ほどの冒頭の御答弁では、医療的ケア児の通学支援については、学校教育部やこども家庭部と連携して推進していくものとのことでしたが、それでは、各部が具体的にどのように推進していくのか、役割分担について３者で協議をし、福祉部の所掌範囲などを明確に設定されてきたのでしょうか。

○にしむた　勲副議長　福祉部長。

○寺島　崇福祉部長　お答えします。

　これまで特別に学校教育部、福祉部、そして、こども家庭部と正確に役割分担を決めたということはございませんが、議員への御報告の際ですとか、そういったときの報告につきましても、それぞれで役割を決めて、県の教育委員会への照会については学校教育部で、また、事業者への照会については福祉部といったような形で御報告のほうもさせて、役割の分担をしてきたものと考えております。

　以上でございます。

○にしむた　勲副議長　越川議員。

○越川雅史議員　ＭＥＣＥ感という話をしましたけれども、それで漏れなく、ダブりなくできるんですかね。大体、市の実施業務について、職務分掌というのを普通は決めて、重ならないように、抜け、漏れのないように整理をし、それによって事業を推進していくものと私は思うのですが、福祉部はそういうことであれば、医療的ケア児の通学支援について、年度ごとの具体的な目標や推進計画を定めていたのでしょうか。

○にしむた　勲副議長　福祉部長。

○寺島　崇福祉部長　お答えします。

　医療的ケアを必要とされる方の支援につきましては、これまで市としましても様々な取組を行ってきておりますが、医療的ケア児の支援につきましては、新たな取組につきましては至っていないところでございます。

　以上でございます。

○にしむた　勲副議長　越川議員。

○越川雅史議員　医療的ケア児の通学支援について、年度ごとの目標も具体的な推進計画もないことが分かりました。目標や計画はさておくとして、この間、具体的にどのような取組をされてきたのでしょうか。モデル事業に対応可能な訪問看護等事業者数を増加させるために取り組んできたことがあるのであれば、御説明ください。

○にしむた　勲副議長　福祉部長。

○寺島　崇福祉部長　事業者の拡大につきまして取り組んできたといったものはございません。

　以上でございます。

○にしむた　勲副議長　越川議員。

○越川雅史議員　モデル事業対応可能なタクシー事業者数の増加や、必要となる福祉タクシーの台数確保のために取り組んできたことがあるのであれば、御説明ください。

○にしむた　勲副議長　福祉部長。

○寺島　崇福祉部長　お答えします。

　そういったことはございません。

　以上でございます。

○にしむた　勲副議長　越川議員。

○越川雅史議員　モデル事業では、福祉タクシー等のキャンセル料は保護者負担になってしまったり、ようやく対応してくれる事業者が見つかったとしても看護師をなかなか確保できない、学校から放課後等デイサービスな

ど、自宅以外への送迎は本事業の対象外となってしまうことから利用しづらいとの声が上がっているということについては、令和６年度にお伝えしていたはずです。

そこで、これら課題解消のために、モデル事業に協力してくれた事業者や従事してくれた看護師に対しては、本市が独自に補助、支援を行うことはできないか、あるいは福祉タクシー等のキャンセル料を本市で負担できる仕組みを構築できないかなどにつき財政部に掛け合ったことはあったのでしょうか、お答えください。

○にしむた　勲副議長　福祉部長。

○寺島　崇福祉部長　お答えいたします。

その点に関しまして、財政部に掛け合ったことはございません。

以上でございます。

○にしむた　勲副議長　越川議員。

○越川雅史議員　学校から放課後等デイサービスなど、自宅以外へ送迎する場合であっても対応できるようなモデル事業に代替する制度を本市で構築できないか御検討されたことはあったのでしょうか。

○にしむた　勲副議長　福祉部長。

○寺島　崇福祉部長　お答えいたします。

その点に関しましても考えには至っていないところでございます。

以上でございます。

○にしむた　勲副議長　越川議員。

○越川雅史議員　今、幾つか取り組んでいなかった業務のお話がありましたが、これらは福祉部の所管業務の範疇なのか、所管業務ではないと御認識されているのかお答えください。

○にしむた　勲副議長　福祉部長。

○寺島　崇福祉部長　お答えいたします。

福祉的観点から取り組むべきものだというふうに認識をしております。

以上でございます。

○にしむた　勲副議長　越川議員。

○越川雅史議員　教育を受ける権利は憲法が規定する基本的人権の一つであり、医療的ケア児が教育を受けられるよう最大限に配慮しつつ、適切な支援が行われることは法律の要請であります。県立特別支援学校への通学については、一義的には県による取組という考え方は否定いたしませんが、その一方で、学校に通いたくても通えずに成長の機会を奪われてしまうのは、本市在住の児童生徒でありますし、経済的負担や精神的負担を余儀なくされているのはその保護者であります。私は、マイカーを有しない御家庭や保護者が免許を有していない御家庭が現に存在することに鑑みれば、モデル事業のような支援が必要不可欠だと３部署にはこれまで繰り返し訴えてまいりました。なぜならば、そうした御家庭では、希望する特別支援学校への通学を断念する、あるいは入学そのものを断念する、本市に住むことを諦めて、いっそ例えば船橋市など学校の近くに引っ越してしまうといった、極めて重い決断を余儀なくされているケースが散見されていたからです。特別な支援が必要だからこそ特別支援学校に進学するわけであって、希望する特別支援学校への通学や入学そのものを断念する事態になれば、子どもたちの成長に必要な特別な支援が受けられないまま、日々を過ごすことになってしまいかねません。

県がモデル事業を実施してくれたことは救いですが、県の制度だけでは十分に解決できない問題が残されているのであれば、本市として何ができるのかを考え、その隙間を埋めていく必要があるわけで、それこそが本市福祉行政の役割なのではないでしょうか。それに、現時点においてはマイカーによる送迎を問題なく行えている御家庭であっても、保護者や御家族の方々の心身の状態や御家庭の経済状況の変化、不慮の事故などにより、いつ

モデル事業のような支援が必要になるとも限りません。時に体調不良により送迎できない日だってあるでしょう。確かに、本市に住むことを諦めて市外に転出された方々は市民ではなくなるわけだから、本市福祉行政の対象者ではない、論理的には間違っていませんので、そう思う職員もいるのかもしれません。ただ、そんな職員の集団が、誰一人取り残さない町、いつまでも住み続けられる町をつくることなど到底不可能でしょう。

過去の福祉部長による御答弁では、市は基礎自治体として、住民に最も身近で総合的な行政主体として住民ニーズに対応すべき責務を有している、市の果たすべき役割を踏まえ、保護者の経済的負担軽減の在り方について、また移動手段の確保の手法について調査研究してまいりますといった御発言がありました。後進の福祉部幹部の方々は、この御発言に真摯に向き合い、調査研究を重ねられてきたのでしょうか。教育委員会幹部の方々、こども家庭部幹部の方々も同様かと思います。

本市が取り組むべき業務の一つに障がい者支援があるということについては、異論がないでしょう。その中には、医療的ケア児及びその家族への支援という大項目があり、さらにその中には、医療的ケア児の通学支援という中項目が存在するはずです。そして、医療的ケア児の通学支援という中項目をさらに分解すれば、県立特別支援学校への通学支援という小項目が間違いなく存在していることでしょう。確かに、この小項目については、県教育委員会がモデル事業を実施しています。しかし、県の事業と重なり合った部分ができたからといって、県立特別支援学校への通学支援という小項目そのものが、本市の障がい者支援の中からすっぽりと抜け落ちて、今後はこの小項目は県の仕事です、福祉部には関係ありませんという話には絶対にならないはずです。なぜなら、その制度を利用するのは、本市に住む医療的ケア児であり、その御家族だからです。県がつくった制度であっても、本市の医療的ケア児とその御家族が利用しやすい環境をできる限り整える。具体的には、対応してくれる訪問看護等事業者数を増やす、タクシー事業者数を増やす、看護師や福祉タクシーが不足しているのであれば、その原因を調べる、財源の問題で解決できるのであれば市独自の支援策を検討する、県の制度そのものに問題があるのであれば県に改善を求める、本市在住の医療的ケア児とその御家族が実際に支援を受けられることをゴールとして設定し、そのゴールを目指して、県の制度と本市の福祉行政をつないでいく、私はこれこそが福祉部の仕事ではないかと、声を大にしてお伝えしたい思いです。

モデル事業以外にも、移動支援事業については、令和７年４月から一定の要件の下、特別支援学校等への通学にも利用できるよう制度が拡充されました。令和５年12月に要請した点が拡充されたと理解しておりますが、ここで終わりではありません。さらにその先の課題があるわけで、一定の要件を満たす場合には、運転者に係る経費についても支援対象とできないか、自動車を利用した通学が実効的に機能する仕組みを構築することも検討すべきでしょう。学校教育部が実施する特別支援教育就学奨励費事業、これは利用者がまだまだ少ない状況です。そうした現実を踏まえれば、この周知にも福祉部としてどのような貢献ができるのか、教育委員会と話し合うべきなのではないでしょうか。このように、モデル事業に限らずとも、医療的ケア児の通学支援という中項目全体に目を向ければ、福祉部がやるべきことはまだまだあるはずです。

そこで、福祉部長に伺います。これまでの私の発言の中で、福祉部の所管事項について事実と異なる点、その他否定すべき点があれば教えてください。

○にしむた　勲副議長　福祉部長。

○寺島　崇福祉部長　お答えいたします。

相違はございません。

以上でございます。

○にしむた　勲副議長　越川議員。

○越川雅史議員　ところで、冒頭の御答弁では、医療的ケア児の通学支援については、学校教育部やこども家庭

部と連携して推進していくものとのことでしたので、こども家庭部長に伺います。医療的ケア児の通学支援はこども家庭部の業務に含まれているのでしょうか。それとも、こども家庭部には一切関係のない事業なのでしょうか。

○にしむた　勲副議長　こども家庭部長。

○山室繁央こども家庭部長　お答えします。

現状において、こども家庭部では、主に保育園や幼稚園、発達センターに通う年中児のお子さんに対して、学校見学ですとかそういった際に、通学の方法ですとかを御案内しております。そういった際に御案内などをしているところですけれども、今後御案内のみにとどまらず、より使いやすい制度となるよう、こども家庭部としても検討していくべきものと考えております。

以上でございます。

○にしむた　勲副議長　越川議員。

○越川雅史議員　こども家庭部の業務の範疇であると理解しましたが、それでは、こども家庭部は年度ごとに、例えば市外に転出されてしまう御家庭がないように、希望する特別支援学校への入学や通学を断念するような御家庭がないように――聞き方を変えますね。では、例えば、おひさまキッズから義務教育課程に進学するに当たって通学手段がないということで、希望する特別支援学校への入学や通学を断念してしまっている御家庭があるのか、把握していますでしょうか。通学手段がないということで、市外への転出を余儀なくされてしまった御家庭があるのかどうか、把握されているのでしょうか。仮に把握しているとして、その原因についても調査、分析をし、現行制度のさらなる改善策や子どもたちの心身の状況等に応じた新たな通学手段の制度化に向けて、学校教育部や福祉部に対して情報提供を行ったりしてきたのでしょうか、伺います。

○にしむた　勲副議長　こども家庭部長。

○山室繁央こども家庭部長　お答えします。

■■■

時間当たり50㎜対応の排水対策については、河川やポンプ場、幹線管渠といった大型施設の整備のみならず、市街地に張り巡らされた側溝や枝線管渠など、排水施設がその機能を十分に発揮することが不可欠かと考えます。しかしながら、下水道部の現状においては、側溝や枝線管渠の状態を定期的にモニタリングし、それらの機能を計画的に高めていく視点が欠落しているものと認識しております。

そこで、こうした市街地の排水路の状況を把握するとともに、排水機能を高める修繕計画の策定とその遂行を一気通貫的に担う仮称雨水排水対策課といった専門部署を設置することが、冠水・浸水対応として効果的だと考えますが、御見解を伺います。

○にしむた　勲副議長　下水道部長。

○仙波俊郎下水道部長　お答えします。

本市では、時間雨量50㎜対応の整備を進めているところでございます。また、県のほうでも河川改修調節池の建設を行っておりますが、その完成を待つだけでなく、市内に張り巡らされた排水路や調整池、こういった排水施設の適切な維持管理など、本市が担うべき対策も不可欠だと考えております。そういった中で、本市ではこれまでも、下水道部内はもとより道路交通部との連携により、浸水常習箇所の局地的な対策として、冠水の状況を分析した上で、水路の改修やマンホールポンプの設置や増強、側溝のバイパス化などを実施し、既存の排水施設の機能の維持と増強に努めてまいりました。また、ボトルネックとなっている箇所の把握とその解消に向けた取組の重要性は強く認識しております。こうした対応には現場を熟知している各担当部署が情報を共有し、そして、解決に向けて一体となって対応することが有効と考えております。その実現に向けましては、組織の改編による専門部署の設置が望ましいのか、それとも既存の部署間のさらなる連携強化を図ることが望ましいのか、課題解決に向けた体制の強化について関係部署と協議してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○にしむた　勲副議長　越川議員。

○越川雅史議員　あと、８月の豪雨、そして９月の台風によって、市内では床上浸水被害というものが発生しましたが、場所によっては、下水道の逆流によって、お風呂場、あるいは洗濯機の排水溝から床上浸水をしてしまうという状況も見られました。こうした状況を回避するためには、豪雨や台風の際には下水道の利用制限、例えばお風呂の水を流すのは何時までに終えてください、あるいは何時以降まで待ってください、こうした周知を事前に図っていくことも必要かと思います。また、マンホールに――汚水ますに雨水を流すという行為がどこかで行われているのではないかと懸念するところです。こうした何も事情を知らない人が汚水のマンホールに雨水を流してしまえば雨水が減ると、悪気なくやってしまう人もいるかもしれませんが、これをやると下水道に雨水が入り込んで、下水道の逆流ということによる浸水被害につながってしまいます。

ですので、台風や豪雨などに際しては、生活雑排水の排水についての周知、あるいは下水道に雨水を流さないような周知、これらが最近行われていないと思うので取組を強化していただきたいと思うんですが、御見解を伺います。

○にしむた　勲副議長　下水道部長。

○仙波俊郎下水道部長　お答えします。

分流式下水道区域において、汚水管に雨水が浸入してしまう、これは江戸川左岸流域下水道共通の課題となっております。これまで、千葉県や市川市をはじめとする流域８市で、不明水と呼んでおりますが、不明水対策のほうを講じてまいりました。その主な原因の一つとして、今、議員がおっしゃられましたように汚水管に雨水を接続してしまう、そういうこともございまして、これまで千葉県や流域市で調査等を行ってまいりました。そういった不明水を減らしていく取組としましては、そういった調査も１つございますし、また、先ほど御提案のご

ざいました大雨のときには汚水を流さないであったり、もしそれでも、ごぼごぼっと汚水が逆流しそうなときにはビニール袋に水を入れて作る水のう、こういったもので応急処置を取る、そういったことも可能かと思います。いずれにしましても、そういった周知というものが足らない部分がございますので、これからそういった不明水に対する逆流の周知に努めてまいります。

以上でございます。

○にしむた　勲副議長　越川議員。

○越川雅史議員　今、水のうというお話が出ましたが、例えば、マンションなどで水のうをやって、自分のところは防げたとしても、その防いだ水がどこに行くのかというと、隣のおうちに行くのかもしれません。なので、自分の家を防ぐ意味では、個々が水のうをするというのは大事ですが、結局それですと、どこか御不在のお宅があって、その対策を講じていないところに水が集まっていってしまうのではないかと。なので、それよりも前段の未然防止策として、そもそも生活雑排水を流さないように協力を呼びかける、あるいは水の使用を後ろ倒しにしてもらう、ここを強調しているわけですね。何か水のう、水のうと言って、それは自分のうちを守るにはいいのかもしれませんが、水のうができていないおうちの被害を増大させることにもなります。なので、この論点はお分かりだと思いますので、周知の際には、その点は重々お気をつけいただきたいと思います。

あともう一つ、大和田ポンプ場ができたことによって、毎秒27㎥の能力のポンプ場が完成したということで、水害は大幅に軽減されるだろうという、この理屈はこれまでもずっと聞いてまいりましたが、その前提があると思うんですね。大和田ポンプ場のポンプが５台フル稼働した場合において、毎秒27㎥になるわけで、現状５台目のポンプはついていない。つまり、５台フル稼働するほど幹線管渠なりから水を引き込めていないということがあると思います。その幹線管渠が100％フル稼働しているのであれば、そういう雨量だと思うんですが、実際には、その手前の枝線の管渠であふれてしまっていたり、その手前の側溝であふれてしまっていたりということで、側溝から枝線に、枝線から幹線管渠にきれいに水が運べて、その水がポンプ場に運べて、ポンプの能力がフル稼働して初めて27㎥が稼働する。秣川、大和田、市川南、これで60になるわけですけれども、そこに水を運べなかったら、幾ら50㎜対応でポンプを増強していますといっても、その能力は潜在的能力はあっても発揮されていないと。

そのためには、幹線管渠の稼働がどのくらいになっているのか。100に近い状況のところもあれば、もしかしたら、その手前で水を引き込めていなかったり、何か障害があったりして能力を発揮できていない幹線管渠もあるかと思います。270本もの幹線管渠がある中で、100本ぐらいについては、これまで整備が完了しているということかと思いますので、この100本については、例えばカメラを設置するとか、水位計を設置するとかの方法によって、例えば台風や豪雨が来たときに、どのくらいそこが能力を発揮できているのか、仮にそこの水位が、ほかではあふれているのに、例えば水をうまく引き込めていない幹線管渠が存在するのであれば、その手前に原因があるのではないかという原因の究明につながるかと思いますので、幹線管渠のモニタリングというものを取り組んでいく必要があると思うのですが、御見解を伺います。

○にしむた　勲副議長　下水道部長。

○仙波俊郎下水道部長　お答えします。

既存の排水路の機能を十分に発揮させることは非常に大切な視点だと考えております。そのためには、今、議員からお話のありましたモニタリング、大きく２つ手法があると考えております。１点目としましては、既存の排水路や、そこに流入する枝管、それから側溝、そういったところに堆積物、支障物がないかを平常時に確認する方法でございます。あと２点目につきましては、大雨の際に排水路内の流量を計測する方法がございます。

先ほどお話がありましたように、現在完成している排水路は270本中100本、延長にしますと約133㎞程度ござ

います。これを全て実施するのはなかなか時間もかかりますことから、まずは浸水常習地域の中からモデル地区を選定し、排水路や側溝の状況など、現状調査から着手できないかということで、関係部署含めて検討してまいりたいと考えております。また、降水時におけます排水路内の流量のモニタリングにつきましては、幹線を中心とした水路網のどこに設置することが効果的なのか、他市でも実施している自治体がございますので、そういった先進事例などを研究してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○にしむた　勲副議長　越川議員。

○越川雅史議員　田中市長、いろんな市民の方々と接する中で、今回の豪雨、あるいは台風による被害、道路冠水、浸水のお話いろいろ伺っているかと思います。やはり、様々な事業がある中で、水害のない町をつくっていくというのは、この市川市の特性に鑑みれば最も重要性の高い事業、最重要に取り組むことかと私は考えております。そのためにいつも私は、水害のない町市川をつくるということをいろんなところに記載させていただいているんですが、やはり、今ここでいろんな取組を強化する契機に来ていると思いますので、ぜひ市民の期待にお応えいただけるようにお願いいたしまして、私の質問を終わります。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○にしむた　勲副議長　この際、10分程度休憩いたします。

午後１時57分休憩

―――――――――――――――――――――――

午後２時８分開議

○にしむた　勲副議長　休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第１一般質問を継続いたします。

大場諭議員。

○大場　諭議員　公明党の大場でございます。通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

初めに、第１番目、福祉政策における自治体ガバナンスの確立について。

(1)福祉政策におけるリスクと内部統制について。

地域からの孤立、8050問題、ダブルケア、ヤングケアラー、セルフネグレクトなど、複雑化、複合化する福祉課題に対し、本市が進めるよりそい支援事業などの取組を評価します。その上で、必要な支援につながらないこと、制度のはざまに置かれること、支援が途中で途切れることは、単なる個別ケースの問題ではなく、住民の福祉の増進という行政目的の達成を妨げる行政上のリスクであると考えます。市は、これらのことをどのようなリスクとして認識し、把握、評価して組織改善につなげているのかお伺いいたします。

○にしむた　勲副議長　福祉部長。

○寺島　崇福祉部長　お答えします。

本市では、必要な支援につながらないことや制度のはざまにより支援先が定まらないこと、複数の支援機関が関わる中で支援が途切れることは、本人や世帯の課題を深刻化させるおそれがあり、包括的な支援体制を整備する上で対応すべきリスクであると認識しております。このため、市川市よりそい支援事業では、高齢、障がい、子育て、生活困窮の各相談支援機関が相談者の属性にかかわらず相談を受け止めております。また、相談先が分からない方などの相談を受け止める福祉よりそい相談窓口を設け、相談内容に応じて適切な支援機関につなぐことにより、支援につながっていない方や制度のはざまにある方などを含め、支援を必要とする方に生じているリスクの把握に努めております。

さらに、多機関協働等事業者であるがじゅまる＋――以下、がじゅまる＋と申し上げます――において、相談

内容と世帯全体の課題を整理するとともに、支援の進捗状況を把握した上で、関係機関の役割分担や支援の方向性を定めております。その上で、必要に応じて支援プランを作成するなど、関係機関が連携した支援につなげております。

以上でございます。

○にしむた　勲副議長　大場議員。

○大場　諭議員　ありがとうございます。複数機関が連携して個別ケースのリスク把握に努めていると答弁は理解しました。

では再質問いたします。重要なのは、現場で見えてきた課題を市全体の組織改善につなげることです。個別支援で明らかになった課題を業務改善や人員配置、組織体制、予算編成、計画の見直しなど、市全体の政策改善へ体系的に反映、還元される仕組みはあるのでしょうか、お伺いいたします。

○にしむた　勲副議長　福祉部長。

○寺島　崇福祉部長　お答えします。

個別支援で把握した課題につきましては、重層的支援体制の中で支援方法や役割分担を見直すとともに、同様の課題が複数のケースに見られる場合には、支援体制に共通する課題として、関係課や関係機関と共有し、事業の運用、連携体制などの取組の改善につなげております。

以上でございます。

○にしむた　勲副議長　大場議員。

○大場　諭議員　ありがとうございます。個別課題を関係機関と共有し、体制改善につなげるということは伺いました。

さらに伺います。必要な市民に福祉が届かないことも行政上の重大なリスクです。市として、福祉リスクマップを作成し、リスクマネジメントの仕組みを地域福祉計画に明確に位置づける考えはあるか伺います。また、適正な業務遂行を確保し、リスクを回避する観点から、地方自治法に基づく内部統制が重要と考えます。適正な業務遂行を確保するためどのような取組を進めているのか、お伺いいたします。

○にしむた　勲副議長　福祉部長。

○寺島　崇福祉部長　お答えします。

本市の福祉に関する基本理念や施策などを定める地域福祉計画において、市川市よりそい支援事業をはじめとする各種事業の計画を定め、進捗を管理しており、毎年度、担当課において必要な支援が届いているかなども含め検証をした上で実績の評価を行い、次年度の取組に反映することを地域福祉計画に位置づけております。また、事業の実施に当たっては、マニュアルの作成や職員研修、情報の共有を図るとともに、管理職員によるチェックを行うことで、適正な業務遂行の確保に努めております。

以上でございます。

○にしむた　勲副議長　大場議員。

○大場　諭議員　ありがとうございます。地域福祉計画に基づくＰＤＣＡや業務マニュアルなどにより、リスク対応が実践されていると、そういう答弁を確認いたしました。今後は、どういったことが実際にされているのか、評価は次回にしたいと思います。この質問の最後に、福祉リスクの防止は行政目的の根幹です。今後も支援の漏れや中断を防ぎ、現場の課題を政策改善へつなげるガバナンスと内部統制の強化を継続していただくよう求めます。

(2)に移ります。(2)重層的支援体制と縦割り行政の克服について。

複合的課題を抱える世帯に対し、がじゅまる＋が世帯全体の課題を整理し、支援の方向性を定める点は評価を

いたします。各分野の専門性を横につなぎ、世帯全体を継続して支える視点が不可欠です。課題が深刻化する前の早期把握や関係機関との連携など、世帯単位の支援に関して本市が認識している課題についてお伺いいたします。

○にしむた　勲副議長　福祉部長。

○寺島　崇福祉部長　お答えします。

複数の課題を抱える世帯への支援につきましては、課題が深刻化する前に、それぞれの状況や困り事を把握し、世帯の意向に寄り添い、関係機関が連携して必要な支援につなげることが重要であるため、支援を必要とする世帯を早期に把握することが課題であると認識しております。

以上でございます。

○にしむた　勲副議長　大場議員。

○大場　諭議員　全世帯を実際には調整している主体ががじゅまる＋さんであることは理解をしております。

さらにお伺いしますが、その役割が市の計画上でどのように位置づけ、明確化されているのかお伺いいたします。また、複数部署が共通の支援目標を持つ１世帯１支援方針の考えをよりそい支援事業の中に明確に位置づけ、一体的な支援体制を確立することについて、見解をお伺いいたします。

○にしむた　勲副議長　福祉部長。

○寺島　崇福祉部長　お答えします。

本市では、市川市よりそい支援事業実施計画において、支援全体の調整を行う他機関協働等事業者としてがじゅまる＋がその役割を担い、がじゅまる＋が担う具体的な役割を定めております。また、１世帯１支援方針の考え方の下、市川市よりそい支援事業では、がじゅまる＋が各支援機関との間で世帯全体の状況や支援方針の共有を図り、それぞれの支援機関が役割を分担しながら連携することにより、一体的な支援を行っております。

以上でございます。

○にしむた　勲副議長　大場議員。

○大場　諭議員　ありがとうございます。がじゅまる＋さんの役割が非常に大きいと、その方針を共有し、一体的に調整を図っているということは伺いました。

それでは、さらに伺います。では、個別のケースから得られた制度のはざまや支援機関の連携上の課題を市全体でどのように集約、分析、共有しているんでしょうか。また、事例検討会や重層的支援会議などを通じて、具体的にどのような改善につながっているのかお伺いいたします。

○にしむた　勲副議長　福祉部長。

○寺島　崇福祉部長　お答えします。

制度のはざまにある課題につきましては、がじゅまる＋において個別ケースの調整を通じて把握しております。具体的には、社会的孤立などにより支援につながりにくい方との関係性をどのように構築していくかといった課題が挙げられます。こうした課題につきましては、支援機関向けの事例検討会などにおいて、共有、検討し、関係機関との役割分担や連携方法を見直すことにより、より適切な支援につなげるために取組の改善を図っております。また、事例検討会で取り上げた事例につきましては、庁内関係課の職員が出席する重層的支援会議などの場において情報の共有を図り、関係する支援機関相互の役割分担を明確にすることにより、支援の空白や重複を防ぐとともに、支援内容の改善に努めております。

以上でございます。

○にしむた　勲副議長　大場議員。

○大場　諭議員　ありがとうございます。がじゅまる＋さんを中心に支援方針を共有して、事例検討や重層的支

援会議を通じて、連携上の課題改善を進めていると。ある意味かなり重要な役割を――今回は行政側の課題については具体的には聞いておりませんけれども、今後は、そこにどういうふうに絡めているのかお聞きしたいと思います。ここの質問については、縦割り行政の弊害を排し、常に市民目線に立って世帯全体を包括的に支え抜く体制を、今後も現場と一体となって強化発展させていただくことを強く望みます。この質問は終わります。

(3)予算、決算におけるアウトカム評価について。

福祉事業の評価において、相談件数などのアウトプットだけでなく、市民生活がどう改善したかというアウトカムの評価が重要です。本市の福祉政策において、市民生活の改善という成果指標をどのように設定、評価しているのかお伺いします。また、その評価結果を事業評価や事業改善、さらに当初予算案説明書や決算に関わる主要施策の成果報告書へどのように反映しているのかお伺いいたします。

○にしむた　勲副議長　福祉部長。

○寺島　崇福祉部長　お答えします。

地域福祉計画では、５つの基本目標を定め、これらを達成するための全体的な方向性を示しております。この全体的な方向性について成果指標と目標値を設定して、ｅーモニターアンケートにおいて、その達成状況を測定し、学識経験者などで構成する社会福祉審議会に結果を報告し、最終的な評価としております。その内容を踏まえ、当初予算案説明書や決算に係る主要施策の成果に関する報告書に事業の見直しや拡充などについて反映をしております。

以上でございます。

○にしむた　勲副議長　大場議員。

○大場　諭議員　地域福祉計画の成果指標があるということです。

それでは、さらにお伺いいたします。支援の接続、地域生活の継続、家族の負担軽減など、事業目的に応じた成果を捉えることが重要です。個々の事業において、定量、定性の両面から成果を検証し、継続的評価を改善する仕組みのさらなる充実についてはいかがでしょうか、お伺いいたします。

○にしむた　勲副議長　福祉部長。

○寺島　崇福祉部長　お答えします。

地域福祉計画では、個々の事業について個票を作成し、計画、実行状況、評価、改善の各項目を一覧で整理するとともに、毎年度ＰＤＣＡサイクルに基づく進捗管理を行っております。その結果を記載し、継続的に事業の進捗状況を検証、評価することで取組の改善につなげております。

以上でございます。

○にしむた　勲副議長　大場議員。

○大場　諭議員　ありがとうございます。ＰＤＣＡを使って事業の検証、評価をしているということですね。

それでは、さらにお伺いします。主要な福祉事業について、予算段階で市民生活のどのような改善を目指すのか、また、決算段階でのその成果を検証し、未達の場合は原因を分析し、その結果を翌年度の予算、事業内容、人員配置、組織体制へ反映させ、議会と市民に分かりやすく示すなど、主要な福祉事業の施策に段階的に導入する提案をいたしますが、市の見解をお伺いいたします。

○にしむた　勲副議長　福祉部長。

○寺島　崇福祉部長　お答えします。

予算要求の段階において、事業の背景や目的、事業効果、目標などを整理し、過去の執行状況等も踏まえ、事業内容や予算額を検討しております。また、決算においては、事業の実施状況や成果を検証し、目標との乖離がある場合には、その要因を分析するとともに、翌年度以降の事業内容や予算の検討に活用しているところであり

ます。これらの予算や決算における検討、検証の内容を議会や市民の皆様に分かりやすくお示しできるよう研究してまいります。

以上でございます。

○にしむた　勲副議長　大場議員。

○大場　諭議員　ありがとうございます。この福祉部の質問はこれでまとめます。個票によるＰＤＣＡの推進や成果の分かりやすい周知、その研究姿勢を確認いたしました。単なる予算の切り分けでなく、市民生活の質的向上、成果に直結する評価の改善を期待するところです。この(1)、(2)、(3)で、全体を通して市が計画や制度の枠組みの中で実践を深めている答弁を全体的には伺いましたが、今回は福祉政策についてお伺いいたしましたが、全部署また全事業についても同様に求めるものです。今後は、リスク把握、１世帯１支援方針による包括的支援、そして、成果評価、翌年度予算や組織改善という一体的な政策サイクルを構築し、市民に必要な福祉が確実に届く自治体ガバナンスの確立を強く要請して、この質問は終わります。

では、次の第２番目のアートが人を耕し、文化が町を育てる市川市立美術館の実現について。

(1)アートが人を耕す――美術館を人への投資として位置づけることについて。

本市が進める市立美術館構想を評価いたします。実現すべきとの立場からお伺いいたします。その理由は、中野信子さんという脳科学者がおりますが、その方と熊澤弘氏の著書「脳から見るミュージアム　アートは人を耕す」には、アートは人を耕すという重要な視点があります。美術館は単に作品を鑑賞する場所にとどまらず、１つの作品に向き合い、感じ、考え、他者の見方に触れることで、観察する力、創造する力、自分で考える力、そして多様な価値観を受け止める力を育む場所です。そのように書かれております。だからこそ、美術館を単なる文化施設ではなく、人を育てる社会基盤として位置づけるべきと考えます。特に重要なのは子どもたちであり、家庭環境に左右されることなく、全ての子どもが本物の文化芸術に出会う機会を保障することが不可欠です。

したがって、市立美術館を文化行政にとどまらず、教育、子ども・子育て、生涯学習、福祉、地域コミュニティーにもつなげる人への投資、未来への投資と位置づけるべきと考えますが、本市の認識をお伺いいたします。

○にしむた　勲副議長　文化国際部長。

○日暮真司文化国際部長　お答えいたします。

国では、平成29年度に文化芸術振興基本法の名称を文化芸術基本法に改正し、施策の範囲を文化芸術の振興にとどまらず関連分野に広げるとともに、令和４年度に改正された博物館法では、文化芸術基本法の趣旨を踏まえ、博物館、美術館の在り方について基本的な機能と役割に加え、地域の多様な主体との連携協力による地域の活力向上に取り組むことを努力義務としました。このような背景を踏まえ、昨年度策定した第２次市川市文化振興ビジョンでは、多様な主体と連携し、誰もが日常の中で文化芸術に出会い、参加し、創り出すことができる共創型ミュージアム都市の実現をリーディングプログラムとして掲げ、その中核として市立美術館の開設を目指しております。共創型ミュージアム都市の根底にある考えは、人への投資、未来への投資と同じものと認識しておりますことから、今後も同ビジョンの方針の下、市立美術館の開設の検討を進めてまいります。

以上でございます。

○にしむた　勲副議長　大場議員。

○大場　諭議員　ありがとうございます。美術館の役割について、また、本市の目指すところは同じであるというふうに答弁を伺いました。答弁を踏まえて、理念の具体化には、子どもや市民が継続的に美術館とつながる仕組みが必要です。児童生徒が学校教育で訪れる仕組みや、学芸員の出前や学校展示、対話型鑑賞の導入や高齢者、障がい者、外国人、若者など多様な市民が交流できる場づくりが重要と考えます。

少し前ですけれども、「文化的コモンズ」、これは佐々木秀彦さんが書かれたものですけれども、ここには名誉

市民である式場先生のことも書かれておりますけれども、このコモンズには、文化施設は人々に居場所と出番を生み出す社会的共通資本ですとあります。市民を単なる鑑賞者ではなく、文化を共に創る主体と位置づけ、その考え方を美術館の基本理念に明確に盛り込むべきと考えますが、見解をお伺いいたします。

○にしむた　勲副議長　文化国際部長。

○日暮真司文化国際部長　お答えいたします。

本市が目指す美術館は、誰もが日常的に文化芸術に出会い、参加し、創り出せる市民に開かれた複合的な機能を有する施設を見据えて検討を進めております。美術館を通じて、子どもたちや高齢者、障がいのある方、外国人住民、若者など多様な市民の交流できる場となるよう、市民と美術館をつなぐ仕組みを構築することは重要であると認識しております。また、市民を単なる鑑賞者としてではなく、文化を共に創る主体と位置づけることは、本市が目指す美術館の基本理念や新たな機能に関わる本質的な要素であると考えております。これらの要素を踏まえた共創型ミュージアム都市の考えを、現在策定に向けて取り組んでいる美術館構想にも反映していきたいと考えております。

以上でございます。

○にしむた　勲副議長　大場議員。

○大場　諭議員　ありがとうございます。美術館の基本理念についてお伺いしました。この質問はまとめます。市民を文化を共に創る主体と捉え、美術館構想の基本理念に反映させるとの前向きな答弁を評価いたします。美術館を単なる鑑賞の場ではなく、多様な市民に居場所と出番をもたらす、アートが人を耕す、真の社会基盤、人への投資として具現化できるよう、さらなる具体化を期待いたします。

(2)に移ります。市川の文化遺産を100年先へ継承する市川型美術館について。

市川市にふさわしい美術館に必要な機能をここではお伺いいたします。本市が所有する美術作品は、単なる行政財産ではなく、現在の市民から未来の市民へと引き継いでいくべき貴重な文化的財産です。したがって、美術館整備に当たっては、単に作品を展示する展示室だけでなく、収集、保存、調査研究、展示、教育普及、そして、社会への情報発信という一連の機能を総合的に備える必要があります。

そこでお伺いいたします。現在市が所有している美術館作品について、作品数や保管状況、展示状況をどのように把握しているのでしょうか。また、その把握状況を踏まえた上で、新美術館に必要となる展示、収蔵、調査研究、教育普及などの機能や施設規模について、現在どのように検討を進めているのかお伺いいたします。

○にしむた　勲副議長　文化国際部長。

○日暮真司文化国際部長　お答えいたします。

本市が所有する美術作品は、東山魁夷記念館で収蔵する作品以外では約840点であり、温湿度管理がされた専用倉庫を借りて保管するとともに、情報はデータベースで管理しております。また、作品の展示状況については、収蔵作品の目録データを作成し、把握しているところです。本市にふさわしい美術館の機能については、学識経験者や美術関係者などから構成する市川市立美術館整備検討委員会を設置して、美術館のコンセプトや立地、機能、規模などについて検討しており、同検討委員会での意見を踏まえ、引き続き、美術館構想の策定を進めてまいります。

以上でございます。

○にしむた　勲副議長　大場議員。

○大場　諭議員　ありがとうございます。市川市にふさわしい美術館の機能についてお伺いいたしました。作品を適切に管理しつつ、検討委員会の意見を踏まえた上で美術館構想の策定を進めていくということです。

さらにお伺いいたします。立地と施設形態についてお伺いします。美術館は、長年にわたり市の文化拠点とな

るため、単に用地の有無で判断するのではなく、都市価値を最も高められる立地選定が必要です。交通アクセス、学校からの利用、災害リスク、搬出入、波及効果、既存施設との回遊性を評価し、複数候補地を比較すべきです。さらに、利便性を優先する展示交流拠点と安全性や保存環境を優先する収蔵研究拠点を分ける分散型美術館も含め、柔軟に検討すべきと考えます。本市に最適な立地、施設形態について、複数案を市民や議会へ提示する考えはあるかお伺いいたします。

○にしむた　勲副議長　文化国際部長。

○日暮真司文化国際部長　お答えいたします。

立地については、現在、本市の文化芸術の拠点としてふさわしい場所を市の市有地以外も含め広く探しており、機能や規模も含め検討している段階です。候補地の選定に当たっては、交通アクセスや既存の文化施設との連携、また災害リスクなど、複数の要素を基に慎重に検討する必要があります。さらに、市内には既に複数の展示施設があることや多くの収蔵作品があることから、展示交流機能と収蔵研究機能をどのように配置するかも併せて検討していく必要があると考えております。立地や施設形態については、適切な時期に市民や議会にお示しし、広く御意見をいただいた上で進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○にしむた　勲副議長　大場議員。

○大場　諭議員　ありがとうございます。立地と施設形態についてお伺いいたしました。立地選定において、アクセスや災害リスクなどを考慮し、収蔵研究機能の配置も含めて複数案を検討し、市民、議会へ提案する旨の答弁、しっかりと受け止めてまいりたいと。単なる箱物建設ではなく、100年先を見据えた都市価値最大化と大切な文化財産の確実な保存、活用のため、実効性ある選択肢の早期提示を期待いたします。この質問は終わります。

(3)に移ります。構想から実現へ――ロードマップと市長の決断について。

第３に、美術館構想を具体化する財政計画と財源について伺います。構想を推進する立場というか考えからですと、財源について、やはり正面から議論すべきと考えます。市民の理解を得るには建設費だけでなく、開館後の維持管理費、人件費、事業費、将来の設備更新費などを明らかにする必要があります。

そこで、基本計画において、初期整備費だけでなく、少なくとも30年間のライフサイクルコストを算定し、市民と議会に提示すべきではないでしょうか。あわせて、国や県の補助制度、寄附、企業版ふるさと納税、ネーミングライツ、それから市民の寄附も含めて、一般財源の負担を抑えることが重要と考えます。さらに、市民や企業の美術館づくりに参加できる市川アート文化基金の創設も提案したいと思います。財政の透明性と財源の多様性を両立させながら構想を推進することについて、市の見解をお伺いいたします。

○にしむた　勲副議長　文化国際部長。

○日暮真司文化国際部長　お答えいたします。

公共施設整備において、市民や議会との合意形成は不可欠なプロセスであるため、事業費や財源など、適切なタイミングで市民や議会にお示しする考えですが、美術館の規模や機能等が具体化していないため、現時点で具体的な試算をすることは難しい状況となっております。また、財源については、活用できるものについて様々な可能性を模索してまいります。基金については、現行の文化振興基金を活用することで、民間からの寄附の受皿になると考えることから、まずは当該基金を引き続き活用していくことを検討してまいります。

以上でございます。

○にしむた　勲副議長　大場議員。

○大場　諭議員　ありがとうございます。規模具体化後に事業費等を示し、既存基金などで財源を模索していく

という答弁でした。

それでは、さらにお伺いします。次に、専門人材の確保について伺います。美術館の価値を決めるのは建物だけではありません。作品を研究し、展覧会を企画し、学校や市民、芸術家をつなぐ学芸員の専門人材がいて初めて機能します。建物完成後の確保では遅く、早期に美術館構想室を設置されておりますけれども、専門人材を計画的に配置すべきと考えます。開館前から収蔵作品の調査研究や収集方針、展示計画、学校連携、プレ事業などを進めるためにも、必要人数や専門分野、採用時期を定めた専門人材配置計画を策定すべきと考えますが、見解をお伺いいたします。

○にしむた　勲副議長　文化国際部長。

○日暮真司文化国際部長　お答えいたします。

美術館整備では、学芸員等の専門人材を計画的に配置する必要があると認識しております。人材配置については、事業の進捗や準備段階からの各段階における必要性に応じて庁内関係部署と協議、調整を図りながら体制を構築してまいります。

以上でございます。

○にしむた　勲副議長　大場議員。

○大場　諭議員　人材配置計画の策定についてお伺いしました。

さらにお伺いいたします。構想の実現に向けて最も重要なのは、いつまでに何をするかを明らかにすることです。基本構想の確定、基本計画の策定、候補地の選定、事業費、財源計画、設計、工事、開館までを１つの工程として示さなければ、市民には実現の時期が見えてきません。期限を定めなければ構想は構想のままです。市立美術館開館までの明確なロードマップを策定し、市民と議会に示すべきと考えますが、構想を具体的な事業へ移行させる考えはあるのかお伺いいたします。

○にしむた　勲副議長　文化国際部長。

○日暮真司文化国際部長　お答えいたします。

構想を具体的な事業へと進めるためには、期限を明確にしたロードマップを作成する必要があると認識しておりますが、現在、美術館構想をまとめている段階であり、今後、市立美術館の整備場所などが整い次第、基本計画を策定する中でお示ししてまいります。

以上でございます。

○にしむた　勲副議長　大場議員。

○大場　諭議員　では、この全体の質問をまとめます。今ロードマップの必要性は認めた答弁はしっかりと受け止めております。本質問では、全体の質問では、共創型ミュージアム都市の実現に向け、人への投資、立地の比較、人材確保、ロードマップの提示を求めました。市側からの理念では、共有、工程表作成の必要性に理解が示された一方、具体的試算や選定は今後の課題となりました。本質問を通して３つ求めて終わります。１つは、アートが人を耕す理念を基本構想の根底に置く、それから、市川全体を文化的コモンズとする都市政策への発展、そして、財政、立地、人材計画を明確にした工程表を示し、検討から実現を進めていただきたい。この辺について議論をさせていただきましたけれども、文化も未来へ引き継ぐべき大切な資本です。100年先を見据えた整備を進めていただきたいと求めて、この質問は終わります。

では、最後の３番目の質問です。令和８年８月13日の豪雨を踏まえ、市民の生命を守る水害対策について。

(1)大野町、大町、南大野、柏井町、奉免町の５地域が大柏川の氾濫に関する緊急安全確保に至る判断について。

この豪雨について、大柏川の水位や降雨量、道路冠水、内水状況、現地からの通報を市はどのように把握して

いたのでしょうか。また、どの時点で大柏川の氾濫のおそれを認識し、どのような判断過程を経て、19時50分の警戒レベル５緊急安全確保発令に至ったのか、時系列的にお伺いいたします。

○にしむた　勲副議長　危機管理監。

○今井　隆危機管理監　お答えします。

災害対策本部におきまして、大柏川の水位及び周辺の道路冠水について、常時、河川水位状況のモニタリングや現地災害班である大野公民館からの状況報告に加え、北消防署からも河川状況等を共有しておりました。南大野にお住まいの方からは、道路冠水して、車が通るたびに水しぶきが家屋に迫ってくる、また、柏井町にお住まいの方からは、床下浸水してきているなど、市に被害通報が寄せられておりました。19時30分に気象庁は、レベル５大雨特別警報を本市に発表したことを受けまして、災害対策本部は気象庁の危険度分布図「キキクル」により、大柏川氾濫の危険性が最も高まっていることを確認しました。加えて、本市が契約している民間気象情報会社より、継続して強い雨が本市に降り続くことを確認したことから、19時50分に命を守る最善の行動を促すレベル５緊急安全確保を大柏川周辺の大野町、大町、南大野、柏井町、奉免町に対して本市が発令を行いました。

以上でございます。

○にしむた　勲副議長　大場議員。

○大場　諭議員　ありがとうございました。５地域の警戒レベル５緊急安全確保の発令について、判断プロセスを伺いました。理解いたしました。今回のレベル５、私もＮＨＫのニュース速報で見て驚いて、この地域を見に行ったわけですけれども、このとき感じたのは、既にもう外に当然出られるレベルではなかったし、レベル４が出てからそんなに時間がなかったという実感がありまして、地域の方が避難できているのかとても心配でしたし、どのように対応しているのか。

再質問いたしますが、特に、今回の豪雨は夜間に及び高齢者の避難には大きな危険が伴いました。高齢者を支援する支援者自身の被災も懸念される中、要支援者への対応をどう検証し、家族やケアマネジャーとの連携、個別避難計画を活用して、支援者を危機にさらさない避難支援体制へ見直す考えはあるかお伺いいたします。

○にしむた　勲副議長　福祉部長。

○寺島　崇福祉部長　お答えします。

本市では、市川市避難行動要支援者支援プランにおきまして、避難支援等関係者――以下、支援者と申し上げます――となった方は、災害時には、まず御自身の安全を確保すること、支援者御自身及び御家族の安全を確保した上で、可能な範囲で活動することを支援者である民生委員や自治会役員などに対して適宜周知しております。今回の豪雨におきまして、要支援者への対応について検証したところ、避難された方は１名で、特段の対応を要する状況はなかったところです。一方で、災害時には要支援者と支援者が避難のタイミングや方法をあらかじめ共有しておくことが重要であることから、支援者が無理に避難支援を行うことのないよう、早めの避難を基本とした支援方法につきまして、個別避難計画の作成や見直しなどを通じて周知してまいります。

以上でございます。

○にしむた　勲副議長　大場議員。

○大場　諭議員　ありがとうございました。

私も大野公民館は19時半過ぎですか、１回見に行ったりしたんですけども、実際には来ている方はいなくて、21時の段階で家族４人の方が初めて来られたのは確認したんですけども、そういった状況でしたね。水害時の避難支援体制について、支援者の安全確保を前提に早めの避難周知を計画的に進めるとの答弁でした。

さらにお伺いいたします。住民や関係者へのアンケートなどを通じて、情報伝達から避難行動までの一連の対応を詳細に検証し、その結果を今後の避難情報の在り方や個別避難計画、要支援者対策の具体的な改善につなげ

ていく考えはあるかお伺いいたします。

○にしむた　勲副議長　福祉部長。

○寺島　崇福祉部長　お答えします。

今回の豪雨を踏まえ、必要に応じて住民や関係者からの意見を伺いながら、特に災害時の危険性の高い浸水想定区域や土砂災害警戒区域に居住する方につきましては、さらなる個別避難計画の作成を推進するとともに、避難情報の伝達や個別避難計画、要支援者への支援について、必要な改善を図ってまいります。

以上でございます。

○にしむた　勲副議長　大場議員。

○大場　諭議員　ありがとうございます。緊急安全確保の発令経緯や要支援者の対応について答弁をいただきました。迅速な情報伝達や早めの避難の周知、個別避難計画のさらなる策定推進を図り、支援者と要支援者の双方の安全を守る実効性の高い避難支援体制の構築を強く望んで、(1)は終わります。

次に、(2)大柏川の治水対策について。

この８月13日の豪雨における大柏川の水位、水かさが徐々に増していく水位ですけれども、氾濫危険水位との関係について伺います。あわせて、これまで実施されてきた河川改修や護岸、大柏川第１、そして第２調節池などの治水対策の状況と、今回の豪雨を通じて浮き彫りになった現在の治水上の課題についてお伺いいたします。

○にしむた　勲副議長　下水道部長。

○仙波俊郎下水道部長　お答えします。

千葉豪雨における大柏川の水位は、雨が強くなり始めた15時頃から上昇し始め、19時30分頃に氾濫危険水位に達し、その後、22時頃からようやく水位が下がり始めております。

次に、これまでに行ってきた治水対策でございますが、大柏川第１調節池につきましては平成17年度、大柏川の河川改修については令和６年度末に完成しております。現在、上流部におきまして、大柏川第２調節池の整備が進められており、用地がまとまった箇所から順次掘削工事が進められております。今回の豪雨では、本市域のみならず、上流域の豪雨により河川の水位が上昇したため、市街地の雨水が川に排水されにくくなり、各所で冠水が発生したものと考えております。このことを受け、大柏川第２調節池をはじめとする河川施設の早期完成が重要課題であると認識しております。

以上でございます。

○にしむた　勲副議長　大場議員。

○大場　諭議員　ありがとうございます。私も北消防署の前、警察官が立っていましたので見ましたが、商工団地が対岸にありますけれども、あと１時間降ったらもう完全にあふれるなという、洪水になるような状況でしたね。ですから、今回、８月13日のことについては幸いに洪水を免れたという状況です。

さらにお伺いします。今回の実績降雨と計画降雨の比較並びに大柏川第１調節池への水の流入、貯留、その実績とその効果について伺います。また、現在整備が進められている大柏川第２調節池が仮に完成していた場合、今回の豪雨に対して、どの程度の洪水調整効果が見込まれたのかお伺いします。

○にしむた　勲副議長　下水道部長。

○仙波俊郎下水道部長　お答えします。

大柏川流域において降雨量が最も集中したのは、17時30分頃からの時間雨量67.5㎜であり、これは河川や下水道の整備計画で想定している時間雨量50㎜を大幅に超えるものとなっております。

次に、大柏川第１調節池へ流入した時間帯や水位の変化についてですが、河川管理者である千葉県に確認したところ、県でも把握できていないとのことでした。しかしながら、大柏川第１調節池の下流地点の河川水位が上

流地点よりも下がっていることから、本市では貯留機能が有効に発揮されたものと考えております。また仮に、現在整備中の大柏川第２調節池が完成していた場合、今回の千葉豪雨に対してどの程度の効果が得られるかという御質問につきましては、定量的な評価はできないものの、第１調節池と同様に、貯留機能による河川への負担軽減効果は確実に得られるものと考えております。

以上でございます。

○にしむた　勲副議長　大場議員。

○大場　諭議員　今回の豪雨と計画降雨との比較、第１調節池の水の流入ですけれども、これによって全体が把握、計測できないか。これはできそうな気がするんですけど、これは課題かと思います。ぜひいろいろ考えながらというか、これはどこかモニタリングすればできていくんじゃないかと思いますから、ぜひ取り組んでいかないと、あふれちゃいました、終わりですでは、今後、第２ができたとしても間に合わないのかなと思います。

さらにお伺いします。第２調節池の整備促進に加え、流下能力、橋梁部のボトルネック、河床堆積状況、雨水排水施設との連携、将来の降雨に対する治水安全度を総合再検証し、千葉県に対して、第２調節池の早期整備や必要な治水対策の強化を強く求めていく考えがあるかお伺いいたします。

○にしむた　勲副議長　下水道部長。

○仙波俊郎下水道部長　お答えします。

近年、河川や下水道の計画雨量を超える線状降水帯やゲリラ豪雨が頻発しており、どのように対応していくのか、全国的な課題となっております。真間川流域では、派川大柏川や大柏川第２調節池など、いまだ完成に至っていないことから、流域の治水安全度の確保に向けては、まずは現計画に基づき早期完成を要望してまいります。一方、大柏川を含む真間川水系につきましては、国から総合治水対策特定河川に指定されており、河川だけでなく、市街地側での流出抑制と合わせた対策として、県と流域４市が連携して取り組んでいるところでございます。さらなる強化につきましては、事業の進捗を踏まえ、今後、県や流域市と協議してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○にしむた　勲副議長　大場議員。

○大場　諭議員　ありがとうございます。お伺いしました。計画雨量を超える豪雨への対応の難しさは理解いたしましたが、市民の安全のために未整備箇所の早期完成は不可欠です。県や流域市との連携を一層強化し、大柏川第２調節池の早期整備や治水能力向上に向けた積極的な働きかけを強く期待いたします。(2)はこれで終わります。

最後に、(3)河川氾濫と内水氾濫を一体として考える治水対策について。

今回の大野町、大町、南大野、柏井町、奉免町などの浸水被害を踏まえ、河川氾濫と内水氾濫の要因分析とともに、雨水管や排水管、ポンプ施設、大野こざと公園など、貯留施設を含め流域全体でどこまで雨水を受け止め、流す、そして、ためられるのか、治水能力を総合的に検証する必要について本市の見解をお伺いいたします。

○にしむた　勲副議長　下水道部長。

○仙波俊郎下水道部長　お答えします。

南大野地区などで発生した冠水の多くは、千葉豪雨の雨量が河川整備計画の想定雨量を超えたことなどにより大柏川の水位が上昇し、市街地の雨水が川に流れにくくなったことが要因であると考えております。真間川流域では、流域整備計画において、本市をはじめとする流域市の市街地側での対策が位置づけられており、本市では、保水地域で12万㎥の貯留が目標値として設定されております。そこで本市では、調整池や校庭を利用した貯

留施設など、市全域で16万6,000㎥の貯留施設を整備しており、大柏川流域においては、こざと公園３万1,000㎥や柏井調整池４万2,000㎥などが千葉豪雨の際に貯留効果を発揮したことを確認しております。流域が持つ治水能力の検証につきましては、雨量や排水施設の整備状況だけでなく、河川水位や潮位、上流側の状況なども影響するため、現時点では定量的な検証や評価は困難であると考えております。

しかしながら、今回の豪雨における河川や排水施設の稼働状況や課題につきましては、河川管理者である千葉県と共有し、市民の皆様が少しでも水害への不安が軽減されるよう、今後の対応につなげてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○にしむた　勲副議長　大場議員。

○大場　諭議員　治水能力の検証についてお伺いしました。

さらにお伺いいたします。今回の豪雨、河川水位、調整池、内水避難情報、要支援者支援などを１つにつなげた庁内横断的な検証を行い、その結果を地域防災計画や治水排水計画、個別避難計画の見直しに反映させ、千葉県とも共有して、流域全体の治水安全度を高める取組が必要だと思います。本市の考えをお伺いいたします。

○にしむた　勲副議長　危機管理監。

○今井　隆危機管理監　お答えします。

千葉豪雨では、短時間に猛烈な雨が降ったことにより河川水位の急激な上昇や、内水氾濫、雨水排水への対応、さらには避難情報を発令するタイミングなど対応が難しい状況となりました。本市としても、これら一連の事象を切り離して捉えるのではなく、降雨から避難支援に至るまでを庁内横断的に検証することは、今後の対策に有意義であると考えております。検証を行うことによって得られました教訓や課題を地域防災計画の見直しなど、河川管理者である千葉県と協力して実効性のある治水対策へとつなげていくことが重要であると認識しております。

以上でございます。

○にしむた　勲副議長　大場議員。

○大場　諭議員　庁内横断的な検証の推進と得られた教訓を地域防災計画の改定や県との連携に生かし、実効性のある治水、避難体制が早期に構築されることを強く望みます。（田中　甲市長「大場さん」と呼ぶ）はい、どうぞ。じゃ、市長。

○にしむた　勲副議長　田中市長。

○田中　甲市長　御質問いただきましてありがとうございます。先月、そして今月と発生いたしました水害に対しまして、本市も、また他市も、千葉県においても、これはもう痛恨の極みでございまして、本市においては亡くなられた方もいらっしゃいまして、心からお悔やみを申し上げたいと思いますし、また、水害に遭われたお一人お一人に対してお見舞いを申し上げたいと思います。また同時に、再発防止計画の推進に全力で努めてまいりたいと思っております。

○にしむた　勲副議長　大場議員。

○大場　諭議員　市長の御決意をお伺いいたしました。しっかりと受け止めさせていただき、市民の今一番期待するところが市長のそういった答弁だと思いますので、ぜひよろしくお願いいたします。それでは私の質問をまとめます。今回の答弁を通じて、豪雨時の警戒レベル５発令の経緯や個別避難計画の重要性、第２調節池をはじめとする治水事業の現状と課題が明確になりました。計画を超える記録的豪雨が頻発する中、高齢者など避難支援や治水施設の早期整備、外水、内水一体となった庁内横断的検証を速やかに進め、千葉県や流域市との連携の下、市民の生命と財産を守る実効性ある総合的な水害対策の推進を強く求めて、私の一般質問を終わります。あ

りがとうございました。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

○にしむた　勲副議長　この際、暫時休憩いたします。

午後３時６分休憩

――――――――――――――――――――――――

午後３時40分開議

○大久保たかし議長　休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第１一般質問を継続いたします。

石原よしのり議員。

○石原よしのり議員　新しい流れの石原よしのりです。今回は、環境行政に関する諸課題について、４項目にわたり質問します。

最初のテーマは、本市のごみの収集、処理についてです。

約50万人の市民が暮らす本市では、日々、多種多様なごみが大量に発生します。市民生活に支障を来さず、町の衛生を保ち、環境への負荷を抑えながら安定的に収集、処理することは市の重要な責務です。ごみの分別方法や収集の仕組みは自治体によって異なり、市民の関心も高い分野です。

そこでまず、本市のごみ収集体制について、収集方法、実施主体、車両や人員の配置を含めて御説明ください。

○大久保たかし議長　環境部長。

○湯本明男環境部長　お答えいたします。

本市は、循環型社会の形成を目指して、平成14年３月に市川市一般廃棄物処理基本計画（いちかわじゅんかんプラン21）を策定し、家庭ごみの12分別収集の導入などを進めてまいりました。同計画のごみ処理編につきましては、令和５年４月に改定し、現在は15分別収集を進めております。指定袋制は平成11年からとなっており、家庭ごみの分別排出の徹底と、ごみの減量、資源化の推進、収集作業の安全性と効率性の確保、そして環境美化を目的として実施しております。また、田中市長が目指す環境先進都市市川の実現に向けて、本年４月からはペットボトルの分別収集を開始しております。こうしたごみの収集回数等は、燃やすごみは週３回、燃やさないごみやプラスチック製容器包装とペットボトルなどは週１回、市内約２万3,000か所ある集積所に排出いただいております。これらの一般家庭における日常生活で排出されます、いわゆる家庭ごみは収集運搬業者への委託により収集しており、令和８年度は収集車が101台で行っており、効率的な収集体制を確保しております。

以上でございます。

○大久保たかし議長　石原よしのり議員。

○石原よしのり議員　再質問させていただきます。現在の収集体制については理解しました。15分別の方法で101台の収集車が収集に回っているとのことです。

それでは再質問ですが、収集の効率性や安全性を確保する上で、市はどのような課題を認識しているんでしょうか。

○大久保たかし議長　環境部長。

○湯本明男環境部長　お答えいたします。

市民の皆様の御協力により、ごみ出しルールはおおむね守られておりますが、一部では指定ごみ袋を使用していないこと、決められた日時以外にごみを出していることが収集の効率性を確保する上での課題であると認識しております。また、モバイルバッテリーやハンディー扇風機などに使用されているリチウムイオン電池が、燃や

すごみ、燃やさないごみ、またはプラスチック製容器包装の袋に混入しておりますが、本年４月から開始したペットボトルの分別収集によって、処理の過程での発煙・発火事故はなくなっております。しかし、一部の課題への対応としては、「広報いちかわ」やごみ分別アプリによって、ごみの分別徹底をお願いしているほか、ごみの分別ガイドブックやごみ収集日カレンダーの配布を通じて、ごみを出す際のルールにつきまして広く周知を図っております。また、このほかにも出前説明会や各地域のイベントなどにも伺いまして、ごみの分別などの説明を行っており、市公式ウェブサイトなどでも御案内しております。

以上でございます。

○大久保たかし議長　石原よしのり議員。

○石原よしのり議員　そうですね。収集日の朝に出すというルールや正しい分別をみんなに守っていただきたいと私も思います。特に、単身者アパートや外国人については地域でも問題になっているようです。様々な啓発に取り組んでいるようですが、アパートの管理会社や家主などへも積極的に働きかけていただきたいと思います。

続いて、ごみの収集量の実績とそれに要する費用について伺います。家庭ごみを中心に、最近の実績でお示しください。

○大久保たかし議長　環境部長。

○湯本明男環境部長　お答えいたします。

ごみの収集処理量の費用に関しましては、令和７年決算承認前のため、令和６年度決算額でお答えいたします。令和６年度における家庭ごみの収集は、市川市清掃業協同組合等が実施し、その内訳は、燃やすごみを収集車40台で６万8,871ｔ、燃やさないごみを21台で2,850ｔ、大型ごみを６台で2,014ｔ、資源物を27台で１万8,381ｔ、合計９万2,116ｔとなっております。収集にかける委託料としましては約21億7,500万円となっております。

以上でございます。

○大久保たかし議長　石原よしのり議員。

○石原よしのり議員　家庭ごみの収集実績と費用について理解いたしました。収集に年間21億7,500万円かかっているということですね。では、収集したごみは、その後どのような方法で処理され、処理にはまたどの程度の費用がかかっているんでしょうか。収集費用とは区別してお答えください。

○大久保たかし議長　環境部長。

○湯本明男環境部長　お答えいたします。

クリーンセンターのごみ処理につきましては、家庭ごみのほかに、産業廃棄物以外の事業系ごみや協定に基づく他市のごみなども処理しております。令和６年度は、家庭から収集したごみを９万2,116ｔ、事業系ごみを３万1,505ｔ、協定に基づく他市のごみを9,737ｔ受け入れております。受け入れたごみは、燃やすごみは焼却処理し、燃やさないごみは破砕処理をしております。また、瓶や缶などは、選別などの中間処理を経て資源化しております。これらの処理量の実績につきましては、燃やすごみに関する焼却処理量が12万128ｔ、燃やさないごみに関する破砕処理量が4,825ｔ、瓶、缶、紙類やプラスチック製容器包装などの資源化の中間処理量が１万7,912ｔとなっており、近年の焼却処理量の推移は、令和３年度の12万4,966ｔから多少の増減はあるものの、おおむね横ばいの傾向となっております。これらの処理と処分の費用は、令和６年度は約36億3,900万円になっております。

また、収集運搬や処理、処分に係るごみ処理全体の費用は約61億500万円となり、本市の人口で割りますと、市民１人当たりの負担額は約１万2,300円となります。さらに、職員の給与等を含めますと、市民１人当たりの負担額は約１万2,900円となる見込みです。これは、公表されている全国平均の約１万9,700円と比べて少ない負担額となっております。この要因といたしましては、ごみ処理等の費用のみならず、クリーンセンター建設費用

なども含まれ、本市の令和６年度の歳出においては、次期クリーンセンター建設費が計上されていないこと、また、地域特性といたしまして、人口が増えている一方で、市民の皆様の御協力でごみの排出量が減っていることなどが考えられます。

以上でございます。

○大久保たかし議長　石原よしのり議員。

○石原よしのり議員　収集されたごみが破砕、焼却、資源化の中間処理などを経て、最終処分場へ送られるわけです。御答弁では、ごみの収集処理に年間61億円、市民１人当たり、人件費も含めて１万2,900円がかかっているとのことでした。この中には若干の事業系ごみの部分も加わっているわけですけれども、１人当たりに１万2,900円と、それなりのお金がかかっているということですね。ちなみに、全国平均が１万9,700円で市川は安いという話があったんですが、そこには、今言ったように建設費が含まれていないと。そこで、環境省が発表している元資料を確認しますと、これには施設の建設費にかかる費用というのは別になっていて、本市の計算と同様にランニングコストだけで計算し直すと、１人当たり１万4,300円ということで、市川市の１万2,900円との差は１割程度ということになりますので、市川だけが特別安いということはありませんね。

何よりも重要なのは、これだけのお金がごみというのはかかっているということなんですが、市民がこうした費用を数字として知るというのは私は大切だと思っていまして、ごみの減量や分別の意義を考えるきっかけとなると思います。市は現在、収集処理の実態と費用をどのような方法で市民にお伝えしているんでしょうか。

○大久保たかし議長　環境部長。

○湯本明男環境部長　お答えいたします。

ごみ処理全体の費用は、毎年作成しております市川市じゅんかん白書において、各年度における一般廃棄物処理資源化の実績等をまとめて公表しております。この白書では、いちかわじゅんかんプラン21の進捗状況やごみ処理の現状についてもまとめており、中央図書館や行徳図書館などで閲覧できるほか、市公式ウェブサイトにおいても公表しております。また、資源物とごみの分別ガイドブックでは、図やイラストを用いてごみ処理費用について分かりやすくまとめたものを巻末に掲載しております。このガイドブックは毎年発行し、転入者の方に配付のほか、市庁舎や公民館での配布や自治会を通じた配布も行っております。

なお、小学校や自治会などに職員が伺い実施する出前説明会や、クリーンセンターにて随時受付している施設見学などの啓発活動におきましても、ごみ処理費用やごみ処理の状態について分かりやすく説明しております。このほかにも、「広報いちかわ」をはじめ、自治会には「じゅんかんニュース」の回覧で不定期にお知らせしております。また、いちかわ市民まつりやいちかわ環境フェアなどのイベントにおいて、クイズ等を通して資源物とごみへの理解を高めるブース出展を行っており、随時市民の皆様へ情報を発信しております。

以上でございます。

○大久保たかし議長　石原よしのり議員。

○石原よしのり議員　御答弁で、じゅんかん白書とか、ごみの分別ガイドブックというのに載っていますよと言っていますが、ほとんどの方はわざわざそこまで行って見ていないと私は思いますね。恐らく、議員の方、皆さんも、幾らぐらいのごみ処理費用がかかっているか、大まかな数字でも頭に入っている方はほとんどいないと私は思います。実はこれは大変重要なことだと思っていますし、これがこんなに大変なんだということを分かっていれば、ごみをどう考えるかと考えてくれるように思いますね。例えば、「広報いちかわ」のごみ特集で、１日に稼働する収集車が101台に上ることや収集処理費用が年間61億円かかっていること、市民１人当たり１万2,900円に相当することなどを分かりやすく、やっぱり示していただきたいと思います。ごみを減らすことが環境負荷や将来の処理費用の抑制にどうつながるか、費用の構造を踏まえてお伝えすることが私は重要だと思います。ご

み排出量を減らすと、それに応じて収集処理費用が減り、その分の税金は他の市民サービスに回すことができる、このことを理解してくれれば、市民の皆さんの意識も変わり、本市が取り組んでいるごみ減量につながっていくと思います。市民の理解と協力を得るため、情報発信の一層の充実、工夫をお願いしたいと思います。この項目はここで終えて、次に移ります。

続いて、ペットボトルの分別、回収について移ります。

本年４月にペットボトルの分別収集が始まってから約５か月が経過しました。これまでの収集量、分別収集に要した費用、導入によって確認された効果について伺います。

○大久保たかし議長　環境部長。

○湯本明男環境部長　お答えいたします。

本市は、令和８年３月まではペットボトルのプラスチック製容器包装の混合収集を行ってまいりましたが、令和８年４月より、田中市長リーダーシップの下、資源循環型社会形成をより推進するため、ペットボトルの分別収集を開始いたしました。市民の皆様にペットボトルを分別していただくことで資源化の向上を目指しております。この分別により、処理後のリサイクル製品の品質向上のみならず、中間処理施設で課題となっていた収集したプラスチック製容器包装に異物として混在していたリチウムイオン電池の除去を容易にし、選別後の工程における発煙・発火事故の未然防止にも寄与しております。

分別収集開始後の集積実績につきましては、令和８年４月から７月までの４か月間におけるペットボトルの引渡量としましては、合計で約480ｔとなっており、このペースで推移しますと、年間で1,400ｔ前後が見込まれます。分別収集を開始する前は年間で約1,000ｔを見込んでおりましたが、市民の皆様の御協力により、当初の想定よりも多くの量が収集されております。月ごとに見ますと、４月は約105ｔ、５月は約115ｔ、６月は約120ｔ、７月は約140ｔで推移しております。収集量が増加している要因としましては、ペットボトルの分別収集が市民の皆様に広く認知が進んだことによるものと分析しております。

なお、ペットボトルの分別収集開始に伴う費用といたしましては、収集車両の増車分等で約１億9,200万円、ネット袋の購入費等といたしまして約2,600万円の合計２億1,800万円となっております。

分別収集による効果といたしましては、引渡先からきれいな状態のペットボトルが回収されていると報告を受けており、市がお願いしているキャップやラベルを外し、中を軽くすすぐといった適正な出し方に市民の皆様が御協力していただけているものと認識しております。また、ペットボトルを分別収集したことにより、プラスチック製容器包装のごみ量が減少しております。その結果、中間処理における選別精度がよくなり、リサイクルの質が向上しております。

なお、リチウムイオン電池の混入による発煙・発火事故につきましては、令和７年度は21件、同年８月末時点で11件でしたが、選別精度の向上により、今年度は８月末時点でゼロ件と大幅に改善されております。

以上でございます。

○大久保たかし議長　石原よしのり議員。

○石原よしのり議員　御答弁では、市民の協力によってきれいに分別されたペットボトルの回収量が想定を上回って、プラスチック製容器包装の収集量や異物混入も減少し、選別精度の向上につながったとのことでした。また、リチウムイオン電池に起因する火災についても、分別回収実施後は発生していないと御説明いただきました。これらの成果は市民の分別への協力があってこそ実現したというものです。協力を継続していただくには、分別した資源が、その後どう扱われ、何に生まれ変わるのか、具体的に示す必要があると思います。

そこで、回収したペットボトルの処理工程と再資源化の実態について伺います。

○大久保たかし議長　環境部長。

○湯本明男環境部長　お答えいたします。

収集したペットボトルは、その後、選別、粉砕、洗浄などの工程を経て、小さな粒状のペレットとして加工され、飲料ペットボトルのほか、ポリエステル繊維など衣料品の原料として利用されております。このように使用済みの製品を粉砕、洗浄、溶解などの物理的な処理によって再加工し、新たな製品の原材料として利用する手法は、材料から材料、物から物にリサイクルするマテリアルリサイクルと言われ、収集された量の約７割程度が新たな製品となる代表的なリサイクル方法の一つとなっております。この方法で、田中市長御指示の下、さらなるペットボトルを活用したリサイクル推進をしてまいります。

なお、公益財団法人日本容器包装リサイクル協会によりますと、ペットボトルから生まれ変わる主な製品といたしましては、飲料や洗剤のペットボトルになるものが約７割、卵パック等のシートになるものは約２割、カーペットや衣料の繊維になるものが約１割とされております。

以上でございます。

○大久保たかし議長　石原よしのり議員。

○石原よしのり議員　御答弁では、分別回収したペットボトルは専用のルートで回収され、約７割がペットボトルや洗剤容器、卵パック、カーペットや衣料用の繊維ということで、再資源化されているとのことでした。この成果もぜひ市民に広く伝えていただきたいと思います。分別収集の開始から半年を迎えようとしています。運用を通じて明らかになった課題と、それに対する今後の改善方針をお聞かせください。

○大久保たかし議長　環境部長。

○湯本明男環境部長　お答えいたします。

まず、１つ目の課題として、ペットボトル分別収集用の緑色のネット袋の配布が遅れていることにつきましては、不安定な中東情勢に係る対応を図りながら、現在約９割の集積所に配布しておりますが、９月末時点で市内全域に設置できる見込みとなっております。また、２つ目の課題としましては、事業開始から４か月が経過し、市民の皆様の声としては、集積所に随時分別収集用の袋があることを原因としたペットボトルの収集日以外の日にペットボトルが排出されているとの声があり、集積所管理の課題が挙げられます。収集日以外に排出されることにつきましては、収集日にペットボトルを集積所に排出することの周知啓発を行うことで、集積所の清潔維持に努めていただくよう呼びかけてまいります。また、多くの皆様にペットボトル分別収集の認知が進んでおりますが、一部の市民の皆様からペットボトルとプラスチック製容器包装の収集方法についてのお問合せや、ペットボトルがプラスチック製容器包装に混入して出されている状況から、ペットボトル分別収集について継続した周知が必要であると考えております。

以上でございます。

○大久保たかし議長　石原よしのり議員。

○石原よしのり議員　今回の質問をしているのは、私は長い間、環境問題、ごみ問題というのを取り組んでいますから、そういったことに関心のある市民からいろんなことを聞いているわけですね。やっぱり、ペットボトルの収集については、取り残しの問題だとか、それから集積所で散らかっている問題だとか、あるいはいろんな面倒くさい問題だとかという話を聞くし、だからこそ、皆さんの協力を得るためにいろんなことをしっかりとお伝えすることが必要だと思っているわけです。市民の皆様は、ペットボトルの分別に協力するに当たっては、その行為が何のために必要なのか、どのような効果をもたらすのか、自分がどういう結果に貢献できたのか知りたいのではないかと思います。ただ分別をお願いするだけではなく、市民の協力によって何が改善し、回収した資源がどのように活用されたのかを実績に基づいて、継続的に発信していただくよう要望します。

先ほど部長の答弁の中に、市長の御方針によってとかと市長が出てきましたね。確かに、市長は環境問題だと

か、ごみの問題、私は非常に関心を持たれていると思います。できれば、それをしっかりと市政の中で、市長の御指導、御方針に従っていただけるように、頑張ってこれが進むように、特に私は情報発信、市民の方々にきちんとお伝えする、これが重要だと思っています。どれだけの処理費用がかかっている、１つ目の質問にも関わってきます。こういった問題をしっかりとやっていただければと思います。

さて、３つ目に移ります。次は、地球温暖化対策推進協議会についてです。

地球温暖化による農業、漁業や市民生活への影響が懸念され、各地で異常気象に伴う災害も発生しています。温暖化対策を着実に進めるには、行政だけではなく、市民や専門家との連携が欠かせません。本市では、市川市地球温暖化対策実行計画というものを策定し、その取組の一環として、平成22年に市川市地球温暖化対策推進協議会が設立されました。協議会は温暖化への理解促進、施策の提案、市民への啓発などを担ってきていただいたと認識しています。一方、同協議会が設立から15年以上が経過し、活動が以前に比べて、どうも低調になっているのではないか、市の支援が変化してきているのではないかというふうに私は感じています。市長が温暖化対策、特にカーボンニュートラルを重視される中、この協議会の役割を改めて確認する必要があります。

まず、設立の経緯と役割、これまでの主な活動、現在の活動状況について伺います。

○大久保たかし議長　環境部長。

○湯本明男環境部長　お答えいたします。

国は平成10年、温室効果ガス排出量削減を定めた京都議定書の目標達成に向けて、地球温暖化対策の推進に関する法律を制定し、順次改正を重ねてまいりました。第４次の一部改正においては、県や市などの自治体に対し、温室効果ガス排出量削減措置などを定めた地方公共団体実行計画の策定を規定しました。本市においても改正を受け、平成21年３月に市川市地球温暖化対策地域推進計画を策定し、具体的な取組を開始しました。当該計画は、より着実な実行に向けて、市単独での行動だけではなく、市民、事業者、関係団体などと協働して取り組む推進体制の整備なども明記され、これを踏まえて、平成22年11月24日地球温暖化対策推進協議会――以下、協議会と言わせていただきます――が設立されました。

協議会は、個人や団体を問わず、会の目的に賛同いただける方であれば入会していただくことが可能で、令和８年８月末日現在、個人会員は225名、団体会員は35団体が登録されております。協議会は、市民、事業者、学識経験者、市職員等で構成される役員会が設置されており、事業計画案や予算の配分など、会としての主立った運営方針案を協議、決定し、年に１回、全会員で開催される定期総会に付議しております。また、協議会は、温暖化対策に関する企画の立案や実行、日常生活における二酸化炭素排出削減に関する行動の啓発や普及など、市川市地球温暖化対策実行計画を着実に推進していくため、市と協働で活動に取り組むことを主な役割としております。協議会の活動としては、年間の事業計画を立てて計画的に取組を進めており、主な活動内容としましては、いちかわ環境フェア、事業者向け省エネルギーセミナー、地球温暖化防止講演会、親子環境映画上映会、エコキャンパスツアーなどを挙げられ、いちかわ環境フェア以外のイベントは協議会が主催者となり取り組んでおります。

また、本年度、うれしいことに田中市長から御提案をいただきまして、環境のタウンミーティングに数名参加していただく予定となっております。

以上でございます。

○大久保たかし議長　石原よしのり議員。

○石原よしのり議員　また田中市長が出てきましたけども、田中市長が環境にやっぱり関わっていらっしゃいますね。協議会は、各種セミナー、講演会、上映会、現地ツアーなどを主催しているんですね。私も議員になった頃、本当にこの協議会が主催している講演会だとか、セミナー、よく参加していました。当時、本当に熱い思い

で皆さんやられていましたよ。それこそ、今の環境施策推進参与をやっていくださっている平田さんなんかも役員に入っていらっしゃって、いろんなことを活動しました。やっぱり、そこら辺のことを体験として私も持っている以上、今どうなっているかなというのが気になるところです。

協議会の活動の一つとして、いちかわ環境フェアへの参加協力が挙げられました。コルトンプラザを会場に開かれる環境フェアについては、近年、規模の縮小や企画展示内容の固定化が進んでいるのではないかと個人的には感じています。まず、これまでの開催経緯と、今年度は例年の６月ではなく12月開催とした理由を伺います。

○大久保たかし議長　環境部長。

○湯本明男環境部長　お答えいたします。

本市では、市川市環境基本条例において、毎年６月を環境月間と定めており、例年６月を中心に様々な環境イベントを開催しております。御質問のいちかわ環境フェアも、市民の皆様に環境問題を身近に考えていただくための啓発事業として、平成５年から約30年間、６月の象徴的な環境イベントとして継続してきたものでございます。次に、開催日を６月から12月に変更した理由についてですが、近年は気温の上昇が早期化しており、屋外での企画を伴う当該フェアについては、熱中症対策の一環として６月の開催を避けたこと、また、環境省は平成９年12月に京都府で行われた国連気候変動枠組条約締約国会議、通称ＣＯＰ３の開催を契機とし、毎年12月を地球温暖化防止月間と定め、官民一体となって温暖化対策普及啓発事業を促進していることなどを踏まえまして、今年度は12月５日土曜日に開催することとしたものです。

以上でございます。

○大久保たかし議長　石原よしのり議員。

○石原よしのり議員　開催時期を変更した経緯と趣旨は理解しました。一方、参加団体からは、年末の多忙な時期への急な変更に戸惑う声も聞いています。開催時期の決定に当たり、参加団体にはいつどのように説明し、意見を聞いたのでしょうか。また、今年度の実施結果を踏まえ、開催時期を検証する考えはあるんでしょうか、伺いたいと思います。市は環境フェアの現状にどのような課題があると認識し、今年度は企画や展示の充実に向けてどのような工夫を予定しているのか、併せて伺います。

○大久保たかし議長　環境部長。

○湯本明男環境部長　お答えいたします。

環境フェアは例年20団体以上の参加があり、開催時期について全ての団体の希望をかなえることは現実的に難しいと考え、日時決定前の意見聴取などは行っておりませんが、できるだけ早く開催日時を関係者にお伝えするため、昨年度３月25日の時点で12月５日開催の旨、市公式ウェブサイトにて公表いたしました。また、過去に参加実績のある団体の皆様には、４月20日に出展の意向調査を行った際、今年度は12月５日に開催する旨、改めて案内文に明記し、開催日時の周知徹底を図ったものでございます。

なお、今年度の環境フェアに関し、開催時期が適正であったかどうかなどについてもアンケート調査を行う予定であり、この結果等も踏まえ、御質問のとおり次年度以降の開催時期も検証してまいります。

次に、環境フェアの近年の課題についてお答えします。いちかわ環境フェアは平成５年の第１回以降、イベントの規模を徐々に拡大してきたことに伴い、来場者数も年々増加し、平成29年の第25回においては約１万5,000人の来場者を数えてまいりました。しかしながら、令和元年末頃から新型コロナウイルスの影響により、令和２年、３年と連続で環境フェアを中止しており、令和４年以降の環境フェアは来場者数が新型コロナ前を回復していないというのが実情です。来場者数がイベント成否の全てではないと思いますが、市民の皆様に環境問題を身近に考えていただくための啓発事業という環境フェアの本旨を踏まえますと、来場者数をより増やしていくということは１つの課題であると認識しております。

この課題への対策ですが、これまでは過去に参加履歴のある団体に出展の意向調査を行う形式でしたが、今年度より出展団体を増やすための工夫として、広く市公式ウェブサイト上で公募をかけた結果、昨年度は20団体だった出展数が、今年度は環境に配慮した建築資材を扱う企業や市民の皆様による地域環境活動団体など、合計26団体に増やすことができ、フェア自体の規模拡大につなげることができました。さらに、来場者数の増加に向けた取組として、今年度は市内小中学生を対象とした環境問題ポスターコンクールの開催、環境フェア自体に関心を持っていただくためのダンスイベント、子どもから大人まで楽しめるスタンプラリーやエコクイズ大会など、環境に関心のある方だけではなく、多くの皆様に足を止めてフェアの様子を見ていただけるような工夫を織り交ぜ、環境に関心を持っていただくきっかけづくりを目指していく予定でございます。

なお、協議会につきましては、今年度も共催者として参加していただく予定であり、主にスタンプラリーやエコクイズ大会など、環境フェアの中心となるイベントに市職員とともに参画する予定でございます。

以上でございます。

○大久保たかし議長　石原よしのり議員。

○石原よしのり議員　御答弁で今年度は来場者も参加団体を増やすようにいろんな工夫をして、大きくして、きっと少しにぎやかにするという御宣言だったと思います。ぜひ頑張ってください。

協議会は、今年度の環境フェアにも共催として参画するとの御答弁でした。以前は企画運営にも積極的に関わり、行政とは異なる視点から提案していたんじゃないかと私は記憶しています。こうした外部の力というのか、専門家の力とか、こういったものをより生かすことが今後は重要なんじゃないかと思います。市は協議会にどのような役割を期待し、今後その活動や運営をどのように支援していく考えなのか、見解をお伺いします。

○大久保たかし議長　環境部長。

○湯本明男環境部長　お答えいたします。

さきにも答弁しましたとおり、協議会は市域における二酸化炭素の削減目標や目標達成に向けた取組などを定めた市川市地球温暖化対策実行計画に対し、その状況把握や改善案の提案のほか、市と協働で温暖化対策に関する企画を立案、実行し、啓発活動を行うことを主な役割としております。世界的に言いましても、残念ながら二酸化炭素をはじめとした温室効果ガスの排出削減はいまだ道半ばの状況であり、また、温暖化に起因すると言われている近年の大規模災害などを踏まえましても、当該協議会の役割と重要性は変わらないものと認識しております。今後とも、当該実行計画の着実な推進に向けて、協議会の積極的な活動とともに、市は協議会の事務局として支援を続けてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○大久保たかし議長　石原よしのり議員。

○石原よしのり議員　本当ですね。世界的にはなかなか温暖化対策が進んでいない。世界中で戦争をやって、トランプ大統領はもう温暖化対策から背を向けていると、とんでもないと思います。温暖化対策を市民参加の取組として広げるため、協議会が専門性や市民の視点を生かして主体的に活動できるよう、役割分担と支援の在り方を検討していただきたいと思います。関係課についても、参加団体との対話を重ね、内容と開催方法の改善につなげていただきますよう要望して、この項目を終わります。

最後の４番目の項目が、次期クリーンセンターについてです。

次期クリーンセンターについては、令和７年６月定例会で建設に関する議案が可決され、完成後20年間の操業委託も含めて、総額726億円で株式会社タクマへの発注が決まりました。本市にとっては極めて大規模な事業であり、今後の進捗を注視していきたいと考えています。今回の計画には、先進的な処理技術や環境配慮に加え、ランドマークとしての機能も盛り込まれています。私は先般、その先進事例として知られる広島市環境局中工場

を視察してきました。中工場は、広島の平和記念公園から海へ伸びる軸線上に位置して、建築家谷口吉生氏の設計によって、ごみ処理施設を隠すのではなく、施設そのものを見せる建築としています。市民や観光客が訪れる空間にもなっており、映画「ドライブ・マイ・カー」のロケ地としても知られています。ごみ処理施設のイメージを転換する建築の力を現地で実感いたしました。

そこで、本市の次期クリーンセンターについて、現在の実施設計の進捗とランドマークとしての機能を実現するための基本方針を伺います。

○大久保たかし議長　環境部長。

○湯本明男環境部長　お答えいたします。

本施設の詳細な仕様等を確定する実施設計につきましては、本年10月末の完了を目指し、現在準備工事と並行して順調に進めております。御質問者が御視察されました広島市環境局中工場は、優れたデザインと情報発信の工夫によって施設の新たな価値を創造し、高く評価されている先駆的なモデルであり、本市といたしましても、その先進的な設計思想に大いに共鳴するものでございます。

本施設が建設される周辺地域は、主要な幹線道路が交差する本市の南の玄関口であり、日々多くの市民や来訪者の目に触れる交通の要所となっております。そこで、本市は、この施設が新たなランドマークとなるよう、本市が目指す循環型社会やカーボンニュートラルを視覚的に伝える周辺環境と調和した環境デザインを採用することとしております。次期クリーンセンターが、田中市長が目指す脱炭素社会推進を牽引するシンボルとして市民の皆様の未来への誇りとなるよう、基本方針の確実な具現化に向け準備を進めているところでございます。

以上でございます。

○大久保たかし議長　石原よしのり議員。

○石原よしのり議員　再質問します。実施設計の進捗と本市の南の玄関口という立地を生かして、循環型社会やカーボンニュートラルの象徴となる施設を目指すという方針は理解しています。ただし、理念を掲げるだけではランドマークとして市民に認識されるとは限りません。周辺を通行する人々にも環境への配慮や先進性が伝わる外観デザインや視覚的なメッセージ性が必要になると思われます。

そこで、外観の意匠や周辺景観との調和について、具体的にどのようなデザイン上の工夫を検討しているのか、また、施設の外からも環境へのメッセージが伝わるよう、どのように設計に反映させるのか伺います。

○大久保たかし議長　環境部長。

○湯本明男環境部長　お答えいたします。

本施設の外観における最大の特徴として、露出上部の屋根と壁をなくしたごみ発電を見せるオープン構造を導入いたします。これは、プラント設備のダイナミックなスケール感を外部に見せるだけでなく、建築設備の消費電力を大幅に削減し、脱炭素に直接貢献する機能美を兼ね備えた設計としております。また、建物の外壁面には、太陽光パネルを市松模様に配列する太陽光発電を見せる創エネデザインを取り入れ、クリーンな電力を自ら創出する先進的な姿を周辺を行き交う人々へ視覚的に表現してまいります。さらに、本施設を象徴する特徴的な意匠として、鉄骨トラスの煙突を採用いたします。夜間におきましては、地球環境をイメージしたブルーの光で建屋や煙突を景観に配慮してライトアップし、アースデイや世界環境デーなどの環境啓発イベントに合わせて光の演出を変化させることで、環境問題への関心を高め、持続可能な未来へのメッセージを広く発信してまいります。これらの洗練されたデザインを確実に具現化し、市民の皆様の環境行動への協働を促す大きな推進力となるよう、引き続き事業者とともに全力を挙げて取り組んでまいります。

以上でございます。

○大久保たかし議長　石原よしのり議員。

○石原よしのり議員　御説明ありがとうございます。聞いていたら、なかなかわくわくするようなデザインかなとは思います。広島市の中工場では、建物中央に海へ向かって貫くガラス張りの大空間、エコリアムが設けられています。来訪者はガラス越しに稼働するプラントを眺めることができ、設備そのものが展示のように見える強い印象を受ける空間でした。

本市も五感を刺激するリアルでダイナミックな施設づくりを目指すとのことですが、この次期クリーンセンターでは、見学者にごみ処理の仕組みや環境への取組を印象深く伝えるためには、どのような本市独自の見せ場や工夫を具体化しようとしているのか伺います。

○大久保たかし議長　環境部長。

○湯本明男環境部長　お答えいたします。

先ほど外観の特徴として申し上げたオープン構造を最大限に生かし、内部の見学動線におきましても、主要設備をあえて屋外に配置した空間を最大の見せ場としております。具体的には、地上約36ｍの屋外展望スペースから稼働する設備全体を間近で見渡せる構造を採用いたします。この展望スペースでは、防護措置や遮音対策等、安全性に万全を期した設計とした上で、巨大なプラント設備のスケールや稼働音、空気感を肌で感じ、エネルギー創出の現場をダイナミックに体感していただく計画です。また、プラントのすぐ対面には太陽光発電設備を配置し、ごみ発電と太陽光発電という２つのクリーンエネルギーが創出される様子を１つの視界で比較体感できる工夫を取り入れております。さらに、タービンからの蒸気を冷やす高真空復水器のエリアにおきましては、その風の力と音を直接体感できる演出も盛り込む予定でございます。これらは、単にガラス越しに設備を眺める見学にとどまらず、まさにエネルギーが創出される現場の風を感じ、音を聞くという、本市ならではの貴重な五感体験を提供するものと考えております。

以上でございます。

○大久保たかし議長　石原よしのり議員。

○石原よしのり議員　ありがとうございます。では、最後にちょっと質問しますけれども、これが実生活におけるリサイクルやごみ減量、すなわち環境に配慮した行動変容にどのように結びつくのか、こういった展示内容が陳腐化してしまわないで、どのように対応していくのか、ソフト面、こういったものについて工夫をお聞かせいただきたいと思います。

○大久保たかし議長　環境部長。

○湯本明男環境部長　すみません、申し訳ございません。ちょっと今、答弁のほうはお答えしようと思ってはいたんですが、ちょっと答弁の用紙をなくしまして、申し訳ございません。ただ、これがどんな形で進めていかせるかという形なんですが……。

○大久保たかし議長　ちょっと待ってください。

石原よしのり議員。

○石原よしのり議員　要するに、行動変容に結びつけなきゃいけないということなの。だからこそ、ぜひ、（本間和義副市長「議長」と呼ぶ）副市長が答えてくださるそうです。ありがとうございます。

○大久保たかし議長　少々お待ちください。よろしいですか。

〔石原よしのり議員「いいです。お願いします」と呼ぶ〕

○大久保たかし議長　本間副市長。

○本間和義副市長　お答えをいたします。

議員から様々御質問いただいて環境部長が御答弁申し上げましたが、外観につきましても、またその動線、そういったものにつきましても、市川市ならではの特徴あるものを採用しているところでございます。こういった

ものを市民の皆様方に、小学生や中学生といった子どもたちだけではなく、皆さんが近くで体験をしていただくと、そういったことによって、外観だけでなく、ごみ問題というものを身近に感じていただける、そして興味を持っていただけるというようなことが、ついては市民の皆様方の行動変容、環境問題に関心を持っていただくというような１つのきっかけとして大きな役割を持つものというふうなことを考えているところでございます。

○大久保たかし議長　石原よしのり議員。

○石原よしのり議員　やっぱり、広島に行ったときに感動したんですよ。やっぱり、まさに展示だとか、それからどういうごみの状況なのかというのを見せることによって、本当に市民の行動が変わっていくようにやっていくというのをテーマにしていたのです。だから、そういったことがやっぱりソフトの面でこれからやっていかなきゃいかんだろうなと思うので、これからの進捗で頑張っていただきたいと思います。

次期クリーンセンターには、安全で安定したごみ処理という本来の役割に加えて、市民が資源環境や脱炭素というのを身近に学べる拠点となることを期待しています。外観だけではなく、見学動線や設備の見せ方にも工夫を凝らして、事業費や維持管理とのバランスを取りながら、市民に親しまれる施設として整備を進めていただきますよう要望して、本日の質問を終えたいと思うんですが、何よりも市川市は、ごみ問題、環境問題で、やっぱり先駆的な先進的な都市になってほしいと思っておりますので、これをきっかけにぜひよろしくお願いいたします。ありがとうございました。質問を終わります。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

○大久保たかし議長　以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれをもって散会いたします。

午後４時33分散会

第　　９　　日

令和８年９月 30 日（水曜日）

令和８年９月市川市議会定例会議事日程（第９号）

令和８年９月 30 日（水曜日）午前 10 時開議

第１　一般質問　中村よしお議員、にしむた　勲議員

本日の会議に付した事件

日程第１　一般質問

出　席　議　員　　41　名

門　田	直　人
野　口	じゅん
丸　金	ゆきこ
冨　家	薫
沢　田	あきひと
太　田	丈　之
小山田	なおと
川　畑	いつこ
国　松	ひろき
やなぎ	美智子
とくたけ	純　平
中　町	け　い
つちや	正　順
つかこし	たかのり
加　藤	圭　一
浅　野	さ　ち
久保川	隆　志
西　村	敦
中　村	よしお
大久保	たかし
石　原	たかゆき
清　水	みな子
廣　田	徳　子
にしむた	勲
石　崎	ひでゆき
堀　内	しんご
細　田	伸　一
青　山	ひろかず
石　原	みさ子
宮　本	均

大場	諭
稲葉	健二
小泉	文人
石原	よしのり
増田	好秀
越川	雅史
中山	幸紀
松永	鉄兵
竹内	清海
加藤	武央
岩井	清郎

欠席議員　　なし

説明のため出席した者の職氏名

市長	田中	甲
副市長	松丸	多一
副市長	本間	和義
代表監査委員	植草	耕一
教育長	高木	秀人
危機管理監	今井	隆
市長公室長	後藤	貴志
総務部長	吉田	一弘
企画部長	西村	直
財政部長	田中	雅之
管財部長	松丸	宏
情報管理部長	佐久間	剛
文化国際部長	日暮	真司
スポーツ部長	小島	信也
市民部長	山影	聡香
経済観光部長	高橋	一三
こども家庭部長	山室	繁央
福祉部長	寺島	崇
保健部長	横山	京子
環境部長	湯本	明男
街づくり部長	小林	英樹
道路交通部長	磯部	高志
下水道部長	仙波	俊郎
行徳支所長	小川	広行

消防局長	吉	村	和	弘
選挙管理委員会事務局長	荒	井	義	光
農業委員会事務局長	岩	佐	伸	幸
会計管理者	岩	井		滴
教育振興部長	根	本	泰	雄
学校教育部長	小	林	義	行

職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

事務局長	宮	内		徹
事務局次長	米	津	孝	成
議事課長	野	村	憲	一
（議事担当）				
主幹	金	子	貴	一
副主幹	神	谷	尊	正
主査	大	場	辰	磨
主任	北	川	陽	介
主任	三	澤	啓	成
（調査担当）				
主幹	金	谷	健	史
主査	青	木	聖	也
主任	菅	野	裕	樹
主任	荒	木	智	貴
主任	伊	藤	祥	太
書記	古	木	直	子

会　　議

午前10時開議

○大久保たかし議長　ただいまから本日の会議を開きます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○大久保たかし議長　越川議員。

○越川雅史議員　越川雅史でございます。昨日の私の一般質問における答弁に際して、こども家庭部長は、私が市外への転出を余儀なくされている御家庭があったのかどうか把握されているのでしょうかと質問したのに対し、「■■■

両通り、ともに交通量が多い道路であります。この交差点は商業施設があり、住宅も密集しており、徒歩や自転車で移動する市民と車両の交通量が多い地点であります。昼どきや夕方、とりわけ土日、祝日には、当該交差点の一隅に所在する商業施設を利用する車両や人通りが多くなり、特に塩浜側から当該交差点を直進し、商業施設側に渡る横断歩道では、歩行者信号が赤色になっても横断する歩行者や自転車が散見され、左折車両との交錯によるヒヤリ・ハットを時折見かけ、接触事故が起きないか心配をしているところであります。また、そのため左折車両が左折できず、渋滞発生の原因の一つになっています。

そこで、歩行者と車両の交通信号を時間的に完全に分離する歩車分離式信号機への切替えは歩行者の巻き込み事故を防ぐ上で非常に効果的な手法と考えます。本交差点における事故防止策及び警察との協議状況を含め、歩車分離式に変更することについての市の御所見をお聞かせください。

○大久保たかし議長　道路交通部長。

○磯部高志道路交通部長　お答えします。

歩車分離式信号は、歩行者と車両の通行を分離することにより右左折車両と横断歩行者の交錯がなくなるため、歩行者が安全に道路を横断することができることから安全性の向上が図られるものであります。しかし、一方では車両の通行時間が短くなり、渋滞が発生しやすくなることや、同一路線における信号制御の連動性を考慮する必要があるものと認識しております。南行徳駅前通りと新浜通りとの交差点における歩車分離式信号の導入について所轄警察に確認しましたところ、交差する２路線は道路幅員が広いことや交通量の多い大規模な交差点であるため、車両通行時間の短縮により交通処理能力が低下する懸念があることから、設置は難しいとの見解でありました。

以上でございます。

○大久保たかし議長　中村議員。

○中村よしお議員　警察の見解等は分かりましたけれども、南行徳駅前通りは横断距離が長く、特に高齢者や足の不自由な方にとっては、車と交錯する危険性が高いと考えます。

そこで、今後の安全対策をどのように考えているか見解を伺います。

○大久保たかし議長　道路交通部長。

○磯部高志道路交通部長　お答えします。

本市としましては、歩行者に対して無理な横断を防止するため注意喚起標示などを講じるとともに、所轄警察と高齢者等の横断状況など、交差点における交通状況の共有を図り、必要な安全対策については引き続き協議していきたいと考えております。

以上でございます。

○大久保たかし議長　中村議員。

○中村よしお議員　所轄警察の認識は両通り、ともに道路幅員が広く、交通量が多い大規模な交差点であるため、車両通行時間の短縮により交通処理能力が低下する懸念があるということから、歩車分離式信号の設置は難しいという見解でありました。しかしながら、本交差点は児童や高齢者の通行も多く、一度事故が起きれば重大な事態につながる懸念を抱えていると考えています。渋滞対策とのバランスも重要ではありますが、何よりも優先されるべきは車両の流れではなく、市民の生命と安全です。市として警察に対し、現状のヒヤリ・ハット事例や、高年齢化する通行者の状況等の実態や地域住民の切実な声を提示しながら期日感を持った協議を強く働きかけていただくよう要望いたします。

この項はこれで終わります。

(2)南行徳２－15－12満世公園前交差点の横断者の安全確保についてであります。

南行徳駅前通りと交差する市道0204号の交差点から数十メートル先で市道9113号と交差する南行徳２－15－12満世公園交差点では、歩行者が市道0204号を横断する状況が多く見られます。これは満世公園近隣に住む住民が南行徳駅を利用するために横断する場合や、南行徳駅方面から近隣にある商業施設へ向かい、横断するものと思われます。多くの横断者数を朝から夜まで見かけます。私は当該交差点を通る市道0204号の車両の交通量も多いことから、横断者との接触事故が起きる危険性のある交差点だと考えていますし、実際に多くの住民の方々から横断歩道や歩行者用信号の設置を要望されます。

そこで、本市の設置についての認識を伺います。

○大久保たかし議長　道路交通部長。

○磯部高志道路交通部長　お答えします。

南行徳２丁目満世公園前の交差点につきましては、近隣の商業施設へ向かう歩行者が市道9113号から市道0204号を横断する状況が見受けられます。２級幹線道路の市道0204号は一定の交通量があるため、横断の際には安全確認が必要な交差点と認識しております。このようなことから、所轄警察に横断歩道の設置について相談しましたところ、南行徳駅前通りの交差点にある横断歩道と近接していること、また公園等が近いことから、設置により、かえって子どもなどの飛び出し事故を誘発するおそれもあるため、設置は難しいとの見解でありました。このため本市としましては、現在、当該交差点の横断方向に交差点注意の電柱幕を設置し、歩行者への注意喚起をするとともに、交差点であることを示すクロスマークや交差点を赤枠で囲うカラー標示を施すことにより安全対策を図っております。

以上でございます。

○大久保たかし議長　中村議員。

○中村よしお議員　本市では、既に一定の安全対策を講じていただいていることは理解しておりますし、評価をさせていただいております。しかしながら、所轄警察署は南行徳駅前通りの交差点にある横断歩道と近接していることや公園等が近いことから、設置により、かえって子ども等の飛び出し事故を誘発するおそれもあるため、設置は難しいという見解でありました。その上で、今後の状況を見ながら、さらなる横断者への安全対策は考えられないのか伺います。

○大久保たかし議長　道路交通部長。

○磯部高志道路交通部長　お答えします。

現在実施している安全対策のほかに、今後、効果的な対策については警察とも協議してまいります。

以上でございます。

○大久保たかし議長　中村議員。

○中村よしお議員　効果的な対策が得られるかについて、今後、警察と協議をしていくということでありましたので、その際、警察との協議に当たり、私から申し上げておきたいことがあります。

１つ目、駅側に市道0204号と並行して走る市道の交差点があります。そこには横断歩道が既に設置をされています。すなわち前例があるということであります。次に、公園付近への横断歩道の設置により、かえって子ども等の飛び出し事故を誘発するおそれもあるため設置は難しいという見解でありましたが、この見解は、横断歩道の設置がかえって子どもの飛び出しを誘発するという警察側の主張であります。これは、いわゆる疑似安全観による事故誘発論というものだと考えます。

しかしながら、次の３点の論点について御留意いただきたいと思います。

１つ目が、横断歩道の不設置こそが無警戒な飛び出しを誘発するということであります。公園周辺に横断歩道がない場合、子どもはどこからでも道路を横断するようになります。横断歩道を設置して渡るべき場所を１か所

に限定し、視覚的な安全管理を行うほうが道路全体の飛び出しリスクを制御しやすくなります。

２点目、問題の本質は設置の有無ではなくて、ドライバーの減速対策であります。飛び出しが危険なのは車の速度が出ているからであります。横断歩道の設置に合わせて路面標示や段差などの物理的、視覚的な速度抑制対策を講じることでドライバーの注視度を上げ、万が一の飛び出し時にも重大事故を防げる制動距離を確保することができると考えます。

最後に、横断歩道がない場所での事故は歩行者、特に子ども側にも一定の過失が科されることになります。横断歩道上であれば、原則として車側の過失が100％となります。横断歩道を設置することは、ドライバーに対して歩行者優先の法的義務を強く意識させ、地域全体の安全意識の底上げにつながると考えます。

以上の論点から、横断歩道の設置をメインに速度落とせ、横断者注意といったカラー舗装や路面標示を組み合わせることによる安全対策の推進をお願い申し上げて、この項は終わります。

(3)市道0107号の富美浜小学校前付近の登下校時の児童の安全確保についてお尋ねいたします。

市道0107号は、多くの小中学生が登下校時に行き交うことに加え、抜け道や通勤ルートとして利用する多くの車両が通行しています。特に朝の慌ただしい時間帯において、児童の列と車との距離が近く、接触事故の危険性が常に隣り合わせとなっています。富美浜小学校前に横断歩道があるものの、止まらない車両が多いため登下校時に安全に渡ることができず、信号機のある交差点まで遠回りして横断しています。当該小学校は、小学校前の横断歩道は保護者同伴ならば横断可能としていますが、停止しない車両も多く、児童が危険にさらされていると感じます。子どもたちの命を守るため、実効性のある安全対策は必要不可欠であります。当該箇所における現状認識を伺います。

○大久保たかし議長　道路交通部長。

○磯部高志道路交通部長　お答えします。

横断歩道は交通管理者によって設置されるもので、歩行者が道路横断するための場所を示すとともに、車両に対して歩行者保護の義務を課し、歩行者の安全を確保するためのものであります。道路交通法では、横断歩道を渡ろうとしている歩行者がいる際は、自動車運転者は横断歩道手前で停止し、歩行者の通行を妨げてはならないとされております。幹線道路１級の市道0107号にある富美浜小学校正門前の横断歩道について、学校に確認しましたところ、児童が横断歩道を渡ろうとしても停止しない車両があるため、児童には信号機のある２か所の横断歩道を渡るよう指導しているとのことでありました。そのため、本市では今年度、横断歩道付近に学童横断注意の電柱幕を双方向に設置し、車両の運転者へ注意を促しております。

以上でございます。

○大久保たかし議長　中村議員。

○中村よしお議員　今年度、横断歩道付近に学童横断注意の電柱幕を各方向に設置していただいていることは認識しており、評価しております。しかし、通勤ラッシュ時に通過する車両のスピードや抜け道利用の多さはボランティアの見守りだけでは防ぎ切れず、限界を感じています。

そこで小学校前への信号機設置と物理的・視覚的対策を講じていただきたいのですが、今後のさらなる安全対策について伺います。

○大久保たかし議長　道路交通部長。

○磯部高志道路交通部長　お答えします。

今後のさらなる安全対策としましては、横断歩道付近の交差点においてクロスマークやカラー標示を施すとともに、所轄警察へパトロール及び取締り強化と併せて信号機の設置についても要望してまいります。

以上でございます。

○大久保たかし議長　中村議員。

○中村よしお議員　分かりました。小学校前への信号機の設置、児童と歩行者の安全確保策の推進を強く要望して、この項を終わります。

(4)について質問します。南行徳駅バス乗り場の環境整備についてお尋ねいたします。

本件については、令和６年12月定例会の一般質問において、広告事業者とバス事業者による広告付上屋の設置計画が進められていることから、南行徳駅のバス乗り場についてもバス事業者に相談したいという旨の御答弁をいただいておりました。雨天時の利便性向上や日よけ対策など、南行徳駅のバス乗り場への上屋整備について、市民から要望の声もいただいています。しかしながら、その後の進捗について伺いますと、バス事業者側からは、広告事業者から広告の利益が見込めないと言われており、検討中であるといった曖昧な回答に終始し、協議は事実上停滞し、結論が見えない状態に陥っているというふうに認識をしております。全額を民間事業者の広告収入だけに頼る仕組みでは、立地条件によって整備が進まないという構造的な課題に直面してしまいます。前回の答弁以降の具体的な協議経過と、民間任せでは進まない現状に対する市川市の認識をお伺いいたします。

○大久保たかし議長　道路交通部長。

○磯部高志道路交通部長　お答えします。

東京メトロ南行徳駅前ロータリーのバス停上屋の状況につきましては、駅正面に２基設置されておりますが、西側のバス停には上屋が設置されておりません。令和６年12月定例会以降、バスの運行事業者へ上屋の設置について検討を依頼しておりますが、事業者からは、本件については要望として賜りますが、広告付上屋は広告会社による設置管理となるため、設置費や維持管理費に充当する収入の確保が前提となりますことから、必ずしも設置を約束できるものではありませんとの考えが示されておりました。その後、運行事業者は、本年４月の京成グループによるバス事業の再編により新体制となりましたことから、今後改めて検討状況や方針について確認してまいります。

以上でございます。

○大久保たかし議長　中村議員。

○中村よしお議員　本年４月の京成グループによるバス事業者の再編により新体制になったということで、まだ間がたっておりませんので、それは致し方ないところもあるかと思いますが、しかしながら、バス事業者からの曖昧な回答をただ待つのではなくて、具体的な解決策や支援策を市から事業者に提案し、協議を前進させる姿勢が重要であると考えます。毎年、雨風や強い日差しに耐えながらバスを待つ市民に対し、早期に目に見える成果を示していただくよう強く要望いたします。

この項目はこれで終わります。

(5)公園を活用した、市民による防災や文化芸術等のイベント、市民間交流や地域活性化のための祭り等を開催しやすくするための制度づくりについて質問してまいります。

南行徳地区に限らず、市内各地の公園は単なる遊具施設、緑地としてだけではなく、地域住民が集い、絆を深めるコミュニティーの拠点としての潜在能力を持っています。防災訓練、文化芸術発表、あるいは市民の手による手づくりのお祭りやマルシェなど、市民間交流や地域活性化を目的としたイベントを公園で開催したいというニーズは年々高まっているように感じています。しかし、現場からは、公園使用許可の手続や基準が不透明、煩雑である、営利やイベントに対する制限が厳しく、企画を実行しにくいといった、使い勝手の悪さを指摘する声も聞こえてまいります。

実際の例として、本年３月21日から22日に、広尾防災公園において南行徳桜まつりが開催されました。この桜まつりは市民の有志が発案し、広尾防災公園の近隣の５自治会の協力により、災害時における自治会と住民同士

の連携が図れるよう、コミュニティーイベントが開催されたというものであります。イベントでは、ミュージックフェスティバルと銘打ち、地域のサークル、アマチュア、プロのミュージシャンやダンサーたちが集い、大いに盛り上がりました。私も運営のお手伝いをさせていただきました。地域住民の自由な発想で企画したイベントは運営側、参加者、ともに伸び伸びとした中で地域の住民、自治会が連携し、楽しく交流を深める機会となり、シビックプライドの醸成に資する場となったと感じました。加えて当該イベントの目的の一つである、昨今多発している自然災害等への備えとしても極めて有効なものだと考えています。このようなイベントが開催された南行徳を管内とする行徳支所の所見を伺います。

○大久保たかし議長　行徳支所長。

○小川広行行徳支所長　お答えします。

本年３月、広尾防災公園におきまして開催された第１回南行徳桜まつりは、近隣の５つの自治会が主体となり、住民が音楽や食を楽しみながら交流をし、地域の絆を深めるとともに防災意識の向上を図る大変有意義なコミュニティーイベントとして開催され、当日は田中市長も参加され、成功裏に終了したと認識しております。大規模災害発生時には、行政による公助だけではなく、地域住民同士が協力し合う共助が被害を最小限に抑える鍵となります。そのため、平時より顔の見える関係づくりや地域コミュニティーのつながりを強めておくことが不可欠であると考えております。今回、地域の５つの自治会が共同で、防災機能を有する広尾防災公園を会場として活用しながら地域が一体となった連携体制を示していただいたことは、地域防災力向上の観点からも大変心強いものと感じているところでございます。

その上で、イベントを通じて地域の住民同士、自治会同士が交流をし、体験を同じくすることは町の活力をつくり出すものと考えております。行徳支所では、毎週金曜日に市長がいらして田島地域交流コーディネーターと行徳・南行徳地域内における情報の共有、課題等の御相談をしております。今後も住民の皆さんが主体となった取組が継続され、地域全体の絆がより一層強固なものとなるよう関係部署とも連携し、引き続き地域コミュニティーの活性化と防災、減災に向けた取組を支援してまいります。

以上でございます。

○大久保たかし議長　中村議員。

○中村よしお議員　地域におけるイベントの重要性、有効性は高く評価しているという答弁をいただきました。市民が有志で地域のイベントを立ち上げ、そして継続していくために多くの自治会、ボランティアの方々、民間事業者が苦労、工夫をして、まさに地域のつながりを深め、力を注いでいます。しかし、地域イベントの企画から立ち上げについて、市の各担当部署にそれぞれ問合せをし申込み手続をしますが、手続は煩雑であります。どの部署に問合せをすればよいのか、申請事項に漏れがないかなど、心配しながら取り組んでいかなければなりません。このような地域の努力に対して、行徳支所として協力していただく考えはあるか伺います。

○大久保たかし議長　行徳支所長。

○小川広行行徳支所長　お答えします。

本市では、施策の運営上有益であると認められる各種団体の行事につきましては、名義を貸与する後援や共同主催者となる共催及び共催に準じて協力をする協賛を行っております。それぞれの承諾につきましては、市川市行事等の後援等に関する取扱い基準に基づいて運用している状況でございます。これまで当該基準に基づく公園等の申請は、その目的に応じまして各担当部署が受け付けし、承諾の可否を決定してまいりました。しかしながら、近年のイベントは単独の目的で開催されるものに加え、防犯や防災、子育て、まちづくり、環境など、多様な目的を兼ねた複合型のイベントが多く実施されるようになってきております。行徳支所といたしましては、地域内における施策を総合的に推進していることを鑑み、南行徳桜まつりのような複合型イベントに対する公園の

申請について受付を行い、基準に基づいた承諾の決定を通じて祭りの開催を支援していく考えであります。

以上でございます。

○大久保たかし議長　中村議員。

○中村よしお議員　今の御答弁で、南行徳桜まつりのような複合型イベントに対する後援申請について受付をし、基準に基づいた許諾の決定を通じて祭りの開催を支援していく考えであると、大変前向きな力強い御答弁をいただいたというふうに私は受け止めております。

その上で、私はさらにその次のステージに向けた提案をしたいと思っています。市民の自由な発想によるイベントや地域活動を具体化させるため、専用の相談窓口や伴走支援制度を設けて共催、後援、資金補助などをワンストップで行う自治体の事例が増えているように認識をしております。このような取組を本市にも導入していただきたいと考えています。本市の既存制度である市川市市民活動団体事業補助金にこれらの枠組みを組み込むことで、参入しやすい市民参加型まちづくりが実現すると考えます。

市川市市民活動団体事業補助金交付条例の第３条、補助金の交付要件４には「第６条の規定による申請書の提出時において、１事業年度以上継続して活動していること。」とあるため、これからスタートしようとする実績のない団体は対象となりません。一方で、同２条の例外規定はありますが、あくまで例外であります。私は、市民が自由な発想で地域が活性化する、市の発展に貢献するイベントをやりたいと行動に移そうというときに、行政が伴走支援をしていくべきと考えています。そのような規定を改正していくことで、例示しますと、有志の任意団体が公園を活用して音楽フェス掛ける防災体験掛けるスポーツ掛けるキッチンカー、児童生徒演奏、複合開催を希望した場合、本制度により実績がなくても、また自治会の後援がなくても、行政が受け止め、団体に助言や手配をしていくことで公園使用助成金の給付、防災の場合は起震車、防災資機材の無償手配、小中学校でのチラシ配布等が一括で実行されていくようになると考えています。行政側のメリットとして考えますと、各部署が個別対応する重複手間が削減され、庁内組織の信頼性を事前相談での伴走と明確な安全計画で担保することができるため、近隣トラブルや事故のリスクを行政として適切に管理できると考えています。このように、制限する行政から市民活動を支える行政への転換を強く求めます。南行徳地区は多くの市民が生活の拠点とし、豊かなコミュニティーと高いポテンシャルを持つ地域であると思っています。

南行徳は市民発によるイベントの町となるポテンシャルがあると、重ねてお訴え申し上げたい。現場の切実な声にしっかりと耳を傾けていただき、市長の強力なリーダーシップの下で本市の安全確保と地域の活性化が着実に前進することを強くお願いを申し上げまして、この項目は終わります。ありがとうございました。

次に、地域公共交通の在り方についてです。市民の皆様の日常の足であり、地域の活力を支える地域公共交通の在り方について御所見を伺います。

私は令和６年12月定例会の一般質問で、コミュニティバス事業の在り方を含め、本市の公共交通の在り方について抜本的に検討し直さなければならない時期に来ており、本市の大きな課題になっているということを市長も認識していただいていると思う。ぜひこの地域公共交通の抜本的見直しをお願い申し上げますとの趣旨で、本市の地域公共交通の抜本的見直しを訴えました。それから１年９か月ほど経過しましたが、高齢化の進展や運転手不足の深刻化に伴い、従来の交通施策の延長線上では、市民の移動手段を守り切れない局面に近づいてきているように私は感じています。

そこで、今回の一般質問で市民の移動の自由を保障し、持続可能な交通網を維持、構築するため、以下、順次質問いたします。

(1)ゴールドシニア外出支援事業チケット75の検証と課題について質問します。高齢者の外出機会創出や健康寿命の延伸を目的に導入されているゴールドシニア外出支援事業チケット75についてです。

行政による効果検証の現状について、本事業の開始からこれまでの検証として、交付者数、利用枚数、決算額などの制度開始から３年間の利用実績、またチケットの利用目的について伺います。併せて地域公共交通という視点での効果と課題について伺います。

○大久保たかし議長　福祉部長。

○寺島　崇福祉部長　お答えします。

ゴールドシニア外出支援事業チケット75は、75歳以上のゴールドシニアの外出を支援するため、利用者の申請に基づきバスやタクシーの運賃の一部を補助する事業で、令和５年10月から実施しております。これまでの実績としましては、交付者数においては、バスが令和５年度は１万1,187人、令和６年度は１万2,759人、令和７年度は１万7,351人となっております。タクシーにおいては、令和５年度は１万1,661人、令和６年度は１万3,139人、令和７年度は１万7,851人となっております。利用枚数につきましては、バスにおいては、令和５年度は７万7,530枚、令和６年度は６万4,240枚、令和７年度は10万9,109枚となっております。タクシーにおいては、令和５年度は２万9,768枚、令和６年度は２万7,969枚、令和７年度は４万4,559枚となっております。利用枚数に応じた各年度のバス、タクシー事業者への支払い実績としましては、令和５年度は約2,503万円、令和６年度は約2,239万円、令和７年度は約3,759万円となっております。このように交付者数、利用枚数、ともに増加しており、本事業の利用が着実に広がっているものと捉えております。

次に、チケット75の利用目的に関する今年度のアンケート結果においては、通院が最も多く72％、次に買物が41％、お出かけが40％となっております。

地域公共交通における効果と課題につきましては、本事業はゴールドシニアの外出支援を目的としておりますが、地域公共交通を利用することにより外出機会の確保につながるだけでなく、地域公共交通の利用促進にもつながっているものと考えております。一方で、ゴールドシニアの外出を継続的に支援していくためには、地域公共交通が利用しやすい交通手段として確保されていることが重要であり、今後もその利用状況などを注視してまいります。

以上でございます。

○大久保たかし議長　中村議員。

○中村よしお議員　はい、分かりました。

再質問します。行政による効果検証の現状について、本事業の開始以降、交付枚数や交付金額にとどまらず、利用者の外出頻度や行動範囲の変化、さらには健康増進や介護予防、医療費抑制への波及効果について、行政としてどのような効果検証を行っているのか伺います。

○大久保たかし議長　福祉部長。

○寺島　崇福祉部長　お答えします。

チケット75の利用者へのアンケート結果では、バス、タクシーのいずれも、チケットの利用により外出が増えたと回答した割合は半数以上であることから、一定の外出促進の効果があったと考えております。健康増進などへの効果につきましては、現時点では検証を行っていないものの、外出を行うことは高齢者の運動機能や認知機能の維持向上に効果があるとされていることから、チケット75でその後押しをすることにより健康寿命の延伸や医療費、介護費の抑制への効果が期待できると考えております。今後につきましては、さらなる事業効果の検証のため、主な乗降場所や行き先などをアンケート項目に加えることを検討してまいります。

以上でございます。

○大久保たかし議長　中村議員。

○中村よしお議員　健康増進などへの効果について、現時点では検証を行っていないと。ただ、さらなる事業効

果の検証のため、主な乗降場所や行き先などをアンケートに加えることについて検討していくということで、ぜひその方向でお願いしたいと思います。

現在、チケット75は福祉部が所管しておりますが、道路交通部をはじめとする交通政策部門との連携が不十分であり、施策が福祉的手当のようなものにとどまっているのではないかということを危惧しております。交付金額はこの３年間で増加をしております。今後、継続する場合、費用対効果を高めていくことが求められると考えます。先進事例では、高齢者外出支援の利用データを公共交通の利用創出に活用したり、交通政策部門と連携して地域バス路線の維持原資として組み込むなど、福祉目的の外出支援から町全体の公共交通網を維持し、市民の移動の自由を保障する総合施策へと進化的転換を図っています。福祉部と道路交通部の縦割りを廃した連携体制を構築し、チケット75を公共交通維持、利用促進と一体となったモビリティー保障施策へと引き上げるべきと考えます。

市長に要望しますが、福祉部と道路交通部の縦割りを廃した連携体制を構築し、チケット75外出支援から公共交通の維持、利用促進と一体となったモビリティー保障施策へと、政策目的を一段高く引き上げていただくことを強く要望しまして、この項はこれで終わります。

(2)バス路線の存続について。

令和７年４月に信篤地域で大規模なバス路線の廃止があるなど、市民の足を担うバス路線の存続が危ぶまれているように感じます。

そこで、バス事業者の再編による本市におけるバス路線の存続や減便についての本市の認識について伺います。

○大久保たかし議長　道路交通部長。

○磯部高志道路交通部長　お答えします。

本市内におけるバス運営の課題といたしましては、乗務員不足や採算性の低下が大幅な減便や、信篤地域のように大規模なバス路線の廃止につながるものと認識しております。本市内のバス運行事業者の状況としましては、令和８年４月に京成グループのバス会社が再編され、市内では、主に京成バス千葉ウエスト株式会社がバス路線の運行を担っております。現在は再編して間もないことから運行に関するお話は受けておりませんが、今後も運行事業者の動向を注視するとともに、バス路線の減便や廃止の情報を把握した際には、その地域にどのような交通手段が適しているかなどを検討し、地域住民への影響が最小限となりますよう努めてまいります。

以上でございます。

○大久保たかし議長　中村議員。

○中村よしお議員　今の答弁、分かりましたけれども、私から申し上げておきたいことは、バス事業者との連携をさらに緊密にしておかないと、先般の大規模なバス路線の廃止が突然決まり、市民の交通手段がなくなってしまったというような、あってはならない状況に陥ってしまうことを危惧しております。現時点においては、バス事業者の動向を注視するとともに、民間事業者への依存度について見直し、より市の主体性を高めることを検討していただきたいことを要望して、このテーマは終わります。

(3)コミュニティバスの稼働率及び今後について伺います。

地域交通の細やかなニーズに応えるコミュニティバスでありますが、費用対効果の検証と最適化が急務であります。

そこで、コミュニティバス南部ルートの運行状況や採算率、今後の運行方針について伺います。

○大久保たかし議長　道路交通部長。

○磯部高志道路交通部長　お答えします。

昨年度におけるコミュニティバス南部ルートの運行実績としましては、利用者が約38万7,000人、採算率は約65％で、市の負担額は約4,200万円となっております。一方の北東部ルートにつきましては、利用者が約12万6,000人、採算率は約26％で、市の負担額は約5,400万円となっております。両ルートとも、コロナ禍により減少した利用者が現在は年々増加しており、回復基調にあります。特に南部ルートの採算率は、昨年度、過去最高となりました。コミュニティバスの運営や運行方針につきましては、各ルートとも地域住民、運行事業者、本市の３者で構成しますコミュニティバス実行委員会にて協議しており、委員の多くは、現状を基本とした運行を継続する考えであります。また、本市としましても、県内で運行しているコミュニティバスの採算率と比較して同程度以上の状況にあり、日常生活の移動など、地域の足として欠かせないものでありますことから、今後も運行継続に努めてまいります。

以上でございます。

○大久保たかし議長　中村議員。

○中村よしお議員　南部、北部ルートとも、コロナ禍により減少した利用者が現在は年々増加しており、回復基調にあり、特に南部ルートの採算率は、昨年度、過去最高を更新しているということでありました。コミュニティバスの運営や運行方針については、本市は県内で運行しているコミュニティバスの採算率と比べ同程度以上の状況にあるということで、日常生活の移動など、地域の足として欠かせないものであることから、今後も運行継続に努めるということで、それについては理解いたしました。

ただし、これまでの答弁などから考えるに、今後、民間バス路線の存続いかんによっては、地域公共交通におけるコミュニティバスの運営、運行の在り方が変化することになる可能性があると考えております。単に現２ルートの運行継続をしていきますということではなくて、さらにルートの本数を増やすことなど、コミュニティバスの将来的な位置づけについても中長期的かつ多角的視点から検討する必要があることを指摘しておきます。これはこれで結構であります。

(4)自動運転バス実証実験の検討及び地域公共交通の今後の展望について伺います。

運転手不足問題の抜本的解決策として、各地で自動運転バスの社会実装に向けた動きが本格化しています。先進事例を挙げますと、全国初となる運転席無人のレベル４、営業運行を現実化した伊予鉄グループの事例や、レベル２での定常運行で膨大な実績を積み、レベル４へステップアップを図る茨城県境町や岐阜市などがあります。また、大阪府東大阪市では民間事業者と強固に連携し、2029年度までにレベル４――これは完全自動運転バスのことです――の運行を目指すなど、意欲的なプロジェクトが進んでいます。本市においても、地域公共交通の今後の在り方について検討していくことにおいて、具体的なエリア戦略と推進体制をもって取り組むべきと考えますが、自動運転バスの検討及び地域公共交通の今後の展望を伺います。

○大久保たかし議長　道路交通部長。

○磯部高志道路交通部長　お答えします。

自動運転バスはＡＩ技術や高度なセンサーシステムを活用し、人間の運転操作を介さないことから、運転士不足への対応や地域における移動手段の確保など新たな交通手段として、近年、国内外で導入と試験運用が進められているものと認識しております。近隣の松戸市においては、令和６年度に自動運転レベル２の実証調査を行い、経営面や技術面などを検証しております。この検証内容について伺ったところ、経営面については、自動運転技術は進んでいるが、１台当たりの生産コストが高い状況にあるため収支バランスを考慮した事業費の確保が課題であることや、技術面においては、安全性を確保するために運転士とは別に保安員を同乗させたこと、ほかにも自動運転レベル２での車両の特性上、路上駐車を回避する際などに手動介入が生じたことなどが結果として挙げられたとのことであります。本市としましては、このような交通に関する先進技術は将来の持続可能な地域

公共交通の確保に寄与するものでありますので、導入による効果や課題、他自治体における実証実験の状況などについて情報収集を行い、今後の動向を注視してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○大久保たかし議長　中村議員。

○中村よしお議員　自動運転の先進技術は、将来の持続可能な地域公共交通の確保に寄与するという認識が示されました。導入による効果や課題、他自治体における実証実験の状況などについて情報収集を行い、今後の動向を注視していきたいと。自動運転バスについて情報収集を、そのような答弁をいただきました。

ただ一方で、地域公共交通の今後の展望については明確には示されなかったように感じております。また、一言付言しますと、松戸市の例を言われておりましたけれども、私は岐阜の自動運転バスに二、三回乗りましたけれども、意外と運転している方の話を聞きますと、今言ったようなことはそれほど大きな問題ではないということで、やっていくことで、そこは知見がどんどん積まれていきますので、やっぱりまずはやってみていくことが大事だなというふうに私は思っております。

最後に、私から３点強く要望いたします。

第１に、組織横断的な検討体制の構築です。先ほど申し上げましたが、チケット75は福祉部、路線バスやコミュニティバスは道路交通部、ＤＸ推進は企画部と縦割りになっている組織体制に横串を刺し、組織横断的な検討体制に変えていくことであります。福祉部門の予算や利用データが交通部門に加入し、バス路線維持の原資となるような福祉掛ける交通の一体的施策へと、市長のリーダーシップによる政策転換をしていただくことを強く要望いたします。

第２に、チケット75のＩＣカード化です。デジタル化によって得られる乗降データは、今後の本市の交通計画を支える極めて貴重な資産となります。先進事例に学び、国庫補助金を戦略的に獲得して事業者負担ゼロで導入を進めていくよう強く求めます。

第３に、行徳エリアをモデル地区とした産官学民コンソーシアムの早期立ち上げであります。地形が平たんで医療・行政・福祉施設が集積する行徳地区は、自動運転バス実証実験の絶好の場であると考えています。具体的には妙典駅、行徳駅、南行徳駅の３駅を軸に行徳総合病院や東京ベイ・浦安市川医療センターなどの医療機関、行徳支所、そして周辺の各種介護施設を巡回する医療・福祉・行政連携ルートであります。このルートはシニア層の通院、申請、買物といった切実な移動ニーズに応えるだけでなく、前述したチケット75の利用促進とも合致します。加えて福祉施設については、数年後には塩浜地区に施設がオープンいたしますので、これもルートに加えることで利便性がさらに高まります。もちろん子育て世帯にも大変有用なものであります。行政が主導し、京成バス千葉ウエスト等の運行事業者、千葉商科大学などの研究機関、そして自治会や住民を巻き込んだ産官学民のコンソーシアムを速やかに立ち上げ、国の交付金等を活用した実証実験の検討に入ることを強く提案いたします。

市民にとって、いつでも安全に行きたい場所へ移動できるということは健やかに暮らしを続けるための基盤であり、生活の質そのものであります。市川市がこのまま路線バスの減便やコミュニティー交通の形骸化に直面する移動不便な町へとなっていってしまうのか、それとも福祉交通の縦割りを打破し、チケット75のデジタルデータ活用と、行徳エリアをモデルとした自動運転実証実験によって平たんで移動ニーズが集中する行徳エリアから、高齢者が幾つになっても自分の足で病院や買物、行政手続に自由に行き来できる、全国の模範となる移動自由化モビリティー先進都市のモデルを確立すべきであると考えます。市長のリーダーシップと当局のさらに前向きな取組を強く期待し、この項目は終わります。

江戸川サイクリングロード整備について伺ってまいります。今回は江戸川サイクリングロードの整備と自転車

政策の推進について伺ってまいります。

私は、これまで議員活動や健康づくり、また趣味で自転車に乗り、江戸川サイクリングロードをはじめ野田方面や下妙典周辺まで自ら走って現状を見ております。江戸川の広大な水辺空間は本市に残された貴重なオープンスペースであり、いちかわ景観100選にも選ばれるなど、市民の憩いの場であると同時に、本市が誇るべき大きな地域資源であります。これまでも平成28年９月定例会をはじめとした議会質問を通じ、江戸川サイクリングロードの魅力向上や安全対策、案内表示の改善などについて提案を重ねてまいりました。この間、本市におかれましては、行徳橋の架け替えに伴う整備や車止めの段階的撤去など、着実に推進してきたことに対して高く評価し、敬意を表するものであります。今回の質問では、全線整備の実現とそれを活用した本市の価値向上、シティプロモーションを見据え、質問してまいります。

まず、(1)国府台３丁目地先の里見公園西側の未整備箇所解消に向けた取組の進捗状況について伺います。

この国府台３丁目地先の約200ｍ区間は、サイクリングロードとしての連続性が断絶している箇所であり、これが理由となって千葉県の松戸野田関宿自転車道のような、県道認定や県サイクリングロードマップへの明確な位置づけに至らない要因となっておりました。これまで本市は、平成28年の私の質問以降、粘り強く検討を重ねられ、幅員約５ｍの一般道路に3.5ｍのサイクリングロードを付加、整備するための予備設計、地質調査、測量並びに河川管理者である国や関係部署との協議を進めてこられました。この箇所の拡幅整備が実現すれば、野田市関宿から東京湾を臨む下妙典までが１本につながり、安全で快適なサイクリング環境が劇的に向上いたします。予備設計や国、関係部署との協議を踏まえ、現在どのような進捗状況にあるのか。また、今後の整備スケジュールや見通しについて伺います。

○大久保たかし議長　道路交通部長。

○磯部高志道路交通部長　お答えします。

国府台３丁目地先、里見公園西側道路の未整備箇所につきましては、昨年度、幅員５ｍの道路に幅3.5ｍのサイクリングロードを付加するための予備設計を行っております。予備設計では、測量調査や地質調査などの基礎調査を実施するとともに、河川を所管する国や関係部署と協議を行い、道路を河川側もしくは里見公園側に拡幅する案について検討いたしました。その結果、河川側に道路を拡幅する案については、国から既設護岸に抵触する施工は護岸の管理上、同意いたしかねるとの回答を得たことから、里見公園側に拡幅する案を詳細に検討すべき案といたしました。今年度は、拡幅するサイクリングロードは河川区域内となるため、国と占用申請等に関する協議を行うとともに、地元自治会等への周知や拡幅に伴う支障電柱の移設に関して協議しているところであります。また、来年度に予定している詳細設計に当たりましては、環境にも十分配慮するとともに、沿線２市２区にお住まいの方々に喜んでいただけるものとなるよう取り組んでまいります。

以上でございます。

○大久保たかし議長　中村議員。

○中村よしお議員　答弁のことはよく理解をいたしました。今後、計画どおりに進んでいくことを大いに期待をしております。これはこれで結構であります。

次に移ります。(2)江戸川サイクリングロードの政策的位置づけの見直しについて伺ってまいります。

本市では、平成27年６月に策定された市川市自転車走行空間ネットワーク整備計画において、江戸川サイクリングロードを比較的長い移動を担う骨格路線として位置づけて整備、管理を行ってこられました。しかしながら、策定から年月が経過し、国の安全で快適な自転車利用環境創出ガイドラインの改定や市民の健康志向の高まり、さらには多様なライフスタイルや広域的な観光ニーズの変化など、自転車を取り巻く環境は大きく変化しております。また、国府台地区の未整備箇所の解消に向けた具体的な取組が進むなど、サイクリングロード自体の

ステージも変わりつつあります。通行空間としての骨格路線にとどまらず、市民の健康づくりや環境負荷の軽減、さらには防災や広域連携、地域のにぎわい創出までを見据えた総合的な政策の軸として再定義、再評価していく時期に来ていると考えております。

そこで本市として、江戸川サイクリングロードの政策的位置づけを今後どのように見直し、展開していく考えなのか、見解を伺います。

○大久保たかし議長　道路交通部長。

○磯部高志道路交通部長　お答えします。

本市内の江戸川サイクリングロードは、歩行者と自転車が安全で快適に通行できる道路環境実現のため、本市が平成27年６月に策定した市川市自転車走行空間ネットワーク整備計画において、積極的な自転車交通の誘導が可能なネットワークの骨格路線として位置づけられております。一方、松戸市小山から野田市関宿区間につきましては、両市における政策上の位置づけに加え、県道松戸野田関宿自転車動線として千葉県サイクリングロードに組み入れられております。本市の区間が県道認定及び県のサイクリングロードに位置づけられていない理由としましては、国府台３丁目地先に未整備区間があるため、サイクリングロードとしての連続性が保てていないことが挙げられております。そのため、今後、未整備箇所の解消が図られ、連続した走行空間の確保がなされた際には、本市区間も、本市が国から占用許可を得て市道として表面管理をしていることから、機能面においては同等となりますので、千葉県サイクリングロードへの組入れについて、県と協議していきたいと考えております。

以上でございます。

○大久保たかし議長　中村議員。

○中村よしお議員　まとめます。当該拡幅工事が完了することで未整備箇所の解消が図れ、安全かつ連続した走行空間の確保がなされた場合には、千葉県サイクリングロードへの組入れについて県と協議していきたいということでありました。千葉県サイクリングロードに組み入れられることで、念願の野田から市川までつながった千葉県サイクリングロードとなると認識をしております。このことが、まさに私が10年以上前から訴え続けてきたことであります。

次の(3)に移ります。(3)江戸川から見る本市の風景や名所、地元の飲食店などを紹介し、ホビーサイクリスト等を誘致して走りに来てもらうことで新たな観光資源を掘り起こし、町の価値を高める設置型サイクルツーリズムを推進することについて伺ってまいります。

江戸川サイクリングロードの市川市区間の最大の特徴は、上流の他市にはない海が見える景色や汽水域の水辺空間を有している点であります。さらに、サイクリングロードの周辺には里見公園や真間地区の歴史名所、行徳の町並み、さらには魅力的なカフェや飲食店が点在をしております。これら市川ならではの景観や魅力を生かし、ホビーサイクリスト等を誘致して新たな観光資源を掘り起こし、町の価値を高める設置型サイクルツーリズムまたは周遊型サイクルツーリズムを推進していくべきであると考えますが、本市の見解と今後の取組の方向性を伺います。

○大久保たかし議長　道路交通部長。

○磯部高志道路交通部長　お答えします。

サイクルツーリズムは、自転車で地域を巡りながら沿線の景観や歴史、文化等の地域資源を楽しんでいただくものであり、交流人口の拡大や地域の活性化につながる可能性があるものと認識しております。本市の江戸川サイクリングロードにつきましても、沿線には江戸川の水辺空間や里見公園などの歴史、文化資源のほか、地域の飲食店や商業施設など、様々な地域の観光資源があるため、サイクリスト等が市内へ立ち寄り、周遊する仕組みをつくることは有意義なことと考えております。

本市では、現在、サイクリングロードを快適に利用していただくため、田中市長指示の下、サイクリングロード上に設置されているバイクや車の進入を防ぐための車止めを河川管理者の国と協議し、可能な箇所から順次撤去するなど、走行環境の改善に努めているところであります。また、今後はサイクルツーリズムの観点も踏まえ、さらなる走行環境改善のため、サイクリングロード上に観光施設等の案内板やベンチなど、設置の可能性についても国へ相談していきたいと考えております。このほかにも、本市の魅力を伝える観光資源を生かしたサイクルツーリズムの在り方について、関係部署や関係機関と協議していきたいと考えております。

以上でございます。

○大久保たかし議長　中村議員。

○中村よしお議員　まとめます。答弁から、今後はサイクルツーリズムの観点も踏まえ、さらなる走行環境改善のため、サイクリングロード上に観光施設等の案内板やベンチなどの設置の可能性についても国へ相談していきたいと考えている。このほかにも、本市の魅力を伝える観光資源を生かしたサイクルツーリズムの在り方について、関係部署や関係機関と相談していきたいと考えていると、大変に前向きな答弁だったと私は受け止めました。設置型、周遊型、サイクルツーリズムありますけれども、ともに検討していっていただきたいことを要望いたします。今後、サイクルツーリズムの推進を図り、市川市の町の価値を高め、魅力が一層増すまちづくりを進めていただくことを強く要望し、中村よしおの一般質問を終わります。ありがとうございました。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

○大久保たかし議長　にしむた勲議員。

○にしむた　勲議員　会派新しい流れのにしむた勲です。御答弁、どうぞよろしくお願いいたします。

まず、最初の項目、マイナンバーカードについてですけれども、国は今、普及から利活用へと政策の重心を明確に移しており、市川市としても、単に交付率を追うだけの段階から、市民サービスの質と行政の効率を同時に高める使い倒す段階へと、発想を転換すべき時期に来ていると言えます。

デジタル庁が主導するマイナンバーカードの普及・利用の推進に関する関係省庁連絡会議は本年３月に第８回会合を開き、普及局面から利活用局面への重心移動、本人確認制度の再設計、スマートフォン搭載という３つの変化軸が同時進行していることを確認しています。特に注目すべきは行政カード化構想及び本人確認手段としての一本化です。行政のデジタル化は、単なるＩＣＴ導入、窓口の利便性という話だけではなく、今後、人口減少、限られた職員数と財源の中でいかに質の高い市民サービスを維持していくかという、これからの自治体経営そのものに関わる課題であるという問題意識を持って質問させていただきます。

まず、(1)本市におけるマイナンバーカードの現在の保有率及び主要な利活用サービスの利用実績はどうなっているか。また、近隣市の状況をお伺いします。

○大久保たかし議長　市民部長。

○山影聡香市民部長　お答えいたします。

本市におけるマイナンバーカードの保有率につきましては、令和８年８月末時点で84.2%となっております。また、全国の保有率は84.3%、近隣市では、保有率の高い順に申し上げますと、浦安市87.2%、鎌ケ谷市84.8%、船橋市及び柏市84.2%、松戸市83.9%となっており、全国及び近隣市と比較して大きな差はないものと認識しております。

次に、主要な利活用サービスの利用実績につきましては、令和７年度における住民票の写しや印鑑登録証明書など、証明書全体の交付件数48万7,798件のうち、コンビニエンスストア等での交付は20万3,975件で利用率は41.8%となっております。また、オンライン申請につきましては、マイナンバーカードを必要としない手続を含め、令和７年度に運用した手続の数は2,995、申請件数は45万9,573件となっております。さらに、マイナンバー

カードの健康保険証利用、いわゆるマイナ保険証の利用登録につきましては、令和８年６月末時点で国民健康保険の登録率が66.7%、後期高齢者医療制度の登録率が72.3%となっております。これらの利活用サービスにつきましては、国において、コンビニエンスストア等での住民票の写しの交付やマイナポータルを利用した転出届など、一部のサービスについて利用状況が把握されているものの、オンライン申請をはじめ、自治体によって提供するサービスの内容や対象となる手続などが異なることから、一律に比較、評価することは難しいものと認識しております。

以上でございます。

○大久保たかし議長　にしむた議員。

○にしむた　勲議員　分かりました。

次に、(2)の質問に移ります。国が示す行政カード化構想及びオンライン市役所サービス構想を踏まえ、本市として、今後どのような利活用サービスの導入を検討しているか。その具体的な分野、優先順位及び導入時期の見通しを伺います。また、地域未来交付金など、国の財政支援メニューの活用について、これまでの実績と今後の申請予定をお伺いします。

○大久保たかし議長　企画部長。

○西村　直企画部長　お答えします。

行政手続のデジタル化に関する本市のこれまでの取組といたしましては、デジタル庁が示す優先的にオンライン化を推進すべき手続46項目のうち、令和７年度末時点で約９割に当たる41項目のオンライン化を既に完了しております。また、マイナポータルのぴったりサービスを活用し、妊娠の届出や児童手当の認定請求などの手続を24時間、いつでもどこからでも可能とすることで住民サービスの向上を図ってまいりました。今年度は災害弔慰金や災害障害見舞金の支給申請並びに災害援護資金の貸付申請につきましても、オンライン化に向けた準備を進めているところでございます。

次に、今後のさらなるデジタル化に向けた検討状況についてでございます。現時点で具体的に導入時期が決まっているものはございませんが、デジタル庁が主導しております自治体の調達負担を軽減しつつ、マイナンバーカードを活用した書かないワンストップ窓口などの実現を目指す自治体窓口ＤＸＳａａＳの導入を見据え、最適な窓口の在り方についての検討を開始したところでございます。

最後に、地域未来交付金についてです。本交付金は、地域のポテンシャルや特性を最大限に生かし、地方の暮らしの安定と強い地域経済の構築を同時に実現することを目的に、地方自治体が企画立案した独自の中長期プロジェクトの初期費用に対して国費が補助されるものでございます。本市におきましても、これまで本交付金を積極的に活用しており、令和６年度はウェブ口座振替サービス事業やデジタル地域通貨推進事業など４事業に対し約9,500万円、令和７年度は遠隔相談窓口システム事業など３事業に対し約7,200万円の交付を受けております。今年度につきましては、被災者支援システム運用事業など３事業に対し約6,900万円の交付見込みとなっております。今後とも国や関係機関の動向を迅速かつ的確に把握し、着実な財源確保に努めながら行政サービスのデジタル化を強力に推進し、市民の皆様がその効果を享受できるよう取り組んでまいります。

以上でございます。

○大久保たかし議長　にしむた議員。

○にしむた　勲議員　デジタル庁の自治体窓口ＤＸＳａａＳは、令和５年度のサービスインを目指して整備され、船橋市は平成29年12月に書かない窓口を試験導入、30年２月から本格運用しています。千葉市は令和８年１月から導入し、浦安市も令和６年に公募型プロポーザルを公表しています。この時間軸の中で本市の今の答弁は、現在、最適な窓口の在り方について検討を開始したところですとされていましたけれども、国が仕組みを用

意して３年、船橋が本運用して８年、今の答弁の最適な窓口の在り方に関して検討を開始したところという言葉の意味をどう考えればいいのでしょうか。この御答弁の「国や関係機関の動向を迅速かつ的確に把握し」という言葉が空虚に聞こえるのは私だけではないはずです。

それでは、(3)の質問に移ります。先進事例について、本市はどう評価し、具体的な導入予定があれば実施時期とともにお示しください。

○大久保たかし議長　企画部長。

○西村　直企画部長　お答えします。

他の自治体の先進事例やデジタル分野における最新の動向を本市の行政運営や市民サービス向上のための重要な知見と捉え、これまでも地方自治情報化推進フェア等の大規模展示会へ毎年参加しており、また、県、近隣自治体が主催する協議会、勉強会で意見交換を積極的に行うなど、継続的かつ多角的に情報収集に取り組んでまいりました。一方で先進事例導入の検討に当たりましては、各自治体の抱える前提条件の違いを踏まえ、他自治体の仕組みをそのまま一律に導入するのではなく、本市の行政需要や費用対効果などを個別に検証する必要があると認識しております。現時点で導入を決定している特定のシステムはないものの、今後も最新の技術動向や運用状況の調査研究を重ね、本市にとって最も効果的かつ持続可能な行政デジタル化の推進に向けて引き続き検討を進めてまいります。

以上でございます。

○大久保たかし議長　にしむた議員。

○にしむた　勲議員　答弁では、大規模展示会への毎年の参加と県や近隣自治体の勉強会での意見交換等を挙げておられました。こうしたことを継続してこられたことは否定しません。しかし、私が求めたのは情報収集の実績、つまり何を持ち帰り、それが何の判断につながったのかです。展示会への参加の報告を受けても、これは意味がないと思います。行政の成果は決定、期限、予算でしかはかれません。マイナンバーカードは、もはやこれからの自治体運営を支える基盤インフラであり、本市がその基盤を十分に使いこなせているかどうかは今後の行政サービスの質、そして限られた財源の中での持続可能な自治体運営を左右する重要な分岐点になると考えますという点を指摘して、次の質問に移ります。

水害対策ですけれども、先順位者でも多くの御答弁がされていると思いますので、重複のないところを中心に、先月の豪雨被害を踏まえ現状の本市の水害対策、防災機能の評価と課題、今後のスケジュールについてお伺いいたします。

○大久保たかし議長　下水道部長。

○仙波俊郎下水道部長　お答えします。

初めに、合流区域の道路冠水リスクについてですが、本市では菅野処理区、西浦処理区において、汚水と雨水を同じ管で流す合流式下水道を採用しております。道路冠水は、大雨で満水になった下水道管に流入することができなくなった雨水が道路上にたまっていくなどの状態でありますが、この区域におきましては、豪雨時にはマンホールの穴などから噴出なども見られております。合流式下水道区域においては、豪雨によって噴出した水には、ほとんどが雨水であり、汚水の割合は少ないものではありますが、衛生面に配慮し、必要に応じて消毒などの対応を行っているところでございます。菅野処理区につきましては、将来、江戸川左岸流域下水道への編入が計画されておりますが、編入時期については、千葉県が整備中の江戸川第一終末処理場の進捗状況によることから、引き続き早期整備を要望してまいります。

次に、計画降雨の見直しについてですが、近年の気候変動を踏まえ、現在の施設整備の計画所見である時間雨量50㎜の見直しについては全国的な課題であると認識しております。この50㎜対応の整備完了後のリスクについ

ては、定量的にお示しすることは困難でありますが、まずは時間雨量50㎜対応の早期完成を目指すとともに、排水先である河川への放流許可量を踏まえ、流出抑制対策と併せたさらなる治水安全度の向上を目指してまいりたいと考えております。そのため、未整備となっている施設につきましては、引き続き着実に整備を進めるとともに、既存の施設につきましては排水能力が発揮できるよう、適切な管理や施設の老朽化対策の実施により、その機能を確実に発揮させていくことが重要であると考えております。さらに、施設整備だけでは対応できないような豪雨に対しましては、雨水貯留・浸透施設による流出抑制や水害ハザードマップのほか、市から発信する情報などを活用していただくことで被害を最小限に抑える取組も併せて推進してまいります。

以上でございます。

○大久保たかし議長　にしむた議員。

○にしむた　勲議員　ただいまの答弁にありました、50㎜をまず目標として整備を進めるということでしたけれども、この50㎜にまだ整備されていない部分があるということだと思いますが、何㎜程度の降雨に現状耐えられると考えていいのか。また、いつになったら50㎜の対応が完成するのか伺います。

○大久保たかし議長　下水道部長。

○仙波俊郎下水道部長　お答えします。

本市では、雨水排水基本計画に基づく排水路整備事業を40年以上にわたって進めており、これまでの進捗率としましては、おおむね６割程度でございます。現在は排水路整備事業とともに、下水道計画に基づく浸水対策を進めており、大規模な幹線など、事業期間が見通せない施設が多くあることから、現時点で整備完了時期をお示しするのは難しい状況ではありますが、市川南ポンプ場をはじめとする市川南排水区などで、国の補助メニューである大規模雨水処理施設整備事業を活用し、スピードアップを図っているところでございます。

以上でございます。

○大久保たかし議長　にしむた議員。

○にしむた　勲議員　分かりました。

それでは、(2)の質問に移ります。このような50㎜もまだ完成していないときに、この前の豪雨では67㎜というのが発生しているわけですから、これ、現実は現実として見据えて、浸水ゼロではなくて、被害の抑制と早期復旧を軸とする別の形の対応方針も考えていく必要があると思いますけれども、市としての基本的な考え方についてお伺いします。

○大久保たかし議長　下水道部長。

○仙波俊郎下水道部長　お答えします。

本市では、避けられない自然災害に対して浸水被害を可能な限り抑制することは重要な目標であると認識しており、浸水の許容範囲は設定しておりません。また、排水施設の整備目標は時間雨量50㎜でありますが、最大時間雨量だけではなく、ピーク前後の降雨状況や河川水位、上流域の状況にも影響されます。どの程度まで排水施設で防げるかにつきましては、一概に申し上げることはできませんが、施設整備によって治水安全度は着実に向上してきております。

一方で、近年の豪雨のように、全てを排水施設のみで防ぐことは限界があるとして、国では気候変動を踏まえ、河川管理者だけでなく、流域のあらゆる関係者と協働して流域全体で水害リスクを共有し、円滑な避難を含めた事前の減災対策など、ハードとソフトの一体的かつ多層的な取組となる流域治水を令和３年度から進めているところでございます。浸水を防ぐことに加え、被害をできるだけ小さくするといった減災対策や市民の安全を確保すること、被災後の復旧を早期に行うこと、こういった視点を重視していくものでございます。具体的な対策としましては、ポンプ場や幹線排水路などの整備や機能を強化するとともに、浸水リスクに応じた土地利用や

リアルタイムの情報収集と発信、避難体制の強化など、河川管理者や下水道管理者だけでなく、市民、事業者など、流域内のあらゆる関係者との協働により総合的な対策を進めていく必要があると考えております。

以上でございます。

○大久保たかし議長　にしむた議員。

○にしむた　勲議員　ありがとうございます。インフラの整備は予算も時間もかかるわけですから、こういった災害が起こったからといって、すぐに急ピッチで進めるわけにはいかないということは分かります。したがって、例えば市民の皆様にも、家庭に雨水貯留・浸透施設をできるだけつくっていただくとか、そういった御協力もお願いしていきながら市全体で取り組んでいく課題だと思います。

そこで(3)の質問に移りますけれども、可搬式排水ポンプ車の配備状況と、市民が取り組む雨水貯留・浸透施設助成制度の拡充方針について伺います。

○大久保たかし議長　下水道部長。

○仙波俊郎下水道部長　お答えします。

本市では、災害対策用排水ポンプ車を２台保有しており、市北部と南部の２か所に配備しております。１分当たり５㎥の排水能力を持つポンプ２台を積載しており、千葉豪雨の際には、大きな冠水が発生した宮久保地区と二俣地区の２か所において排水活動を行っております。

次に、雨水貯留・浸透施設助成制度についてですが、年度によって助成実績に大きな差異があるため、直近の助成実績や予算執行率などを考慮して予算化しております。昨年度は、従来の周知に加えて年度当初に市公式のＳＮＳで発信したところ、例年以上の問合せがあり、８月下旬には予算額の上限に達したことから、本年度は予算額を増額して対応しているところでございます。

以上でございます。

○大久保たかし議長　にしむた議員。

○にしむた　勲議員　はい、分かりました。今、お答えがあったとおり、可搬式排水ポンプ車は予算をつけさえすればすぐに整備できることだと思いますし、市民の雨水貯留・浸透施設助成についても積極的に予算をつけて、昨年、予算が足りなくなったという話も聞いていますので、ここは重点的に予算配分して、市民の方にも御協力をいただくというような対策を、これは市川市で県を待たずにできることですから、早急に対応をお願いして、この項の質問は終わります。

次にＩＣＨＩＣＯについてですけれども、本年１月の臨時会で決定した物価高騰対応重点交付金を用いたＩＣＨＩＣＯカードの発行ですけれども、こちらの利用状況と使用期限についてお伺いします。

○大久保たかし議長　経済観光部長。

○高橋一三経済観光部長　お答えします。

ＩＣＨＩＣＯ定額カードにつきましては、アプリでの利用では、カードからアプリに移行された分とアプリへの移行により加算される1,000円分を合わせた約15億3,000万円のうち、10億6,000万円が利用されております。また、アプリに移行せず、定額カードのまま約２億9,000万円が利用されており、総額として約13億5,000万円、本事業の予算総額24億円の半分以上が利用されております。

なお、ＩＣＨＩＣＯ定額カードの4,500円分及びアプリへの移行により加算される1,000円分のＩＣＨＩＣＯポイントの使用期限につきましては、令和８年12月31日としております。

以上でございます。

○大久保たかし議長　にしむた議員。

○にしむた　勲議員　分かりました。ただいまの御答弁で、今回のＩＣＨＩＣＯカード、予算総額24億円のうち

13億円が使われているということですけれども、これ、期限が12月末ということで、逆に言えば、11億円はまだ使われていないということだと思います。残り３か月でこの11億円が全部使われるのかどうか。私の周りの方で、御高齢でＩＣＨＩＣＯカードを使えない人がいるんですという話を二、三件聞いています。こういう方々がここに含まれているんじゃないかなということを懸念しています。ということは、このまま12月末の期限を迎えて、使われないまま終わってしまう可能性がある金額が11億円あるということであります。これは国からの臨時交付金ですけれども、市川市民はＩＣＨＩＣＯカードを使って交付されたがために使われない可能性が11億円まだ残っている。他市のように現金を振り込んでいれば、こんな問題も心配もしなくて済んだはずであります。

これについて、私は、少なくとも使用期限を延長するか、または、どうしてもＩＣＨＩＣＯカードを使うことができないというお年寄りがいらっしゃるわけですから、そういった方は市役所までＩＣＨＩＣＯカードを持ってきていただければ現金と交換するとか、本市がＩＣＨＩＣＯカードを使ったがために使えない臨時交付金なわけですから、そのぐらいの対応はしてもいいのではないかと思いますけれども、市の見解を伺います。

○大久保たかし議長　経済観光部長。

○高橋一三経済観光部長　お答えいたします。

今後、「広報いちかわ」やＩＣＨＩＣＯのプッシュ通知などにより繰り返し周知を図るとともに、使い方が分からない場合などに対応するため、引き続き市内４か所に設置していますサポートコーナーにて丁寧な対応、支援をしてまいりたいと考えております。

また、本事業は物価高騰への対応として実施したものであり、できるだけ早く皆様にお使いいただきたいと考えております。また、国の交付金を活用している事業であるため、使用期限を12月末とさせていただきました。カード配送期間終了から約７か月間を確保しておりますことから、使用していただくためには十分な期間を設けているものと考えております。

また、アプリを使えない方であってもカードのまま御利用いただけますので、換金をするという予定は現在ございません。

以上でございます。

○大久保たかし議長　にしむた議員。

○にしむた　勲議員　今の御答弁では、私が提案した期限の延長もしなければ現金との交換もしませんと。残り11億円残っている方々、７か月ずつ期限を与えたんだから、それまでに必ず使ってくださいということでしょう。４か月たっても約半分しか使われていないわけですから、残り３か月で全部使われるのかどうか。これについては、12月の定例会でまた確認しなければいけないとは思いますが、そのときに全部使われていました、ほぼ全部使われていましたということを期待するわけですけれども、今の御答弁のままで何もしなくていいのか。通知するというのは、これまでもずっとやってきたことだと思います。

市長は市民目線、現場目線ということをおっしゃっていますが、11億円使われていないこのＩＣＨＩＣＯカードについて、物価高騰対策で配っているわけですから、本来であれば、もっと早く使われていなければいけないものだと思います。これについて、何もしませんという今の答弁でいいのかどうか、市長の見解を、もしあれば伺います。

○大久保たかし議長　経済観光部長。

○高橋一三経済観光部長　お答えいたします。

これからも皆様に、多くの方に使っていただけるよう丁寧な説明、支援を続けてまいりたいと思います。

以上でございます。

○大久保たかし議長　にしむた議員。

○にしむた　勲議員　私の質問は全て、経済観光部長が答えようが、どの部長が答えようが、市長に対して通告している質問なので、答弁は市長の答弁と思って聞いておりますけれども、今の答弁も、何も対応しない、これまでの対応を続けますということだというふうに理解しました。

次に、(2)の質問に移ります。ＩＣＨＩＣＯの目的として、地域経済の活性化という説明がされていますけれども、市外から市内への呼び戻し額ということがよく挙げられますけれども、要するに近隣自治体で使われていたはずの消費が市川市に移転しただけという意味であり、これは地域全体で見ればパイの奪い合いにすぎません。地域全体で見れば、新たな経済価値を生んでいるわけではないと。また、もしも新規需要の創出、売上げ増加、利用継続率等の定量的な根拠があればお示しいただきたいと思います。

○大久保たかし議長　経済観光部長。

○高橋一三経済観光部長　お答えします。

ＩＣＨＩＣＯの効果といたしましては、利用者へのアンケート調査及び国が示した手法に基づき、市外から市内へ消費を呼び戻した額、消費喚起額、経済波及効果の３要素を合算した経済効果として算出しております。令和７年度の経済効果の内訳を見ますと、これまで市外の店舗やネットショッピングで使われていた資金を市内の店舗へと変更したという、市外から市内へ消費を呼び戻した額が10.3億円、またキャンペーン等を契機として、ふだんよりも消費が増加した消費喚起額が6.8億円となっております。さらには、これらの消費の増に関する原材料の生産増や雇用者の所得増などを合算した経済波及効果も3.7億円と推計されております。加盟店の売上げにつきましては、加盟店を対象としたアンケート調査では、約44％の店舗が来店者や売上げが増えた、約62％の店舗が新たな顧客やリピーターを獲得できたと回答しております。利用の継続につきましては、高還元率のキャンペーン期間外である通常期間における利用割合が令和６年度の約24％から令和７年度には約33％へと増加しており、年間を通じて日常的な決済手段として徐々に定着しているものと評価しているところです。

以上でございます。

○大久保たかし議長　にしむた議員。

○にしむた　勲議員　プレミアムをつけたキャンペーン期間を機に消費が増えたという説明もありましたけれども、これは需要の先食い、本来、後で買うはずだったものを前倒しで買っただけや、キャンペーン終了後の反動減、利用終了後に消費が落ち込む効果が一切差し引かれていないと思います。したがって、推計が過大になっている可能性があると考えますけれども、見解を伺います。

○大久保たかし議長　経済観光部長。

○高橋一三経済観光部長　お答えします。

ＩＣＨＩＣＯの目的の一つが市内経済の活性化であることから、市外から市内への消費を呼び戻したものについては、目的に対して効果があったものと認識しております。また、キャンペーンによる消費の喚起については、ＩＣＨＩＣＯの目的である地域経済の活性化に資するものであり、それ自体が経済効果であると認識しております。

以上でございます。

○大久保たかし議長　にしむた議員。

○にしむた　勲議員　それ自体が経済効果だと認識していると言われてしまえば、それはそうなのかもしれません。この効果がストックの効果なのか、一時的なフローの効果なのかが明確に説明されたとは思えません。また、答弁の中で、利用率について、高還元キャンペーン時に対する通常期間の利用割合が、令和６年度は24％だったのが令和７年度は33％に上昇したということで、日常的な決済手段として定着しつつあると評価していましたけれども、33％という数字は、裏を返せば67％、実に３分の２が依然として高還元キャンペーン期間に集中し

ているということです。これをもって定着というのは、あまりにも甘い見通しではないかと思います。

また、この数字は、市民がお得だからという動機でまとめてチャージ、購入した分を使い残して消費しているだけかもしれません。もしそうであれば、日常的な決済手段としての定着ではなく、単にキャンペーンで得たポイントを時間をかけて使っているだけという、全く別の現象と捉えられるのではないでしょうか。ＩＣＨＩＣＯはプレミアムがつくから、お得だから使う。今定例会の補正予算でも、30％のプレミアム発行の予算が約５億円承認されていますけれども、この５億円のために業者に対して幾らの手数料を払っているのか。これは私が委員会で質問して、既にこの議場でも報告されている数字ですけれども、重要なことなので再度お伺いいたします。

○大久保たかし議長　経済観光部長。

○高橋一三経済観光部長　お答えします。

５億円を還元するに当たりまして、利用者がチャージする金額を約32億4,000万円と想定し、チャージ手数料は9,800万円を見込んでおります。

以上でございます。

○大久保たかし議長　にしむた議員。

○にしむた　勲議員　５億円のプレミアムを払うために約１億円の手数料をたった１社の業者に払っている、こんなことをいつまで続けるんでしょうか。現在の単なる前払い式支払い手段としては、利便性からいって、他のＳｕｉｃａであるとかＰａｙＰａｙなどに対抗できず、プレミアムキャンペーンがなくなれば衰退すると判断せざるを得ません。私は以前からＩＣＨＩＣＯを生かす道として、ブロックチェーン技術を活用して、地域のデジタルインフラとすることを提案してきました。これまでの答弁では、システム変更にはコストがかかるという答弁でしたけれども、私が調べたところ、本市が利用しているｃｈｉｉｃａというシステムは全国でも活用例が多く、実はブロックチェーン化することは容易であると同事業者は伝えています。さらに言えば、利用者に対する新たなコストや手間がほとんどかかりません。

(3)の質問ですけれども、ＩＣＨＩＣＯのシステム基盤をブロックチェーン化し、他の行政デジタルサービスと連携する恒久インフラとして再設計する検討の考えについて伺います。

○大久保たかし議長　経済観光部長。

○高橋一三経済観光部長　お答えします。

ＩＣＨＩＣＯは、ｃｈｉｉｃａという複数の自治体が採用しているプラットフォームを用いておりますが、決済基盤としてブロックチェーン技術をベースに開発されたものを用いており、高いセキュリティー環境を実現していると聞いております。また、システム間の連携は可能であり、実際にＩＣＨＩＣＯと健康ポイントＡｒｕｃｏは異なるシステム間で連携を行っております。以上のことから、まずは現在のプラットフォーム、ｃｈｉｉｃａを継続して利用しながらＩＣＨＩＣＯの利便性を高めていくことに注力してまいりたいと考えております。その上で、新しい技術を用いた再設計については、国や金融機関等によるインフラが整備され、標準規格や安全性が十分に確立されるのを見極めながら中長期的な調査研究課題としてまいります。

以上でございます。

○大久保たかし議長　にしむた議員。

○にしむた　勲議員　ただいまの御答弁にありましたように、ｃｈｉｉｃａは恐らく分散型台帳技術というブロックチェーン技術を使っているということだと私も調べました。以前、この場で同質問の御答弁で、ブロックチェーンのほうはリスクがある、現在のほうが安心、安全であると。そのリスクを見極めた上で導入するというような答弁があったかと思うんですけども、そういうことがその時点では分かっていなかったのかもしれません。そのときに私は、むしろブロックチェーンのほうが分散技術でやっているので、中央集権的な１つのシステム業

者に頼んでいるよりかはリスクが小さいんだということを申し上げたかと思います。そのことが今回確認されたということかと思います。

次の(4)の質問に移ります。ブロックチェーン技術とすることで、ステーブルコインという、価値の安定した通貨として発行することも可能となっています。昨年、国内で、初の民間業者が発行するＪＰＹＣという円建てのステーブルコインが発行されました。資金決済法の改正やＪＰＹＣ等の先行事例を踏まえて、ＩＣＨＩＣＯを円建てステーブルコインとして発行する可能性について研究する考えはあるか伺います。

○大久保たかし議長　経済観光部長。

○高橋一三経済観光部長　お答えします。

ステーブルコインとは、ブロックチェーン技術を用いて日本円などの法定通貨と価値が連動するように設計されたもので、令和５年６月に施行された改正資金決済法において電子決済手段として位置づけられ、資金移動業者により運用されているものなど、様々な方式を用いた運用や検討がされております。ステーブルコインはブロックチェーン技術を用いていることから、複雑なサービスへの対応が期待できるなどのメリットがある一方、地域通貨として日常的な少額決済に用いる場合、割高となってしまう可能性もございます。また、例えば銀行の預金と連動した方式を採用した場合、利用するために特定の銀行口座の開設が必要になるなど、利用者や加盟店に制限や負担が生じることとなります。決済や清算においては、円滑に行える確実性に加え、利用者や加盟店の負担の軽減、利便性の向上も考慮する必要があることから、引き続き現在のＩＣＨＩＣＯの利用拡大を図りながら、将来的な選択肢の一つとして、国における法整備や規格統一の状況を注視してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○大久保たかし議長　にしむた議員。

○にしむた　勲議員　今後検討するということでしたけれども、それでは(5)の質問に移ります。現行のプレミアム付与型の運用を継続した場合の財政負担の将来設計及び民間キャッシュレスとの競合における持続可能性について、市はどう考えているのか。

今回の予算で初めて独自予算を使ったわけですけれども、これまでは国からの交付金だったから、まだよかったかもしれませんが、今後、市の一般財政を圧迫していく可能性もあると思いますけども、これについての見解を伺います。

○大久保たかし議長　経済観光部長。

○高橋一三経済観光部長　お答えします。

現行の還元ポイントを付与する方式を継続した場合の財政負担の将来推計については、今後も国の交付金が引き続き見込めるかどうか、国の動向によって大きく変わるものと認識しております。

また、民間企業が提供するキャッシュレス決済サービスとの違いですが、ＩＣＨＩＣＯはスマートフォンを利用したキャッシュレス決済であり、利用方法の面では民間企業が提供するサービスと類似しておりますが、市川市内の加盟店でのみ利用ができるものとしており、それにより地域経済の活性化を図っております。また、健康づくりやボランティア、エコ活動や自治会活動といった地域課題解決に寄与する活動への行政ポイントの付与を通じて市民活動の活性化を図っております。将来的には、一時的な還元キャンペーンのみに依存しない持続可能な運営を目指し、年間を通じた日常的なＩＣＨＩＣＯ利用の定着を実現するため、さらなる利便性の向上や行政ポイントの充実などを推進してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○大久保たかし議長　にしむた議員。

○にしむた　勲議員　分かりました。

それでは、次の項目に移ります。来年、2027年４月に施行される地方財政法等の改正により発行が可能となる、地方債で発行できるセキュリティトークン債について、さきの定例会の一般質問の中で、他自治体の制度改正への対応状況を注視していくとの答弁がありましたけれども、その後の情報把握や庁内の検討状況はどうなっているか伺います。

○大久保たかし議長　財政部長。

○田中雅之財政部長　お答えいたします。

来年４月１日に施行されます市債発行のセキュリティトークン化とは、各種の取引記録などのデータを共有するブロックチェーンと呼ばれる技術を活用した、デジタル有価証券による電子的な市債の発行管理を可能とするものでございます。本市におけるこれまでの情報把握の状況といたしましては、本年５月の地方財政法の改正により、地方債の募集手続や地方債の情報を記載した地方債原簿の作成についての規定などが整備され、制度の大枠は確認したところでございますが、制度運用上の基準やセキュリティー対策など、詳細なルールについては現時点で示されていないことから、今後も引き続き情報把握に努めていく必要があるものと考えております。また、庁内の検討体制につきましては、現在のところは財政部におきまして、国や県等からの情報収集に努めるとともに、他市の動向も注視しながら、本市における活用の可能性を含め調査研究を進めているところでございます。

以上でございます。

○大久保たかし議長　にしむた議員。

○にしむた　勲議員　それでは、(2)の質問に移りますけれども、セキュリティトークン化がなぜ地方債で活用したらメリットがあるのかというのは、私は購入者へ直接アプローチできるということだと思います。さらに言えば、10万円とか100万円とか、こういった小口の単位でも購入することが、コストを大幅に上げることなく可能になるということだと思っています。

そこでセキュリティトークン化について、コスト削減効果や住民参加型調達としての可能性についてどう評価しているか、お伺いします。

○大久保たかし議長　財政部長。

○田中雅之財政部長　お答えいたします。

初めに、市債発行のセキュリティトークン化によるコスト削減効果の評価ということでございますが、まず、市債には政府資金や民間金融機関等から直接借り入れる証書借入方式と、金融機関等を介して不特定多数の市民等から資金を調達する、いわゆる市場公募債などによる証券発行方式があり、このうち市債のセキュリティトークン化の対象となるのは証券発行方式による市場公募債となります。本市では、平成17年度からこの証券発行方式による市場公募債を導入いたしましたが、民間金融機関等による資金調達のほうが低い利率で借入れが可能であったことや、事務管理手数料の負担などが課題となり、平成25年度に廃止した経緯がございます。このため、本市における市債の借入れにつきましては、現在、政府資金や民間金融機関等からの直接借入れする方法のみとなっており、事務経費はほぼ生じていない状況となっておりますが、セキュリティトークンの仕組みを導入する場合は改めて市場公募債の仕組みを再開する必要があり、その場合は従来の市場公募債の発行に要したコストと比較いたしますと低額になるとは思われますが、現状からは新たなコストが生じることが想定されるところでございます。

次に、住民参加型調達に関する評価につきましては、市債による資金調達上のリスク管理に基づく調達先の多様化や、購入者が直接資金を提供することで本市の施策に対する参加意識の向上が図られること、また、本市の

施策の事業のＰＲを効果的に行うことができることなど、住民参加型方式による資金調達については一定のメリットがあるものと認識しております。こうした中で、本市では現在、政府資金や民間金融機関等からの市債の借入れにより安定的に資金を調達できている状況にあることを勘案いたしますと、セキュリティトークン化した市債の発行の導入を検討するに当たりましては、現状の借入金利及び事務管理手数料などのコストの比較や導入による効果の面から慎重に見極める必要があると認識しており、金融機関からの直接借入れよりも低金利かつ低コストでの資金調達が可能な手法であるか、あるいは、コストを負担する以上のメリットがあるかなどの視点を持って引き続き研究を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○大久保たかし議長　にしむた議員。

○にしむた　勲議員　ただいまの御答弁で、本市は過去に一般公募債をやっていたけれども、今やめているということが分かりました。これは大変危険なことだと思います。銀行からの調達一本にして、銀行からの調達が安いからということですけれども、今までは金利のないゼロ金利の世界だった。そのときの夢をまだ見ているのではないかと思います。言うまでもないことですけれども、今や金利はどんどん上がっている、日銀も利上げしている状況です。この先も銀行からの調達だけで低利な資金調達ができるという保証はどこにもありません。そこで改めて公募債をやろうとしても、また一からやらなければいけない。今、現状、公募債を発行している千葉県などに比べれば、明らかに後れを取っていくということになると思います。この点は指摘して(3)の質問に移ります。

例えば今後建て替えが必要な学校施設であるとか、先ほどの防災インフラなどに絞って、目的を限定した債券、市債をパイロット的にトークン化して発行するという考えはないかお伺いします。

○大久保たかし議長　財政部長。

○田中雅之財政部長　お答えいたします。

学校施設や防災インフラの整備に対し活用することにつきましては、市民の皆さんにとりましては、事業の目的や資金の使途が明確かつ身近であり、賛同を得やすい内容であることから、住民参加型の資金調達を行うのになじみやすい分野であるとは考えられますが、本市といたしましては、最も低い金利による資金調達を原則とした上で、他の地方公共団体の動向も注視しながら、本市における最適な資金調達の在り方について、引き続き調査研究してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○大久保たかし議長　にしむた議員。

○にしむた　勲議員　金利は上昇局面にありますから、このままでは大変な調達コストが増加していくというふうに考えられます。ぜひ研究をどうか早く進めるようにお願いいたします。

(4)の質問に移りますけれども、先ほどのＩＣＨＩＣＯのセキュリティトークン化とも関連するんですけれども、何で私がＩＣＨＩＣＯのステーブルコイン化を強力に提案するかといえば、同じブロックチェーンの基盤上でつくっているシステムですから、ステーブルコイン化と市債のセキュリティトークンを連動することによって、例えば市債を市民に小口で買ってもらって、その利払いをＩＣＨＩＣＯでするとか、こういったことがステーブルコインになれば十分可能だということが考えられるからであります。

質問として、今後の行政デジタル化施策全体と連携させていくような中長期的なビジョンがあるかどうか伺います。

○大久保たかし議長　企画部長。

○西村　直企画部長　お答えします。

市債のセキュリティトークン化につきましては、地方財政法の改正等により制度的な基盤が整いつつある中、新たな資金調達の選択肢として先進的な取組であると認識しております。しかしながら、御質問のデジタル地域通貨や他の行政デジタル化施策との連携につきましては、法的なスキームの整理をはじめシステム費用やセキュリティーの確保、デジタルディバイドへの対応など、クリアすべき課題も少なくないものと考えております。そのため本市といたしましては、国や先行自治体の動向、費用対効果などを慎重に注視しつつ、単なる資金調達手法の見直しにとどまらない市民サービスの向上や地域経済の好循環を見据えた中長期的な行政デジタル化の在り方について、今後の研究課題として捉えてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○大久保たかし議長　にしむた議員。

○にしむた　勲議員　本市は首都圏の50万の住民を抱える都市として、いち早くこうした先駆的なデジタル市債発行を行うことによって、全国に対する知名度も上がるし、そして私は何よりも、そういったことを先に示すことで今あるスタートアップ企業、ベンチャー企業、こうしたデジタル化に関連している企業はたくさんあるし、有望な企業がたくさんあります。クリプト、Ｗｅｂ３、ブロックチェーン、こうした関連のベンチャー企業が集まってくる可能性もある。それによって本市の税収も増えるかもしれないし、雇用も増えるかもしれない。このことが、私は一番大きな目的として考えているところであります。他市に先駆けて、ぜひともこうしたデジタル先進都市市川の実現に向けて一歩踏み出すことを強く求め、この項目の質問は終わります。

次に、最後の項目、ＭＩＣＥ、ＩＲについてですけれども、塩浜地域は成田空港や羽田空港にもアクセスがよく、また近隣に東京ディズニーランドなどがあり、このような立地特性を生かすことによって、塩浜地域でＭＩＣＥ、ＩＲの導入の可能性は十分高いのではないかと思います。国の公募に対して、現在決まっているのは大阪の万博跡地の夢洲だけです。首都圏では横浜市が検討したり、東京都または千葉市も検討したという話はありますけど、今のところ、どこも手を挙げているところはない。今こそ絶好のチャンスですから、本市が手を挙げてＭＩＣＥ、ＩＲを導入するというのが、経済的なインパクトは言うまでもなく、世界的な知名度を上げる意味でも千載一遇のチャンスだと思いますけども、この課題、テーマについてどのように考えているか見解を伺います。

○大久保たかし議長　行徳支所長。

○小川広行行徳支所長　お答えします。

特定複合観光施設区域整備法、いわゆるＩＲ整備法では、ＩＲ事業を行う区域を整備しようとするときには、都道府県または政令市が民間事業者と区域整備計画を共同で作成した後、国へ申請し、認定を受けることとなっております。また、区域整備計画の認定条件は３枠で、現時点では大阪の夢洲地区が認定されており、残りは２枠となっている状況です。

なお、国は新たに区域整備計画の申請を令和９年５月６日から11月５日まで受け付けるものとしています。

続きまして、塩浜地域におけるＭＩＣＥ、ＩＲの導入についてです。本市では、平成17年８月に当該地区のまちづくりに関する方針を定めた塩浜地区まちづくり基本計画を策定いたしました。塩浜２丁目及び３丁目の約80haを対象区域とし、当該地区の将来像といたしまして、環境再生と産業再生とが一体の三番瀬に向き合うまちづくりを展開していくものとし、魅力ある都市景観の形成とともに、海辺と緑を結び、生活と海をつなぐ本市唯一の臨海部における新しい都市拠点を創出するものと定めております。ＭＩＣＥ、ＩＲは、町の活気を生み出す商業、宿泊と余暇を楽しむアミューズメントなど、にぎわいを創出するための１つの制度であると認識しておりますが、この基本計画におきましては、具体的にＭＩＣＥ、ＩＲを事業手法として選定することは言及していないところでございます。

以上でございます。

○大久保たかし議長　にしむた議員。

○にしむた　勲議員　塩浜地区まちづくり計画というのは、今、答弁ありましたけれども、20年前につくられて、それが何も変わってないと。20年たって一体何が変わったんだろう、塩浜地域がどうなったんだろうということを考えてみる必要があると思います。

誰でも御存じのとおり、大手企業または外資系企業の倉庫が何軒か建っています。私は、これは個人の――個人というか、民間の経済活動ですから、どうこうと言えないわけですけれども、倉庫が建ったことによって、市川市がどれだけのメリットを受けるのか。ここは本社ではないですから、固定資産税は少し増えるかもしれませんけれども、税収が増えるわけではない。そして、多くの雇用は生んでいるけれども、その大半は非正規労働者であります。したがって、今の塩浜駅前を見てみれば、飲食店が栄えているわけでもなければ商店街が繁栄しているわけでもないという状況になっているわけです。したがって、私は今回、ＭＩＣＥ、ＩＲで一気に塩浜地区を活性化したいということを提案しているところであります。

(2)の最後の質問ですけれども、地域活性化のメリットと、そして課題についてお伺いします。

○大久保たかし議長　行徳支所長。

○小川広行行徳支所長　お答えします。

導入によるメリットといたしましては、雇用の創出や、国内外から多くの観光客が訪れることで地域経済への波及効果や都市ブランドの向上が見込めると一般的に考えられております。一方で、国が定める基本方針に基づくＩＲ区域の認定を受けるための課題としましては、まず区域全体としましては、明確で優れたコンセプトを有し、地域の新たな象徴となるデザイン性や、これまでにないスケールを備えていることが求められます。また、個別施設におきましては、世界水準の高いクオリティーを持つ国際会議場や観光の魅力を高める集客宿泊施設が適切に計画されていることが審査されるものとなります。さらに、これらの要件を満たした上で、安定した事業継続を可能とする財政基盤や収益性が求められます。また、カジノにおきましては、厳格な依存症防止、治安、風紀対策が確実に講じられていることも重要な審査基準として位置づけられております。

以上でございます。

○大久保たかし議長　にしむた議員。

○にしむた　勲議員　長崎県もこのＭＩＣＥ、ＩＲに申請したけれども、却下されたというふうに聞いています。理由の主なものは今おっしゃっていた集客力であったり、財政基盤であったり、こうしたところが不十分であるというふうに聞いていますけれども、本市は財政基盤は安定しているし、先ほど申し上げたように羽田、成田からも近い、外環も通って首都圏からの交通の便もいい、そしてディズニーランドも近くにあるので、１つの地域として海外からも客を呼ぶことができるというメリットがあると思います。

それから、今から来年の11月の申請に間に合うのかということがあるわけですけれども、これについては、先ほどもちょっと触れた横浜市。横浜市は当初ＭＩＣＥ、ＩＲに積極的であったわけですけれども、市長が替わったとき、この前辞任された山中市長になったときに、これをやめるという判断をされているわけであります。それで、横浜市でやろうというふうに考えていたセガサミーホールディングスという会社と、シンガポールのゲンティンというカジノ運営会社があります。これがコンソーシアムをつくって横浜市でやるという前提で動いていたので、かなり具体的なところまで進んでいます。このコンソーシアムは、今、宙に浮いた状況になっていますから、これが全てではないんですけれども、このチームと組めば、既に横浜のやろうとしていた時点からスタートできる。１年あれば十分に可能だと私は思います。

それから依存症対策ですけれども、これはもちろん、そのときに大学教授も入れて対策も練っています。さら

に言えば、本市の周りには中山競馬場があって、駅前にはパチンコ屋さんがあるわけです。ギャンブルに行こうと思えば、いつでも行ける状況に既にあるわけですから、今さらカジノをつくるかつくらないか。なければないほうがいいかもしれないけれども、しかし、このカジノの収益の３分の１は地元に落ちるということが決められているわけです。これは莫大な収益になります。これによって、市川市の財政は当面大丈夫ということになると思いますので、ぜひ具体的な市長の御決断、お願いして質問を終わります。ありがとうございました。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

○大久保たかし議長　以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。

お諮りいたします。議事の都合により、明10月１日の１日間休会することにいたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○大久保たかし議長　御異議なしと認めます。よって明10月１日の１日間休会することに決定いたしました。

本日はこれをもって散会いたします。

午前11時58分散会

第　　10　　日

令和８年 10 月２日（金曜日）

令和８年９月市川市議会定例会議事日程（第 10 号）

令和８年 10 月２日（金曜日）午前 10 時開議

第１　門田直人議員に対する懲罰の件　（委員長報告）

第２　認定第１号　令和７年度市川市一般会計、特別会計及び公営企業会計決算の認定について　（委員長報告）

第３　発議第10号　日本政府に核兵器禁止条約への署名・批准を求める意見書の提出について

第４　発議第11号　「防災庁」発足を見据えた地方自治体との連携強化及び防災体制の抜本的強化を求める意見書の提出について

第５　発議第12号　化学物質過敏症に関する対策強化を求める意見書の提出について

第６　発議第13号　ＯＴＣ類似薬の保険給付見直しに関し、必要な医療へのアクセス保障を求める意見書の提出について

第７　発議第14号　外国人に関する政策における人権保障の原則を堅持することを求める意見書の提出について

第８　発議第15号　保育所等保育施設の職員配置基準改善を求める意見書の提出について

第９　発議第16号　いわゆる国保逃れが発覚した太田丈之議員に対する問責決議について

第10　委員会の閉会中継続審査の件

第11　委員会の閉会中継続調査の件

本日の会議に付した事件

日程第１　門田直人議員に対する懲罰の件

日程第２　認定第１号　令和７年度市川市一般会計、特別会計及び公営企業会計決算の認定について

日程第３　発議第10号　日本政府に核兵器禁止条約への署名・批准を求める意見書の提出について

日程第４　発議第11号　「防災庁」発足を見据えた地方自治体との連携強化及び防災体制の抜本的強化を求める意見書の提出について

日程第５　発議第12号　化学物質過敏症に関する対策強化を求める意見書の提出について

日程第６　発議第13号　ＯＴＣ類似薬の保険給付見直しに関し、必要な医療へのアクセス保障を求める意見書の提出について

日程第７　発議第14号　外国人に関する政策における人権保障の原則を堅持することを求める意見書の提出について

日程第８　発議第15号　保育所等保育施設の職員配置基準改善を求める意見書の提出について

日程第９　発議第16号　いわゆる国保逃れが発覚した太田丈之議員に対する問責決議について

日程第10　委員会の閉会中継続審査の件

日程第11　委員会の閉会中継続調査の件

出　席　議　員　　41　名

門	田	直	人
野	口	じ	ゅ　ん
丸	金	ゆ	き　こ
冨	家		薫
沢	田	あ	きひと
太	田	丈	之
小　山	田	な	お　と

川畑	いつこ
国松	ひろき
やなぎ	美智子
とくたけ	純平
中町	けい
つちや	正順
つかこし	たかのり
加藤	圭一
浅野	さち
久保川	隆志
西村	敦
中村	よしお
大久保	たかし
石原	たかゆき
清水	みな子
廣田	徳子
にしむた	勲
石崎	ひでゆき
堀内	しんご
細田	伸一
青山	ひろかず
石原	みさ子
宮本	均
大場	諭
稲葉	健二
小泉	文人
石原	よしのり
増田	好秀
越川	雅史
中山	幸紀
松永	鉄兵
竹内	清海
加藤	武央
岩井	清郎

欠席議員　　なし

説明のため出席した者の職氏名

市長　田中甲

副市長	松丸多一
副市長	本間和義
代表監査委員	植草耕一
教育長	高木秀人
危機管理監	今井隆
市長公室長	後藤貴志
総務部長	吉田一弘
企画部長	西村直
財政部長	田中雅之
管財部長	松丸宏
情報管理部長	佐久間剛
文化国際部長	日暮真司
スポーツ部長	小島信也
市民部長	山影聡香
経済観光部長	高橋一三
こども家庭部長	山室繁央
福祉部長	寺島崇
保健部長	横山京子
環境部長	湯本明男
街づくり部長	小林英樹
道路交通部長	磯部高志
下水道部長	仙波俊郎
行徳支所長	小川広行
消防局長	吉村和弘
選挙管理委員会事務局長	荒井義光
農業委員会事務局長	岩佐伸幸
会計管理者	岩井滴
教育振興部長	根本泰雄
学校教育部長	小林義行

職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

事務局長	宮内徹
事務局次長	米津孝成
議事課長	野村憲一
（議事担当）	
主幹	金子貴一
副主幹	神谷尊正
主査	大場辰磨

主　　任　　北　　川　　陽　　介

主　　任　　三　　澤　　啓　　成

（調査担当）

主　　幹　　金　　谷　　健　　史

主　　査　　青　　木　　聖　　也

主　　任　　菅　　野　　裕　　樹

主　　任　　荒　　木　　智　　貴

主　　任　　伊　　藤　　祥　　太

書　　記　　古　　木　　直　　子

会　　議

午前10時開議

○大久保たかし議長　ただいまから本日の会議を開きます。

○大久保たかし議長　この際、去る９月７日の越川雅史議員の議事進行に関する発言に対し、議長において調査した結果を御報告いたします。

会議録を調査しましたところ、９月７日の会派新しい流れ、門田直人議員の代表質問において、越川議員御指摘のとおり、門田議員が、理事者が■■■■■■■■している、あるいは■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■旨、あるいは■■■■■■■■、あるいは■■■■■■■■■■■■■■■■■■■

れておりませんが、当該建物が居宅であることや登記簿など、他の情報を組み合わせることで個人が特定される可能性があることから、必要な限度を超えて私人の個人を特定できる可能性のある情報を披瀝し、同条に抵触するおそれがあると言わざるを得ない、公の問題を議論する場所における発言として、必要とされる配慮を欠いたものがあったと判断いたします。

この際、門田直人議員に申し上げます。違法建築疑惑についての質問中、「■■■■■■■■■■■■」から「■■■■■■■■■■■■」と発言した部分、「■■■■■■■」から「■■■■■■■」と発言した部分、「■■■■■■■■■」から「■■■■■■■■■」と発言した部分、「■■■■■■■■■」から「■■■■■■■■■」と発言した部分、「■■■■■■■■■■■■

は極めて不適切であり、不穏当極まりない発言であると考えます。この発言が取り消されないまま議事録に残ってしまえば、市民の方々に、一市議個人の問題にとどまらず、市川市、さらには市川市議会の信頼に関わる看過し難い事案が存在していたものと誤解を与えてしまうことを私は懸念する次第ですが、大久保議長におかれましては、なぜこの発言を不穏当と御判断されなかったのでしょうか。発言者が主張する疑惑が市川市、さらには市川市議会の信頼に関わる看過し難い事案であると御判断された理由があるのであれば御説明を求めます。

○大久保たかし議長　ただいまの議事進行にお答えいたします。

削除の範囲に関しましては、私と事務局において議論して判断をした次第であります。

ただいまの議事進行に関しましては、先ほどの御指摘の部分に関しましては、最終日でありますので、後刻記録を調査しまして、不穏当な発言というふうに判断した場合には議長において善処いたしますので、御了承願います。

越川議員。

○越川雅史議員　それで結構なんですが、もう１点ありました。会派新しい流れに所属する門田直人議員からは、その後、次のような発言もありました。今言った箇所のちょっと後なんですが、「守秘義務があるから答えられないと答弁を繰り返されるならば、当該議員が現職の市議会議員であるという事実と無関係なのでしょうか。仮に全く同一の状況が一般市民の所有建物に関する質問であった場合も、同じく守秘義務を理由として一切答えないという態度を取るのでしょうか。両者に差異があるとすれば、それ自体が法の下の平等、憲法第14条に反する行政の恣意的運用であると考えます」と発言していますが、これについても取り消されなかったと思います。この点、私の理解では、個人情報を保護する、守秘義務を遵守するという点については、対象者が何人であろうとも行政の対応は一律でなければならず、仮に対象者が市議会議員であったとしても、一般市民であったとしても、個人情報は保護されなければなりませんし、公務員の守秘義務は遵守されなければなりません。したがって、本件について、対象者が現職の市議会議員であることと公務員の守秘義務が遵守されることとは別次元の話であり、門田議員が御発言されたような法の下の平等に反する行政の恣意的運用には到底当たらないものと私は考えます。

また、本市の実際の対応はどうだったのでしょうか。そもそも一般市民への対応と異なる対応をしたことが確認されていないわけですから、あたかも一般市民への対応と異なる対応がなされているかのように発言することは不穏当であると考えます。この発言が取り消されないまま議事録に残ってしまえば、市民の方々に、田中市長の市政運営においては、法の下の平等、憲法第14条に反する行政の恣意的運用が行われた事案が存在していたものと誤解が生じることを私は懸念する次第ですが、大久保議長におかれましては、なぜこの御発言を不穏当と御判断されなかったのでしょうか。本市行政運営のどのような点を法の下の平等、憲法第14条に反する行政の恣意的運用と御判断されたのか、御説明できるのであれば御説明を求めます。

○大久保たかし議長　すみません、越川議員に申し上げますが、先ほどと同様で、この範囲につきましては事務局と議論して決めたことでありますので、また先ほどと同様で判断させていただきます。

越川議員。

○越川雅史議員　恐縮ながら、もう１点ございます。会派新しい流れに所属する門田直人議員からは、次のような発言もありました。「当該市議からの回答をお願いしましたが、当該市議からは回答を拒否されました。代表質問では、理事者から守秘義務を強調され、当該市議からは回答を拒否されました」と発言していますが、この発言も取り消されていないかと思います。この点、私は市議会議員には、他の市議会議員も含めて、他人の身上や私生活を調査する権限など、付与されていないものと理解しております。だから、例えば、仮に私がある議員から申入書などの体裁で私生活に関する質問をされ、回答を求められたとしても、私には、その議員が私の私生

活を調査できる正当な権利を有している根拠を見出せないわけですから、私には回答する義務も道理もないことだと判断せざるを得ず、場合によっては回答を拒否することもあるかと思います。ただ、だからといって、回答を拒否したなどと、この議場で白昼堂々非難されるいわれもないはずです。仮にこの発言が取り消されないまま議事録に残ってしまえば、市議会議員には、他人の私生活に関する調査をする権限が付与されていて、議長に申入書を提出することができる。申入書において調査対象となった議員は、調査事項に対し回答しなければならないといった誤解が市民の方々の間で広まってしまうかもしれません。また、場合によっては、正当な理由なく回答を拒否した議員がいたなどと犯人探しが始まり、市議会議員選挙にも影響が生じるかもしれません。

さらに言えば、会派新しい流れに所属する門田直人議員以外の議員や今後の立候補予定者の中にも、市議会議員は、議長宛てに申入書を提出することにより、他の議員に対して私生活に関する質問をし、回答を求めることができるなどと勘違いする者が現れてしまうことも私は懸念する次第ですが、大久保議長におかれましては、なぜこの御発言を不穏当と判断されなかったのか、御説明を求めます。

○大久保たかし議長　越川議員に申し上げますが、ほかに削除項目というものがあれば、まとめておっしゃっていただきたいんですけども、特段、それ以上は……。

○越川雅史議員　この３つです。

○大久保たかし議長　では、今の議事進行に関しましては、先ほどと同じ回答ということで御了承ください。

越川議員。

○越川雅史議員　９月７日の本件質問者の発言について、私は議長に対して、なぜ注意することもなければ、発言を制止することもなく質問を続けさせたのかとの趣旨で議事進行発言を行ったわけですが、大久保議長からは、その際、発言を全て把握した上で判断したい、発言全体を確認した上で後刻判断したいと御判断されました。ただ、これはあまりにも悠長過ぎる御判断だったのではないでしょうか。質問者は代表質問の態様を装いながらも、個人を特定し得る情報に繰り返し言及したことは、さきの議長報告のとおりです。やはり議長は質問の途中であっても、議題の範囲を超えているとして、少なくとも注意はすべきだったと思います。ましてや大久保議長は、９月２日に質問者から本件に係る申入書を受領していたとのことですから、発言全体を聞くまでもなく、内容は承知できたのではないでしょうか。

そして、この問題は今定例会になって始まったことではなく、６月定例会でも取り上げられておりましたし、その際には議員の個人名に言及し、発言の取消しが命ぜられていた経緯もあったかと思います。さらに、質問者の御発言によれば、２月定例会の際にも議長に対し申入書の提出を試みていたそうですから、実のところ、もう半年以上前から、議長は本件の内容を知り得るお立場にあったのではないかと懸念するところです。質問通告があった時点で、あるいは申入書の相談があった時点で議長が慎重に対応していれば、本事件は未然に防止できた可能性が高かったのではないかと問題提起をさせていただきます。質問者は、６月には議員の個人名にまで言及してしまいましたが、議長の対応いかんでは、議員のプライバシーが明かされることや名誉が毀損されることは未然に防止できたのではないでしょうか。

一方で、会派新しい流れに所属する門田直人議員は懲罰委員会に諮られることとなりました。質問者が独断でやったことであれば話は別ですが、質問者は議長ほか、周囲に対して申入書に関する相談を繰り返していたと伺っております。この時点で議長をはじめとする関係者が法を説き、相手が理解するまで諭していれば、質問者も法と議会のルールを理解し、発言を思いとどまっていた可能性も否定できません。それにもかかわらず、制止することなく発言を続けさせてしまいました。そして、全ての発言が終わった後で、門田直人議員の発言は法令に関する独自の見解によるものであって、いずれも不穏当と言わざるを得ない、132条に抵触するおそれがあると言わざるを得ないなどと今さら法を説いたところで、覆水は盆に返りません。この点は議長の責任、一定程度あ

るのではないかと指摘をさせていただきます。

２月定例会の際には、討論中の議員の発言を正当な理由なく遮りましたが、これは適切な対応だったのでしょうか。一方で、今回は議題の範囲を超えた個人攻撃、プライバシー権の侵害、名誉毀損と思われる発言があったにもかかわらず、注意もしなければ発言を制止することもなく、最後まで発言を許しました。

そこで議長にお尋ねいたします。議事整理について、特に会議規則第55条の運用について、自らの言動を省みて真摯に反省する点がないのかどうか、御見解を伺います。

○大久保たかし議長　越川議員に伺いますが、それは２月定例会と今定例会の整理についてということでよろしいでしょうか。

越川議員。

○越川雅史議員　２月定例会について整理するというよりは、これまでの議事整理において、会議規則第55条の運用について、自ら省みて反省すべき点はございますかと伺っております。

○大久保たかし議長　会議規則の55条のみならず、地方自治法の129条に基づいて議事整理を行っているつもりであります。

今定例会においての門田議員の発言につきましては、議員の発言というのは最大限自由に行われるべきというふうに考えております。一方で、先ほど言ったように、地方自治法や会議規則にのっとって行われるべきだというふうに考えています。プライバシーの侵害や無礼な言動というものは、あってはならないというふうに考えています。その判断というのは、この議長にまずは一任されている、議事整理権に委ねられているというふうに考えています。

今回の門田直人議員の発言に際しては、氏名や住所、どこどこの何丁目といったような発言があれば即座に止めるような考えでおりましたが、そういったものが出てきませんでしたので、議長としては見守っていた次第であります。この間、質問が終わってから、その場で途中で制止をすべきだったという御意見、また、ひとしきりしゃべった後に整理をすべきだったという御意見、また、私が取ったように、全てしゃべってから後刻整理をする形でよかったという御意見、様々な御意見を私はいただきました。そういった御指摘、御批判は甘んじてお受けをして、今後の議会運営に生かしてまいりたいというふうに考えております。

関連して、単独で過去の議会のことを取り上げることはできませんけども、２月の討論においては、今回の件をきっかけとして事務局内でも再度議論し、また市議会議長会へも問合せをいたしました。結果、討論において議題外の発言があったことと、議長としては止める権限があったものの、一言、二言で止めたということは議長として拙速であったという見解がなされましたので、この拙速に止めたことに関しましては越川議員に率直におわび申し上げます。

今後は今定例会の件、そして２月の定例会の件踏まえて、より一層、一貫性を持って議会運営を行ってまいりたいというふうに考えております。

以上のとおりでありますので、越川議員におかれましては御了承願います。

議事進行ですか。

門田議員。

○門田直人議員　削除を拒否した理由について述べたいと思うんですが。

○大久保たかし議長　すみません、それはちょっとできませんので。

では、次に進みます。

○大久保たかし議長　この際、去る９月30日の越川雅史議員の議事進行に関する発言に対し、議長において調査

した結果を御報告いたします。

会議録の調査及び関係者への聞き取りを行いましたところ、御指摘の「■■■■■■■」から「■■■■■■■■■■■」までの発言につきましては、質問に対する答弁として正確性に欠ける部分があったこと、また、「■■■■」から「■■■■■■■■■■■■■■■■」まで、及び「■■■■■■■■」から「■■■■■■■」までの発言につきましては、誤解を招きかねない発言であることを確認いたしました。

この際、本件についてこども家庭部長から発言の申出がありますので、これを許可いたします。

こども家庭部長。

○山室繁央こども家庭部長　貴重なお時間をお借りしまして申し訳ございません。発言の取消しを２件お願いいたします。

まず、９月29日の越川雅史議員の一般質問における医療的ケア児の通学支援に関する発言において、「■■■■■■■■■■■■■■■■

地方自治法第117条の規定により、門田直人議員の退席を求めます。

〔門田直人議員退席〕

○大久保たかし議長　本件に関し委員長の報告を求めます。

懲罰特別委員長、細田伸一議員。

〔細田伸一懲罰特別委員長登壇〕

○細田伸一懲罰特別委員長　ただいま議題となりました門田直人議員に対する懲罰の件について、懲罰特別委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本件の審査に当たり、委員会ではまず発議者に対する質疑を行い、門田直人議員からの一身上の弁明を聞いた後、委員からの意見の開陳を経て討論、採決と進めてまいりました。

以下、その主なものを要約して申し上げます。

まず、発議者に対する質疑において、「懲罰事由となる発言には公開情報に基づく発言も含まれると思われるが、具体的にどの発言を指しているのか」との質疑に対し、「市議会議員の父親が提出した確認申請の情報、階層数をはじめとする当該建物の情報、未公開情報である固定資産税の納付状況、未確認事実への強い評価などが懲罰事由に当たる」との答弁がなされました。

また、「地方自治法第132条に規定される無礼の言葉を使用したとのことだが、どの発言が品位を汚すような無礼な言葉と言えるのか」との質疑に対し、「税金の支出状況や確定していない状況で個人の評価をしており、一連の発言が無礼な言葉であると考えている」との答弁がなされました。

また、「議事進行発言をすることや議長に申し入れるなどの方法も可能であったと考えるが、なぜ懲罰動議を選択したのか」との質疑に対し、「懲罰動議については、懲罰事犯があった日から起算して３日以内に提出する必要があり、時間的な制約の中で最適な方法を選択したものと考えている」との答弁がなされました。

続いて、門田直人議員の一身上の弁明を聞いた上で各委員からの意見の開陳を行いました。

その主なものといたしましては、まず、「門田議員自身も認めていたが、発言には問題があったと考える一方、懲罰を科さなければならない具体的な説明もないことから懲罰には相当せず、議長による厳重注意等で足りるものと考える」との意見が述べられました。

また、「６月定例会における発言に関し、議長の議事整理によって取り消された件と、今定例会における発言は個別に切り離して考えるべきであるとの意見もあった。しかしながら、本議会における過去の事例として、議場内で他人の機微情報に言及して陳謝の懲罰が科された例に鑑みれば、本件についても陳謝の懲罰が妥当である」との意見が述べられました。

また、「懲罰動議における懲罰事犯に当たるとされる発言は、公になっている情報も含まれており、今回の発言を懲罰の対象とすると、今後の議会活動において萎縮して発言を遠慮することにより、行政監視機能が働きにくくなることが懸念される。また、一身上の弁明において、私生活にわたる発言があった旨は認めている部分もあり、総合的に勘案し懲罰には当たらない」との意見が述べられました。

また、「一般論として質問していれば問題はなかったと思うが、今回の発言は、個人名を挙げていないものの、市議会議員の店舗兼住宅であること、家族関係、相続日等、質問に関係ない個人情報を披瀝することにより、該当者が誰なのか特定できるような環境をつくり出していることが議会の品位の保持、尊重に抵触するものと考える。このことから懲罰に値すると考える」との意見が述べられました。

また、「懲罰規定は非常に重い規定であり、厳格に適用を判断すべきである。今回の発言は、公人である市議会議員の疑惑で重大な問題として取り上げたものであることから、疑惑の解明に関連しているため当てはまるとは言えない。また、６月定例会の後に新たな疑惑が生じて質問したとのことからすれば、議長の采配をないがし

ろにしたとは言い難い。以上のことから、懲罰には当たらない」との意見が述べられました。

続いて、採決に先立って行われた討論において、反対、賛成のそれぞれの立場から意見が述べられました。

その主なものといたしましては、まず、懲罰を科すことに反対の立場から、「懲罰に該当する発言について、発議者に対する質疑の答弁において、該当箇所に変遷が見られることから、明確な根拠に基づいておらず、判断材料としての情報が不足していると考える。また、本市議会では過去に、現職議員にかけられた疑惑に対し、説明責任の追及や、自ら百条委員会の設置を求めるなどして対応を図ってきており、懲罰の対象ではなく、市議会として他の対応がふさわしいと考える」との意見が述べられました。

次に賛成の立場から、「本件においては、議会の監視機能と私生活保護という相反する内容が論点となる。このことについて一律の基準はなく、個別の事案において、比例原則により判断する必要がある。また、市議会議員は常に客観的な事実を前提として発言することが求められるが、今定例会における門田議員の発言は、建築基準法違反の疑いや固定資産税未納疑惑の解明に際し、必要のない個人の特定性を披瀝して他人の私生活に踏み込んでいるのみならず、疑惑の段階である事柄をあたかも事実であるかのように断定した発言もある。よって、６月定例会において議長より同様の言動に対する注意がなされている一連の経緯を鑑み、陳謝の懲罰を科すべきである」との意見が述べられました。

なお、審査の過程において、「本特別委員会の審査において、議員の身分に関する懲罰事犯は、議長の議事整理権に基づいて行われる議場内の秩序保持とは切り離し、個別に審査すべきであるとともに、当該発言に係る質問の内容とは切り離して審査すべきである」との意見が出されました。

本特別委員会といたしましては、採決の結果、賛成者少数により、門田直人議員に懲罰を科すべきことは否決された次第であります。

以上、御報告申し上げます。

○大久保たかし議長　これより委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。――質疑がありませんので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。――討論がありませんので、これをもって討論を終結いたします。

これより門田直人議員に対する懲罰の件を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、門田直人議員に懲罰を科さないとすべきとのことであります。

本件について、門田直人議員に懲罰を科すことに賛成の方は賛成のボタンを押してください。――ボタンの押し忘れはありませんか。――ないものと認めます。

集計いたします。

賛成者少数であります。よって門田直人議員に懲罰を科すことは否決されました。

門田直人議員の入場を求めます。

〔門田直人議員入場〕

○大久保たかし議長　日程第２認定第１号令和７年度市川市一般会計、特別会計及び公営企業会計決算の認定についてを議題といたします。

本決算に関し委員長の報告を求めます。

決算審査特別委員長、加藤武央議員。

〔加藤武央決算審査特別委員長登壇〕

○加藤武央決算審査特別委員長　ただいま議題となりました認定第１号令和７年度市川市一般会計、特別会計及

び公営企業会計決算の認定について、決算審査特別委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

議会における決算審査は、議決した予算の目的に従って執行されているかどうか、さらに行政効果はどうであったかに主眼を置いて審査するものとされており、一方、監査委員の審査は、計算に間違いはないか、支出命令に符合しているか、収支は適法であるか等に特に重点を置いて検討すべきものと言われています。

本特別委員会といたしましては、このような点を十二分に踏まえ、委員会の冒頭、監査委員の出席を求め、収支の適法性等について確認したところであります。

その審査の過程で質疑応答のなされた主なものを申し上げさせていただきます。

まず、「令和６年度に比べ、経常収支比率が0.8ポイント改善した一方、経常的に必要となる経費が約41億円増加したことについて、どのように評価しているのか」との質疑に対し、「令和７年度は、引き続き保育料の第２子無償化、学校給食費の無償化等の政策的経費に対応しつつ、物件費、扶助費等の経常的な経費の増加を市税等の増収で賄えていることから、直ちに問題がある状況ではないと認識している」との答弁がなされました。

次に、「令和７年度主要事業について、事業評価に当たり、具体的にどのような観点に基づいて行ったのか」との質疑に対し、「事業の成果は単年度のみで判断するものではなく、事業を継続していく中で効果を検証すべきものと認識している。新婚生活住まい応援補助金やこどもの受験対策季節講習費支援事業等の新規事業については、開始したこと自体にも意義があるものと評価している」との答弁がなされました。

次に、「令和７年度の一般会計における市債残高は525億6,699万円となっており、令和６年度から11億4,885万2,000円減少した点は評価するが、市は将来的な市債負担をどのように把握しているのか」との質疑に対し、「大規模な施設に係る市債の借入れとして、クリーンセンターで218億9,000万円、斎場で48億円、宮田小学校で39億7,000万円、合わせて306億6,000万円の借入れが予定されており、令和８年度から10年度についての中期財政見通しにおいて、市債残高は３年間で128億9,000万円増加する想定がされている。起債は必要だが、借入額と償還額のバランスを考慮し発行する必要がある」との答弁がなされました。

引き続き決算書の審査に入った次第でありますが、審査に当たっては、歳入においては収入未済額及び不納欠損額の主なもの、歳出においては不用額及び流・充用の主なものについて説明を求め、疑義をただすことにより、議決どおりの執行であったか、また、どのような行政効果があったか等を中心に論議を尽くしてまいりました。

その過程で質疑応答のありました主なものを一般会計の歳出から申し上げさせていただきます。

まず、第２款総務費について。

政策参与の配置について、「政策推進参与及び環境施策推進参与がそれぞれ助言を行った事業は何か。また、助言によってどのような成果が上がったのか」との質疑に対し、「政策推進参与からは、デジタル地域通貨ＩＣＨＩＣＯの普及促進に関し助言を受け、物価高騰対策を通じてＩＣＨＩＣＯの利用拡大が図られた結果、加盟店数及び会員数の増加につながったほか、中山参道地区の活性化についても助言を受け、地域交流拠点なかやまＢＡＳＥ及び中山参道結び茶屋の開設につながった。また、環境施策推進参与からは、脱炭素先行地域の応募に関して助言を受け、令和７年５月に環境省から脱炭素先行地域に選定された」との答弁がなされました。

次に、脱炭素先行地域づくり事業補助金について、「令和７年度に脱炭素先行地域に選出され、取組を強化している中で、どのような理由から不用額が生じることとなったのか」との質疑に対し、「本事業は、賃貸集合住宅の断熱改修等に対し補助金を支給するもので、当初予算で３棟の賃貸物件住宅を対象に予算計上したが、物件の所有者からの合意は得られたものの、入居者からの合意が得られなかったことなどから断熱改修や太陽光発電設備の導入が進まず、不用額が生じたものである」との答弁がなされました。

次に、平和啓発事業について、「予算額約410万円に対し決算額が約330万円にとどまった理由はどのようなものか」との質疑に対し、「予算額と決算額の差は、主に核なき世界への連携フォーラムｉｎいちかわに係る講師謝礼金が見込みを下回ったため生じたものであり、それ以外については、おおむね予算計上どおりの執行であった」との答弁がなされました。

次に、第３款民生費について。

障がい者就労支援事業について、「相談件数及び相談内容の傾向はどのようなものであったのか。また、相談の中から見えてきた課題をどのように認識しているのか」との質疑に対し、「令和７年度の相談件数は4,235件で、主な相談内容としては、就職後の相談が2,100件程度と全体のほぼ半数を占めており、次いで就労先の会社からの相談が多かった。また、課題としては、就労後の継続支援が大きなテーマであると認識している」との答弁がなされました。

次に、ゴールドシニア事業チケット75について、「不用額が約900万円あるが、その理由は利用者が見込みより少なかったことによるものか」との質疑に対し、「令和７年度は予算額が4,656万円、決算額が3,759万2,928円で、執行率は80.7％であった。一方、令和６年度の執行率は38.5％であったことから、利用者は大きく伸びたと考えている」との答弁がなされました。

次に、新婚生活住まい応援事業について、「本事業が市内定住に効果があったのかという点において、具体的に効果をはかる指標をどのように考えているのか」との質疑に対し、「定住は目的の一つと考えており、補助金支給後の定住状況を可能な範囲で継続的に確認し、補助金の費用対効果について検証を続けていく必要があると考えている」との答弁がなされました。

次に、児童手当支給事業について、「令和５年度及び６年度と比較して、支給人数や支給額が大幅に増加した理由はどのようなものか」との質疑に対し、「令和６年10月から、制度改正により対象年齢が18歳までに拡大され、所得制限も撤廃されたほか、第３子以降の支給額についても増額された。この結果、令和６年度は半期分、令和７年度は通年分の対象者や支給額が増えたものである」との答弁がなされました。

次に、第４款衛生費。

省エネ・創エネ普及促進事業について、「予算額約285万円に対し決算額が約81万円と非常に低い執行率となっているが、申請件数が増加しない理由をどのように考えているのか」との質疑に対し、「本事業は市内中小事業者を対象に省エネ設備や太陽光発電設備等を導入した経費の一部を補助するものであるが、主に初期投資にかかる費用が中小企業にとって負担となること及び施工できる市内業者が少ないことが、申請件数が増加しない要因と認識している」との答弁がなされました。

次に、地域猫活動等支援事業について、「いちにゃんサポートの活用が進んでいないことについて、本会議においても取り上げられているが、その原因についてどのように認識しているのか。また、猫不妊手術費等助成金は年度の途中で受付が締め切られたと聞いているが、不用額はどの程度だったのか」との質疑に対し、「いちにゃんサポートの活用が進んでいない原因は、里親探しを行うに当たり定めた、一時預かりの要件と地域猫活動団体の要望に相違があったことによるものではないかと考えている。また、猫不妊手術費等助成金における不用額は162万9,840円である」との答弁がなされました。

次に、特定外来生物捕獲調査委託料について、「本委託料はアライグマの捕獲、殺処分に係るものと認識しているが、１件当たりの処分費は幾らか」との質疑に対し、「アライグマの処分費は、４月、５月は１件１万2,000円、６月から３月までは１件１万3,000円である」との答弁がなされました。

次に、第７款商工費について。

ＩＣＨＩＣＯスマートポイント事業について、「家庭用防災用品や防犯用品を購入した人について、年代別の

内訳はどのようになっているのか」との質疑に対し、「アンケート結果では、防災用品については1,190人から回答があり、内訳は50代が最も多く306人、次に60代が295人となっている。また、防犯用品については532人から回答があり、60代が最も多く139人、次に50代が128人、さらに70代が90人となっている」との答弁がなされました。

次に、第８款観光費について。

動植物園整備事業について、「クラウドファンディングでおさるーむを整備したことに伴い、動物たちの反応に変化は見られるのか」との質疑に対し、「おさるーむは、現在、エリマキキツネザル及びボリビアリスザルが日替わりで使っている。最初のうちは慣れない環境に戸惑う様子もあったが、飼育員の努力により、現在は伸び伸びと過ごしているように見受けられる」との答弁がなされました。

次に、第９款土木費について。

空家対策事業について、「本事業の執行率が非常に低いのはどのような理由によるものか」との質疑に対し、「本事業のうち、空き家の除却に係る補助金は、状態が悪く周囲に悪影響がある特定空家のみを対象としていることから補助金の申請が少なかったものと認識している」との答弁がなされました。

次に、コミュニティバス運行事業について、「北東部ルートの採算率が低いことについて、どのように認識しているのか」との質疑に対し、「採算率については、利用者数は増加しているものの、燃料費や物価高騰等の経費の増加が影響し、採算率が下がってしまうという状況にある。今後、採算率の改善に向けて、コミュニティバス実行委員会において協議していきたいと考えている」との答弁がなされました。

次に、第10款消防費について。

消防救急に関する事業について、「災害出動に関して、不要不急の救急要請を減らすためにどのような活動をしてきたのか」との質疑に対し、「救急要請については各イベントやホームページ、ＳＮＳ等を活用して適正利用を広報している。その点、軽症者の中に本当に救急が必要な人が含まれている場合もあり、過度なアピールによって必要な通報を控えてしまうことにつながる場合もあることから、そのことも加味して適正利用を訴えていく」との答弁がなされました。

次に、「救急安心センターへの相談ダイヤル＃7119に関する啓発や周知活動は行っているのか。いつでも市民の目につくところに置けるような掲示物の作成はしたのか」との質疑に対し、「＃7119については、全国版救急受診アプリ『Q助』と併せて、救命講習や市のホームページ等で市民に周知している。また、掲示については、イベント等でポスターを掲示し周知を図っている」との答弁がなされました。

次に、第11款教育費について。

みらいサポーター事業について、「全ての市立小学校に校内教育支援センターを設置したとのことだが、利用する子どもにはどのような効果があったのか」との質疑に対し、「各学校にみらいサポーターを配置したことで、教室への適応が難しい児童にとって安心できる居場所ができた。また、個別に配慮が必要な児童への支援体制の構築にも効果があったものと認識している」との答弁がなされました。

次に、小学校費及び中学校費の消耗品費のうち学校図書館資料について、「当初予算で小学校が約1,000万円、中学校が約400万円を計上していたが、執行額はどうであったか、また、近隣市と比べて予算額が低いことについて、読書教育に力を入れている本市としてはどのように認識しているのか」との質疑に対し、「執行額については、小学校が約1,040万円、中学校が約380万円と、ほぼ予算どおりの執行となっている。また、図書購入に係る予算額について、他市の状況は認識しており、来年度は予算の増額について関係部署と調整していきたい」との答弁がなされました。

次に、学校給食食物アレルギー等対応補助金について、「予算額に対し、決算額が低くなった要因はどのよう

なものか」との質疑に対し、「決算額が低くなった要因は、当初予算において、アレルギーについては小中学校合わせて対象者を25名、対象日数を185日、ふれんどルームについては対象者を35名、対象日数を100日と見込んでいたが、実際にはアレルギーが18名で約150日、ふれんどルームが11名で約50日と、対象人数及び対象日数ともに見込みを下回ったことによるものである」との答弁がなされました。

次に、部活動地域移行推進事業について、「本事業により教職員の時間外勤務時間はどの程度減少したのか」との質疑に対し、「本事業は土日、祝日の部活動を地域クラブに移行するものであるが、当該クラブの指導者に対し、支払った報酬が961時間分となっている。したがって、従来であれば教職員の負担となっていた土日、祝日の指導時間、961時間分の時間外勤務が減少したものである」との答弁がなされました。

次に、全国国府サミット事業について、「本事業では３ＤＣＧ映像を作成したとのことだが、活用状況、利用者数及び効果についてどのように考えているのか」との質疑に対し、「作成した３ＤＣＧはＡＲ、ＶＲの視聴ができるものとなっており、令和７年度は、遺跡の現地では627回再生されたほか、10月以降は考古博物館でＶＲゴーグルの貸出しを行っており、478名に利用されている。また、利用者からは非常に分かりやすく解説されているといった声もあり、下総国府や国分寺等の理解に効果があったものと認識している」との答弁がなされました。

次に、第12款公債費について。

公債諸費について、「令和７年度は市債の繰上償還を実施したのか。また、実施したのであれば、償還した市債の性質はどのようなものか」との質疑に対し、「繰上償還は過去に借入れを行った金利２％以上の市債について予定どおり実施した。なお、今後二、三年で償還が終わるものについては、今回の繰上償還の対象から除外している」との答弁がなされました。

次に、歳入について。

第１款市民税及び固定資産税について、「不納欠損額と収入未済額が令和６年度からかなり増加しているが、増加した主な要因は何か」との質疑に対し、「不納欠損額の増加については、滞納者の調査を積極的に行った結果、無財産者、生活保護受給者、居所不明者など、徴収することができない滞納者が多数明らかになったためである。また、収入未済額については、令和７年度から市税と国民健康保険税の徴収に関する業務を一括して納税・債権管理課で行ったことに伴い、延滞金を増やさないために、納期限の古いものが多い国民健康保険税から優先して充当した結果、市税のほうが増加したものである」との答弁がなされました。

次に、第20款雑入について、「電力売払い収入額が令和６年度より減額となった理由は何か」との質疑に対し、「本収入はクリーンセンターで発電した電気を売却したものであるが、令和７年度はクリーンセンターが一部停止した期間があり、稼働率が下がったこと、また売電に伴う電力単価が、令和６年度は13.31円であったのに対し、令和７年度は市場価格の低下に伴い11円となったことから１億円程度の減額となったものである」との答弁がなされました。

次に、国民健康保険特別会計について。

法定外繰入金について、「赤字補填を目的とした法定外繰入金は令和12年度までに解消するものとして千葉県から示されているが、令和７年度の本市の法定外繰入金はどの程度だったのか。また、令和６年度と比較してどの程度減らすことができたのか」との質疑に対し、「令和７年度の法定外繰入額は12億8,650万9,656円であり、令和６年度から288万1,777円の減額となっている」との答弁がなされました。

次に、下水道事業会計について。

汚水処理原価について、「監査委員の決算審査意見書に、汚水処理原価が令和６年度から7.1円増加したとあるが、この理由としては、本市が行っている下水道整備に伴う投資などの費用が関連しているのか」との質疑に対

し、「汚水処理原価には、下水道整備のための財源として借り入れた企業債に係る利息などが含まれている。企業債の残高増加に加え、利率上昇により利息が増加していることも原価が上昇した要因の一つと捉えている」との答弁がなされました。

以上申し上げましたほかに、本特別委員会の審査の過程における各委員の指摘、意見等を十二分に踏まえ、令和９年度の予算編成に当たられるよう強く強く要望いたしました。

本特別委員会といたしましては、採決の結果、多数をもって認定すべきものと決しました。

以上、御報告申し上げます。

○大久保たかし議長　これより委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。――質疑がありませんので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の通告がありますので、順次発言を許可いたします。

やなぎ美智子議員。

〔やなぎ美智子議員登壇〕

○やなぎ美智子議員　日本共産党、やなぎ美智子です。会派を代表して、今議会に提出されている認定第１号令和７年度市川市一般会計、特別会計及び公営企業会計決算の認定について、反対の立場で討論します。反対とする主な理由について述べてまいります。

１つ目、新規事業に見合う正規職員の増員が図られておらず、会計年度任用職員は57人も減っていることです。正規職員数は令和７年４月１日3,123人で、令和６年度比較17人の増員、会計年度任用職員はフルタイムと短時間を合わせて令和７年４月１日2,479人で、令和６年度比較で57人の減員です。令和７年度は脱炭素社会の実現を目指し、省エネルギー家電導入促進事業、結婚から子育ての支援の充実施策、結婚準備・新婚生活住まい応援事業、産業・観光の活性化、中山参道活性化事業、教育・学習環境の充実、部活動地域移行推進事業などなどの新規事業がめじろ押しです。新規事業にはそれにふさわしい予算と人員が必要ですが、予算は計上されても人員の増員がされていませんから、そのしわ寄せが職員と市民サービスに来ました。

とりわけ職員への負担が表れているデータとして、令和７年度カウンセリングを受けた職員が327人にも上っている深刻な状況があります。職員ストレスチェックでは、対象者3,512人でチェックを受けた3,467人中、427人が高ストレスと判定されました。新規事業に当たっては、専門職を含め、必要とされる職員数の確保を必須条件とすべきです。公務分野で働く非正規職員のうち、自治体で働く会計年度任用職員が69％と、最も多いとの調査結果も出ています。正規職員の増員、正規を希望する会計年度任用職員の正規職員化への道を広げ、職員が生き生きと働ける職場環境をつくることを最優先するべきです。

２つ目、民間委託が大規模化、長期間化、多分野に拡大していることです。

最初に、クリーンセンターについてです。次期クリーンセンター整備は、設計、建設、維持管理及び運営を一括で発注するＤＢＯ方式で進められています。令和７年度の予算現額約６億6,000万円のうち、決算額は約２億1,000万円、執行率は32.6％で、未執行の４億5,000万円は翌年度に繰り越されました。スケジュールの変更はないとの説明でしたが、多額の予算が計上されているにもかかわらず、進捗状況の説明も不十分です。突然のペットボトルの分別回収に、クリーンセンター費から多岐にわたる流用があったことが決算で判明しました。このことは後ほど指摘します。ＤＢＯ方式は長期契約のため、将来の社会情勢の変化や物価高騰などの対応が難しくなるおそれがあります。

次に、下水道事業についてです。2025年１月28日に発生した埼玉県八潮市の道路陥没事故を受けて、排水機場への下水管を整備するために令和７年度、市の排水機場維持管理事業として約４億円が計上されましたが、決算

額は約２億6,000万円で、約１億2,000万円は翌年度に繰り越されました。鬼高のショップス前など、浸水常襲地域の低地域の浸水被害を軽減させるための排水路整備事業に令和７年度約２億9,000万円が計上されましたが、決算額は半分の約１億4,000万円で、約１億2,000万円が翌年度に繰り越されました。８月の千葉豪雨、台風25号による本市の床上・床下浸水、道路冠水などの甚大な被害に鑑みると、予算を生かした整備事業が最大限実施されていたら被害を減らせたのではないかと思われ、残念です。排水機場維持管理事業、排水路整備事業の予算がいずれも約半分しか使われず、翌年度に繰り越されたことについての説明が求められます。老朽化した下水道管の整備のために、国は自治体の財政負担を伴う下水道法を改正しました。国は、自治体に対する財政支援交付金について、ウォーターＰＰＰ導入が交付要件としています。長期契約原則10年の民間会社頼みのウォーターＰＰＰは後戻りできない上下水道民営化への道です。十分な議論もなく、令和６年度は基礎調査、令和７年度は導入可能性の検討、令和８年度は公募準備のスケジュールへと着々と進めていることに反対です。

次に、生活保護受給者訪問等自立支援事業業務委託と扶養照会についてです。生活保護利用者の自立支援や相談、訪問を行う市川市生活保護受給者訪問等自立支援事業業務委託が継続されていることに反対です。これは、国の地方分権改革提案において市川市が提案した市川市発祥のケースワーク外部委託訪問等業務の取組です。日本共産党は、令和４年６月１日から開始されたこの事業は、生活保護のケースワーカーは福祉事務所に所属する地方公務員社会福祉職であり、プライバシー保護、人権上の配慮など、極めて高い専門性を持つ者が担うべきで、業務委託にはなじまないと一貫して反対してきました。事業の目的として、高齢者など就労支援が不要な生活保護利用者の健康相談など、ケースワーカーが多忙を極めて定期的に訪問することが困難なので、外部に委託して、ワーカーが他の業務に専念できるようにするためとしていました。しかし、令和７年度４月１日、被保護世帯80世帯につき１人のケースワーカー配置が標準とされていますが、生活保護利用世帯6,580世帯に対しケースワーカーは78人で、４人不足しています。

扶養照会については、申請をためらわせるなどの問題があるだけではなく、照会しても扶養が実施されることは極めてまれであることから原則実施しないことを求めてきましたが、相変わらず高い扶養照会率になっています。令和７年度に76万円の経費と職員の時間を費やし実施した扶養照会は、8,017件中7,150件に上りました。そのうち、扶養実施となったのは年間で数件とのことです。扶養照会は原則しないとの方針に切り替えるべきです。

次に、保育園の民営化についてです。公立保育園の民間委託が、老朽化した木造の保育園から順次民営化していくとの既定路線で進められています。令和７年度では北方保育園、大和田保育園、大洲保育園が民営化され、令和７年度末には18施設まで減少しました。公立保育園はコロナ禍でも受入れ体制を確保し、こども誰でも通園制度事業について、日本共産党は問題点を指摘はしていますが、民間で行うことが困難な事業を実施するなど、公的な役割を存分に発揮しています。公立保育園の民営化で会計年度任用職員が令和６年度619人、令和７年度563人で、フルタイム職員15人減、パート職員41人減となっています。民営化の影響を会計年度任用職員が受けているのは重大な問題です。公立保育園には保育の規範を示す役割もあります。令和８年４月１日には中国分保育園が民営化、令和12年には富貴島保育園が閉園、若宮保育園については民営化または統合、閉園が検討されています。公立保育園の民営化や閉園は子育て応援の様々な施策に矛盾します。

３つ目は、新規事業の政策決定プロセスが不透明で、事業実施が準備不足のまま開始されていることです。ペットボトルの分別回収についてです。本市では、令和８年４月１日からペットボトルの分別回収が開始されました。令和７年度当初予算に計上されていなかった事業のために、歳出４、衛生費の中で、ペットボトル分別回収に伴う流用が多岐にわたりました。クリーンセンター費の需用費から51万9,250円の流用、委託料から499万9,000円を流用し、ペットボトル分別収集チラシ印刷配布業務委託料に需用費から621万4,750円を流用し、ペッ

トボトル分別用ネット袋等に充当、令和６年度予算繰越金を充当しました。環境部内の会計処理とはいえ、予算執行上、大変問題があります。

また、突然のことで十分な説明もなく、ネットの不足やごみ回収場所の管理など市民生活への影響も大きく、日本共産党市議団が取り組んだ市民アンケートには多くの声が寄せられました。この声については、廣田議員が６月定例会の一般質問で取り上げました。田中市長が２月４日の記者会見で、４月１日から分別を開始すると発表したことに準備が間に合うのかと不安でしたが、その不安は的中しました。決算からも、会計機関の混乱が読み取れます。今後、このようなことはしないでください。

４つ目です。塩浜親水事業について、スケジュールありきで進めていることです。人工干潟についてです。令和７年度塩浜親水事業では、事前覆砂による周辺海域環境への影響調査を把握するためのモニタリング調査が実施され、顕著な影響がなく、生物の回復傾向を把握することができたとしています。調査委託料と専門家への報償費として約2,230万円が使われました。市は、市民団体からの声は聞いている、年に何回か要望もいただいている、理解いただけず、平行線が続いていると決算委員会で述べました。理解いただけず平行線が続いているという認識があるにもかかわらず、令和８年度は工事の本格実施に向けた予算が計上され、日本共産党はこの予算に反対しました。人工干潟は既存の生物に悪影響を及ぼし、生態系を変化させ、自然環境を破壊する懸念があります。人工干潟事業に係る歳出は認定できません。

５つ目は、デジタル地域通貨推進事業で公平性が確保されていないことです。ＩＣＨＩＣＯについてです。日本共産党は令和７年度市川市一般会計補正予算（第５号）で、物価高騰対応デジタル地域通貨支援金支給に係る諸経費に反対しました。反対の理由は、国から交付された約26億円を速やかに１人5,000円支給するのではなく、ＩＣＨＩＣＯで交付したもので、アプリ登録で1,000円のポイントを付与したものです。店舗数の地域偏在、アプリ登録者数の少なさなどを考えたときに公平性が確保できないからです。市民への支援施策にＩＣＨＩＣＯの活用が既定路線化していることに反対です。

最後に、国民健康保険税滞納業務が財政部の納税・債権管理課に業務移行したことについての懸念を申し上げます。令和７年度、国民健康保険課と国民年金課の統合で国保年金課となり、国保滞納業務が財政部の納税・債権管理課に業務移行しました。令和６年度、保健部の国民健康保険課で滞納していた国保税滞納の財産差押え件数は1,552件で、捜索は17件でした。納税・債権管理課に業務移行した令和７年度は、国保税滞納の財産差押え件数は2,414件で、捜索は19件でした。差押え件数は862件増え、捜索は２件増えました。また、国民健康保険特別会計の赤字分への一般会計からの繰入れは、令和７年度は12億8,657万円で、令和６年度から288万円減少しました。国民健康保険税は地方税法の対象であり、財政部の納税・債権管理課に業務移行したことに異論を唱えるつもりはありません。

しかし、これまで国民健康保険課で対応してきたのには、それなりの理由があったからだと思います。命のパスポート、健康保険証に関わる職員には全人的な多角的視点が求められるからではないでしょうか。税のエキスパートチームに対応を委ね、業務の効率化を図ることは、行政の側からすればメリットかもしれませんが、市民にとってはどうなのか、考える必要があります。

税だけではなく、市の料金は給食費、市営住宅使用料などがあります。市営住宅使用料は市営住宅課などに直接納付です。今後、このような料金の納付窓口を統一し……。

○大久保たかし議長　発言時間が過ぎましたので、発言をやめてください。

○やなぎ美智子議員　はい。以上をもって反対討論を終わります。

○大久保たかし議長　川畑いつこ議員。

〔川畑いつこ議員登壇〕

○川畑いつこ議員　公明党の川畑いつこです。認定第１号令和７年度市川市一般会計、特別会計及び公営企業会計決算の認定について、会派公明党を代表し、賛成の立場から討論を行います。

先ほど委員長から御報告がありましたとおり、決算審査特別委員会において、本決算及び関係書類について慎重に審査を行いました。

初めに、令和７年度は、産後ケアやこども誰でも通園制度などの子育て支援、高齢者補聴器導入費助成、ゴールドシニア事業のチケット75などの高齢者支援、災害時のＴＫＢ確保でのトイレカー整備をはじめとする災害対策、デジタル地域通貨ＩＣＨＩＣＯを利用した物価高騰対策、北東部スポーツ施設整備や帯状疱疹ワクチン接種費用一部助成など、市民の健康保持促進を図りました。また、新たな財源確保として、クラウドファンディングを活用した動植物園施設整備、バス路線廃止に伴う交通不便地域対策として移動プラン75、信篤地域運行にてデマンド型乗合タクシーの実証実験を行うなど、これらは会派公明党の要望が実現、反映されたものであり、施策方針にある集中と選択に基づいた持続可能な行政運営として高く評価するものであります。また、市が行った全国国府サミットでは、全国の国府が置かれた町の首長が一堂に会し、歴史講話などのイベントをはじめとする各種イベント、また、環境省より脱炭素先行地域に選定されるなど、市川市のさらなる発展を目指す年になったことと思います。

それでは、令和７年度決算について評価を行い、意見を述べさせていただきます。

監査委員からの意見では、決算その他関係証憑は法令に適合し、その計数は正確であり、予算の執行等についても、おおむね適正である旨が示されています。

また、一般会計と特別会計を合わせた歳入総額が2,834億5,437万7,903円、過去最高を記録するなど、厳しさの中にも着実な財政運営の成果が見られると考えます。

総務費は、チャレンジドオフィスいちかわでの障がい者雇用や弁護士による内部公益通報外部窓口の設置など、多様性と透明性を高める行政基盤の強化が図られ、また情報システム標準化の着実な推進、ＲＰＡやＡＩ－ＯＣＲなどの導入による年間約9,700時間の業務効率化など、行政ＤＸと持続可能な組織運営の取組を評価いたします。

民生費では、生活困窮者自立支援や重層的支援体制整備事業を通じ、誰一人取り残さない包摂的な地域福祉が着実に前進し、さらに、子ども医療費助成の高校生相当までの拡充や子育て世帯の経済的負担軽減に向けた手厚い施策が展開されたことを評価いたします。

衛生費では、市民の健康寿命の延伸と疾病予防に向け、帯状疱疹ワクチンや子どもインフルエンザ予防接種の費用助成が適切に実施され、また、次期クリーンセンター整備事業の基本設計や地球温暖化対策を推進するスマートハウス普及促進など、環境負担の低減と持続可能な循環型都市の実現に向けた取組を評価いたします。

商工費では、原油価格や物価高騰の影響を受ける中小企業や貨物運送事業者に対し迅速な支援金が交付され、地域経済の下支えが図られました。さらに、デジタル地域通貨ＩＣＨＩＣＯを活用した大規模なポイント還元キャンペーンや、中山参道活性化による地域資源を生かしたにぎわい創出など、地域経済の活性化策を評価いたします。

土木費は、人にやさしい道づくり重点地区整備や無電柱化の推進など、安全で快適な歩行空間の確保が着実に進められ、また雨水排水基本計画に基づく曽谷・高塚排水区等の排水路整備や住宅の耐震診断、改修など、手厚い助成での防災、減災に資する都市基盤整備の取組を評価いたします。

消防費は、常備、非常備消防の連携による迅速な災害対応と救命講習の積極的な展開などにより市民の安全、安心が守られ、さらに老朽化した南消防署の移転に向けた基本実施設計の着手や、無人走行、排煙放水車をはじめとする最新鋭の消防活動用資機材の計画的な整備など、防災体制の強化に向けた取組を評価いたします。

教育費では、全市立小中学校への校内教育支援センターの設置や中学校部活動の地域移行、地域展開が着実に推進され、また大洲小学校の校舎増築や老朽化した小中学校トイレの改修、全ての市立学校における給食費の無償化の継続など、子どもたちの健やかな成長を支える充実した教育環境の整備を行ってこられたことを評価いたします。

国民健康保険特別会計は、被保険者の健康保持と医療費適正化に向けた特定健康診査や各種保健事業が適切に実施されました。医療技術の高度化や高齢化に伴う医療費給付の増大が見込まれる中、適正な賦課徴収と効率的な予算執行に努め、被保険者の負担感に配慮しながら安定的な財政運営と医療体制の維持に注力している点を評価いたします。

下水道事業会計では、老朽化が進む下水道施設の適切な維持管理や浸水被害を軽減するための計画的な管渠布設工事などを着実に実施されました。

収益的収支の適切な管理に加え、消費税等の資本的収支調整や損益勘定留保額を活用した健全な資金補填など、公共インフラの持続可能性を高める経営努力を評価いたします。

令和７年度財務表４表は、貸借対照表や行政コスト計算書等の財務表４表を通じ、市の資産や負債、行政活動に要したコストが適正に開示、管理されています。ストック情報である資産や負債の残高、フロー情報である行政コストや純資産変動などの客観的な数値が適切に把握されており、これらに基づき、中長期的な視点に立った健全で透明性の高い財務マネジメントが着実に実施されていることは、持続可能な行財政運営において極めて重要と考えることから評価いたします。

一般会計と特別会計を合わせた全体会計ベースでは、歳入総額が2,834億5,437万7,903円、歳出総額が2,779億4,380万8,769円となり、実質収支額においても、前年度を上回る着実な黒字を確保した点を高く評価します。限られた財源を市民生活の向上や喫緊の重要施策に対し的確かつ効率的に配分しており、安定した基盤に基づく健全な財政運営がなされていると認められます。資金収支については、本年度、現金預金残高は99億1,200万円となっています。公会計上、現金預金残高の適正規模に関する考え方は示されていませんが、支払いの資金となることから、会計上、資金繰りに窮しない程度の金額であることを考えると100億円程度で推移しており、特に問題はないものと考えます。

以上のことから、市民生活を支える幅広い行政サービスが計画的に実施されており、これらは選択と集中に基づいた持続可能な行政運営として評価するものであります。

その上で、今回の決算審査を通じて明らかになった課題について、今後の行政運営に確実につなげていただくことを求め、決算審査特別委員会にて大場諭議員が指摘していたことを申し上げ、要望いたしますと、第１は不用額の検証です。一般会計では多額の不用額が生じており、不用額そのものを問題とするものではありませんが、契約差金や効率化によって生じたものと、人員不足、事業の遅延や未実施、需要見込みとの差、予算積算の問題などによって生じたものでは、その意味が全く異なることから、不用額を原因別に分析し、特に複数年度にわたって多額の不用額が続いている事業については、事業設計や予算積算そのものを検証し、次年度以降の予算編成に反映すること。

第２は将来の財政負担への対応。クリーンセンター整備運営事業をはじめ、本市には今後、長期間にわたって財政負担が生じる事業があります。また、扶助費等の義務的経費が増加傾向にある中、限られた財源をより効率的、効果的に配分していく必要があり、契約時点で適正を確認して終わるのではなく、物価、人件費、金利、エネルギー価格などの変化と当初想定との差を毎年度検証し、将来世代に過大な負担を残さない持続可能な行財政運営を堅持していくこと。

そして最後に、今回の決算審査を通じて最も申し上げたいのは、決算審査を行政改善につなげる仕組みの確立

です。決算審査は、幾ら使ったかを確認して終わるものではありません。予算を編成し、執行し、決算を行い、監査委員が検証し、議会が審査する。そして、そこで明らかになった問題について原因を分析し、改善し、その結果を次の予算編成へ反映する。つまり予算、執行、決算、監査、議会審査、改善、次年度予算、この循環を実質的に機能させることが重要です。特に監査や議会から指摘された事項については、改善責任者、改善期限、具体的な改善内容を明確にし、改善が完了したこと、さらに再発していないことまで確認する仕組みを構築していただくこと。

以上、令和７年度決算の認定に対し評価を行い、意見を述べさせていただきました。議員各位におかれましては、本決算の認定に賛同賜りますようお願い申し上げます。

以上、会派公明党を代表しての賛成討論といたします。

○大久保たかし議長　とくたけ純平議員。

〔とくたけ純平議員登壇〕

○とくたけ純平議員　とくたけ純平です。認定第１号令和７年度市川市一般会計、特別会計及び公営企業会計決算の認定に反対の立場から討論いたします。私は時間が５分ということですので、本市の行政を支える職員体制が十分に確保され、労働環境の改善と市民サービスの向上につなげられていたかという点に絞って申し上げます。

令和７年４月１日現在で本市の正規職員は3,123名で、前年度から17名増加をしていました。しかし、定数の3,265人に対しては、140人あまり増員できる幅がある状況でした。また、会計年度任用職員は、フルタイムが前年度277人から246人に、パートタイムは前年度2,536人から2,233人へと減少していました。会計年度任用職員は雇用形態上、あるいっときの人数で比較することには限界がある上、人数の増減だけで職員体制の充足、不足を判断することはできないものの、決算審査特別委員会では、想定どおりに配置とならない場合や計画どおり採用できない事態が生じていることが示されました。職員確保に努められた担当職員の皆様には敬意を表しつつ、その上で具体的な事例を申し上げます。

児童虐待相談に関わる職員は29人で、少しずつ増員されてはおりましたが、他自治体と比較するとまだ少ない状況です。幼稚園教諭については12人を募集したものの、採用できたのは６人とのことでした。配置基準は満たしていたとのことですが、必要と見込んだ専門職を計画どおり確保できなかった事例となります。また、生活保護のケースワーカーは6,580世帯に対して78人で、国が示す標準数と比較し、４人不足していたとのことでした。消防職員は定数520人に対し、年度末時点で510人とのことでした。教育センターの教育相談員については、利用希望の多い土曜日に職員を十分配置できず、予約が取りづらい状況が生じていたこと。また、下水道事業における技術職員については、職員を増員できれば浸水対策や未普及対策について、さらにできることがあったという状況が確認できました。市税や国民健康保険税の徴収については、徴税業務の一元化により、前年度の２つの課の合計に比べ、職員数が４名減少したとのことでした。

委員会での質疑では、時効による不納欠損額が増えた要因の１つとして、限られた人員の中で優先順位をつけて対応せざるを得なかったことが挙げられました。

なお、人件費については、一般会計、特別会計を合わせた不用額が10億円を超えています。この全てが欠員によるものではありませんし、あくまで款や項をまたいだ合計ではありますが、実際に計画どおりの職員数を確保できない状況があった中で、人件費予算を職員体制の強化に十分つなげることができていたのかという点には疑問が残ります。

その結果として、職員の労働環境に負担が生じている可能性は否定ができません。職員のストレスチェック委託料に関連し、ストレスチェックを受けた3,467名のうち427名、約12％が高ストレスと判定されていることが分

かりました。また、快適しょくば相談員報償金に関連し、ハラスメントや家庭に関する相談は外部相談が16件、ほかに内部相談が19件あったとのことです。トータルヘルス相談員報償金に関連し、トータルヘルス相談員への相談者は327人に上っています。これら全てが人員不足によるものとするつもりはありませんが、多くの職員が心身の負担や職場上の問題を抱えている状況は重く受け止める必要があります。

また、職員が安心して声を上げられる仕組みという点では、当該年度から内部公益通報の外部窓口が設置されました。これは、職員等が法令違反や規則違反などを知った際に通報、相談するための制度です。しかし、外部の弁護士が担うのは受付までで、その後の受理判断、調査、対応は人事課が行うとのことでした。これでは、外部窓口とは言うものの、職員にとっては相談しづらいことも考えられ、相談、通報の実績はゼロ件とのことでした。独立性や安心感の観点から検証が求められます。

住民サービスの安定と向上のためには必要な職員数を確保し、職員が心身ともに健やかに安心して働ける環境を整えることが重要です。この点が十分であったとは判断できなかったということ、この１点を述べ、認定第１号への反対の討論といたします。

○大久保たかし議長　以上で通告による討論を終わります。

これをもって討論を終結いたします。

これより認定第１号令和７年度市川市一般会計、特別会計及び公営企業会計決算の認定についてを採決いたします。

本決算に対する委員長の報告は認定すべきであるとするものであります。本決算は委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は賛成のボタンを押してください。――ボタンの押し忘れはありませんか。――ないものと認めます。

集計いたします。

賛成者多数であります。よって本決算は委員長の報告のとおり認定することに決定いたしました。

――――――――――――――――――――――――――――――

○大久保たかし議長　日程第３発議第10号日本政府に核兵器禁止条約への署名・批准を求める意見書の提出についてから日程第８発議第15号保育所等保育施設の職員配置基準改善を求める意見書の提出についてまでを一括議題といたします。

お諮りいたします。会議規則第37条第３項の規定により、提案理由の説明を省略することにいたしたいと思います。これに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○大久保たかし議長　起立者多数であります。よって提案理由の説明を省略することは可決されました。

これより質疑に入りますが、ただいまのところ通告がありませんので、質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。会議規則第37条第３項の規定により、委員会の付託を省略することにいたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○大久保たかし議長　御異議なしと認めます。よって委員会の付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入りますが、ただいまのところ通告がありませんので、討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより発議第10号日本政府に核兵器禁止条約への署名・批准を求める意見書の提出についてを採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の方は賛成のボタンを押してください。――ボタンの押し忘れはありませんか。――ないものと認めます。

集計いたします。

賛成者多数であります。よって本案は原案のとおり可決されました。

これより発議第11号「防災庁」発足を見据えた地方自治体との連携強化及び防災体制の抜本的強化を求める意見書の提出についてを採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の方は賛成のボタンを押してください。――ボタンの押し忘れはありませんか。――ないものと認めます。

集計いたします。

賛成者多数であります。よって本案は原案のとおり可決されました。

これより発議第12号化学物質過敏症に関する対策強化を求める意見書の提出についてを採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の方は賛成のボタンを押してください。――ボタンの押し忘れはありませんか。――ないものと認めます。

集計いたします。

賛成者多数であります。よって本案は原案のとおり可決されました。

これより発議第13号ＯＴＣ類似薬の保険給付見直しに関し、必要な医療へのアクセス保障を求める意見書の提出についてを採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の方は賛成のボタンを押してください。――ボタンの押し忘れはありませんか。――ないものと認めます。

集計いたします。

賛成者少数であります。よって本案は否決されました。

これより発議第14号外国人に関する政策における人権保障の原則を堅持することを求める意見書の提出についてを採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の方は賛成のボタンを押してください。――ボタンの押し忘れはありませんか。――ないものと認めます。

集計いたします。

賛成者少数であります。よって本案は否決されました。

これより発議第15号保育所等保育施設の職員配置基準改善を求める意見書の提出についてを採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の方は賛成のボタンを押してください。――ボタンの押し忘れはありませんか。――ないものと認めます。

集計いたします。

賛成者全員であります。よって本案は原案のとおり可決されました。

○大久保たかし議長　日程第９発議第16号いわゆる国保逃れが発覚した太田丈之議員に対する問責決議についてを議題といたします。

地方自治法第117条の規定により、太田丈之議員の退席を求めます。

〔太田丈之議員退席〕

○大久保たかし議長　お諮りいたします。会議規則第37条第３項の規定により、提案理由の説明を省略することにいたしたいと思います。これに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○大久保たかし議長　起立者多数であります。よって提案理由の説明を省略することは可決されました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○大久保たかし議長　質疑がありませんので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。会議規則第37条第３項の規定により、委員会の付託を省略することにいたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○大久保たかし議長　御異議なしと認めます。よって委員会の付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○大久保たかし議長　討論がありませんので、これをもって討論を終結いたします。

これより発議第16号いわゆる国保逃れが発覚した太田丈之議員に対する問責決議についてを採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の方は賛成のボタンを押してください。――ボタンの押し忘れはありませんか。――ないものと認めます。

集計いたします。

賛成者少数であります。よって本案は否決されました。

太田丈之議員に対する除斥を解除いたします。

〔太田丈之議員入場〕

○大久保たかし議長　お諮りいたします。本日、意見書案等が議決されましたが、その条項、字句、数字その他の整理を要するものにつきましては、その整理を議長に委任されたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○大久保たかし議長　御異議なしと認めます。よって条項、字句、数字その他の整理は議長に委任することに決定いたしました。

○大久保たかし議長　日程第10委員会の閉会中継続審査の件を議題といたします。

各委員会において審査中の事件につき、委員長から、会議規則第110条の規定により、お手元に配付いたしました申出書のとおり閉会中の継続審査の申出があります。

お諮りいたします。委員長から申出のとおり閉会中の継続審査に付することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○大久保たかし議長　御異議なしと認めます。よって委員長から申出のとおり閉会中の継続審査に付することに決定いたしました。

○大久保たかし議長　日程第11委員会の閉会中継続調査の件を議題といたします。

各委員会において調査中の事件につき、委員長から、会議規則第110条の規定により、お手元に配付いたしました申出書のとおり閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りいたします。委員長から申出のとおり閉会中の継続調査に付することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○大久保たかし議長　御異議なしと認めます。よって委員長から申出のとおり閉会中の継続調査に付することに

決定いたしました。

○大久保たかし議長　以上をもって本日の会議を閉じます。

これをもって令和８年９月市川市議会定例会を閉会いたします。

午前11時50分閉議・閉会

令和８年９月８日

市議会議長
　大久保　たかし　様

総務委員長　　浅　野　さ　ち

委員会審査報告書

本委員会に付託された事件は、審査の結果下記のとおり決定したので会議規則第109条及び第142条の規定によりご報告いたします。

記

事件番号	件　　名	審査結果	理由又は意見
議案第23号	市川市税条例の一部改正について	可　　決	原案妥当
議案第24号	市川市認可地縁団体印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正について	可　　決	原案妥当
議案第29号	市川市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について	可　　決	原案妥当
議案第30号	令和８年度市川市一般会計補正予算（第３号）のうち本委員会に付託された事項	多数可決	原案妥当
議案第34号	はしご付消防自動車の製造請負契約について	可　　決	原案妥当
議案第35号	市川市消防局消防救急デジタル無線装置の購入について	可　　決	原案妥当
議案第37号	令和８年度市川市一般会計補正予算（第４号）のうち本委員会に付託された事項	可　　決	原案妥当
請願第８－２号	武器見本市「ＤＳＥＩ　Ｊａｐａｎ　2027」への幕張メッセ貸し出しの中止を求める市川市から千葉県への申し入れについての請願	不 採 択 （賛成少数）	願意不適当
請願第８－３号	日本政府に核兵器禁止条約への署名・批准を求める意見書採択を求める請願	採　　択	願意妥当

令和８年９月８日

市議会議長
　　大久保　たかし　様

健康福祉委員長　　つちや　正　順

委員会審査報告書

本委員会に付託された事件は、審査の結果下記のとおり決定したので会議規則第109条の規定によりご報告いたします。

記

事件番号	件　　名	審査結果	理由又は意見
議案第25号	市川市こども発達センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について	可　決	原案妥当
議案第30号	令和８年度市川市一般会計補正予算（第３号）のうち本委員会に付託された事項	可　決	原案妥当
議案第31号	令和８年度市川市介護保険特別会計補正予算（第１号）	可　決	原案妥当
議案第36号	土地持分全部移転登記手続請求事件に関する訴えの提起について	可　決	原案妥当
議案第37号	令和８年度市川市一般会計補正予算（第４号）のうち本委員会に付託された事項	可　決	原案妥当

令和８年９月８日

市議会議長
　　大久保　たかし　様

環境文教委員長　　石原　よしのり

委員会審査報告書

本委員会に付託された事件は、審査の結果下記のとおり決定したので会議規則第109条の規定によりご報告いたします。

記

事件番号	件　　名	審査結果	理由又は意見
議案第30号	令和８年度市川市一般会計補正予算（第３号）のうち本委員会に付託された事項	可　決	原案妥当

令和８年９月８日

市議会議長
　　大久保　たかし　様

建設経済委員長　　中　村　よしお

委員会審査報告書

本委員会に付託された事件は、審査の結果下記のとおり決定したので会議規則第109条の規定によりご報告いたします。

記

事件番号	件　　名	審査結果	理由又は意見
議案第26号	市川市ベンチャービジネス等支援資金融資及び利子補給条例の一部改正について	可　決	原案妥当
議案第27号	市川市景観条例の一部改正について	可　決	原案妥当
議案第28号	市川市自転車等駐車場の設置及び管理に関する条例の一部改正について	可　決	原案妥当
議案第30号	令和８年度市川市一般会計補正予算（第３号）のうち本委員会に付託された事項	可　決	原案妥当
議案第32号	令和８年度市川市下水道事業会計補正予算（第２号）	可　決	原案妥当
議案第33号	護岸更新工事（その２）請負契約について	可　決	原案妥当
議案第37号	令和８年度市川市一般会計補正予算（第４号）のうち本委員会に付託された事項	可　決	原案妥当

令和８年９月 16 日

市議会議長
　大久保　たかし　様

決算審査特別委員長　　加　藤　武　央

委員会審査報告書

本特別委員会に付託された事件は、審査の結果下記のとおり決定したので会議規則第109条の規定によりご報告いたします。

記

事件番号	件　　名	審査結果	理由又は意見
認定第１号	令和７年度市川市一般会計、特別会計及び公営企業会計決算の認定について	多数認定	妥　　当

令和８年９月３０日

市議会議長
　大久保　たかし　様

懲罰特別委員長　　細　田　伸　一

委員会審査報告書

本委員会に付託された「門田直人議員に対する懲罰の件」について、審査の結果、下記のとおり決定したので会議規則第109条の規定によりご報告いたします。

記

1　懲罰事犯の有無
　懲罰を科すべきものでないと認める。

閉会中継続審査申出書

（令和８年９月定例会）

○東京外郭環状道路に関連する特別委員会

東京外郭環状道路に関連する問題に関する調査・検討について

○議会改革特別委員会

議会改革の推進その他議員活動に必要な事項に関する調査・検討について

閉会中継続調査申出書

○総 務 委 員 会

1　人事管理について
2　男女共同参画について
3　総合計画について
4　行政改革について
5　行政組織について
6　広報広聴について
7　財政運営について
8　契約及び工事検査について
9　情報政策について
10　ボランティア支援事業について
11　消防行政及び危機管理対策について
12　他の常任委員会の所管に属さない事項について

○健康福祉委員会

1　保健・医療・福祉行政について
2　高齢者支援について
3　介護保険事業について
4　児童福祉対策について
5　母子（父子）福祉対策について
6　心身障がい者（児）福祉対策について
7　生活保護について
8　霊園、斎場について
9　国民健康保険事業について

○環境文教委員会

1　文化振興について
2　国際交流について
3　スポーツ振興について
4　環境保全、公害対策について
5　ごみ対策について
6　し尿処理対策について
7　学校施設及び管理について
8　教育振興対策について
9　生涯学習について
10　保健体育について

○建設経済委員会

1　商工業行政について
2　労働対策について
3　農水産行政について
4　観光行政について
5　都市計画事業について
6　建築物に係る紛争の調整等について
7　建築行政について
8　土地区画整理事業について
9　都市再開発事業について
10　住宅行政について
11　交通安全対策について
12　一般土木事業について
13　河川対策について
14　下水道事業について
15　みどりの保全及び推進事業について

○議会運営委員会

1　議会の運営に関する事項
2　議会の会議規則、委員会に関する条例等に関する事項
3　議長の諮問に関する事項

会議録署名議員

市川市議会議長	大久保　たかし
市川市議会副議長	にしむた　勲
市川市議会議員	浅野　さち
〃	廣田　徳子

令和６年９月市川市議会定例会会議録正誤表

正　誤　箇　所	正	誤
本　文 436 ページ　16 行目	市立学校	私立学校

令和７年９月市川市議会定例会会議録正誤表

正　誤　箇　所	正	誤
本　文 225 ページ　12　〃	ＤＥＴ	ＤＴＥ
〃　282 ページ　23　〃	ＰＦＯＡ	ＦＦＯＡ
〃　369 ページ　37　〃	寄附につきましては	寄附についつきましては

令和８年２月市川市議会定例会会議録正誤表

正　誤　箇　所	正	誤
本　文 528 ページ　31 行目	選別精度	餞別精度

令和８年６月市川市議会定例会会議録正誤表

正　誤　箇　所	正	誤
目　次　1 ページ　19 行目	市　長　田　中　　甲　……7	市　長　田　中　　甲　……6
本　文　14 ページ　21 行目	敬老祝金	敬老祝い金
〃　14 ページ　25　〃	一部を合わせ	一部を併せ
〃　25　〃　15　〃	障害児通所給付	障がい児通所給付
〃　25　〃　16　〃	障害児通所支援	障がい児通所支援
〃　53　〃　31　〃	グランドデザイン	グラウンドデザイン
〃　62　〃　19　〃	街の明かり	町の明かり
〃　95　〃　35　〃	本件	本県
〃　111　〃　6　〃	にしむた勲副議長	にしむた勲副議長長

〃　120　〃　36　〃	先順位者の	―
〃　173　〃　35　〃	認めてきた本市	認めてき本市
〃　176　〃　36　〃	本件	本県
〃　184　〃　31　〃	立会人	立合人
〃　306　〃　23　〃	差がある	下がる
〃　476　〃　13　〃	不交付団体	交付団体